

立命館八十五年史資料集

第一集

一九八六年二月

立命館史編纂委員会



立命館八十五年史資料集の発刊について

立命館創立八十周年記念事業として発足した立命館史編纂事業は、学内所在の史料調査からはじめ、昨年十一月に「立命館八十五年史略年表」を刊行した。ひき続きここに「立命館八十五年史資料集」第一集を刊行することになった。第二集以下の刊行も準備中である。「略年表」とこの「資料集」を対照させれば、わが学園の沿革のあらかたがうかび上がってくるであろう。

立命館学園の正確な歴史は、「創立百年史」として、周到な準備をもつて編まれるべきである。「立命館創立五十年史」以来、館史編纂事業がまったく中絶されたため、組織的な史料調査・収集が三十年にわたりおこなわれなかった。したがってわれわれはまず学内所在の史料の調査からはじめることを余儀なくされた。もとよりわが学園の歴史は、我が国の学術・教育の歴史の一環であり、さらに広く世界の歴史と文化とのかかわりから考えられねばならない。学園史の史料も、教育制度・行政に関するものもとより、新聞・雑誌をはじめ広く学外に所在する文書・文献を渉獵すべきことはもちろんである。然しそれらの調査は将来の「百年史」編纂にゆずり、今回の「資料集」は取りあえず学内所在の史料を中心として編纂された。広い視野をもつことは必要であるが、まず何よりも手近な学園の史料だけは、それに先だって整理しておかねばならないからである。

「立命館学園八十五年史資料集」第一集は、「学制に関する資料集

および学祖・総長・学長の演説・祝辞等集」となっている。従来、わが学園の学制の沿革は必ずしも明らかでない部分があった。この「資料集」の刊行によって、はじめてそれをほぼ完全に追跡することができるようになったことを喜びたい。さらに戦前わが学園で学術の最高責任者となった総長・学長に、当代一流の自由主義的な学者が多かったことも注目をひく。富井政章、織田 萬、佐々木惣一等の諸先生がそうであった。立命館教学の歴史を考えるさいに、あらためてかえりみるべき事実であろう。演説・祝辞等は、それらの人たちの識見をうかがうことのできるものを配慮して選択したが、何分にもその残り方にムラがあり、戦争末期の学長については、ついにその存在を確認できない場合もあった。

この「資料集」はもとより将来の「百年史」編纂のための基礎史料となることをめざして編纂された。しかし学園の各局部がその業務を遂行するにあたって必要な基礎的資料としても、きわめて有用なものであろう。またこの「資料集」が広く読まれることによって、「立命館史」についての正確な知識が蓄積されることを期待したい。あたかも国際化・情報化へむけて新学部・新学科設置等の画期的な一歩をふみ出そうとしている全立命人に、希望と確信を生み出す力になることこそ、もっとも望ましいことである。

附記

「資料集」はひきつづいて第二集「組織に関する資料集」、第三集「学園課題・政策に関する資料集」を刊行する予定であり、

第四集以下も計画をされている。第一集について、またこれからの「資料集」編纂について御意見のある方は、参考までに編纂委員会まで、お申し出いただきたい。

一九八六年九月

立命館史編纂委員長 岩井忠熊

凡 例

一、「立命館八十五年史資料集」第一集『学制に関する資料集』は「立命館八十五年史略年表」（既刊）の学制に関する年表事項に対応し、年代別に収録した。この関係を示すものとして「立命館学制に関する資料一覧表」（大学の部および中学校・高等学校の部）を掲げた。

なお、「学祖、歴代総長、学長の演説・訓示・祝辞・論説集」は学祖・総長については数編、学長については各一編を集録した。

二、この資料集の資料は立命館の創設時から一九八四（昭五九）年に至る間の主として立命館が保有するものである。

三、資料の収録については、なるべく原資料の体裁を保つよう努め、以下の点を配慮した。

① 各資料について、すべて編集者において表題をつけ、かつ通し番号を付した。なお原資料に表題があるものはこれを再録した。

② 資料が「理事会議事録」「財団法人事業報告」「大学協議会議事録」等から出典を求めたものは、それぞれの冒頭にこの旨を示し、また、「立命館学報、学誌」「学園広報」「学園通信」その他出版物からのものは末尾にこの旨を記した。

③ 原資料のうち、編集者においてその一部を抜粋、省略して掲載したものおよび注記を必要とするもの等については、すべて

（「」によって、「抜粋」、「省略」、「前略」、「中略」、「後略又は以下省略」、「注……」で示した。

学則、諸規程の抜粋は「抄」とした。

なお、掲載資料中に（ ）で示めされているものは原文のものである。

④ 用語、用字、仮名つかい、送りかな、句読点等は、原則として資料原文のままとした。ただし、漢字は原文のものを用いることに努力したが、昭和二五年以降のものについては新字体に改められるものは修正した。

⑤ 資料原文において明らかに誤植、誤字、誤記、欠落などであると判断しうるものは編集者において適宜補正した。また、いづれとも判別しえないものはそのままとし、（ママ）を付した。

目次

立命館学制に関する資料—大学の部

立命館学制に関する資料一覧—大学の部

一 「立命館」と西園寺公望……………	11	一九 私立京都法政大学認可書……………	26
二 立命館沿革と概況……………	12	二〇 私立京都法政大学規則……………	26
三 私立京都法政学校創立の主意……………	17	二一 私立京都法政大学職員講師……………	31
四 私立京都法政学校設立認可書……………	17	二二 「立命館」扁額（西園寺公望書）……………	33
五 私立京都法政学校規則……………	17	二三 財団法人立命館設定許可書……………	33
六 私立京都法政学校講義時間表……………	19	二四 財団法人立命館設立及び名称変更発表式……………	33
七 私立京都法政学校年度末調査表……………	19	二五 私立立命館大学に改称認可書……………	34
八 私立京都法政学校広告……………	20	二六 私立立命館大学規則……………	34
九 京都法学校について……………	21	二七 私立立命館大学職員講師……………	35
一〇 私立京都法政学校第一回卒業式……………	22	二八 私立立命館大学卒業生並びに学生数……………	36
一一 私立京都法政専門学校記事……………	22	二九 私立立命館大学学生募集広告……………	38
一二 私立京都法政専門学校規則……………	22	三〇 立命館大学規則……………	39
一三 私立京都法政専門学校学生入学志願者及び入学者数……………	24	三一 大学令による立命館大学設立認可書……………	43
一四 私立京都法政専門学校年度末調査表……………	24	三二 立命館大学設立認可申請書……………	43
一五 私立京都法政専門学校広告……………	25	三三 立命館大学学則……………	44
一六 私立東方語学校開校……………	25	三四 立命館大学の現況……………	49
一七 私立東方語学校生徒募集広告……………	25	三五 「立命館大学」昇格祝賀会……………	51
一八 私立東方語学校卒業証書……………	26	三六 大学昇格彙報……………	52

三七	立命館高等予備校設置	53
三八	立命館高等予備校廃止	53
三九	立命館大学(専門学校令準拠)を立命館大学専門学部名称並びに学則変更認可願書	53
四〇	立命館大学専門学部、立命館高等予備校学生募集広告	54
四一	立命館大学専門学部学則	55
四二	大学令による大学予科授業開始	58
四三	専門学部文科学科設置の申請	58
四四	大学予科三年制併置	59
四五	法経学部並びに専門学部に商学科増設	59
四六	立命館大学専門学部学則	59
四七	立命館大学学則(学部改組、商学科増設に伴う全面改正)	61
四八	大学予科の二部授業開始	67
四九	立命館大学学則(法経学部、予科に二部(夜間)設置に伴う改正)	67
五〇	専門学部の状況(高等商業科増設)	70
五一	大学(法経学科)並びに専門学部の授業改善	70
五二	立命館大学学則(法経学科に第一、第二課程設置に伴う改正)	70
五三	立命館大学学位規程制定認可書	71
五四	立命館大学学位規程	71
五五	専門学部文科学科の状況(歴史地理科増設)	72
五六	立命館大学学則(法経学部法律学科改組に伴う改正)	73
五七	私立電気工学講習所継承承認書	75
五八	立命館高等工科学校学則	75
五九	立命館日滿高等工科学校の状況	80
六〇	立命館日滿高等工科学校概況	80
六一	立命館日滿高等工科学校用地買収	81
六二	満州国政府委託生徒特別規定	81
六三	立命館日滿高等工科学校に対する満州国政府補助金に関する件	82

六四	立命館日滿高等工科学校規則	82
六五	大学学則変更(法文学部文科学科設置)	88
六六	立命館大学学則(法文学部へ改組に伴う改正)	88
六七	立命館大学専門学部学則(法政学科へ改組に伴う改正)	94
六八	立命館日滿高等工科学校の専門学部工科学科への昇格	98
六九	立命館大学専門学部学則(経済学科設置、日滿高等工科学校の工科学科昇格、理学科設置等に伴う改正)	98
七〇	立命館大学(三学科の名称変更)について	105
七一	立命館大学学則(東亜法政学科、東亜経済学科、東亜文学科および予科三年制へ改組に伴う改正)	105
七二	文部省(専門教育局長)通達「教育ニ関スル戦時非常措置ニ関スル件」	110
七三	「教育ニ関スル戦時非常措置ニ関スル件」について開申	110
七四	立命館大学専門学部学則並びに名称変更認可申請書	111
七五	「立命館大学」の門標を校門に掲出の件	113
七六	立命館専門学校学則	113
七七	専門学校文科学科卒業生の取扱いについて	124
七八	大学学則並びに専門学校学則改正の件認可申請書(戦後初の改正)	125
七九	立命館大学学則(三学科の東亜の冠称廃止、国体学科改組に伴う改正)	127
八〇	立命館専門学校学則(国体科改組)	132
八一	大学学則変更認可申請書(法文学部文科学科に一部設置および漢文学科設置)	140
八二	学部設置申請(法・経・文三学部設置)	142
八三	学部学則変更について(文部省学校教育局長より立命館理事長宛)	144
八四	立命館大学学則(法・経・文三学部設置に伴う改正)	144
八五	立命館大学(学校教育法による)設置認可書	150

八六	大学（学校教育法による）設置認可申請書……………	150	一一〇	立命館専門学校廃止認可申請書……………	198
八七	大学設置認可条件に対する回答……………	151	一一一	立命館大学大学院学則（大学学則より分離制定、修士課程文学研究科地理学専攻増設）……………	199
八八	立命館大学学則（法・経・文学部設置）……………	152	一一二	立命館短期大学廃止認可申請書……………	204
八九	立命館大学理工学部設置認可書……………	160	一一三	立命館短期大学増設要項（博士課程法学研究科公法専攻）……………	205
九〇	理工学部増設認可申請書……………	160	一一四	立命館大学大学院学則（博士課程法学研究科公法専攻増設に伴う改正）……………	205
九一	立命館大学学則（理工学部設置に伴う改正）……………	162	一一五	大学院専攻増設要項（博士課程文学研究科地理学専攻）……………	206
九二	立命館専門学校（臨時）別科規程……………	164	一一六	立命館大学大学院学則（博士課程文学研究科地理学専攻増設に伴う改正）……………	206
九三	立命館大学学則（文学部、心理学・英米文学専攻増設に伴う改正）……………	165	一一七	文学部史学科西洋史学専攻増設要項……………	207
九四	立命館短期大学設置認可書……………	167	一一八	立命館大学学則（文学部西洋史学専攻増設に伴う改正）……………	207
九五	短期大学設置認可指令書等受領書……………	168	一一九	立命館大学大学院学則（文学研究科修士課程英文学専攻、博士課程東洋文学思想専攻増設に伴う改正）……………	209
九六	立命館短期大学学則……………	168	一二〇	旧大学令による立命館大学廃止認可申請書……………	210
九七	立命館短期大学学則（教職課程カリキュラムを中心とする改正）……………	173	一二一	昭和三五年度全学協議会確認事項……………	211
九八	立命館大学大学院設置認可書……………	180	一二二	新学部設置問題についてのまとめ……………	211
九九	大学院設置要項（修士課程、法学・経済学・文学研究科）……………	180	一二三	経営学部設置認可書……………	212
一〇〇	立命館大学学則（法学・経済学・文学研究科設置）……………	182	一二四	経営学部設置要項……………	212
一〇一	昭和二五―二七年度大学、専門学校卒業生数（調）……………	184	一二五	立命館大学学則（経営学部増設に伴う改正）……………	214
一〇二	学校法人立命館寄附行為……………	185	一二六	二部対策要綱……………	216
一〇三	大学院研究科専攻増設認可申請書……………	185	一二七	文学部人文学科増設協議書……………	216
一〇四	大学院研究科専攻増設の一部取下げ申請書……………	187	一二八	立命館大学学則（文学部二部人文学科増設に伴う改正）……………	217
一〇五	立命館大学学則（法学研究科公法専攻、文学研究科日本文学専攻、工学研究科応用化学・電気工学専攻増設に伴う改正）……………	187	一二九	立命館大学大学院学則（修士課程、文学研究科心理学・西洋史学専攻、理工学研究科物理学・機械工学・土木工学専攻増設に伴う改正）……………	220
一〇六	経済学部組織変更認可申請書……………	190	一三〇	理工学部基礎工学科増設協議書……………	223
一〇七	立命館大学学則（経済学部規定改正）……………	192	一三一	立命館大学学則（理工学部二部基礎工学科増設に伴う改正）……………	223
一〇八	立命館大学学則（大学院博士課程法学研究科民法専攻、修士課程文学研究科哲学・日本史学専攻増設に伴う改正）……………	194	一三二	経営学部第二部増設認可申請書……………	225
一〇九	立命館大学（新制）学位規程……………	196			

一三三	立命館大学学則（経営学部二部増設に伴う改正）……………	226	一四三	大学院専攻増設協議書（社会学・文学・理工学研究科専攻増設）……………	238
一三四	大学院経済学研究科専攻増設認可申請書……………	228	一四四	立命館大学大学院学則（社会学研究科修士課程応用社会学専攻、文学研究科博士課程西洋哲学・日本文学専攻、理工学研究科博士課程電気工学専攻増設に伴う改正）……………	239
一三五	立命館大学大学院学則（経済学研究科修士・博士課程経済学専攻増設に伴う改正）……………	229	一四五	立命館大学大学院学則（社会学研究科博士課程応用社会学専攻増設に伴う改正）……………	241
一三六	学園振興基本要綱……………	231	一四六	大学院文学研究科・理工学研究科博士課程増設協議書……………	243
一三七	産業社会学部の設置について……………	231	一四七	大学院制度の改革について……………	245
一三八	新学部増設問題についてのまとめ……………	232	一四八	立命館大学大学院学則（博士課程制による全面改正）……………	246
一三九	産業社会学部設置認可書……………	232			
一四〇	産業社会学部設置要項……………	233			
一四一	立命館大学学則（産業社会学部増設に伴う改正）……………	233			
一四二	立命館大学大学院学則（経営学研究科修士・博士課程企業経営専攻、理工学研究科博士課程物理学・応用化学・機械工学専攻増設に伴う改正）……………	236			
立命館学則に関する資料——中学校・高等学校の部					
一四九	私立清和普通学校設置御願……………	263	一五七	立命館中学規則……………	267
一五〇	私立清和中学校設置申請書……………	263	一五八	立命館中学の教育方針……………	269
一五一	私立清和中学校説置並びに位置選定認可書……………	264	一五九	立命館中学卒業生並びに生徒数……………	270
一五二	立命館中学沿革略……………	265	一六〇	立命館中学職員……………	271
一五三	清和中学校の設立……………	265	一六一	私立立命館中学生徒募集広告……………	271
一五四	私立吉田中学校について……………	266	一六二	私立立命館中学生徒募集広告……………	272
一五五	私立立命館中学設立認可書……………	266	一六三	中学校舎新築 移転……………	272
一五六	私立立命館中学設置者認可書……………	266	一六四	私立立命館中学校名称変更……………	273
					259

学祖・歴代総長・学長、演説・祝辞・論説集

一六五	立命館中学校規則……………	273
一六六	立命館商業学校設置……………	276
一六七	商業学校の設置について……………	277
一六八	立命館商業学校規則……………	278
一六九	立命館中学校補習科規定……………	281
一七〇	立命館夜間中学設立認可書……………	282
一七一	立命館夜間中学規則……………	282
一七二	立命館商業学校夜間部設置認可書……………	285
一七三	立命館商業学校規則（夜間部設置に伴う改正）……………	285
一七四	立命館第二中学校設立認可申請書……………	287
一七五	立命館第二中学校学則……………	288
一七六	中学校名称変更認可書……………	290
一七七	立命館第一中学校学則……………	290
一七八	立命館第四中学校設置……………	292
一七九	立命館第四中学校規則……………	293
一八〇	立命館第三中学校設立認可申請（追伸）……………	296
一八一	立命館第三中学校学則……………	297
一八二	立命館工業学校設置並びに立命館商業学校夜間部廃止申請書……………	299
一八三	立命館工業学校規則……………	300
一八四	立命館工業学校廃止、立命館第四中学校に統合認可書……………	303
一八五	有償制中学校開設開申……………	303
一八六	学制改革に伴う立命館中学校、立命館神山中学校開校……………	303

一八七	新制中学校設置、四ヶ村と委託契約締結……………	303
一八八	立命館中学校学則……………	304
一八九	立命館神山中学校学則……………	306
一九〇	立命館中学校教育方針……………	306
一九一	立命館高等学校設置認可申請書……………	307
一九二	立命館高等学校学則……………	307
一九三	立命館神山高等学校設置認可申請書……………	310
一九四	立命館神山高等学校学則……………	311
一九五	立命館夜間高等学校設置認可申請書……………	312
一九六	立命館夜間高等学校学則……………	312
一九七	立命館神山高等学校学則（商業科設置に伴う改正）……………	316
一九八	立命館夜間高等学校、立命館神山高等学校及び同中学校廃止 に関する認可申請書……………	316
一九九	立命館神山高校・同中学校廃止に関して父母への挨拶状……………	317
二〇〇	中学校、小学校長に対する「学園経営合理化措置」についての 挨拶状……………	317
二〇一	立命館高等学校学則（夜間高等学校・神山高等学校廃止、 立命館高等学校合併に伴う改正）……………	318
二〇二	神山中学校生徒委託契約解除の件……………	319
二〇三	教育事務の委託解除について（京都市教育委員会）……………	320
二〇四	立命館高等学校定時制課程廃止……………	320
二〇五	立命館高等学校学則（定時制課程廃止に伴う改正）……………	320

二〇六	西園寺公望・財団法人立命館設立及び名称変更発表式祝辞……………	321
二〇七	西園寺公望・創立三十五年記念祝賀会祝電……………	321

二〇八	中川小十郎館長・財団法人立命館設立及び名称変更発表式 演説……………	321
-----	---------------------------------------	-----

二〇九	中川小十郎館長・立命館大学昇格祝賀会演説……………	328	二三〇	末川博総長・昭和四十年卒業式祝辞……………	351
二一〇	中川小十郎館長・昭和四年度卒業式演説……………	331	二三一	武藤守一総長事務取扱・全教職員、学生への訴え……………	352
二一一	中川小十郎総長・昭和八年度新入生訓示……………	334	二三二	武藤守一総長・父兄への挨拶……………	356
二一二	中川小十郎総長・昭和十一年卒業式演説……………	337	二三三	細野武男総長・「教学の現状と課題」……………	359
二一三	富井政章学長・財団法人立命館設立及び名称変更発表式祝辞……………	341	二三四	細野武男総長・「学園運営と財政民主化について理解を」……………	360
二一四	田島錦治学長・昭和四年度卒業式式辞……………	341	二三五	細野武男総長・新学年度挨拶……………	362
二一五	佐々木惣一学長・昭和九年度専門部第二部入学式訓話……………	342	二三六	天野和夫総長・一九七八年度卒業式祝辞……………	364
二一六	織田萬学長・昭和十一年卒業式式辞……………	344	二三七	天野和夫総長・広小路学舎閉校祭典挨拶……………	366
二一七	末川博学長・「民主主義と学園生活」……………	345	二三八	天野和夫総長・立命館学園創立八十周年、大学衣笠移転完成 記念式典式辞……………	367
二一八	末川博総長・「未来を指し前進」……………	347			
二一九	末川博総長・昭和二十九年新入生訓示……………	349			

立命館史編纂委員会名簿…………… 371

立命館学制に関する資料—大学の部

立命館学制に関する資料一覽—大学の部

総長	学長	年	代	事	項	資	料	掲載頁
監学 川中 郎十小	長校 井富 章政	一九〇〇(明三)	五・一九	西園寺公望、邸内(京都御所内)に私塾「立命館」を設立。	一 「立命館」と西園寺公望……………	11		
		一九〇〇(明三)	五・一九	中川小十郎(創立者)、「私立京都法政学校」設立—法律科・政治科(法律、政治、経済を授業)、三年制。	二 立命館沿革と概況……………	12		
			六・四	上京区三本木、元清輝桜に仮校舎を設け夜間授業開始。	三 私立京都法政学校創立の主意……………	17		
		一九〇二(明四)	三・三〇	上京区清和院口寺町東入に校舎新築移転(広小路学舎)。	四 私立京都法政学校設立認可書……………	17		
		一九〇三(明六)	九・二七	専門学校令により「私立京都法政専門学校」に組織変更(認可)(一〇・一施行)—法律科・行政科・経済科(三年制)、高等研究科(一—三年制)。	五 私立京都法政学校規則……………	17		
			一〇・一	「東方語学校」付設—主として清国語・露語教授(明四一・一二・三閉鎖)。	六 私立京都法政学校講義時間表……………	19		
		一九〇四(明七)	九・三	専門学校令により「私立京都法政大学」設立(認可)—大学に大学部(法律学科・経済学科三年制、予科一年五ヶ月制)、専門学部(法律科、経済科、高等研究科)を置く、大学部昼間制、専門学部夜間制。	七 私立京都法政学校年度末調査表……………	19		
					八 私立京都法政学校校告……………	20		
					九 京都法学校について……………	21		
					一〇 私立京都法政学校第一回卒業式……………	22		
					一一 私立京都法政専門学校記事……………	22		
					一二 私立京都法政専門学校規則……………	22		
					一三 私立京都法政専門学校学生入学志願者及び入学者数……………	24		
					一四 私立京都法政専門学校年度末調査表……………	24		
					一五 私立京都法政専門学校校告……………	25		
					一六 私立東方語学校開校……………	25		
					一七 私立東方語学校生徒募集広告……………	25		
					一八 私立東方語学校卒業証書……………	26		
					一九 私立京都法政大学認可書……………	26		
					二〇 私立京都法政大学規則……………	26		
					二一 私立京都法政大学職員講師……………	31		

一九五(明六) 四・	西園寺公望候爵より「立命館」の名称継承の許諾を受ける。	二二 「立命館」扁額(西園寺公望書)……………	33
一九三(大ニ) 三・三	創立者中川小十郎、その事業と財産を提供し「財団法人立命館」設立(認可)。	二三 財団法人立命館設定許可書……………	33
三・一〇	私立京都法政大学を「私立立命館大学」と改称(認可)。	二四 財団法人立命館設立及び名称変更発表式……………	33
一九九(大八) 七・二九	私立立命館大学を「立命館大学」と改称(認可)―大学部(法律科・経済科、予科二年制)、専門部(法律科・経済科、高等研究科)を置く。	二五 私立立命館大学に改称認可書……………	34
一九三(大ニ) 六・五	大学令(旧制)による「立命館大学」に昇格(認可)―大学に法学部(法律学科、経済学科)、研究科、予科(二年制)、昼間制を置く。	二六 私立立命館大学規則……………	34
一九三(大ニ) 一・三五	専門学校令による予科廃止―立命館高等予備校(一年制)付設(認可)(昭和四・五・一三予備校廃止認可)。	二七 私立立命館大学職員講師……………	35
四・七	大学令による予科(二年制)開設。	二八 私立立命館大学卒業生並びに学生数……………	36
一九五(大四) 一・七	専門学校令による「立命館大学」廃止(認可)。	二九 私立立命館大学学生募集広告……………	38
		三〇 立命館大学規則……………	39
		三一 大学令による立命館大学設立認可書……………	43
		三二 立命館大学設立認可申請書……………	43
		三三 立命館大学学則……………	44
		三四 立命館大学の現況……………	49
		三五 「立命館大学」昇格祝賀会……………	51
		三六 大学昇格彙報……………	52
		三七 立命館高等予備校設置……………	53
		三八 立命館高等予備校廃止……………	53
		三九 立命館大学(専門学校令準拠)を立命館大学専門学部に名称並びに学則変更認可願書……………	53
		四〇 立命館大学専門学部、立命館高等予備校学生募集広告……………	54
		四一 立命館大学専門学部学則……………	55
		四二 大学令による大学予科授業開始……………	58

一九四〇	五八	長学 中田	郎太昌	長学 井松	興元
一九三九(昭四) 三三〇			一九四一(昭二六) 二・三五	一九四一(昭二六) 三・三七	一九四三(昭一八) 三・二五
立命館高等工科学校を「立命館日滿高等工科学校」に改組(認可)―機械工学・電気工学(以上一・二部)・応用化学・採鉱冶金・建設工学・自動車工学・航空発動機(以上一部)・二年制(ただし昭一六年入学三年制、昭一六年自動車・航空発動機募集停止)。四・一六 北区等持院、新学舎にて開校。	五九 立命館日滿高等工科学校の状況……………	六〇 立命館日滿高等工科学校概況……………	六一 立命館日滿高等工科学校用地買収……………	六二 満州国政府委託生徒特別規定……………	六三 立命館日滿高等工科学校に対する満州国政府補助金に関する件……………
六四 立命館日滿高等工科学校規則……………	六五 立命館日滿高等工科学校の専門学部工学科への昇格……………	六六 立命館大学専門学部則(経済学科設置、日滿高等工科学校の工学科昇格、理学科設置等に伴う改正)……………	六七 立命館大学専門学部則(法政学科へ改組に伴う改正)……………	六八 立命館大学(三学科の名称変更)について……………	六九 立命館大学(東亜法政学科、東亜経済学科、東亜文学科および子科三年制へ改組に伴う改正)……………
80	80	81	81	82	105
一九四三(昭一八) 三・二五					
立命館日滿高等工科学校を「立命館日滿高等工科学校」に改組(認可)―機械工学・電気工学(以上一・二部)・応用化学・採鉱冶金・建設工学・自動車工学・航空発動機(以上一部)・二年制(ただし昭一六年入学三年制、昭一六年自動車・航空発動機募集停止)。四・一六 北区等持院、新学舎にて開校。	五九 立命館日滿高等工科学校の状況……………	六〇 立命館日滿高等工科学校概況……………	六一 立命館日滿高等工科学校用地買収……………	六二 満州国政府委託生徒特別規定……………	六三 立命館日滿高等工科学校に対する満州国政府補助金に関する件……………
六四 立命館日滿高等工科学校規則……………	六五 立命館日滿高等工科学校の専門学部工学科への昇格……………	六六 立命館大学専門学部則(経済学科設置、日滿高等工科学校の工学科昇格、理学科設置等に伴う改正)……………	六七 立命館大学専門学部則(法政学科へ改組に伴う改正)……………	六八 立命館大学(三学科の名称変更)について……………	六九 立命館大学(東亜法政学科、東亜経済学科、東亜文学科および子科三年制へ改組に伴う改正)……………
80	80	81	81	82	105

博	長末 川	一九四六 二〇	長中 事務 長太 取幹	一九四五 一〇	長川 学末 博	一九四五 二〇	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="907 317 1229 505"> <p>一九四四(昭一九) 三・〇〇</p> <p>教育に関する戦時非常措置方策に関する文部省通達により専門学部を「立命館専門学校」に改組(認可)——法経学科(法律科・経済科)一、二部、文学科(国語漢文科・歴史地理科・国体科)二部、工学科(機械科・電気科・化学工業科・採鉱冶金科・土木科)一部、理学科(数学科・物理科・化学科・地質鉱物科)一・二部(地質鉱物一部のみ)を置く。</p> </td> <td data-bbox="907 513 1229 976"> <p>一九四五(昭二〇) 四・</p> <p>専門学校文学科に一部開設。</p> <p>大学法文学部三学科の東亜の冠称を除き、法政学科、経済学科、文学科(哲学科・史学科・国文学科・地理学科)に改組(認可)——法政・経済学科一・二部、文学科二部、予科二年制二部、研究科。</p> <p>専門学校に法経学科(法政科・経済科)、文学科(古典科・歴史科・地理科)、工学科(機械科・電気科・化学工業科・採鉱冶金科・土木科)、理学科(数学科・物理科・化学科・地質鉱物科)を置く(認可)——法経・文学科は一・二部、工学科は一部、理学科は一・二部(地質鉱物一部のみ)。</p> </td> <td data-bbox="907 983 1229 1744"> <p>七二 文部省(専門教育局長) 通達「教育ニ関スル戦時非常措置ニ関スル件」……………110</p> <p>七三 「教育ニ関スル戦時非常措置ニ関スル件」について開申……………110</p> <p>七四 立命館大学専門学部学則並びに名称変更認可申請書……………111</p> <p>七五 「立命館大学」の門標を校門に掲出の件……………113</p> <p>七六 立命館専門学校学則……………113</p> <p>七七 専門学校文学科卒業生の取扱いについて……………124</p> <p>七八 大学学則並びに専門学校学則改正の件認可申請書(戦後初の改正)……………125</p> <p>七九 立命館大学学則(三学科の東亜の冠称廃止、国体学科改組に伴う改正)……………127</p> <p>八〇 立命館専門学校学則(国体科改組)……………132</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 317 900 505"> <p>一九四七(昭二一) 四・</p> <p>専門学校文学科古典科を国語科に改称。</p> </td> <td data-bbox="352 513 900 976"> <p>一九四八(昭二二) 五・五</p> <p>法文学部文学科に漢文学科、五科に一部設置(認可)。</p> <p>法文学部を法学部、経済学部、文学部(哲学科・史学科・国文学科・地理科・漢文学科)の三学部、一・二部を置く(総合大学に改組(認可))。</p> </td> <td data-bbox="352 983 900 1744"> <p>(資料・七七)</p> <p>八一 大学学則変更認可申請書(法文学部文学科に一部設置および漢文学科設置)……………140</p> <p>八二 学部設置申請(法・経・文三学部設置)……………142</p> <p>八三 学部学則変更について(文部省学校教育局長より立命館理事長宛)……………144</p> <p>八四 立命館大学学則(法・経・文三学部設置に伴う改正)……………144</p> </td> </tr> </table>	<p>一九四四(昭一九) 三・〇〇</p> <p>教育に関する戦時非常措置方策に関する文部省通達により専門学部を「立命館専門学校」に改組(認可)——法経学科(法律科・経済科)一、二部、文学科(国語漢文科・歴史地理科・国体科)二部、工学科(機械科・電気科・化学工業科・採鉱冶金科・土木科)一部、理学科(数学科・物理科・化学科・地質鉱物科)一・二部(地質鉱物一部のみ)を置く。</p>	<p>一九四五(昭二〇) 四・</p> <p>専門学校文学科に一部開設。</p> <p>大学法文学部三学科の東亜の冠称を除き、法政学科、経済学科、文学科(哲学科・史学科・国文学科・地理学科)に改組(認可)——法政・経済学科一・二部、文学科二部、予科二年制二部、研究科。</p> <p>専門学校に法経学科(法政科・経済科)、文学科(古典科・歴史科・地理科)、工学科(機械科・電気科・化学工業科・採鉱冶金科・土木科)、理学科(数学科・物理科・化学科・地質鉱物科)を置く(認可)——法経・文学科は一・二部、工学科は一部、理学科は一・二部(地質鉱物一部のみ)。</p>	<p>七二 文部省(専門教育局長) 通達「教育ニ関スル戦時非常措置ニ関スル件」……………110</p> <p>七三 「教育ニ関スル戦時非常措置ニ関スル件」について開申……………110</p> <p>七四 立命館大学専門学部学則並びに名称変更認可申請書……………111</p> <p>七五 「立命館大学」の門標を校門に掲出の件……………113</p> <p>七六 立命館専門学校学則……………113</p> <p>七七 専門学校文学科卒業生の取扱いについて……………124</p> <p>七八 大学学則並びに専門学校学則改正の件認可申請書(戦後初の改正)……………125</p> <p>七九 立命館大学学則(三学科の東亜の冠称廃止、国体学科改組に伴う改正)……………127</p> <p>八〇 立命館専門学校学則(国体科改組)……………132</p>	<p>一九四七(昭二一) 四・</p> <p>専門学校文学科古典科を国語科に改称。</p>	<p>一九四八(昭二二) 五・五</p> <p>法文学部文学科に漢文学科、五科に一部設置(認可)。</p> <p>法文学部を法学部、経済学部、文学部(哲学科・史学科・国文学科・地理科・漢文学科)の三学部、一・二部を置く(総合大学に改組(認可))。</p>	<p>(資料・七七)</p> <p>八一 大学学則変更認可申請書(法文学部文学科に一部設置および漢文学科設置)……………140</p> <p>八二 学部設置申請(法・経・文三学部設置)……………142</p> <p>八三 学部学則変更について(文部省学校教育局長より立命館理事長宛)……………144</p> <p>八四 立命館大学学則(法・経・文三学部設置に伴う改正)……………144</p>
<p>一九四四(昭一九) 三・〇〇</p> <p>教育に関する戦時非常措置方策に関する文部省通達により専門学部を「立命館専門学校」に改組(認可)——法経学科(法律科・経済科)一、二部、文学科(国語漢文科・歴史地理科・国体科)二部、工学科(機械科・電気科・化学工業科・採鉱冶金科・土木科)一部、理学科(数学科・物理科・化学科・地質鉱物科)一・二部(地質鉱物一部のみ)を置く。</p>	<p>一九四五(昭二〇) 四・</p> <p>専門学校文学科に一部開設。</p> <p>大学法文学部三学科の東亜の冠称を除き、法政学科、経済学科、文学科(哲学科・史学科・国文学科・地理学科)に改組(認可)——法政・経済学科一・二部、文学科二部、予科二年制二部、研究科。</p> <p>専門学校に法経学科(法政科・経済科)、文学科(古典科・歴史科・地理科)、工学科(機械科・電気科・化学工業科・採鉱冶金科・土木科)、理学科(数学科・物理科・化学科・地質鉱物科)を置く(認可)——法経・文学科は一・二部、工学科は一部、理学科は一・二部(地質鉱物一部のみ)。</p>	<p>七二 文部省(専門教育局長) 通達「教育ニ関スル戦時非常措置ニ関スル件」……………110</p> <p>七三 「教育ニ関スル戦時非常措置ニ関スル件」について開申……………110</p> <p>七四 立命館大学専門学部学則並びに名称変更認可申請書……………111</p> <p>七五 「立命館大学」の門標を校門に掲出の件……………113</p> <p>七六 立命館専門学校学則……………113</p> <p>七七 専門学校文学科卒業生の取扱いについて……………124</p> <p>七八 大学学則並びに専門学校学則改正の件認可申請書(戦後初の改正)……………125</p> <p>七九 立命館大学学則(三学科の東亜の冠称廃止、国体学科改組に伴う改正)……………127</p> <p>八〇 立命館専門学校学則(国体科改組)……………132</p>											
<p>一九四七(昭二一) 四・</p> <p>専門学校文学科古典科を国語科に改称。</p>	<p>一九四八(昭二二) 五・五</p> <p>法文学部文学科に漢文学科、五科に一部設置(認可)。</p> <p>法文学部を法学部、経済学部、文学部(哲学科・史学科・国文学科・地理科・漢文学科)の三学部、一・二部を置く(総合大学に改組(認可))。</p>	<p>(資料・七七)</p> <p>八一 大学学則変更認可申請書(法文学部文学科に一部設置および漢文学科設置)……………140</p> <p>八二 学部設置申請(法・経・文三学部設置)……………142</p> <p>八三 学部学則変更について(文部省学校教育局長より立命館理事長宛)……………144</p> <p>八四 立命館大学学則(法・経・文三学部設置に伴う改正)……………144</p>											

同上

一五(昭三) 三三	一五(昭六) 二二五	三	三二四	三二四	三二四	四二	一九四九(昭四) 二二二	三二五
大学院修士課程に法学研究科公法専攻(全・定)、文学研究科日本文学専攻(全・定)、工学研究科応用化学・電気工学専攻を増設(認可)。	財団法人立命館を「学校法人立命館」へ組織変更(認可、三・一〇登記)。	新制大学(法・経・文学部)第一回卒業(理工学部は昭二七・三)。	大学院修士課程に法学研究科民法専攻、経済学研究科経済政策専攻、文学研究科東洋思想専攻を設置(認可)——全日制、定時制。	「立命館短期大学」(一・二部)設置(認可)——法政科、商科、文科(国語・英語専攻科)、工科(応用化学・電気工学・機械工学・土木工学専攻科、化・電・機一部のみ)。	文学部、哲学部に心理学専攻、文学部に英米文学専攻(一・二部)を増設(認可)。	専門学校に(臨時)別科一年制開設。	(新制)理工学部(数学物理科・化学科・電気工学科・機械工学科・土木工学科)一部を設置(認可)。三・二五 二部設置(認可)。	学校教育法による(新制)「立命館大学」設立、法学部・経済学部・文学部を設置(認可)——文学部に哲学科(哲学専攻)、文学科(日本文学・中国文学専攻)、史学科(日本史学・東洋史学専攻)、地理学科(地理学専攻)を置く。各学部一・二部開設。
一〇三 一〇四	一〇二	一〇一	九八 九九 一〇〇	九四 九五 九六 九七	九三	九二	八九 九〇 九一	八五 八六 八七 八八
大学院研究科専攻増設認可申請書…………… 大学院研究科専攻増設の一部取下げ申請書……………	学校法人立命館寄附行為……………	昭和二五〜二七年度大学、専門学校卒業生数(調)……………	立命館大学大学院設置認可書…………… 大学院設置要項(修士課程、法学・経済学・文学研究科)…………… 立命館大学学則(法学・経済学・文学研究科設置)……………	立命館短期大学設置認可書…………… 短期大学設置認可指令書等受領書…………… 立命館短期大学学則…………… 立命館短期大学学則(教職課程カリキュラムを中心とする改正)……………	立命館大学学則(文学部、心理学・英米文学専攻増設に伴う改正)……………	立命館専門学校(臨時)別科規程……………	立命館大学理工学部設置認可書…………… 理工学部増設認可申請書…………… 立命館大学学則(理工学部設置に伴う改正)……………	立命館大学(学校教育法による)設置認可書…………… 大学(学校教育法による)設置認可申請書…………… 大学設置認可条件に対する回答…………… 立命館大学学則(法・経・文学部設置)……………
187 185	185	184	182 180 180	167 168 168 173	165	164	160 160 162	152 151 150 150

一九五(昭三) 三・三一	旧大学令による立命館大学廃止〔認可〕一文部省令に基づく旧研究科の存続期限満了による。	二二〇 旧大学令による立命館大学廃止認可申請書……………	210
一九六(昭三) 三・三一	攻を、修士課程に文学研究科英文学専攻を増設〔認可〕。	二一九 立命館大学大学院学則〔文学研究科修士課程英文学専攻、博士課程東洋文学思想専攻増設に伴う改正〕……………	209
一九七(昭三) 三・三三	増設〔認可〕。	二一八 立命館大学学則〔文学部西洋史学専攻増設に伴う改正〕……………	207
一九八(昭三) 三・三三	増設〔認可〕。	二一七 文学部史学科西洋史学専攻増設要項……………	207
一九九(昭三) 三・三一	設〔認可〕。	二一六 立命館大学大学院学則〔博士課程文学研究科地理学専攻増設に伴う改正〕……………	206
二〇〇(昭三) 三・三〇	〔認可〕。	二一五 大学院専攻増設要項〔博士課程文学研究科地理学専攻〕……………	206
二〇一(昭三) 三・三一	集停止。	二一四 立命館大学大学院学則〔博士課程法学研究科公法専攻増設に伴う改正〕……………	205
二〇二(昭三) 三・三一	立命館短期大学を廃止〔昭二十七年より募集停止〕。	二一三 大学院専攻増設要項〔博士課程法学研究科公法専攻〕……………	205
二〇三(昭三) 三・三〇	設〔認可〕。	二一二 立命館短期大学廃止認可申請書……………	204
二〇四(昭三) 三・三〇	増設〔認可〕。	二一一 立命館大学大学院学則〔大学学則より分離制定、修士課程文学研究科地理学専攻増設〕……………	199
二〇五(昭三) 三・三〇	増設〔認可〕。	二一〇 立命館専門学校廃止認可申請書……………	198
二〇六(昭三) 三・三〇	増設〔認可〕。	二〇九 立命館大学〔新制〕学位規程……………	196
二〇七(昭三) 三・三〇	増設〔認可〕。	二〇八 立命館大学学則〔大学院博士課程法学研究科民法専攻、修士課程文学研究科哲学・日本史学専攻増設に伴う改正〕……………	194
二〇八(昭三) 三・三〇	増設〔認可〕。	二〇七 立命館大学学則〔経済学部規定改正〕……………	192
二〇九(昭三) 三・三〇	増設〔認可〕。	二〇六 経済学部組織変更認可申請書……………	190
二一〇(昭三) 三・三〇	増設〔認可〕。	二〇五 立命館大学学則〔法学研究科公法専攻、文学研究科日本文学専攻、工学研究科応用化学・電気工学専攻増設に伴う改正〕……………	187

一九六(昭三七) 一・二〇	経営学部(一部)を設置〔認可〕。	<ul style="list-style-type: none"> 一一一 昭和三五年度全学協議会確認事項…………… 一一二 新学部設置問題についてのまとめ…………… 一一三 経営学部設置認可書…………… 一一四 経営学部設置要項…………… 一一五 立命館大学学則(経営学部増設に伴う改正)……………
一九六(昭三六) 三・二〇	<ul style="list-style-type: none"> 二〇 二部改革に関連して文学部人文学科(二部)設置〔承認〕―既設九専攻の二部学生募集停止。 	<ul style="list-style-type: none"> 一一六 二部対策要綱…………… 一一七 文学部人文学科増設協議書…………… 一一八 立命館大学学則(文学部二部人文学科増設に伴う改正)…………… 一一九 立命館大学大学院学則(修士課程、文学研究科心理学 西洋史学専攻、理工学研究科物理学・機械工学・土木工学専攻増設に伴う改正)……………
一九六(昭三五) 三・二六	<ul style="list-style-type: none"> 三三 大学院修士課程に文学研究科心理学・西洋史学専攻、理工学研究科物理学・機械工学・土木工学専攻を増設〔承認〕。 	<ul style="list-style-type: none"> 一二〇 理工学部基礎工学科増設協議書…………… 一二一 立命館大学学則(理工学部二部基礎工学科増設に伴う改正)…………… 一二二 経営学部第二部増設認可申請書…………… 一二三 立命館大学学則(経営学部二部増設に伴う改正)…………… 一二四 大学院経済学研究科専攻増設認可申請書…………… 一二五 立命館大学大学院学則(経済学研究科修士・博士課程経済学専攻増設に伴う改正)……………
一九六(昭三二) 一・二二	<ul style="list-style-type: none"> 一五 理工学部基礎工学科(二部)設置〔承認〕―既設五学科の二部学生募集停止。 	<ul style="list-style-type: none"> 一二六 学園振興基本要綱…………… 一二七 産業社会学部の設置について…………… 一二八 新学部増設問題についてのまとめ…………… 一二九 産業社会学部設置認可書…………… 一三〇 産業社会学部設置要項…………… 一三一 立命館大学学則(産業社会学部増設に伴う改正)……………
一九六(昭三〇) 一・二五	<ul style="list-style-type: none"> 三三 大学院修士・博士両課程に経済学研究科経済学専攻を増設〔承認〕―既設修士課程経済政策専攻の学生募集停止。 	<ul style="list-style-type: none"> 一三二 立命館大学学則…………… 一三三 立命館大学大学院学則…………… 一三四 立命館大学大学院学則(経済学研究科修士・博士課程経済学専攻増設に伴う改正)……………
一九六(昭二九) 一・二五	<ul style="list-style-type: none"> 一五 産業社会学部(一部)を設置〔認可〕。 	<ul style="list-style-type: none"> 一三五 立命館大学学則…………… 一三六 立命館大学学則(経営学研究科修士・博士課程企業経営専攻、理工学研究科博士課程物理学・応用化学・機械工学専攻増設に伴う改正)……………
一九六(昭二八) 三・二六	<ul style="list-style-type: none"> 四〇 一部経済・経営両学部衣笠学舎に移転。 	<ul style="list-style-type: none"> 一三七 立命館大学学則…………… 一三八 立命館大学学則…………… 一三九 立命館大学学則…………… 一四〇 立命館大学学則……………
一九六(昭二七) 三・二六	<ul style="list-style-type: none"> 四一 一部経済・経営両学部衣笠学舎に移転。 	<ul style="list-style-type: none"> 一四一 立命館大学学則…………… 一四二 立命館大学学則……………

雄武	岡谷	長谷	一六五	一六五	夫和	長野	野天	七二	男武	長野	野細	二二	二九	取人	務察	事藤	長近	一守	長藤	二七
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
			一九二(昭五) 三三	一九二(昭五) 三三		九・二〇		四・二			一九六(昭五) 四・二	一九六(昭五) 四・二		一九四(昭四) 三・六		一九三(昭四) 四・六		一九七(昭四) 三・三〇	一九七(昭四) 三・三〇	一九七(昭五) 四・
			法学部、衣笠学舎へ移転—全学の衣笠学舎移転完成(広小路学舎閉校)。		院北町五十六の一(認可)。	本部衣笠学舎へ移転—法人所在地、北区等持	は修士課程)・後期課程	度による大学院発足—博士課程前期課程(または修士課程)・後期課程	の学生募集停止。		大学院博士課程に文学研究科史学専攻、理工学研究科土木工学専攻を増設(承認)—既設修士課程文学研究科日本史学専攻、西洋史学専攻	文学部・二部全学部、衣笠学舎に移転	大学院博士課程に社会学研究科応用社会学専攻を増設(承認)。	大学院博士課程に社会学研究科応用社会学専攻を増設(承認)。	文学専攻に名称変更(承認)。	大学院修士課程文学研究科英文学専攻を英米文学専攻に名称変更(承認)。		産業社会学部衣笠学舎に移転。	大学院博士課程に文学研究科西洋哲学、日本文学専攻、理工学研究科電気工学専攻を、修士課程に社会学研究科応用社会学専攻を増設(承認)。	
							一四七 大学院制度の改革について……………	一四七 大学院制度の改革について……………			一四六 大学院文学研究科・理工学研究科博士課程増設協議書……………		一四五 立命館大学大学院学則(社会学研究科博士課程増設に伴う改正)……………	一四五 立命館大学大学院学則(社会学研究科博士課程増設に伴う改正)……………				一四三 大学院専攻増設協議書(社会学・文学・理工学研究科専攻増設)……………	一四三 大学院専攻増設協議書(社会学・文学・理工学研究科専攻増設)……………	
							246	245			243		241				239	238		

一 「立命館」と西園寺公望

藤井松一・「西園寺公望文書について」〔抜粋〕

一、幕末維新期の西園寺公望

〔前略〕

西園寺が京都御所内の邸に家塾「立命館」を開いたのは、京都に帰った一八六九年（明治二）七月以後のことである。「立命館 明治二年秋九月廿三日 藤原公望」という扁額（立命館学宝）があるので、ここでは一応、立命館開塾の年月を一八六九年九月としておく。白柳秀湖著「西園寺公望伝」（日本評論社、一九二九年刊）には、「西園寺公は十一月二十八日を以て会津の陣を撤し、いつたん京都に凱旋した。その後間もなく、当時御所の中にあつた邸内に立命館を設け、広く諸生を募つて教育した」とあるが、これは誤りではないかと考へる。西園寺は会津の陣を撤取して、一八六八年（明治元）一二月にいったん京都に帰ったことは、たとえば京都寺町今出川下ルでの横井小楠の暗殺（一八六九年一月五日）の模様を知らせた、関義臣宛の書翰（一八六九年一月七日付）があることから確かであるが、西園寺はその後、東京開成所に入學し、七月に再び京都に戻つて立命館を開いているのである。

立命館が置かれた西園寺邸は、御所の新在家門、俗に蛤御門といわれた宮門内の東側にあり、現在は京都御所構内の芝生の公開地で人家はすべて取り払われているが、西園寺家に属する白雲神社は現存しており、同神社のあるところが西園寺家の邸跡である。

立命館は慶応年間、毎月一、二回西園寺邸内に催された詩文の会に由来している。この詩文の会には幕末の詩人として有名な小野湖山、頼支峰（頼山陽の子）、梁川星巖の未亡人紅蘭女史、山中静逸らが常連として集まつた。のち兵庫開港が迫り、詩文の会は一転して時事問題を論ずる集まりとなつた。立命館はそれを受けてつくられた家塾で、賓師の礼をもって廣瀬青村、松本龍（蓉塘）、江馬天香、神山鳳陽らを招請し、近畿一円の青年諸生がここにぞくぞくと集まつた。そのため京都府庁の猜疑をうけ、西園寺が長崎弘道館への留学中の一八

七〇年（明治三）四月二三日に閉鎖を命ぜられた。このことについて翌日付で西園寺は立命館賓師に通の書翰を送り、そのなかで次のように述べている。

陳者去月二十有三日入塾生云々より畢に橋本氏を以私塾取払候被仰付候次第巨細被仰越何も承候。誠警愕之至。折角諸先生尽力被下望一之素志漸其端緒を得候處一朝水泡不堪遺恨候。蓋右は如高論從東京御沙汰杯之事ニハ無之、全一時ノ嫌疑歟或ハ妬心より相起候事にて、畢意留守長官之取計ニ無相違候。望一在京ニ候はば再興も易事に候得共、千里隔絶且望一同志之者畢ク東京ニて西京ニハ一人も無之、先暫之処避鋒候方可然と存候。但猶篤と熟考不日再答可仕候間、夫迄之處乍残念取払之様致度候。（後略）

ここには、家塾立命館に托した西園寺の素志が差留命令により一朝水泡に帰したことの無念さが吐露され、差留命令は中央政府の御沙汰ではなく、京都府庁の一時の嫌疑があるいは妬心から出たことであると述べ、さらに立命館の再興については、自分が京都におれば容易なことであろうが、長崎という遠いところから離れており、かつまた自分の同志はすべて東京に在つて京都には一人もおらず、当面、家塾閉鎖の問題はやむをえない状況であるが、かならず近いうちに時機を待つて再興するであろうとの固い決意が述べられている。

〔後略〕

〔立命館人文科学研究所紀要・第二七号（一九七九年三月二五日）〕

注・立命館閉鎖の命を出したのは、正しくは引用書翰にある通り「留守長官」である。京都府庁と太政官留守官は別の組織であつた。

二 立命館沿革と概況

沿革と概況 (抜粋)

一、立命館の創立

立命館大學の起原は、明治三十三年に、中川立命館總長が自家一己の經營を以て京都法政學校を創立したるに始まり、其發展するに従つて、京都法政專門學校となり、京都法政大學となり、最後に其組織を改めて法人組織となし、立命館大學と稱するに至り、更に大學令に依る一私立大學として認可を受けたのである。當時政府の經營に屬する大學は獨り東京のみであつたのを、學問の中心を東西二都に分立すること、なつて、京都帝國大學が設立せられた時、中川氏は文部省から簡派せられて書記官となつて、其創立事務に與つたのである。然るに當時東京には各種の官私學校があつて、自ら天下學問の中心となり、攻學上種々の便宜もあつたけれども、又種々の弊害もあつて、父兄に於て安んじて子弟の遊學を許容することの出来ないやうな實情もあつた。そこで中川氏はこれらの事情に鑑み、時の政府の方針に追從して京都に本學を創立するの計畫を立て、京都帝國大學總長木下廣次先生の賛同を得、同法科大學教授諸氏の協力を得て、其の實現を見るに至つたのである。

二、京都法政學校時代

京都法政學校の名稱で設立の認可を受けたのは明治三十三年五月十九日であつて、其授業を開始したのは同年六月四日である。實は京都市東三本木の元清輝樓跡の三階樓を假校舍となし、講師は立ちて講義をなすも、學生は座して聽講し、ベンチ型の長机にて筆記をしたのである。而も京都帝國大學法科の教授諸氏が講義を擔任せられて、法律學と經濟學とに屬する諸學科の講座を開設したのであるから、其内容に於ては創立當初から既に一私立大學の實質を備へてゐたのである。學長は法學博士富井政章氏、教頭は法學博士織田萬氏、學監は設立者中川氏自ら之に任じたのであつた。

明治三十四年十二月現在敷地の一部である上御靈神社御旅所舊址を購入し、京都府中學校の不用建物一棟の拂ひ下げを受け、之を移築して假校舍に充用し、初めて稍學校の體裁を備ふることが出來た。其設備の關係から云へば、更に三

十八年五月には其敷地を擴張、舊五條警察署の建築物全部を譲り受けて移築し、所要の教室、大講堂、文庫等一通りの設備を整へたが、四十一年十二月祝融の災厄に遭遇し、四十二年七月大學部中學部の全教室を新築復興した。然れども學校の發展するに従ひ、益々狹隘を感ずるに至りたるを以て、昭和二年より三年に亘り全部改築の工事を起し、鐵筋コンクリート三階建一棟を建て、文庫、同閱覽室、專任教授研究室、本部事務室に充て、同四階建教室一棟、同三階建教室一棟を建てること、なし、昭和三年十一月を以て京都に行はせられたる御大典前に全部の竣功を見ることが出來た。茲に創立以來三十年にして初めて本學の實質に伴ふ所の大學の形式を大體完備することが出來たのである。

三、組織變更

本學の創立者であつて、引續き獨力其經營に任じてゐる中川氏は將來に亘り其永遠の基礎を定むるために、其經營を法人組織に移すべきことを決意し、本學の設立維持に關する全部の財産を提供して寄附行爲をなすこと、なり、大正二年十二月二日を以て其認可を得たのである、かくて茲に成立した法人は財團法人立命館と命名せられ、同時に京都法政大學は立命館大學に、附屬の清和中華學校は立命館中學校と改稱せられ、今後財團法人立命館が經營する機關の凡てに立命館の冠稱を加ふる方針を定めたのである。立命館と云ふのは西園寺公望公爵が明治の初年に京都御所に在つた其邸宅を開放して設立せられた私學の名稱であつて、公の佛國留學と共に閉鎖せられたものであるが、豫て其名稱の繼承を願ひ許諾を得て居たのを、茲に其内部の組織を永遠の法人組織とすると同時に之を發表して公稱すること、なつたのである。蓋し本學の方針とする所は國家有用の人材を養成するに在つて、實に公が維新勿々の際に於て國家の經綸は人材の養成を以て第一義とせられた趣旨と其揆を一にするからである。公は名稱の繼承に就いて頗る満足せられて「立命館」の扁額を附與せられ、殊に其緣由を附記せられた。其文は左の通りである。

往年余興一校名曰立命館、及游泰西校廢存名。頃者京都法政大學々員來請襲用其名、余喜名之得實乃書匾額以與之。孟子曰夙壽不貳、修身以俟之、所以

立命也。蓋學問之要在乎此矣。多年中川氏が獨自の經營に依り漸く其基礎を確立するに至りたる本學は法人

組織の設立に依つて、一たびは中川氏の手を離れたのであつたが、本學創立以來中川氏と共に本學のために盡力せし講師諸氏と本學卒業の校友等本學關係者一同の推薦に依つて、中川氏は改めて立命館長に任じ、全立命館の統轄を引受けられたのである。

法人の機關としては寄附行爲の定むる所に依つて、協議員を置くこととなり、中川氏に於て之を選任し、其理事には中川氏終身之に任じ、他の理事は本學講師側、校友會、特別關係者より選任せられ、講師よりは法學博士山田正三氏理事となられたが、氏退任の後は法學博士跡部定治郎氏が之に任じ、創立以來の特別關係者としては末弘威磨氏と、校友側よりは池田繁太郎氏が共に理事となり、末弘氏は多年本學の常務を擔當して居られた。氏の死去後校友淺原靜次郎氏其後任となり、次で同五年一月多年幹事として本學全般の事務に従事してゐる竹上孝太郎氏理事兼幹事に陞任し、常務に服することとなつたのである。續いて昭和六年八月、石原廣一郎氏理事に就任、同年十二月畝川鏡夫繁田保吉兩氏、昭和八年奥村安太郎岩本武助兩氏、昭和九年五月中川幹太氏理事に就任せらるゝことになつた。其後跡部博士は辭任せられ、岩本氏は死去せられた。昭和十年八月文學博士本田義英氏理事に就任せられ、續いて同年十一月古賀才次郎、岡善吉、行枝博藏、中江源、前川嘉三郎五氏理事に就任せられ、昭和十一年一月小泉蒸、藤岡芳藏、醫學博士木村嘉一、小田美奇穂四氏理事に就任せられ、昭和十二年一月北川敏夫氏が理事に就任せられた。其後滿期退任せられたるものあつて、現在に於ては後記二十名となり、内四名常務として勤務してゐる。蓋し本學園各部の事業が發展するに從ひ理事の増員を必要とするに至つたからである。

四、大學令に據る大學となる

爾來内部の充實を期しつゝ、あつたが、大正十一年六月に至り、勅令第三百八十八號大學令に據る大學としての認可を受くるに至つた。蓋し本學は創立の當初以來講座は主として京都帝國大學の教授諸氏に於て擔任せらるゝのであつて、講義の程度は既に大學的のものであるから、外形の設備は稍不備であるとして、一大學の實質を備ふるものとなし、形式上の手續をなすに至らなかつたが、政府に於て大學令を公布し、私立大學も亦この規定に準據すべきことを定めた

る以上は、本學に於ても之に據て其手續を爲すを以て穩當なりとなし、茲に其手續を了したのである。然り而して大學令に據る以上は其規定する所の供託金を提供せざるべからざるは勿論、校舎の設備、圖書室の充實、専任教授の養成等、巨額の經費を要するを以て、寄附、金學債等資金募集の方法を立て、本學關係者並に出身校友の援助を受けて、これらの施設を充實することが出来たのである。

五、立命館大學の形體

其大要を説明すれば左の通りである。

一、供託金の積立、既に全部完納済である。
二、校舎の設備、第一期施設として從來大學敷地内に設置せし立命館中學校を市内室町頭小山大野町の新敷地に新築せし新校舎に移轉し、其舊校舎を大學豫科の校舎に充つること、した。

第二期施設として大學豫科の教室に充つるために四階建鐵筋コンクリート一棟十二教室のものを新築した。

第三期施設として大學本科並に専門學部の教室に充つるために三階建鐵筋コンクリート一棟を新築した。即ち昭和三年十一月御即位の大典に先立つて其竣功を告げたのである。

昭和六年存心館と盡心館との間に中央講堂國清殿を建設し、本學の守護神たる明治大帝の聖像を奉安してゐる。

三、中川會館の建設、本學園創立三十五周年記念事業の一たると同時に、本學園創立者中川總長が古稀の齡に達したるを祝する意味を以て、卒業生、在學生、教職員並に中川總長緣故者數千名の寄附によつて、大學構内に之が建設を計畫した中川會館は、昭和十一年七月工を起し、同年十二月竣功した。同會館は延坪三百坪五合九勺、總工費六萬五百拾六圓を費した鐵筋コンクリート四階建（地階を含む）であつて、地階は學生控室、一階は出版部及び事務室、二階は學長室、職員室、商業文學各科並に大學豫科研究室、三階は總長公室、憲法研究室、國防學研究室、法政科研究室及び校友室等に充用してゐる。猶ほ同會館と本館との間には約二十七坪の地下道を通じてゐる。

四、圖書の充實 圖書の充實は最も重要なを以て、先づ英獨佛の法律書、經濟書並に和漢の圖書數萬冊を蒐集し、これを安全に收容するために、三階建鐵筋コンクリートの文庫を新築し、次いで圖書閱覽室、專任教授研究室、本部の事務室等に充つるため三階建鐵筋コンクリート一棟を文庫に接續して新築したのである。この圖書館は主として大學部の參考圖書館なるも、本學に於ては之を全立命館の參考機關として充實することとなり、これを立命館文庫と稱し、教授和田三良氏が立命館文庫長である。

五、專任教授の養成とその充實 本學は創立以來、主として京都帝國大學の教授諸氏に講座の擔任を囑託してゐたのであるが、獨立せる一の大學として專任教授のあるべきことは其必須條件である。故に夙に留學生派遣の制度を設け、優秀なる候補者を得るに従つて英獨佛の各國へ派遣し、二箇年の期限を以て専門の科目に就き研究せしめ、歸朝の上專任教授に任命することとした。

教授板木郁郎、磯崎辰五郎、末包留三郎、太田義夫、田島順、末次仁の五氏は夙に英獨に留學し、何れも歸朝後各講義を擔當してゐるが、田島順氏は既に京大教授となり、末次氏は不幸逝去せられた。

其後内地留學制の設置に基いて、田中直吉、竹田直平兩教授は昭和十五年四月より一ヶ年間夫々東京、京都兩帝國大學に於て研究を果され、次いで吉川大二郎、森順次の二教授も亦目下留學研究中である。

京大の教授にして、既に引退せられた千賀、田島及び跡部の三博士も本學の專任教授として盡力せられたが、不幸にして孰れも逝去せられたのである。

昭和六年職制の改正に伴ひ法學博士織田萬氏は名譽總長に就任せられた。昭和八年九月、曩に京都帝國大學法學部を引退せられた佐々木法學博士を始め、教授、助教授、講師十數名を本學の專任として迎へ、講座を増設し、内容の一層充實發展を見ることとなつた。

同年十二月立命館職制の改正があり、大學長及び各學科部長に任期が附された。そして時運の進展に伴つて昭和十六年二月立命館職制並に學則の大改正が斷行された。

五、學位規程の認可 昭和八年十月三日立命館大學學位規程が制定され、文部省の認可を見た。本學に於て授與せらるゝ學位は法學博士と經濟學博士との二種である。この規程によつて、田島順（民法第一九二條の研究 昭和十二年十一月十七日）恒藤恭（法的人格者の理論 昭和十三年九月六日）佐治謙讓（主權論史 昭和十四年五月九日）渡邊勝美（朝鮮開國外交史 昭和十五年九月二十五日）の四氏には夫々法學博士の學位が、又杉榮氏（理論統計學研究 昭和十五年十二月十五日）には經濟學博士の學位が授與せられた。

六、研究生の制度 本學各部の孰れかを卒業し、學力優秀であつて、人物も亦確固たるもので、尙進んで深く研究に入らしむることが國家のために必要だと思はるゝ人物のあるときは、無條件にて二ヶ年間月額五拾圓以下の學資を給與して、其研究に従事せしめる制度である。

研究生は留學生候補者となり、又本學教授候補者となることに就いて直接の關係はないが、其研究の成績の優秀なものは、自ら學園内に其地位を得る場合もあるであらう。この研究生の制度は本學全般に亘つて全立命館學生の研究心を激發せしめて居るのである。

七、大運動場の設置 立命館大學を始めとし、中學校、商業學校を含む全立命館の大運動場が上賀茂神社北方の高地形勝の地に設置されて居る。この運動場は昭和三年十一月京都に於て行はせられたる御即位の大典記念として、全學園の内外關係者の義捐釀出に基いて出來たもので、上賀茂神社所屬の官有地六千七百餘坪の拂ひ下げを受け、更に其接續國有林約二千餘坪の貸附を受け合して九千坪に近い宏大な運動場を設置することが出來たのである。この運動場は國有林である一帯の松の木立に圍まれて頗る畫趣に富み、全學生生徒の大小運動に供用されて居る。立命館の教育方針の一として、學生の健康保持に重きをおき、運動獎勵の方針を取つて居る所以も自ら分るのである。

八、大學部の組織 立命館大學は法文學部を持つ單科大學であるが、それが晝の大學と夜の大學との二重組織となつて居り、其講義の内容及び卒業生の資格は晝の大學も夜の大學も全然同一である。夜の大學は中學を卒業し

て一定の仕事に就いて居るもので、更に夜間を利用してでも學問を研究したいと望む特志者のために設置したものである。この組織は東京には一二あるが關西では獨り本學ばかりがこれを設けてゐるのである。立命館創立以來の傳統の方針である學問上の機會均等と門戸開放との適用から企てられたのである。

九、大學部の分科 本大學は法文學部の單科大學であるが、その内容に於ては法政學科と文學科とに分れて居る。法政學科は正科目を履修するものと、正科目の外に法律學と經濟學とを専修するものに別れて居り、文學科は史學科、地理學科、漢文學科とに別れて居り、文學科は夜間教授である。

各分科の課程は別記規則中に記す通りであるが、各分科課程とも其重要學科に於ては他の同程度の大學に比し、其授業時数の多いこと並に率先して國防學講座を置いたことが、本大學の大特色である。

一〇、大學豫科 大學豫科は法政學科文學科に進學するものに與ふる豫備教育であるが、其程度は官立の高等學校と同一程度である。

一一、専門學部の組織 本學の専門學部は創立以來の組織であつて、既に數千名の卒業生を出し、國家試験に合格したるもの頗る多く、また社會の各方面に於て有力な地位を占むるものが多い。

専門學部の分科は法律學科と經濟學科との二つであつたが、昭和二年度から文學科、同三年度から商學科（現在の高等商業科）が増設せられ、そして昭和十六年度から法律學科經濟學科は廢止されて新たに法政學科が設けられた。法政學科は晝夜二部制であり、高等商業科は晝間制であつて高等商業學校と同一程度の課程を受けてゐる。その卒業生は實業教員（商事要項）無試験檢定の資格を有する。文學科は國語漢文科と歴史地理科とに分ち、共に夜間制であつて、中等學校の教員たらんと志望してゐる者に必要な教育を施すものであつて、高等師範學校程度の課程を授けてゐる。卒業者は無試験で國語漢文歴史地理各科目に付き中等教員の免許狀を下付される。

六、立命館中學校並立命館夜間中學

明治三十八年九月に京都法政大學の附屬として普通學部を設置し、中等程度

の普通教育を施すこと、なし、大學部の大學豫科と連絡を取り一貫せる高等普通教育を施すこと、なつたが、同三十九年四月には之を獨立せる一の中學校となし、清和中學と名づけた。蓋し其位置が京都御所清和院御門の前にあつたからである。然るに大學部が法人組織となつた時、大學と共に立命館の名稱を冠すること、なり、立命館中學校と改稱したのである。

中學校は創立以來引續き大學部と同一敷地内にあつたのであるが、大正十一年六月に立命館大學が大學令に依る大學として設置せらるゝに際し、中學校々舎は市内室町頭小山西上總町（北大路室町）の新敷地に新築し、そこへ移轉した。立命館中學校は獨特の教育方針に依り、國史教育を重んじて國體觀念の涵養につとめると共に、簿記珠算等の實務科目をも課してゐるのである。現に數千名の卒業生を出し、世の認むる所となつてゐる。

立命館夜間中學は昭和十二年四月に新設せられ、校長の熱心なる指導と職員、生徒の協力とに依り着々其實効を挙げつゝあり、殊に本校が通學に最も便利なる位置にあることは、晝間實務に従事する多忙なる生徒の最も便とする所である。

立命館第二中學校 最近に於ける中學校入學志望者の激増に應ずると共に、禁衛隊精神に基く時局に相應した中等國民教育の一層の普遍化を期して、昭和十六年四月茲に立命館第二中學校を開設したのである。校舎は目下上賀茂の立命館大運動場の地に建設中である。

七、立命館商業學校

立命館大學に商科の分科が出来ると同時に、甲種程度の商業學校を設立すること、なり、中學校と同一敷地内に新に校舎を新築し、授業を昭和四年四月より開始し、立命館禁衛隊精神に基き堅固なる國體觀念の養成に努め、思想上の誤迷に陥らしめざることを期し以て所謂士魂商才兩ながら併せ得しむることを眼目とし、高等普通教育と商業教育の基礎となる科目とを重んずるは勿論、實務科目たる珠算習字作文簿記等の時間を特に多くし、進んでは計算法並に商業に關する法律事項の説明にも相當の時間を割當て、或は支那語、タイプライタ一等をも正課として課するなど實際的技能の習熟を期してゐる。昭和九年三月に最初の卒業生を出した。

昭和十二年四月立命館夜間中學の開設と同時に立命館商業學校に夜間部が併

置せられ、校長の熱心なる指導と職員、生徒の協力とに依り、着々其實効を擧げつゝあり、殊に本校が通學に最も便利なる位置に在ることは、晝間實務に従事する多忙なる生徒の最も便宜とする所である。

中學商業校舍改築 從來木造なりし立命館中學校並に同商業學校々舎の改築は豫ての懸案であつたが、近年本學園教育方針の世に周知せらるゝに伴ひ、入學志願者頗る増加し校舍漸く狹隘を告ぐるに到つたので、本學園創立三十五周年記念事業の一として之を改築することとなり、先づ中學校々舎鐵筋コンクリト三階建の改築に着手し、昭和十二年三月一日起工、同年六月下旬竣功し、續いて第二期工事として北校舎、講堂、地下道を着工し、諸般一切の工事は翌十三年二月末を以て竣功した。北校舎は東袖校舎と同じく鐵筋コンクリト三階建、特別教室三、普通教室二十一の大建築であつて之を商業學校に使用し、西袖一棟の中階上は二百三十六坪の大講堂にして府下第一を誇る廣大なるもの、階下は銃器庫、醫務局、實踐室、地歴教室として設備されてゐる。是等全校舎の外壁の上塗は防空を顧慮して陸軍省參謀本部の指示に従つて塗裝したものである。地下道は一は地下射撃場として用ひ、本邦唯一の新機軸を出せるものであるが、一はガス防護の設備を施して其使命を全うするやうに計畫されてゐる。又地下道は全校生徒の食堂として利用する計畫もある。本改築は鐵筋コンクリト造りの延坪數總計實に二千二百二十六坪にして、一百二坪の附屬家屋を有し、總工費は五十二萬餘圓を要した。

運動場に於ける體育設備は陸軍諸學校の諸設備を參酌して、軍事教練と連繫した體育を目標として設備したものである。斯くて昭和十三年度新學期より、此完成された明るい感じのよい耐震耐火の新校舎に於て、非常時に相應した授業が開始されたのである。

八、立命館日滿高等工科學校

夙に現下の國情、東亞の情勢に鑑み、大陸經綸の國策に順應せんがため學園を擧げて大陸へ進出すべき人物養成の方針を採り、殊に滿洲國に於ける産業開發が、東亞共榮圈確立の要諦たるに鑑み、其の任務達成に邁進すべき鑛工業技術員の養成を急務として、昭和十三年三月京都帝國大學内私立電氣工學講習所の經營を立命館に移し、之を基礎として立命館高等工科學校を開設したのであ

る。然るに立命館の大陸進出の教育方針は遠く滿洲國政府の認むるところとなり、同政府の委嘱によつて、滿洲國技術員養成の委託を引受くることとなつた。故に従前の高等工科學校に更に改正を加へ、名稱を立命館日滿高等工科學校と改め、昭和十四年四月實行に入つたのである。

修業年限は中等學校卒業者を入學せしめて三ヶ年とする建前なるも、時局の要求に鑑み當分の間晝中休暇等長期に亘る休暇を全廢し、三ヶ年の課程を二ヶ年に短縮したのであつて、特に在學生徒のため徵集延期に關する特典を下附せられてゐる。

校舎は洛西等持院衣笠山麓の景勝地約壹萬參千坪の地所にあり、既に教室、實驗室、實習室等が完備してゐる。

茲に特筆すべきは教授組織の充實である。幸に本校は京都帝國大學工學部全教授諸氏の協力を得て居るのであつて、京都帝國大學名譽教授本野工學博士を校長に、京都帝國大學工學部の中澤、鳥養、高橋、西原、西村の諸教授及び東京帝國大學の隈部工學博士を顧問に委嘱し、京都帝國大學工學部教授諸氏は講師として夫々専門の教授を擔任し、本校専任の教授は顧問、講師諸氏と常に緊密なる聯繫を保ち、直接生徒の教育指導の任に當つて居る。

生徒は滿洲國政府委託生徒と一般志望による普通生徒とし、委託生徒の卒業後に於ける就職先は滿洲國政府の命令に依ることを承諾したるものにして、右委託生徒に對しては滿洲國政府の補助によつて在學中の學費を免除することとなつてゐる。普通生徒も卒業の上は主として大陸方面へ推薦する方針である。

〔以下省略〕

〔立命館要覽（昭和一六年一〇月）〕

三 私立京都法政学校創立の主意

創立の主意

政府は曩に一の 帝國大學を京都に新設し、天下學問の中心を東西二に置くの制を採れり、蓋し東西二大學の競争をして學問進歩の動機たらしめんとするに在るべし、而して東京には帝國大學の外各種の官私學校ありて各般學生の志望に充つることを得、青年の志を立つる者此に集合し自ら既に天下學問の中心たり、然るに京都に在りては帝國大學新に設置せられ關西の學術大に振はんとし青年の志を有して京都に集り來るもの頗る多きも、大學の門戸は未だ高等學校卒業生以外の志望者を迎ふるに至らず、大學以外に在りて高等の學得を修めんとするも其機關あることなし、是れ頗る恨事なり、爰に於てか有志の者相圖り京都法政學校を新設し、講義を京都帝國大學教授及其他博學知名の諸氏に囑託し、政治法律經濟に關する高等の學術を廣く社會に紹介するの一機關たらしめんとす、是れ蓋し一は政府か學問の中心を東西の二都に置かんとするの趣意に贊同の意を表し、又一は帝國大學か廣く門戸を開放して高等學校卒業生以外の志望者を迎ふる能はざるの缺點を補はんとするの微意に出づるものなり。

(立命館學報・第二號(大正四年三月))

四 私立京都法政学校設立認可書

京都府指令内三第二八九九號

大阪府大阪市西區江戶堀

北通り壹丁目百拾四番屋敷寄留

中川 小十郎

明治三十三年五月四日願私立京都

法政學校設立ノ件認可ス

明治三十三年五月十九日

京都府知事 高崎 親章

印

五 私立京都法政学校規則

私立京都法政學校規則〔抄〕

第一章 總 則

第一條 本校ハ法律政治及經濟ノ學ヲ教授スルヲ以テ目的トナス。

第二條 本校所定ノ各科目ヲ學修スル者ヲ本科生トシ其一科目以上ヲ撰修スル者ヲ撰科生トス

第三條 本科生ヲ別テ甲種生、乙種生トナス

第四條 本校ニ於テ教授スル學科ハ左ノ如シ

法律科

簿	實	獨	英	佛	論	科	經	商	民	刑	憲	法	第一學年
地	地	演	演	習	語	學	講	學	法	法	(法總則)	法	法學通論
實	獨	英	佛	國	科	刑	經	商	民	刑	行	民	第二學年
地	地	演	演	習	語	法	講	學	法	法	(法各論)	法	民事訴訟法
實	獨	英	佛	國	科	法	國	商	民	國	行	民	第三學年
地	地	演	演	習	語	講	學	法	法	法	(破產法)	法	民事訴訟法

政治科

簿	實	獨	英	佛	論	科	經	商	民	刑	憲	法	第一學年
地	地	演	演	習	語	學	講	學	法	法	(法總則)	法	法學通論
實	獨	英	佛	國	科	刑	經	商	民	行	政	國	第二學年
地	地	演	演	習	語	法	講	學	法	法	學	學	第三學年
實	獨	英	佛	國	科	法	國	商	民	行	社	外	第三學年
地	地	演	演	習	語	講	學	法	法	法	學	史	第三學年

第五條 本科生ノ修業年限ハ滿三年トス但撰科生ニハ修業年限ヲ定メス

第三章 入學在學退學

第十二條 入學資格ヲ定ムル左ノ如シ

- 一、本科甲種生ハ年齡滿十六年以上ノ男子品行方正ニシテ左ノ資格ヲ有スル者

中學卒業生若クハ中學校令施行規則第二條ノ各學科ニ就キ中學
校卒業ノ程度ニ依リ入學試驗ヲ行ヒ之ニ合格シタ者

- 一、本科乙種及撰科生ハ年齡滿十六年以上、男子品行方正ニシテ左ノ入學試驗ニ合格シタル者

國語、漢文、歷史、數學(四則分數比例)但シ入學試驗委員
ノ詮考ニ依リ講義ヲ解シ得ベキ學力アリト認メラレタル者ハ無
試驗入學ヲ許スコトアルベシ

第四章 學費

第二十七條 入學者ハ入學料金壹圓ヲ納ムヘシ

第二十八條 生徒在學中ハ出席ノ有無ニ拘ラス本科生ハ金壹圓八拾錢撰科生ハ一
科目毎ニ金七拾錢三科目以上ハ科目ノ數ニ拘ラス金壹圓八拾錢ノ授
業料ヲ納ムヘシ

但八月分ノ授業料ハ之ヲ徵收セス
授業料ハ前月末日迄ニ翌月分ヲ會計係ニ納ムヘシ

第二十九條 攻學篤志者ニシテ貧困ナル者ニハ詮考ノ上特ニ授業料ヲ免除スルコ
トアルヘシ

(立命館創立五十年史(昭和二十八年三月三十一日))

六 私立京都法政学校講義時間表

		講義時間表		京都法政學校	
日	時	自午後五時	至同六時	自同七時	至同八時
月	刑法	膳 講師	膳 講師	法學論	跡部講師
火	民法	岡松講師	岡松講師	憲法	井上講師
水	行政法	織田講師	織田講師	論理學	島 講師
木	經濟學	田島講師	田島講師	商法	毛戶講師
金	法學通論	跡部講師	跡部講師	民法	岡松講師

(立命館創立五十年史(昭和二八年三月三一日))

七 私立京都法政学校年度末調査表

名	稱	私立京都法政學校
位	置	京都市上京區東三本木町二番戶
創立年	月	明治三十三年六月五日
教員		講師十六

明治三十三年度私立京都法政學校年度末調査表

種別	修業年限	學級數	生徒	卒業者
法律科	一年	一	男二二〇	〇
政治科	一年	一	男三八	〇
本年度授業料總額	金壹千九百拾四圓八拾錢			
本年度經費總額	壹千八百九拾參圓貳拾四錢			

(立命館創立五十年史(昭和二八年三月三一日))

私立 京都法政學校廣告

(規則書入用ノモノハ郵券貳錢ヲ要ス)

校長 富井政章
 副校長 井上密
 監頭 中川小十郎

東京帝國大學法科大學教授
 法學博士
 京都帝國大學法科大學教授
 法學博士
 法學士

富井政章
 井上密
 中川小十郎

講師

京都帝國大學 法學士 井上密
 法科大學教授 獨逸法律博士
 京都帝國大學法科大學長 法學士 織田萬
 京都帝國大學法科大學教授 法學士 膳鉦次郎
 大阪控訴院 法學士 田島錦治
 京都帝國大學 法學士 島文次郎
 法科大學教授 法學士 千賀鶴太郎
 京都帝國大學附屬圖書館長 文學士
 京都帝國大學法科大學助教授 獨逸法律博士
 京都帝國大學 法學士

京都帝國大學 獨逸法律博士 巖谷孫藏
 京都帝國大學 法學士 岡松參太郎
 京都帝國大學 法學士 高根義人
 京都帝國大學 法學士 跡部定次郎
 京都帝國大學 法學士 毛戶勝元

● 目的
 ● 程度
 ● 時間
 ● 校長
 ● 學監
 ● 講師
 ● 位置

政治經濟法律ニ關スル學術ノ普及ヲ目的トシ高等學校、大學豫科卒業生以外ノ志望者ヲシテ其目的ヲ達セシムルニアリ
 本科生入學資格ハ中學校卒業生又ハ之レト同等ノ學力ヲ要スト雖トモ選科生ハ無試驗ニテ何時ニヲモ入學スルコトヲ得
 授業時間ハ午後第五時ヨリ午後第九時迄ノ間ニ於テ之ヲナス故ニ官吏又ハ實業ニ従事スル者ト雖トモ就學スル世人普ク知ル所ノ貴族院議員東京帝國大學法科大學教授法學博士富井政章氏ナリ
 元京都帝國大學書記官タリシ法學士中川小十郎氏ナリ
 京都帝國大學法科大學ノ教授ニシテ歐米最新ノ學說、高尚ノ學理ヲ平易簡捷ニ教授セラル
 京都市上京區東三本木丸太町上ル仲ノ町

九 京都法学校について

西村七兵衛日記―京都法政学校第一期生の記録（抜粋）

三、京都法学校について

ここで、本論からそれが、三代七兵衛氏の通学した「京都法学校」について、若干の問題を提起しておく。すなわち、京都法政学校創設のさい、この京都「法」学校を吸収合併あるいは継承したらしいということである。

まず、『京都府議会歴代議員録』（昭和三十六年）の山崎恵純に関する記述をみてみることにしよう。

〈山崎恵純〉司法省法学校（東大法学部の前身）へ入り、ボアソナードらに師事し、原敬とも同窓であった。明治十七年同校を卒業して法律学士となり、同年七月京都地方裁判所判事として京都に赴任したが、三年のち退官して代官となり、上京区押小路通富小路東入に事務所を開設した。爾来、民事専門の弁護士として京都法曹界の重鎮となり、明治三十七・三十八両年度には京都弁護士会長に就任した。これよりさき、明治二十年ごろ寺町四条下ル大雲院内に京都法学校を設立して校長となり、塾生に法律経済の学を授業した。同校は京都ではじめて開設された法律学校であり、その後、入校希望者が次第にふえ塾生を収容しきれなくなったため、京都帝国大学書記官中川小十郎に依頼し、京都法政学校（立命館大学の前身、明治三十三年開設）に引継いだ。このように京都法学校の開校は立命館創立の基礎をつくったものであり、氏の生涯における特筆すべき事跡であった。

*

山崎恵純の六男に山崎靖純氏がいる。靖純氏は、大正八年（一九一九）慶応義塾大学理財科を卒業して、時事新報に入り、のち読売新聞経済部長から論説委員を歴任し、昭和四年（一九二九）の金解禁問題がやかましくなったころは、石橋湛山、小汀利得、高橋亀吉とともに金解禁反対の四天王といわれたエコノミストであった。

『京都府議会歴代議員録』を編纂した原田久美子氏（現・京都府立総合資料館歴史資料課主査）は、当時、山崎靖純氏から聞き取りを行なったうえ、山崎恵純

について記述されたのであり、京都府議会図書館に残された聞き取り記録を探し出していただくことができた。この記録のうち、京都法学校に関係する部分をここに摘録させていただこう。

〈山崎靖純氏から〉父の生涯の中で特筆すべきことは、立命館の創立に先立って京都法律学校を設立したことがある。それについて、次のような話を故中川小十郎氏から直接聞いたことがある。大正十一年、台湾で新聞記者をしていた当時、中川小十郎を記者として訪ねたことがあった。その時、自分が差出した名刺を中川氏はつくづくみながら、「もしや貴方は山崎恵純さんの息子さんではありませんか」と云われたので、「そうです」と答えると、中川氏は奇遇をよろこび乍ら「貴方のお父さんが立命館大学創立の基礎をつくられたのです」といって、その経緯を話してくれた。その時の話によれば、明治三十年頃、寺町四条下るところの大雲院内に京都法律学校を父が設立し、塾生もかなり多く入り中々評判がよかった。その後、塾生が更に多くなって収容できないので、当時京大の書記官をしていた中川氏に頼んで立命館（その前身の京都法政学校？）に引継ぎ自身もひき続きその教授をしていた、という。

（立命館・中川小十郎研究会々報・第九号（一九八二年四月一三日））

一〇 私立京都法政學校第一回卒業式

京都法政學校第一回卒業式

京都法政學校は七月十二日午前九時より同校に於て第一回卒業式を舉行せり來賓、講師、職員、卒業生及生徒一同着席するや教頭井上博士は式壇に立ち校長富井博士は來京するを得ざりしを以て同博士に代はり是れより式を擧ぐる旨を宣告し卒業生一同に對し夫々卒業證書を授與し終りて來賓一同の列席を謝し卒業生に對し祝辭を呈し第一回の卒業式に於て五十五名の卒業生を出だし在學生五百餘名に上りたるが如き多く其匹儔を見ざる所なりとて沿革及現況の概要を述べ且將來専門學校令により組織を變更し又科目を分ちて法律行政及經濟となすの希望を持する旨を叙し卒業生に對しては今後自から自己を教育するを怠るべからざる事、殊に德義を重ずべき事、職業を撰ぶに必ずしも法律經濟に直接の關係を有する者に限るべからざる事及一身の經濟を誤るべからざる事等を訓誨して降壇し次に木下大學總長登壇して祝辭を述べ且訓戒を與ふる所あり其要は卒業生の修習したる所は法律の一部にして且法律の改正又は増加あるが爲め將來長く斯學を研究せざるべからず又法律學は早く我邦に輸入せられたるも不幸にして法律を業とする者、不良なるが爲めに延て法學に對する信用を失なひたるを慨し英佛等の事例を引きて苟も法治の社會に於ては法學の必要と法學者の價値を認めざるべからず法學者は必ずや親族の相談役となり資産家の資産を管理する者となるべき位地と信用を得ざるべからず是れ常識と恒心の圓滿なる發達に待つべきなりとて懇切に戒告し次に卒業生總代の謝辭あり右終りて井上博士は式終了の旨を告げて一同退席來賓及卒業生へは別席に於てビール、菓子等の饗應ありたり當日の來賓は學校にては木下大學總長同法科大學教授助教判所長、能川代議士、川崎府會副議長、大瀧、三幣護士等五十餘名尚卒業生の氏名は左の如し

飯田自由 稻上歌三 稻葉崑 西田忠四郎 西村七兵衛 貫名彌太郎 大橋政治 大志万政矩 奥村孝太郎 奥村安太郎 〇小谷弘 小林榮 金澤久雄

上谷正和 川勝忠三郎 神崎傳治 川添貞彦 米谷正之輔 中小路久吉 中村武治 中山有信 永澤信之助 中西虎太郎 永井亮 中安作次 鶴岡信成 桑田繁松 陸田駿 〇倉橋泰昌 〇國鹽達太 山崎平吉 矢野深 山元善八 政岡亨 〇松尾勝馬 藤井芳之助 福岡安太郎 近藤惠順 遠藤勝治郎 〇饗庭義衡 淺見八郎 秋田助一郎 〇佐々貴鐵治郎 〇崎山泰助 〇北村利太郎 弓削喜代一 宮崎三郎 宮武六太郎 四位義正 白山信吉 島添可三 鹽見瀧藏 〇鹽見常藏 廣田耕次 森脇常次郎 右〇印を附したるは政治科にして其他は法律科なり又右の内貫名彌太郎及小谷弘二氏は優等生として賞品を授けられ尚一年生繁田保吉二年生榊原篤二氏も同しく優等生として賞與せられたり。

〔經濟時報・第三卷第二八號(明治三十六年二月一五日)〕

一一 私立京都法政專門學校記事

京都法政專門學校記事

- 改正規則の認可 兼て申請中なりし本校改正規則に對し文部省は去月十七日を以て認可を與へたり因りて本校は本月一日より改正規則を實施したり
- 司法省の告示 司法省は本校改正規則を認め本校の京都法政專門學校と改稱せる旨本月五日を以て告示したり
- 新講座 本校は本學年より經濟科を新設せられたるに就ては從來の田嶋博士の經濟原論、廣部學士の應用經濟學の外更に廣部學士の貨幣論、神戸學士の商業經濟學、同學士の外國貿易論、尾崎學士の銀行論の新講座を設けられたり

〔經濟時報・第三卷第三一號(明治三十六年一月一五日)〕

一二 私立京都法政專門學校規則

私立京都法政專門學校規則 (抄)

第一條 本校ハ明治三十六年勅令第六十一號專門學校令ニ依リテ設立シ法律政

治及經濟ニ關スル高等ノ學術ヲ教授スルヲ以テ目的トス
 本校ニ法律科行政科經濟科及高等研究科ノ四科ヲ置ク

第二條 法律科ニ於テハ主トシテ司法官辯護士行政科ニ於テハ主トシテ高等文
 官タルノ志望ヲ有スル者經濟科ニ於テハ主トシテ實業ニ從事セントス
 ル者ニ適切必要ナル諸課目ヲ教授シ高等研究科ニ於テハ法律科行政科
 及經濟科ノ全部若クハ一部ニ付キ其濫與ヲ攻究セシムルモノトス
 第三條 法律科行政科及經濟科ノ修業年限ハ三年トス高等研究科ノ修業年限ハ
 一年以上三年以下トス

第四條 法律科行政科及經濟科ニ於テ教授スル課目ヲ定ムルコト左ノ如シ

法律科

第一學年 每週時間	第二學年 每週時間	第三學年 每週時間
憲法總論 二	行政法總論 二	行政法各論 二
刑法總論 二	刑法各論 二	民法(親族法) 二
民法總論 二	民法債權總論 三	民法(相續法) 二
民法物權(第一、二部) 三	民法債權各論 三	民事訴訟法 三
民法總則 二	刑事訴訟法 二	民法(手形法) 二
商法總則 二	民事訴訟法 二	商法(海商法) 二
會社法 二	民法(商行為) 二	破産法 一
演習及科外講義	商法(商行為) 二	國際私法 二
	演習及科外講義	國際公法 二
		國際私法 一
		演習及科外講義

行政科

第一學年 每週時間	第二學年 每週時間	第三學年 每週時間
憲法 二	行政法總論 二	行政法各論 二
刑法總論 二	刑法各論 二	民法(親族法) 二
民法總則 二	民法債權總論 三	民法(相續法) 二
民法物權 三	民法債權各論 三	民法(手形法) 二

經濟科

第一學年 每週時間	第二學年 每週時間	第三學年 每週時間
憲法 二	應用經濟學(農業、工業、商業、殖民) 三	外國貿易論 一
經濟學原論 三	財政學 二	銀行論 一
刑法總論 二	貨幣論 一	民法(相續法) 二
民法總則 二	行政法總論 二	民法(親族法) 二
民法物權 三	民法債權總論 三	民法(手形法) 二
民法總則 二	民法債權各論 三	商法(海商法) 二
會社法 二	民法(商行為) 二	破産法 一
商業學 一	商業學 二	國際公法 二
演習及科外講義	演習及科外講義	演習及科外講義

第九條 本校ニ入學セントスル者ハ品行方正年齡滿十七年以上ノ男子ニシ
 テ左ノ資格ヲ有スルコトヲ要ス

- 第一、本科生ハ中學校卒業生若クハ專門學校入學者檢定規程第五
 條ニ依リ試驗合格證書ヲ所持スル者及左ノ規定ニ該當スル者
- 一 文部大臣ニ於テ專門學校ノ入學ニ關シ中學校卒業生者ト同
 等以上ノ學力ヲ有スルモノト指定シタル者
- 二 明治三十五年文部省告示第八十二號ニ依リ高等學校入學
 ノ豫備試驗ニ合格シタル者

第二、別科生及撰科生ハ左ノ科目ニ就テ行フ入學試驗ニ合格シタル
 者 國語、漢文、歴史、數學(四則分數比例)

但入學試驗委員ノ詮考ニ依リ講義ヲ解シ得ヘキ學力アリト

認メタル者ハ無試験入學ヲ許スコトアルヘシ
第三、別科生ヲ別チテ甲種生乙種生トス

甲種生トハ第九條第一項ニ依リ入學シタル者若クハ中學校令施行規則第一條ノ各學科（修身、國語及漢文、外國語、歴史、地理、博物、物理、化學、數學及圖畫）ニ付中學校卒業ノ程度ニ依リ入學試験ヲ行ヒ之ニ合格シタル者ヲ謂ヒ其他ヲ乙種生トナス

第四十二條 研究科ニ入學セントスル者ハ本校卒業生及明治三十六年勅令第六

十一號專門學校令ニ依リ法律政治及經濟ノ學ヲ教授スル學校ノ卒業生又ハ之レト同等以上ノ學力ヲ有スルモノタルヘシ

第四十三條 研究科生ハ本校ニ於テ指定シタル指導講師ニ就キ其指導ニ從ヒ研究スヘキモノトス

第四十四條 研究科生ハ研究滿期ニ際シ其ノ專攻セル課目ニ就キ論文ヲ作り指導講師ニ提出スヘシ

第四十五條 指導講師ハ前條ノ論文ヲ受理シタルトキハ之ヲ審査シ成績ヲ定ム

第四十六條 前條ニ依リ合格シタル者ニハ研究科卒業證書ヲ授與ス

第四十七條 研究科ニ入學セントスル者ハ其特ニ專攻セント欲スル課目ヲ選定シ入學願書差出スヘシ

第四十八條 研究科ノ授業料ハ一ヶ月金壹圓トス

第四十九條 研究科生ハ研究室ニ入りテ研究用ノ圖書ヲ使用シ又ハ本校各科ノ授業ニ出席スルコトヲ得

〔經濟時報・第三卷第二一九號（明治三十六年八月二〇日）〕

一三 私立京都法政専門学校学生入学志願者及び入学者数

（明治三十六年度）

種別	入学志願者			入学者		
	第一學年	第二學年	第三學年	第一學年	第二學年	第三學年
法律科	二五六	一〇	七	二三八	一〇	七

備考 退學者ノ内百七十六人ハ除名セシモノナリ

〔立命館創立五十年史（昭和二八年三月二日）〕

種別	行政科			經濟科			法律科			高等研究科計
	第一學年	第二學年	第三學年	第一學年	第二學年	第三學年	第一學年	第二學年	第三學年	
計	七九	三	〇	四六	〇	〇	二〇	七	三	二六三
中途退學者	一五	〇	〇	一三	〇	〇	二	〇	〇	三四
死亡者	三九六	七	七三	三九六	一五	四四	〇	〇	〇	四
	七	〇	三	七	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	七	〇	〇	七	〇	〇	〇	〇	〇	〇

一四 私立京都法政専門学校年度末調査表

明治三十六年度私立京都法政専門学校年度末調査表

名	位置	創立年月	教員	種別	修業年限	學級數	生徒	卒業生
私立京都法政専門学校	京都市上京區廣小路通寺町東入御靈町四一〇	明治三十二年六月五日	講師 男三十二名	法律科	三年	三	三九六	〇
								本年度
								四七

行政科	三年	三	六〇	〇	一〇
經濟科	三年	三	六三	〇	〇
高等研究科	一年	二	一五	〇	〇
本年度授業料總額	金八千五百四拾壹圓五拾錢				
本年度經費總額	金六千四百拾四圓九拾貳錢五厘				

〔立命館創立五十年史（昭和二八年三月三一日）〕

一五 私立京都法政專門學校廣告

京都法政專門學校廣告

○京都法政學校 は今回専門學校令に依て組織を變更し 京都法政專門學校と改稱 の認可を得たり ○法律科行政科經濟科高等研究科 の四學科を置き各科の講義は筆記に依ると雖も學生には本校にて發行する 參考書 を交付すべし ○講師 は 京都帝國大學法科大學教授諸氏 専ら擔當せらる

○校外生募集 遠隔の地に在り親しく登校すること能はざる人々の爲に校外生の規定を設け毎月二回本校に於ける講義の筆記を印刷に附し校外生に配付す ○第一期即ち三十四年度より發行の分は既に第二學年の終局に近く來年三月を以て完結の豫定なり ○第二期即ち三十五年度より發行の分は第一學年を終り第二學年に及べり ○第三期新學年 より發行すべき分は來る十月十五日を以て第一學年の一號を發行すべし ○月費金五拾錢 ○校外生志望者は此際至急に申込べし

司法大臣指定
文部大臣認可

京都市廣小路通寺町東入
京都法政專門學校

〔經濟時報・第三卷第三二號（明治三六年一〇月一五日）〕

一六 私立東方語學校開校

東方語學校の開校

東方語學校は本月一日を以て開校式を舉行し爾後日々授業をなし居れるが目下生徒五六十名逐日入學者増加する由なり

〔經濟時報・第三卷第三二號（明治三六年一〇月一五日）〕

一七 私立東方語學校生徒募集廣告

生徒募集

○本校ハ主ニ清露等東洋語ヲ授ケ東洋各地ニ於テ諸種ノ實務ニ從事セントスル者ニ適切ナル事項ヲ教授ス

○本校ノ授業ハ午後三時ヨリ五時ニ至ル間ニ於テスルヲ以テ官私諸學校ニ在學スル者ト雖モ兼修スルコトヲ得ベシ

規則入用ノ向ハ郵券貳錢送附

京都市廣小路通寺町東入
京都法政專門學校内
私立東方語學校

〔經濟時報・第三卷第三二號（明治三六年一〇月一五日）〕

一八 私立東方語學校卒業証書

東方語學校卒業證書

業 業 業 業	憑 文 憑
大日本京都府東方語學校 總辦 中 川 爲 給與畢業文憑事照得學生 現於本學校所定課程歷經畢業抑本校所授之學科 一 清語會話 二 貿易通商要則 三 未住書文 四 商業道德綱要 該生品學兼優屢試如格准應給與文憑以便該生或赴清國任 從商業或於內地會同清商經營生理茲特將速成科畢業文憑 切實考試分別酌與期該生業成立身以副國家擴充貿易之至 意特此文憑爲證 右給畢業生 執 具 明治三十七年十一月二十日	

(立命館創立五十年史(昭和二八年三月二日))

一九 私立京都法政大學認可書

省 部 文
文部省 文書課 京專二五號 私立京都法政專門學校設立者 中 川 小 十 郎 明治三十七年七月四日付稟請其學校名稱 並規則改正ノ件認可ス 明治三十七年九月三日 文部大臣 久保田 讓 印

二〇 私立京都法政大學規則

京都法政大學規則

第一 專門部規則

第一章 目的及學科

第一條 本學專門部ハ明治三十六年勅令第六十一號專門學校令ニ依リテ設立シ
 法律及經濟ニ關スル高等ノ學術ヲ教授スルヲ以テ目的トス

第二條 本學專門部ニ法律科經濟科及高等研究科ノ三科ヲ置ク

法律科ニ於テハ主トシテ司法官辯護士及ヒ高等文官タルノ志望ヲ有スル者經濟科ニ於テハ主トシテ實業ニ従事セントスル者ニ適切必要ナル諸科目ヲ教授シ高等研究科ニ於テハ法律科及經濟科ノ全部若クハ一部ニ付キ其蘊奧ヲ攻究セシムルモノトス

第三條 法律科及經濟科ノ修業年限ハ三ヶ年トシ高等研究科ノ修業年限ハ一ヶ年以上三ヶ年以下トス

第四條 法律科及經濟科ニ於テ教授スル課目ヲ定ムルコト左ノ如シ

法律學科

第一學年 每週時間	第二學年 每週時間	第三學年 每週時間
經濟原論 四	行政法 四	民法(親族、相續) 四
憲法 三	刑法各論 三	商法(手形、海商) 二
法學通論 二	民法債權總論 三	民事訴訟法 四
刑法總論 三	民法債權各論 三	破産法 一
民法總則 三	商法(總則、商行為) 四	國際公法 三
民法物權 三	刑事訴訟法 三	國際私法 二
外國語 三	外國語 三	外國語 二
演習及科外講義	演習及科外講義	演習及科外講義

外國語ハ英語トシ別科生ニアリテハ隨意科トス

經濟學科

第一學年 每週時間	第二學年 每週時間	第三學年 每週時間
經濟原論 四	貨幣及銀行論 二	財政學 四
憲法 三	經濟政策(工業、農業) 四	民法(親族、相續) 四
法學通論 二	行政法 四	商法(手形、海商) 二
刑法總論 三	民法債權總論 三	經濟政策(商業、交通) 二
民法總則 三	民法債權各論 三	商業簿記 二

民法物權 三 商法(總則、會社、商行為) 四 統計學 二

外國語 外 國語 外 國語 外 國語 外 國語 外 國語

演習及科外講義 演習及科外講義 演習及科外講義

第五條 本學專門部生徒ヲ分ツテ本科生、別科生及選科生トス

第六條 學年ハ九月十一日ニ始マリ翌年七月十日ニ終ル

第七條 學年ヲ分ツテ二學期トス

第八條 休業日左ノ如シ

第九條 シテ左ノ資格ヲ有スルコトヲ要ス

第三章 入學、退學、試驗、卒業

第一 本科生ハ中學校卒業生若クハ專門學校入學者檢定規程第五條ニ依リ試驗合格證書ヲ所持スル者及左ノ規定ニ該當シ本校ノ無試

驗檢定ニ合格シタル者

一 文部大臣ニ於テ專門學校ノ入學ニ關シ中學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノト指定シタル者

二 明治三十五年文部省告示第八十二號ニ依リ高等學校入學ノ豫備試驗ニ合格シタル者

第二 別科生及選科生ハ左ノ科目ニ就テ行フ入學試驗ニ合格シタル者

但入學試驗委員ノ詮衡ニ依リ講義ヲ解シ得ヘキ學力アリ

ト認メタル者ハ無試験入學ヲ許スコトアルヘシ

第十條 各科第二學年以上ニ本科生トシテ入學セントスル者ハ前條ノ資格ヲ

有シ且前學年試験ノ程度ニ依リ試験ヲ行ヒ之ニ合格シタル者タルヘシ
同種ノ他専門學校ニ在學シタル者ニシテ本學相當級ニ編入ヲ希望ス
ル者ハ入學試験委員ノ詮衡ニ依リ無試験入學ヲ許スコトアルヘシ

第十一條 入學ヲ許ス期間ハ每學年ノ始メ三十日間トス但シ別科生トシテ入學
スル者ニ在リテハ此時期外ト雖トモ缺員アルトキハ臨時之ヲ許スコ
トアルヘシ

學科課程相同シキ他ノ専門學校ニ在學シタルモノニシテ本大學ヘ轉
學セントスル者ハ前項ノ時期ニ拘ハラズ之ヲ許可スヘシ
第十二條 入學志願者ハ左ノ書式ニ依リ入學願書及修學履歷書ヲ差出スヘシ
但本科生志願者ハ中學校卒業證書又ハ檢定證書ヲ添附スヘシ

入學願(用紙半紙)

修學履歷書(用紙半紙)

私儀貴大學何部何科生第何學年(又ハ

原籍父兄名續柄
現住所族籍職業

選科生何々へ)入學志願ニ付入學御許

氏 名

可被成下度別紙修學履歷書相添へ此段
相願候也

年 月 日 住所

一何年何月ヨリ某地ニ於テ何學ヲ修學
ス其課目左ノ如シ課目何々
一何年何月ヨリ某地何學校ニ入學何年
何月卒業(又ハ退學)課目何々
生年月日

京都法政大學御中

但身上ニ關スル進退賞罰等アレ
ハ之ヲ附記シ又卒業證書アルモ
ノハ其寫ヲ添ヘシ

年 月 日 氏 名

第十三條 入學ノ許可ヲ得タル者ハ戸主ニシテ身元確實ナル成年以上ノ者ヲ以

テ保證人ト定メ左ノ書式ニ依リ在學證ヲ差出スヘシ

參錢
印紙

(消印ハ保證人ノ印) 在 學 證 (用紙美濃紙)

私儀今般貴大學へ入學被差許候ニ付テハ在學中貴學規則堅ク相守可申
仍テ保證書如斯候也

原住所族籍 氏 名

右何某貴大學ニ在學中同人ニ係ル一切ノ事件ハ拙者引受ケ可申候仍テ
證書如斯候也

年 月 日 原住所族籍 保證人 氏 名

第十四條 前條ノ手續ヲ終了シ入學料及授業料ヲ納メタルトキハ學籍簿ニ登
録ス

第十五條 一旦入學ノ許可ヲ與ヘタル者ト雖モ一箇月以上其手續ヲ終了セス
又ハ學費ヲ完納セザルトキハ許可ヲ取消スヘシ

第十六條 本人又ハ保證人氏名ヲ改メ本籍又ハ現住所ヲ移轉シタルトキハ其
都度届出ツヘシ

第十七條 保證人死亡シタルトキハ更ニ保證人ヲ立テ届出ツヘシ保證人變換
ノトキ亦同シ

第十八條 半途退學セント欲スル者ハ其理由ヲ詳記シ保證人連署シテ願出ツ
ヘシ

第十九條 試験ハ每學年ノ終リ其學年間ニ於テ修學セシ全課目ニ就キ之ヲ行
フ但講師ノ意見ニヨリ之ヲ數回ニ分割シテ行フコトアルヘシ

第二十條 選科生ニハ試験ヲ行ハス但志望ニ依リ修了シタル課目ニ就キ試験
ヲ受クルコトヲ得其試験ニ及第シタル者ハ願ニ依リ證明書ヲ付與ス

第二十一條 試験點數ハ一課目百點ヲ以テ滿點トシ各課目ノ總平均六十點以上
ヲ得タル者ヲ以テ合格者トナス

第二十二條 疾病其他已ムヲ得サル事故ノ爲メ試験ニ缺席シタル者ハ次學年ノ
始メニ於テ補缺試験ヲ受クルコトヲ得

但此場合ニ於テハ手数料トシテ一課目ニ付キ金五拾錢ヲ納付スヘシ

第二十三條 第三學年ノ試験ニ及第シタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス

第二十四條 卒業者ノ席順ハ三學年間ノ試験得點ヲ通算シテ之ヲ定ム

第二十五條 本學卒業生若クハ三學年以上修業セシ者ハ終身本校ノ校友トス

第二十六條 本學專門部ヲ卒業シタル者ハ法政得業士ト稱スルコトヲ得

第四章 賞 罰

第二十七條 學術優等品行方正ニシテ學生ノ模範トナルヘキ者ト認ムル者ニハ

賞品ヲ與ヘ若クハ授業料ヲ免除スルコトアルヘシ

第二十八條 左ノ條件ノ一ニ該當スル者ハ退學セシムルコトアルヘシ

一 品行不良ニシテ改善ノ見込ナキ者

二 學力劣等ニシテ成業ノ見込ナキ者

三 引續キ一箇年以上缺席シタル者

四 正當ノ事由ナクシテ引續キ一箇月以上缺席シタル者

五 本學則ニ違反シタル者

六 本學職員ニ對シ不敬ノ所爲アリタル者

第二十九條 授業料滯納者ニハ停學ヲ命ス滯納三ヶ月以上ニ亘ルトキハ退學ヲ

命スルコトアルヘシ

第五章 學 費

第三十條 入學者ハ入學料金壹圓ヲ納ムヘシ

第三十一條 學生在學中ハ出席ノ有無ニ拘ハラズ本科生別科生選科生共一ヶ月

授業料金參圓トス

但官公署其他會社等ニ就職ノ餘暇ヲ以テ修學スル者ニ對シテハ授

業料ヲ減額スルコトアルヘシ八月分ハ授業料ヲ徴收セス

第三十二條 授業料ハ必ス前月中ニ翌月分ヲ會計係ニ納ムヘシ

第三十三條 授業料ヲ納メタルトキハ會計係領收ノ證トシテ聽講券ニ捺印ス

第三十四條 既ニ納付シタル授業料ハ中途退學スルコトアルモ之ヲ返付セス

第六章 生徒心得

第三十五條 生徒ハ聽講券ヲ携帯スルニ非サレハ教場ニ入ルヲ許サス

第三十六條 聽講券ヲ遺失シタルトキハ手數料金參拾錢ヲ添ヘ其再渡ヲ會計係

ニ願出ツヘシ

第三十七條 登校ノトキハ必ズ袴或ハ羽織若クハ洋服ヲ着用スヘシ

第三十八條 教場ニアリテハ嚴肅ヲ旨トシ粗暴ノ行爲アルヘカラス

第三十九條 校舍又ハ器具ヲ毀損シタルトキハ之ヲ辨償セシム

第四十條 教場内ニ於テハ喫烟ヲ嚴禁ス

第四十一條 授業中及試験中ハ退席ヲ許サス若シ已ムヲ得サル事故ニ由リ退席

セントスルトキハ講師又ハ試験委員ノ許可ヲ受クヘシ

第四十二條 學年試験未濟ノ者ハ次學年ノ課目ヲ聽講スルコトヲ許サス

第七章 高等研究科

第四十三條 高等研究科ニ入學セントスル者ハ本學專門部卒業生及明治三十六

年勅令第六十一號專門學校令ニ依リ法律政治及經濟ノ學ヲ教授ス

ル學校ノ卒業生又ハ之レト同等以上ノ學力ヲ有スルモタルヘシ

高等研究科學生ハ第三章第九條ニ定ムル入學資格ニ依リ之ヲ分チ

本科生及別科生トス

第四十四條 高等研究科ハ本學卒業生又ハ同種ノ他學校卒業生ニシテ尙進ンテ

此等專門ノ高等學理ヲ研究シ判檢事又ハ高等文官ノ試験ニ應セン

ト欲スル者ノ爲適切ナル授業ヲ施スヲ以テ目的トス

第四十五條 高等研究科ノ修業年限ハ一ヶ年以上三年以下トシ其講義科目ハ每

學年ノ始ニ於テ之ヲ定ム

第四十六條 高等研究科ノ授業料ハ一ヶ月金貳圓トス

第二 大學部規則

第一條 大學部ニ法律學科經濟學科及ヒ大學豫科ヲ置ク

第二條 法律學科及經濟學科ノ修業年限ハ三ヶ年トシ大學豫科ノ修業年限ハ

一年五ヶ月トス

第三條 大學部學生ヲ分チ本科生及ヒ別科生トス

大學部本科生トハ本大學專門部規則第九條第一項ノ資格ヲ有シ大學

豫科ニ入學セル者及ヒ同上ノ資格ヲ有シ大學豫科ヲ經テ法律學科若

クハ經濟學科ニ進入セル者ヲ謂フ

大學部別科生トハ本大學專門部第九條第一項ノ資格ヲ有セサル者ニ

シテ大學豫科卒業ノ程度ニ依ル入學試験ニ合格シテ法律學科若クハ經濟學科ニ入學スル者ヲ謂フ

第四條 大學部法律學科及經濟學科ヲ卒業シタル者ハ法政學士ト稱スルコトヲ得

第五條 法律學科經濟學科課程左表ノ如シ

法律學科

第一學年 每週時間	第二學年 每週時間	第三學年 每週時間
經濟原論 四	行政法 四	民法(親族、相續) 四
憲法 三	刑法各論 三	商法(手形、海商) 二
法學通論 二	民法債權總論 三	民事訴訟法 四
刑法總論 三	民法債權各論 三	破産法 一
民法總則 三	商法(總則、會社、商行爲) 四	國際公法 三
民法物權 三	刑事訴訟法 三	國際私法 二
外國語 三	外國語 三	外國語 二
演習及科外講義	演習及科外講義	演習及科外講義
外國語	外國語	外國語

經濟學科

第一學年 每週時間	第二學年 每週時間	第三學年 每週時間
經濟原論 四	經濟政策(工業、農業) 四	財政學 四
憲法 三	貨幣及銀行論 二	經濟政策(商業、交通) 二
法學通論 二	行政法 四	統計學 二
經濟史 一	民法債權總論 三	民法(親族、相續) 四
刑法總論 三	民法債權各論 三	商法(手形、海商) 二
民法總則 三	商法(總則、會社、商行爲) 四	商業簿記 二
民法物權 三	演習及科外講義	演習及科外講義
外國語 三	外國語 三	外國語 二
演習及科外講義	演習及科外講義	演習及科外講義
外國語	外國語	外國語

外國語ハ英語トス

第六條 大學豫科ニ於テハ高等ナル豫備學科ヲ授ケ卒業ノ上本學大學部法律學科、經濟學科ニ入學セント欲スル者ニ必要ナル課目ヲ教授スルモノトス

第七條 大學豫科課程左表ノ如シ

第一學期 自四月至七月	第二學期 自九月至一月	第三學期 自二月至七月
倫理 一	同上 一	同上 一
外國語(英又ハ獨) 一	同上 一	同上 一
漢文 二	同上 二	同上 二
歷史 三	同上 三	同上 三
地理 二	同上 二	同上 二
數學 四	同上 四	同上 四
物理化學 四	同上 四	同上 四
論理學 四	同上 四	同上 四
經濟學大意 三	同上 三	同上 三
法學大意 三	同上 三	同上 三

但大學豫科ノ授業ハ四月ニ開始シ翌年七月ニ卒ルモノトス

第八條 專門部規則中左ノ各條ハ之レヲ大學部學生ニ適用ス

- 第二章、第三章中第十條乃至第十九條第二十一條乃至第二十五條、第四章、第五章、第六章、

二一 私立京都法政大學職員講師

職員講師

第一職員

學長	東京帝國大學法科大學名譽教授	法學博士	富井政章	破產法	京都帝國大學法科大學助教授	法學士	神戶正雄
學頭	京都帝國大學法科大學教授	法學博士	井上密	論理學	京都帝國大學法科大學助教授	法學士	中嶋玉吉
學監	京都帝國大學書記官	法學士	中川小十郎	統計學	京都帝國大學法科大學助教授	法學士	毛戶勝元
幹事			末弘威麿	應川經濟學 (工業貨幣)	京都帝國大學法科大學助教授	法學士	跡部定治郎
大學豫科教務囑託			川瀨弃道	政治學	京都帝國大學法科大學助教授	法學士	雉本朗造
出版部主任			有馬和三	政治學	京都帝國大學法科大學助教授	法學士	鳴文次郎
				國際私法	京都帝國大學法科大學助教授	法學士	廣部周助
				刑事訴訟法	京都帝國大學法科大學助教授	法學士	末廣重雄

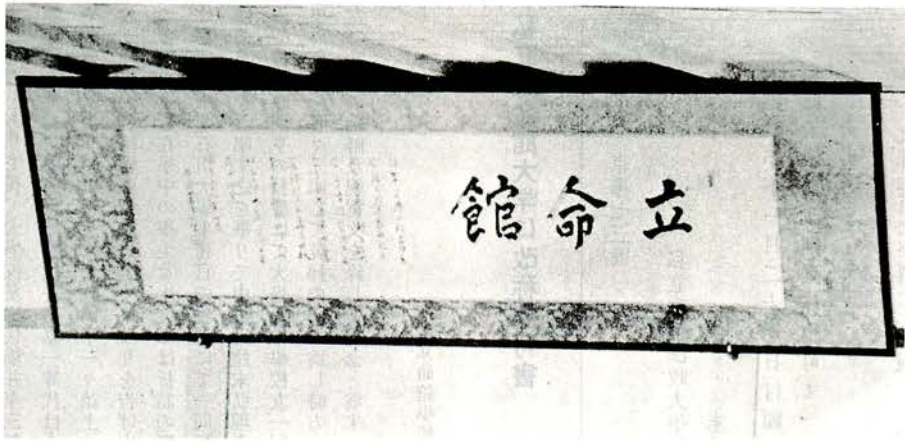
第二 大學部正科及專門部講師

憲法	京都帝國大學法科大學教授	法學博士	井上密	商法	京都帝國大學法科大學講師	法學士	佐藤丑次郎
羅馬法	京都帝國大學法科大學教授	法學博士	春木一郎	商法	京都帝國大學法科大學講師	法學士	入江良之
民事訴訟法	京都帝國大學法科大學教授	法學博士	仁井田益太郎	商法	京都帝國大學法科大學講師	法學士	膳鉦次郎
破產法	京都帝國大學法科大學教授	法學博士	仁保龜松	商法	京都帝國大學法科大學講師	法學士	成田惟忠
法理學	京都帝國大學法科大學教授	法學博士	新渡戶稻造	商法	京都帝國大學法科大學講師	法學士	淺田賢介
應川經濟學 (農業・殖民・森林)	京都帝國大學法科大學教授	農學博士	織田萬	辯護士	京都帝國大學法科大學講師	法學士	大瀧新之助
行政法	京都帝國大學法科大學教授	法學博士	岡松參太郎	辯護士	京都帝國大學法科大學講師	法學士	守屋孝藏
民法	京都帝國大學法科大學教授	法學博士	岡村司	經濟大意	京都帝國大學法科大學助教授	法學士	織田萬
民法	京都帝國大學法科大學教授	法學博士	勝本勘三郎	英語・歷史	京都帝國大學法科大學助教授	法學士	小川郷太郎
刑法	京都帝國大學法科大學教授	法學博士	高根義人	國語	京都帝國大學法科大學講師	法學士	鳴文次郎
商法	京都帝國大學法科大學教授	法學博士	田嶋錦治	數學	京都帝國大學理科大學講師	法學士	池邊義象
經濟學	京都帝國大學法科大學教授	法學博士	千賀鶴太郎	物理學・化學		理學士	根津千治
財政學	京都帝國大學法科大學教授	法學博士	石坂音四郎	漢文		理學士	小川邦人
國際公法	京都帝國大學法科大學教授	法學博士	市村光惠	英語		文學士	狩野直喜
民法	京都帝國大學法科大學助教授	法學士	伴房次郎	數學		文學士	高原操
行政法	京都帝國大學法科大學助教授	法學士	戶田海市	英語		文學士	川瀨弃道
民法	京都帝國大學法科大學助教授	法學士	小川郷太郎	英語		文學士	西瀨武雄
經濟學	京都帝國大學法科大學助教授	法學士		英語		文學士	不破唯次郎
應川經濟學 (商業・交通・銀行・外國貿易)	京都帝國大學法科大學助教授	法學士		英語		文學士	池田鹿之助

英 會
歷 話
語 史

講 師
講 師
講 師
大 道 和 一
大 日 向 千 年
ミス・オルドリッチ

(立命館創立五十年史(昭和二八年三月三一日))



立命館

往年余興一校名曰立命館及游學泰西校廢名存頃者京都法政大學々員來請費用其名余喜名之得實乃書匾額以與之孟子曰妖壽不貳修身以俟之所以立命也蓋學問之要在乎此矣
明治三十八年四月
侯爵西園寺公望

〔立命館學報・第一號（大正三年二月）〕
〔注・右扁額は明治四十一年十一月の火災により焼失した。〕

文 部 省

文部省 京專六五號

財団法人立命館設立者

中川小十郎

大正二年九月十五日付申請財団法人立命館設立ノ件民法第三十四條ニ依リ許可ス

大正二年十二月二日

文部大臣法學博士 奥田義人

印

二四 財団法人立命館設立及び名称変更発表式

本學法人設立及名稱變更發表式

京都法政大學并に清和中學校は設立者中川小十郎氏より其の事業及財産全部を提供して之を財團法人と爲し文部大臣の許可を得て立命館と名け永久に事業の基礎を鞏固にせんことを期すると同時に關係學校の名稱を立命館大學同中學と改稱し、大正二年十二月十三日（土曜）之れが發表式を舉行す、此の日前夜來の宿雨歇んで朝暾燦として一天拭ふが如し當日來賓として列席せられたるは府市當局者、京都帝國大學教授、府市會議員、各學校校長及び京阪各新聞社員を始め京都市内有力者等百餘名にして之れに本學教職員以下校友・學生・生徒を合せ七百餘名の出席を見、午後一時より式を擧ぐ、今其の次第を列叙せんに先づ本學創立者にして財團法人立命館理事たる中川小十郎氏の挨拶并に詳細なる報告演説あり次で教頭仁保法學博士は大學長富井法學博士の祝辭を代讀し更に立命館役員側及び大學部教職員を代表して一場の挨拶を爲せり夫れより中學學監小西文學博士の祝辭及挨拶ありて奥田文部大臣閣下の祝辭を京都府市川理事

官代はりて朗讀せられ順次西園寺侯の祝辭（令弟にして立命館理事たる末弘威麿氏代讀）澤柳大學總長祝辭（石川事務官代讀）大森京都府知事祝辭（市川理事官代讀）堀京都地方裁判所長の祝辭及び井上京都市長の祝辭（大森助役代讀）を朗讀せらるゝありて後、大學校友總代橋井孝三郎中學校校友總代本田義英、大學生總代島本英夫、中學生徒總代安田嘉一等は起つて祝辭を朗讀したるはるや各地校友よりの祝電を校友政岡亨一々讀上ぐ之れにて本日の式即ち本學法人設立及學校名稱變更發表式全く終はりを告げ來賓及校友を別室に案内して立食の饗應を爲し在學中の學生及生徒には折詰の饗を爲せり而して來賓室に在りては宴酣なる頃石川大學事務官の發聲にて一同杯を舉げて創立者中川君并に立命館の萬歳を三唱す之を畢りて中川氏並末弘理事の校友を饗應せる室に入るを見るや校友政岡亨の發聲にて大學及中學校友一同は中川先生并に立命館大學同中學の萬歳を各々三唱して乾杯の禮を爲し時方さに薄暮歡呼の裡に宴を撤したり左に當日の祝辭及祝電文を録して記念と爲す

〔立命館學報・第一號（大正三年二月）〕

二五 私立立命館大學に改称認可書

文部省 京專七三號

私立京都法政大學設立者

末 弘 威 麿

大正二年十一月二十九日付願其校々名ヲ私立立命館大學ト改稱ノ件認可ス

大正二年十二月十日

文部大臣法學博士 奥 田 義 人 印

省 部 文

二六 私立立命館大學規則

立命館大學規則〔抄〕

第一 専門部規則

第二章 學年、學期、休業

第八條 休業日左ノ如シ

自七月十一日至九月十日 自十二月二十六日至翌年一月十日

日曜日 大祭日 本學創立記念日（十二月二日）

第三章 入學、退學、試験、卒業

第十條 各科第二學年以上ニ入學セントスル者ハ前條ノ資格ヲ有シ且前學年

試験ノ程度ニ依リ試験ヲ行ヒ之ニ合格シタル者タルヘシ

同種ノ他専門學校ニ在學シタル者ニシテ本學相當級ニ編入ヲ希望ス

ル者ハ入學試験委員ノ詮衡ニ依リ無試験入學ヲ許スコトアルヘシ

第二十六條 本學専門部ヲ卒業シタル者ハ立命館得業士ト稱スルコトヲ得

第五章 學 費

第三十一條 學生在學中ハ出席ノ有無ニ拘ハラズ本科生別科生選科生共一ヶ月

授業料金貳圓五拾錢ヲ納付スヘシ

八月分ハ授業料ヲ徴收セス

〔註・右以外の各條は「京都法政大學規則」に同じ。大正三年〕

二八 私立立命館大学卒業生並びに学生数

立命館大学卒業生并に學生数

立命館大学卒業生 明治三十六年七月第一回卒業生（京都法政學校）を出してより大正二年七月第十一回卒業（京都法政大學）に至る迄實に十一回を算へ總員五百三十五名にして卒業生修業學科并に屬籍府縣別を示すれば左表の如し

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
文學士			文學士			文學士		文學士	文學博士
島文次郎君	坂田忠次郎君	小泉伊之助君	山内淑人君			高畑彦次郎君	高岡讓君	吉川實夫君	

〔立命館學報・才一號（大正三年二月）〕

府縣名	東京	京都	大阪	兵庫	茨城	奈良	三重	愛知	滋賀
法律科	一	一一三	一一三	二二三	二	一六	一〇	一〇	三一
行政科	一	四	一	一	一	一	一	一	五
經濟科	二	四〇	五	七	一	三	三	三	七
合計	三	一六七	一八	三一	二	一九	一三	一三	四三

靜岡	岐阜	福島	宮城	青森	福島	石川	富山	新潟	鳥取	島根	岡山	廣島	山口	山歌	和歌山	徳島	香川	愛媛	福岡	大分	佐賀	熊本	熊崎	宮崎	高知	長崎	鹿児島	朝鮮	支那	合計
一	四	一	一	一	八	五	二	二	三	八	二	三	三	六	一	一	一	一	六	七	一	一	一	一	三	三	三	二	八	三九八
一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三二	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇六	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	五三六	

備考 行政科は明治四十年九月之を廢止せり

立命館大學部并に専門部學生 大正二年十二月末日現在學生數は四百十名にして各修業學科并に府縣所屬の關係を見れば左表の如し

府縣名	高等研究科	法律科	經濟科	大學豫科	計
京都	1	52	22	52	127
大阪	1	4	1	18	24
兵庫	1	4	2	5	12
長崎	1	1	1	1	4
新潟	1	1	1	1	4
埼玉	1	1	1	1	4
群馬	1	1	1	1	4
千葉	1	1	1	1	4
茨城	1	1	1	1	4
栃木	1	1	1	1	4
奈良	1	1	1	1	4
三重	1	1	1	1	4
愛知	1	1	1	1	4
静岡	1	1	1	1	4
山梨	1	1	1	1	4
滋賀	1	1	1	1	4
岐阜	1	1	1	1	4
長野	1	1	1	1	4
宮城	1	1	1	1	4
福島	1	1	1	1	4
岩手	1	1	1	1	4
青森	1	1	1	1	4
山形	1	1	1	1	4
計	1	52	22	52	127

秋田	福井	石川	富山	鳥取	島根	岡山	廣島	山口	山形	和歌山	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	大分	佐賀	熊本	宮崎	鹿兒島	沖縄	北海道	臺北	臺灣	澎湖	朝鮮	樺太	合計
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	5	3	3	6	3	8	3	5	2	1	1	1	1	3	4	4	4	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

〔立命館學報・第一號（大正三年二月）〕

立命館大學學生募集

●大學豫科

●本學大學部又ハ高等學校其他各專門學校等ニ入學セントスル者ニ必要ナル豫備教育ヲ授ク●三月廿二日ヨリ四月廿日迄入學ヲ許ス

●大正三年度ニ於テ高等學校其他專門學校入學試験ニ合格シタル者二百五十名ニ上レリ以テ其授業ノ適切ナルヲ知ルヘシ

●法律學科經濟學科共補缺若干名此際臨時入學ヲ許可ス

●入學志願者ハ至急願書ヲ差出スヘシ

●相當學歷アル者ハ無試験ニテ入學ヲ許ス

●授業ハ毎日午後第五時ヨリ第九時マテナレハ京都市内又ハ附近ニ於テ就職ノ餘暇ヲ以テ通學スルノ便宜アリ

●本學各科擔任講師ハ京都帝國大學法科大學教授諸氏ニシテ其講義ノ内容毫モ法科大學ニ學フト異ナラス之レ同種ノ他大學ニ比シテ二本大學ノ異彩トシテ大ニ誇リトスル所以ナリ

●大學部卒業者ハ立命館學士專門部卒業者ハ立命館得業士ト稱スルコトヲ得

●各部共本科在學中ハ徵兵猶豫ノ特典ヲ享有ス

●特典

文部省認定
司法省指定

立命館大學

京都市廣小路寺町東入
電話上二四八〇番

●本大學ノ特色

京都帝國大學法科大學教授諸氏ニ於テ各科ノ授業ヲ擔任セラル

●學科程度

本學ノ授業ハ帝國大學ノ教授諸氏之ヲ擔任セラレ學科目及其授業時間豊富ニシテ同種ノ他大學ニ比シ其學科程度本大學最モ高シトス

●演習科

法制ノ學術ヲ修ムルニ演習ノ必要ナルコトハ言ヲ須タス本大學ニ於テハ學生等ヲシテ法政學會經濟學會等ヲ組織セシメ各教授指導ノ下ニ擬國會、討論會又ハ演說會等ヲ催シ專攻學科ノ研究ニ從事セシム

●講習科

倫理教育及法制經濟ノ諸學科ニ就キ教育ノ實際ニ從事スル士ノ爲ニ適當ノ時期ヲ撰ヒ短期講習ヲ行ヒ法科文科大學教授諸氏之ヲ擔任セラル而シテ臨時講義錄ヲ隨時發行ス

●受驗科

判檢事辯護士及ヒ高等文官試驗等ニ應セントスル者ノ爲ニ高等學理ノ研究ヲ獎勵シ判檢事辯護士高等文官等ノ試驗科目ニ付キ毎日二時間宛授業ヲ開始シ法科大學教授諸氏之ヲ擔任セラル

(立命館學報・第二號(大正四年三月))

三〇 立命館大學規則

立命館大學規則

第一章 總 則

第一條 本學ハ法律及經濟ニ關スル高等專門ノ學術ヲ教授ス
 第二條 本學ニ大學部及專門部ヲ置ク

大學部ニハ大學豫科、專門部ニハ高等研究科ヲ附設ス

大學豫科ニ於テハ大學部ニ入學セントスル者ニ必要ナル高等豫備課程ヲ授ケ高等研究科ニ於テハ本學卒業生又ハ同種ノ他ノ專門學校卒業生ニシテ尙ホ進ミテ高等ノ學理ヲ研究シ高等試驗令ノ定ムル試験ニ應セントスル者ニ適切ナル課程ヲ授ク

第三條 大學部及專門部ノ修業年限ハ各三箇年トシ大學豫科ノ修業年限ハ二箇年、高等研究科修業年限ハ一箇年乃至三箇年トス

第四條 學年ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル學年ハ之ヲ左ノ三學期ニ分ツ

第一學期 四月一日ヨリ七月三十一日ニ至ル

第二學期 八月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三學期 翌年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第五條 大學部及大學豫科學生ヲ分チテ本科生及別科生トシ專門部學生ヲ分チテ本科生、別科生及選科生トス

本科生及別科生ノ別ハ入學資格ノ差異ニ依リテ之ヲ定ム、選科生ハ專門部ノ學科ニ屬スル課目ニ就キ選擇シテ修業スル者トス

第六條 日曜日、大祭日、祝日、本學創立記念日(十二月二日)及左ノ期間ハ本學ノ休業日トス

春季休業 四月一日ヨリ四月十日ニ至ル

夏季休業 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

冬季休業 十二月二十六日ヨリ翌年一月十日ニ至ル

第二章 學科及科目

第七條 大學部及專門部ノ學科及課目左ノ如シ

法 律 科

第一學年 每週時間	第二學年 每週時間	第三學年 每週時間
經濟原論 四	行政法 二	行政法 二
憲法 三	刑法各論 三	民法(親族、相續) 四
法學通論 二	民事訴訟法 三	民法(親族、相續) 四
刑法總論 三	民法債權總論 三	民法(手形、海商) 二
民法總論 三	民法債權各論 三	民法(手形、海商) 二
民法物權 三	民法債權各論 三	民法(手形、海商) 二
外國語 三	商法(總則、會社、商行爲) 四	破産法 一
演習及科外講義	刑事訴訟法 三	國際私法 二
	外國語 三	國際私法 二
	演習及科外講義	外國語 二

經 濟 科

第一學年 每週時間	第二學年 每週時間	第三學年 每週時間
經濟原論 四	貨幣及銀行論 二	財政學 四
憲法 三	經濟政策(工業、農業、殖民) 四	民法(親族、相續) 四
法學通論 二	行政法 二	民法(親族、相續) 四
刑法總論 三	民法債權總論 三	民法(手形、海商) 二
民法總論 三	民法債權各論 三	民法(手形、海商) 二
民法物權 三	民法債權各論 三	民法(手形、海商) 二
外國語 三	商法(總則、會社、商行爲) 四	經濟政策(商業、交通) 二
演習及科外講義	商法(總則、會社、商行爲) 四	經濟政策(商業、交通) 二
	外國語 三	商業簿記 二
	演習及科外講義	統計學 二
		外國語 二

外國語ハ英語トシ專門部別科生ニ在リテハ隨意科トス

第八條 大學豫科ノ課目左ノ如シ

科目

倫理	一學年 每週時數 一	二學年 每週時數 一
外國語	講讀作文 二	同上 二
外國語(英)	講讀作文 一〇	同上 一三
漢文	講讀 三	同上 三
歷史	世界史 二	本國本界 二
地理	萬國地理 二	同上 二
數學	幾何、三角 六	同上 三
物理	二	同上 二
化學	二	同上 二
法制經濟	二	同上 二
哲學概論	三〇	三〇

第九條 高等研究科ノ課目ハ毎年ノ始ニ於テ便宜之ヲ定ム

第三章 入學在學及退學

第十條 本學ニ入學セントスル者ハ滿十七歳以上ノ男子ニシテ本學所定ノ資格ヲ有スル者ニ限ル

第十一條 大學部本科生タラントスル者ハ本學大學豫科本科又ハ他ノ同等ノ專門學校豫科ヲ卒業シタル者若クハ第十二條第一項ノ資格ヲ有シ本學ニ於テ特ニ行フ入學試験ニ及第シタル者タルコトヲ要ス

本學大學豫科別科生及第十二條第一項ノ資格ナキ者ニシテ本學ニ於テ特ニ行フ入學試験ヲ受ケ合格シタルモノハ別科生トシテ入學スルコトヲ得

本科生及別科生ノ入學試験ハ本學大學豫科卒業ノ程度ニ依リテ之ヲ行フ

第十二條 專門部本科生及大學豫科本科生タラントスル者ハ左ノ各號ノ一二該當スル者ナルコトヲ要ス

- 一 中學校卒業生

二 專門學校入學者檢定規程第五條ニ依リ試験合格證書ヲ所持スル者

三 文部大臣ニ於テ專門學校ノ入學ニ關シ中學校卒業生ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノト指定シタル者

專門部別科生大學豫科別科生及選科生ハ入學試験ニ合格シタル者ニ限り入學ヲ許ス但シ入學試験委員ノ詮衡ニ依リ相當ノ學力アリト認メタルトキハ無試験入學ヲ許スコトアルヘシ前項ノ入學試験ハ左ノ科目ノ中ニ就キ之ヲ行フ

- 國語 漢文 英語 歷史 數學

第十三條 第二學年以上ニ入學セントスル者ハ前二條ノ資格ヲ有シ且前年試験ノ程度ニ依リテ行フ試験ニ合格スルコトヲ要ス

第十四條 入學ヲ許ス期間ハ每學年開始前十日ヨリ開始後二十日ニ至ルマテトス但シ別科生又ハ選科生トシテ入學スル者若クハ同種ノ他ノ專門學校ヨリ轉學スル者ハ此限ニ在ラス

第十五條 入學志願者ハ左ノ書式ニ依リ入學願書及修學履歷書ヲ差出スヘシ但シ專門部本科生及大學豫科入學志願者ハ中學校卒業證書又ハ檢定證書ヲ添フヘシ

入學願(用紙半紙)

私儀貴大學何部何科(又ハ大學豫科) 第何學年へ(又ハ選科生トシテ) 入學志願ニ付御許可被成下度別紙修學履歷書相添へ此段相願候也

年 月 日 住所 氏名 印

修學履歷書(用紙半紙)

原籍職業父兄名續柄 現住所族籍

生 年 月 日 一何年何月ヨリ某地ニ於テ何學ヲ修學ス其課目左ノ如シ課目何々 一何年何月ヨリ某地何學校ニ入學何年何月卒業又ハ退學課目何々 但シ身上ニ關スル進退賞罰等アレハ之ヲ附記シ又卒業證書アルモノハ其寫ヲ添フヘシ

年 月 日 氏名 印

第十六條 入學ノ許可ヲ得タル者ハ戸主ニシテ身元確實ナル成年以上ノ者ヲ以テ保證人ト定メ左ノ式ニ依リ在學證ヲ差出スヘシ

④
參錢
印紙
(消印ハ保證人ノ印) 在 學 證 (用紙美濃紙)

私儀今般貴大學へ入學被差許候ニ就テハ在學中貴學規則堅ク相守可申候仍テ保證書如斯候也

原 籍
現住所族籍

氏 名 ④

右何某貴大學ニ在學中同人ニ係ル一切ノ事件ハ拙者引受ケ可申候仍テ證書如斯候也

年 月 日
原 籍
現住所族籍

立命館大學 御中
保證人 氏 名 ④

第十七條 前條ノ手續ヲ終了シ入學料及授業料ヲ納メタルトキハ學籍簿ニ登錄ス

第十八條 一旦入學ノ許可ヲ與ヘタル者ト雖モ一箇月以上其手續ヲ終了セス又ハ學費ヲ完納セサルトキハ許可ヲ取消スヘシ

第十九條 本人又ハ保證人氏名ヲ改メ本籍又ハ住所ヲ移轉シタルトキハ其都度届出ツヘシ

第二十條 保證人死亡シタルトキハ更ニ保證人ヲ立テ届出ツヘシ保證人變更ノトキ亦同シ

第二十一條 兵役ノ爲メ學業ヲ中止セントスル者ハ保證人連署ノ上休學ヲ願出ルコトヲ得

第二十二條 中途退學セント欲スル者ハ其理由ヲ詳記シ保證人連署シテ願出ツヘシ

第二十三條 疾病其他ノ事故ニ因リ成業ノ見込ナキ者又ハ一箇年以上缺席シタル者ニ對シテハ退學セシムルコトアルヘシ

第四章 試驗及卒業

第二十四條 試驗ハ每學年ノ終ニ其學年間ニ於テ修學セシ全課目ニ就キ之ヲ行フ但シ講師ノ意見ニ依リ數回ニ分割シテ行フコトアルヘシ

三ヶ月以上休學シタルモノハ其學年ノ試驗ヲ受ルヲ得ス

第二十五條 選科生ニハ試驗ヲ行ハス但シ志望ニ依リ其修了シタル課目ニ就試驗ヲ受クルコトヲ得

第二十六條 前項ノ試驗ニ及第シタル者ニハ願ニ依リ證明書ヲ付與ス
試驗成績ハ一課目百點ヲ以テ滿點トシ各課目ノ總平均六十點以上ヲ得タル者ヲ以テ合格トス

第二十七條 疾病其他已ムヲ得サル事故ニ因リ試驗ニ缺席シタル者ハ次學年ノ始ニ於テ補缺試驗ヲ受クルコトヲ得但シ此場合ニ於テハ手数料トシテ一課目ニ付キ金五拾錢ヲ納付スヘシ

第二十八條 最終學年ノ試驗ニ及第シタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス

第二十九條 卒業者ノ席順ハ修學年限間ノ試驗成績ヲ通算シテ之ヲ定ム

第三十條 大學部専門部卒業生若クハ三學年以上修業セシ者ハ終身本學ノ校友トス

第三十一條 大學部ヲ卒業シタル者ハ立命館學士専門部ヲ卒業シタル者ハ立命館得業士ト稱スルコトヲ得

第五章 賞 罰

第三十二條 學術優等品行方正ニシテ學生ノ模範ト認ムヘキ者ニハ賞品ヲ與ヘ若クハ特待生トシテ授業料ヲ免除スルコトアルヘシ

第三十三條 左ノ條件ノ一ニ該當スル者ハ放學ヲ命スルコトアルヘシ
一 品行不良ニシテ改善ノ見込ナキ者

二 正當ノ事由ナクシテ引續キ一箇月以上缺席シタル者
三 本學規則ニ違反シタル者

四 本學職員ニ對シ不敬ノ所爲アリタル者

第三十四條 授業料ヲ滯納シタル者ニハ停學ヲ命ス滯納三箇月以上ニ亘ルトキハ放學ヲ命スルコトアルヘシ

第六章 學 費

第三十五條 入學者ハ入學料金參圓ヲ納ムヘシ

第三十六條 學生在學中ハ出席ノ有無ニ拘ハラズ授業料トシテ大學部、專門部ニ於テ八月額金五圓、專門部高等研究科ニ於テ八月額金四圓ヲ前月内ニ大學豫科ニ於テハ一學年金五拾圓トシ三學期ニ分チ（第一學期第二學期ハ各金拾八圓第三學期ハ金拾四圓）其學期ノ初二納付スヘシ

但シ八月分ハ授業料ヲ徵收セス

第三十七條 授業料ヲ納メタルトキハ會計係ニ於テ聽講券ニ捺印シ以テ領收ノ證トス

第三十八條 既ニ納付シタル授業料ハ中途退學スルコトアルモ之ヲ返付セス

第七章 學生心得

第三十九條 學生ハ聽講券ヲ携帯スルニ非サレハ教場ニ入ルコトヲ許サス

第四十條 聽講券ヲ遺失シタルトキハ手數料金參拾錢ヲ添ヘ其再渡ヲ會計係ニ願出ツヘシ

第四十一條 在學證明書其他ノ證明書ヲ請求セントスル者ハ手數料金五拾錢ヲ添テ願出ツヘシ

第四十二條 登校ノトキハ必ス袴或ハ羽織若クハ洋服ヲ着用スヘシ

第四十三條 教場ニ在リテハ嚴肅ヲ旨トシ粗暴ノ行爲アルヘカラス

第四十四條 校舍又ハ器具ヲ毀損シタルトキハ之ヲ辨償セシム

第四十五條 教場内ニ於テハ喫烟ヲ嚴禁ス

第四十六條 授業中及試験中ハ退席ヲ許サス若シ已ムヲ得サル事故ニ因リ退席セントスルトキハ講師又ハ試験委員ノ許可ヲ受クヘシ

第四十七條 學年試験未濟ノ者ハ次學年ノ課目ヲ聽講スルコトヲ許サス

〔注・大正八年〕

三一 大学令による立命館大学設立認可書

文部省京專六四號

財團法人立命館

大正九年九月十七日付申請立命館大學を大學令に依り
設立するの件認可す

大正十一年六月五日

文部大臣 中橋徳五郎 印

三二 立命館大学設立認可申請書

立命館大學設立認可申請書〔抜粋〕

大學設立ノ件認可申請

大正七年十二月勅令第三百八十八號ニ依リ私立大
學ヲ設立致度候條御認可相成度大正八年三月文部
省令第十一號大學規程ニ基キ左記事項ヲ具シ此段
及申請候也

大正九年九月 日

京都市上京區廣小路通寺町東入

中御靈町四百拾番地

設立者 財團法人立命館

右代表者理事 中川小十郎

文部大臣 中橋徳五郎 殿

左記

一、大學ノ名稱

立命館大學

二、學部ノ種類及名稱

一 法學部（法律學科及經濟學科ニ分ツ）

三、大學院及大學豫科ノ設否

大學豫科ヲ設ク

四、學則

別冊附屬書類第一號ノ通

五、位置及校地

本學位置ハ京都市上京區廣小路通寺町東入中御靈町四百九番地乃
至四百十四番地ノ一、二及同市同區寺町通廣小路上ル北ノ邊町三
百九十八番地ノ一ニ跨ル市街宅地ニシテ南ハ廣小路ニ面シ東ハ寺
院住宅地ニ連續シテ河原町通アリ西ハ寺院ヲ隔テテ御苑内ニ接シ
土地閑雅空氣清澄ナリ校地ノ内三百三十二坪九合七勺ハ遣迎院及
青山彦五郎所有ノ土地ヲ賃借シ千四十七坪三勺ハ財團法人立命館
ノ所有トス（別冊圖面添付）

六、校舍圖面及建設ノ設計

別冊校舍圖面、増築設計仕様書及圖面一通並ヒニ建物調書添付

七、各學部及大學豫科在學者定數

學部 二百四十人

豫科 百六十人

合計 四百人

八、開設當時ノ専任教員數

五名

文學士 小泉伊之助

文學士 雜賀忠義

文學士 高 昂 彦 郎

理學士 山 本 六 郎

理學士 島 田 熊 三 郎

但擔任教員學科目表別表添付

九、學部學科大學豫科開設ノ期日

大學豫科

大正十年四月一日

學部

大正十二年四月一日

十、經費及維持ノ方法

維持ノ方法

本大學ハ財團法人立命館設立ニ係リ授業料供託金ノ利子其他ノ

收入ヲ以テ維持ス

増築及設備ニ關スル計劃

圖書館及教室（大正十一年中ニ落成）建築費三萬九千六百圓ハ

大正十年及十一年末收入ノ確實ナル寄附金ヲ以テ之ニ充ツ

基本財産供託ノ方法

供託金五十萬圓ハ六箇年ニ分割供託シ第一年度ヨリ五年度迄ハ

各年金八萬四千圓六年度ハ金八萬圓トス

各年分供託金充當ノ方法左ノ如シ（別册附屬書類参照）

〔以下省略〕

三三 立命館大學學則

立命館大學學則

第一章 總 則

第一條 本大學ハ法律及經濟ニ關スル學術ノ理論及ヒ應用ヲ教授シ並ニ其蘊

奥ヲ攻究スルトコロトス

第二條 本大學ニ研究科、法學部（法律學科經濟學科ニ分ツ）及ヒ大學豫科

ヲ設ク

第三條 研究科ハ學術ノ蘊奥ヲ研究ス學部ニ於テハ法律經濟ニ關スル學術ノ

理論及ヒ應用ヲ教授ス

豫科ハ學部ニ入ル者ノ爲メニ須要ナル高等ノ普通學科ヲ教授ス

第四條 學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第五條 本大學ノ休業日ハ左ノ如シ

自四月一日 至四月十日

自七月十一日 至九月十日

自十二月二十六日 至翌年一月七日

日曜日、大祭祝日及大學記念日（十二月二日）

第二章 學 部

第一節 學科課程

第六條 學部ノ修學期間ヲ三ヶ年トス

第七條 學部ヲ左ノ二學科ニ分ツ

一 法律學科

二 經濟學科

第八條 學部ノ必修科目撰擇科目其配當及每週授業時間ハ左ノ如シ

第一 法律學科

第一學年

科目 每週授業時數

第二學年

科目 每週授業時數

第三學年

科目 每週授業時數

必修科目

憲法	民法(物權、擔保、債權總論各論)	八	民法(親族、相續)	三
法學通論	刑(法各論)	三	民法(手形、海商保險)	六
民法(總則、物權、不動產登記法)	商法(總則、商行為)	六	民事訴訟法(第二編乃)	四
刑法(總則)	民事訴訟法(第一編)	四	破産法	二
外國法(英法獨法)	刑事訴訟法	二	國際私法	二
經濟學(原論)	行政法	四	國際公法	四
	民事刑事實習	二	國際上法	二
	外國法(英法、獨法)	二	國際上	二

撰擇科目

社會學	行政法各論	二	法理學	二
羅馬法	應用經濟	二	法制學	二
	財法	二	政治學	二
計	三三		二七	

撰擇科目ハ學年ノ始少クモ一科目ヲ撰定シ學長ノ承諾ヲ經ヘシ

第二 經濟學科

第一學年	第二學年	第三學年
經濟學(外國語)	社會政策	社會學
經濟學(原論)	商法	社會學
經濟學(總則、物權、不動產登記法)	殖民政策	國際金融論
經濟學(外語)	交通經濟	農政學
經濟學(地理)	商業經濟	工業經濟
經濟學(經濟史)	貨幣銀行論	保險學
經濟學(經濟學)	經濟學(外國語)	經濟學
經濟學(統計學)	財法	經濟學(外國語)
經濟學(統制)	經濟學	經濟學(外國語)

撰擇科目

簿記原論	二倉庫論	二應用財政論	二
取引所論	二外國爲替	二社會保險論	二
鐵道論	二林政學	二交通政策	二
	二礦業論	二	二
計	二六	二六	二八

撰擇科目ハ每學年ノ始少クモ一科目ヲ撰定シ學長ノ承諾ヲ經ヘシ
 經濟學(外國語)ハ英語又ハ獨語トシ入學ノトキ其一ヲ擇ハシム

第二節 入學休學及退學

- 第九條 本大學ニ入學ヲ許スハ本大學豫科ヲ卒業シタル者高等學校高等科ヲ卒業シタル者及文部大臣ニ於テ之ト同等以上ノ學力アリト認メタル者トス
- 第十條 本大學ト同等學校ノ第二學年以上ニ在學シタル者ニテ轉學ヲ願出ルトキハ相當ノ學級ニ編入ス
 但本大學ノ學科課程中他校ニ於テ終了セサルモノアルトキハ其科目ニ限り試驗ヲ行フヘシ
- 第十一條 入學志願者ハ入學申込書ニ履歷書ヲ添ヘテ本大學ニ差出スヘシ但試驗ヲ要スル者ハ申込ト同時ニ受驗料金參圓ヲ納ムヘシ
- 第十二條 本大學ノ入學期ハ每學年ノ始メ一回トス但他ノ同等學校ヨリ轉學スル者ハ此限りニ非ラス
- 第十三條 入學ノ許可ヲ得タル時ハ直ニ保證人ト連署シテ在學證書ヲ差出スヘシ但シ在學證書用紙ハ本大學ヨリ申受クヘシ
- 第十四條 保證人ハ父兄親族又ハ京都市内ニ一家計ヲ立ル成年者タルコトヲ要ス保證人ハ本人在學中ニ係ル一切ノ事件ニ付キ其責ニ任ヌヘキモノトス保證人死亡シ又ハ前條ノ要件ヲ缺キタルトキハ遲滞ナク之ヲ改定シテ更ニ在學證書ヲ差出スヘシ保證人ノ變更アリタル時亦同シ
- 第十五條 學生疾病其他止ムヲ得サル事故ニ因リ滿二ヶ月以上修學スル能ハサル時ハ其事實ヲ證スル書面ヲ添付シ保證人連署ノ上學長ニ願出其許

可ヲ經テ當該學年間ヲ休業スルコトヲ得

第十七條

休業シタル學生ハ次年度ノ始ヨリ其原級ニ入テ修學スルモノトス
但休業年間ト雖モ事故止ミタル時ハ其旨ヲ届出テ出席スルコトヲ得
此場合ニ於テモ休業六ヶ月以上ニ亘リタルトキハ該學年ノ試験ヲ受
クルコトヲ得ス

第十八條

學生休業中ハ授業料ヲ免除ス

第十九條

學生ニシテ陸軍現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ其間第十六條ノ規
定ニ準シ休業シ滿期後直ニ原級ニ復スルコトヲ得

第二十條

疾病其他ノ事故ニ因リ退學セントスル者ハ保證人連署ノ上願出テ學
長ノ許可ヲ受クヘシ

第二十一條

左ニ掲クル者ハ學籍ヨリ除名ス
一、學業劣等若クハ疾病ニ因リ成業ノ見込ナキ者
二、相當ノ事由ナクシテ引續キ一ヶ年以上開席シタル者

三、授業料ヲ納付セサル者

第二十二條

第七章ノ規定ニ依リ退學處分ヲ受ケタル者相當ノ期間ヲ經過シ改
善ノ實アリト認メタル時ハ特ニ再入學ヲ許スコトアルヘシ

第三節 試験及卒業

第二十三條

試験ハ每學年ノ終リニ其學年ニ配當セラレタル全課目ニ就キ之ヲ
行フ但教師ノ意見ニ依リ數回ニ分割シテ行フコトヲ得

第二十四條

試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス

第二十五條

試験成績ハ一課目百點ヲ以テ滿點トシ各課目ノ總平均六十點以上
ヲ得タル者ヲ合格トス

第二十六條

疾病其他止ムヲ得サル事故ニ因リ一試験ニ缺席シタル者ハ次學年
ノ始ニ於テ追試験ヲ受クルコトヲ得

第二十七條

追試験ヲ受ケントスル者ハ金五圓再試験ヲ受ケントスル者ハ金七
圓ノ受験料ヲ納ムヘシ

第二十八條

學部ニ三ヶ年以上在學シ所定ノ試験ニ合格シタル者ニハ卒業證書

ヲ授與ス

第二十九條

前條ノ試験ヲ完了セシテ中途退學スル者ニハ請求ニヨリ其修了
シタル課目ニ付キ證明書ヲ附與ス
學部ノ卒業者ハ法學士ノ稱號ヲ用フルコトヲ得

第四節 學費

第三十條

大學部ニ入學スル者ハ入學料トシテ金五圓ヲ納ムヘシ

第三十一條

授業料ハ一學年六拾六圓トス左ノ三期ニ納ムヘシ但當分月割六圓
ツ、分納スルヲ妨ケス

第一期 四月 (金貳拾四圓)

第二期 九月 (金貳拾四圓)

第三期 一月 (金拾八圓)

第三十二條

學年ノ中途ニ入學若シクハ退學シタル者ハ特ニ入學以前及退學以
後ノ授業料ヲ免除ス

第三十三條

學生在學中ハ開席シタルトキト雖モ授業料ヲ免除セス

第三十四條

授業料ヲ月割分納スル者ハ翌月分ヲ前月末日迄ニ納付スヘシ

第三十五條

既ニ納付シタル授業料ハ中途退學スルモ之ヲ返付セス

第三十六條

授業料ヲ滯納スル者ハ完納ノ上ニアラサレハ試験ヲ受クルコトヲ
得ス

第三章 研究科

第三十七條

研究科ノ在學年限ハ壹ヶ年以上トス

第三十八條

學部卒業生ニシテ研究科ニ入ラントスルモノハ研究事項ヲ具シ學
長ニ届出テ許可ヲ受クヘシ

學部卒業生ニ非ルモノニシテ研究科ニ入ラントスルモノハ願出ツル者ア
ルトキハ學長ハ其學力ヲ檢定シテ之ヲ許可ス但シ檢定料ハ金拾圓
トス

第三十九條

研究科ノ入學期ハ每學年ノ始メトス

第四十條

但シ時宜ニヨリ臨時入學ヲ許スコトアルヘシ
研究科學生ノ指導ハ學長ノ選定シタル教師之ヲ擔任ス

第四十一條

研究科學生ハ擔任教師ノ許可ヲ經テ學部ノ講義又ハ實習ニ出席ス

ルコトヲ得

第四十二條 研究科學生ハ每學年ノ終リニ於テ其研究事項ヲ指導教師ニ報告ス

ヘシ

第四十三條 研究科學生ハ其研究事項ニ付卒業論文ヲ提出スル事ヲ得但シ受験料ハ金參拾圓トス

料ハ金參拾圓トス

第四十四條 研究科學生ノ研究料ハ一學年金五拾五圓トス

第四十五條 第二十條、第二十一條、第二十二條、第三十一條、第三十三條、第三十四條、及第三十五條ヲ研究科ニ準用ス

第四章 大學豫科

第一節 學科課程

第四十六條 大學豫科ノ修學期ハ二ヶ年トス

第四十七條 大學豫科授業科目其配當及每週授業時數左ノ如シ

科目/學年	一學年		二學年	
	業日數	一週授	業日數	一週授
修身講話	一	倫理學	一	一〇
國語及漢文	五	同上	五	一〇
國文學史	九	同上	九	一八
第一外國語	四	西洋史	二	六
第二外國語	四	西洋史	二	六
數學	三	數學	一	四
自然科學	三	物理及化學	三	四
論理及心理	二	論理學	二	四
哲學概論	二	哲學概論	三	三
法制及經濟	二	法學通論	二	二
經濟大意	二	經濟大意	二	二
體操	二	兵式體操	二	四
計	二九	同上	二九	五八

第四十八條 大學豫科ニ入學ヲ許ス者ハ左ノ各號ノ一二該當スルモノトス但外人ニ付テハ其履歷ヲ檢シ本大學ニ於テ學力試驗ヲ行ヒ許否ヲ決ス

一、中學校卒業者

二、高等學校高等科若クハ他大學ノ豫科第一學年修了者

三、師範學校卒業者

四、專門學校入學者檢定規程ニ依リ試驗檢定合格證書ヲ有スル者

又ハ一般ノ專門學校ノ入學ニ關シ專門學校入學規程ニ依リ指定セラレタル者

定セラレタル者

第四十九條 大學豫科ノ入學期ハ每學年ノ始メ一回トス、但補缺トシテ臨時入學ヲ許スコトアルヘシ

第五十條 入學志願者ノ數募集人員ニ超過スル時ハ其選抜試驗ヲ行フ

第五十一條 第十三條乃至第二十二條ハ大學豫科學生ニ之ヲ準用ス

第三節 試驗

第五十二條 第二十三條乃至第二十七條ノ規定ハ之ヲ大學豫科學生ニ準用ス

第五十三條 引續キ二回原級ニ止リタル者ニハ退學ヲ命スル事アルヘシ

第四節 學費

第五十四條 大學豫科ニ入學スル者ハ入學料トシテ金五圓ヲ納ムヘシ

第五十五條 授業料一學年六拾六圓トシ左ノ三期ニ納ムヘシ但シ當分ノ内月制

金六圓ツ、分納スルヲ妨ケス

第一期 四月 金貳拾四圓

第二期 九月 金貳拾四圓

第三期 一月 金拾八圓

第五十六條 第三十三條乃至第三十六條ノ規定ハ之ヲ大學豫科學生ニ適用ス

第五章 給費生及特待生

第五十七條 學生中學術優等、品行方正ナルモノヲ選ビ給費生又ハ特待生トス

第五十八條 給費生ハ當該學年額金參百圓以内ノ學資ヲ給與シ特待生ハ當該學年間ノ授業料ヲ免除ス

第五十九條 給費生又ハ特待生ニシテ成業ノ目途ナキ者ハ直ニ其待遇ヲ解ク

第六章 貸費生及ヒ留學生

第六十條 貸費生ハ本大學貸費並ニ寄附貸費ノ二種トス

第六十一條 學生中學資支辨ノ途ナキ者ハ銓衡ニ依リ貸費生トシ當該學年間に

額金參百圓以內ヲ貸與スヘシ

第六十二條 寄附貸費ハ寄附者ノ指定ニ從ヒ前條ノ貸費年額以內ヲ貸與スルモノトス但特ニ貸費額ヲ限定セラレタルモノハ其額ヲ貸與ス

第六十三條 貸費ヲ受ケントスルモノハ其事情ヲ具シタル願書ヲ學長ニ宛テ差出スヘシ

第六十四條 貸費ノ許可ヲ得タル學生ハ本大學ニ於テ相當ト認ムル保證人二名ト連署シテ所定ノ證書ヲ差入ルヘシ

第六十五條 貸費ヲ受ケタルモノハ卒業後一ヶ年目ヨリ毎月貸費ヲ受ケタル半額ツツヲ月賦返納スヘシ

第六十六條 貸費生ニシテ成業ノ目途ナキ者ハ直チニ貸費ヲ罷ム

第六十七條 貸費生ニシテ貸費ノ停止又ハ退學ヲ命セラレ若クハ自己ノ都合ニ依リ貸費ヲ辭シ又ハ退學スル時ハ貸與ヲ受ケタル金額ヲ即時ニ返納スヘシ但疾病ノ爲メ廢學シタル者ハ情狀ニ依リ月賦返納ヲ許スコトアルヘシ

第六十八條 本大學卒業者ニシテ學術優等品行方正ニシテ將來學術ノ攻究ニ從事セント欲スル者ニハ特ニ學資ヲ貸與シテ海外ニ留學セシムル事アルヘシ

留學生ニ關スル事項ハ派遣ノ都度之ヲ定ム

第六十九條 本章ノ規定ハ之ヲ大學豫科學生ニ適用セス

第七章 學生心得

第七十條 出校スル時ハ必ス制服制帽洋服若クハ袴ヲ着ケ靴又ハ上草履ヲ用フヘシ

第七十一條 出校スル時ハ必ス聽講券ヲ携帯スヘシ若シ之ヲ携帯セサルトキハ退場ヲ命ス

第七十二條 教場ニ於テハ靜肅ヲ旨トシ雜談、喫煙、其他粗暴ノ舉動アルヘカラス

第七十三條 授業中ハ退席ヲ許サス若シ止ムヲ得サル事故アリテ退席セントスルトキハ授業者ノ許可ヲ受クヘシ

第七十四條 學生又ハ保證人氏名ヲ改稱シ若クハ本籍住居等ヲ移轉シタルトキ

ハ遲滞ナク之ヲ届出ツヘシ

第七十五條 三月以上缺席セントスル時ハ必ス其事由ヲ具シ保證人ト連署シテ届出ツヘシ但二週間以上缺席スル時ハ證明書ヲ添付スルコトヲ要ス

第七十六條 缺席届出ノ日數ハ一ヶ月ヲ超ユルヲ得ス若シ一ヶ月經過シ其事由止マサル時ハ其都度必ス新ニ届出ヲ爲ス事ヲ要ス

第八章 懲罰

第七十七條 學生學則又ハ校規ニ背反シ其他不都合ノ行爲アルトキハ情狀ニ依リ譴責停學若クハ退學ヲ命シ尙ホ器具等ヲ損壞シタル者ニハ相當ノ賠償ヲ爲サシム

第七十八條 學業怠惰ニシテ成業ノ見込ナキ者品行不良ニシテ改悛ノ見込ナキ者又ハ本大學ノ體面ヲ傷ケ若クハ學生タルノ面目ヲ汚シタル者ニハ退學ヲ命ス

第七十九條 前二條ノ規定ニ依リ停學若クハ退學ヲ命シタルトキハ其旨ヲ父兄及ヒ保證人ニ通知シ且ツ其退學處分ハ同種學校ニモ之ヲ通知スヘシ

(注・大正二年)

三四 立命館大学の現況

本學の現況

○立命館大學

卒業生を出すこと既に二十回其數九百三十二名を算するに至つた

現在學生數

專門部	本科	二〇三名
	別科	九五二名
	計	一一五五名
豫科	本科	三八九名
	別科	二九〇名
	計	六七九名

大學令による大學豫科の新學期は大正十二年四月開始し定員八十名を募集

現在講師一覽

學長	富井政章君
學頭	織田萬君
學監	田島錦治君
法律部主事	山田正三君
經濟部主事	河田嗣郎君
講師	市村光惠君
	仁保龜松君
	織田萬君
	竹田省君
	中島玉吉君
	鳥賀陽然良君
	跡部定次郎君
	佐藤丑次郎君

法學博士	佐々木惣一君
法學博士	千賀鶴太郎君
法學博士	末廣重雄君
法學博士	山田正三君
法學博士	菅原春二君
法學博士	戸田海市君
法學博士	小川郷太郎君
法學博士	神戶正雄君
法學博士	河上肇君
法學博士	河田嗣郎君
法學博士	財部靜治君
法學博士	田島錦治君
法學博士	山本美越乃君
法學士	小栗栖國道君
法學士	田村徳治君
法學士	瀧川幸辰君
法學士	宮本英修君
法學士	宮本英雄君
法學士	森口繁治君
法學士	末川繁治君
法學士	勘本勘三郎君
法學士	井上直三郎君
法學士	石川興二君
法學士	大森研造君
法學士	小島昌太郎君
法學士	汐見昌三郎君
法學士	神原甚造君
法學士	中治武二君
法學士	島本英夫君

大學豫科

法學士	水谷長次郎君
經濟學士	堀經夫君
經濟學士	黒正巖君
經濟學士	小西茂君
經濟學士	三田村一郎君

理學士	小西重直君
	小泉伊之助君

文學博士	伊津野直君
	水野平次君
	小西茂君
	鈴木富太郎君
	高畑彦次郎君
文學士	坂田忠次郎君
文學士	山根好國君
經濟學士	島田熊三郎君
パチユラ オファーツ 文學士	竹中馬吉君

附註

(立命館學誌・第五三號(大正一一年八月一五日))

三五 「立命館大学」 昇格祝賀会

昇格祝賀會舉行

東三本木の一橋舎に孤々の聲を擧げてから星移り月を重ねること二十又餘年、既に／＼學界の權威として世に定評あつた本大學は今回新大學令による大學として認可せらるゝこととなり其權威あるものたることを天下に裏書せられたのである、その披露の意味を兼て祝賀會を六月廿五日午後一時から校庭に設らへられた天幕張の中で開いた、此日朝來連日の旱天を破つて潤ひの雨頻りに至る、此祝賀の日に農民の翹望する慈雨至るは是れ明かに瑞祥であり久方振りの雨に洗はれた校庭の樹々、一きは緑の色に榮えて美しい席に列する者來賓荒木京大總長、奥衆議院議長、若林知事馬淵市長を初め代議士、府市名譽職、實業家、教育家、官吏、本學講師職員、校友同窓、大中學生約二千名末弘理事の挨拶に次で本館の創立者たる中川館長は萬雷の如き拍手に迎えられて登壇し昇格に就て與へられた各方面の好意を深謝し將來の指導を希ひ本學の沿革を述べ現勢を告げ本大學の昇格は過去の實力が示した當然の歸趨である所以を論じ話頭一轉昇格問題なるものは古く井上毅文相の頃からあつたものであると當時の所謂「國語大學」なるもの、經緯を語り過般制定された新大學令は長年の此懸案を解決したものであると述べ言を本學將來の方針に轉じて「本大學は學問の應用を主とす」と宣言し人格陶冶は中學五年及大學豫科二年の間に之を行ふべく將來は之を合して七年制高等學校にする企劃であると告げ、將來收容すべき學生に言及して東部の青年學生の風記頽廢を痛嘆し志操の動搖しつゝ、ある年少者が此地東京に足を踏み入るゝ事の危険を憂ひ關西及中國以西の學生は須らく來て本校に來り學べと氣焰を擧げ更に本日午前協議員會開催の結果理事の數を倍加して四名に改め講師から法學博士山田正三氏、校友から辯護士池田繁太郎氏を推選した旨及び將來協議員を講師校友同窓生から増加して四十名とする旨を報告し最後に朝野の同情講師諸氏の後援、校友の支持を希望し學生の勉學に努むべきを諭して壇を下れば學生の多くは初めて館長の温姿聲咳に接したこと、て感動一層深きものあり二千の列席者より送る拍手暫くは鳴りもやまなかつた。

次いで若林知事の文語體、馬淵市長の口語體、荒木京大總長の例の名文の祝

辭があつて茲で上島幹事祝電を披露する西園寺公の「立命館大學の昇格せられたるを聞き欣びに堪へず今後一層關係諸君の御盡力に依り其大成を見るに至らん事を望む」といふのを初め鎌田文相、水野内相、岡野法相、田臺灣總督、中橋前文相、一木樞密院顧問官、岡田元文相、其他政治家、教育家、實業家、校友同窓等北は樺太から南は臺灣まで讀み上げられた電報の數七十有餘、終つて講師を代表して佐々木法學博士は「學問の目的は眞理の探究に在り」と將來の向ふ所を示し「昇格」の文字は本學に一毫の微を加へず只吾人の欣ぶは本學の價値が世間に認められたる點であるとして更に將來の専任教授の事、大學の使命、講師の覺悟等を述べて降壇、大學部校友總代能島進氏は希くば「中川館長は再び遠隔の地に去る勿れ」と子の親を慕ふ衷情を訴へ中學部同窓生總代塩崎達人氏は「立命館學系統の完成を欣ぶ」と祝辭を述べて三時半閉會 別室に移つて來賓、校友、同窓、學生、生徒に茶菓を供した左に當日の祝辭及祝電文を録して記念とする。

〔立命館學誌・第五三號（大正一一年八月一五日）〕

大學昇格彙報

新大學令の發布せらるゝ、や舊來の私立各大學は競ふて昇格の運動に着手し本年三月相駢びて認可を受けたる者實に八校を算するに至れり。顧ふに我が母校の如き其經歷と實質とに於て自ら獨歩の地を占め敢て他の私立大學に劣れるもの之れ無きは吾人の信じて疑はざる所なり。而も今徒らに他校の昇格を傍觀して止まば啻に因循偷安の謗を估ふのみにあらず、終に將來存立の基礎を危うし二十五年有餘保持し來れる榮譽を失ふの悲運に遭遇すること無きを保せず茲に吾人が奮起して母校の昇格の爲めに應分の力を竭さんことを期する所以は決して區々美名に泥むの私情に非ず、寔に時勢の趨向に察し愛校の至情止む可からざるものあるが爲めなり。希くは同窓七百有餘の校友諸君盡く一致協力の義心を發して這の喫緊必須の大事を達成するに努められんことを。

立命館 大學基 本金募 集規程

- 校友會ノ決議ニ基キ立命館大學昇格ノ爲メ基本金募集ノ規程ヲ定ムルコト左ノ如シ
- 第一條 本規程ニ基ク寄附金ハ立命館大學ノ基本金ニ充當ス
- 第二條 寄附金ハ最低金額ヲ壹百八拾圓トス
- 第三條 寄附金拂込ノ方法ハ一時拂、月賦拂、年賦拂ノ三種トシ月賦拂及七年賦拂ハ向フ六年以上ニ及フコトヲ得ス
- 第四條 寄附者ハ寄附申込書ニ寄附金額及ヒ拂込ノ方法ヲ記載シテ之ヲ募集委員ニ交付セラルヘシ
- 第五條 本規程ニ基ク寄附金ノ收支會計ニ關スル事務ハ總テ常任委員ニ於テ之ヲ擔當ス

昇格と近況

母校昇格基金募集に關しては各校友の甚大なる努力により既に校友の出捐申込額拾九萬餘圓に達し中川先生及校友外有志者の篤志寄附金亦四拾壹萬圓となり愈々昇格申請書を中川館長東京滞在中に送付せんが爲め本月六日午後一時常任委員池田繁太郎君、永澤信之助君、畝川鎮夫君、實行委員、淺原靜次郎君、京都支部幹事小泉丞君は母校に未廣理事を訪問し計畫上并に手續上の事項に付打合を爲し直ちに申請すべき準備書面を全部作成し午後十二時散會せり近く該書類を携へ畝川委員代表して東上の豫定なり

尚昇格申請の要件たる基本金は畧は豫定額に達したるも猶設備其他將來多大の經費を要すること、なりたれば此際校友の努力を俟て層一層基金募集に盡力し名實相件へる關西の一大私立大學を實現いたしたし………(K生)

三七 立命館高等予備校設置

高等豫備校の新設

中學校卒業のうち、高等學校あるいは専門學校への入学希望者が増加し、しかもその入学が困難となつたとすれば、どうしても入試のための準備教育が必要となる。このために本學では學内に高等豫備校を設立することとなり、大正十一年十二月二十三日に申請して十二年一月二十五日に認可を得た。

ここにおいて、同年二月、従来の専門學校令による大學豫科を廢止し、四月十一日から開校をみた。主事には小泉伊之助氏が命ぜられた。修業年限は一ヶ年である。收容人員は一五〇名、授業料は一ヶ年六五圓であつた。

臺銀總裁を退いた中川館長は十四年、高等豫備校が益々社會的に重要視される時代の趨勢にかんがみて本校の改革を行つた。一學年を四學期に區分して暑中休暇を廢止するとか、授業時間数を増加して英語科、數學科に専任教員をおくなど、實力養成につとめた。中川館長は「立命館學誌」に「豫備校の教育方針について」を執筆したり、あるいは英語の講師として東京から「ユース・オブ・ライフ」の著者清水起正を招聘するなど本校の教育について並々ならぬ力をそそいだ。

〔立命館創立五十年史(昭和二八年三月三一日)〕

三八 立命館高等予備校廢止

昭和四年度財團法人立命館事業報告〔抜粋〕

六、高等豫備校ノ廢止

高等ノ諸學校ニ入學セントスル者ノ爲メニ必要ナル豫備教育ヲ施スヲ以テ目的トセシガ近時高等ノ諸學校ノ増設擴充アリ又本館ニ於テモ大學豫科ニ部教授ノ開設アリテ高等諸學校入學志願者ヲ相當收容スルニ至レルヲ以テ最早立命館高等豫備校ノ存在ハ其必要ナシト認メ廢止ノ手續ヲナセリ

三九 立命館大学(専門學校令準拠)を立命館大学専門學部に名称並びに學則變更認可願書

名稱竝ニ學則變更認可願 (抜粋)

立命館大學(専門學校令準拠)名稱竝ニ學則別紙之通變更致度候間御認可相成度現行學則相添エ此段相願候也

大正拾壹年拾貳月拾壹日

京都市上京區廣小路通寺町東入中御靈町四百拾番地
財團法人立命館代表者理事

末 弘 威 磨 ㊞

文部大臣 鎌 田 營 吉 殿

立命館大學(専門學校令準拠)ヲ立命館大學専門學部ト改稱ス
理 由

大學令ニ據ル立命館大學設立認可セラレ近ク開校ノ運ニ至リタルヲ以テ専門學校令準據立命館大學ヲ之カ附設ト爲スノ目的ヲ以テ名稱竝ニ學則ノ變更ヲ計ラントスルニアリ
(以下省略)

學 生 募 集

◎立命館大學附屬專門學部

(法律科)

修業年限三ヶ年

▼關西ニ於テ最モ權威アル專門學校

法律科、經濟科各科ヲ通ジテ配當科目及授業時間豊富ニシテ同種ノ學校ニ比シテ其學科程度最モ高キノミナラズ、擔當講師ハ總テ京都帝國大學教授諸氏ニシテ其ノ講義ノ内容實質ハ毫モ帝國大學ニ學ブト異ナラズ、實ニ開校以來一千ニ垂トスル卒業生ヲ出シ最モ特長アル關西ニ於ケル一大專門教育機關タリ

▼法律科講座

法學通論、憲法、刑法、民法、商法、行政法、國際公法、國際私法、法理、政治史、刑事訴訟法、民事訴訟法、破産法、經濟原論、貨幣論、語學。

▼經濟科講座

經濟原論、貨幣論、銀行論、保險論、工業政策、農業政策、殖民政策、財政學、統計學、會計學、商業政策、交通政策、社會思想史、經濟史、憲法、刑法、民法、商法、法學通論、行政法、政治史、語學。

▼授業

毎日午後五時ヨリ九時マデナレバ諸官衙公署、學校又ハ銀行會社等ニ就職ノ餘暇ヲ以テ通學スルノ便宜アリ

▼學年開始 (四月十一日)

◎立命館高等豫備校

▼入學率全國ニ冠タリ

本校ハ高等學校其他各專門學校等ニ入學セント欲スル者ニ必須ナル豫備教育ヲ授ク、授業時數毎週三十四時間ヲ下ラズ、過去ノ入學率ハ全國ニ冠タリ

▼學科目

修身、國語、漢文、英語、數學、理化學、地理、歷史。

▼入學資格

中學四年修了以上ノ學力ヲ有スル者

▲規則書入用ノ方ハ郵券貳錢ヲ要ス

四一 立命館大學專門學部學則

立命館大學專門學部學則

第一章 總 則

第一條 本學部ハ法律及經濟ニ關スル高等專門ノ學術ヲ教授ス

第二條 本學部ニ專門科及豫科ヲ置ク

豫科ニ於テハ專門科ニ入學スル者ニ必要ナル高等豫備課程ヲ授ク

第三條 專門科ノ修業年限ハ三箇年トシ豫科ノ修業年限ハ一箇年トス

第四條 學年ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル學年ハ之ヲ左ノ三學期ニ分ツ

第一學期 四月一日ヨリ七月卅一日ニ至ル

第二學期 八月一日ヨリ十二月卅一日至ル

第三學期 一月一日ヨリ三月卅一日ニ至ル

第五條 豫科學生ヲ分チテ本科別科生トシ專門科學生ヲ分チテ本科別科生及ビ選科生トス

本科生及ヒ別科生ノ別ハ入學資格ノ差異ニ依リテ之ヲ定ム選科生ハ專門科ノ學科ニ屬スル課目ニ付キ選擇シテ修業スルモノトス

第六條 日曜日、大祭日、祝日、本學創立記念日(十二月二日)及ヒ左ノ期間ハ本學ノ休業日トス

春期休業 四月一日ヨリ四月十日ニ至ル

夏期休業 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

冬期休業 十二月廿六日ヨリ翌年一月十日ニ至ル

第二章 學科及科目

第七條 專門科ノ學科科目配當及ヒ每週授業時數左ノ如シ

計	第一學年				第二學年				第三學年				
	經濟	法學	憲法	刑民	經濟	行政	民法	刑法	經濟	行政	民法	刑法	國際
二四	二	二	三	三	二	二	三	三	二	二	三	三	二
計	二四	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
計	二四	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

外國語ハ英語トシ別科生ニ在リテハ隨意科トス
第八條 豫科ノ學科々目其配當及ヒ每週授業時數左ノ如シ

科目	第一學年	每週授業時數
倫理	實踐倫理ノ大要	一
國語及漢文	講讀作文	五
外國語	英語	一〇
歷史	東洋史 西洋史	二
地理	世界(地理一般)	二
數學	算術代數幾何三角	六
理化	物理及化學	二
法計	經濟	二〇

第三章 入學及ヒ退學

第九條 本學部ニ入學セントスルモノハ滿十七才以上ノ男子ニシテ本學部所定ノ資格ヲ有スルモノニ限ル

第十條 専門科生タラントスルモノハ本學部豫科又ハ他ノ同等ノ専門學校豫科ヲ修了シタルモノ若クハ第十一條第一項ノ資格ヲ有シ本學部ニ於テ特ニ行フ入學試験ニ合格シタル者タルコトヲ要ス
本學部豫科別科生及ヒ第十一條第一項ノ資格ナキ者ニシテ本學部ニ於テ特ニ行フ入學試験ニ合格シタルモノハ別科生トシテ入學スルコトヲ得

専門科本科生及ヒ別科生ノ入學試験ハ本學部豫科卒業ノ程度ニ依リテ之ヲ行フ但入學試験委員ノ銜衡ニ依リ相當ノ學力アリト認メタルトキハ無試験入學ヲ許スコトアルヘシ

前項ノ入學試験ハ左ノ課目ノ中ニ就キテ之ヲ行フ

國語 漢文 英語 歴史 數學

第十一條 専門科本科生及ヒ豫科本科生タラントスルモノハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ナルコトヲ要ス

一、中學校卒業者

二、師範學校卒業者

三、商業學校卒業者(但五ヶ年程度)

四、専門學校入學者檢定規程第三條ニ依リ試験合格證書ヲ所持スル者
五、文部大臣ニ於テ一般専門學校入學ニ關シ中學卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノト指定シタルモノ

第十二條 第二學年以上ニ入學セントスルモノハ前二條ノ資格ヲ有シ且前年試験ノ程度ニ依リテ行フ試験ニ合格スルコトヲ要ス

第十三條 入學ヲ許ス期間ハ每學年開始前十日ヨリ開始後廿日ニ至ルマテトス但シ別科生又ハ選科生トシテ入學スルモノ若クハ同種ノ他ノ専門學校ヨリ轉學スルモノハ此ノ限りニ非ス

第十四條 入學志願者ハ左ノ書式ニ依リ入學願書及修學履歷書ヲ差出スヘシ但シ本科入學志願者ハ當該學校卒業證明書又ハ檢定證書ヲ添フヘシ(書式略)

第十五條 入學ノ許可ヲ得タルトキハ二週間以内ニ保證人ト連署シテ在學證書ヲ差出スヘシ但在學證書用紙ハ本學部ヨリ申受クヘシ

第十六條 保證人ハ父兄親族又ハ京都市内ニ一家計ヲ立ツル成年者タルコトヲ要ス

第十七條 保證人ハ本人在學中ニ係ル一切ノ事件ニツキ其責ニ任スヘキモノトス保證人死亡シ又ハ前條ノ要件ヲ缺キタルトキハ遲滞ナク之ヲ改定シテ更ニ在學證書ヲ差出スヘシ保證人ノ變更アリタルトキ亦同シ

第十八條 學生疾病其他止ムヲ得ザル事故ニ依リ滿二ヶ月以上修學シ能ハサルトキハ其ノ事實ヲ證スル書面ヲ添付シ保證人連署ノ上學長ノ許可ヲ得テ當該學年間ヲ休學スルコトヲ得

第十九條 休學シタル學生ハ次年度ノ始ヨリ其原級ニ入テ修學スルモノトス但休學年間ト雖モ事故止ミタルトキハ其旨ヲ届出テ出席スルコトヲ得此ノ場合ニ於テモ休學六ヶ月以上ニ亘リタルトキハ該學年ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第二十條 學生ニシテ陸軍現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ其間第十八條ノ規

定ニ準シ休學シ滿期後直ニ原級ニ復スルコトヲ得

第二十一條 疾病其他事故ニ依リ退學セントスル者ハ保證人連署ノ上願出テ學

長ノ許可ヲ受クヘシ

第二十二條 左ニ掲クル者ハ學籍ヨリ除名ス

一、學業劣等若シクハ疾病ニ因リ成業見込ナキ者

二、相當ノ事由ナクシテ引キ續キ一ヶ月以上缺席シタルモノ

三、授業料ヲ納付セサル者

第二十三條 第五章ノ規定ニ依リ退學處分ヲ受ケタルモノノ相當ノ期間ヲ經過シ

改善ノ實アリト認めタルトキハ特ニ再入學ヲ許スコトアルヘシ

第四章 試驗及卒業

第二十四條 試驗ハ每學年ノ終ニ其學年間ニ於テ修學セシ全課目ニ就キ之ヲ行

フ但シ教師ノ意見ニ依リ數回ニ分割シテ行フコトアルヘシ

第二十五條 選科生ニハ試驗ヲ行ハス但志望ニ依リ其ノ終了シタル科目ニ就キ

試驗ヲ受クルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ手数料一科目ニ付キ金貳

圓ヲ納付スヘシ

第二十六條 前項ノ試驗ニ及第シタル者ニハ願ニ依リ證明書ヲ付與ス

試驗成績ハ一科目百點ヲ以テ滿點トシ一科目四十點各科目ノ總平

均六十點以上ヲ得タル者ヲ以テ合格トス

第二十七條 疾病其他已ムヲ得サル事故ニ依リ試験ニ缺席シタル者ハ次學年ノ

始ニ於テ補缺試験ヲ受クルコトヲ得但此場合ニ於テハ一科目手数料

料金壹圓ヲ納付スヘシ

第二十八條 最終學年ノ試験ニ及第シタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス

第二十九條 卒業者ノ席順ハ修學期間ノ試験成績ヲ通算シテ之ヲ定ム

第三十條 専門科卒業生若クハ三學年以上修業セシモノハ終身本學ノ校友トス

第五章 賞 罰

第三十一條 學術優等品行方正ニシテ學生ノ模範ト認めヘキ者ニハ賞品ヲ與ヘ

若クハ特待生トシテ授業料ヲ免除スルコトアルヘシ

第三十二條 左ノ條件ノ一ニ該當スル者ハ退學ヲ命スルコトアルヘシ

一、品行不良ニシテ改善ノ見込ナキモノ

二、本學部規則ニ違反シタル者

三、本學職員ニ対シ不遜ノ所爲アリタル者

第六章 學 費

第三十三條 入學者ハ入學料金參圓ヲ納付スヘシ

第三十四條 授業料ハ専門科ニ於テハ一學年金五拾五圓トシ三學期二分ケ一、

二學期各貳拾圓三學期拾五圓豫科ニ於テハ一學年金五拾圓トシ三

學期二分ケ第一學期第二學期ハ各金拾八圓第三學期ハ金拾四圓ト

シ各學期分ヲ其ノ學期開始ノ曆月内ニ納付スヘシ

第三十五條 授業料ヲ納メタル時ハ會計係ニ於テ聽講券ニ捺印シ以テ領收ノ證

トス

第三十六條 既ニ納付シタル授業料ハ如何ナル理由アルモ之ヲ返付セス

第七章 學生心得

第三十七條 學生ハ聽講券ヲ携帯スルニ非サレハ教場ニ入ルヲ許サス

第三十八條 聽講券ヲ遺失シタルトキハ手数料金五拾錢ヲ添ヘ其再渡ヲ會計係

ニ願出ツヘシ

第三十九條 在學證明書其他ノ證明書ヲ請求セントスルモノハ手数料金五拾錢

ヲ添テ願出ツヘシ

第四十條 登校ノトキハ必ス袴若クハ洋服ヲ着用シ靴又ハ上草履ヲ用フヘシ

第四十一條 教場ニ在リテハ嚴肅ヲ旨トシ雜談喫煙其他粗暴ノ行爲アルヘカラス

第四十二條 建物又ハ器具等ヲ毀損シタルトキハ之ヲ辨償スヘシ

第四十三條 授業中及試験中ハ退席ヲ許サス若シ已ムヲ得サル事故ニ因リ退席

セントスルトキハ教師或ハ試験委員ノ許可ヲ受クヘシ

第四十四條 學年試験未濟ノ者ハ次學年ノ課目ヲ聽講スルコトヲ許サス

〔注・大正二二年〕

四二 大学令による大学予科授業開始

沿革概要〔抜粋〕

大正十二年

四月大學令ニ依ル大學豫科第一學年百四十名ヲ三學級ニ編制シ高畑彦次郎氏主事トシテ職員十二名ヲ聘シ四月十七日ヨリ授業ヲ開始ス

〔立命館要覽(昭和十三年三月)〕

四三 専門学部文学科設置の申請

文學科設置の申請

從來本大學専門部には法律經濟の二科を置いて法律經濟に關する高等専門の學術を教授しつゝ、あつたのであるが今回更に専門部の一科として文學科を増設することになつた、文學科にては主として國語漢文に關する高等専門の學術を教授し且つ汎く是が研究應用に必要な倫理、論理哲學、國史、東洋史、法制教育學或は言語學等をも修得せしめ以て中等諸學校の國語漢文の教員たらんとする者の爲めに必須なる學力を具備せしめ、一面ともすれば頹廢の傾向ある國民の道義心を涵養し以て聊か國家の健全なる發達に資せんとするにある。上述の趣旨に於て一月三十一日附専門部の學則を變更し同時に文學科設置の申請を其筋に提出した、本館の寄附行爲第一條に『本財團は法律政治經濟文學等諸學科及高等普通教育の普及を圖る爲めに學校を設置維持するを以て目的とす』と規定して居るとはり今回の文學科設置は當然の道程であるといつて可い之れより先中川館長は東京に在りて大東文化學院、東洋大學、早稻田大學、慶應大學、日本大學、國學院、高等師範の諸制度を參考とし文學科設置の原案を作成せられ之を更に小西學監に送附し學科目配當等につき多少の變更を加へ跡部、末弘、

池田の三理事の決議を経て取り急ぎ其筋に提出することになつた、文學部の最も他の科と異なる點は修業年限の四ヶ年であつて他の諸學校のものに比して一段程度の高いものであつた。其後理事會に於ては愈々實行するに當り更に深甚の考慮を拂ふ必要ありとして二月二十日京都ホテルに、京都帝國大學文學部の諸教授の中國語、漢文、道德、教育の諸學に關する大家狩野、新村、藤井(乙)、高瀬、吉澤、鈴木の諸博士及び坂口部長、荒木總長等の御臨席を乞ひ學校側よりは中川、跡部、地田の三理事、田島學監、小西學監、山田主事、吉村、高畑兩主事、竹上幹事出席種々懇談の中に御高見を承ることになつた、當日は中川館長は議會開會中にて最も多忙の時にも拘らず特に出席せられ文學部設置の趣旨を詳細述べられた其の趣旨は全員賛同せられたが實際問題に就いては攻究を重ねべき點少くなかつたが大體に於ては纏りたるを以て當日午後十時頃散會中川館長は同夜直ちに歸京された。

二月二十二日小西博士は大家の御高見により申請案に修正を加ふべくA、Bの二案を作成せらる、A案は修業年限三ヶ年の國語漢文科にして將來研究科の制度を設けんとするものB案は修業年限矢張り三ヶ年なるも國語科、漢文科の二科に分つもの、右二案につきて更に二十五日午後三時より立命館に於て跡部、池田の兩理事(末弘理事は病氣の爲め缺席せられる)田島學監、山田、本庄の兩主事は最後の協議會を開催し審理の結果A案を第一案としB案を第二案として決議し同夜竹上幹事東上して中川館長に右二案を呈示した、中川館長は學者の御意見を尊重せられ且つ最初の自己の案に進むものとして同意せられたるを以て直ちに文部省に出頭し原案の修正を請ふた、文部省に於ても原案よりは修正案の方がよからうとのことであつた。

要するに原案修正の骨子は修業年限が三ヶ年になり授業料年額が七十五圓に減額になつた點である。

〔立命館學報・第一〇三號(昭和二年三月)〕

四四 大学予科三年制併置

昭和二年度財團法人立命館事業報告〔抜粋〕

第二、本年度ニ於ケル事業ノ大要

九、大學豫科ニ三年制度豫科ヲ併置スルノ件

三年制ハ高等學校令ニ依ル高等科ノ所定ノ制度ニシテ主トシテ準據スベキノミナラズ二年制ニテハ外國語ノ學習時間僅少ナルヲ以テ大學ニ進ミタル後語學ノ力乏シク參考書ヲ讀破スルニ不充ナルヲ免レ難キ實況ナリトス且ツ大學豫科ノ生徒ハ各地方各種ノ學校ヨリ來ルヲ以テ克ク之ヲ啓發指揮シテ教育上ノ効果ヲ全クシ本館ノ意義アル學風ヲ造リ進ンテ本大學ニ入ラシメント欲スルニハ教育時間ノ短少ニ過グルノ憾益々切ナリ猶又近時中學四年級修了者ノ高等學校入學ヲ志願スル者激増シタルニ依リ其ノ門戸ヲ開放シ其希望ヲ充タサシメンガ爲メ四年修了生ヲ收容シ得ベキ三年制ヲ併置スルハ本校ニ於テ最モ適切ナルコト、信ズ

四五 法經学部並びに専門学部ニ商学科増設

沿革概要〔抜粋〕

昭和二年

十二月二十日立命館大學専門學部學則變更ノ件認可セラル（現在ノ法律學科、經濟學科、文學科ノ外ニ商學科ノ一科ヲ増設ス）

十二月廿六日立命館大學學則變更ノ件認可セラル、其要旨左ノ如シ

第一、本學方創立以來傳統的ノ方針トスル所ノモノヲ明示シ本學設立ノ目的ヲ判然タラシムルタメ第一條ニ教育ニ關スル勅語ノ聖旨ヲ奉體シテ國家有要ノ人材ヲ養成スルヲ以テ本學教育ノ目的トスルコトヲ明記ス

第二、從來本學ハ法學部ヲ主体トシ其ノ内容ニ於テハ法律學科ト經濟學科トヲ併置セシガ今回之ヲ改メテ法經濟學科ヲ主体トナシ經濟學科應用ノ一科トシテ更ニ商學科ヲ加フ

第三、大學豫科二年制（中學卒業生ヲ收容スベキモノ）ノ外ニ三年制（中學四年

修了者ヲ收容スベキモノ）ヲ併置ス

第四、授業料ヲ若干増加ス

〔立命館要覽（昭和一三年三月）〕

四六 立命館大學専門部學則

専門部學則〔抄〕

第一章 總則

第一條 本學部ヲ左ノ四學科ニ分ツ

法律學科

經濟學科

商學科

文學科

第二條 法律學科經濟學科及ヒ商學科ハ法律經濟及ヒ商業ニ關スル高等専門ノ學術ヲ教授ス

文學科ハ主トシテ國語漢文ニ關スル學術ヲ教授シ併セテ汎ク之カ研究應用ニ須要ナル諸學科ヲ修得セシメ以テ中等教員トラントスル者ノ爲メニ必要ナル學力ヲ具備セシム

第七條 法律學科經濟學科商學科及ヒ文學科ノ學科目配當及ヒ每週授業時數左ノ如シ

第一法律科

	第一學年	第二學年	第三學年
經濟原論	每週授業時數 四	每週授業時數 二	每週授業時數 二
憲法	三	三	三
法學通論	二	三	四
刑法（總論）	三	三	二
民法（總則）	三	三	三
民法（債權總論）	三	三	二
民法（債權各論）	三	三	三
民法（總則）	三	三	三
民法（債權各論）	三	三	三
民法（物權）	三	四	三
商法（總則會社商行爲）	三	四	三
國際公法	三	三	三

外國語ハ英語トス	計	二六	計	二六	計	二七	簿記	二	民法(債權)	六	會計學	二
							法學通論	二	商法(總則會社商行為)	四	商業數學	二
							民法	二	商法(親族相續)	二	商業實務	二
							論理學	二	商法(手形海商)	四	商業英語	四
							民衆心理學	二	商業英語	四	商業英語	四
							商業英語	四	計	二六	計	二六

第二經濟科
第四文學科

第一學年	第二學年	第三學年	學科	第一學年	第二學年	第三學年
經濟原論	金融論	財政學	倫理哲學	實踐倫理	哲學概論	倫理學
憲法	貨幣及銀行論	民法(親族相續)	教育學	論理心理	教育史	教育教授法
法學通論	經濟政策(農業、商業、交通)	商法(手形海商)	國語	講讀文法	講讀文法作文	講讀文學史
刑法(總論)	行政法(總論)	行政法	漢文	作文習字	講讀文法作文	講讀文學史
民法(總則)	民法(債權總論)	經濟政策(工業)	法制	講讀文法作文	講讀文法作文	講讀文學史
民法(物權)	民法(債權各論)	會計學	歷史	憲法皇室典範	東洋史	言語學音聲學
外國語	商法(總則會社商行為)	統計學	言語學	國史	二	二
論理學	外國語	保險論	英語	譯讀、文法	二	二
計	計	計	計	計	計	計
二六	二八	二八	二八	二八	二八	二八

外國語ハ英語トス
法律科經濟科商學科別科生ニアリテハ外國語(英語)論理心理哲學概論ヲ隨
意科目トシテ文學科別科生ハ英語ヲ隨意科目トス
第三十三條 授業料ハ年額ヲ左ノ三期ニ分子學期開始ノ曆月内ニ納付スヘシ

第三商學科

第一學年	第二學年	第三學年	第一學期	第二學期	第三學期
經濟原論	貨幣銀行論	財政學	金貳拾五圓	金貳拾五圓	金貳拾五圓
商業通論	金融論	外國爲替			
商業史	交通經濟論	統計學			
經濟地理	商品學	保險論			
商業數學	商業數學	商工經營論			
計	計	計			
二六	二八	二八			

(注・昭和三年四月施行)

四七 立命館大学学則 (学部改組、商学科増設に伴う全面改正)

立命館大学学則

第一章 總 則

第一條 本大學ハ教育勅語ノ聖旨ヲ奉體シ國家有用ノ人材ヲ養成スルタメ法律經濟及ヒ商業ニ關スル學術ノ理論及ヒ應用ヲ教授シ並ニ其蘊奧ヲ攻究スルヲ以テ目的トス

第二條 本大學ニ研究科、法經學部及ヒ大學豫科ヲ置ク
本大學ニ専門部ヲ附設ス

専門部ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第三條 研究科ニ於テハ法律學、經濟學及ヒ商學ノ蘊奧ヲ攻究ス
法經學部ニ於テハ法律學、經濟學及ヒ商學ノ理論並ニ應用ヲ教授ス大

學豫科ハ法經學部ニ入ル者ノ爲ニ須要ナル高等普通學科ヲ教授ス
學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

學年ヲ左ノ三學期ニ分ツ
第一學期 四月一日ヨリ七月三十一日ニ至ル間
第二學期 八月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル間
第三學期 一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル間

第五條 本大學ノ休業日ハ左ノ如シ
四月一日ヨリ四月十日ニ至ル間 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル間 十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル間
及大祭祝日及ヒ日曜日

本學創立記念日 (五月十九日)

第二章 法經學部

第一節 學科課程

第六條 法經學部ノ修學期間ヲ三箇年トス

第七條 法經學部ヲ左ノ三學科ニ分ツ

- 一、法律學科
- 二、經濟學科
- 三、商學科

第八條 各學科ノ必須科目選擇科目其配當及ヒ每週授業時數左ノ如シ

第一 法律學科

第一學年	必修科目	每週授業時數	第二學年	必修科目	每週授業時數	第三學年	必修科目	每週授業時數	選擇科目			
									計	計	計	
憲法	三	三	民法(債權)	六	民法(親族、相続)	四	特別講義	二	雄辯學	二	雄辯學	二
民法(總則)	六	六	民法(總則、會社、商行為)	八	民法(手形、海商)	四	特別講義	二	雄辯學	二	雄辯學	二
民法(物權)	六	六	民法(第一、第二、第三、第四、第五篇)	四	民法(第六、第七、第八、第九、第十篇)	二	特別講義	二	雄辯學	二	雄辯學	二
刑法	六	六	刑事訴訟法	二	破産法	二	特別講義	二	雄辯學	二	雄辯學	二
國際公法	五	五	行政法(總論)	二	國際私法	三	特別講義	二	雄辯學	二	雄辯學	二
經濟原論	四	四	行政法(總論)	二	國際私法	三	特別講義	二	雄辯學	二	雄辯學	二
外國法(英法若クハ獨法)	四	四	民事刑事演習	一	行政法(各論)	三	特別講義	二	雄辯學	二	雄辯學	二
計	二八	二八	外國法(英法若クハ獨法)	四	財政學	二	特別講義	二	雄辯學	二	雄辯學	二
選擇科目			外國法(英法若クハ獨法)	四	民事刑事演習	一	特別講義	二	雄辯學	二	雄辯學	二
社會學	二	二	經濟政策	二	社會政策	二	特別講義	二	雄辯學	二	雄辯學	二
政治史	二	二	法制史	二	會計學	二	特別講義	二	雄辯學	二	雄辯學	二
計	二八	二八	計	二七	計	二五	特別講義	二	雄辯學	二	雄辯學	二
選擇科目			選擇科目		選擇科目		特別講義	二	雄辯學	二	雄辯學	二
隨意科目			隨意科目		隨意科目		特別講義	二	雄辯學	二	雄辯學	二

選擇科目ハ各學年ノ始ニ科目ヲ選定シ學長ノ承認ヲ受クヘシ

第二 經濟學科

第一學年	第二學年	第三學年
必修科目 經濟原論 四 經濟地理 二 統計學 二 憲法 三 金融概論 二 民法(總則、物權) 六 社會學(外國書) 二 經濟學(外國書) 四	必修科目 貨幣論 二 農業經濟 二 商業經濟 二 會計學 二 民法(債權) 六 商法(總則、會社、商行為) 八 行政法(總論) 二 經濟學(外國書) 四	必修科目 銀行論 二 交通經濟 二 工業經濟 二 國際經濟論 二 保險學 二 植民政策 二 財政學 二 經濟學史 二 社會政策 二 商法(海商) 四 經濟學(外國書) 四
計 二七	計 二八	計 二六
選擇科目 日本經濟史 二 國際公法 五	選擇科目 商工經濟論 二 林政學 二 都市政策 二 刑法(總論) 三	選擇科目 地方財政論 二 行政法(各論) 三 民法(親族、相續) 四 國際私法 三

選擇科目ハ各學年ノ始ニ科目ヲ選定シ學長ノ承認ヲ受クヘシ

隨意科目

雄辯學
新聞學
特別講義

隨意科目

雄辯學
新聞學
特別講義

隨意科目

雄辯學
新聞學
特別講義

第三 商學科

第一學年	第二學年	第三學年
必修科目 經濟原論 四 經濟地理 二 商業史 二 金融概論 二 簿記 二 商業數學 二 統計學 二 民法(總則、物權) 六 社會學(外國書) 三 經濟學(外國書) 三 商業會話及作文 二	必修科目 貨幣論 二 商業經濟 二 會計學 二 商法(總則、會社、商行為) 八 民法(債權) 六 商法(總論) 三 經濟學(外國書) 三 商業會話及作文 二	必修科目 銀行論 二 國際經濟論 二 會計學 二 保險學 二 取引所論 二 工業經濟 二 外國為替論 二 財政學 四 商法(海商) 四 經濟學(外國書) 三
計 二七	計 二九	計 二五
選擇科目 日本經濟史 二 憲法 三 國際公法 五 刑法(總論) 三	選擇科目 刑(法各論) 二 商工經營論 二 交通經濟 二 倉庫論 二 行政法(總論) 二	選擇科目 海上保險論 二 社會政策 二 都市政策 二 國際私法 三 行政法(各論) 二

選擇科目ハ各學年ノ始ニ科目以上ヲ選定シ學長ノ承認ヲ受クヘシ

隨意科目

雄辯學
新聞學
特別講義

隨意科目

雄辯學
新聞學
特別講義

隨意科目

雄辯學
新聞學
特別講義

第二節 入學休學退學及ヒ除名

第九條 本學部ニ入學シ得ル者ハ本大學豫科ヲ修了シタル者トス但缺員アリタルトキハ左ノ順位ニ依リ入學ヲ許可スルコトアルヘシ

一、高等學校高等科ヲ卒業シタル者

二、本大學專門部ヲ卒業シ大正七年文部省令第三號ニ依リ指定セラレタル者

三、他ノ大學ノ大學豫科ヲ修了シタル者

四、大正七年文部省令第三號ニ依リ指定セラレタル者

前各號ノ入學志願者ニ對シテハ詮衡試驗ヲ行フコトアルヘシ

第十條 本學部ト同等ナル他ノ學校在學者ニシテ本學部ニ轉學ヲ願出ツルトキハ相當ノ學級ニ編入スルコトアルヘシ但本學部ノ學科目中修了セサルモノアルトキハ其科目ニ付試驗ヲ行フ

第十一條 入學志願者ハ左ノ書式ニ依リ入學願書ニ修學履歷書及ヒ當該學校卒業證明書又ハ檢定證書ヲ添ヘテ差出スヘシ但試驗ヲ要スル者ハ受験料金五圓ヲ納付スヘシ

第十二條

本學部ノ入學期ハ每學年ノ始一回トス但轉學者ハ此限ニアラス

(書式略)

第十三條

入學ノ許可ヲ得タルトキハ二週間以内ニ保證人連署ノ在學證書ヲ差出スヘシ

第十四條

保證人ハ父兄、親族又ハ京都市及接續町村内ニ一家ヲ立ツル成年者タルコトヲ要ス

第十五條

保證人ハ本人在學中ニ於ケル一切ノ事項ニ付其責ニ任スルモノトス定メ在學證書ヲ差出スヘシ保證人ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第十六條

學生ノ疾病ノ爲三箇月以上修學スルコト能ハスト認ムルトキハ學長ノ許可ヲ得テ其學年ノ終マテ休學スルコトヲ得

第十七條

休學期間内ニ於テ其事故止ミタルトキハ學長ノ許可ヲ得テ復學スルコトヲ得

第十八條

學生陸海軍ノ現役ニ服シ又ハ戰時若クハ事變ニ際シ兵役ノ爲ニ召集

セラレタルトキハ學長ノ許可ヲ得テ其期間休學スルコトヲ得

第十九條 疾病其他ノ事故ニ因リ退學セントスル者ハ保證人連署ノ上願出テ學長ノ許可ヲ受クヘシ

第二十條 左ニ掲クル者ハ學籍ヲ除クコトアルヘシ

一、本學ノ目的ニ悖リ學生ノ本分ニ背キタル言行アル者

二、修學上ニ就キ故ナクシテ學長ノ指導ニ服セサル者

三、學業劣等若クハ疾病ニ因リ成業ノ見込ナシト認ムル者

四、正當ノ事由ナクシテ引續キ缺席スル者

五、傳染性ノ疾病ヲ有シ他ノ學生ニ迷惑ヲ及ホス虞アリト認ムル者

六、學費ヲ納付セサル者

第二十一條 前條ニ依リ除籍セラレタル者ニシテ其事由消滅シタリト認ムヘキトキハ特ニ再入學ヲ許スコトアルヘシ

第三節 試驗及卒業

第二十二條 試驗ハ每學年ノ終ニ其學年ニ配當セラレタル全課程ニ就キ之ヲ行フ但學科目ニ依リ其擔當教員ノ意見ニ依リ適當ナル時期ニ於テ之ヲ行フコトヲ得

第二十三條 試驗ノ方法ハ筆記又ハ口述トシテ教室ニ於テ之ヲ行フ

第二十四條 試驗ノ成績ハ一科目百點ヲ標準トナシ一科目四十點以上各科目ノ總平均六十點以上ヲ得タル者ヲ合格トス

第二十五條 試驗ノ成績如何ニ依リ學長ハ更ニ一定ノ期間ヲ經タル後不合格學科ニ付再試驗ヲ行フコトアルヘシ但第二十五條ノ規定ヲ準用ス

疾病其他止ムヲ得サル事故ニ因リ試驗ニ缺席シタル者ニ對シテハ追試驗ヲ行フコトアルヘシ

追試驗ヲ許サレタル者ハ受験料金拾圓ヲ納付スヘシ

休學シタル者ハ其學年ニ屬スル試驗ヲ受クルコトヲ得ス但第十八條ニ依リ兵役ノ爲召集セラレタル者ニシテ其休學期間一學期以上ニ亘ラサルモノハ此限ニアラス

本學部ニ三箇年以上在學シ所定ノ試驗ニ合格シタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス

第二十六條

第二十七條

第二十八條

第二十九條

第三十條

第三十一條

第三十二條

第三十三條

第三十四條

第三十五條

第三十六條

第三十七條

卒業者ハ其修了ノ學科ニ依リ法學士經濟學士又ハ商學士ノ稱號ヲ用フルコトヲ得

第二十八條 前條ノ試験ヲ完了セスシテ中途退學スル者ニハ請求ニ依リ其修了シタル科目ニ付證明書ヲ附與ス

前項ノ證明書ノ交付ヲ受ケントスル者ハ手數料金五圓ヲ納付スヘシ

第四節 學 費

第二十九條 本學部ニ入學スル者ハ入學料金五圓ヲ納付スヘシ

第三十條 授業料ハ一學年金壹百圓トシテ左ノ三期ニ分納スヘシ

第一期 四月二十日限 金四拾圓

第二期 九月二十日限 金參拾圓

第三期 一月二十日限 金參拾圓

第三十一條 既ニ納付シタル授業料ハ退學停學休學其他事由ノ如何ニカカハラズ之ヲ返付セス

第三十二條 授業料ヲ滯納スル者ハ完納ノ上ニアラサレハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第三十三條 在學其他ノ證明書ノ附與ヲ請求スル者ハ手數料金壹圓ヲ納付スヘシ

第五節 聽 講 生

第三十四條 本學部ノ學科目ニツキ聽講ヲ志望スル者ハ左ノ資格ヲ有スル者ニ限り學力證衡ノ上聽講生トシテ許可スルコトアルヘシ中學校、高等女學校卒業者又ハ之ト同等以上ノ學力アリト認メタル者

第三十五條 聽講生ハ聽講シタル學科目ニ就キ試験ヲ受クルコトヲ得

第三十六條 學費ニ就キテハ前節ノ規定ヲ適用ス

第三章 研 究 科

第三十七條 研究科ノ在學期間ハ二箇年以上トス

第三十八條 本學部卒業者ニシテ研究科ニ入ラントスル者ハ研究事項ヲ具シシ學長ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

本學部卒業者ニ非サル者ニシテ研究科ニ入ラントスル者ハ研究事項ヲ具シシ學長ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

アルトキハ學長ハ其學力ヲ檢定シテ之ヲ許可ス

第三十九條 檢定料金拾圓ヲ納付スヘシ

第四十條 研究科學生ノ指導ハ學長ノ選定シタル教員之ヲ擔任ス

第四十一條 研究科學生ハ指導教員及ヒ當該科擔任教員ノ許可ヲ得テ本學部ノ講義又ハ演習ニ出席スルコトヲ得

第四十二條 研究科學生ハ每學年ノ終ニ於テ其研究事項ヲ指導教員ヲ經テ學長ニ報告スヘシ

第四十三條 研究科學生ハ其研究事項ニ付卒業論文ヲ提出スルコトヲ得

第四十四條 研究科ハ一學年金壹百圓トシ入學ノ時又ハ毎年四月二十日限り納付スヘシ

第四十五條 本章ニ規定ナキ事項ニ就テハ第二章ノ規定ヲ準用ス

第四章 大學豫科

第一節 學科課程

第四十六條 大學豫科ヲ第一部及ヒ第二部ニ分チ第一部ノ修學期間ヲ三箇年トシ第二部ノ修學期間ヲ二箇年トス

第四十七條 大學豫科ノ教授科目配當及ヒ每週授業時數左ノ如シ

地 理 史 二 心 理 及 論 理 二 哲 學 概 說 三	第一學年		第二學年		第三學年	
	科 目	每週授業時數	科 目	每週授業時數	科 目	每週授業時數
修 身 一	一	國 語 及 漢 文 七	一	國 語 及 漢 文 七	國 語 及 漢 文 七	一
第一外國語	一〇	第一外國語	一〇	第一外國語	一〇	一〇
第二外國語	(四)	第二外國語	(四)	第二外國語	(四)	(四)
歷 史 二	四	歷 史 二	五	歷 史 二	四	四

數	二	法制及經濟	二	心理及論理	二
自然科學	二	自然科學	三	法制及經濟	二
體操	二	體操	二	體操	二
計	(三〇)		(三二)		(三一)
	(三四)		(三六)		(三五)

- 一、第一外國語ハ英語トス
- 一、第二外國語ハ獨逸語トシ隨意科目トス

大學豫科第二部

第一學年	科目	每週授業時數	第二學年	科目	每週授業時數
修身	一	七	修身	一	七
國語及漢文	一〇	七	國語及漢文	一〇	七
第一外國語	(四)	一	第一外國語	(四)	一
第二外國語	五	五	第二外國語	五	五
歷史	二	三	哲學概說	二	三
心理及論理	二	二	心理及論理	二	二
法制及經濟	二	二	法制及經濟	二	二
自然科學	二	二	體操	二	二
計	(三七)		計	(三六)	
	(三三)			(三二)	
	(三三)			(三三)	

- 一、第一外國語ハ英語トス
- 一、第二外國語ハ獨逸語トシ隨意科目トス

第二節 入學

- 第四十八條 大學豫科第一部ニ入學シ得ル者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノトス
 - 一、中學校第四學年ヲ修了シタル者
 - 二、他ノ高等學校尋常科ヲ修了シタル者
 - 三、高等學校高等科入學資格試験ニ合格シタル者
 - 四、專門學校入學者檢定規程ニ依リ試驗檢定ニ合格シタル者

- 五、文部大臣ニ於テ高等學校高等科ノ入學ニ關シ指定シタル者
- 六、文部大臣ニ於テ一般專門學校ノ入學ニ關シ中學校卒業者ト同等以上ノ學力アリト指定シタル者大學豫科第二部ニ入學シ得ル者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノトス
 - 一、中學校卒業者
 - 二、高等學校高等科若クハ他ノ大學ノ大學豫科第一學年修了者
 - 三、師範學校卒業者
 - 四、專門學校入學者檢定規程ニ依リ試驗檢定合格證書ヲ有スル者又ハ一般專門學校ノ入學ニ關シ專門學校入學規程ニ依リ指定セラレタル者

- 第四十九條 大學豫科ノ入學期ハ每學年ノ始一回トス但缺員アルトキハ臨時入學ヲ許スコトアルヘシ
- 第五十條 入學志願者ノ數所定ノ人員ニ超過スルトキハ選抜試驗ヲ行フ
- 第五十一條 本章ニ規定ナキ事項ニ就テハ第二章ノ規程ヲ準用ス

第三節 退學

- 第五十二條 第二十二條乃至第二十六條ハ之ヲ大學豫科ニ適用ス
- 第五十三條 引續キ二回原級ニ止マリタル者ニハ退學ヲ命スルコトアルヘシ

第四節 學費

- 第五十四條 大學豫科ニ入學スル者ハ入學料金五圓ヲ納付スヘシ
- 第五十五條 授業料ハ一學年金九拾圓トシ左ノ三期ニ分納スヘシ
 - 第一期 四月二十日限 金參拾圓
 - 第二期 九月二十日限 金參拾圓
 - 第三期 一月二十日限 金參拾圓

第五章 學生心得

- 第五十六條 第三十一條及ヒ第三十二條ハ之ヲ大學豫科ニ適用ス
- 第五十七條 學生ハ左ノ各項ヲ心得各自其業ヲ勵ミ其成業ヲ期スヘシ

一、教育勅語ノ聖旨ヲ奉體シ本大學ノ目的ニ副ヒ苟モ學生ノ本分ニ悖ルカ如キ言行アルヘカラス

二、本大學ノ規律ヲ嚴守シ苟モ學内ノ秩序ヲ亂スカ如キ言行アルヘカラス

三、師長ニ恭順シ其指導ニ頼リ修學ニ精進シ教室ノ内外ヲ問ハス相當ノ敬意ヲ表スヘシ

四、學友互ニ敬重シ學ノ内外ヲ問ハス苟モ他ニ迷惑ヲ及ホスカ如キ言行アルヘカラス

五、各自志操ヲ固クシ威儀ヲ正ウシテ苟モ遊逸放肆ニ流レ自ラ賤シムカ如キコトアルヘカラス

第六章 懲 罰

第五十八條 學生ニシテ左ノ一ニ該當スル者ハ之ヲ放學ニ處ス

一、本大學ノ目的ニ悖リ校規ヲ無視シ學内ノ秩序ヲ紊スカ如キ言行ヲ敢テスル者

二、學生ノ本分ニ背キ本學ノ體面ヲ傷ケ師長ノ名譽ヲ損シ且ツ學友ノ面目ヲ汚スカ如キ不都合ノ行爲アル者

三、遊逸放肆ニ流レ學業ヲ怠リ成業ノ見込ナキ者
前項ノ場合ニ於テ情狀ニ依リ改悛ノ餘地アリト認ムヘキ者ニハ停學ヲ命ス

本學ノ名譽ヲ損シ又ハ他ノ迷惑トナルカ如キ行動ヲナス者ハ之ヲ譴責ス

本條第一項及第二項ノ規定ニ依リ放學若クハ停學ヲ命シタルトキハ之ヲ學内ニ公示シ父兄及ヒ保證人ニ通知ス尚其放學ヲ命シタル者ハ之ヲ他ノ大學ニ通知スルモノトス非行又ハ過失ニ依リ本大學ニ損害ヲ與ヘタル學生ニハ相當ノ賠償ヲ命ス

〔注・昭和三年四月施行〕

四八 大学予科の二部授業開始

昭和四年度財団法人立命館事業報告〔抜粋〕

第二 本年度於ケル事業ノ大要

二、大學豫科ノ二部授業開始

法經學部並ニ大學豫科第二部ノ授業ヲ二部開始トナスノ日ハ二月四日付ヲ以テ認可セラル、蓋シ本學ハ創立以來専門學部ヲ開設シ特ニ夜間授業トナシ法律、經濟、文學ノ諸學科教授及高等普通教育ニ勉メ幾多人才ノ續出スルニ鑑ミ今般更ニ進ンデ大學ノ夜間授業ヲ開始シタリ、是レ晝間ニ於テ大學教育ヲ受ケ難キ事情ニアル優秀ナル學生ヲシテ進ンデ大學教育ヲ受ケ教育上機會均等ヲ得シムルコトハ國家有要ノ人才ヲ養成スル上ニ於テ頗ル重要ニシテ當ヲ得タルモト信ズレバナリ、入學志願者百七拾壹名ノ中選抜試験ヲ行ヒ百貳拾五名ニ入學ヲ許可セリ

四九 立命館大学學則（法經學部、予科に二部（夜間）設置に伴フ改正）

立命館大學學則（抄）

第一章 總 則

第四條 學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

學年ヲ左ノ三學期ニ分ツ

第一學期 四月一日ヨリ 七月三十一日ニ至ル間

第二學期 八月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル間

第三學期 一月一日ヨリ 三月三十一日ニ至ル間

第四條ノ二 法經學部、大學豫科第二部ノ授業ハ二部教授トス

甲班 自午前八時、至午後四時

乙班 自午後五時、至午後十時

但法經學部ニアリテハ選擇科目及ヒ隨意科目ノ一部ヲ共通トスルコトアルヘシ

第二章 法經學部

第一節 學科課程

第六條 法經學部ノ修學期間ヲ三ヶ年トス

第七條 法經學部ヲ左ノ三學科ニ分ツ

一、法律學科

二、經濟學科

三、商學科

第八條 各學科ノ必須科目選擇科目其配當及ヒ每週授業時數左ノ如シ

第一 法律學科

第一學年	第二學年	第三學年
必修科目	必修科目	必修科目
每週授業時數	每週授業時數	每週授業時數
法 三	民法（債權）	民法（親族相續）
憲	六	四

民法(總則、物權)	六	商、會社、商行為(總則、會社訴訟法(第一篇乃至第五篇))	六	商法(手形、海商)	五
刑 法	二	刑事訴訟法(第一篇乃至第五篇)	四	破 產 法	二
國 際 公 法	四	刑 事 訴 訟 法	二	國 際 私 法	三
經 濟 原 論	四	行 政 法 (總 論)	二	財 政 學	四
(外 國 法)	四	民 事 刑 事 演 習	四	民 事 刑 事 演 習	四
(英 法 若 ク ハ 獨 法)	四	外 國 法	四	外 國 法	四

計

二三

二七

二六

選擇科目	二	都 市 政 策	二	選擇科目	二
社 會 學	二	法 制 史	二	社 會 政 策	二
經 濟 史	二	經 濟 事 情	二	社 會 計 學	二
統 計 學	二	社 會 主 義 評 論	二	社 會 事 業	二

選擇科目ハ各學年ノ始ニ科目ヲ選定シ學長ノ承認ヲ受クヘシ

雄 辯 學	雄 辯 學	雄 辯 學
新 聞 學	新 聞 學	新 聞 學
特 別 講 義	特 別 講 義	特 別 講 義

第二經濟學科

第一學年	第二學年	第三學年
必修科目	必修科目	必修科目
經濟原論	貨幣論	銀行論
經濟史	農業經濟	交通經濟
經濟地理	商業經濟	工業經濟
金融論	經營經濟學	國際經濟論
憲 法	社會主義評論	保險經濟學
法 學	民法(債權)	植 民 政 策
業時數	業時數	業時數
每週授	每週授	每週授
四	二	二
二	二	二
二	二	二
二	二	二
二	二	二
二	二	二

民法(總則、物權)	六	商、會社、商行為(總則、會社訴訟法(第一篇乃至第五篇))	六	財 政 學	四
社 會 學	二	行 政 法 (總 論)	三	經 濟 學 史	二
經 濟 學	四	經 濟 學	四	社 會 政 策	二
(外 國 書 講 讀)	四	外 國 書 講 讀	四	商 法 (手 形、海 商)	五
	四	外 國 書 講 讀	四	經 濟 學	四
	四	外 國 書 講 讀	四	外 國 書 講 讀	四

計

二七

二九

二九

選擇科目	二	都 市 政 策	二	選擇科目	二
日 本 經 濟 史	二	經 濟 事 情	二	經 濟 事 情	二
簿 記	二	會 計 學	二	社 會 計 學	二
經 濟 事 情	二	刑 法 (各 論)	二	社 會 事 業	二
國 際 公 法	二	刑 法 (各 論)	二	行 政 法 (各 論)	二
第 一 部	二	刑 法 (各 論)	二	民 法 (親 族 相 續)	四
第 二 部	二	刑 法 (各 論)	二	國 際 私 法	三
刑 法 總 論	二	刑 法 (各 論)	二		

選擇科目ハ各學年ノ始ニ科目ヲ選定シ學長ノ承認ヲ受クヘシ

雄 辯 學	雄 辯 學	雄 辯 學
新 聞 學	新 聞 學	新 聞 學
特 別 講 義	特 別 講 義	特 別 講 義

第三商學科

第一學年	第二學年	第三學年
必修科目	必修科目	必修科目
經濟原論	貨幣論	銀行論
經濟史	商業經濟	國際經濟論
經濟地理	經營經濟學	社會經濟學
金融論	社會主義評論	保險經濟學
簿 記	民法(債權)	取 引 所 論
業時數	業時數	業時數
每週授	每週授	每週授
四	二	二
二	二	二
二	二	二
二	二	二
二	二	二
二	二	二

商業數學 二 民法(債權) 六 工業經濟 二

統計學 二 商會(總行爲) 六 外國爲替論 二

民法(總則、物權) 六 經濟學(外國書講讀) 四 景氣論 二

經濟學(外國書講讀) 四 商業會話及作文 二 財政學 四

商業會話及作文 二 商業會話及作文 二 商法(手形、海商) 五

計 二八 二八 二九

選擇科目 選擇科目 選擇科目

日本經濟史 二 刑法(各論) 二 交通經濟 二

經濟事情 二 海運論 二 海上保險論 二

社會學 二 經濟事情 二 經濟事情 二

憲法 三 都市政策 二 社會政策 二

國際公法 二 社會主義評論 二 國際私法 三

第一部 二 行政法(總論) 三 行政法(各論) 二

第二部 二 行政法(總論) 三 民法(親族相續) 四

刑法(總論) 二 民法(親族相續) 四

選擇科目ハ各學年ノ始ニ科目以上ヲ選定シ學長ノ承認ヲ受クヘシ

隨意科目 隨意科目 隨意科目

雄辯學 雄辯學 雄辯學

新聞學 新聞學 新聞學

特別講義 特別講義 特別講義

高等學校高等科教員無試驗檢定ヲ受ケントスル者ハ國際公法若クハ刑法(總論各論)ノ中何レカ一科目及ビ憲法行政法(總論各論)民法(親族相續)ヲ選擇履修スヘシ

第五節 聽講生

第三十五條 聽講生ハ聽講シタル學科目ニ就キ試驗ヲ受クルコトヲ得

前項ノ試驗ニ合格シタル者ニハ請求ニ依リ證明書ヲ附與ス

第四章 大學豫科

第一節 學科課程

第四十六條 大學豫科ヲ第一部及ヒ第二部ニ分チ第一部ノ修學期間ヲ三箇年ト

シ第二部ノ修學期間ヲ二箇年トス

第四十七條 大學豫科ノ教授科目其配當及ヒ每週授業時數左ノ如シ

科目	第一部一年	第一部二年	第一部三年
修身	一	一	一
國語及漢文	三	三	三
英語	九	九	九
獨逸語	四	四	五
國史	三	二	二
東洋史	二	二	二
西洋史	二	二	二
西學概說	二	二	二
自然科學	二	二	二
經濟大意	二	二	二
法律學大意	二	二	二
體操	三	三	三
計	三三	三三	三三

(注・昭和四年四月施行)

五〇 専門学部の状況（高等商業科増設）

昭和七年度財団法人立命館事業報告（抜粋）

(六) 専門学部ノ状況

専門学部ハ最初ヨリ法律及經濟ノ二學科ナリシガ先年更ニ文學科及商學科ヲ増設セリ。商學科ハ高等商業學校ノ課程ニヨルト謂モ特ニ實務上必要ナル科目ヲ設ケテ専ラ實力ノ養成ニ努ム。

文學科ハ國語漢文ノ中等教員養成ヲ目的トスルモ實質ニ於テハ我國民の道義心ヲ涵養シ聊カ國體擁護ニ資セントス。

本學部ハ創立以來夜間授業トナシ法律、經濟、商學及文學ニ關スル諸學科ノ高等専門ノ學術ヲ教授シ幾多人材ヲ續出シ校運益々隆盛ニ趣クト雖モ目下ノ社會ノ現状ヨリ考察スレバ從來ノ如ク夜間授業ノミヲ以テ満足スルコトヲ得バ却テ優口之ヲ二部教授トナシ晝間ニ於テモ此ノ種ノ専門教育ヲ施スコトヲ得バ却テ優秀ナル多數ノ學生ヲ收容スルヲ得テ最モ社會ノ需要ニ適スヘク次ニ本館ハ立命館中學校ヲ經營スル外ニ先年立命館商業學校ヲ新設シ昭和九年三月ヨリ約百五拾名ノ新卒業生ヲ出スベク此等新卒業生ノ多數ノ志望ヲ容ル、上ニ於テモ専門學部ヲ二部教授トナシ殊ニ高等商業科ニ最モ重キヲ置キ以テ實業方面ノ需要ニ應セントシ昭和七年九月右二部教授ノ申請ヲナシ同年十二月認可セラレ昭和八年四月ヨリ實行スルコト、セリ、専門學部生徒數七百九拾五名アリ。

五一 大学（法律学科）並びに専門学部の授業改善

昭和十年度財団法人立命館事業報告（抜粋）

四、大學部並ニ専門學部ノ授業改善

曩ニ本大學法經學部法律學科ヲ第一課程及ヒ第二課程ニ分チテ前者ハ司法方面ニ後者ハ行政政治方面ニ向ハントスルモノノ爲メニ各必要ナル課程ヲ配當シテ之ヲ必須課目トナシ同時ニ各課程ヲ通ジテ選擇課目ヲ増設シ學生ヲシテ各々

適切ナル課目ヲ選擇セシメ以テ一般學生ノ志望ニ適應セル學科ノ攻究ニ便ナラシメ、又經濟學科商學科及専門學部ニ於テモ必須科目ヲ整理シ演習ヲ設ケ選擇科目ヲ増設セリ

〔後略〕

五二 立命館大學學則（法律学科に第一、第二課程設置に伴う改正）

立命館大學學則（抄）

第八條 各學科ノ必須科目選擇科目其配當及ヒ每週授業時數左ノ如シ

第一 法律學科 第一課程

必須科目		第一學年		第二學年		第三學年	
科目	每週授業時數	科目	每週授業時數	科目	每週授業時數	科目	每週授業時數
憲法	三	行政法(總論)	三	民法(親族相續)	四		
刑法(總論)	二	刑法(各論)	二	民法(手形海商)	四		
民法(總則)	三	刑事訴訟法	二	民法(民事訴訟法)	二		
民法(債權)	三	民法(總則會社)	四	民法(第六篇以下)	二		
國際公法(平時)	二	商法(總則會社)	四				
外國法	四	商法(商行為)	三				
		民事訴訟法(第一篇乃至第五篇)	二				
		演習	二				
計	一七	外國法	四				
		演習	二				
		計	二四				
		外國法	四				
		演習	二				
		計	一六				

選擇科目

第一學年	第二學年	第三學年
日本法制史	國際公法(戰時)	行政法(各論)
社會學	政治學	國際私法
倫理學(東洋西洋)	都市政策	破産法

外交史 二
政治史 二
社會法 二
經濟原論 四
政治學史 二
行法 二
社會政策 二
經濟政策 二
財政學 二

選擇科目ハ各學年四時間以上ヲ選擇スル事ヲ要ス
選擇科目ハ都合ニ依リ一部開講セサルコトアルヘシ

法律學科 第二課程

必須科目	第一學年	第二學年	第三學年
憲法	第一學年	第二學年	第三學年
刑法	第一學年	第二學年	第三學年
民法	第一學年	第二學年	第三學年
經濟原論	第一學年	第二學年	第三學年
外國史	第一學年	第二學年	第三學年
外交史	第一學年	第二學年	第三學年
統計	第一學年	第二學年	第三學年
第一學年	第二學年	第三學年	
日本法制史	刑事訴訟法	民法(親族相續)	
社會學	民事訴訟法	民法(訴訟法)	
倫理學(東洋西洋)	(第一篇及至第五篇)	(第六篇以下)	
植民政策	社會政策	破産法	
統計學	商法(總則會社)	商法(手形海商)	
	都市政策	國際私法	
	政治學史	社會法	
	刑法(各論)	法學	

選擇科目ハ各學年四時間以上ヲ選擇スル事ヲ要ス
選擇科目ハ都合ニ依リ一部開講セサルコトアルヘシ
第五十九條 本學則ハ昭和九年四月一日ヨリ實施ス

五三 立命館大學學位規程制定認可書

京專九六號
立命館大學
昭和八年七月十日申請其ノ學學位規程制定ノ件認可ス
昭和八年十月三日
文部大臣 鳩山一郎
印

五四 立命館大學學位規程

立命館大學學位規程

第一條 大正九年勅令第二百號學位令ニ依リ本大學ニ於テ授與スル學位ハ法學博士經濟學博士ノ二種トス
第二條 本學研究科ニ於テ二年以上研究ニ從事シタル者ハソノ在學中若クハ

退學後一ケ年以内ニ其研究シタル論文ヲ學長ニ提出シテ學位ヲ請求スルコトヲ得

前項ニ該當スル者ノ外學位ヲ請求スル者ハ自著論文ヲ一編トシ正副二通ニ履歷書ヲ添ヘ請求スル學位ノ種類ヲ指定シテ之ヲ學長ニ提出スヘシ但シ參考トシテ他ノ論文ヲ附加スルコトヲ得ヘシ
學位請求ノタメニスル論文ハ之ヲ還付セス

第三條 前條第二項ニヨリ學位ヲ請求スル者ハ審査手数料金百圓ヲ納付スヘシ

既納ノ手数料ハ之ヲ還付セス

第四條 學長ハ受理シタル論文ヲ教授會ノ議ニ附シ教授中ヨリ二名以上ノ審査委員ヲ選定シテ之ヲ審査セシム

教授會ニ於テ必要アリト認メタルトキハ教授以外ノ教員ニソノ調査ノ一部ヲ委囑スルコトヲ得

第五條 審査委員ハ一年以内ニ其ノ審査ノ結果ヲ報告スヘシ但シ特別ノ事情アリタルトキハ教授會ノ決議ニヨリ審査規限ヲ延長スルコトヲ得

第六條 教授會ニ於テ必要ト認メタル時ハ論文提出者ニ對シ試問ヲ行フコトヲ得

第七條 學位授與ノ議決ヲナスニハ教授全員ノ三分ノ二以上出席シ其ノ三分ノ二以上ノ贊成アル事ヲ要ス

第八條 教授會ニ於テ學位ヲ授與スヘキモノト議決シタル時ハ學長ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ學位ヲ授與ス

第九條 學位記ノ様式左ノ如シ

學位記

道府縣

氏名

大學印

右者論文

ヲ提出シテ學位ヲ請求シ本大學教授會ハ之ヲ授與スヘキ者ト認メタリ仍

テ大正九年勅令第二百號學位令ニ依リ茲ニ 學博士ノ學位ヲ授ク

年 月 日

立命館大學長 位勳 氏 名 印

第十條 本大學ニ於テ學位ヲ受領シタル者ニシテ其ノ榮譽ヲ汚辱スル行爲アルトキハ學長ハ教授會ノ議ヲ經文部大臣ノ認可ヲ受ケ學位ノ授與ヲ取消シ學位記ヲ返還セシム

前項ノ決議ヲナスニハ教授全員ノ三分ノ二以上出席シ其四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス

五五 専門学部文学科の状況 (歴史地理科増設)

昭和九年度財團法人立命館事業報告〔抜粋〕

(四) 専門学部文学科の状況

〔前略〕

歴史地理科ノ新設

専門学部文学科ハ從來國語漢文ヲ專攻スル課程ノミナリシガ今回新ニ歴史地理科ヲ專攻スル課程ヲ設ケテ其ノ内容ヲ國語漢文及歴史地理ノ二科ニ分クントシテ本年二月申請シ三月二十七日認可セラレ

其ノ目的トスル所ハ國語漢文科方國語漢文ノ中等教員ヲ養成シ且ツ我國傳統的道義心ヲ涵養セントスルニ等シク歴史地理科ニ於テモ歴史地理ノ中等教員ヲ養成スルヲ主トシ併セテ特ニ國史ノ研究ヲ獎勵シ以テ本學創立以來一貫セル大方針ニ據リ我國體觀念ヲ明確ニシ日本精神ヲ涵養セントスルニアリ
〔後略〕

五六 立命館大學學則（法經學部法律学科改組に伴う改正）

立命館大學學則（抄）

第二章 法經學部

第一節 學科課程

第六條 法經學部ノ修學期間ヲ三ヶ年トス

第七條 法經學部ヲ左ノ四學科ニ分ツ

一、法律學科

二、政治學科

三、經濟學科

四、商學科

第八條 各學科ノ必修科目選擇科目及隨意科目其配當及ヒ每週授業時數左ノ如シ

第一 法律學科

第一學年	第二學年	第三學年	計
必修科目 每週授業時數	必修科目 每週授業時數	必修科目 每週授業時數	
憲法	行政法(各論)	民法(親族相續)	
國體學	刑事訴訟法	商法(海商)	
行政法(總論)	民法(物權第一部)	民法(會法)	
刑法(總論)	民法(物權第二部)	民事訴訟法(第六篇以下)	
刑法(各論)	民法(債權各論)	破産法	
民法(總則)	商法(總則商行為)	法理學	
民法(債權總論)	商法(會社)	演習	
國際公法(平時)	商法(手形)		
經濟原論	民事訴訟法(第一篇乃至第五篇)		
計 一一二	計 一一二	計 一七	

選擇科目

選擇科目

選擇科目

甲(英)法	四	甲(英)法	四	甲(英)法	四
乙(獨)法	四	乙(獨)法	四	乙(獨)法	四
丙(佛)法	四	丙(佛)法	四	丙(佛)法	四
丁(英)法	四	丁(英)法	四	丁(英)法	四
英法史	二	國際公法(戰時)	二	國際私法	二
法	二	法	二	法	二
累計	二六	累計	二五	累計	二二
倫理學(東洋)	四	社會政策	二	社會學	二
西學	四	經濟政策	二	政治學	二
隨意科目	二	隨意科目	二	隨意科目	二

備考

一、選擇科目ハ甲、乙、丙、丁ノ四類トシ其ノ一ヲ選擇履修セシム

一、高等教員(法制及經濟)無試験檢定資格ヲ得ムトスル者ハ別ニ財政學ヲ履修スヘシ

一、中等教員(公民科)無試験檢定資格ヲ得ムトスル者ハ別ニ倫理學(東洋西洋)、社會學、社會政策及經濟政策ヲ履修スヘシ

一、必要ニ應シ特別講義ヲ開クコトヲ得

一、乙班ニ於テハ當分ノ間選擇科目丙ヲ置カス

第二 政治學科

第一學年	第二學年	第三學年	計
必修科目 每週授業時數	必修科目 每週授業時數	必修科目 每週授業時數	
憲法	行政法(各論)	民法(親族相續)	
國體學	民法(物權第一部)	社會學	
行政法(總論)	民法(物權第二部)	政治學	
刑法(總論)	民法(債權各論)	行政學	
刑法(總則)	商法(會社)	財政學	
民法(債權總論)	國際公法(戰時)	演習	
國際公法(平時)	國際公法(戰時)		
計 二	計 二	計 二	

政治史	二	外交史	二
經濟原論	四	社會政策	二
計	二二	演習	二
選擇科目		計	二〇
甲(英法)	四	甲(英法)	四
乙(獨法)	四	乙(獨法)	四
丙(佛法)	四	丙(佛法)	四
丁(法制史)	四	丁(商法手形)	四
任意科目	二六	任意科目	二四
倫理學(東洋)	四	經濟政策	二
社會學	二	社會學	二
計	一七	計	一七
選擇科目		選擇科目	
甲(英法)	四	甲(英法)	四
乙(獨法)	四	乙(獨法)	四
丙(佛法)	四	丙(佛法)	四
丁(國際私法)	四	丁(國際私法)	四
任意科目	二一	任意科目	二一

備考

- 一、選擇科目ハ甲、乙、丙、丁ノ四類トシ其ノ一ヲ選擇履修セシム
 - 一、中等教員(公民科)無試験檢定資格ヲ得ムトスル者ハ別ニ倫理學(東洋西洋)、社會學及經濟政策ヲ履修スヘシ
 - 一、必要ニ應シ特別講義ヲ開クコトヲ得
 - 一、乙班ニ於テハ當分ノ間選擇科目丙ヲ置カス
- (第三經濟學科以下中略)

第五十九條 本改正學則ハ昭和十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

五七 私立電氣工学講習所継承承認書

京專二八號

經 三学第二二九号
由 昭和十三年二月二十四日

京都府

財團法人 立 命 館

昭和十三年一月二十日附十三立命第四五號申請私立電氣
工学講習所継承ノ件承認ス

昭和十三年二月二十一日

文部大臣 侯爵 木 戸 幸 一

印

第四條 本校ニ左ノ五科ヲ置ク

土木科

建築科

機械科

電氣科

應用化學科

第二章 修業年限學期及休日

第五條 本校ノ修業年限ハ三ヶ年トス

第六條 學年ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル學年ハ左ノ三

學期ニ分ツ

第一學期 四月一日ヨリ七月三十一日ニ至ル

第二學期 八月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三學期 一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第七條 本校ノ授業ハ機械、電氣兩學科ニ限り二部教授トス

第一部 自午前八時至午後四時

第二部 自午後五時至午後十時

第八條 本校生徒ヲ分チテ本科生、別科生及ヒ選科生トス

本科生及ヒ別科生ノ別ハ入學資格ノ差異ニ依リテ之ヲ定ム

選科生ハ土木科、建築科、機械科、電氣科若クハ應用化學科ニ屬ス

ル科目ニツキ選擇シテ修業スルモノトス

第九條 休業日左ノ如シ

一、日曜日

一、大祭日及祝日

一、冬期休業 自十二月二十五日 至翌年一月七日

一、春期休業 自 四月 一日 至 四月十日

一、夏期休業 自 八月 一日 至 八月三十一日

第三章 學科課程及授業時數

第十條 土木科、建築科、機械科、電氣科及ヒ應用化學科ノ學科目配當及ヒ

每週授業時數左ノ如シ

五八 立命館高等工科學校學則

立命館高等工科學校學則〔抄〕

第一章 總 則

第一條 本校ハ土木工學、建築學、機械工學、電氣工學及ヒ應用化學ニ關ス
ル學術技藝ヲ教授シ兼テ人格ヲ陶冶シ有爲ノ技術者ヲ養成スルヲ以
テ目的トス

第二條 本校ハ立命館高等工科學校ト稱ス

第三條 本校ハ京都市上京區小山西上總町四十五番地ノ壹ニ設置ス

甲 土木科

製圖及實驗	測量經濟	法制震計	都市計畫	水力學	電氣學	機械學	家屋構造	河海學	衛生學	鐵道學	橋梁學	道路	鐵筋混凝土構造	施法	構築材料	測量	地質學	圖學	應用力學及構造強弱	物理學	數學	外國語	體操	修身	修學科目
五	五													二	一	三	一	二	三	三	五	四	三	一	第一學年 每週授業時數
一〇						二	一	二	二	二	二	一	一						三	二	四	三	一	第二學年 每週授業時數	
一二	二	一	二	二	二			三	二	二	三											三	三	一	第三學年 每週授業時數

特別講義

備考

計

三八

三七

三八

- 一、外國語ハ英語若クハ獨逸語トス
- 一、特別講義ハ必要ニ應ジ製圖及實驗ノ時間ヲ割キテ之ヲ課スルコトアル
- ベシ
- 一、野外演習ハ各學年ニ於テ四日間之ヲ課ス

乙 建築科

計畫法	施工法	鐵筋混凝土構造	不靜定構造力學	構造演習及實驗	設計演習	日本建築法	自在法	住宅學	圖學	建築學	建築材料學	一般構造學	靜定構造力學	物理學	數學	外國語	體操	修身	修學科目	
					七	一	三	一	一	二	二	三	二	三	五	四	三	一	第一學年 每週授業時數	
三	二	二	二	三	一											四	三	一	第二學年 每週授業時數	
																	三	三	一	第三學年 每週授業時數

丁 電氣科

電氣材料	電氣事業法	高周波及電子工學	電信電話	電氣磁氣測定	電氣化學	電氣鐵道	發電所	送電配電	電燈照明及電熱	電氣機械設計	電氣機械	交流理論	電氣磁氣學	冶金學	化學	工作法	水力學及水力原動機	熱力學	材料力學	物理學	數學	外國語	體操	修身	修學科目	
									二				二	一	二	二					二	三	五	四	三	一
				一				一			四	二	一				二	二	二			二	四	三	一	
		一	二	一		一	二	二		三	二											三	三	一		

第一學年
每週授業時數

第二學年
每週授業時數

第三學年
每週授業時數

油脂工業化學	粘土工業化學	燃料工業化學	應用電氣化學	有機工業藥品及染料	無機工業藥品及肥料	有機化學	無機化學	分析化學	物理化學	物理學	物理解學	數理學	外國語	體操	修身	修學科目

第一學年
每週授業時數

第二學年
每週授業時數

第三學年
每週授業時數

卒業計畫及實驗	工業經濟及工業簿記	コロキウム
九	一	二
三六	三六	三六
九	九	九
三六	三六	三六

備考

一、外國語ハ英語若クハ獨逸語トス

一、特別講義ハ必要ニ應ジ製圖及實驗ノ時間ヲ割キテ之ヲ課スルコトアル

ベシ

一、野外演習ハ各學年ニ於テ四日間之ヲ課ス

一、第二部生徒ニハ體操ヲ課セズ

戊 應用化學科

織維工業化學							
化學工業用機械							
機械工業					三	三	
電氣工業							二
工場建築及衛生							一
工業經濟及工業簿記							二
製圖							九
實習及實驗	一七		一三	六			一四
特別講義							
計	三八		三九				三九

備考

一、外國語ハ英語若クハ獨逸語トス

一、特別講義ハ必要ニ應ジ實習及實驗ノ時間ヲ割キテ之ヲ課スルコトアルベシ

第四章 入學休學及退學

第十一條 本科生タラントスル者ハ左ノ各號ノ一二該當スル者ニ限ル

一、中學校卒業者

二、専門學校入學者檢定規程第五條ニ依ル試驗ニ合格シタル者

三、文部大臣ニ於テ一般専門學校入學ニ關シ中學校卒業者ト同等以

上ノ學力ヲ有スル者ト指定シタル者

第十一條ノ二 前條ノ入學資格ヲ有セサル者ト雖モ本校ノ詮衡ニ依リ相當學力アリト認メタルトキハ別科生トシテ入學ヲ許ス

(注・昭和一三年四月施行)

五九 立命館日滿高等工科学校の状況

昭和十三年度財團法人立命館事業報告〔抜粋〕

四、立命館日滿高等工科学校ノ狀況

本館ニ於テハ帝國大陸進出ノ國策ニ順應センガタメニ一般工學ニ屬スル諸科ヲ設置スル専門學校程度ノ工科学校ヲ設置セントスル計畫ヲ立テ昭和十三年四月ヲ以テ學園ノ事業トシテ立命館高等工科学校ヲ創立セリ入學ハ中學校卒業以上修業年限三ヶ年トシテ土木工學、建築工學、機械工學、電氣工學並ニ應用化學ノ五科目ヲ設置スルコト、シ昭和十三年三月ヲ以テソノ認可ヲ受ケ同四月ヨリ授業ヲ開始セリ幸ニ京都帝國大學工學部ノ諸教授諸氏ノ贊成ヲ得テ所設學科ノ講義ハ教授諸氏ニ於テ擔當スルコトヲ承諾シタルヲ以テ開校ト同時ニ授業ヲ開始スルコトヲ得タリ。然ルニ今同滿洲國政府ノ委託ヲ受ケテ同國所要ノ高等技術員養成ヲ引受クルコト、ナリタルヲ以テ、コノ目的ニ添ハンガ爲メニ茲ニ立命館高等工科学校ノ名稱ヲ改メテ立命館日滿高等工科学校ト改稱シ同時ソノ學則ヲ變更シテ本年三月三十日ソノ認可ヲ受ケタリコノ改正シタル學則ニ依リテ設置スル學科ハ左ノ七科目ニシテソノ生徒ハ滿洲國政府ノ委託生トソノ他ノ普通生ヨリ成ル

- (一) 機械工學科
- (二) 自動車工學科
- (三) 航空發動機科
- (四) 電氣工學科
- (五) 應用化學科
- (六) 採鑛冶金學科
- (七) 建設工學科

六〇 立命館日滿高等工科学校概況

〔立命館日滿高等工科学校概況（昭和十六年度）〕〔抜粋〕

我立命館學園ノ教育ハ遠ク明治維新ノ際ニ西園寺公方國家經綸ノ第一義ハ人材ノ養成ニ在リトシテ設立セラレタル私塾立命館ニ淵源シ、畏クモ 今上陛下

御即位ノ大典ヲ此地ニ行ハセ給フヤ、學園ノ眞近ニ天閣ヲ拜シ奉リ恐懼ニ堪ヘザルモノアリ、慨然トシテ起テ立命館禁衛隊ヲ組織シテ禁闕ノ御守護ニ任ジテヨリ、我學園ノ教育方針ハ我國家教育ノ方針トシテ一世ノ認識ヲ得ルニ至ツタノデアル。

我學園ノ創立者ニシテ現總長タル中川小十郎氏ハ明治維新ノ際父祖一族等ガ西園寺公ノ旗下ニ參ジテ勤皇ノ從軍ヲシタル緣故ニヨリ、氏モ亦久シク西園寺公ノ門下ニ在ツテ立命館ノ經營ニ任ズルコト四十年、常ニ學園ノ全責任者トシテ今日ニ及ンダノデアルガ、夙ニ現下ノ國情、東亞ノ情勢ニ鑑ミ、大陸經綸ノ國策ニ順應センガタメ、學園ヲ舉ゲテ大陸ヘ進出スベキ人物養成ノ方針ヲ採リ殊ニ滿洲國ニ於ケル産業開發ガ東亞共榮圈確立ノ要諦タルニ鑑ミ、其ノ任務達成ニ邁進スベキ鑛工業技術員ノ養成ヲ急務トシテ、昭和十三年三月京都帝國大學内私立電氣工學講習所ノ經營ヲ立命館ニ移シ、之ヲ基礎トシテ立命館高等工科学校ヲ開設シタルノデアル、然ルニ立命館ノ大陸進出ノ教育方針ハ遠ク滿洲國政府ノ認ムルトコロトナリ、同政府ノ委囑ニヨリ滿洲國技術員養成ノ委託ヲ引受クルコトトナツタ、故ニ從前ノ高等工科学校ニ更ニ改正ヲ加ヘ、名稱ヲ立命館日滿高等工科学校ト改メ、昭和十四年四月實行ニ入ツタノデアル。

修業年限ハ中等學校卒業者ヲ入學セシメテ三ヶ年トスル建前ナルモ、時局ノ要求ニ鑑ミ、當分ノ間暑中休暇等長期ニ亘ル休暇ヲ全廢シ、三ヶ年ノ課程ヲ二ヶ年ニ短縮シタルノデアツテ、特ニ現役將校ガ配屬セラレ、在學生徒ニハ徵集延期ニ關スル特典ガ附與セラレテキル。

校舍ハ洛西等持院衣笠山麓ノ景勝地約壹萬參千坪ノ地所ニ在リテ、昭和十四年十一月教室、實驗室、實習室等ノ建築ヲ完成シタ。

コトニ特筆スベキハ教授組織ノ充實デアル、幸ニ本校ハ京都帝國大學工學部全教授諸氏ノ協力ヲ得テ居ルノデアツテ、京都帝國大學名譽教授本野工學博士ヲ校長ニ、京都帝國大學工學部ノ中澤、鳥養、高橋、西原、西村ノ諸教授及東京帝國大學ノ隈部工學博士ヲ顧問ニ委囑シ、京都帝國大學工學部教授諸氏ハ講師トシテ夫々専門ノ教授ヲ擔任シ、本校專任ノ教授ハ顧問、講師諸氏ト常ニ緊密ナル聯繫ヲ保チ直接生徒ノ教育指導ノ任ニ當ツテ居ル。

生徒ハ滿洲國政府委託生徒ト一般志望ニヨル普通生徒ト二分タレ、右委託生

徒ニ對シテハ滿洲國政府ノ補助ニヨツテ在學中ノ授業料、寄宿舍費等ヲ免除スルコトトナツテキル、(別項滿洲國委託生徒特別規定及同學費貸與規定參照)尙卒業生ニシテ滿洲國ニ就職ノ場合ハ内地専門學校卒業ト同等程度ノ待遇ヲ受クルコトトナツテキル。

六二 滿洲國政府委託生徒特別規定

滿洲國政府委託生徒特別規定

第一條 滿洲國委託生徒(以下單ニ委託生徒ト稱ス)ハ滿洲國政府ノ補助ニヨリ授業料、實習費、生徒諸費、寄宿舍食費並舍費ヲ徵收セズ

第二條 委託生徒ハ特別ナル訓育ヲ施スタメニ全部之ヲ寄宿舍ニ收容スルモノトス

第三條 委託生徒ニシテ左ノ各項ニ該當シタル場合ハ前條ニヨリ免除シタル學費其ノ他補助金額ノ一部又ハ全部ヲ辨償セシムルモノトス

一 本人ノ事情ニヨリ中途退學シタルトキ

二 學業成績不良又ハ規則第二十七條ニヨリ處分ヲ受ケ委託生徒ノ待遇ヲ取消サレタルトキ

三 卒業後就職ニ關シ滿洲國政府ノ命ニ從ハザルトキ

前項ノ辨償金ハ本人之ヲ支拂ヒ得ザルトキハ保證人之ヲ支拂フモノトス

第四條 委託生徒ニハ規則第十八條ヲ適用セズ

第五條 委託生徒ハ卒業後四ヶ年滿洲國政府ノ定ムルトコロニヨリ就職スルモノトス

六一 立命館日滿高等工科學校用地買収

昭和十三年度財團法人立命館事業報告〔抜粹〕

一、立命館本部

(二)

立命館日滿高等工科學校及中學校、大學隣接地買収、

(イ) 立命館高等工科學校(立命館日滿高等工科學校ト改稱ス)ハ現在ハ立

命館商業學校ノ舊校舍ヲ假校舍トシテ授業ヲ行ヒ居ルモ曩ニ理事會ノ

決議ニ依リ衣笠山麓等持院北町ニ於テ新校舍ヲ建設スルコトノ方針ニ

依リ昭和拾參年五月先第一ニ田中重二郎氏所有地參千百四拾坪ヲ買収

シ續イテ隣接地七拾坪ヲモ等持院北町ニ於テ買収ス 其代金七萬七千

八百貳拾八圓也

次ニ昭和拾四年參月同ジク等持院北町ニ於テ隣接地貳百九拾四坪餘ヲ

買収セリ 其代金八千貳百參拾九圓也 尙高工ハ廣大ナル敷地ヲ要ス

ルニ付隣接地ヲ買収スベク交渉中ナリ

〔注・昭和一四年四月施行〕

六三 立命館日滿高等工科學校に對する滿洲國政府補助金
に關する件

軍務發第三一〇號

立命館日滿高等工科學校ニ對スル滿洲國政府

補助金ニ關スル件

昭和十四年三月十六日

陸軍省軍務局長 町 尻 量 基

印

財團法人立命館

總 長 中川 小十郎 殿

豫テ御配慮ヲ得アリシ、滿洲建國精神ニ基ク對滿技術員ノ養成ヲ主目的トスル立命館日滿高等工科學校ニ對スル滿洲國政府ヨリ補助金支給ニ關スル件ハ、今回左記ノ通決定セラレタル旨滿洲現地側ヨリ正式通牒アリタルニ付承知相成度

記

一 設立設備ニ對スル補助(二箇年繼續)

昭和十四年度 三〇萬圓

昭和十五年度 二〇萬圓

計 五〇萬圓

二 委託生徒ニ對スル給費 一人當月額 三〇圓

三 學校ニ對シ支給スヘキ委託費(五箇年限)

一人當月額 二〇圓

註、右二、及三、ヲ併セ本年度支給額ハ七萬五千圓トス

六四 立命館日滿高等工科學校規則

立命館日滿高等工科學校規則

第一章 總 則

第一條 本校ハ滿洲國ニ於ケル工業ノ進歩發展ガ東亞安定ノ要諦タルニ鑑ミ

其ノ任務達成ニ邁進スル工業人ヲ養成スルヲ以テ主タルトス

第二條 前條ノ目的ヲ達センガタメニ本校ハ主トシテ滿洲國政府ノ必要トス

ル高等技術員ノ養成ニ任ズルモノトス

第三條 本校ノ教育方針ハ其ノ設立目的ニ鑑ミ日滿兩帝國不可分關係ノ認識

ト民族協和ノ精神ノ涵養ヲ基調トスル人格ノ陶冶ト滿洲國重工業開

發ニ必要ナル實際的技術ノ習得トヲ圖ルニ在リ

第四條 本校ノ生徒ヲ分チテ滿洲國政府委託生徒、普通生徒トス

滿洲國政府委託生徒ハ滿洲國政府ノ補助ニヨリ特別ナル給與ヲ受ケ

卒業ノ上ハ其ノ勤務ニ就テ同政府ノ命令ヲ受クルモノトス

普通生徒ハ滿洲國政府ノ補助ニヨリ特別ナル給與ヲ受ケズ隨ツテ勤

務地ニ就テハ拘束ヲ受クルコトナシ

第五條 滿洲國政府委託生徒ハ調育ノ目的ヲ以テ本校設立ノ寄宿舎ニ入舎セ

シムルモノトス

第六條 本校ニ左ノ五科ヲ置ク

一、機械工學科

二、電氣工學科

三、應用化學科

四、採鑛冶金學科

五、建設工學科

第二章 學年、學期及休業

第七條 本校ノ修業年限ハ三ヶ年トス 但シ時局ノ要求ニ鑑ミ當分ノ内修業

年限ヲ二ヶ年ニ短縮ス

第八條 學年ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル 學年ヲ分チ

テ左ノ二學期トス

前期 自四月一日至九月三十日
後期 自十月一日至翌年三月三十一日

第九條 本校ノ授業時間ハ午前七時ヨリ午後五時ニ至ル間ニ於テ講義、製圖、實驗、實習、教練、武道等ヲ適宜定ムルモノトス
第十條 休業日左ノ如シ
一、日曜日
二、大祭日並祝日
三、冬期、春期、夏期等ニ於テ學校ノ定ムル期間

第三章 學科課程

第十一條 各學科ノ學科目及每週授業時數ハ左ノ如シ
但各學科目ノ每週授業時數ハ必要ニ應ジ其ノ學科目ノ總授業時數ヲ短縮セザル範圍内ニ於テ臨時之ヲ變更シ又ハ授業定時間外若クハ休業期間ニ於テ講義ヲ聽カシメ實驗、實習、教練、武道ヲ課スルコトアルベシ
學科課程表(別表参照)

第四章 入學、在學、休學及退學

第十二條 各學科第一學年ニ入學ヲ許スベキ者ハ身體強壯、志望鞏固、品行方正ニシテ左記各號ノ一ニ該當シ入學考查ニ合格シタル者ニ限ル
一、中學校ヲ卒業シタル者
二、專門學校入學者檢定規程ニ依ル試驗檢定ニ合格シタル者
三、文部大臣ニ於テ一般專門學校入學ニ關シ中學校卒業者ト同等以テ上ノ學力ヲ有スル者ト指定シタル者

第十三條 前條第一號及第三號ニ該當スル學校在學者ニシテ當該學校長ヨリ該學年三月末日マデニ卒業スベキ見込アリト認定セラレタル者ハ其ノ證明ニヨリ入學ヲ願出ヅルコトヲ得
前項ノ入學志望者ハ其ノ學校ヲ卒業シタルトキハ直ニ卒業成績證明書ヲ提出スベシ

第十四條 入學考查ハ書類考查、學力試驗、人物考查、身體検査等ニ依ル
第十五條 入學期ハ毎年四月トス

第十六條 入學志望者ハ左記各項ノ書類ヲ取り纏メ考查料金五圓ヲ添へ提出スベシ

一、本校所定ノ書式ニ依ル入學申込書、學業履歷書及保證書
一、卒業(見込)證明書又ハ檢定試驗合格證明書及出身學校ノ身體検査票

一、寫眞 本校所定ノ用紙ニ貼付シタル當年一月以降撮影ノ脱帽半身手札形ノモノ
一、戸籍抄本

第十七條 保證人ハ父兄又ハ特別後援關係ノ者ニシテ生徒ニ係ル一切ノ事項ニツキ其ノ責ニ任ズベキ者タルベシ

第十八條 病氣其ノ他已ムヲ得ザル事由ノタメ修學ヲ繼續シ能ハズト思料シタルトキハ保證人連署ヲ以テ一年以内ノ休學ヲ願出ヅルコトヲ得

但シ兵役ノタメ休學スル者ニ限リ一年以上ノ休學ヲ願出ヅルコトヲ得
本人ノ事情ニ依リ退學セントスル者ハ保證人連署ヲ以テ願出デ學校長ノ許可ヲ受クベシ

第十九條 前項ノ退學者ハ退學以前ニ於ケル授業料其ノ他ハコレヲ完納スベキモノトス

第二十條 前條ニヨリ退學シタル者二年以内ニ再ビ入學ヲ願出ヅルトキハ詮議ノ上其ノ時期ニ關ラズ入學ヲ許可スルコトアルベシ

第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ除籍ス

一、疾病又ハ學業成績不良ノタメ成業ノ見込ナシト認メタル者
二、無届ニテ長期ノ缺席ヲナシタル者
三、授業料其ノ他ノ納付義務ヲ怠リタル者

第五章 修業及卒業

第二十二條 前學年ノ課程修了ハ該學年ニ於ケル勤惰及成績ヲ考查シテ之ヲ定ム科目ノ成績ハ試驗又ハ平素ノ成績ニ基キ每學年末之ヲ考查ス

第二十三條 前條ノ考查ニ合格シタル者ハ進級セシメ不合格ノ者ハ次學年ノ始ヨリ原級ノ課程ヲ再修セシム

第二十四條 正當ノ事由ニ依リ試驗ニ缺席シタル者追試驗ヲ願出ヅルトキハ詮

議ノ上之ヲ許可スルコトアルベシ
 第二十五條 所定ノ課程ヲ修了シタル者ハ學校長ノ命ジタル試験委員ノ詮衡ヲ經テ卒業證書ヲ授與ス

第六章 賞 罰

第二十六條 品行善良、成績優秀ナル者ハ卒業ノ際之ヲ表彰ス

第二十七條 本校ノ規則、命令又ハ訓育ノ趣旨ニ違背シ生徒ノ本分ニ悖リタル行爲アル者ハ其ノ情狀ニ依リ譴責、停學又ハ放校ニ處ス

第七章 入學料、授業料等

第二十八條 入學ノ許可ヲ得タル者ハ直ニ入學料金五圓ヲ納付スベシ

第二十九條 生徒ハ左記授業料並實習、實驗費等ノ年額ノ十二分ノ一ヲ毎月始メ所定ノ期日ニ分納スベシ

授業料 年額 金百貳拾圓
 實習實驗費 年額 金六拾圓

第三十條 授業、實習、見學、教練、武道等ニシテ特ニ其ノ費用ヲ要スルモノハ別ニコレヲ徴收スルコトアルベシ

學科課程表 (二年制)

機械工學科

學科目	第一學年		第二學年	
	前期	後期	前期	後期
修身	一	一	一	一
教練	二	二	二	二
武道	二	二	二	二
逸語	二	二	二	二
滿洲語	二	二	二	二
滿洲事情	一	一	一	一
數	六	六	一	一

學科目	物理學	化學	圖學	材料學	材料及材料試驗法	機械設計法	機械力學	機械製作法	測定法及測定器	流體力學及流體機械	工作機械	起重機及搬送機	蒸氣罐及蒸氣原動機	內燃機	內燃機關論	航空發動機	航空發動機	自動車工學大意	自動車工學特論	工場管理法	電氣工學	製圖第一	製圖第二	物理學實驗	機械工學實驗	實習第一	實習第二	計部		
前期	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
後期	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	
前期	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	
後期	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	
前期	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	
後期	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	

備考

- 一、第二學年後期ニ於テ授業時數ヲ三段ニ分チテ掲ゲタル科目中
上段ハ機械工學專攻ノ者ニ中段ハ航空發動機專攻ノ者ニ下段ハ自動車工學專攻ノ者ニ課ス
- 二、「航空發動機」ニ於テハ構造、性能、運轉及試驗法、故障及修理、航空機構造及鑄裝、修理工場設備一般、飛行場設備一般、飛行機取扱法ヲ授ク
- 三、「自動車工學特論」ニ於テハ製作法、原動機、車體及車臺ヲ授ク

電氣工學科

學科目	第一學年		第二學年	
	前期	後期	前期	後期
修身	1	1	1	1
教練	2	2	2	2
武逸	2	2	2	2
獨逸	2	2	2	2
滿洲	2	2	2	2
滿洲事情	2	2	2	2
數學	6	6	1	2
物理	2	2	2	2
力學	2	2	2	2
化學	2	2	2	2
圖學	2	2	2	2
材料學	2	2	2	2
機械製作法	2	2	2	2
水力學及水力機械	2	2	2	2
熱氣學及演習	2	2	2	2
電氣磁氣學及演習	5	2	2	2
交流理論	1	3	1	1

學科目	第一學年		第二學年	
	前期	後期	前期	後期
電氣磁氣測定法	2	1	4	1
電氣機械設計	1	1	2	2
送電及配電	1	1	2	2
發電機	1	1	2	2
電燈照明及電熱	2	2	2	2
電力應用	1	1	2	2
電氣鐵道	1	1	2	2
電氣通信	1	1	2	2
電氣材料	1	1	2	2
電氣法規	1	1	2	2
特別講義	1	1	3	3
製圖第一部	8	5	5	3
製圖第二部	4	4	5	3
物理學實驗	4	5	1	7
電氣磁氣實驗	1	1	1	1
電氣工學實驗第一部	1	1	1	1
電氣工學實驗第二部	1	1	1	1
實習	4	4	4	4
計	8	8	8	8

滿洲事語 滿洲事 數理學 物理學 圖學 分析化學 有機化學 無機化學 應電化學 燃料工業化學 粘土工業化學 油脂工業化學 纖維工業化學 化學機械學第一部 化學機械學第二部 機械學 電氣學 製圖 化學機械設計製圖 實驗第一部 實驗第二部 實驗第三部 實驗第四部 工場設備 特別講義

四八 | | | | | 二 | 四 | 三 | | | | | 二 | | | 三 二 二 二 二 三 四 | 二

四八 | | | | | 二 | 四 | 三 | | | | | 二 | | | 三 二 二 二 二 三 四 | 二

四八 | 二 | 四 | | 六 | 三 | 二 二 | 二 | 二 二 | | | | | | | 一 二

四八 | 二 四 | | | 六 | 三 | 二 二 | 二 二 | 二 二 | | | | | | | 一 二

一般冶金學 選礦學 鑛山冶金機械學 採鑛學第三部 採鑛學第二部 採鑛學第一部 火藥探鑛學 物理探鑛學 鑛床 地質鑛物學及實驗 鑛山測量學及實習 測量學及實習 電氣學 機械學 分析化學實驗 分析化學 無機化學 圖學 物理學 數理學 滿洲事 滿洲語 英語 武道 教練 修身

學科目

採鑛冶金學科

二 | | | | | 二 | | | 三 | 三 | 三 四 二 二 二 三 四 | 二 二 二 二 一

二 | | | | | 二 | | | 三 二 三 | 三 四 二 二 二 三 四 | 二 二 二 二 一

| 二 二 二 | | | | | | | 二 | | | | | | | 一 二 二 二 二 |

| 二 二 二 二 | 二 二 | | | | 二 | | | | | | | 一 二 二 二 二 |

前第一期 後學年期 前第二期 後學年期

修 身 教 練 武 道 英 語 滿 洲 滿 洲 數 學 物 理 圖 學 構 造 力 學 第 一 部	學 科 目	前 期	後 期	前 期	後 期
	第一學年	二	二	一	一
	第二學年	一	一	一	一
	後 期	一	一	一	一

建設工學科

備考 △印ハ採鑛學專攻ノ者ニ課ス ×印ハ冶金學專攻ノ者ニ課ス

製 圖 第 二 部	製 圖 第 一 部	採 鑛 學 實 習	金 屬 加 工 法	鑄 造 工 學	金 屬 材 料 學 實 驗	金 屬 材 料 學	鑛 業 分 析 學 第 二 部 及 實 驗	鑛 業 分 析 學 第 一 部 及 實 驗	電 氣 冶 金 學	非 鐵 冶 金 學	鐵 冶 金 學
四 八	五	一	一	一	一	一	一	四	一	一	一
四 八	三	一	一	一	一	一	一	四	一	一	一
四 八	一	一	一	一	四	二	六	一	二	二	二
四 八	七	一	一	× 二	× 二	四	二	四	一	二	二

計 製 圖	設 場 建 築	工 電 水 力	發 市 計 畫	都 生 工 學	衛 生 工 學	河 海 工 學	鐵 道 工 學	橋 梁 工 學	建 築 構 造 學	水 理 學	道 路 工 學	施 工 法 及 隧 道	製 圖 第 二 部	製 圖 第 一 部	鐵 骨 構 造 法	防 空 工 法	土 木 建 築 法 規	耐 震 工 學	鐵 筋 コンクリート工學	構 築 材 料	測 量 實 習	測 量 學	構 造 力 學 第 二 部 演 習	構 造 力 學 第 一 部 演 習	構 造 力 學 第 一 部 演 習
四 八	一	二	二	一	三	三	三	三	一	一	一	二	八	一	一	一	一	一	二	八	三	一	一	二	二
四 八	一	二	二	一	三	三	三	三	一	一	一	二	七	一	一	一	一	一	二	四	四	一	一	四	四
四 八	一	二	二	一	三	三	三	三	一	一	一	二	八	一	一	一	一	一	二	四	四	一	一	二	二
四 八	一	二	二	一	三	三	三	三	一	一	一	二	八	一	一	一	一	一	二	四	四	一	一	二	二

〔注・昭和一四年四月施行〕

六五 大学学則変更 (法文学部文学科設置)

昭和十五年度財團法人立命館事業報告〔抜粹〕

(一) 立命館大學

五、學則ノ變更(文學科ノ設置)

〔前略〕

立命館大學ニ於テハ國體明徴ヲ徹底スルタメ國史ヲ中心トスル文學科ヲ設置ノタメ從來ノ法經學部ヲ法文學部(法政學科)(文學科)ニ變更ノ件二月三日付認可申請中ノ處二月廿五日付認可セラル、而シテ各部各學科ヲ通ジテ日本主義的ノ學科目ヲ加ヘタリ

〔後略〕

六六 立命館大學學則 (法文學部へ改組に伴う改正)

立命館大學學則

第一章 通 則

第一條 本大學ハ大學令ノ規定ニ依リ法政並文學ニ關スル學術ノ理論及應用ヲ教授シ並ニ其ノ蘊奧ヲ攻究シ以テ皇國有用ノ人材ヲ養成スルヲ目的トス。

教育ニ關スル勅語ノ聖旨ヲ奉體シ、教學一途ノ本義ニ基キ以テ國體ノ精華ヲ發揚センコトヲ期ス。

本大學建學ノ本義ハ本學傳統ノ立命館ノ禁衛隊精神ニ在リトス。

第二條 本大學ハ財團法人立命館ノ經營スル所トス。

立命館總長ハ本大學ノ教育並學事ヲ統轄ス。

第三條 本大學ニ法文學部ヲ置ク。

法文學部ヲ法政學科並文學科ノ二科ニ分ツ。
第四條 本大學ニ研究科ヲ置ク。
研究科ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム。

第五條 本大學ニ大學豫科ヲ置ク。

大學豫科ニ關スル規定ハ別ニ之レヲ定ム。

第六條 本大學ニ專門學部ヲ附設ス。

專門學部ニ關スル規定ハ別ニ之レヲ定ム。

第七條 外國人ニシテ本大學ニ入學セントスル者アルトキハ考查ノ上之ヲ許可スルコトアルベシ。

外國人ノ入學ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム。

第八條 本大學訓育ノ方法ハ主トシテ軍事教練ニ依ル。

學生ノ保健増進ヲ圖ルタメニ醫務局ヲ設ク。

第九條 毎年陸軍徴兵検査ノ標準ニ依リ學生ノ身體検査ヲ行フ。

本大學ノ學部ニ三年以上在學シ所定ノ卒業試験ニ合格シタル者ニハ學士ノ稱號ヲ與フ。

法政學科卒業者中法律學ヲ主トシテ修メタル者ハ法學士、經濟學ヲ主トシテ修メタル者ハ經濟學士、文學科卒業者ハ文學士トス。

學士ノ稱號ヲ得ムトスル學生ハ其志望スル學士號ノ種類ヲ明記シ入學ノ初ニ於テ之ヲ學長ニ願出ツベシ。

前項ノ學士號ハ一種ニ限ル。

第十條 本大學學部ノ學科中一科若クハ數科ニツキ修學ヲ志望スルモノハ選科生トシテ學力詮衡ノ上コレヲ許可ス。

選科生ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム。

第十一條 本大學ニ部長會ヲ置キ、本大學ノ學事ヲ審議スルモノトス。

必要ノ場合ニ於テハ各學科ノ主任若クハ專任教授中若干名ヲ加フルコトヲ得。

第十二條 本大學ニ教授會ヲ置ク。教授會ハ大學專任教授ヲ以テ構成シ大學ノ教育並學事ニ關スル事項ヲ審議スルモノトス。

第十三條 本大學ニ教授會ヲ置ク。教授會ハ大學專任教授ヲ以テ構成シ大學ノ教育並學事ニ關スル事項ヲ審議スルモノトス。

第十四條 本大學ニ於テハ學位令ノ規定ニ依リ學位ヲ授與ス。

學位ハ法學博士、經濟學博士、文學博士トス。

學位ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム。

第十五條 學生ハ本學永遠ノ基礎ヲ鞏固ニセシメテニ立命館根本基金積立法ノ定ムル所ニ依リ積立金ヲ醸出スベキモノトス。

第十六條 學生ハ立命館謝恩義金規則ノ定ムル所ニ依リ謝恩義金ヲ醸出スベキモノトス。

第十七條 學生ノ服制ハ國民服乙號型トシ大學印章ヲ帽章トス。

第十八條 學生ノ思想傾向本大學建學ノ趣旨ニ背反スルノ事實アリト認ムル者ハ其ノ學籍ヲ削除スルコトアルベシ。

第十九條 各學科ノ修學期間ハ三ヶ年トス。

第二十條 各學科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ本大學豫科ヲ修了シタル者トス。

但缺員アル場合ハ高等學校高等科ヲ卒リタル者、本大學専門學部ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者ヲ順次入學セシム。

第二十一條 他ノ學校在學者ニシテ轉學ヲ願出ツルトキハ相當ノ學年ニ編入スルコトアルベシ。

第二十二條 入學志願者ハ所定ノ書式ニ依リ入學願書ニ修學履歷書及ヒ當該學校卒業證明書又ハ檢定證書ヲ添ヘテ差出スベシ。但試験ヲ要スル者ハ受験料金五圓ヲ納付スベシ。

第二十三條 學部ノ入學期ハ每學年ノ始一回トス、但轉學者ハ此限ニアラス。

第二十四條 學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル。

學年ヲ第一第二ノ二學期ニ分ツ。

第一學期 四月一日ヨリ九月三十日ニ至ル。

第二學期 十月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル。

學部ノ休日ハ大祭祝日及日曜日ノ外左記ノ期間トス。

春季休業 四月一日ヨリ四月十日ニ至ル。

夏季休業 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル。

冬季休業 十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル。

但右期間ハ特別講演、勤勞作業又ハ特別ノ行事ヲ行フ場合ニ於テ

ハ之ヲ短縮スルコトアルベシ。

第二十六條 學年試験ハ每學年ノ終ニ於テ其學年ニ配當セラレタル科目ニ就キ之ヲ行フ。

學年試験ノ成績ハ一科目壹百點ヲ標準トナシ、各科目六十點以上ヲ得タル者ヲ合格トス。

第二十七條 卒業試験ニ合格シタルモノニハ卒業證書ヲ授與ス。

卒業試験ハ論文又ハ特ニ定ムル科目ニ就キ之ヲ行フ。

卒業試験ノ成績ハ各々試験科目ニ付キ六十點以上ヲ得タル者ヲ合格トス。

卒業試験ノ考查ハ教授會ノ決議ニ依ル。

疾病其ノ他止ムヲ得ザル事故ニ因リ學年試験ヲ受験シ得ザル者ニ對シテハ豫メ届出ヲ爲シタル者ニ限り追試験ヲ行フコトアルベシ。

追試験料ハ一科目ニツキ金貳圓トス。

第二十九條 一學期以上休學シタル者ハ其學年ノ試験ヲ受クルコトヲ得ズ。

兵役ニ服スルタメニ休學ヲナシタル者ハ前項ノ限ニアラス。

學部ニ入學スル者ハ入學料金拾圓ヲ納付スベシ。

但シ本大學ノ豫科修了者又ハ専門學部卒業者ニシテ學部ニ入學スル者ハコノ限ニアラス。

第三十條 學部ノ授業料ハ一學年金壹百參拾圓トシ、左ノ三回ニ分納スベシ。

第一回 金五拾圓 (四月十五日限)

第二回 金五拾圓 (九月十五日限)

第三回 金參拾圓 (一月十五日限)

校費ハ一ヶ年金拾圓トシ三回ニ分チ、第一、第二回ノ兩回ハ各金四圓宛第三回ハ金貳圓ヲ授業料ト共ニ納付スベシ。

根本基金並謝恩義金ハ共ニ一學年金拾圓トス。

鍛練部並醫務局等ニ關スル醸出金ハ別ニ之ヲ定ム。

授業料等ノ納付ハ八月三月ヲ除キ十ヶ月ニ分割シ毎月十日ニ限分割納付スルコトヲ得。

在學證明書等ノ手数料ヲ要スルモノハ別ニ之ヲ定ム。

際私法、政治學。

三學年 行政法(各論)、統制法、民法(債權各論)、商法(海商)、滿洲

國制度論、外交史。

三、外國書讀(法律學又ハ經濟學)ハ獨書トス、但シ學生ノ志望ニヨリ
英書ヲ以テ獨書ニ代フルコトヲ得。

四、(1) 經濟學ヲ主トシテ修メタル學生ニシテ高等教員(法制及經濟)ノ
無試験檢定資格ヲ得ムトスル者ハ特ニ民法(物權、債權各論)及

國際公法ヲ受験スベシ。

法律學ヲ主トシテ修メタル者ハ特ニ他ノ科目ヲ受験スルヲ要セス。

(2) 計理士資格ヲ得ムトスル者ハ經濟學ヲ主トシテ修メ且特ニ銀行及
工業簿記ヲ受験スベシ。

五、特別講義ハ隨意科目トス

第三章 文學科規程

第三十九條 文學科ニ於テハ各種ノ高等ナル學校ニ於テ教育ニ從事スベキ高等
教員ニ必要ナル學科ヲ教授ス。

第四十條 文學科ノ授業ハ當分ノ内夜間教授トス。

第四十一條 文學科ニ國史科、國文科、漢文科及地理科ノ四科ヲ置ク。

第四十二條 各科ノ科目其配當及每週授業時數左ノ如シ。

第一 各科ニ共通ノ必須科目

第一學年	每週授業時數	第二學年	每週授業時數	第三學年	每週授業時數
臣道實踐	一	臣道實踐	一	臣道實踐	一
憲法	二	民法概論	二	司法制度概論	二
經濟原論	二	經濟政策論	二	日本經濟史	二
國史普通講義	二	國史特殊講義	二	教育學	二
國文學普通講義	二	教育學	二	國語	二
漢文學普通講義	二	外國語	二		
人文地理普通講義	二				

外國語 二
教 練 二
教 練 二
教 練 二

第二選擇科目

第一學年	每週授業時數	第二學年	每週授業時數	第三學年	每週授業時數
史學概說	二	國史普通講義	二	國史特殊講義	二
東洋史普通講義	二	東洋史特殊講義	二	國史演習	二
西洋史普通講義	二	東洋史普通講義	二	東洋史特殊講義	二
文學概論	二	國文學特殊講義	二	東洋史演習	二
國語學普通講義	二	國文學講讀	四	國文特殊講義	二
國文講讀	三	漢文學特殊講義	二	國文學演習	二
支那哲學普通講義	二	支那哲學特殊講義	二	國語學特殊講義	二
漢文講讀	三	漢文講讀	四	國語學演習	二
自然地理普通講義	二	人文地理特殊講義	四	漢文學演習	四
地理實習	二	自然地理特殊講義	二	日本漢文學史	二
人類學	一	古文書學	一	自然地理演習	二
考古學	一	言語學	一	人文地理演習	二

備考

- 一、史學科專攻ノ者ハ選擇科目中、史學概說、國史普通講義、國史特殊講義、東洋史普通講義、東洋史特殊講義、西洋史普通講義、考古學、古文學、言語學、國史演習、東洋史演習ヲ必修スベシ。
- 二、國文學科專攻ノ者ハ選擇科目中、文學概論、國語學普通講義、國語學特殊講義、國文學特殊講義、國文講讀、國文學演習、國語學演習、古文學、言語學ヲ必修スベシ。
- 三、漢文學科專攻者ハ選擇科目中、文學概說、漢文學特殊講義、支那哲學普通講義、支那哲學特殊講義、漢文講讀、漢文學演習、日本漢文學史、言語學、東洋史普通講義ヲ必修スベシ。
- 四、地理學科專攻者ハ選擇科目中、史學概說、自然地理普通講義、自然地理

理特殊講義、人文地理特殊講義、地理演習、自然地理演習、人文地理演習、國史特殊講義、人類學、考古學ヲ必修スベシ。

五、文學科學生ニアリテハ最終學年ニ於テ卒業論文ヲ提出スベキモノトス、論文ノ題目ハソノ主トシテ學修シタル學科目ノ範圍内ニ於テ之ヲ定メ、且ツ豫メ當該科目擔當教授ノ承認ヲ受クベキモノトス。

論文ノ提出期ハ十二月二十五日トス。

第四章 研究科規程

第四十三條 研究科ニ於テハ法律學、經濟學並ニ文學ノ濫奧ヲ攻究スルヲ目的トス。

研究科ニ於テハ行政學、法理學、經濟哲學、政治學、國體學、神代史ノ諸學科ニツキ特別講義ヲ開ク。

第四十四條 研究科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ本學所設學科ヲ卒業シタル者トス、他ノ大學卒業者若クハ大學卒業者ニアラザル者ニシテ研究科ニ入學セシコトヲ願フ者アルトキハ其間歷學力ヲ考查シテ之ヲ許可スルコトアルベシ。

前項考查ノ場合ニ於テハ學力檢定ノ試驗ヲ施スコトアルベシ。但檢定料金拾圓ヲ納付スベシ。

第四十五條 研究科ニ入學ヲ許サレタルモノハ研究事項ニ就テ大學長ノ承認ヲ受クベシ。

大學長ハ其研究事項ニヨリ教授ノ指導擔任者ヲ命ズルモノトス。

第四十六條 研究科學生ハ大學長ノ許可ヲ得テ他ノ學科ノ講義演習ニ出席スルコトヲ得。

第四十七條 研究科學生ハ其ノ研究事項ニ付論文ヲ提出スルモノトス。

第四十八條 研究科ノ授業料ハ一學年金壹百圓トシ毎學年始ニ於テ納付セシム。其他ノ醸出金並納付ハ一般學生ノ例ニ依ル。

第四十九條 研究科學生ハ場合ニ依リテハ特ニ其ノ授業料ヲ免除シ、又ハ一定期間學資ヲ給與シ特別ナル事項ノ研究ニ從事セシムルコトアルベシ。其期間ハ二箇年以内トナシ、學資ハ月額金五拾圓以下トス。

第五章 選科生規程

第五十條 選科生ハ學部ノ科目中特ニ修學セントスル科目ヲ具シ、各學科部長ニ願出ツベシ。

第五十一條 選科生ノ修學スル科目ハ一科目若クハ數科目ヲ選擇スルコトヲ得ルモ、全科目ニ及ブコトヲ得ズ。

第五十二條 選科生ノ入學科ハ金拾圓トシ、授業料ハ科目ノ多少ニカカハラズ一學年金壹百參拾圓トス其他ノ醸出金並納付ハ學部學生ノ例ニ依ル。

第五十三條 選科生ハ其修學科目ヲ修了シタルトキハ、其ノ科目ノ試験ヲ受クルコトヲ得。

前項ノ試験ニ合格シタルトキハ希望ニ依リ其學科目ノ修了證書ヲ授與ス。

第六章 外國人學生規程

第五十四條 外國人ニシテ本大學ニ入學ヲ希望スルモノアルトキハ外國公館ノ紹介アル者ニ限り其學力考查ノ上之ヲ許可スルコトアルベシ。

第五十五條 外國人學生ノ修學ニ就テハ選科生ノ例ニヨルモノトス。

第五十六條 外國人學生ニシテ三ヶ年以上在學シ考查ノ上相當ノ學力アリト認ムルトキハ其專攻シタル學科ニ依リ學士ノ稱號ヲ與フルコトアルベシ。

第七章 大學豫科規程

第一節 學科課程

第五十七條 大學豫科ノ修學年限ハ二箇年トス。

第五十八條 大學豫科ノ授業ハ晝間夜間ノ二部教授トス。

第五十九條 大學豫科ノ教授科目其配當及ビ每週授業時數左ノ如シ。

第一學年		第二學年	
漢文	二	漢文	一
國語	二	國語	二
臣道實踐	一	臣道實踐	一
每週授業時數	一一	每週授業時數	一一

國史	二	國史	二
東洋史	二	西洋史	二
人文地理(東亞)	一	人文地理(東亞)	一
哲學(論理・心理)	二	哲學(概論)	一
自然科學	二	法學通論	二
獨乙語	九	經濟學通論	二
支那語	二	獨乙語	九
教練	二	支那語	二
計	二七	計	二七

備考 獨乙語九時間、支那語二時間ハ英語七時間、支那語四時間ニ代フルコトヲ得。

第二節 入學

第六十條 大學豫科ニ入學シ得ル者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノトス。

- 一、中學校卒業者。
- 二、高等學校高等科若クハ他ノ大學ノ大學豫科第一學年修了者。
- 三、師範學校卒業者。
- 四、專門學校入學者檢定規程ニ依ル試驗檢定ニ合格シタル者又ハ一般專門學校入學ニ關シ專門學校入學規程ニ依リ指定セラレタ者。

第六十一條 大學豫科ノ入學期ハ每學年ノ始一回トス。

但シ缺員アルトキハ第二學期ニ於テ臨時入學ヲ許スコトアルベシ。

第六十二條 入學考査料ハ金五圓トス。

第三節 試 驗

第六十三條 第一章第二十七條及ヒ第三十條ハ之ヲ大學豫科ニ準用ス。

第六十四條 引續キ二回原級ニ止マリタル者ニハ退學ヲ命ズルコトアルベシ。

第四節 學 費

第六十五條 大學豫科ニ入學スルモノハ入學金五圓ヲ納付スベシ。

第六十六條

但シ立命館中學、立命館夜間中學、立命館商業學校ヲ卒業シタル者ニシテ大學豫科ニ入學スル者ハコノ限ニアラズ。

授業料ハ一學年金壹百貳拾圓トシ左ノ三分割納付スベシ。

第一期 四月十五日限 金四拾圓

第二期 九月十五日限 金四拾圓

第三期 一月十五日限 金四拾圓

校費ハ一ヶ年金拾圓トシ三回ニ分チ第一、第二ノ兩回ハ各金四圓

宛第三回ハ金貳圓ヲ授業料ト共ニ納付スベシ。

根本基金、謝恩義金ハ別ニ定ムル所ニヨリ釀出スルモノトス。

授業料等ノ納付ハ八月三月ヲ除キ十ヶ月ニ分割毎月十日限分割納付スルコトヲ得。

既ニ納付シタル授業料等ハ之ヲ返還セズ。

授業料等ヲ滯納セル者ハ試驗ヲ受クルコトヲ得ズ。

本章ニ特別ノ規定無キモノハ凡テ第一章第二章ノ規定ヲ準用ス。

附 則

第六十七條 本改正學則ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第六十八條 本改正學則ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

六七 立命館大學專門學部學則（法政學科へ改組に伴う改正）

立命館大學專門學部學則

第一章 通則

第一條 本大學專門學部ハ專門學校令ニ依リ法政並ニ文學ノ諸學科ニ関スル高等專門ノ學術ヲ教授シ官吏若ハ公吏トナリ又ハ公私業務ノ重要ナル部署ニ就キ指導者タルニ適切ナル教養ヲ施スヲ以テ主眼トス。
本學建學ノ本義ハ傳統ノ立命館禁衛隊精神ニ在リトス。
第二條 專門學部ニ左ノ三科ヲ置ク。

- 一、法政學科
- 二、文學科
- 三、高等商業科

第三條 專門學部各學科ノ修業年限ハ三箇年トス。
第四條 學年ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル。學年ヲ左ノ二學期ニ分ツ。

第一學期 四月一日ヨリ九月三十日ニ至ル。
第二學期 十月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル。
第五條 休業日ハ日曜日大祭祝日及左ノ期間トス。
春季休業 四月一日ヨリ四月十日ニ至ル。
夏季休業 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル。
冬季休業 十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル。

但右期間ハ特別講演、勤務鍛鍊、又ハ特別ノ行事ヲ行フ場合ニ於テハ之ヲ短縮スルコトアルベシ。
第六條 軍事教練ハ休業日若クハ所定ノ時間以外ニ於テ之ヲ行フコトアルベシ。
第七條 訓育ノ方法ハ主トシテ軍事教練ニ依ル。

第二部（夜間）ニ於テハ軍事教練ヲ課セズ。
但シ徵集猶豫ノ特典ヲ受ケントスル者ハ必須課目トシテ軍事教練ヲ課ス。

第八條 生徒ノ保健増進ヲ圖ル爲ニ醫務局ヲ設ク。

毎年一回生徒ノ身體検査ヲ行フ。

身體検査ハ陸軍徵兵検査ノ標準ニ依ル。

第九條 生徒ハ學園永遠ノ基礎ヲ鞏固ニセンガタメニ立命館根本基金積立法ノ定ムル所ニ依リ積立金ヲ醸出スベキモノトス。

第十條 生徒ハ立命館謝恩義金規則ノ定ムル所ニヨリ謝恩義金ヲ醸出スベキモノトス。

第十一條 生徒ノ服装ハ本學部ニ於テ定ムル所ノ制服ニ依ルベキモノトス。服制ハ國民服乙號型トシ所定ノ徽章ヲ帽章トス。

第十二條 生徒ノ思想傾向並ニソノ行動ニシテ本學建學ノ趣旨ニ背反スルノ事實アリト認ムルモノハ其ノ學籍ヲ削除スルコトアルベシ。

第二章 學科及授業

第十三條 專門學部各科ノ科目配當及ビ毎週授業時數左ノ如シ。

第一 法政學科

一、正科 第一部（晝間）

第二部（夜間）

學科	第一學年		第二學年		第三學年	
	每週授業時數	科目	每週授業時數	科目	每週授業時數	科目
憲法	二	憲法(總論)	二	憲法(各論)	二	憲法(各論)
刑法	二	刑法(總論)	二	刑法(各論)	二	刑法(各論)
民法	二	民法(各論)	二	民法(各論)	二	民法(各論)
國際公法(平時)	二	國際公法(平時)	二	國際公法(平時)	二	國際公法(平時)
政治	二	政治	二	政治	二	政治
經濟	二	經濟	二	經濟	二	經濟
經濟地理	二	經濟地理	二	經濟地理	二	經濟地理
經濟史	二	經濟史	二	經濟史	二	經濟史
國史	二	國史	二	國史	二	國史
國防論	二	國防論	二	國防論	二	國防論
國語	二	國語	二	國語	二	國語
外國語	三	外國語	三	外國語	三	外國語

計	二六	計	二六	計	二六
體操又ハ教練	二	體操又ハ教練	二	體操又ハ教練	二

二、法律選擇科

第一學年		第二學年		第三學年	
民法(總則)	二	民法(債權各論)	二	民法(親族)	二
民法(債權)	二	民法(會社)	二	民法(手續)	二
民法(總論)	二	國際公法(戰時)	二	商法(海商)	二
商法(總則)	二	破産法	二	民事訴訟法	二
刑事訴訟法	二	民事訴訟法	二	國際私法	二

法律科ヲ選擇シタ者ハ法政學科ノ正科目中左ノ科目ヲ履修セザルコトヲ得。

第一學年 民法汎論、政治史、經濟地理、經濟史

第二學年 民法汎論、國際政治論、司法制度論、日本經濟史、統制經濟論、統計學

第三學年 統制法、日本外交史、國際經濟論、財政汎論、政治思想史

三、經濟選擇科

第一學年		第二學年		第三學年	
簿記論	二	農業經濟論	二	租稅及公債論	二
交通論	二	商業經濟論	二	經營學	二
商法(總則)	二	工業經濟論	二	會計學	二
商法(商行為)	二	金融論	二	商法(手形)	二
		銀行及工業簿記	二		
		商法(會社法)	二		

經濟科ヲ選擇シタル者ハ法政科ノ正科目中左ノ科目ヲ履修セザルコトヲ得。

第一學年 刑法(總論)、國際公法、政治史

第二學年 行政法(總論)、刑法(各論)、司法制度論、國際政治論、經濟政策

第三學年 商法汎論、行政法(各論)、日本外交史

備考

一、外國語ハ支那語又ハ英語トス。

二、法政科第二部生徒ニハ體操(又ハ教練)ヲ課セズ。

第二文學科

一、國語漢文科

第一學年		第二學年		第三學年	
臣道實踐	一	臣道實踐	一	臣道實踐	一
國語講讀	二	國語講讀	一	國語講讀	一
國語講讀	二	國語講讀	一	國語講讀	一
漢文講讀	二	漢文講讀	一	漢文講讀	一
論理學	二	哲學概論	二	憲法及皇室典範	二
心理學	二	教育學	二	教育學	二
外國史	二	東洋史	二	外國語	三
外國語	三	外國語	三	外國語	三
計	三一	計	三一	計	三一

備考 外國語ハ英語又ハ支那語トス。

二、歴史地理科

第一學年	第二學年	第三學年
臣道實踐	臣道實踐	臣道實踐
業時數 一	業時數 一	業時數 一
國史	國史	國史
一	一	一
東洋史	東洋史	東洋史
二	二	二
西洋史	西洋史	西洋史
二	二	二
國史	國史	國史
二	二	二
地理	地理	地理
通論	通論	通論
一	一	一
特論	特論	特論
一	一	一
實地質學	實地質學	實地質學
二	二	二
地形地質學	地形地質學	地形地質學
二	二	二
論理學	論理學	論理學
心理學	心理學	心理學
二	二	二
外國語	外國語	外國語
二	二	二
漢語	漢語	漢語
二	二	二
教育學	教育學	教育學
二	二	二
哲學	哲學	哲學
二	二	二
憲法及皇室典範	憲法及皇室典範	憲法及皇室典範
二	二	二
外國語	外國語	外國語
三	三	三
計	計	計
三一	三一	三一

備考 外國語ハ英語又ハ支那語トス

第三 高等商業科

第一學年	第二學年	第三學年
臣道實踐	臣道實踐	臣道實踐
業時數 一	業時數 一	業時數 一
國史	國史	國史
一	一	一
英語	英語	英語
八	六	六
商業概論	商業概論	商業概論
二	二	二
商業簿記	商業簿記	商業簿記
二	二	二
經濟概論	經濟概論	經濟概論
二	二	二
商業地理	商業地理	商業地理
二	二	二
商業史	商業史	商業史
一	一	一
民法概論	民法概論	民法概論
二	二	二
支那語	支那語	支那語
二	二	二
外國語	外國語	外國語
二	二	二
計	計	計
三一	三一	三一

- 商業算術 一 金融論 二 商業作文 一
- 珠算 一 商業作文 一
- 支那語 二 商業統計 一 商法概論 二
- 商品學 二 民法概論 二 商業法規 一
- 教 練 二 商法概論 二 支那語 二
- 計 二九 計 二九 計 二八
- 第十四條 授業ハ法政學科ニ在リテハ晝間、夜間ノ二部教授トシ、高等商業科ハ晝間文學科ハ夜間教授トス。
- 第三章 入學及學資
- 第十五條 專門學部生徒ヲ分チテ本科生、別科生トス。
- 第十六條 專門學部本科生タリ得ル者ハ左ノ資格ヲ有スル者ニ限ル。
- 一、中學校卒業者
- 二、專門學校入學者檢定規程第五條ニ依ル試驗ニ合格シタル者。
- 三、文部大臣ニ於テ一般專門學校入學ニ關シ中等學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ト指定シタル者。
- 第十七條 各學科入學志望者ニ就テハ前條ノ資格ヲ有スル者ニツキ更ニ學力考查並ニ人物考查ヲ行ヒタル上入學ヲ許可ス。
- 入學考查料ハ金五圓トス。
- 但立命館中學校、立命館夜間中學、立命館商業學校ヲ卒業シタル者ノ入學考查料ハ之ヲ免除ス。
- 第十八條 第十六條ノ入學資格ヲ有セザル者ハ左記ニヨリ別科生トシテ入學ヲ許ス。
- 一、中等學校卒業程度ニ依リ行フ試驗ニ合格シタル者。
- 二、徵兵令第十三條ニ依リ認定セラレタル學校ノ卒業者。
- 入學考查料ハ金五圓トス。
- 第十九條 入學ヲ許ス期間ハ每學年開始前十日ヨリ開始後二十日ニ至ル間トス。
- 第二十條 入學志願者ハ所定ノ書式ニ依リ入學願書及履歷書ヲ差出スベシ。

本科入學志願者ハ當該學校卒業證明書又ハ檢定證書ヲ添付スベシ。
第二十一條 入學ノ許可ヲ得タルトキハ二週間以内ニ保證人連署シテ在學證書ヲ差出スベシ。

第二十二條 入學者ハ入學金五圓ヲ納付スベシ。

但立命館中學校、立命館夜間中學、立命館商業學校ヲ卒業シタル者ハ入學金ヲ免除ス。

第二十三條 授業料ハ年額金壹百貳拾圓トシ之レヲ三回ニ分チ左記ノ通り納付スベシ。

第一回 金四拾圓 四月十五日限

第二回 金四拾圓 九月十五日限

第三回 金四拾圓 一月十五日限

校費ハ一ケ年拾圓トシ三回ニ分チ第一、第二ノ兩回ハ各金四圓

宛第三回ハ金貳圓授業料ト共ニ納付スベシ。

根本基金並謝恩義金ハ各年額金拾圓トス。

禁衛隊ニ關スル釀出ハ別ニ之ヲ定ム。

授業料、根本基金、謝恩義金等ハ八月、三月ヲ除キ十ヶ月ニ分割、毎月十日限り分割納付スルコトヲ得。

在學證明書等手數料ノ納付ヲ要スルモノハ別ニ之ヲ定ム。

第二十四條 既納ノ授業料、校費其他ハ如何ナル事由アルモ返還セズ。

第二十五條 授業料ヲ納メタルトキハ所定ノ學生證ヲ交付ス。

學生證ヲ所持セザル者ハ教室内ニ入ルコトヲ拒絶スルコトアルベシ。何時タリトモ係員ヨリ學生證ノ提示ヲ求メタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ。

第二十六條 授業料等ノ納付ヲ怠ルトキハ其ノ事由ノ如何ニカカハラズ學籍ヲ削除スルコトアルベシ。

第四章 試 驗

第二十七條 試驗ハ每學年ノ終ニ其ノ學年間ニ於テ修得セシ全科目ニツキ之ヲ行フ。

第二十八條 試驗成績ハ一科目百點ヲ以テ滿點トシ一科目五十點以上各科目ノ

總平均六十點以上ヲ得タルモノヲ以テ合格トス。

第二十九條 疾病其ノ他止ムヲ得ザル事故ニ因リ豫メ缺席ヲ許可セラレタル者

ニ限り次學年ノ始メニ於テ追試驗ヲ行フコトアルベシ。

追試驗料ハ一科目ニツキ金貳圓トス。

第三十條 一學期以上休學シタル者ハ其學年ノ試驗ヲ受クルコトヲ得ズ。

兵役ニ服スルタメニ休學シタル者ハ前項ノ限りニ在ラズ。

第三十一條 授業料等ノ納付ヲ怠リ居ル者ハ之ヲ完納スルニ非ザレバ試験ヲ受クルコトヲ得ズ。

第三十二條 第三學年ノ試験ニ及第シタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス。

第五章 賞 罰

第三十三條 學術優等品行方正ニシテ他ノ模範ト認ムベキ者ニハ特別ノ待遇ヲ與フルコトアルベシ。

第三十四條 専門部生徒ニシテ本學規則ニ違背スルモノアルトキハ之ヲ懲戒ス。

懲戒ノ種類ヲ譴責、停學、放學トス。

停學三月以上ニ亘ルトキハ其ノ期間ヲ修學期間ニ算入セズ。

第三十五條 生徒ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニハ放學ヲ命ズルコトアルベシ。

一、品行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者。

二、學力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者。

三、正當ノ事由ナクシテ引續キ一箇年以上缺席シタル者。

附 則

第三十六條 本改正學則ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス。

六八 立命館日滿高等工科学校の専門学部工学科への昇格

昭和十六年度財団法人立命館事業報告〔抜粋〕

(三) 立命館日滿高等工科学校

〔前略〕

六、立命館日滿高等工科学校ヲ既設ノ立命館大學専門学部ノ一科トシ専門學校ニ昇格セシムルタメ十月二十八日附ヲ以テ文部省へ申請セシ處十七年二月二日附ニテ其認可ヲ得タリ

三月二十五日立命館日滿高等工科学校第一學年ヨリ第二學年ニ進級セシニ〇九名ニ對シ専門学部工科学科第二學年ニ編入ニ付成績表ヲ添へ申請シ三月三十日附其認可ヲ得タリ

七、三月二十一、二十二日ノ二日間ニ亘リ専門学部工科学科ノ入學試験ヲ東京、京都、福岡ノ三市ニ於テ一齋ニ施行シ機械工科学科一〇〇名電氣工科学科五〇名應用化學科五〇名採鑛冶金學科一〇〇名建設工科学科五〇名ニ入學ヲ許可セリ、内機械工科学科五〇名電氣工科学科二五名應用化學科二〇名採鑛冶金學科五五名建設工科学科二五名ハ滿洲國政府ノ委託生徒ナリ
實驗實習ノ設備ハ各科ニ於テ本年度豫算ニ基キ機械器具ノ整備ヲ急キ授業ニ支障ナキヲ期シ居レリ

〔後略〕

六九 立命館大學専門学部學則 (經濟学科設置、日滿高等工科学校の工科学科昇格、理学科設置等に伴う改正)

立命館大學専門学部學則〔抄〕

第一章 通 則

第一條 本大學専門学部ハ専門學校令ニ依リ法政學科、文學科並ニ理工科學

第二條

科ニ屬スル諸學科ノ學術ノ理論並ニ實驗實習ヲ授ケ官吏、公吏、技師若ハ中等學校ノ教員等トナリテ公私業務ノ重要ナル部署ニ就キ指導者タルニ適切ナル教育ヲ施スヲ以テ目的トス。
本學建學ノ本義ハ傳統ノ立命館禁衛隊精神ニ在リトス。
専門学部ニ左ノ學科ヲ置ク。

一、法政學科。

二、經濟學科。

三、高等商業科。

四、文學科。

但シ文學科ヲ分チテ國語漢文科、歷史地理科トス。

五、工學科。

但シ工學科ヲ分チテ機械工學科、電氣工學科、應用化學科、採鑛冶金學科、建設工學科トス。

六、理學科。

但シ理學科ヲ分チテ數學科、物理學科、化學科トス。

第二章 學科及授業

第十三條 専門学部各科ノ課目配當及每週授業時數ハ左ノ標準ニ依ル。

第一 法政學科

	第一學年	第二學年	第三學年
臣道實踐	一	臣道實踐	一
國體學概論(帝國憲法)	四	行政法(總論)	二
國史	二	刑法(各論)	二
刑(法總論)	二	國際法	二
民(法總則)	二	民法(債權、物權)	四
民法(總則)	二	民法(親族、相續)	二
商法(總則、商行為)	二	商法(會社)	二
日本法制史	二	信託法	二
政治學概論	二	世界政治思想史	二
東亞政治史	二	日本外交史	二
經濟統制論	二	東亞法制論	二

第五工學科

一、機械工學科

課目	第一學年		第二學年		第三學年	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
臣道實踐	1	1	1	1	1	1
教道	2	2	2	2	2	2
武國語	4	4	4	4	2	2
外國語	4	4	2	2	2	2
數學	4	4	2	2	2	2
物理	2	2	2	2	2	2
力學	2	2	2	2	2	2
化學	2	2	2	2	2	2
圖學	2	2	2	2	2	2
機械學	2	2	2	2	2	2
材料學	2	2	2	2	2	2
材料及材料試驗法	2	2	2	2	2	2
測定器及測定法	2	2	2	2	2	2
機械設計法	2	2	2	2	2	2
機械製作法	2	2	2	2	2	2
工場管理	2	2	2	2	2	2
蒸汽罐及蒸汽原動機	(1) 2	(1) 2	2	2	2	2
內燃機	2	2	2	2	2	2
電氣學	3	3	2	2	2	2
金屬材料	(1) 2	(1) 2	2	2	2	2
起重機及搬送機	(1) 2	(1) 2	2	2	2	2
冷凍及暖房	(1) 2	(1) 2	2	2	2	2
汽關車	(1) 2	(1) 2	2	2	2	2

課目	第一學年	第二學年	第三學年
東亞政治事情	2	2	2
經濟原論	2	2	2
心理學	2	2	2
外國語	3	3	3
計	28	28	28
軍事教練	2	2	2
訓練	2	2	2
備考 外國語ハ支那語又ハ英語トス。			

第二 經濟學科

課目	第一學年	第二學年	第三學年
臣道實踐	1	1	1
東洋史	2	2	2
經濟統制論	2	2	2
銀行信託論	2	2	2
經營經濟學	2	2	2
工業政策	2	2	2
農業政策	2	2	2
產業概論(農、林、水產業)	2	2	2
交通論	2	2	2
統計學	2	2	2
民法	2	2	2
商法	2	2	2
心理學	2	2	2
外國語	3	3	3
計	28	28	26
備考 外國語ハ支那語又ハ英語トス。			

水力學及水力機械	機械製作法	材料力學	圖學	化學	力學	物理學	數學	外國語	武國道	教道	臣道	實踐	課目
1	2	1	2	2	2	2	4	4	2	2	1	前期	第一學年前期
1	2	1	2	2	2	2	4	4	2	2	1	後期	第一學年後期
2	1	2	1	1	1	1	2	4	2	2	1	前期	第二學年前期
2	1	2	1	1	1	1	2	4	2	2	1	後期	第二學年後期
1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	前期	第三學年前期
1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	後期	第三學年後期

二、電氣工學科

備考 (1)機械工學科 (2)航空發動機科 (3)自動車工學科
 (1)(2)(3)ノ一組ヲ選擇セザル課目ノ時間ハ之ヲ製圖ニ充ツ

工業經濟學	流體力學及流體機械	航空學概論	航空發動機	自動車工學大意	自動車工學特論	內燃機關特論	設計製圖	實習及實驗	計
1	1	1	1	1	1	1	3	9	39
1	1	1	1	1	1	1	3	9	39
1	2	1	1	2	1	2	4	8	39
1	2	2	1	2	1	1	4	8	39
2	1	1	(2)四	(3)四	(2)二	(3)二	8	9	39
1	1	1	1	1	1	1	6	9	39

電氣磁氣學及演習	交流理論及演習	電氣磁氣測定法	電氣機械	高壓工學	送電及配電	發電所及變電所	電燈照明及電熱	電力應用	電氣鐵道	電氣計器	電氣通信	高周波工學及電子工學	電氣材料	應用電氣化學	電氣法規	工業經濟學	設計製圖	實習及實驗	計
4	2	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	39
4	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	39
1	2	1	1	1	1	1	1	3	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	39
1	1	1	1	1	1	1	1	3	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	39
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	39
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	39

三、應用化學科

課目	第一學年		第二學年		第三學年	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
臣道實踐	一	一	一	一	一	一
教道	二	二	二	二	二	二
武國語	二	二	二	二	二	二
外國語	四	四	四	四	四	四
數學	四	四	四	四	四	四
物理	三	三	三	三	三	三
圖理	二	二	二	二	二	二
物理	二	二	二	二	二	二
分析化學	二	二	二	二	二	二
有機化學	三	三	三	三	三	三
無機化學	四	四	四	四	四	四
無機工業藥品及肥料	四	四	四	四	四	四
有機工業藥品及染料	四	四	四	四	四	四
應用電氣化學	二	二	二	二	二	二
燃料工業化學	二	二	二	二	二	二
粘土工業化學	二	二	二	二	二	二
油脂工業化學	二	二	二	二	二	二
纖維工業化學	二	二	二	二	二	二
化學機械	二	二	二	二	二	二
機械工業	三	三	三	三	三	三
電氣工業	二	二	二	二	二	二
工場建築	二	二	二	二	二	二
工業經濟學	三	三	三	三	三	三
設計製圖	三	三	三	三	三	三
實習及實驗	七	七	一三	一三	一八	二〇
合計	三九	三九	三九	三九	三九	三九

四、採鑛冶金學科

課目	第一學年		第二學年		第三學年	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
臣道實踐	一	一	一	一	一	一
教道	二	二	二	二	二	二
武國語	二	二	二	二	二	二
外國語	四	四	四	四	四	四
數學	四	四	四	四	四	四
物理	三	三	三	三	三	三
無機化學	六	六	六	六	六	六
分析化學及實驗	三	三	三	三	三	三
測量學及測量實習	三	三	三	三	三	三
構造力學	二	二	二	二	二	二
鑛物學地質學及實驗	二	二	二	二	二	二
物理探鑛學	二	二	二	二	二	二
採鑛學第一部	三	三	三	三	三	三
採鑛學第二部	三	三	三	三	三	三
採鑛學第三部	三	三	三	三	三	三
採鑛學第四部	三	三	三	三	三	三
鑛山機械	二	二	二	二	二	二
選鑛	二	二	二	二	二	二
鑛山測量學及實習	三	三	三	三	三	三
鑛床學	二	二	二	二	二	二
鑛業分析及實驗	三	三	三	三	三	三
一般冶金學	二	二	二	二	二	二
鐵冶金學	二	二	二	二	二	二
非鐵冶金學	二	二	二	二	二	二
合計	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇

測量學及測量實習	構造力學第一部及演習	構造力學第二部及演習	圖學	物理學	數學	外國語	武國道	教道	臣道	實踐	前	第一學年
											期	
八	四	二	二	四	四	二	二	二	一	後	第一學年	
六	四	二	二	四	四	二	二	一	期			
										前	第二學年	
一	六	一	一	一	四	二	二	一	期			
										後	第二學年	
一	六	一	一	一	四	二	二	一	期			
										前	第三學年	
一	一	一	一	一	二	二	二	一	期			
										後	第三學年	
一	一	一	一	一	二	二	二	一	期			

五、建設工學科

備考 △印ハ採鑛專攻ノ者ニ課ス ×印ハ冶金學專攻ノ者ニ課ス

特別講義及實驗	製工業經濟圖	電氣工業學	機械工業學	火藥學	試金學	冶金機械學	金屬加工法	鑄造工學	金屬材料	電氣冶金學
三九	八									
三九	六									
三九	六	二	三			二				
三九	三	二	三		一	二			二	二
三九	一三	二						二	二	二
三九	一六				△二			×二	×二	

計	設計製圖	電氣工業學	機械建築	工場建築	發電水	都市計畫	衛生學	河海學	鐵道學	橋梁學	應用地質學	道路學	水理學	施工法及隊	建築構造學	防空工事	耐震構造	鐵骨構造	鐵筋コンクリート構造	構築材料
三九	六	二																		二
三九	六	二								二										二
三九	九	二						二	二	二				二	三					二
三九	九	二						二	二	二				二	三					二
三九	九			二	二	二	二	二	二	二		一	二			二	二	二		
三九	一五			二	二	二	二	二	二	二		一						二		

第五 理 學 科

一、數學科

課目	學年	第一學年	第二學年	第三學年
臣道實踐	第一學年	國體論及臣民道	倫理學概論	公民科概論
教 練	第一學年	教 練	教 練	教 練
教 育	第一學年	教育學概論	教育史概說	教授法
心理、 論理及哲學	第一學年	論理學概論	哲學概論	心理學概論
外 國 語	第一學年	支那語	獨逸語	獨逸語
數 學	第一學年	代數 三角法 解析幾何學 微積分學大意	代數 解析幾何學 微積分學	微積分學 數學特論 數學科教材研究
物 理	第一學年	物理學概論	力學	氣象學及 天體物理學
化 學	第一學年	化學概論		
計	第一學年	二四	二四	二四
計	第二學年	三	三	二
計	第三學年	九	一五	一六

二、物理學科

課目	學年
臣道實踐	第一學年
國體論及臣民道	第一學年
倫理學概論	第二學年
公民科概論	第三學年

三、化學科

課目	學年	第一學年	第二學年	第三學年
教 練	第一學年	教 練	教 練	教 練
教 育	第一學年	教育學概論	教育史概說	教授法
心理、 論理及哲學	第一學年	論理學概論	哲學概論	心理學概論
外 國 語	第一學年	支那語	獨逸語	獨逸語
數 學	第一學年	代數 三角法 解析幾何學 微積分學大意	代數 解析幾何學 微積分學	數學特論
物 理	第一學年	物理學概論	力學 電氣學 熱學	光學 量子論 相對論 氣象學 地球物理學 天體物理學
化 學	第一學年	化學概論	物理學實驗	物理學實驗
實 驗	第一學年			
計	第一學年	二四	二四	二四
計	第二學年	三	四	四
計	第三學年	九	五	二

課目	學年
臣道實踐	第一學年
國體論及臣民道	第一學年
倫理學概論	第二學年
公民科概論	第三學年
教 育	第一學年
教育學概論	第一學年
教育史概說	第二學年
教授法	第三學年
心理學概論	第三學年

外國語	獨逸語	支那語	代數	三角	幾何	解析	微積分	演習	物理學概論	化學概論	博物學	工學	實驗	計	
	二	一	九			四	三	二	二	二	二	二	二	二	二
獨逸語	獨逸語	獨逸語	工業化學	生物化學	化學實驗法	有機化學	物理化學	礦物學及實驗	化學實驗	化學實驗	化學實驗	化學實驗	化學實驗	計	
	一	一	八	八	二	二	二	二	四	四	四	四	四	二	

第十四條 授業ハ法政學科ニ在リテハ晝間、夜間ノ二部教授トシ、經濟學科ハ晝間、高等商業科ハ晝間、文學科ハ夜間、工學科ハ晝間、理學科ハ夜間教授トス。

第三章 入學及學費

第十七條 各學科入學志望者ニ付テハ前條ノ資格ヲ有スル者ニ付キ更ニ學力考查並ニ人物考查ヲ行ヒタル上入學ヲ許可ス。

第十八條 入學考查料ハ金拾圓トス。但シ立命館中學校、立命館夜間中學、立命館商業學校ヲ卒業シタル者ノ入學考查料ハ之ヲ免除ス。

第十九條 入學考查料ハ金拾圓トス。一、中等學校卒業程度ニ依リ行フ試驗ニ合格シタル者
二、徵兵令第十三條ニ依リ認定セラレタル學校ノ卒業者
入學考查料ハ金拾圓トス。

第二十條 入學ハ每學年ノ初ニ於テ之ヲ許ス。

第二十二條 但シ缺員アル場合ニ於テハ試驗ノ上編入若ハ轉學ヲ許スコトアルベシ。前項ノ考查料ハ金拾圓トス。入學者ハ入學金拾圓ヲ納付スベシ。

第二十三條 但シ立命館中學校、立命館夜間中學、立命館商業學校ヲ卒業シタル者ハ入學金ヲ免除ス。授業料ハ一學年金壹百四拾圓トシ之ヲ分納スルコトヲ得。校費ハ一學年金拾圓トシ授業料ト共ニ納付スベシ。根本基金積立並ニ謝恩義金ハ共ニ一學年金拾圓トス。

第四章 試驗 禁衛隊費ハ別ニ定ムル所ニ依リ納付スベシ。在學證明書等手数料ノ納付ヲ要スルモノハ別ニ之ヲ定ム。工學科及理學科中物理學科、化學科ニ於テハ實驗實習費ハ一學年金六拾圓トス。

第二十九條 疾病其ノ他止ムヲ得ザル事故ニ因リ豫メ缺席ヲ許可セラレタル者ニ限り次學年ノ初ニ於テ追試驗ヲ行フコトアルベシ。追試驗料ハ金拾圓トス。

附則

第三十六條 立命館大學專門學部文學科卒業生ヲシテ更ニ當該科ノ主要學課ニ付キ專修セシムルコトアルベシ。前項ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム。第三十七條 本改正學則ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス。現ニ在學スル生徒ニ對シテハ改正規則ニ依リ授業料ノ全部又ハ一部ヲ納付セシムルコトアルベシ。

七〇 立命館大学（三学科の名称変更）について

昭和十七年度財団法人立命館事業報告（抜粋）

(二) 立命館大学、立命館大学専門學部

一、本學ハ第一部（晝間部）（第二部（夜間部））ノ二部組織ニシテ法文學部ニ東亞法政學科、東亞經濟學科ノ二科並ニ國體學科、國文學科、史學科、地理學科ノ四科ヲ、専門學部ニ昭和十七年四月新ニ工學科、理學科ヲ設置シ、學部、専門部ト共ニ常ニ優秀ナル專任教員ノ充實ニ努メ時局下ニ於ケル學徒トシテ必要ナル智識ヲ講ゼシムルト共ニ質實剛健ナル氣風ト志氣ノ作興並ニ心身ノ鍛鍊ニ特ニ留意シ青少年學徒ニ下賜サレタル勅語ノ聖旨ニ副ヒ奉ランコトヲ期スル爲メ教職員學生生徒打ツテ一丸トナリ學園ノ傳統的禁衛隊精神ヲ以テ但學但進當時各部ノ教化運動ノ統制ヲ圖リ一貫セル精神ヲ以テ我國體並ニ日本精神ノ眞義ヲ徹底セシメ國家有用ノ人材養成ヲ以テ主眼トナシ教職員ハ常ニ率先垂範以テ學徒ノ教養ニ全力ヲ盡シ學生又其意ヲ體シ其ノ實績頗ル顯著ナルモノアリ

（二）、以下省略）

七一 立命館大学學則（東亞法政學科、東亞經濟學科、東亞文學科

および予科三年制へ改組に伴う改正）

立命館大学學則（抄）

第一章 通 則

第一條 本大學ハ大學令ノ規定ニ依リ國體思想ノ涵養及人格ノ陶冶ニ留意シ、法政經濟並ニ文學ニ關スル學術ノ理論及應用ヲ教授シ、並ニ其ノ蘊奧ヲ攻究シ、以テ東亞開發ノ指導ノ人材ヲ養成スルヲ以テ目的トス。教育ニ關スル勅語ノ聖旨ヲ奉體シ教學一途ノ本義ニ基キ以テ國體ノ精華ヲ闡明シ學問ノ講述ト訓練教練トノ併行ヲ期シ學園ノ教育ヲ大成センコトヲ期ス。

第三條

本大學建學ノ本義ハ本學傳統ノ立命館禁衛隊精神ニ在リ。本大學ニ法文學部ヲ置ク。法文學部ヲ東亞法政學科、東亞經濟學科並ニ東亞文學科ノ三學科ニ分ツ。

第五條

本大學所定各學科ノ正課目外ニ特別講義、課外演習並ニ特殊外國語ヲ置ク

第十一條

特別講義、課外演習並ニ特殊外國語ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム。本大學ノ學部ニ三年以上在學シ所定ノ卒業試験ニ合格シタル者ニハ左記ノ例ニ依リ學士ノ稱號ヲ與フ。

一、東亞法政學科ヲ修メタル者ハ法學士

二、東亞經濟學科ヲ修メタル者ハ經濟學士

三、東亞文學科ノ國體學科、史學科、國文學科並ニ地理學科ヲ修

メタル者ハ共ニ文學士

學士ノ稱號得ントスル者ハソノ履修學科並ニ希望ノ學士號ノ種類ヲ明記シ入學ノ初ニ於テ之ヲ學長ニ願出ツベシ。前項ノ學士號ハ一種ニ限ル。

第十四條

本大學ニ教授會ヲ置ク。教授會ハ大學專任教員ヲ以テ構成シ立命館總長若ハ大學長ノ諮問ニ應ジ其ノ事項ヲ審議ス。

第二十條

各學科ノ修學期間ハ三ケ年トス。但シ本期間ハ法令ノ制限内ニ於テ之ヲ短縮スルコトアルベシ。

第二十一條

各學科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ本大學豫科ヲ修了シタル者トス。但シ缺員アル場合ハ高等學校高等科ヲ終リタル者、本大學専門學部卒業業者ニシテ大正七年文部省令第三號第二條第四號ニ依リ指定セラレタル者、本大學ト同等程度ノ他ノ大學豫科卒業業者及大正七年文部省令第三號第二條第四號ニ依リ指定セラレタル者。

第二十三條

入學志願者ハ所定ノ書式ニ依リ入學願書ニ修學履歷書及當該學校卒業證明書又ハ檢定證書ヲ添ヘテ差出スベシ。

但シ試験ヲ要スル者ハ受験料金拾圓ヲ納付スベシ。

第二十五條

學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル。

但シ法令ノ範圍内ニ於テ之ヲ變更スルコトアルベシ。

學年ヲ第一、第二ノ二學期ニ分チ其ノ期間分割ハ別ニ之ヲ定ム。

第二十六條 學部ノ休業日ハ大祭祝日及日曜日ノ外春季、夏季並ニ冬季ニ於テ其ノ學課授業ノ進捗ノ結果ニ依リ毎季二十日以内ノ休業ヲナスコトアルベシ。

疾病其ノ他止ムヲ得ザル事故ニ因リ學年試験ヲ受験シ得ザル者ニ對シテハ豫メ届出ヲ爲シタル者ニ限り追試験ヲ行フコトアルベシ。

第二十九條 追試験料ハ金拾圓トス。

學部ノ授業料ハ一學年金壹百五拾六圓トシ、之ヲ分納スルコトヲ得

校費ハ一學年金拾圓トシ授業料ト共ニ納付スベシ。

第三十二條 根本基金並ニ謝恩義金ハ共ニ一學年金拾圓トス。

禁衛隊費ハ別ニ定ムル所ニ依リ納付スベシ。

在學證明書等ノ手数料ヲ要スルモノハ別ニ之ヲ定ム。

第二章 東亞法政學科並ニ東亞經濟學科規程

第三十七條 東亞法政學科並ニ東亞經濟學科ニ於テハ本大學學則第一條ノ趣旨ニ據リ所設學科ノ理論及應用ヲ教授シ官吏若ハ公吏トナリ又ハ公私業務ノ重要ナル部署ニ就キ指導者タルニ適切ナル教養ヲ施スヲ主眼トス。

第三十八條 東亞法政學科並ニ東亞經濟學科ノ授業ハ晝間、夜間ノ二部教授トス。晝間、夜間ノ授業時間ハ別ニ之ヲ定ム。

第三十九條 東亞法政學科並ニ東亞經濟學科ノ課目配當及每週授業時數ハ左ノ標準ニ依ル。

第一、東亞法政學科

第一學年	每週授業時數	第二學年	每週授業時數	第三學年	每週授業時數
國體學(帝國憲法)	四	戰 爭 論	二	國 防 國 家 論	二
日 本 民 族 史	二	東 亞 民 族 史	二	戰 爭 史	二
日 本 思 想 論	二	日 本 政 治 史	二	政 治 學 史	二

第二、東亞經濟學科

第一學年	每週授業時數	第二學年	每週授業時數	第三學年	每週授業時數
國體學(帝國憲法)	四	戰 爭 論	二	國 防 經 濟 論	二
日 本 民 族 史	二	東 亞 民 族 史	二	世 界 經 濟 論	二
日 本 思 想 論	二	東 亞 共 榮 圈 論	二	經 營 經 濟 學	二

政 治 學	二	東 亞 共 榮 圈 論	二	地 政 學	二
政 治 史	二	世 界 政 治 論	二	行 政 法(各論)	二
外 交 史	二	行 政 法(總論)	二	民 法(親族、相續)	二
國 際 法	二	國 家 總 動 員 法	二	商 法(手形)	二
刑 法(總論)	二	刑 法(各論)	二	海 法	二
民 法(總則、債權)	四	民 法(物權)	二	統 制 法	二
商 法(總則、商行為)	二	商 法(會社)	二	東 亞 比 較 法 學	二
日 本 法 制 史	二	東 亞 法 制 論	二	國 防 經 濟 論	二
經 濟 原 論	二	財 政 學	二	移 植 民 論	二
計	二八	經 濟 統 制 論	二	厚 生 政 策	二
		經 濟 政 策	二	計	二六

特別講義
課外演習
特殊外國語
備考

一、特別講義、課外演習並ニ特殊外國語ハ隨意科トス
 二、特殊外國語ハ支那語、馬來語、泰語、獨語、英語、佛語等トス
 三、別ニ社會學(二)、倫理學(西洋)(四)ヲ隨意科目トシテ開講スルコトアルベシ。

經濟原論	二	財政學	二	經濟學史	二
經濟史	二	經濟統制論	二	會計學	二
貨幣論	二	日本經濟史	二	厚生政策	二
經濟地理	二	日本經濟思想史	二	交通論	二
統計學	二	銀行保險信託論	二	移植民論	二
簿記論	二	農業政策	二	產業概論(工、鑛業)	二
民法(總則、債權)	四	工業政策	二	地政學	二
商法(總則、商行爲)	二	產業概論(農、林業)	二	民法(親族、相續)	二
商業數學	二	行法(物權)	二	商法(手形)	二
計	二八	民法(會社)	二	統制法	二
軍事教練	二	同上	二	同上	二
訓練	二	同上	二	同上	二
特別講義	二	同上	二	同上	二
課外演習	二	同上	二	同上	二
特殊外國語	二	同上	二	同上	二

備考 東亞法政學科ニ同ジ

第三章 東亞文學科規程

- 第四十條 東亞文學科ニ於テハ主トシテ各種ノ高等學校ニ於テ教育ニ從事ス
ベキ高等教員ニ必要ナル學科ヲ教授ス。
- 第四十一條 東亞文學科ノ授業ハ當分ノ内夜間教授トス。
- 第四十二條 東亞文學科ニ國體學科、史學科、國文學科並ニ地理學科ヲ置ク。
- 第四十三條 各科ノ課目配當及每週授業時數ハ左ノ標準ニ依ル。

一、國體學科

第一學年	每週授業時數	第二學年	每週授業時數	第三學年	每週授業時數
國體學概論	二	帝國憲法	二	國體學特殊講義	二

國體思想史	二	國體思想史	二	國體論史	二
日本精神史	二	東洋倫理學史	二	東洋倫理學史	二
倫理學概論	二	西洋倫理學史	二	神道史	二
哲學普通講義	二	哲學特殊講義	二	日本佛教史	二
國史普通講義	二	國史普通講義	二	社會學	二
東洋史普通講義	二	神祇史	二	社會學	二
西洋倫理學史	二	西洋史普通講義	二	卒業論文	二
支那哲學普通講義	二	宗教學	二	計	二四
古典講讀	二	教育學	二	計	二四
日本法制史	二	日本經濟史	二	計	二四
外國語	二	外國語	二	計	二四
計	二四	同上	二	計	二四

備考

- 一、特別講義並ニ演習ハ必須科目トス
- 二、外國語ハ獨語又ハ支那語トス
- 三、卒業論文ノ題目ハ專修シタル學科ノ範圍内ニ於テ豫メ之ヲ定メ擔當教授ノ承認ヲ受クベキモノトス

二、史學科

第一學年	每週授業時數	第二學年	每週授業時數	第三學年	每週授業時數
國體學概論	二	帝國憲法	二	國史特殊講義	二
國史普通講義	二	國史普通講義	二	東洋史特殊講義	二
東洋史普通講義	二	東洋史普通講義	二	西洋史普通講義	二
西洋史普通講義	二	西洋史普通講義	二	人文地理特殊講義	二
國史特殊講義	二	國史特殊講義	二	地理實習	二
東洋史特殊講義	二	東洋史特殊講義	二	教育史	二

史學概論	二	人文地理特殊講義	二	社會學	二
史料講讀	二	自然地理特殊講義	二	卒業論文	二
人文地理普通講義	二	經濟地理	二		
自然地理普通講義	二	日本古文書學	二		
考古學	二	教育學	二		
外國語	二	外國語	二		
計	二四	計	二四	計	一四
史學特別講義 史學演習	同	同上	同	同上	同

備考 國體學科二同シ

三、國文學科

第一學年	每週授 業時數	第二學年	每週授 業時數	第三學年	每週授 業時數
國體學概論	二	帝國憲法	二	國文學特殊講義	二
國文學普通講義	二	國文學特殊講義	四	國文學特殊講義	二
國語學普通講義	二	國語學特殊講義 (日本文法)	四	國語學特殊講義	二
國文講讀	四	國文講讀	四	國文講讀	二
漢文講讀	四	漢文講讀	二	漢文講讀	二
文學概論	二	東洋史普通講義	二	日本古文書學	二
支那文學普通講義	二	言語學	二	教育學	二
支那哲學普通講義	二	教育學	二	社會學	二
國史普通講義	二	支那文學特殊講義	二	卒業論文	二
外國語	二	支那哲學特殊講義	二		
計	二四	計	二六	計	一四
國文學特別講義 國文學演習	同	同上	同	同上	同

備考 國體學科二同シ

四、地理學科

第一學年	每週授 業時數	第二學年	每週授 業時數	第三學年	每週授 業時數
國體學概論	二	帝國憲法	二	人文地理特殊講義	四
人文地理普通講義	二	人文地理特殊講義	四	國史特殊講義	二
自然地理普通講義	二	自然地理特殊講義	二	東洋史特殊講義	二
人文地理特殊講義	二	地理實習	二	東洋史普通講義	二
國史普通講義	二	經濟地理	二	西洋史普通講義	二
國史特殊講義	二	國史普通講義	二	社會學	二
東洋史普通講義	二	東洋史普通講義	二	卒業論文	二
東洋史特殊講義	二	西洋史普通講義	二		
西洋史普通講義	二	教育學	二		
史學概論	二	統計學	二		
考古學	二	人類學	二		
外國語	二	外國語	二		
計	二四	計	二六	計	一四
地理學特別講義 地理學演習	同	同上	同	同上	同

備考 國體學科二同シ

第四章 研究科規程

第四十九條 研究科ノ授業料ハ一學年金壹百五拾六圓トシ每學年ノ初ニ於テ納付セシム。其ノ他ノ釀出金納付ハ一般學生ノ例ニ依ル。

第五章 選科生規程

第五十三條 選科生ノ入學試驗料並ニ入學金ハ共ニ金拾圓トシ、授業料ハ課目ノ多少ニカ、ハラス學年金壹百五拾六圓トス其ノ他ノ釀出金並ニ納付ハ學部學生ノ例ニ依ル。

第七章 大學豫科規程

第一節 學科課程

第五十八條 大學豫科ノ修學年限ハ三箇年トス。

第五十九條 大學豫科ノ授業ハ二部制トス。

第六十條 大學豫科ノ課目配當及每週授業時數ハ左ノ標準ニ依ル。

第一學年	每週授業時數		第二學年	每週授業時數		第三學年	每週授業時數	
	科目	時數		科目	時數		科目	時數
臣道實踐	一	一	臣道實踐	一	臣道實踐	一	臣道實踐	一
國語	四	四	國語	三	國語	三	國語	三
漢文	三	三	漢文	三	漢文	二	漢文	二
國史	二	二	國史	二	國史	二	國史	二
東洋史	二	二	東洋史	二	東洋史	二	東洋史	二
心理學	二	二	心理學	二	心理學	二	心理學	二
數學	三	三	數學	二	數學	二	數學	二
自然科學	二	二	自然科學	二	自然科學	二	自然科學	二
獨語	九	九	獨語	二	獨語	二	獨語	二
支那語	二	二	支那語	九	支那語	九	支那語	九
計	三〇	三〇	計	三〇	計	三〇	計	三〇
軍事教練	二	二	軍事教練	二	軍事教練	二	軍事教練	二
訓練			訓練		訓練		訓練	

備考 獨語(九)、支那語(二)ハ英語(七)、支那語(四)ニ代フルコトヲ得

第二節 入 學

第六十一條 大學豫科ニ入學シ得ル者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノトス。

- 一、中等學校卒業者若ハ中等學校四年修了者
 - 二、專門學校入學者檢定規程第五條ニ依ル試驗ニ合格シタル者
 - 三、文部大臣ニ於テ一般專門學校入學ニ關シ中等學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノト指定シタルモノ
- 第六十二條 大學豫科ノ入學期ハ每學年ノ初メトス。
但シ缺員アルトキハ第二學期ニ於テ臨時入學ヲ許スコトアルベシ。
- 第六十三條 入學考査料ハ金拾圓トス。

第四節 學 費

第六十六條 大學豫科ニ入學スルモノハ入學金拾圓ヲ納付スベシ。

但シ立命館中學校、立命館夜間中學、立命館商業學校ヲ卒業シタル者ニシテ大學豫科ニ入學スル者ハコノ限ニアラズ。

第六十七條

豫科ノ授業料ハ一學年金壹百四拾四圓トシ之ヲ分納スルコトヲ得。校費ハ一學年金拾圓トシ授業料ト共ニ納付スベシ。

根本基金並ニ謝恩義金ハ共ニ一學年金拾圓トシ別ニ定ムル所ニ依リ納付スベシ。

禁衛隊費ハ別ニ定ムル所ニ依リ納付スベシ。

既ニ納付シタル授業料等ハ之ヲ返還セズ。

授業料等ヲ滞納セル者ハ試験ヲ受クルコトヲ得ズ。

附 則

第六十九條

本改正學則ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス。

現ニ在學スル學生生徒ニ對シテハ改正規則ニ依ル授業料ノ全部又ハ一部ヲ納付セシムルコトアルベシ。

七二 文部省（専門教育局長）通達「教育ニ関スル戦時非常措置ニ関スル件」

昭和十八年十月二十二日

文部省専門教育局長

永井 浩

立命館理事長 殿

教育ニ關スル戦時非常措置方策ニ關スル件

標記ノ件ニ關スル六月十二日ノ閣議決定ニ基キ文科系大學、専門學校ニ付テハ徵集猶豫ノ停止ニ伴ヒ、學生生徒ノ減少ヲ來ス爲授業上ノ關係ヲ考慮シ且防空上ノ見地ニ基キ適當ナル箇所ヲ選ビ集合シテ授業ヲ行フコト、相成且相當數ノ私立大學ハ之ヲ専門學校ニ轉換シ其ノ教育内容ヲ整備改善スルト共ニ大學ヨリ轉換セルモノト既存ノモノトヲ併セ専門學校ノ入學定員ヲ全國ヲ通シ概ネ從前ノ二分ノ一程度ニ止ムルコト、相成從ツテ専門學校ニ於テモ相當數ノ統合整理又ハ理科系ヘノ轉換ヲ要スルモノト認メラルルニ付テハ之ガ實施上ノ資料ト致度ニ依リ右趣旨御諒得ノ上貴法人經營ノ學校ニ對スル措置トシテ左記事項ニ付御意見、希望等至急文書ヲ以テ御開申相成度

記

大 學

- 一、轉換セントスル場合ニ於テハ其ノ學校ノ種類、學科、定員並校舍其ノ他ノ施設ノ位置及規模等（理科系専門學校ヘ轉換セントスル場合ニ於テハ特ニ實驗實習場等ノ概要）
- 二、統合整理セントスル場合ニ於テハ其ノ善後措置又ハ統合先ノ學校ニ關スル希望等
- 三、附屬専門部ニ關スル措置
- 四、現在教職員ニ對スル措置
- 五、其ノ他

専門學校

- 一、存否又ハ轉換ニ關スル意見
- 二、存續セントスル場合ニ於テハ其ノ學科、定員、校舍其ノ他ノ施設ノ位置及規模等
- 三、統合整理セントスル場合ニ於テハ其ノ善後措置又ハ統合先ノ學校ニ關スル希望等
- 四、轉換セントスル場合ニ於テハ其ノ學校ノ種類、學科、定員、校舍其ノ他ノ施設ノ位置及規模等（理科系ヘ轉換セントスル場合ニ於テハ特ニ實驗實習場等ノ概要）
- 五、現在教職員ニ對スル措置
- 六、其ノ他

七三 「教育ニ關スル戦時非常措置ニ關スル件」について
開申

昭和十八年十一月十五日

京都市上京區廣小路通寺町東入中御靈町四百拾番地

財團法人立命館理事 中 川 小 十 郎

文部省専門教育局長 永 井 浩 殿

教育ニ關スル戦時非常措置方策ニ關スル開申ノ件

昭和十八年十月二十二日附ヲ以テ御照會有之候教育ニ關スル戦時非常措置方策ニ關スル本學ノ措置ニ付キ左記ノ通り及開申候也

記

一、弊學ニ於テ現ニ設置セル法文學部ノ存置ハ固ヨリ學園既定ノ方針ニシテ過去數十年ノ歴史ヲ有スル所ナルヲ以テ之ヲ將來ニ存續シテ其發展ヲ期圖スルコトハ勿論ナルモ今回指示セラレタル戰時非常措置方策ニ準據シコノ際其授業ヲ廢罷スルモノトス

二、弊學ニ於テハ現ニ設置セル立命館大學專門學部理學科工學科ヲ基礎トシテ將來理工科大學ノ開設ヲ期セントスルモノ是レ從來ノ方針ニシテ爾來既ニ五ヶ年ヲ經過シ其設置ニ於テモ稍準備了セルモノアリ、理科系ノ高等教育機關ヲ充實スベキ政府ノ方針ニ準據シテ其實現ヲ期セント欲スル次第ナルモ、政府ニ於テハコノ際理工科大學ノ創設ハ認許セラレザル方針ニシテ、又文科系大學ヲコノ際理工科系ノ大學ニ轉換セントスルコトモ認許セラレザル方針ナルコトヲ知り、コノ度ハ右大學ノ實現ヲ取り止メ之ヲ將來ノ計畫トシテ徐々ニ其準備ヲ進メ適當ナル機會ノ到來ヲ待ツコト、ス

三、現在ノ立命館大學附屬專門學科ハコノ際之ヲ切り離シテ獨立ノ專門學校トシテ之ヲ設置セントス、其ノ内容以下ノ如シ

イ、學科

(一) 法經學科

(二) 文學科

(三) 工學科

(四) 理學科

(ロ、生徒定員―以下省略)

七四 立命館大學專門學部學則並びに名稱変更認可申請書

立命館大學專門學部學則並名稱變更ノ件認可申請書〔抜粋〕

昭和十九年一月二十二日

京都市上京區廣小路通寺町東入中御靈町四一〇

財團法人立命館理事 中川 小十郎

文部大臣子爵 岡 部長 景 殿

立命館大學專門學部學則並名稱變更ノ件認可申請

今般弊財團法人立命館ニ於テ設置經營セル立命館大學專門學部學則並名稱變更致度候ニ付御認可相成度別紙關係書類相添へ此段及申請候也

一、學則並名稱變更ノ理由

今回教育ニ關スル戰時非常措置方策ノ決定ニ基キ、弊財團法人立命館ニ於テハ政府ノ方針ニ副ヒ既設ノ本學專門部ニ於ケル法政學科、經濟學科、高等商業科、文學科等所謂法文系ニ屬スル諸學科ヲ整理縮少シテ、法經學科、文學科ノ二學科トシ理學科、工學科ニ於テハ時局ノ要請ニ應ジテ必要ナル科目ノ増設、定員ノ増加ヲ行フ等、法、經、文、理、工ノ諸學科ヲ通ジ重點のニ編成セル綜合專門學校ニ改組セントスルモノナリ。而シテ右改組ニ伴ヒ自然廢止トナルベキ既設ノ專門部ニ在學スル生徒ハ、之レヲ改組後ノ新規則ニヨル專門學校ニ移管吸收シテ、其ノ教育を繼續スル方針ナリ。即チ弊立命館ハ今回學園ノ戰時非常措置對策トシテ早急ノウチニ專門部ヲ改組シテ、獨立ノ綜合專門學校ヲ設置經營シ時局下本學傳統ノ禁衛隊精神ヲ益々昂揚スルト、モニ、戰時下學徒ノ教育鍊成ニ邁進シ以テ國家喫緊ノ要望ニ副ハンコトヲ期スル次第ナリ

二、理事會決議録〔省略〕

三、名稱及實施年月日

(一)名稱 立命館專門學校

(二)實施年月日 昭和十九年四月一日

四、改正學則〔省略〕

五、現行學則〔省略〕

六、生徒定員

法經學科及文學科

科別/學年別	第一學年	第二學年	第三學年	計
法律科一部	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇〇
經濟科一部	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇〇
法律科二部	五〇	五〇	五〇	一五〇
經濟科二部	五〇	五〇	五〇	一五〇
國語漢文科(夜)	五〇	五〇	五〇	一五〇
歷史地理科(夜)	五〇	五〇	五〇	一五〇
國體科(夜)	五〇	五〇	五〇	一五〇
計	四五〇	四五〇	四五〇	一、三五〇

理學科

科別/學年別	第一學年	第二學年	第三學年	計
數學部	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇〇
物理學科	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇〇
化學科	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇〇
地質礦物科	五〇	五〇	五〇	一五〇
第二部	五〇	五〇	五〇	一五〇
數學科	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇〇
物理學科	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇〇
化學科	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇〇
計	六〇〇	六〇〇	六〇〇	一、八〇〇

工學科

科別/學年別	第一學年	第二學年	第三學年	計
機械科	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇〇
電氣科	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇〇
化學工業科	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇〇
採掘冶金科	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇〇
土木科	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇〇
總計	一、五五〇	一、五五〇	一、五五〇	四、六五〇

七、經費及維持の方法〔省略〕

八、校舍割當計畫〔省略〕

九、教員組織表

(一)法經學科

區分/年度別	第一年度	第二年度	第三年度
教授	八	一〇	一二
助教授	二	五	八
講師	一	三	五

(二)文學科

區分/年度別	第一年度	第二年度	第三年度
教授	八	一〇	一二
助教授	二	五	八
講師	一	二	五

		(三) 理 學 科		
		區 分 / 年 度 別		
		第一年度	第二年度	第三年度
		教 授	助 授	講 師
十、「現有」機械器具及實驗實習設備(省略)	區 分 / 年 度 別	二五	四〇	四三
	教 授	二五	四〇	四三
	助 授	二五	四〇	四三
		(四) 工 學 科		
		區 分 / 年 度 別		
		第一年度	第二年度	第三年度
		手 師	二〇	二五
		助 授	二〇	二五
		講 師	二〇	二五
		手 師	二〇	二五

七五 「立命館大学」の門標を校門に掲出の件

昭和十九年十二月十七日理事會議事録〔抜粋〕

石原理事左ノ議案ヲ提出ス

「立命館大学」ノ門標ヲ校門ニ掲出ノ件

先般政府ノ戦時非常措置方策ニ基キ前中川總長ハ本學ノ組織ヲ變更シ立命館專門學校ヲ新設セラレ同時ニ立命館大学ノ門標ヲ校門ヨリ撤去セラレタルモ政府ノ方針ニ基キ大学ハ依然存置セラレアリテ其後本學内外ノ狀勢ニ鑑ミ前中川總長モ大学ノ門標ヲ再ビ校門ニ掲出スルノ意圖アリタルニツキ本理事會ニ於テ其ノ可否ヲ求ムト述フ

承認並決議事項

- 一、昭和十九年末特別手當支出ニ關スル件
 - 二、立命館大学ノ門標掲出ノ件
- 右出席理事全員異議ナク可決ス

七六 立命館専門学校學則

立命館専門学校學則

第一章 通 則

第一條 本校ハ専門學校令ニ依リ法經學科、文學科並ニ理學科、工學科ニ屬スル諸學科ノ理論並ニ實驗實習ヲ授ケ以テ皇國有用ノ人物ヲ養成スルヲ以テ目的トス

本校建學ノ本義ハ傳統ノ立命館禁衛隊精神ニ在リトス

第二條 本校ニ左ノ學科ヲ置ク

一、法經學科

法經學科ヲ分チテ一部(晝間授業)及二部(夜間授業)トシ更ニ之ヲ分チテ法律科及經濟科トス各科入學定員ヲ一部ハ各壹百名、二部ハ各五十名トス

二、文學科(夜間授業)

文學科ヲ分チテ古典科、歴史地理科、國體科トシ各科ノ入學定員ヲ各五十名トス

三、工學科(晝間授業)

工學科ヲ分チテ機械科、電氣科、化學工業科、採鑛冶金科及土木科トシ各科ノ入學定員ヲ各壹百名トス

四、理學科

理學科ヲ分チテ數學科、物理科、化學科、地質鑛物科トス
但地質鑛物科(晝間授業)ヲ除キ二部授業トシ一部ハ晝間授業
二部ハ夜間授業トス各科ノ入學定員ヲ一部二部共ニ數學科及地質鑛物科ハ各五十名トシ物理科及化學科ハ各壹百名トス

第三條 本校ノ修業年限ハ三箇年トス

第四條 學年ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第五條 學年ハ第一、第二ノ二學期ニ分チ其ノ期間分割ハ別ニ之レヲ定ム
休業日ハ大祭祝日及日曜日ノ外春季、夏季並ニ冬季ニ於テ其ノ學科

授業ノ進捗ノ結果ニ依リ毎季二十日以内ノ休業ヲナスコトアルベシ

第六條 教練、體練及修練ハ休業日若クハ所定ノ時間以外ニ於テ之レヲ行フコトアルベシ

第七條 訓育ノ方法ハ主トシテ軍事教練ニ依ル

第八條 生徒ノ保健増進ヲ圖ルタメニ醫務局ヲ設ク

第九條 毎年一回生徒ノ身体検査ヲ行フ外隨時保健上ノ處置ヲ講ズ

第十條 生徒ハ學園永遠ノ基礎ヲ鞏固ニセンガタメニ立命館根本基金積立規則ノ定ムル所ニ依リ積立金ヲ醸出スベキモノトス

第十一條 生徒ハ立命館謝恩義金規則ノ定ムル所ニ依リ謝恩義金ヲ醸出スベキモノトス

第十二條 生徒ノ服裝ハ本校ニ於テ定ムル所ノ制服制帽ニ依ルベキモノトス

第十三條 生徒ノ思想傾向本校建學ノ趣旨ニ反スルノ事實アリト認ムルモノハ其ノ學籍ヲ削除スルコトアルベシ

第十四條 各科ノ科目配當及每週ノ授業時數ハ左ノ標準ニ依ル

第十五條 法經學科課程表

一、法律科

第一學年		第二學年		第三學年	
學科目	每週時數	學科目	每週時數	學科目	每週時數
國史概說	二	日本思想史	二	日本思想史	二
國體學	二	國防論	二	日本外交史	二
帝國憲法	二	國際法	二	大東亞共榮圈論	二
國家總動員法	一	行政法總論	二	行政法各論	二
刑法總論	二	刑法各論	二	論理學	二
民法總則	二	民法債權	二	民法親族相續	二
民法總權	二	民法會社	二	商法手形	二
商法總行爲則	二	民事訴訟法	二	海商法	一

二、經濟科

備考 一、帝國憲法ハ皇室典範ヲ含ム

二、外國語ハ第一部ニ於テハ獨逸語、第二部ニ於テハ英語トス

第一學年		第二學年		第三學年	
學科目	每週時數	學科目	每週時數	學科目	每週時數
日本法制史	二	強制執行法	一	經濟統制法	二
經濟原論	二	經濟統制論	二	厚生學	二
刑事訴訟法	二	心理學	二	哲學概論	二
外國語	三	外國語	三	哲學概論	二
軍事教練	二	軍事教練	二	哲學概論	二
體練	二	體練	二	哲學概論	二
計	二八	計	二八	計	二八
國史概說	二	日本思想史	二	日本思想史	二
國體學	二	國體論	二	大東亞共榮圈論	二
帝國憲法	二	民法債權	二	商法商行為	二
民法物權論	二	民法親族相續	二	商法商行為	二
經濟原論	二	民法總論	二	商法商行為	二
日本經濟史	二	日本經濟思想史	二	大東亞共榮圈論	二
日本經濟地理	二	日本經濟思想史	二	大東亞共榮圈論	二
統計學	二	日本經濟思想史	二	大東亞共榮圈論	二
簿記學	二	日本經濟思想史	二	大東亞共榮圈論	二
商業數學	一	日本經濟思想史	二	大東亞共榮圈論	二
論理學	二	日本經濟思想史	二	大東亞共榮圈論	二
外國語	三	日本經濟思想史	二	大東亞共榮圈論	二
軍事教練	二	日本經濟思想史	二	大東亞共榮圈論	二
體練	二	日本經濟思想史	二	大東亞共榮圈論	二
計	二八	日本經濟思想史	二	大東亞共榮圈論	二

計	二八	體	計	二八	計	二八
		練				

備考 一、帝國憲法ハ皇室典範ヲ含ム
二、外國語ハ第一部ニ於テハ獨逸語、第二部ニ於テハ英語トス

文學科學科課程表
一、國語、漢文科

學科目	第一學年	學科目	第二學年	學科目	第三學年
	每週時數		每週時數		每週時數
國語講讀	七	國語講讀	六	國語講讀	六
國文法	二	國文法	二	國文學史	二
漢文講讀	七	國文學史	二	國文學史	二
漢文法及作詩文	二	漢文講讀	六	有職故實	二
論理學、心理學	二	支那文學史	二	漢文講讀	四
外國史	二	教育學及哲學概論	二	支那文學史	二
外國語	二	東洋史	二	憲法	二
外國語	二	外國語	二	教育史	二
計	二四	計	二四	計	二四

備考 外國語ハ英語又ハ支那語トス

二、歷史、地理科

學科目	第一學年	學科目	第二學年	學科目	第三學年
	每週時數		每週時數		每週時數
歷史	九	歷史	八	歷史	九
國史	三	國史	三	國史	三
東洋史	三	東洋史	三	東洋史	三
西洋史	三	西洋史	二	西洋史	三
地理	九	地理	八	地理	九
通論	三	通論	三	通論	三
實地實習	三	實地實習	二	實地實習	三
論理學、心理學	二	論理學、心理學	二	論理學、心理學	二
國語	二	國語	二	國語	二
外國語	二	外國語	二	外國語	二
計	二四	計	二四	計	二四

備考 一、外國語ハ英語又ハ支那語トス

二、地理通論ハ(地理學發達史)(自然地理)(聚落地理)(地政學)トス
三、地理特論ハ(日本地誌)(外國地誌)(人口論)トス

三、國體科

學科目	第一學年	學科目	第二學年	學科目	第三學年
	每週時數		每週時數		每週時數
皇教學(或詔勅學)	二	皇教學	二	國體倫理學	二
國體學概論	二	憲法	二	國體學特論	二
日本思想史	二	日本思想史	二	國體論史	二
論理學及心理學	二	東洋倫理學史	二	東洋倫理學史	二
計	二四	計	二四	計	二四

學科目	第一學年		第二學年		第三學年	
	每週時數	學科目	每週時數	學科目	每週時數	學科目
道義	一	道義	一	道義	一	道義
人文	二	人文	二	人文	二	人文
教育	二	教育	二	教育	二	教育
體煉	二	體煉	二	體煉	二	體煉
外國語	五	外國語	四	外國語	二	外國語
三角法解析幾何	五	三角法解析幾何	四	數論	二	數論
代數微分積分	七	代數微分積分	五	微分積分	二	微分幾何射影幾何
圖學	二	微分方程式	二	應用數學	三	應用數學
物理通論	四	應用數學	四	函數論	三	函數論
同實驗	二	函數論	二	航空數學	三	航空數學
化學通論實驗	三	測量論	二	物理理論物理	二	物理理論物理
增課	四	物理力學物性	二		二	

第一部 數學科

備考 外國語ハ英語又ハ支那語トス

學科目	第一學年		第二學年		第三學年	
	每週時數	學科目	每週時數	學科目	每週時數	學科目
倫理學概論	二	西洋倫理學史	二	西洋倫理學史	二	西洋倫理學史
古典講讀	二	哲學概論	二	西洋哲學史	二	西洋哲學史
國史	四	古典講讀	二	社會學	二	社會學
東洋史	二	國史	二	古典講讀	二	古典講讀
西洋史	二	東洋史	二	日本宗教史	二	日本宗教史
宗教學	二	西洋史	二	國史	二	國史
外國語	二	教育學	二	教育學	二	教育學
計	二四	外國語	二四	外國語	二四	外國語

學科目	第一學年		第二學年		第三學年	
	每週時數	學科目	每週時數	學科目	每週時數	學科目
道義	一	道義	一	道義	一	道義
人文	二	人文	二	人文	二	人文
教育	二	教育	二	教育	二	教育
體煉	二	體煉	二	體煉	二	體煉

第一部 物理科

- 一、「講義ヨリモ演習記憶ヨリモ創見」ヲ數學指導ノ方針トスル
- 二、三角法ハ球面三角法ヲ含ム
- 三、代數微分、積分ハ双曲線函數楕圓函數、線積分ニ及ブ
- 四、微分幾何射影幾何ハ非ユークリット幾何入門ニ及ブ
- 五、函數論ハ複素變數函數論ニシテフーリエ級數論ニ及ブ
- 六、應用數學ハ計算法、圖式計算、計算器、確率統計ベツせる函數等ヲ含ム
- 七、數論ハ主トシテ整數論
- 八、力學、物性ハ質點力學、剛體力學、彈性體力學、流體力學及物性ヲ含ム
- 九、增課ハ初等數學補充、綜合的演習、有限差分計算法及變分法、積分方程式大意、數學教授法、數學史並ニ數學特論ヲ含ム

備考 一、「講義ヨリモ演習記憶ヨリモ創見」ヲ數學指導ノ方針トスル

學科目	第一學年		第二學年		第三學年	
	每週時數	學科目	每週時數	學科目	每週時數	學科目
定時修練	四一	定時修練	四一	定時修練	四一	定時修練
合計	四六	合計	四六	合計	四六	合計

外國語	物理通論	化學通論	地學天文地質礦物	數學 三角法 解析幾何 代數 微積分	圖學	增計	定時修練	合計	四六
外國語	力學物性	熱	物理 波動音、光	化學 實驗	數學 三角法 解析幾何 代數 微積分	增計	定時修練	合計	四六
外國語	近代物理	航空物理	物理 應用物理	地學天文氣象天文	物象 應用物象 物象通論	增計	定時修練	合計	四六
二	四	二	二	二	二	三	四	四	二

備考
 一、實驗ト演習トヲ重ンジ、工夫ト創見トニ力ヲ注グ
 二、實驗ニハ時ニ應ジテ實驗法、計算法ヲ授ク
 三、力學、物性ハ質點力學、剛體力學、彈性體力學、流体力學及物性ヲ含ム
 四、近代物理ハ相對原理、粒子、放射線、分光學、原子物理學、量子力學等ヲ含ム
 五、應用物理ハ電氣工業、機械工業、通信工業等ヲ含ム
 六、應用物象ハ音響工業、化學工業ノ大意並ニ防災、國防及日常生活ヘノ應用ヲ含ム
 七、増課ハ科學及技術史、補充及特論並ニ物象教授法等ニ及ブ

第一學年	道義	人文	教育	教養	體操	外國語	化學 通論 實驗	物理 通論 實驗	地學天文地質礦物	數學 三角法 解析幾何 代數 微積分	增計	定時修練	合計	學科目	每週時數	
第二學年	道義	人文	教育	教養	體操	外國語	化學 物理化學 有機化學 無機及分析化學	物理 實驗	物象 應用物象	圖學	增計	定時修練	合計	學科目	每週時數	
第三學年	道義	人文	教育	教養	體操	外國語	化學 工業大意 航空資材	地學天文氣象天文	物象 應用物象 物象通論	生物通論	兵器	增計	定時修練	合計	學科目	每週時數
一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	四	四	一	一	

備考
 一、實驗ト演習トヲ重ンジ、工夫ト創見トニ力ヲ注グ
 二、有機化學ハ生化學、藥物學大意ニ及ブ
 三、物理化學ハ理論化學ト同義ニシテ化學計算法ヲ含ム
 四、應用物象ハ採鑛冶金、電氣工業、機械工業大意並ニ防災、國防及日常生活ヘノ應用ヲ含ム
 五、増課ハ科學及技術史、補充及特論並ニ物象教授法等ニ及ブ

第一部 地質礦物科

學科目	第一學年	第二學年	第三學年
道義	一	一	一
人文	二	二	二
教育	二	二	二
外國語	二	二	二
體操	二	二	二
地質測量	四	二	二
地質通論	四	二	二
地質實習	二	二	二
礦物通論	四	四	三
礦物實驗	二	二	一
岩石實驗	二	二	〇
物理通論	四	二	二
物理實驗	四	二	二
化學通論	三	二	二
化學實驗	三	二	二
數學(三角法)	四	六	二
數學(解析幾何)	二	六	二
圖學	二	二	二
生物通論	二	二	二
合計	四一	四一	四一
定時	五	五	五
修練	四六	四六	四六

備考 一、地質測量、實習ハ地質地圖作製法及地形測量ヲ含ム
 二、燃料地質ハ石油、石炭、油頁岩、天然ガす等ノ賦存狀態ニ關係ス
 三、探鑛ハ地質探鑛法、こあーぼーりんぐ及物理探鑛法ニ及ブ
 四、土木地質ハとんねる、堤其他土木ニ必要ナル地質學
 五、測量、實習ハ一般地形測量及鑛山測量ヲ含ム
 六、實地調査ハ地質及鑛物ニ關スル實地巡檢
 七、應用物象ハ國防、産業及日常生活ヘノ應用ニ及ブ

第二部 數學科

學科目	第一學年	第二學年	第三學年
道義	一	一	一
人文教育	二	二	二
教育	一	一	一
外國語	二	二	一
數學(三角法)	五	四	三
數學(解析幾何)	七	五	二
數學(代數)	四	三	二
數學(微積分)	三	二	二
物理通論	四	三	二
物理實驗	三	二	二
圖學	二	二	二
增課	三	二	三
合計	三二	三〇	三二
畫間	二	二	二
教練	三二	三〇	三二
道義	一	一	一
人文教育	二	二	二
教育	一	一	一
外國語	二	二	一
數學(三角法)	四	三	二
數學(解析幾何)	五	四	三
數學(代數)	三	二	二
數學(微積分)	二	二	二
物理通論	三	二	二
物理實驗	二	二	二
圖學	二	二	二
增課	三	二	三
合計	三二	三〇	三二
畫間	二	二	二
教練	三二	三〇	三二

備考 第一部數學科ト略同ジ

第二部 物理科

備考 第一部理科ト略同ジ	合	畫	計	增	數學	地學	化學	物理	外國	教	人	道	學	第一學年
	計	間	計	課	微代解三角 分數析幾何 積分	天文地質 地質礦物	實通實通	實通實通	國語	練	文教育	義	科目	年
	三	二	三〇	一	六	四	二	二	三	二	四	二	一	一
	合	畫	計	增	數學	物理	外國	教	人	道	學	第二學年		
	計	間	計	課	函微代解三角 數論積分何	實電氣磁氣 實驗	波動音光 熱	力學物性	國語	練	文教育	義	科目	年
	三	二	三〇	三	二	三	二	二	二	一	二	一	一	
	合	畫	計	增	生物	物象	地學	物理	外國	教	人	道	學	第三學年
	計	間	計	課	物象通論	應用物象	天文氣象天文	實航空物理 近代物理	國語	練	文教育	義	科目	年
	三	二	三〇	三	二	一	三	二	八	二	四	一	一	一

第二部 化學科

備考 第一部化學科ト略同ジ	合	畫	計	增	數學	地學	物理	化學	外國	教	人	道	學	第一學年
	計	間	計	課	微代解三角 分數析幾何 積分	天文地質 地質礦物	實通實通	實通實通	國語	練	文教育	義	科目	年
	三	二	三〇	一	六	四	二	四	四	三	二	一	二	一
	合	畫	計	增	物象	物理	化學	外國	教	人	道	學	第二學年	
	計	間	計	課	應用物象	實驗	實物理化學 有機化學 分析化學 無機及	國語	練	文教育	義	科目	年	
	三	二	三〇	二	二	四	四	四	四	二	一	二	一	
	合	畫	計	增	生物	物象	地學	化學	外國	教	人	道	學	第三學年
	計	間	計	課	物象通論	應用物象	天文氣象天文	實航空資材 工業大意 金相學	國語	練	文教育	義	科目	年
	三	二	三〇	一	二	二	四	二	八	二	二	一	一	一

工學科學科課程表

一、機械科

學科目	第一學年		學科目	第二學年		學科目	第三學年	
	第一學期	第二學期		第一學期	第二學期		第一學期	第二學期
道義	一	一	道義	一	一	道義	一	一
人文	二	二	人文	二	二	人文	二	二
外國語	三	三	外國語	三	三	外國語	二	二
教練	二	二	教練	二	二	教練	二	二
體煉	二	二	體煉	二	二	體煉	二	二
數學	六	六	數學	二	二	數學	二	二
物理	六	六	物理	二	二	物理	二	二
化學	二	二	化學	二	二	化學	二	二
工業材料	二	二	工業材料	二	二	工業材料	二	二
機械設計	二	二	機械設計	二	二	機械設計	二	二
機械工作	二	二	機械工作	二	二	工業經營	三	三
設計製圖	五	五	精密測定	二	二	設計製圖	五	五
實驗實習	六	六	熱機	四	四	實驗實習	八	八
修練	五	五	流體機械	二	二	修練	九	九
計	四六	四六	計	四八	四八	計	四六	四六

二、電氣科

學科目	第一學年		學科目	第二學年		學科目	第三學年	
	第一學期	第二學期		第一學期	第二學期		第一學期	第二學期
道義	一	一	道義	一	一	道義	一	一
人文	二	二	人文	二	二	人文	二	二
外國語	三	三	外國語	三	三	外國語	二	二
教練	二	二	教練	二	二	教練	二	二
體煉	二	二	體煉	二	二	體煉	二	二
數學	六	六	數學	二	二	數學	二	二
物理	六	六	物理	二	二	物理	二	二
化學	二	二	化學	二	二	化學	二	二
機械製作	二	二	機械製作	二	二	機械製作	二	二
電氣磁氣	六	六	電氣磁氣	二	二	電氣磁氣	二	二
原動機	二	二	原動機	二	二	原動機	二	二
電氣計測	二	二	電氣計測	二	二	電氣計測	二	二
電氣機器	二	二	電氣機器	二	二	電氣機器	二	二
設計製圖	五	五	設計製圖	五	五	設計製圖	五	五
實驗實習	五	五	實驗實習	五	五	實驗實習	五	五
修練	五	五	修練	五	五	修練	五	五
計	四六	四八	計	四六	四六	計	四六	四六

三、化學工業科

學科目	第一學年		第二學年		第三學年	
	學期第一	學期第二	學期第一	學期第二	學期第一	學期第二
道義	一	一	一	一	一	一
人文	二	二	二	二	二	二
外國語	三	三	三	三	二	二
教 練	二	二	二	二	二	二
體 練	二	二	二	二	六	六
數 學	四	四	二	二	二	二
物 理	四	四	二	二	四	四
無機化學	二	二	四	四	二	二
有機化學	三	三	四	四	一	一
分析化學	二	二	四	四	一	一
理論化學	二	二	二	二	二	二
機械工學	三	三	四	四	二	二
製 圖	四	四	一〇	一〇	四	四
實 驗	八	八	四	四	一三	一三
修 練	四	四	四	四	四	四
計	四六	四六	四六	四六	四六	四六

四、採鑛冶金科

學科目	第一學年		第二學年		第三學年	
	學期第一	學期第二	學期第一	學期第二	學期第一	學期第二
道義	一	一	一	一	一	一
人文	二	二	二	二	二	二
外國語	三	三	三	三	二	二
教 練	二	二	二	二	二	二
體 練	二	二	二	二	二	二
數 學	四	四	二	二	二	二
物 理	四	四	二	二	二	二
無機化學	二	二	二	二	二	二
分析化學	二	二	二	二	二	二
理論化學	二	二	二	二	二	二
地質礦物	二	二	二	二	二	二
探 礦	二	二	二	二	二	二
冶金精練	二	二	二	二	二	二
冶金加工	二	二	二	二	二	二
金屬材料	二	二	二	二	二	二
選 礦	二	二	二	二	二	二
採 冶	二	二	二	二	二	二
採治機械	二	二	二	二	二	二
電氣工學	二	二	二	二	二	二
製 圖	四	四	四	四	四	四
實 驗	三	三	三	三	三	三
修 練	四	四	四	四	四	四
計	四五	四五	四五	四五	四五	四五

備考 ×印ハ採鑛專修、△印ハ冶金專修ノ生徒ニ課ス

五、土 木 課

學 科 目	第一學年		學 科 目	第二學年		學 科 目	第三學年	
	第一學期	第二學期		第一學期	第二學期		第一學期	第二學期
道 義	一	一	道 義	一	一	道 義	一	一
人 文	二	二	人 文	二	二	外 國 語	二	二
外 國 語	三	三	外 國 語	三	三	教 育 學	二	二
教 育 學	二	二	教 育 學	二	二	地 質 學	二	二
體 育 學	二	二	體 育 學	二	二	交 通 工 程	二	二
數 理 學	四	四	數 理 學	二	二	交 通 工 程	二	二
物 理 學	三	三	交 通 工 程	四	四	水 道 工 程	六	六
測 量 學	四	四	水 道 工 程	七	七	構 造 工 程	五	五
構 築 材 料	二	二	構 造 工 程	一〇	一〇	工 業 經 營	三	三
施 工 法	三	三	設 計 製 圖	一〇	一〇	工 業 經 營	三	三
施 工 法	三	三	設 計 製 圖	六	六	實 驗 實 習	六	六
施 工 法	三	三	防 災 工 法	二	二	飛 行 場	二	二
設 計 製 圖	四	四	防 災 工 法	二	二	防 災 工 法	二	二
設 計 製 圖	四	四	修 練	五	五	防 災 工 法	二	二
實 驗 實 習	五	五	計	四六	四六	卒 業 計 畫	六	六
實 驗 實 習	五	五	計	四六	四六	卒 業 計 畫	六	六
修 練	四六	四六	計	四六	四六	修 練	五	五
計	四六	四六	計	四六	四六	修 練	五	五

第十四條 授業ハ法經學科、理學科ハ晝間夜間ノ二部教授トシ、工學科ハ晝間、文學科ハ夜間教授トス

第三章 入學、退學、休學及ビ學費

第十五條 生徒ヲ分子テ本科生及別科生トス

第十六條 本科生タリ得ル者ハ左ノ資格ヲ有スル者ニ限ル

一、中等學校卒業者

二、專門學校入學者檢定規程ニ依ル試驗ニ合格シタル者

三、一般專門學校入學ニ關シ中等學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有

第十七條 スルモノトシテ文部大臣ノ指定シタル學校ノ卒業者
各學科入學志望者ニツイテハ前條ノ資格ヲ有スル者ニツキ更ニ學力考查並ニ人物考查、身體検査ヲ行ヒタル上入學ヲ許可ス

入學考查料ハ金拾圓トス

但シ前項ノ入學考查料ハ立命館ノ經營ニ係ル中等學校卒業者ニアリテハ金五圓トス

第十八條 第十六條ノ入學資格ヲ有セザル者ハ本校ニ於テ中等學校卒業程度ニ依リ行フ試驗ニ合格シタル者ニ限り別科生トシテ入學ヲ許可スルコトアルベシ

入學考查料ハ金拾圓トス

第十九條 本科生徒ヲ入學セシムベキ時期ハ每學年始メヨリ三十日以内トス

但シ專門學校中本校ノ學科課程ト相同ジキモノヨリ試驗ノ上轉學スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ考查料ハ金拾圓トス

第二十條 入學者志願者ハ左記各項ノ書類ヲ取纏メ考查料ヲ添ヘ提出スベシ

一、本校所定ノ書式ニヨル入學願書、學業履歷書及戸籍證明書

二、卒業(又ハ卒業見込)證明書又ハ檢定合格證明書及出身學校ノ身體検査票

三、寫眞、本校所定ノ用紙ニ貼付シタル當年一月以降撮影ノ脱帽半身ノ手札型ノモノニ葉

半身ノ手札型ノモノニ葉

第二十一條 入學ノ許可ヲ得タル時ハ二週間以内ニ保證人連署ヲ以テ在學證書ヲ差出スベシ

保證人ハ父兄又ハ特別關係ノモノニシテ生徒ニ係ル一切ノ責任ズルモノタルベシ

入學者ハ入學金拾圓ヲ納付スベシ

但前項ノ入學金ハ立命館ノ經營ニ係ル中等學校卒業者ニアリテハ金五圓トス

第二十二條 病氣其他已ムヲ得ザル事由ノタメ修學ヲ繼續シ能ハザル時ハ保證人連署ヲ以テ一年以内ノ休學ヲ願出ヅルコトヲ得

第二十三條 病氣其他已ムヲ得ザル事由ノタメ修學ヲ繼續シ能ハザル時ハ保證人連署ヲ以テ一年以内ノ休學ヲ願出ヅルコトヲ得

金五圓トス

但前項ノ入學金ハ立命館ノ經營ニ係ル中等學校卒業者ニアリテハ金五圓トス

第二十四條 休學シタル者復學セント欲スル時ハ保證人連署ヲ以テ願出デ其ノ

許可ヲ受クルモノトス

第二十五條 病氣其他已ムヲ得ザル事由ニヨリ退學セントスル時ハ保證人連署

ヲ以テ願出デ其ノ許可ヲ受クルモノトス

第二十六條 授業料ハ法經學科、文學科ハ一學年金壹百七拾圓、理學科、工學

科ハ一學年金貳百七拾圓トシ每學期ノ初ニ於テ其ノ學期分ヲ納付セシム

在學證明書等手數料ノ納付ヲ要スルモノハ別ニ之レヲ定ム

理學科及工學科ニ於ケル實驗實習費ハ一學年金壹百貳拾圓トス但

理學科ノウチ數學科ハ一學年金六拾圓トシ授業料ト同時ニ納付セシム

第二十七條 既納ノ授業料其他ハ如何ナル事由アルモ返還セズ

第二十八條 授業料等ヲ納付シタル時ハ所定ノ生徒證ヲ交付ス

生徒證ヲ所持セザルモノハ教室内ニ入ルコトヲ得ズ

第二十九條 授業料等ノ納付ヲ怠ル時ハ其ノ事由ノ如何ニ拘ラズ學籍ヲ削除ス

ルコトアルベシ

第四章 試驗

第三十條 試驗ハ每學年ノ終リニ其ノ學年間ニ於テ修得セシ全科目ニツキ之レヲ行フ

但シ科目ニヨリ第一學期及第二學期ニ分割シテ之レヲ行フコトヲ得

第三十一條 試驗成績ハ一科目百點ヲ以テ滿點トシ一科目五十點以上全科目ノ

總平均點六十點以上ヲ得タル者ヲ以テ合格トス

第三十二條 正當ノ事由ニヨリ試驗ニ缺席シタル者追試驗ヲ願出ヅル時ハ證議

ノ上之レヲ許可スルコトアルベシ

追試驗料ハ金貳拾圓トス

第三十三條 學年ノ大半ヲ休學シタル者ハ其ノ學年ノ試驗ヲ受クルコトヲ得ズ

兵役ニ服スルタメニ休學シタル者ハ前項ノ限りニアラズ

第三十四條 授業料等ノ納付ヲ怠リ居ル者ハ之レヲ完納スルニアラザレバ試験

ヲ受クルコトヲ得ズ

第三十五條 第三學年ノ試験ニ及第シタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス

第五章 賞 罰

第三十六條 學術優等品行方正ニシテ他ノ模範ト認ムベキ者ニハ特別ノ待遇ヲ

與フルコトアルベシ

第三十七條 生徒ニシテ本校ノ規則、命令又ハ訓育ノ趣旨ニ違背スルモノアル

時ハ之レヲ懲戒ス

懲戒種類ハ譴責、停學、退學トス

第三十八條 停學三ヶ月以上ニ亘ルトキハ其ノ期間ヲ修學期間ニ算入セズ

生徒ニシテ左ノ各項ノ一ニ該當スルモノニハ退學ヲ命ズルコトアルベシ

一、品行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者

二、學力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者

三、正當ノ事由ナクシテ引續キ一ヶ月以上缺席シタル者

附 則

第三十九條 本則ハ昭和十九年四月一日ヨリ之レヲ施行ス

現在立命館大學専門學部各學科ニ在學スル生徒ハ本則ニ依ル當該

學年ノ在學生ト看做ス

第四十條 前條第二項ノ生徒ニ對スル授業料ハ本則ヲ適用セズ

七七 専門学校文学科卒業生の取扱いについて

(文学部昭和二十三年三月卒業者学籍簿添付文書)

- 一、第十九回卒業生ハ昭和二十年四月入學當初ハ國語漢文科デアツタガ昭和二十一年四月ヨリ古典科ト改メ昭和二十二年國語科ト再ビ改メタルニヨリ教員檢定出願モ國民科國語トシテ手續キヲトル
- 二、昭和二十年ハ終戦前後ノ關係上多數收容シタ結果晝間、夜間ノ二部ニ分チ編成シタガ本卒業生ハ何レモ二部生デアル
- 三、昭和二十一年三月限、國体科ヲ廢シタル爲各科ニ分ケテ轉入セシメタ

七八 大學學則並びに専門學校學則改正の件認可申請書

(戦後初の改正)

大學學則並専門學校學則改正ノ件認可申請書〔抜粋〕
昭和二十年十二月二十日
京都市上京區廣小路寺町東入中御靈町四一〇

財團法人立命館理事 中川 幹太 印

文部大臣 前田 多門 殿

今般弊財團法人立命館ニ於テ經營セル立命館大學學則並立命館専門學校學則改正致度候ニ付御認可相成度別紙關係書類相添ヘ此段及申請候也
追記

本改正學則ハ終戦ニ伴ヒ臨機ノ措置ヲ講スヘキ必要上取敢ヘス昭和二十年九月十五日以降之ヲ實施致シ居リ候

目次

- 一、立命館大學學則並立命館専門學校學則改正理由書
- 二、理事會決議録
- 三、改正學則 (大學學則一部、専門學校學則一部)
- 四、旧學則 (大學學則一部、専門學校學則一部)
- 五、學生生徒定員
- 六、改正學則ト旧學則トノ對照

一、立命館大學學則並立命館専門學校學則改正理由書

大東亞戰爭ノ終結ニ伴ヒ諸般ノ情勢ガ變化セルニ應シテ本學園ニ於テモ從來ノ教育方針ヲ改メ授業内容ヲ變フルノ必要生シタルヲ以テ差シ當リノ臨時措置トシテ大學學則及専門學校學則ニ於テ東亞共榮圈思想ニ基ク如キ學科及科目ヲ整理シ軍國主義的教育方法ニ依ル如キ學生修練ヲ

止揚シ其ノ他適宜ノ改正ヲ爲シ世界平和ニ貢獻シ得ヘキ中堅人物養成ニ不可缺ナル學科ヲ新設ス、ナホ外國語ノ授業時數ヲ増加シタリ
(一、二、三、四、および六省略)

五、學生生徒定員

學科目ハ改正シタルモ定員ニ於テハ増減ナシ

(一) ヲ附シアル科目ハ改正前ノ科目ヲ示ス

(イ) 立命館大學法文學部

科別	學年別			計
	第一學年	第二學年	第三學年	
法政學科 (東亞法政學科)	五〇	五〇	五〇	一五〇
經濟學科 (東亞經濟學科)	五〇	五〇	五〇	一五〇
法政學科 (東亞法政學科)	四〇	四〇	四〇	一二〇
經濟學科 (東亞經濟學科)	四〇	四〇	四〇	一二〇
哲學科夜 (國體學科夜)	二〇	二〇	二〇	六〇
史學科夜	二〇	二〇	二〇	六〇
國文學科夜	二〇	二〇	二〇	六〇
地理學科夜	二〇	二〇	二〇	六〇
計	二二六〇	二二六〇	二二六〇	七八〇

(ロ) 大學豫科

部科別	學年別			計
	第一學年	第二學年		
豫科	一六〇	一六〇	三二〇	三二〇
計	一六〇	一六〇	三二〇	六四〇

(ハ) 立命館専門學校

1、法經學科

部科別	學年別			計
法政科(一)	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇〇
法政科(二)	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇〇
經濟科(一)	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇〇
經濟科(二)	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇〇
計	三〇〇	三〇〇	三〇〇	九〇〇

2、文學科

部科別	學年別			計
古典科(夜)	五〇	五〇	五〇	一五〇
歴史科(夜)	五〇	五〇	五〇	一五〇
地理科(夜)	五〇	五〇	五〇	一五〇
計	一五〇	一五〇	一五〇	四五〇

註 旧學則ニ依レハ國語漢文科、歴史地理科、國體科ノ三科ニ別ツモ本年入學者ヨリ文部省通牒ニ依リ國語漢文科ハ古典科、歴史地理科ハ歴史、地理科トナシタリ尚國體科ハ之ヲ廢止シ生徒ヲシテ希望ニ依

リ右三科ノ何レカニ轉科セシム

3、理學科

部科別	學年別			計
數學科(一)	五〇	五〇	五〇	一五〇
物理學科(一)	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇〇
計	一五〇	一五〇	一五〇	四五〇

4、工學科

部科別	學年別			計
化學科(一)	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇〇
物理學科(一)	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇〇
數學科(一)	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇〇
地質礦物科(一)	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇〇
計	五五〇	五五〇	五五〇	一五五〇

部科別	學年別			計
機械科	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇〇
電氣科	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇〇
化學工業科	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇〇
採掘冶金科	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇〇
土木科	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇〇
計	五〇〇	五〇〇	五〇〇	一五〇〇

七九 立命館大學學則 (三学科の東亜の冠称廃止、国体学科改組に伴う改正)

立命館大學學則

第一章 通 則

第一條 本大學ハ大學令ノ規定ニ依リ法政、經濟並ニ文學ニ關スル學術ノ理論及應用ヲ教授並ニ其ノ蘊奧ヲ攻究シ教養アル有爲ノ人材ヲ養成スルヲ以テ目的トス

第二條 本大學ニ法文學部ヲ置ク

第三條 本大學ニ法政學科、經濟學科並ニ文學科ノ三學科ニ分ツ

第四條 本大學ニ大學豫科ヲ置ク

第五條 外國人ニシテ本大學ニ入學セントスル者アルトキハ考查ノ上之ヲ許可スルコトアルベシ

第六條 學生ノ身体検査並ニ保健衛生ニ關スル措置ハ立命館醫務部之ヲ行フ

第七條 本大學學部所定ノ卒業試験ニ合格シタルモノニハ左記ノ例ニ依リ學士ノ稱號ヲ與フ

一、法政學科ヲ修メタル者ハ法學士

二、經濟學科ヲ修メタル者ハ經濟學士

三、文學科ニ屬スル各科ヲ修メタル者ハ文學士

第八條 本大學學部ノ學科中一科目若クハ數科目ニツキ修學ヲ希望スル者ハ學力詮衡ノ上選科生トシテ入學ヲ許可スルコトアルベシ

第九條 本大學ニ教授會ヲ置ク

第十條 本大學ニ於テハ學位令ノ規定ニ依リ學位ヲ授與ス

學位ハ法學博士、經濟學博士及文學博士トス

學位ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第十一條 學生ハ本學園永遠ノ基礎ヲ鞏固ニセンガタメ立命館根本基金積立規則ノ定ムル所ニ依リ積立金ヲ醸出スベキモノトス

第十二條 學生ハ立命館謝恩義金規則ノ定ムル所ニ依リ謝恩義金ヲ醸出スベキモノトス

第十三條 學生ノ制服制帽ハ別ニ之ヲ定ム

第十四條 本大學學部ノ修學期間ハ三箇年トス

第十五條 本大學學部ニ入學スルコトヲ得ル者ハ本大學豫科ヲ修了シタル者トス但シ缺員アル場合ハ高等學校高等科ヲ了リタル者、立命館專門學校又ハ本大學專門部卒業者ニシテ大正七年文部省令第三號第二條第四號ニ依リ指定セラレタル者、本大學ト同等程度ノ他ノ大學豫科卒業者及大正七年文部省令第三號第二條第四號ニ依リ指定セラレタル者ハ入學スルコトヲ得

第十六條 入學志願者ハ所定ノ書式ニヨル入學志願票ニ學業履歷書及當該學校卒業證明書又ハ檢定證書ヲ添ヘテ差出スベシ

受驗料ハ金貳拾圓トス

第十七條 本大學學部ノ入學期ハ每學年ノ初トス

第十八條 學年ハ、四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第十九條 休業日ハ祝日、大祭日及日曜日トス

第二十條 春季、夏季並ニ冬季ニ於テ毎季一定期間ノ休業ヲナスコトアルベシ

第二十一條 學年試驗ハ每學年ノ終ニ於テ其ノ學年ニ配當セラレタル學科目ニツキ之ヲ行フ

第二十二條 卒業試験ニ合格シタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス 卒業試験合格ノ認定ハ教授會ノ決議ニ依リ

第二十三條 疾病其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ依リ學年試驗ヲ受驗シ得ザル者ニ對シテハ豫メ届出ヲナシタル者ニ限り追試験ヲ行フコトアルベシ

追試験料ハ金貳拾圓トス

第二十四條 病氣其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ依リ三箇月以上修學ヲ繼續シ能ハザルトキハ保證人連署ヲ以テ一箇年以内ノ休業ヲ願出ゾルコトヲ得

第二十五條 學年ノ大半ヲ休業シタル者ハ其ノ學年ノ試験ヲ受クルコトヲ得ズ

休學シタル者復學セント欲スルトキハ保證人連署ヲ以テ願出デ其ノ許可ヲ受クルモノトス

第二十六條 病氣其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ依リ退學セントスルトキハ保證人

連署ヲ以テ願出テ其ノ許可ヲ受クルモノトス

第二十七條 前條ニ依リ退學シタル者保證人連署ヲ以テ願出ヅルトキハ教授會

ノ議ヲ經テ原學年以下ニ入學ヲ許可スルコトアルベシ

第二十八條 本大學學部ニ入學スル者ハ入學金參拾圓ヲ納付スベシ

第二十九條 學部ノ授業料ハ一箇年金五百圓、豫科ハ金四百圓トシ毎學期ノ初

メ分納スルモノトス

根本基金金拾八圓、謝恩義金金貳拾四圓、學生費第一部ハ金四拾

圓、第二部ハ金貳拾圓ヲ授業料ト共ニ納付スベシ

在學證明書等ノ手数料ヲ要スルモノハ別ニ之ヲ定ム

第三十條 授業料等ヲ納付シタルトキハ所定ノ學生證ヲ交付ス

學生證ヲ所持セザル者ハ教室内ニ入ルコトヲ得ズ

第三十一條 既納授業料、根本基金並ニ謝恩義金等ハ退學其ノ他事由ノ如何ニ

拘ラズ之ヲ返還セズ

第三十二條 授業料等ノ滯納者ハ之ヲ完納スルニアラザレバ學年試驗其ノ他ノ

試驗ヲ受クルコトヲ得ズ

第三十三條 授業料等ノ納付ヲ怠ル者ハ其ノ事由ノ如何ニ拘ラズ學籍ヲ削除ス

ルコトアルベシ

第三十四條 前條ニ依リ學籍ヲ除カレタル者保證人連署ヲ以テ復籍ヲ願出ヅル

トキハ教授會ノ議ヲ經テ之ヲ許可スルコトアルベシ

第三十五條 學生ニシテ本學規則ニ違背シ又ハ學生タルノ本分ニ悖ル行爲アリ

タルトキハ之ヲ懲戒ス

懲戒ヲ分子テ譴責、停學、退學及放學トス

第三十六條 學生ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ其ノ學籍ヲ削除ス

一、學力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者

二、病氣其ノ他正當ノ事由ナクシテ引續キ一箇月以上缺席日數延

六十日ニ及ビタル者

第三十七條 第二章 法政學科並ニ經濟學科規程

法政學科並ニ經濟學科ハ夫々之ヲ分子テ第一部(晝間) 第二部(夜

第三十八條 法政學科並ニ經濟學科ノ學科目其ノ配當及毎週授業時數ハ左ノ標

第一 法政學科

第一學年	第二學年	第三學年
帝國憲法	行政法(第一部)	政治學史
政治學	國際法(第二部)	國際私法
政治史	刑法(各論)	行政學
外交史	民法(物權)	行政法(第二部)
國際法(第一部)	民法(會社)	民法親族相續
刑法(總論)	商事訴訟法	商法(手形)
民法(總則債權)	民事訴訟法(第一部)	民事訴訟法(第二部)
商法總則商行為	西洋法制史	法理學
日本法制史	英法	社會政策
經濟原論(第一部)	經濟原論(第二部)	外國書讀
經濟史	財政學	海外商法
外國書讀	經濟政策	演習
	外國書讀	
計	計	計
二八	三〇	二六
時間數	時間數	時間數

備考 一、特別講義、課外演習ハ隨意科目トス
 二、別ニ社會學(二)倫理學(東洋)(西洋) (四)ヲ隨意科目トシテ開講スルコトアルベシ

第二 經濟學科

特別講義 課外演習	第一學年	帝國憲法 經濟原論(第一部) 經濟史 貨幣論 經濟地理 統計學 簿記論 民法總則債權 商法總則商行爲 商業數學 外國書講讀	二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	每週 時間數
	第二學年	經濟原論(第二部) 財政學 日本經濟史 日本經濟思想史 金融論 農業政策 工業政策 配給論 簿記論 行政法(第一部) 民法(物權) 商法(會社)	二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	每週 時間數
同上	第三學年	國際經濟論 經營經濟學 經濟學史 社會計學 社會政策 交通論 行政法(第二部) 民法(親族相續) 商法手形 外國書講讀	二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	每週 時間數
	同上	計	二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	每週 時間數

備考 一、特別講義、課外演習ハ隨意科目トス

二、別ニ社會學(一)倫理學(東洋)(四)刑法又ハ國際法(三)ヲ隨意科目トシテ開講スルコトアルベシ

第三章 文學科規程

第三十九條 文學科ノ授業ハ當分ノ内夜間トス

第四十條 文學科ニ哲學科、史學科、國文學科並ニ地理科ヲ置ク

第四十一條 各科ノ學科目其ノ配當及每週授業時數ハ左ノ標準ニ依ル

第一 哲學科

特別講義 課外演習	第一學年	哲學普通講義 倫理學普通講義 支那哲學普通講義 西洋哲學史普通講義 心理學普通講義 教育學普通講義 宗教學普通講義 社會學普通講義 帝國憲法 倫理學特別講義 外國語	二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	每週 授時數
	第二學年	哲學特殊講義 倫理學特殊講義 支那哲學特殊講義 西洋哲學史普通講義 心理學特殊講義 教育史(及教育行政) 哲學特別講義 倫理學演習 外國語	二 二 二 二 二 二 二 二 二	每週 授時數
同上	第三學年	哲學演習 倫理學演習 支那哲學演習 哲學特別講義 哲學演習 卒業論文	二 二 二 二 二 二	每週 授時數
	計	計	二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	每週 授時數

備考 一、特別講義並ニ演習ハ必須科目トス

二、外國語ハ英語、獨語、佛語又は支那語トス

三、卒業論文ノ題目ハ專修シタル學科ノ範圍内ニ於テ豫メ之ヲ定メ擔當教授ノ承認ヲ受クベキモノトス

第二 史學科

特別講義 課外演習	第一學年	倫理學概論 國史普通講義 東洋史普通講義 西洋史普通講義 國史特殊講義 東洋史特殊講義 史學概論	二 二 二 二 二 二 二	每週 授時數
	第二學年	帝國憲法 國史普通講義 東洋史普通講義 西洋史普通講義 國史特殊講義 東洋史特殊講義 人文地理特殊講義	二 二 二 二 二 二 二	每週 授時數
同上	第三學年	國史特殊講義 東洋史特殊講義 西洋史普通講義 人文地理特殊講義 地理實習 教育史 社會學	二 二 二 二 二 二 二	每週 授時數
	計	計	二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	每週 授時數

史 料 講 讀	二	自然地理特殊講義	二	史學研究法並ニ指導	二
人文地理普通講義	二	經濟地理	二	史學演習	二
自然地理普通講義	二	日本古文書學	二	卒業論文	四
考古學	二	教育學	二		
史學特別講義	二	史學特別講義	二		
外國語	二	史學演習	二		
計	二六	外國語	二八	計	二〇

備考 哲學科二同ジ

第三 國文學科

倫理學概論	二	帝國憲法	二	國文學特殊講義	二
國文學普通講義	二	國文學特殊講義	四	國文學特殊講義	二
國語學普通講義	二	國語學特殊講義	二	國語學特殊講義	二
國文講讀	四	(日本文法)	四	國文講讀	二
漢文講讀	四	國文講讀	二	漢文講讀	二
文學概論	二	漢文講讀	二	日本文書學	二
支那文學普通講義	二	東洋史普通講義	二	社會學	二
支那哲學普通講義	二	教育學	二	國文學研究法指導	二
支那哲學普通講義	二	言語學	二	國文學演習	二
國史普通講義	二	教育學	二	國語學演習	二
國文學特別講義	二	支那文學特殊講義	二	卒業論文	二
外國語	二	支那哲學特殊講義	二		
計	二六	國文學特別講義	三〇	計	二〇

備考 哲學科二同ジ

第四 地理學科

倫理學概論	二	帝國憲法	二	人文地理特殊講義	四
人文地理普通講義	二	人文地理特殊講義	二	國史特殊講義	二
自然地理普通講義	二	自然地理特殊講義	二	東洋史特殊講義	二
國史普通講義	二	地理實習	二	西洋史普通講義	二
國史特殊講義	二	經濟地理	二	東洋史普通講義	二
東洋史普通講義	二	國史普通講義	二	社會學	二
東洋史特殊講義	二	東洋史普通講義	二	地理學研究法並指導	二
西洋史普通講義	二	西洋史普通講義	二	地理學演習	四
史學概論	二	教育學	二	卒業論文	
考古學	二	統計學	二		
地理學特別講義	二	人類學	二		
外國語	二	地理學特別講義	二		
計	二六	地理學演習	三〇	計	二〇

備考 哲學科二同ジ但シ特別講義ハ演習ニ代フルコトヲ得

第四章 研究科規程

第四十二條 研究科ハ法律學、經濟學並ニ文學ノ濫奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トス

第四十三條 研究科ニ入學スルコトヲ得ルモノハ本學所設學科ヲ卒業シタル者トス、他ノ大學卒業者若クハ之ト同等以上ノ學力アル者ニシテ研究科ニ入學セント願フ者アルトキハ其ノ閥歴、學力等ヲ考查シテ之ヲ許可スルコトアルベシ

考査料ハ金貳拾圓トス

第四十四條 研究科ニ入學ヲ許サレタル者ハ研究事項ニツキ學長ノ承認ヲ受クベシ 學長ハ其ノ研究事項ニ依リ教授ノ指導擔當者ヲ命スルモノトス

トス

第四十五條 研究科學生ハ學長ノ許可ヲ得テ他ノ學科ノ講義、演習ニ出席スルコトヲ得

第四十六條 研究科學生ハ其ノ研究事項ニツキ論文ヲ提出スルモノトス

第四十七條 第二十八條及第二十九條ノ規定ハ之ヲ研究科學生ニ準用ス

第四十八條 研究科學生ハ教授會ノ議ヲ經テ特ニ其ノ授業料ヲ免除シ又ハ一定期間研究費ヲ給與スルコトアルベシ其ノ期間ハ二箇年以内トシ研究費ハ月額金壹百圓以下トス

第五章 選科生規程

第四十九條 學部ノ學科目一科目若クハ數科目ヲ特ニ修學セントスル者ハ考查ノ上選科生トシテ入學ヲ許可スルコトアルベシ

考查料ハ金貳拾圓トス

第五十條 第二十八條及第二十九條ノ規定ハ修學科目ノ多少ニ拘ラズ選科生ニ之ヲ準用ス

第五十一條 選科生ハ其ノ修了シタル學科目ノ試験ヲ受クルコトヲ得

前項ノ試験ニ合格シタルトキハ希望ニ依リ其ノ學科目ノ修了證書ヲ授與ス

第六章 外國人學生規程

第五十二條 外國人ニシテ本大學ニ入學ヲ希望スル者アルトキハ外國公館ノ紹介アル者ニ限り學力考查ノ上之ヲ許可スルコトアルベシ

第五十三條 外國人學生ニシテ三箇年以上在學シ考查ノ上相當ノ學力アリト認メタルトキハ其ノ專攻シタル學科ニ依リ學士ノ稱號ヲ與フルコトアルベシ

第五十四條 外國人學生ノ修學ニツキテハ特別ノ規定ナキ限り學部學生ノ修學ニ關スル規定ヲ準用ス 研究科學生又ハ選科生ニツキ亦同ジ

第七章 大學豫科規程

第五十五條 大學豫科ノ修學期間ハ二箇年トス

第五十六條 大學豫科ハ之ヲ分チテ第一部(晝間)及第二部(夜間)トス

第五十七條 大學豫科ノ學科目、其ノ配當及每週授業時數ハ左ノ標準ニ依ル

第一學年	每週授業時數	第二學年	每週授業時數
道義 一	一	道義 一	一
古典 四	四	古典 四	四
歷史 二	二	歷史 二	二
地理 二	二	法政 二	二
論理 二	二	哲學 二	二
自然科學 二	二	自然科學 二	二
外國語 九	九	外國語 七	七
體操 四	四	體操 四	四
選擇科目 三	三	選擇科目 三	三
計 三一	三一	計 三二	三二

備考 一、古典ハ國語(三)漢文(一)トス

二、歷史ハ第一學年ニ於テハ東洋史(二)西洋史(二)トシ第二學年ニ於テハ國史(三)西洋史(三)トス

三、外國語ハ英語トス

第五十八條 大學豫科ニ入學シ得ル者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノトス

一、中等學校卒業者

二、專門學校入學者檢定規程ニ依ル試験ニ合格シタル者

三、文部大臣ニ於テ一般專門學校入學ニ關シ中等學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者トシテ指定シタル學校ノ卒業者

第五十九條 大學豫科ノ入學期ハ每學年ノ初トス

第六十條 引續キ二回原級ニ止マリタル者ニハ退學ヲ命ズルコトアルベシ

第六十一條 大學豫科ニ於テハ追試驗ヲ行ハズ

第六十二條 第二十八條及第二十九條ノ規定ハ大學豫科ニ之ヲ準用ス

第六十三條 第一章及第六章ノ規定ハ大學豫科ニ之ヲ準用ス

第六十四條 本改正學則ハ昭和二十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

八〇 立命館専門學校學則 (国体科改組)

立命館専門學校學則

第一章 通則

第一條 本校ハ専門學校令ニ依リ法經學科、文學科、工學科並ニ理學科ニ屬スル諸學科ノ理論並ニ實驗實習ヲ授ケ以テ教養アル有爲ノ人材ヲ養成スルヲ以テ目的トス

第二條 本校ニ左ノ學科ヲ置ク

一、法經學科

法經學科ヲ分チテ第一部(晝間)及第二部(夜間)トシ夫々之ヲ分チテ法政科及經濟科トス

各科入學定員ヲ第一部ハ各一百名、第二部ハ各五十名トス

二、文學科(夜間)

文學科ヲ分チテ第一部(晝間)及第二部(夜間)トシ夫々之ヲ分チテ古典科、歴史科及地理科トス

各科ノ入學定員ハ第一部第二部共三十名トス

三、工學科(晝間)

工學科ヲ分チテ機械科、電氣科、化學工業科、採鑛冶金科及土木科トシ各科ノ入學定員ヲ各八拾名トス

四、理學科

理學科ヲ分チテ第一部(晝間)及第二部(夜間)トシ第一部ヲ分チテ數學科、物理科及化學科トシ第二部ヲ分チテ數學科、物理科及化學科トス

各科ノ入學定員ヲ第一部第二部共ニ數學科及地質鑛物科ハ各五十名

物理科及化學科ハ各一百名トス

本校ノ修業年限ハ三箇年トス

第三條

第四條 學年ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第五條

休業日ハ祝日、大祭日及日曜日トス
春季、夏季並ニ冬季ニ於テ毎季一定期間ノ休業ヲナスコトアルベシ

第六條 生徒ノ身体検査並ニ保健衛生ニ關スル措置ハ立命館醫務部之ヲ行フ

第七條 生徒ハ本學園永遠ノ基礎ヲ鞏固ニセンガタメニ立命館根本基金積立規則ノ定ムル所ニ依リ積立金ヲ醸出スベキモノトス

第八條 生徒ハ立命館謝恩義金規則ノ定ムル所ニ依リ謝恩義金ヲ醸出スベキモノトス

第九條 生徒ノ服装ハ本校ニ於テ定ムル所ノ制服制帽トス

第十條 各科ノ學科目配當及毎週ノ授業時間ハ左ノ標準ニ依ル

第二章 學科及授業

一、法政科

第一學年	第二學年	第三學年
法學通論	政治學	政治思想史
帝國憲法	國際法(第二部)	外交史
政治學	行政法總論	行政法各論
國際法(第一部)	刑法各論	民法親族相續
民法總論	民法債權	民法手形
民法總則	商法會社	海商法
民法物權	民事訴訟法第一部	民事訴訟法第二部
商法總則商行為	經濟原論第二部	財政學
刑事訴訟法	經濟原論第一部	社會政策
日本法制史	心理學	哲學概論
經濟原論第一部	外國語學	外國語論
論理學	外國語練習	外國語練習
外國語練習	外國語練習	外國語練習
體育	體育	體育
計	計	計
二二	二二	二二
四四	四四	四四
二二	二二	二二
二八	二八	二八
計	計	計
二二	二二	二二
四四	四四	四四
二二	二二	二二
二八	二八	二八

備考 外國語ハ英語、支那語若クハ獨逸語トス

二、經濟科

第一學年	法學通論 帝國憲法 民法第一部 經濟原論第一部 經濟地史 統計學 簿記學 商業數學 論理學 外國語 練習	二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	第二學年	行政法 民法第二部 商法第一部 經濟原論第二部 日本經濟思想史 農業政策 工業政策 配給論 簿記論 心理學 外國語 練習	二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	第三學年	民法第三部 商法第二部 國際經濟論 財政學 金融學 經營經濟學 社會計學 社會政策 交通論 哲學概論 外國語 練習	二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二
------	--	---	------	---	---	------	--	---

備考 外國語ハ英語、支那語若クハ獨逸語トス

一、古典科
文學科課程表

第一學年	國語講義 國文法及作文 漢文講義 漢文法及漢作文	八 三 七 一	第二學年	國語講義 國文學史 國語學概論 國文法及作文	六 三 一 一	第三學年	國語講讀 國文學史 國語學史 國語學作文	四 二 二 二
------	-----------------------------------	------------------	------	---------------------------------	------------------	------	-------------------------------	------------------

二、歷史科

青年心理衛生	倫理	二
東洋史	哲學	二
西洋史	外國語	二
教育學教授法	倫理	二
教育學	教育學	二
國民史	國民史	二
有職故實	憲法及皇室典範	二
東洋史	東洋史	二

三、地理科

第一學年	史學概論 國史 東洋史 西洋史 古學	二 六 四 二 二
第二學年	史學概論 國史 東洋史 西洋史 古學	二 六 四 二 二
第三學年	國史 東洋史 西洋史 古學 憲法及皇室典範	二 六 四 二 二

第一學年	地理思想發達史	二
第二學年	地理基礎論	四
第三學年	地理通論	四

修 實 驗 實 習 練	設 計 製 圖	冶 金	採 礦	鑛 物 及 地 質	化 學	物 理	數 學	體 育	外 國 語	人 文	道 義	第一學年	每 週 時 數
五	七	三	二	二	四	四	四	四	三	三	二	一	第二學期 第一學期
五	七	三	二	二	四	四	四	四	三	三	二	一	第二學期 第二學期
設 計 製 圖	金 屬 材 料	冶 金	選 礦	採 礦	機 械 工 學	鑛 物 及 地 質	化 學	物 理	體 育	外 國 語	人 文	道 義	第二學年
三	二	四	二	六	五	二	二	二	三	三	二	一	第三學期 第一學期
三	二	四	二	六	五	二	二	二	三	三	二	一	第三學期 第二學期
工 業 經 營	火 屬 加 工	金 屬 材 料	冶 金	採 礦	電 氣 工 學	測 量	鑛 床	化 學	體 育	外 國 語	道 義	第三學年	每 週 時 數
三	○	△	△	△	○	○	○	△	三	二	一	第一學期 第一學期	
三	○	△	△	△	○	○	○	△	三	二	一	第一學期 第二學期	

四、採鑛冶金科

計	修	實	製	機	分	有	無	物	物	數	體	第一學年	每 週 時 數
四	四	五	六	四	三	二	三	二	二	四	四	三	第二學期 第一學期
四	四	五	六	四	三	二	三	二	二	四	四	三	第二學期 第二學期
計	修	實	製	電	化	有	無	物	數	體	第二學年	每 週 時 數	
四	四	五	八	四	二	四	四	四	二	二	三	第三學期 第一學期	
四	四	五	八	四	二	四	四	四	二	二	三	第三學期 第二學期	
計	修	實	製	工	工	鑛	火	化	電	有	第三學年	每 週 時 數	
四	四	五	一	四	二	一	一	二	四	二	六	第一學期 第一學期	
四	四	五	一	四	二	一	一	二	四	二	六	第一學期 第二學期	

五、土木科

計	修	實	設	構	土	測	土	物	數	體	外	人	道	第一學年	每 週 時 數
四	四	二	四	六	六	三	四	二	四	四	三	三	二	一	第二學期 第一學期
四	四	二	四	六	六	三	四	二	四	四	三	三	二	一	第二學期 第二學期
計	修	實	設	工	構	水	交	物	數	體	外	人	道	第二學年	每 週 時 數
四	四	二	六	一	○	九	四	二	二	三	三	二	一	第三學期 第一學期	
四	四	二	六	一	○	九	四	二	二	三	三	二	一	第三學期 第二學期	
計	修	實	設	工	構	水	交	機	電	地	體	外	道	第三學年	每 週 時 數
四	四	二	三	六	三	六	六	四	二	二	四	三	二	一	第一學期 第一學期
四	四	八	三	六	三	六	四	一	二	二	四	三	二	一	第一學期 第二學期

備考 ○印八採鑛專修
△印八冶金專修ノ生徒ニ課ス

計	修	實	設	計	修	實	製	機	分	有	無	物	物	數	體	第一學年	每 週 時 數
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	三	第二學期 第一學期
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	三	第二學期 第二學期
計	修	實	製	機	分	有	無	物	物	數	體	第二學年	每 週 時 數				
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	三	第三學期 第一學期				
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	三	第三學期 第二學期				
計	修	實	製	工	工	鑛	火	化	電	有	無	物	物	數	體	第三學年	每 週 時 數
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	三	第一學期 第一學期
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	三	第一學期 第二學期

理學科課程表

第一部 數學科

道義	人道	教文	體育	外國語	物理學	物理學	物理學	化學通論	生物通論	計
一	二	二	二	三	五	七	二	三	二	三六
道義	人道	教文	體育	外國語	三角法、解析幾何	代數、微分積分	應用數學	物理學	物理學	計
一	二	二	二	三	四	六	二	二	四	三六
道義	人道	教文	體育	外國語	整數	微分積分	微分方程式	射影幾何	氣象天文	計
一	二	二	二	三	四	三	三	三	二	三六
道義	人道	教文	體育	外國語	三角法、解析幾何	代數、微分積分	應用數學	物理學	物理學	計
一	二	二	二	三	五	七	二	三	二	三六

備考

- 一、「講義ヨリモ演習、記憶ヨリモ創見」ヲ數學指導ノ方針トスル
- 二、三角法ハ球面三角法ヲ含ム
- 三、代數、微分積分ハ、及曲線函数、楕圓函数數線積分ニ及ブ
- 四、射影幾何、微分幾何ハ非ユークリッド幾何入門ニ及ブ
- 五、函数論ハ複素變數函数論ニシテフーリエ級數論ニ及ブ
- 六、應用數學ハ計算法、圖式計算、計算器、確率統計、べつせる函数等ヲ含ム
- 七、數學特論ハ調和函数、りーまんノら函数、やこびノ楕圓函数、べくとる解折等ヲ含ム
- 八、力學、物性ハ質點力學、剛體力學、彈性體力學、流體力學及物性ヲ含ム
- 九、第二、第三學年ノ物理ハ力學、物性及其他ノ物理分科並ニ理論ヲ含ム

第一部 物理科

道義	人道	教文	體育	外國語	物理學	物理學	物理學	化學通論	地質學	代數、微分積分	圖學	生物通論	計
一	二	二	二	三	四	三	三	三	二	四	二	二	三六
道義	人道	教文	體育	外國語	力學	熱學	波動、音、光	電氣、磁氣	物理學	三角法、解析幾何	代數、微分積分	函数論	計
一	二	二	二	三	二	二	三	三	四	二	四	二	三六
道義	人道	教文	體育	外國語	近代物理	應用物理	物理學	化學(實驗ヲ含ム)	物理學	氣象天文	應用數學	數學特論	計
一	二	二	二	三	二	二	三	三	四	二	二	二	三六

備考

- 一、實驗ト演習トヲ重ジ、工夫ト創見トニ力ヲ注グ
- 二、實驗ニハ時ニ應ジテ實驗法、計算法ヲ授ク
- 三、力學、物性ハ質點力學、剛體力學、流體力學及物性ヲ含ム
- 四、近代物理ハ相對原理、粒子、放射線、分光學、原子物理學、量子力學等ヲ含ム
- 五、應用物理ハ電氣工業、機械工業、通信工業等ヲ含ム
- 六、物象ハ産業及日常生活ヘノ應用ニ及ブ
- 七、應用數學ハ計算法、圖式計算、計算器、確率統計、べつせる函数等ヲ含ム
- 八、數學特論ハフーリエ級數、調和函数、りーまんノら函数、やこびノ楕圓函数、べくとる解折等ヲ含ム

第一部 化學科

道義	第一學年	每週 時數	道義	第二學年	每週 時數	道義	第三學年	每週 時數
一	二	二	二	二	二	二	二	二
道義	第一學年	每週 時數	道義	第二學年	每週 時數	道義	第三學年	每週 時數
一	二	二	二	二	二	二	二	二
道義	第一學年	每週 時數	道義	第二學年	每週 時數	道義	第三學年	每週 時數
一	二	二	二	二	二	二	二	二

備考 一、實驗ト演習トヲ重ンジ、工夫ト創見トニ力ヲ注グ

- 二、有幾化學ハ生化學、藥物學大意ニ及ブ
- 三、物理化學ハ理論化學ト同義ニシテ化學計算法ヲ含ム
- 四、物象ハ産業及日常生活ヘノ應用ニ及ブ
- 五、數學ハ三角法、解析幾何、代數、微分積分、函數論、微分方程式、圖式計算、確率統計等ヲ含ム

第一部 地質礦物科

道義	第一學年	每週 時數	道義	第二學年	每週 時數	道義	第三學年	每週 時數
一	二	二	二	二	二	二	二	二
道義	第一學年	每週 時數	道義	第二學年	每週 時數	道義	第三學年	每週 時數
一	二	二	二	二	二	二	二	二

第一部 數學科

體國語	第一學年	每週 時數	體國語	第二學年	每週 時數	體國語	第三學年	每週 時數
二	二	二	二	二	二	二	二	二
體國語	第一學年	每週 時數	體國語	第二學年	每週 時數	體國語	第三學年	每週 時數
二	二	二	二	二	二	二	二	二

備考 一、地質測量、實習ハ地質地圖作製法及地形測量ヲ含ム

- 二、燃料地質ハ石油、石炭、油頁岩、天然ガスを賦存狀態ニ關係ス
- 三、探礦ハ地質探礦法、こあーぼーりんぐ及物理探礦法ニ及ブ
- 四、土地地質ハとんねる、堤其他土木ニ必要ナル地質學
- 五、測量實習ハ一般地形測量及鑛山測量ヲ含ム
- 六、物象ハ産業及日常生活ヘノ應用ニ及ブ
- 七、數學ハ三角法、解析幾何、代數、微分積分、函數論、微分方程式及圖式計算等ヲ含ム
- 八、第二、第三學年ニ於テハ時ニ應ジテ他ノ授業ヲ停止シテ實地調査ヲ行フ

第二部 數學科

道義	第一學年	每週 時數	道義	第二學年	每週 時數	道義	第三學年	每週 時數
一	二	二	二	二	二	二	二	二
道義	第一學年	每週 時數	道義	第二學年	每週 時數	道義	第三學年	每週 時數
一	二	二	二	二	二	二	二	二

計	生物通論	圖學	化學通論(實驗ヲ含ム)	物理實驗	物理通論
三〇	二	二	三	三	四
計	物理實驗	物理(内力学、物性毎週二時)	測量	函數論	應用數學
三〇	四	五	二	二	三
計	氣象天文	物象	函數論	應用數學	射影幾何微分幾何
三〇	二	二	三	四	三
計	氣象天文	物象	函數論	應用數學	微分方程式
三〇	二	二	三	四	三

備考 第一部數學科備考と同様
第二部 物理科

計	生物通論	代數、微分積分	三角法、解析幾何	地質、鑛物	化學實驗	物理通論	物理實驗	物理通論	外國語	人文教育	道義
三〇	二	五	三	二	三	三	三	四	二	二	一
計	函數論	解析幾何微分積分	化學(實驗ヲ含ム)	物理實驗	電氣、磁氣	波動、音、光	熱學、物性	力學、物性	外國語	人文教育	道義
三〇	二	六	三	四	三	三	二	二	二	二	一
計	數學特論	應用數學	氣象天文	物象	化學(實驗ヲ含ム)	物理實驗	應用物理	近代物理	外國語	人文教育	道義
三〇	二	二	二	三	三	八	二	三	二	二	一

備考 第一部物理科備考と同様

第二部 化學科

計	生物通論	地質鑛物學	物理實驗	物理通論	化學實驗	化學通論	外國語	人文教育	道義
三〇	二	七	二	三	四	四	二	二	一
計	數學	物理(實驗ヲ含ム)	化學實驗	物理化學	有機化學	無機及分析化學	外國語	人文教育	道義
三〇	三	四	四	四	四	四	二	二	一
計	氣象、天文	物理(實驗ヲ含ム)	化學實驗	化學工業大意	金相學	外國語	人文教育	道義	
三〇	二	四	八	三	二	二	二	一	

備考 第一部化學科備考と同様

第三章 入學、退學、休學及ビ學費

第十一條 生徒ヲ分チテ本科生、別科生及聽講生トス
第十二條 本科生トシテ入學シ得ル者ハ左ノ資格ヲ有スル者ニ限ル

- 一、中等學校卒業生
 - 二、專門學校入學者檢定規程ニ依ル試驗ニ合格シタル者
 - 三、文部大臣ニ於テ一般專門學校入學ニ關シ中等學校卒業生ト同等
- 以上ノ學力ヲ有スル者トシテ指定シタル學校ノ卒業生

第十三條 前條ノ資格ヲ有スル者ニツキ更ニ學力考查、人物考查並ニ身体検査ヲ行ヒタル上入學ヲ許可ス
入學考查料ハ金貳拾圓トス

第十四條 第十二條ノ入學資格ヲ有セザル者ハ本校ニ於テ中等學校卒業程度ニ依リ行フ試驗ニ合格シタル者ニ限り別科生トシテ入學ヲ許可スルトアルベシ

入學考査料ハ金貳拾圓トス

第十五條 本校各科ノ學科目中一科目又ハ數科目ニツキ修學ヲ志望スル者ハ

考査ノ上聽講生トシテ入學ヲ許可スルコトアルベシ

入學考査料ハ金貳拾圓トス

第十六條 別科生及聽講生ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第十七條 入學時期ハ每學年始ヨリ三十日以内トス

第十八條 入學志願者ハ左記各項ノ書類ヲ取纏メ考査料ヲ添ヘ提出スベシ

一、本校所定ノ書式ニヨル入學志願票、學業履歷書及戶籍證明書
二、卒業(又ハ卒業見込)證明書又ハ檢定合格證明書及出身學校
ノ身体檢査票

三、本校所定ノ用紙ニ貼付シタル當年一月以降撮影ノ脱帽半身ノ
手札形寫眞二葉

第十九條 入學ノ許可ヲ得タルトキハ二週間以内ニ保證人連署ヲ以テ在學證

書ヲ差出スベシ

保證人ハ父兄又ハ特別關係ノ者ニシテ生徒ノ身上ニ係ル一切ノ責

任スル者タルベシ

第二十條 入學者ハ入學金參拾圓ヲ納付スベシ

第二十一條 病氣其ノ他已ムヲ得ザル事由ノタメ三箇月以上修學ヲ繼續シ能ハ

ザルトキハ保證人連署ヲ以テ一箇年以内ノ休學ヲ願出ツルコトヲ
得

第二十二條 休學シタル者復學セント欲スル時ハ保證人連署ヲ以テ願出テ其ノ

許可ヲ受クルモノトス

第二十三條 病氣其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ依リ退學セントスルトキハ保證人

連署ヲ以テ願出テ其ノ許可ヲ受クルモノトス

第二十四條 前條ニ依リ休學シタル者保證人連署ヲ以テ再入學ヲ願出ツルトキ

ハ教授會ノ議ヲ經テ原學年以下ニ入學ヲ許可スルコトアルベシ

第二十五條 授業料ハ法經學科及文學科ハ一箇年金四百圓、工學科及理學科ハ

一箇年金五百五十圓トシ每學期ノ初ニ於テ分納スルモノトス

別ニ各學科一箇年根本基金金拾八圓、謝恩義金金貳拾四圓、生徒

費第一部ハ金四拾圓第二部ハ金貳拾圓ヲ授業料ト共ニ納付スベシ

在學證明書等ノ手数料ヲ要スルモノハ別ニ之ヲ定ム

第二十六條 既納ノ授業料、根本基金、謝恩義金等ハ退學其ノ他事由ノ如何ニ

拘ラズ之ヲ返還セズ

第二十七條 授業料ヲ納付シタルトキハ所定ノ生徒證ヲ交付ス

生徒證ヲ所持セザル者ハ教室内ニ入ルコトヲ得ズ

第二十八條 授業料ノ納付ヲ怠ルトキハ其ノ事由ノ如何ニ拘ラズ學籍ヲ削除ス

ルコトアルベシ

第二十九條 前條ニ依リ學籍ヲ除カレタル者保證人連署ヲ以テ復籍ヲ願出ツル

トキハ教授會ノ議ヲ經テ之ヲ許可スルコトアルベシ

第四章 試 驗

第三十條 各學年ノ修了ハ當該學年ニ配當セラレタル學科目ノ試驗成績ヲ考

査シテ之ヲ定ム

第三十一條 前條ノ考査ニ合格シタル者ハ之ヲ進級セシメ合格セザル者ハ次學

年ノ始ヨリ原學年ノ課程ヲ再修セシム

第三十二條 病氣其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ依リ受験シ得ザル者ニ對シテハ豫

メ届出ヲナシタル者ニ限り追試驗ヲ行フコトアルベシ

第三十三條 追試驗料ハ金貳拾圓トス

第三十四條 學年ノ大半ヲ休學シタル者ハ其ノ學年ノ試驗ヲ受クルコトヲ得ズ

授業料等ノ納付ヲ怠リタル者ハ之ヲ完納スルニアラザレバ試驗ヲ

受クルコトヲ得ズ

第三十五條 本校所定ノ全課程ヲ修了シタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス

第三十六條 第三學年ノ成績考査ニ合格セザル者ハ第三十一條ノ規定ニ拘ラズ

本人ノ成績ニヨリ教授會ノ議ヲ經テ其ノ卒業ヲ延期シ再試驗ヲ受

ケシムルコトアルベシ之ニ合格シタルトキハ卒業證書ヲ授與ス

再試驗料ハ金貳拾圓トス

第五章 賞 罰

第三十七條 學術優等品行方正ニシテ他ノ模範ト認ムベキ者ハ特別ノ待遇ヲ與

フルコトアルベシ

第三十八條 生徒ニシテ本校ノ規則命令等ニ違背シ又ハ生徒タルノ本分ニ悖ル行爲アリタルトキハ之ヲ懲戒ス

懲戒ヲ分チテ譴責、停學、退學及放學トス

第三十九條 生徒ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ學籍ヲ削除ス

一、學力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者

二、病氣其ノ他正當ノ事由ナクシテ引續キ一箇月以上缺席シタル者若クハ缺席數延六十日ニ及ビタル者

附 則

第四十條 本改正學則ハ昭和二十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

八一 大学學則變更認可申請書（法文學部文學科に一部設置および漢文學科設置）

立命館大學學則變更申請書（抜粋）

昭和二十二年二月二十一日

立命館大學設立者

財團法人立命館

理事 岡 善 吉 (印)

文部大臣 高 橋 誠 一 郎 殿

立命館大學學則變更認可申請

立命館大學學則ヲ變更致シタク御認可下サイマスヤウ別記關係書類ヲ相添へ此段申請致シマス

昭和二十二年二月二十一日

立命館大學學則變更申請要項

一、文學科第二部（夜間、昭和十六年設置）ニ設置シテ、第一部（晝間部）ヲ設置スルコト

二、同科ニ漢文學科ヲ復活スルコト（第一部第二部ヲ設置）

三、同科哲學科ノ高等教員檢定科目ヲ、哲學概論、倫理學、心理及論理トスルタメ學科目等ノ編成ヲ變更スルコト

四、第一部定員ヲ各科五〇名トシ漢文學科第二部定員ヲ二〇名トスルコト

五、第一部ヲ昭和二十二年四月一日ヨリ開講スルコト（漢文學科第二部モ同ジ）

學則變更の理由

第一、現行條文

第三十九條 文學科ノ授業ハ當分ノ内夜間トス

トアルヲ

第三十九條 文學科ノ授業ハ之ヲ分チテ第一部（晝間）第二部（夜

間）トス

ト改メル。

理 由

一、本大學法文學部文學科ハ昭和拾六年貳月參日附ヲ以テ設立ヲ認可セラレタノデアリマスガ現行學則ニ規定セラレテキルヤウニ、本來晝間授業ヲ爲スベキ豫定ヲ以テ設立サレタモノデアリマス。シカルニ當時ニ於テハ、學内ニ於ケル準備モ完成スルニ至ラズ、其後ノ國情モ安定セザル等ノ理由ノタメ亦國家緊急ノ諸學科ヲ増設擴充スル處置ヲ講シタ結果、當初ノ豫定ニ拘ハラズ、コレヲ實現スベキ機會ヲ有セズシテ今日ニ至ツタノデアリマス。

二、シカルニ終戦後、我國ノ國家トシテ今後アルベキ性格ガ明カニサレルトトモニ、文化系諸學科ノ問題ハトミニソノ重大性ヲ加フルニ至リマシタ。シカシテ我國當來ノ文化ヲ創造シ建設スルタメニハ先ツ文化

教育ノ振興ヲ必要トスルコトハイフマデモアリマセン。スナハチ本申請ハ、既ニ決定セラレタル國家性格ノ要求スルトコロニ從ヒ、ソノ使命ニ副ハムトスルモノデアリマス。

三、次ニ、本申請ハ、新教學体制ノ實施ト關聯スルトコロヲ有スルノデアリマス。スナハチ新教學体制ノ實施ノ結果、コレニ對應シテ、文化系諸學科ヲ擔當スベキ教育者ノ育成ハ、コレ亦緊急ヲ要スル問題デアルト考ヘマス。

モトヨリ大學ノ使命ハ前項ニ述ベタゴトキ文化創造ノ面ヲソノ本質トスルモノデアリマスガ、本項モマツソノ重要ナル一機能タルコトヲ失ハズ、學則變更ハ此ノ點ニ於テモ寄與スルトコロアルベキヲ信ズルノデアリマス。

四、ナホ學内ノ關係ヨリイヘバ、新教學体制ノ實施ヲ前ニシテ、本學ニ於テモ銳意コレニ對應スベキ處置ヲ講ジツツアルノデアリマスガ本學則變更モ、一面ニ於テハ本學校体制整備ノ目的ヲ有スルノデアリマス。即チ立命館財團理事會ハ、サキニ法文學部ニ屬スル法政學科、經濟學科、文學科ノ諸科ヲ各々學部トシテ獨立セシメルコトヲ決定シ、文科系綜合大學トシテ、向後一層努力スベキコトヲ決意スルニ至リマシタ。

之ヲ要スルニ本學則變更ノ要旨ハ左ノ如クデアリマス

- 1、晝間部ノ開設ハ文學科創設以來豫定サレタノデアツタコト
- 2、社會ノ文化的要求ノ増大ニ伴ヒ、文化教育振興ノ要アルコト
- 3、新教學体制ノ實施ニ伴ヒ、高等教員ノ養成ヲ急務トスルニ至ツタタメ、コレニ對應スル必要ガ生ジタコト

第二、現行學則中

第四十條 文學科ニ哲學科、史學科、國文學科並ニ地理學科ヲ置クトアルヲ

第四十條 文學科ニ哲學科、史學科、國文學科、地理學科並ニ漢文學科ヲ置クト改メル。

漢文學科ノ學科目其ノ配當及毎週授業時數ハ左ノ標準ニヨルコトトシ

現行學則第四十一條第四ノ次ニ次表ヲ加ヘル
第五 漢文學科

第一 年		第二 年		第三 年	
科目	時間數	科目	時間數	科目	時間數
倫理學概論	二	帝國憲法	二	中國文學演習	四
中國語學	二	中國文學特殊講義	二	中國文學特殊講義	二
中國文學普通講義	二	中國哲學特殊講義	二	漢文講讀	二
中國哲學普通講義	二	漢文講讀	四	漢文學研究法	二
漢文講讀	四	教育學	二	教育史	二
國文講讀	四	國文學特殊講義	二	社會學	二
國語學	二	現代中國文學	二	卒業論文	
中國社會思想史	二	東洋史普通講義	二		
外國語	四	外國語	四		
計	二四	計	二二	計	一四

備考 哲學科ニ同シヲ加ヘル

理由

本大學法文學部文學科ハ、昭和拾六年貳月參日附ヲ以テ設立ヲ認可セラレ、當初史學科國文學科漢文學科地理學科ノ四科ヲ開設シタノデアリマスガ、時運ノ急激ナル變化ニ遇ヒ、當時學内ニ於テ國家緊急ノ諸學科ヲ開設擴充スル處置ヲ講ジタル結果、漢文學科ハ昭和拾七年度ヨリ一應廢止スルノ已ムナキニ至ツタノデアリマス。

惟フニ中國ト我國トノ關係ハ、ワガ歴史ノ全体ヲ通ジテ最モ緊密重要ナルモノガアツタノデアリマスガ、コノ關係ハ將來ニオイテ一層ソノ重要性ヲ加フベキコト必然デアリマス。ムシロ今後ニオイテハコノ關係ヲ更ニ具體的ナルモノトシテ把握シ、自覺的ニ推シ進メテ行クコトガ必要デアロウト考ヘマス。抑モ今次ノ戰爭ノ如キモ、カカル歴史の關係ニ對スル深キ認識ノ缺如ニ因由シ、ソノ收束ヲ誤ツタ結果、ツヒニ國運ヲ傾ケ

ルニ至ツタモノト考ヘラレルノデアリマスガ、コノ事實コソ我國ノ將來ニ大ナル鑑戒ヲ與フルモノデアリマス。明治以來、漢文學ニ加ヘラレタ不當ナル輕侮感ガ、ヒイテハ中國文化ニ對スル正當ナル認識能力ヲ失ヒシメ、今次敗戦ノ重大ナル素因トナリシコトヲ思フトキ、中國文化ノ研究ガ一日モ苟且ニシエザルコトヲ深ク感スルモノデアリマス。況ンヤ今後、我民族ノ生存トソノ繁榮トハ、中國ニ對スル十分ナル理解認識ナクシテハ、コレヲ考フルコトヲエナイノデアリマス。從ツテ中國文化ノ研究ハ、單ニ一外國文化ノ研究トイフコト以上ニ、直接我國ノ將來ニ關スル最モ現實的ナ要求デアルトイフベキデアリマス。我國ガ再ビ世界列國ニ伍シテソノ文化ト文明ノ惠澤ヲ受ケンガ爲ニハ、中國文化ヲ深ク研究シ、中國ト密接ニ提携スル基礎ヲ明ラカニスルコトガ最モ重要ナル途經ノ一タルコトヲ確信スルノデアリマス。

終戦後本大學ニオイテハ銳意新シキ事態ニ對處スベク改革整理ヲ進メツツアツタノデアリマスガ幸ニシテ漢文學科ハ、設立當初ノ研究室參考圖書等ノ施設ヲ其盡存置シアリ、漢文學科ヲ再開スベキ準備ハ全ク完了スルニ至リマシタノデ、ココニ本學則改正ヲ申請スル次第デアリマス。

本學則變更ノ要旨ハ、左ノ二點デアリマス。

一、曩ニ一旦廢止シタ法文學部文學科漢文學科ヲ再開スルコト

二、漢文學科ノ新ナル使命ニ鑑ミ、當初ノ學科目ノ一部ニ中國社會思想史、中國現代文學史等、現代文化ヲ研究理解スベキ學科目ヲ設ケタ

コト

第三、現行學則第四十一條中

第一 哲學科

〔中略〕

本學則變更ノ要旨ハ左ノ點デアリマス

一、新學科目ハ、哲學概論、倫理學、心理學及ヒ論理學ノ研究者ト教育者トヲ養成シ得ルヤウニ編成セントスルモノデアリマス。

〔申請附屬書類、二、現行學則、申請學則以下省略〕

八二 學部設置申請（法・經・文三學部設置）

學部設置認可申請書（抜粹）

昭和二十二年七月一日

財團法人立命館

理事 岡 善吉

文部大臣 森 戸 辰 男 殿

學部設置認可申請について

大正七年勅令第三百八十八號に依つて設立したる立命館大學に法學部、經濟學部及び文學部の三學部を増設致したく存じます。

右御認可下さいませう關係書類を添えてお願い致します。

添付書類

一、學部増設理由

本大學は、從來法文學部だけの一學部を有する單科大學であつたが、學部の發展に伴う必然的要請と現下わが國の情勢に鑑み、法文學部の各料を獨立の學部として、人文科學方面の充實を圖ると、もに、綜合大學としての機能發揮に益々邁進し、以て文化日本建設に寄與しようとするものである。

二、財團法人立命館理事會決議録

一、開會日時及び場所

昭和二十二年五月二十日 午後二時 立命館本部理事室に於て

一、開會當時の理事總數

十四名

一、議事經過の要領及び結果

議案 綜合大學設置の件

出席者過半数に達したので、岡理事長議長席に着き開會を宣べた。
議案

綜合大學設置の件を付議す。

末川學長（理事）

曩に憲法の劃期的改正が斷行せられて、民主的文化國家建設の基礎がなり、又、この憲法の精神に則つて、教育基本法、學校教育法が制定せられて、新教育制度が確立した。本學園も亦直にこれに即應して、その理想顯現のため、努力してゐるが、この度現在の法文學部の各科を獨立學部とし、即ち單科大學を綜合大學に改めて、一層設備、内容の充實強化を圖つて、以て世の要請に應えたいと諮つた。

右全員異議なく賛成可決した。

閉會午後三時三十分

右決議の成立を證するため、議長左に署名捺印す。

昭和二十二年五月二十日

議長 理事 岡 善吉 (印)

理事 小田 美奇穂 (印)

三、學部設置要項

一、學部の位置

京都市上京區廣小路通寺町東入中御靈町四百拾番地

二、組織

大學豫科—三年制文科 各學年四學級組織とす。

法學部

經濟學部

文學部—哲學科、史學科、國文學科、地理學科並に漢文學科を置く。

三、入學資格

大學豫科 從來の三年制豫科に同じ

學部 大學豫科終了者

缺員のある場合は高等學校高等科、立命館專門學校卒業

四、授業料入學料等

者、大學と同程度の他の大學豫科終了者、及び大正七年文部省令第三號第二條第二號に依り指定せられた者

授業料 入學金 入學檢定料

大學豫科 一、六〇〇圓 一〇〇圓 一〇〇圓

學部 一、八〇〇圓 一〇〇圓 一〇〇圓

五、教員數

專任員數 兼任員數 計

大學豫科 十四名 十八名 三十二名

内有資格者 三十二名

無資格者 ナシ

專任員數 兼任員數 計

法學部 十一名 十六名 二十七名

經濟學部 十名 九名 十九名

文學部 二十四名 二十三名 四十七名

〔六、學則以下省略〕

〔添付書類、四、學則變更の件認可申請以下省略〕

八三 学部学則変更について（文部省学校教育局長より立命館理事長宛）

校學三二号

昭和二十三年一月二十日

文部省学校教育局長 日 高 第四郎

財団法人立命館大學理事長 殿

學部學則中變更について

昭和二十二年七月一日附をもつて申請の學部學則中變更のことは本日別途指令の如く認可になつたが、このことは左記の点を御了知の上萬遺漏のないように措置せられたい。

記

- 一、諸施設拡充計畫は確實にこれを実現し新制大學の轉換に具えること
- 二、新制大學への轉換に具え大學基準に照し、これに適合するよう留意すること
- 三、本變更は認可の日よりこれを適用するものとすること

八四 立命館大學學則（法・經・文三学部設置に伴う改正）
立命館大學學則

第一章 通 則

- 第一條 本大學ハ大學令ノ規定ニ依リ法政、經濟並ニ文學ニ関スル學術ノ理論及應用ヲ教授並ニ其ノ蘊奧ヲ攻究シ教養アル有為ノ人材ヲ養成スルヲ以テ目的トス
- 第二條 本大學ニ法学部、經濟学部並ニ文学部ノ三学部ヲ置ク
- 第三條 本大學ニ研究科ヲ置ク
- 第四條 本大學ニ大學予科ヲ置ク
- 第五條 外國人ニシテ本大學ニ入学セントスル者アルトキハ考查ノ上之ヲ許可スルコトアルベシ
- 第六條 學生ノ身体検査並ニ保健衛生ニ関スル措置ハ立命館醫務部之ヲ行フ
- 第七條 本大學学部所定ノ卒業試験ニ合格シタルモノニハ左記ノ例ニ依リ學士ノ称号ヲ与フ
 - 一、法学部ヲ修メタル者ハ法學士
 - 二、經濟学部ヲ修メタル者ハ經濟學士
 - 三、文学部ニ属スル各科ヲ修メタル者ハ文學士
- 第八條 本大學学部ノ学科目中一科目若クハ數科目ニツキ修學ヲ希望スル者ハ學力選考ノ上選科生トシテ入学ヲ許可スルコトアルベシ
- 第九條 本大學ニ教授會ヲ置ク
- 第十條 本大學ニ於テハ學位令ノ規定ニ依リ學位ヲ授与ス
 - 學位ハ法学博士、經濟學博士及文學博士トス
 - 學位ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ定ム
- 第十一條 學生ハ本學園永遠ノ基礎ヲ鞏固ニセンガタメ立命館根本基金積立規則ノ定ムル所ニ依リ積立金ヲ醸出スベキモノトス
- 第十二條 學生ハ立命館恩給基金規則ノ定ムル所ニ依リ恩給基金ヲ醸出スベキモノトス
- 第十三條 學生ノ制服制帽ハ別ニ之ヲ定ム

第十四條 本大學学部ノ修學期間ハ三箇年トス

第十五條 本大學学部ニ入学スルコトヲ得ル者ハ本大學予科ヲ修了シタル者トス但シ欠員アル場合ハ高等學校高等科ヲ了シタル者、立命館專門學校又ハ本大學專門部卒業者ニシテ大正七年文部省令第三号第二條第四号ニ依リ指定セラレタル者、本大學ト同等程度ノ他ノ大學予科卒業者及大正七年文部省令第三号第二條第四号ニ依リ指定セラレタル者ハ入学スルコトヲ得

第十六條 入学志願者ハ所定ノ書式ニ依ル入学志願票ニ學業履歷書及當該學校卒業證明書又ハ檢定證書ヲ添ヘテ差出スベシ

第十七條 本大學学部ノ入學期ハ每學年ノ初トス

第十八條 學年ハ每年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第十九條 休業日ハ祝日、大祭日及日曜日トス

春季、夏季並ニ冬季ニ於テ每季一定期間ノ休業ヲナスコトアルベシ

第二十條 學年試驗ハ每學年ノ終ニ於テ其ノ學年ニ配當セラレタル學科目ニツキ之ヲ行フ

第二十一條 卒業試験ニ合格シタル者ニハ卒業證書ヲ授与ス、卒業試験合格ノ認定ハ教授會ノ決議ニ依ル

第二十二條 疾病其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ依リ學年試驗ヲ受験シ得ザル者ニ對シテハ予メ届出ヲナシタル者ニ限リ試験ヲ行フコトアルベシ

第二十三條 追試験料ハ一科目ニツキ金五拾圓トス

第二十四條 病氣其他已ムヲ得ザル事由ニ依リ三箇月以上修學ヲ繼續シ能ハザルトキハ保証人連署ヲ以テ一箇年以内ノ休學ヲ願出ヅルコトヲ得

第二十五條 學年ノ大半ヲ休學シタル者ハ其ノ學年ノ試験ヲ受ケルコトヲ得ズ休學シタル者復學セント欲スルトキハ保証人連署ヲ以テ願出デ其ノ許可ヲ受クルモノトス

第二十六條 病氣其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ依リ退學セントスルトキハ保証人連署ヲ以テ、願出デ其ノ許可ヲ受クルモノトス

第二十七條 前條ニ依リ退學シタル者保証人連署ヲ以テ願出ヅルトキハ教授會ノ議ヲ經テ原學年以下ニ入学ヲ許可スルコトアルベシ

第二十八條 本大學学部ニ入学スル者ハ入學金壹千圓ヲ納付スベシ

第二十九條 授業料ハ学部一箇年金參千六百圓予科一箇年金參千四百圓トシ每學年ノ始メ指定ノ期日迄ニ之ヲ納付スベシ但シ特別ノ事由アリト認ムル者ニ對シテハ之ヲ分納セシムルコトアルベシ、前項ノ外每學年根本基金金五百圓恩給基金壹百圓及ヒ學友會費金參百圓ヲ

授業料ト共ニ納付スベシ

在學證明書等ノ手数料ヲ要スルモノハ別ニ之ヲ定ム

第三十條 授業料等ヲ納付シタルトキハ所定ノ學生証ヲ交付ス

學生証ヲ所持セザル者ハ教室内ニ入ルコトヲ得ズ

第三十一條 既納授業料、根本基金、並ニ恩給基金等ハ退學其ノ他事由ノ如何ニ拘ラス之ヲ返還セス

授業料等ノ滞納者ハ之ヲ完納スルニアラザレバ學年試驗其ノ他ノ試験ヲ受クルコトヲ得ズ

第三十二條 授業料等ノ滞納者ハ其ノ事由ノ如何ニ拘ラス學籍ヲ削除スルコトアルベシ

第三十三條 前條ニ依リ學籍ヲ除カレタル者保証人連署ヲ以テ復籍ヲ願出ヅルトキハ教授會ノ議ヲ經テ之ヲ許可スルコトアルベシ

第三十四條 學生ニシテ本學規則ニ違背シ又ハ學生タルノ本分ニ悖ル行為アルトキハ之ヲ懲戒ス

懲戒ヲ分チテ譴責、停學、退學及放學トス

第三十五條 學生ニシテ左ノ各号ノ一ニ該當スル者ハ其ノ學籍ヲ削除ス

一、學力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者

二、病氣其ノ他正當ノ事由ナクシテ引續キ一箇月以上欠席日數延六十日ニ及ビタルモノ

第三十六條 第二章 法學部並ニ經濟學部

第三十七條 法學部並ニ經濟學部ハ夫々之ヲ分チテ第一部(日間)第二部(夜間)トス

第三十八條 法学部並ニ経済学部ノ学科目其配当及毎週授業時数ハ左ノ標準ニ依ル

第一 法学部

第一学年	第二学年	第三学年
帝國憲法	行政法(第一部)	政治学史
政治学	國際法(第二部)	國際私法
政治史	刑法(各論)	行政学
外交史	民法(物權)	行政法(第二部)
國際法(第一部)	商法(会社)	民法親族相続
刑法(總論)	刑事訴訟法	商法(手形)
民法(總則債權)	民事訴訟法(第一部)	民事訴訟法(第二部)
商法總則商行為	西洋法政史	法理學
日本法制史	英法政學	社會政策
經濟原論(第一部)	經濟原論(第二部)	外國書講讀
經濟史	財政學	海商法
外國書講讀	外國書講讀	演習
計	計	計
二八	三〇	二六
毎週	毎週	毎週

備考 一、特別講義、課外演習ハ随意科トス

二、別ニ社会学(二)、倫理学(東洋)(四)ヲ随意科目トシテ開講スルコトアルベシ

第二 経済学部

第一学年	第二学年	第三学年
帝國憲法	經濟原論(第二部)	國際經濟論
經濟原論(第一部)	財政學	經營經濟學
經濟史	日本經濟史	經濟學史
貨幣論	日本經濟思想史	社會計學
經濟地理	金融論	社會政策
簿記學	農業政策	交通論
簿記論	工業政策	行政法(第二部)
民法(總則債權)	配給論	民法(親族相続)
商法(總則商行為)	簿記論	商法手形
商業數學	行政法(第一部)	外國書講讀
外國書講讀	民法(物權)	外國書講讀
計	計	計
二六	三〇	二四
毎週	毎週	毎週

備考 一、特別講義、課外演習ハ随意科トス

二、別ニ社会学(二)、倫理学(東洋)(四)、刑法又ハ國際法(三)ヲ随意科トシテ開講スルコトアルベシ

第三章 文学部

第三十九條 文学部ノ授業ハ之ヲ分チテ第一部(昼間)第二部(夜間)トス
 第四十條 文学部ニ哲学科、史学科、国文学科、地理学科並ニ漢文学科ヲ置ク
 第四十一條 各科ノ学科目其ノ配当及毎週授業時数ハ左ノ標準ニ依ル

第一 哲学科

第一 学年	帝國憲法 哲学概論 東洋哲学史(第一部) 西洋哲学史(第一部)	二 二 二 二	第二 学年	東洋哲学史(第二部) 西洋哲学史(第二部) 宗 教 学 哲 学 演 習 東洋哲学特殊講義 西洋倫理學特殊講義	二 二 二 二 二 二	第三 学年	教育學特殊講義 東洋倫理學特殊講義 西洋倫理學特殊講義 心理學特殊講義 心理學演習 哲學演習 卒業論文	二 二 二 二 二 二 二
計	外國語 教育學 心理學 論理學 社會學 倫理學	二 二 二 二 二 二	計	外國語 美學及美術史 心理學實驗演習	二 二 二	計	計	二 二

備考 一、特殊講義並ニ演習ハ必須科目トス
 二、外國語ハ英語、獨語、仏語又ハ支那語トス
 三、卒業論文ノ題目ハ專修シタル學科ノ範圍内ニ於テ予メ之ヲ定メ担当教授ノ承認ヲ受クベキモノトス

第二 史学科

第一 学年	倫理學概論 國史普通講義 東洋史普通講義 西洋史普通講義 國史特殊講義 東洋史特殊講義	二 二 二 二 二 二	第二 学年	帝國憲法 國史普通講義 東洋史普通講義 西洋史普通講義 國史特殊講義 東洋史特殊講義	二 二 二 二 二 二	第三 学年	國史特殊講義 東洋史特殊講義 西洋史特殊講義 人文地理特殊講義 地理實習 教育史 社會學 史學研究法並ニ指導	二 二 二 二 二 二 二 二
-------	--	----------------------------	-------	---	----------------------------	-------	---	--------------------------------------

第三 国文学科

第一 学年	倫理學概論 國文學普通講義 國語學普通講義 國文講讀 漢文講讀 文學概論 支那文學普通講義 支那哲學普通講義 國史普通講義 國文學特別講義 外國語	二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	第二 学年	帝國憲法 國文學特殊講義 國語學特殊講義 國文講讀 漢文講讀 東洋史普通講義 言 語 學 教 育 學 支那文學特殊講義 支那哲學特殊講義 國文學特別講義 國文學演習	二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	第三 学年	國文學特殊講義 國語學特殊講義 國文講讀 漢文講讀 日本文學 教育史 社會學 國文學研究法指導 國文學演習 國語學演習 卒業論文	二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二
計	計	二 二	計	外國語 計	二 二	計	計	二 二

備考 哲学科ニ同シ

第一 学年	倫理學概論 國文學普通講義 國語學普通講義 國文講讀 漢文講讀 文學概論 支那文學普通講義 支那哲學普通講義 國史普通講義 國文學特別講義 外國語	二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	第二 学年	帝國憲法 國文學特殊講義 國語學特殊講義 國文講讀 漢文講讀 東洋史普通講義 言 語 學 教 育 學 支那文學特殊講義 支那哲學特殊講義 國文學特別講義 國文學演習	二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	第三 学年	國文學特殊講義 國語學特殊講義 國文講讀 漢文講讀 日本文學 教育史 社會學 國文學研究法指導 國文學演習 國語學演習 卒業論文	二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二
計	計	二 二	計	外國語 計	二 二	計	計	二 二

第四 地理学科

第一学年	倫理学概論 人文地理普通講義 自然地理普通講義 国史普通講義 国史特殊講義 東洋史普通講義 東洋史特殊講義 西洋史普通講義 史学概論 考古学 地理学特別講義 外国語	二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	第二学年	帝国憲法 人文地理特殊講義 自然地理特殊講義 地理演習 經濟地理 国史普通講義 東洋史普通講義 西洋史普通講義 教育学 統計学 人類学 地理学特別講義 地理学演習 外国語	二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	第三学年	人文地理特殊講義 国史特殊講義 東洋史特殊講義 西洋史普通講義 教育史 社会学 地理学演習 卒業論文	二 四 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	毎週 時間数	毎週 時間数	毎週 時間数	毎週 時間数
計		二四	計		三〇	計		二〇				

備考 哲学科二同じ、但シ特別講義ハ演習ニ代フルコトヲ得

第五 漢文学科

第一学年	倫理学概論 中国語学 中国文学普通講義 中国哲学普通講義 漢文講義 国文講義 国語学	二 二 二 二 二 二 二	第二学年	帝国憲法 中国文学特殊講義 中国哲学特殊講義 漢文講義 漢文講義 国文学特殊講義 現代中国文学	二 二 二 二 二 二 二	第三学年	中国文学演習 中国文学特殊講義 漢文講義 漢文学研究法 教育史 社会学 卒業論文	二 二 二 二 二 二 二	毎週 時間数	毎週 時間数	毎週 時間数	毎週 時間数
------	--	---------------------------------	------	---	---------------------------------	------	--	---------------------------------	-----------	-----------	-----------	-----------

中国思想史	二	東洋史普通講義	二
外国語	二四	外国語	二
計	二四	計	二二
			四
			計
			一四

第四章 研究科規程

第四十二條 研究科ハ法律学、経済学並ニ文学ノ濫奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トス

第四十三條 研究科ニ入学スルコトヲ得ルモノハ本学所設学部ヲ卒業シタルモノトス

他ノ大学卒業者若クハ之ト同等以上ノ学力アル者ニシテ研究科ニ入学センコトヲ願フ者アルトキハ其ノ閥歴、学力等ヲ考查シテ之ヲ許可スルコトアルベシ

考查料ハ金參百圓トス

第四十四條 研究科ニ入学ヲ許サレタル者ハ研究事項ニツキ総長ノ承認ヲ受クベシ

第四十五條 総長ハ其ノ研究事項ニ依リ教授ノ指導担当者ヲ命ズルモノトス

研究科学生ハ総長ノ許可ヲ得テ他ノ学科ノ講義、演習ニ出席スルコトヲ得

第四十六條 研究科学生ハ其ノ研究事項ニツキ論文ヲ提出スルモノトス

第四十七條 第二十八條及第二十九條ノ規程ハ之ヲ研究科学生ニ準用ス

第四十八條 研究科学生ハ教授会ノ議ヲ経テ特ニ其ノ授業料ヲ免除シ又ハ一定期間研究費を給与スルコトアルベシ、其ノ期間ハ二ヶ年以内トシ研究費ハ月額金壹百圓以下トス

第五章 選科生規程

第四十九條 学部ノ学科目一科目若クハ数科目ヲ特ニ修学セントスル者ハ考査ノ上選科生トシテ入学ヲ許可スルコトアルベシ

考查料ハ金參百圓トス

第五十條 第二十八條及第二十九條ノ規程ハ修学科目ノ多少ニ拘ラズ選科生ニ之ヲ準用ス

第五十一條 選科生ハ其ノ修了シタル科目ノ試験ヲ受クルコトヲ得

前項ノ試験ニ合格シタルトキハ希望ニ依リ其ノ科目ノ終了証書ヲ授与ス

第六章 外国人学生規程

第五十二條 外国人ニシテ本大学ニ入学ヲ希望スル者アルトキハ外国公館ノ紹介アル者ニ限り学力考査ノ上之ヲ許可スルコトアルベシ

第五十三條 外国人学生ニシテ三箇年以上在学シ考査ノ上相当ノ学力アリト認めタルトキハ其ノ専攻シタル学科ニ依リ学士ノ称号ヲ与フルコトアルベシ

第五十四條 外国人学生ノ修学ニツキテハ特別ノ規程ナキ限り学部学生ノ修学ニ関スル規定ヲ準用ス 研究科学生又ハ選科生ニツキ亦同シ

第七章 大学予科規程

第五十五條 大学予科ノ修学期間ハ二箇年トス

第五十六條 大学予科ハ之ヲ分チテ第一部(昼間)及第二部(夜間)トス

第五十七條 大学予科ノ科目、其ノ配当及毎週授業時数ハ左ノ標準ニ依ル

科目	第一年		第二年		第三年	
	必修	选修	必修	选修	必修	选修
倫理科	一		一		一	
心理学	二					
論理学			二			
哲学					二	
国語		四		四		四
支那学		二		二		二
国史					二	
東洋史			二			
西洋史	二		二			
世界史						二
地理		二				

社会科

法制経済

自然科

社会学

外国語科

英語

体育科

体育

合計

合計

一九二七

二一七

二〇三一

二一〇

一九二七

二一七

二

二

六

六

二

二

四

四

二

二

六

六

四

四

二

二

六

六

二

二

四

四

二

二

六

六

四

四

二

二

六

六

四

四

二

二

六

六

四

四

二

二

六

六

四

四

二

二

第五十八條 大学予科ニ入学シ得ル者ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者トス

一、中等学校卒業者

二、専門学校入学者檢定規定ニ依ル試験ニ合格シタル者

三、文部大臣ニ於テ一般専門学校入学ニ関シ中等学校卒業者ト同等以上ノ学力ヲ有スル者トシテ指定シタル学校ノ卒業者

第五十九條 大学予科ノ入学期ハ毎学年ノ初トス

第六十條 引続キニ回原級ニ止マリタル者ニハ退学ヲ命ズルコトアルベシ

第六十一條 大学予科ニハ追試験ヲ行ハズ

第六十二條 第二十八條及第二十九條ノ規定ハ大学予科ニ之ヲ準用ス

第六十三條 第一章及第六章ノ規定ハ大学予科ニ之ヲ準用ス

[注・昭和三十一年一月二〇日施行]

八五 立命館大学(学校教育法による)設置認可書

立命館大学設置者

財団法人 立 命 館

昭和二十三年二月二十八日附をもつて申請の学校教育法による立命館大学設置のことは大学設置委員会の答申に基き次のように認可する

昭和二十三年三月二十五日

文部大臣 森 戸 辰 男 [印]

一、位 置 京都市上京区廣小路通寺町東入中御靈町

二、学 部 法学部、経済学部、文学部(哲学科、文学科、史学科、

地理学科)

三、開設期 昭和二十三年度

四、設置条件

- 1、一般教養学科特に自然科学に関した教員組織並に自然科学関係の施設を一年以内に充実すること
- 2、新築中の校舎を一年以内に完成すること
- 3、図書の実用に自然科学の施設を一年以内に完成すること
- 4、専任教授を二年以内に充実すること
- 5、以上の事項についてはその実施につき報告を徴し又必要のある場合は大学設置委員会が実施視察をする向教員組織についてはその充実に至るまでこの委員会に協議しなければならない

八六 大学(学校教育法による)設置認可申請書

大学設置認可申請書〔抜粋〕

此の度学校教育法第四條によつて立命館大学を設置いたしたいと存じますから御認可下さるよう別紙書類を添えて申請いたします

昭和二十三年二月二十八日

財団法人立命館

理事長 岡 善 吉 [印]

文部大臣 殿

〔別紙〕

第一 立命館大学設置要項

一、目的及使命

本大学は教育基本法及び学校教育法の精神に基き學問の中心として廣く學術の理論並に應用を授け教養ある有爲の人材を養成し併せて深く法学、經濟學及び文學の濫與を研究し以て文化國家の建設に貢献せんとするものである。

二、名 稱

立命館大学

三、位 置

京都市上京区廣小路通寺町東入中御靈町四百拾番地

四、校 地

總坪數 九〇・二九〇・一四七 坪

五、校舎等建物

總延坪數 二、四八五・五七三 坪

六、圖書、標本、機械器具施設等概要

(一)圖書

内國書 七九、六六〇冊
外國書 二二、三五〇冊

計 一〇三、二一〇冊

(二)標本

三、八三五點

(三)機械器具

九、三五一點

七、學部及學科組織並に附屬施設

(一)學部及學科組織

法學部

經濟學部

文學部

哲學科
文學科
史學科
地理學科

(二)附屬施設

立命館研究所

立命館圖書館

八、學部別學科目又は講座概要〔省略〕

九、職員組織概要

區別	專任	兼任	事務員	計	備考
法學部	一人	三人	八人	五人	
經濟學部	一人	二人	八人	四人	
文學部	三人	六人	八人	一〇七	
計	六〇	一二八	二四	二二二	

一〇、學部學科別學生收容人員

學部	學科	一部定員 (書間部)	二部定員 (夜間部)	計	備考
法學部	哲學科	八〇〇人	八〇〇人	一、六〇〇人	
	文學科	八〇〇	八〇〇	一、六〇〇	
經濟學部	哲學科	一六〇	一六〇	三二〇	
	文學科	三三〇	三三〇	六四〇	
文學部	史學科	一六〇	一六〇	三二〇	
	地理學科	三三〇	三三〇	六四〇	
計		二、五六〇	二、五六〇	五、一二〇	

一一、設置者

財團法人立命館

一二、維持經營方法の概要

經常費は基本財産の果實及び授業料其他の収入を以て支辨する。

一三、大學開設の時期

昭和二十三年四月一日

〔別紙 學則要項以下省略〕

八七 大學設置認可条件に対する回答

立命館大學設置認可に對する條件

(昭和二三・三・二五認可)

一、一般教養學科特に自然科學に關した教員組織並に自然科學關係の施設を一年以内に充實すること。

二、新築中の校舎を一年以内に完成すること。

校舎の西側に新築中であつたいわゆる第一新館は、昭和二十三年十一月三日に竣功し、河原町通り廣小路下ル所に新築中であつた第二新館は本年二月末日に何れも竣功した。

三、圖書の充實特に自然科学の施設を一年以内に完成すること。

昭和二十三年四月以來、一般圖書一、五三六冊、専門圖書五、〇九〇冊、計六、六二六冊、一般自然科学書一九冊、専門自然科学書九八七冊、計一、〇〇六冊

合計 七、六三二冊を増加した。

四、専任教授を二年以内に充實すること。

昭和二十三年三月以降教授六名、助教授五名、専任講師三名計一四名を増加し、二十四年度からは理工學部の増設に依り、更に、教授一四名、助教授一五名、専任講師三名、計三二名を増加した。

専任教員數

昭和三十二年度申請當時	昭和二十四年現在數
法 學 部 八名	一 二 名
經 濟 學 部 九名	一 一 名
文 學 部 一 一 名	一 九 名
計 二 八 名	計 四 二 名
一 四 名 増 加	一 四 名 増 加

昭和二十四年度

理 工 學 部	教 授	助 教 授	専 任 講 師	計
教 授	一 四 名	一 五 名	三 名	三 二 名
助 教 授	一 五 名	一 五 名	三 名	三 二 名
専 任 講 師	三 名	三 名	三 名	三 二 名
計	三 二 名	三 二 名	三 二 名	三 二 名

八八 立命館大学学則 (法・経・文学部設置)

立命館大学学則

第一章 総 則

第一條 本大学は、教育基本法の規定する教育の一般的目的と方法とに則り、學術の中心として、ひろく知識を授けるとともに、深く法政、經濟、文学に関する専門の學芸を教授研究し、知的、道德的および応用的能力を展開させることを目的とする。

第二條 本大学に法学部、經濟学部、文学部を置く。

第三條 本大学に大学院を置く。

第四條 本大学に研究所、図書館その他附属施設を置く、研究所、図書館その他の附属施設に関する規定は各々別にこれを定める。

第五條 本大学に専攻科および別科を置く。

第六條 本大学に委託生、聴講生の制度をおく。

第七條 本大学および本大学に附置する各科の授業は、これを分つて第一部

(昼間) 第二部(夜間) とする。

第八條 本大学の修業年限は四年とする。

第九條 本大学に四年以上在學し、所定の試験を受けこれに合格したものは、学士と称することができる。

第十條 大学院の在學年限は、マスターコース(仮称)にあつては一年以上、ドクターコース(仮称)にあつては三年以上とする。

但しマスターコース(仮称)を経たものについては、ドクターコース(仮称)の在學年限は二年以上とする。

第十一條 本大学は、一定の資格あるものに対して、博士その他の学位を授与する。

第十二條 博士その他の学位に関する規定は別にこれを定める。

第十三條 本大学に教授、助教、講師、助手およびその他の職員を置く。

本大学の定員は別にこれを定める。

本大学に教授会を置く。教授会は各学部毎にその属する教授を以て

組織する。

教授会は部長が必要と認めたととき、又は教授の三分の一以上の要求があつたとき、部長がこれを招集してその議長となる。

部長に支障があるときは、その指名により他の教授がこれを代行する。

総長は必要と認めたとときは教授会の招集を要請し、また教授会に出席して発言することができる。

教授会は必要に応じ助教等専任教員を参加させ、あるいはその他の職員を列席させることがある。

第十四條

教授会は次の事項を審議決定する。

- 一、学科課程および学科考査に関する事項
- 二、学生の資格認定およびその身分に関する事項
- 三、教授、助教授、講師および助手の進退に関する事項
- 四、学位の審査に関する事項
- 五、学則の変更に関する事項
- 六、その他重要な事項

第十五條

本大学に協議会を置く。

協議会は各学部長および各教授会において互選した二名宛の協議員を以て組織する。

協議会は総長がこれを招集しその議長となる。

協議会の運営は教授会に準ずるものとし、前條中各学部共通の事項について審議決定を行う。

第十六條

本大学に入学できるものは高等学校を卒業したもの、もしくは通常の課程による十二年の学校教育を修了したもの（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了したものを含む。）又は監督庁の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められたものとする。

学生の定員は別にこれを定める。

第十七條

本大学に入学を志願するものは、所定の手続を履まなければならない。

入学の手続は別にこれを定める。

第十八條

本大学の入学の時期は毎年四月とする。

年度は毎年四月一日にはじまり、翌年三月三十一日に終る、年度を前期と後期とに分ち、各期毎に十五週の授業を行う。講義は一週一時間十五週を以て一単位とし、演習は一週二時間十五週を以て一単位とし、実験、実習、体育実技は一週三時間十五週を以て一単位とする。

但し文学部に於ては演習は一週一時間十五週を以て一単位とする。

第十九條

国家の定める休日、本学の記念日、および日曜日は休日とする。

春季、夏季および冬季において、各々一定期間の休日をつける。

第二十條

年度あるいは各期の終りに於いて、各々その履修科目につき試験を行う。

第二十一條

所定の年限在学し、所定の単位を履修しその試験に合格したものは、合格証書あるいは修了証書を授与する。

第二十二條

病氣その他やむをえない事由により休学または退学しようとするものは、保証人の連署を以て願出で許可を受けなければならない。

前項により退学したものが保証人の連署を以て復学を願出たときは、教授会の議によりこれを復学させることがある。

第二十三條

他の大学から本大学に転学し、あるいは本大学から他の大学に転学しようとするものは、所定の手続を履まなければならない。

転学に関する規定は別にこれを定める。

第二十四條

授業料その他学生の負担すべき金員およびその納付方法は、別にこれを定める。

前項の金員を納付したものは学生証を交付する。

貸給費については別にこれを定める。

第二十五條

本大学に寄宿舎および医務局を附設する。

第二十六條

寄宿舎および医務局に関する規定は別にこれを定める。

総長は本学則並に別に定める規定に従つて学生の賞罰を行ふ。

第二章 法学部規定

第二十七條 法学部は法律および政治に関する学科を教授する。
第二十八條 法学部の科目配当および単位は左の標準による。

一、一般教養科目

人文科学関係	単位	社会科学関係	単位	自然科学関係	単位
哲学 概論	四	法学 通論	四	生 物 学	四
論 理 学	二	社 会 思 想	四	物 理 学	四
倫 理 学	四	社 会 学	四	化 学	四
心 理 学	四	人 類 学	四		
教 育 学	四	社 会 政 策	四		
歴 史 学	四	社 会 科 学 概 論	四		
人 文 地 理 学	四	統 計 学	四		
文 学 概 論	四				
外国語(英、独、仏、中)	四				

二、専門科目(数字ハ単位ヲ表ス)

- 一、基礎部門 法哲学 四、法制(法学) 四
- 一、公法部門 憲法 六、行政法 六、国際法 六、民事訴訟法 四、国際私法 二
- 一、私法部門 民法第一部 一二、民法第二部 四、商法第一部 六、商法第二部 六
- 一、刑事法部門 刑法 六、刑事訴訟法 二、刑事政策 四
- 一、歴史部門 政治史 四
- 一、政治理論部門 政治学 六、政治学史 四
- 一、制度部門 比較政治制度 四
- 一、其の他 労働法 四、外国法 四、経済原論 四、経済政策 四、財政学 四、経済法 四、労働問題 四、演習 一四、外国書講読 二四

専門科目実施方法

- 一、憲法 行政法(総論 四、各論 二)、刑法(総論 四、各論 二)、訴訟法(民訴 四、刑訴 二)、国際法(第一部 四、第二部 二)、民法第一部(総則、物権、債権)、民法第二部(親族、相続)
- 商法第一部(総則、商為、保険、海商)、商法第二部(会社、手形)
- 労働法、政治学、政治、法哲学、法学、の一四科目を講座に準ずる科目とする。

- 一、憲法、行政法、刑法、訴訟法、国際法、政治学、民法第一部、民法第二部、外国法、商法第一部、商法第二部、労働法、の一二科目を必修科目とする。

- 一、経済原論、財政学、経済政策、刑事政策、国際私法、法哲学、法学、経済法、政治、政治学、比較政治制度、労働問題演習、外国書講読、の一四科目を選択必修科目とする。

第二十九條 法学部においては、一般教養科目の各系列中二科目以上計十科目四十単位以上、専門必修科目十二科目七十二単位、専門選択必修科目中九科目三十六単位以上と、別に体育に関する二科目(学科、実技)各二単位計四単位以上を履修しなければならない。
必修科目は講座に準ずるものとする。
教授会に於て必要と認めるときは、特定の科目を開講しないことがある。

第三章 経済学部規定

第三十條 経済学部は経済及び経営に関する学科を教授する。
第三十一條 経済学部の学科課程およびその単位は左の標準による。

一、一般教養科目

人文科学関係	単位	社会科学関係	単位	自然科学関係	単位
哲学概論	四	法 学 通 論	四	数 学	四
倫 理 学	二	社会 科学 概 論	四	化 学	四
心 理 学	四	政治 学 概 論	四	物 理 学	四
教 育 学	四	社 会 学	四		
歴 史 学	四	人 類 学	四		
人 文 地 理 学	四				
日 本 文 学	四				
外国語(英、独、仏、中)	四				

二、専門科目

一、経済学部部門	単位	二、統計学部部門	単位
経済原論	八	統計学	四
経済哲学	四	一、経営学部部門	
金融経済論	四	経営経済学	四
経済地理	四	保 險 論	四
一、経済史部門		銀行論	四
経 済 史	四	一、会計学部部門	
社会思想史	四	会 計 学	四
一、経済政策部門		簿 記 学	四
経 済 政 策	四	一、其 他	
工業政策	四	商業数学	四
交通政策	四	民 法	八
労働問題	四	商 法	六
一、財政学部部門		憲 法	四
財 政 学	八	労働法	四
		外国語講読	二四
		演 習	一四

一、統計学部部門

統計学 四

一、経営学部部門

経営経済学 四
保 險 論 四
銀行論 四

一、会計学部部門

会 計 学 四
簿 記 学 四

一、其 他

商業数学 四
民 法 八
商 法 六
憲 法 四
労働法 四
外国語講読 二四
演 習 一四

左記の科目は講座に準ずるものとする。

経済原論、国際経済論、金融経済論、景気論、経済史、経済政策、工業政策、交通政策、社会政策、財政学、統計学、経営経済学

第三十二條 前條学科課程のうち一般教養科目の各系列中二科目以上計十科目

四十単位以上、専攻科目中二十科目九十単位以上と、別に体育に関する二科目(学科、実技)各二単位計四単位以上を履修しなければならない。

教授会において必要と認めるときは、適当に科目およびその単位を増減することができる。

第四章 文学部規定

第三十三條 文学部はこれを哲学科、文学科、史学科、地理学科に分ち、哲学科に哲学専攻、文学科に日本文学専攻、中国文学専攻、史学科に日本史学専攻、東洋史学専攻、地理学科に地理学専攻を置く。

第三十四條 各専攻の学科課程および単位は左の標準による。

一、一般教養科目

卒業論文	人文科学関係	哲学	政治学	数学
	単位	四	四	四
	社会科学関係	社会学	政治学	社会学
	単位	四	四	四
自然科学関係	物理学	化学	生物学	地学
単位	四	四	四	四

二、専門科目
一、哲学科哲学専攻専門科目

卒業論文	歴史部門	西洋古代史	西洋近世史	西洋哲学史	東洋哲学史	東洋哲学史	東洋哲学史
	単位	四	四	四	四	四	四
	攻	概論部門	哲学概論	哲学概論	哲学概論	哲学概論	哲学概論
	単位	四	四	四	四	四	四
科	特殊研究部門	哲学演習	哲学演習	哲学演習	哲学演習	哲学演習	
目	単位	四	四	四	四	四	
補助科目	古典学	宗教学	教育学	教育心理学	美学史	美術史	西洋史
単位	四	四	四	四	四	四	四

二、文学科日本文学専攻専門科目

卒業論文	歴史部門	日本文学	国語学	文学	中国文学	日本文学
	単位	四	四	四	四	四
	攻	批判部門	日本文学論	中国文学論	文学概論	日本文学論
	単位	四	四	四	四	四
科	作品研究部門	日本文学	中国文学	文学概論	日本文学	中国文学
目	単位	四	四	四	四	四
補助科目	倫理学	教育学	社会学	美学史	美術史	東洋史
単位	四	四	四	四	四	四

文学科中国文学専攻専門科目

卒業論文	歴史部門	中国文学	中国文学	中国文学	中国文学	中国文学
	単位	四	四	四	四	四
	攻	批判部門	中国文学論	中国文学論	中国文学論	中国文学論
	単位	四	四	四	四	四
科	作品研究部門	中国文学	中国文学	中国文学	中国文学	中国文学
目	単位	四	四	四	四	四
補助科目	倫理学	教育学	社会学	美学史	美術史	東洋史
単位	四	四	四	四	四	四

三、史学科日本史学専攻専門科目

卒業論文	専攻科目		補助科目
	単位	目	
史学研究法 四	一般史部門 単位	特殊研究部門 単位	単位
日本史学 四	日本一史概説 四	日本一史概説 四	倫理学 四
史学研究法 四	日本二史概説 四	日本二史概説 四	教育学 四
	東洋一史概説 四	東洋一史概説 四	社会学 四
	東洋二史概説 四	東洋二史概説 四	史前学 四
	西洋一史概説 四	西洋一史概説 四	美術学 四
	西洋二史概説 四	西洋二史概説 四	美術史 四
現代史 四	現代史部 四	現代史部 四	東洋哲学史 四
			中国文学史 四
			外国書講読 四

史学科東洋史学専攻専門科目

卒業論文	専攻科目		補助科目
	単位	目	
史学研究法 四	一般史部門 単位	特殊研究部門 単位	単位
東洋史学 四	東洋一史概説 四	東洋一史概説 四	倫理学 四
東洋史学 四	東洋二史概説 四	東洋二史概説 四	教育学 四
東洋史学 四	日本一史概説 四	日本一史概説 四	社会学 四
東洋史学 四	日本二史概説 四	日本二史概説 四	史前学 四
西洋史学 四	西洋一史概説 四	西洋一史概説 四	美術学 四
西洋史学 四	西洋二史概説 四	西洋二史概説 四	美術史 四
現代史 四	現代史部 四	現代史部 四	東洋哲学史 四
			中国文学史 四
			外国書講読 四

卒業論文	専攻科目		補助科目
	単位	目	
	外国書講読 四		人文地理学 四
			第一外国語 八
			第二外国語 八

四、地理学科地理学専攻専門科目

卒業論文	専攻科目		補助科目
	単位	目	
地理学発達史 四	通論部門 単位	特殊研究部門 単位	単位
人文地理学 四	地理学 四	地理学実習 四	倫理学 四
人文地理学 四	地理学 四	地理学実習 四	教育学 四
人文地理学 四	地理学 四	地理学実習 四	社会学 四
人文地理学 四	地理学 四	地理学実習 四	史学概論 四
人文地理学 四	地理学 四	地理学実習 四	日本史 四
人文地理学 四	地理学 四	地理学実習 四	東洋史 四
人文地理学 四	地理学 四	地理学実習 四	西洋史 四
人文地理学 四	地理学 四	地理学実習 四	民族学 四
人文地理学 四	地理学 四	地理学実習 四	考古学 四
人文地理学 四	地理学 四	地理学実習 四	第一外国語 八
人文地理学 四	地理学 四	地理学実習 四	第二外国語 八

第三十五條

各専攻を通じて一般教養科目中その専門科目に属する科目を除き各系列中二科目以上計十科目四十単位以上、専門科目中二十科目八十単位以上と、別に体育に関する二科目（学科、実技）各二単位計四単位以上を履修しなければならない。

専門科目中専攻科目のうち、左の科目は講座に準ずるものとする。

- 一、哲学科哲学専攻 哲学概論、西洋哲学史、東洋哲学史
- 二、文学科日本文学専攻 日本文学概論、日本文学史、国語学概

論

三、文学科中国文学専攻 中国文学概論、中国文学史、中国語学

概論

四、史学科日本史学専攻 日本史概説第一部、同第二部、東洋史

概説

五、史学科東洋史学専攻 東洋史概説第一部、同第二部、日本史

概説

六、地理学科地理学専攻 人文地理学概論、歴史地理学

各専攻を通じて、最終年度に卒業論文を提出しなければならない、卒業論文は専門科目の単位に加算するものとする。

教授会において必要と認めるときは、適当に科目およびその単位を増減することができる。

第五章 大学院規定

第三十六條 本大学院は、法政・経済および文学に関する學術の理論および応用を教授しその深奥を窮めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

第三十七條 本大学院に左の研究科を置く。

一、法学研究科

二、経済学研究科

三、哲学研究科、日本文学研究科、中国文学研究科、日本史学研究科、東洋史学研究科、地理学研究科

各研究科はマスターコース（仮称）とドクターコース（仮称）とに分つ。

第三十八條 大学院に入学できるものは、大学を卒業したもの、またはこれと同等以上の学力があると認められたものとする。

第三十九條 大学院のドクターコース（仮称）に入学を許可されたものは、その研究しようとする事項を教授会に申出で、その承認を求めなければならない。

教授会が前項の研究事項を承認したときは、指導教授を選任する

ものとする。

第四十條 各研究科のマスターコース（仮称）の学科課程は当該専攻科目三十単位以上の特殊講義もしくは演習とする。

各研究科学生は、その在学年限中に所定の学科課程を履修し、且研究論文を提出しなければならない。

第四十一條 マスターコース（仮称）の課程を履修し、研究論文の審査に合格したものは、左の称号を与へる。

一、法学研究科に属するものは法学士^(マフ)

二、経済学研究科に属するものは経済学士^(ケイ)

三、文学部の各研究科に属するものは文学士^(ガク)

第六章 専攻科および別科規程

第四十二條 専攻科は大学を卒業しまたはこれと同等以上の学力があると認められたものに対して、精深な程度において特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とする。

専攻科の修業年限は一年以上とする。

第四十三條 別科は第十六條に規定する入学資格あるものに対して、簡易な程度において特別の技能教育を施すことを目的とする。

別科の修業年限は一年以上とする。

第四十四條 専攻科および別科の学生は、本大学並に大学院の学科課程中、教授会の指定する特定の科目について受講するものとする。

教授会が必要と認めるときは専攻科あるいは別科のため特別に科目をおくことがある。

第四十五條 専攻科および別科の課程を履修したものに對しては、その履修した科目および単位の証明を与える。

第七章 委託生・聴講生および外国人学生規定

第四十六條 公共団体もしくはその他の機関から本大学の特定の学科につき修学を委託されたものがあるときは選考の上これを受託し、委託の目的に合致する学科課程について授業を行ふ。

前項の学科課程およびその単位は、委託者の希望を考慮し、教授

会においてこれを決定する。

第四十七條

本大学の特定の学科目につき聴講しようとするものがあるときは
選考の上これを許可する。

聴講を許可しうる学科目は、一年度につき七科目三十単位以内と
する。

第四十八條

委託生及び聴講生の入学資格はこれを制限しない。

委託生および聴講生は、その履修した科目および単位の証明を求
めることができる。

第四十九條

本大学に入学を希望する外国人は外国公館から紹介あるものに限
つて選考の上これを許可する。

第五十條

特別の規定がない限り、本学則の規定は、委託生・聴講生および
外国人学生にこれを準用する。

附

則

第五十一條

本学則は、昭和二十三年四月一日からこれを実施する。

八九 立命館大学理工学部設置認可書

校学九七号

立命館大学設立者

財団法人 立 命 館

昭和二十三年七月三十日をもつて申請の学校教育法による立命館大学に理工学部を設置のことは大学設置委員会の答申に基き次のように認可する。

昭和二十四年二月二十一日

文部大臣 高 瀬 莊太郎 [印]

一、位 置 京都市上京区等持院北町二十八番地

二、学部学科 理工学部（数学物理学科、化学科、電気工学科、機械工学科、土木工学科）

三、開設学年 第二学年まで

四、開設時期 昭和二十四年四月

五、設置条件

(一) 専門図書及び雑誌のバックナンバーを可及的速やかに整備充実すること。

(二) 各科の学生定員については次の如く定めること。

数学物理学科(二八〇)、化学科(四二〇)、電気工学科(二八〇)、
機械工学科(二八〇)、土木工学科(二八〇)

(三) 理工学部の開設は第二学年迄とすること。

(四) 以上の事項についてはその実施につき報告を徴し又必要がある場合は大学設置委員会として実地視察をする。

尚教員組織についてはその充実に至るまでは大学設置委員会に協議しなければならない。

〔注・理工学部二部、昭和二十四年三月二十五日認可〕

九〇 理工学部増設認可申請書

学部増設認可申請〔抜粋〕

此の度昭和二十三年四月一日設置されました立命館大学に新たに理工学部を増設したいと存じますから御認可下さるよう別紙書類を添へて申請いたします

昭和二十三年七月 日

設置者

財団法人 立命館理事長

岡 善 吉 [印]

文部大臣 森 戸 辰 男 殿

〔別紙〕

第一、立命館大学理工学部増設要項

一、目的及び使命

日本再建は科学技術の進歩発展に俟たねばならぬ。この目的のためには研究力の充実した人材を多数養成しなければならぬ。本學においては教育基本法及び学校教育法の精神に基き理學及び工學の融合一体となつた特徴ある理工學部を新設し學術並びに技術の基礎理論に重きを置いて教授し綜合大學の實を挙げ一般教養の豊かな創造發展性のある技術者並びに應用能力の豊富な科學者を養成し併せて深く理工學の蘊奥を研究し以て文化國家の建設に貢獻せんとするものである。

二、名 稱 立命館大学理工学部

三、位 置 京都市上京区等持院北町二十八番地

四、理工學部用校地總坪數 八、四〇〇坪（運動場一三、五〇〇坪を含む）

まない）

五、理工學部校舍等建物 總延坪數 二、九六〇・五五坪

六、理工學部圖書、標本、機械、器具、施設等概要

(一)圖書(立命館圖書館の藏書約十萬冊を含まない)

内國書 六、五六五冊

外國書 一、二七一冊

計 七、八三七冊

(二)標本 二、八五二点

(三)機械器具 四三、四九六点

(四)施設

電 氣 受電容量 九〇KV A

電 燈 數 六〇〇

瓦 斯 瓦斯管延長 二、一〇〇米 瓦斯栓數 七三四個

水 道 水道管延長 六〇〇米 給水栓數 四八四個

消 火 栓 一一個

七、理工學部學科組織並に附屬施設

(一)學科組織

數學物理學科(數學課程、物理學課程)

化 學 科(純正化學課程、工業化學課程、化學機械學課程)

電 氣 工 學 科(強電流工學課程、弱電流工學課程)

機 械 工 學 科(原動機學課程、機械製作學課程)

土 木 工 學 科(水工學課程、交通工學課程)

(二)附屬施設

立命館圖書館分室

附屬運動場

附屬農場

俱樂部(相訪會館)

醫務局分室

八、理工學部學科別學科目概要(省略)

九、履修方法概要

大體第一年度に於ては教養科目を課し、専門科目は第二年度から配當し、漸次その數を増すが、第四年度に於て特殊専門科目を配當履修させ、各種の専門家を養成する方針で、その間學生各自の性能に應じ、任意選擇の自由が與へられている。

一〇、職員組織概要

專 任 兼 任 事務及技術員 其他 計

八九人 二四人 二三人 一五人 一五一人

一一、學科別學生收容定員

學 科	一部(晝間)	二部(夜間)	計
數學物理學科	四〇〇人	二〇〇人	六〇〇人
化 學 科	六〇〇人	三三〇人	九二〇人
電 氣 工 學 科	四〇〇人	二〇〇人	六〇〇人
機 械 工 學 科	四〇〇人	二〇〇人	六〇〇人
土 木 工 學 科	四〇〇人	二〇〇人	六〇〇人
計	二、二〇〇人	一、二二〇人	三、三二〇人

一二、設 置 者 財團法人 立 命 館

一三、維持經營方法の概要

經常費は基本財産の果實、及び授業料其他の收入を以て支辨する。

一四、學部開設の時期

昭和二十四年四月一日

(別紙 第二、理工學部増設のための學則變更 以下省略)

必修科目 数	学 科 目	単 位	学 科 目	単 位	学 科 目	単 位
一〇	機械実習	六	内燃機関	四		

(四) 機械工学科専門科目

必修科目 数	学 科 目	単 位	必修科目 数	学 科 目	単 位	学 科 目	単 位	
八	卒業論文	八	電気計測	二	電気材料	二	高圧工学	一
五	電気実験	五	電子工学	二	照明及電熱	二	電気化学	三
六	設計製図	六	電気計測特論	四	材料力学	二	電気工学	二
三	機械設計法	三	通信工学特論	四	工場管理法	二		
四	電力工学	四	高周波工学特論	二				
四	電気機器	四	高周波工学	二				
二	通信工学	二	音響工学	二				
二	電気計測	二	電気機器特論	四				
一〇	電気理論	一〇	電力工学特論	四				
二	電気工学	二	電気工学特論	四				
四	工学英語	四	電気理論特論	二				
六	数学	六	数学特論	四				

(三) 電気工学科専門科目

必修科目 数	学 科 目	単 位	学 科 目	単 位	学 科 目	単 位
六	研究実験	六	珪酸塩	三	見工場実習学	一
二	製図第一部	二	冶金化学	三	工場管理法	二
四	工業化学大要	四	金属材料	三	製図第二部	二
四	化学実験	四	燃化学機	三	工場管理法	二
六	分析化学及実験	六	電気化学	八	電気磁気学	四
二	化学計算法	二	機械工学	三	分光学及X線	三
五	有機化学	五	電気化学	三	光學	四

第三十八條 各科を通じて一般教養科目の各系列中二科目以上計九科目三十六

必修科目 数	学 科 目	単 位	学 科 目	単 位	学 科 目	単 位
六	工業英語	六	製図	二	施行法	四
四	工学	四	設計製図	四	応用地質学	四
二	図学	二	卒業論文	八	防災工学	四
一〇	構造力学及演習	一〇	選択科目		建築学	四
四	水理学	四	構造力学特論	四	電気工学	三
二	材料学	二	港湾工学	四	機械工学	三
八	測量学及演習	八	衛生工学第二部	四	土木行政法	四
三	河川工学	三	橋梁工学特論	四	労働法規	二
三	衛生工学第一部	三	衛生工学第二部	四		
四	橋梁工学	四	鉄道工学第二部	四		
三	鉄道工学第一部	三	都市計画	四		
三	道路工学	三	発電水力	四		
			コンクリート学	四		

(五) 土木工学科専門科目

学 科 目	単 位	学 科 目	単 位	学 科 目	単 位
工学英語	四	卒業論文又は製図	七	起重機及	二
図学	二	測定法	四	電気工学	三
工業力学	二	流体力学	四	金属工学	三
材料力学	八	熱力学	四	工場管理法	二
材料試験法	二	機械運動学	四		
機械材料	四	機械工作機	二		
機械設計法	六	精密機器	四		
機械製作法	五	流体機械	四		
設計製図	八	蒸気原動機	四		
機械実験	三				

単位以上、専門科目八十四単位以上と、別に体育に関する二科目（講義、実技）各二単位計四単位以上を履修しなければならない。教授会に於て必要と認められた時は適当に科目及びその単位を増減することが出来る。

〔注・昭和二十四年四月一日施行〕

九二 立命館専門学校（臨時）別科規程

臨時別科規程

- 第一條 立命館専門学校学則第十條ノ臨時別科生ニ関シテハ本規定ニ定ムルモノノ外、立命館専門学校学則ニ依ル
- 第二條 臨時別科ハ臨時ノ措置トシテ中等学校卒業者ニ所要ノ教育ヲ授ケテ新制高等学校卒業者ト同等ノ資格ヲ与フルヲ以テ目的トス
- 第三條 臨時別科ニ左ノ学科ヲ置ク
法政科、経済科、文学科及理工学科トシ夫々之ヲ分チテ第一部（昼間）及第二部（夜間）トス
- 第四條 各科ノ入学定員ヲ左ノ如ク定ム

科別	部別		計
	第一部	第二部	
法政科	一〇〇	一五〇	二五〇
経済科	二〇〇	二〇〇	四〇〇
文学科	五〇	五〇	一〇〇
理工学科	一五〇	一五〇	三〇〇
合計	五〇〇	五五〇	一、〇五〇

第五條 修学年限ハ一箇年トス

第六條 各科ノ学科目配当及毎週ノ授業時間ハ左ノ標準ニヨル

一、法政科課程表

学 科 目	毎週時数	学 科 目	毎週時数
日 本 文 学	二	政 治 概 論	二
日 本 史	二	公 法 概 論	二
西 洋 史	二	私 法 概 論	二
外 国 語	八	自 然 科 学	二
近 代 思 想 論	二	体 育	二
經 濟 概 論	二	計	二八

備考 外国語ハ英語及ビ独逸語トス

二、経済科課程表

学 科 目	毎週時数	学 科 目	毎週時数
人 文 地 理	一	世 界 文 化 史	二
日 本 經 濟 史	二	政 治 概 論	二
外 国 語	一	經 濟 学 概 論	二
英 作 文 及 会 話	二	自 然 科 学	二
近 代 思 想 論	二	体 育	二
法 学 概 論	二	計	二二

備考 外国語ハ英語及ビ独逸語トス

三、文学科課程表

学 科 目	毎週時数	学 科 目	毎週時数
国 語	二	地 理 通 論	二
漢 文	二	日 本 地 理	二
文 学 史	二	法 制 經 濟	二
国 本 法 史	二	論 理 心 理	二
日 本 史	二	生 物 学	二
世 界 史	二	物 理 化 学	二
数 学	二	体 育	二

卒業論文	外国書講読 其の一	四
	外国書講読 其の二	四
	政治学	四
	経済学	四
一〇	英語	八
	ドイツ語	八
	フランス語	八
卒業論文	中国語	八

(五) 文学科英米文学専攻

卒業論文	歴史部門	単位	専攻	単位	補助部門	単位
	英文学史	四	英文学概論	四	倫理学	四
	米文学史	四	英文学概論	四	教育学	四
	英語学史	四	英文学特殊講義其の一	四	社会学	四
			英文学特殊講義其の二	四	美学及び美術史	四
			英詩概論	四	西洋史概説	四
			批判論	四	世界地理	四
			英米劇研究	四	西洋哲学史	四
一〇			英文学演習(一)	四	現代史	四
			英文学演習(二)	四	法学	四
			英文学講読(一)	四	政治学	四
			英文学講読(二)	四	経済学	四
			英文学講読(三)	四	ドイツ語	八
			英米劇研究	四	フランス語	八
一〇			古代中世英語	四	中国語	八
			英作文	四		

専門科目に属する左の科目は講座に準ずるものとする。

- 一、哲学科哲学専攻 哲学概論、西洋哲学史、東洋哲学史
- 二、哲学科心理学専攻 心理学概論第一部、心理学概論第二部
- 三、文学科日本文学専攻 日本文学概論、日本文学史、国語学概論

- 四、文学科中国文学専攻 中国文学概論、中国文学史、中国語学概論

- 五、文学科英米文学専攻 英文学概論、英文学史、米文学史

- 六、史学科日本史学専攻 日本史概説第一部、同第二部、東洋史概説

- 七、史学科東洋史専攻 東洋史概説第一部、同第二部、日本史概説

- 八、地理学科地理学専攻 人文地理学概論、歴史地理学

文学士の称号を得るためには、各専攻を通じて少くとも左に示す単位数を履修しなければならない。

第一 一般教養科目

人文科学関係、社会科学関係、及び自然科学関係の各系列にわたり、それぞれ三科目以上合計九科目三十六単位以上。

第二 専門科目

別に定めるところにより二十一科目八十四単位以上。

第三 体育に関する科目

学科、実技各二単位合計四単位以上。

各専攻を通じて最終年度に卒業論文を提出しなければならない。

卒業論文は専門科目の単位に加算するものとする。

附則

本学則は、昭和二十五年四月一日から施行する。

本学則を施行するについての経過的措置は、別にこれを定める。

九四 立命館短期大学設置認可書

校管第二二二号

立命館大学短期大学部設置者

財団法人 立 命 館

昭和二十四年十月十五日付で申請の立命館大学短期大学部設置のことは
大学設置審議会の答申に基いて学校教育法第四條により次のように認可
します。

昭和二十五年三月十四日

文部大臣 高 瀬 莊太郎

印

記

一名 称 立命館大学短期大学部

二位 置 京都市上京区廣小路通寺町東入中御霊町四一〇番地
京都市上京区等持院北町二八番地の一
京都市上京区小山西上総町二二番地

三学 科 法政科第二部
商 科第二部
文 科第二部

工 科第一部・第二部

四 修業年限 二年・第二部は二年以上

五 開設学年 第一学年

六 開設時期 昭和二十五年度

七 設置認可条件

(一) すみやかに短期大学専用の校舎・図書館を建設すること。

(二) 工科学生に對する図書閲覧施設を整備すること。

(三) 教員組織を全般的にわたり昭和二十六年三月までに増設充実する

こと。

(四) 夜間の学生に對する体育施設を整備すること。

(五) 新に学科又は専攻を増設し又は既設の学科又は専攻を変更しよう
とする場合は当分の間大学設置審議会に協議すること。

(六) 教員組織についてはそれが充実されるまで当分の間大学設置審議
会に協議すること。

(七) 短期大学の目的使命を達成するため二年以内に必要な整備擴充を
行つて大学としての完成を期すること。

夜間学科設置条件について

一 実験実施諸施設及び器具機械標本等については晝間授業を行う学科
との利用關係を考慮して必要な擴充整備を行うこと。

二 夜間授業を行う学科の専任教員についてはその(完成年度)定員晝間
学科専任教員定員の $\frac{1}{2}$ (以上)を目標として年次計画に従つて補充す
ること。

三 夜間授業を行う学科については二年後において教員組織・学科履修
方法諸設備につき報告を求め又必要あるばいには実地視察を行い
その実績に照らして変更を求めることがある。

なお、以上の事項についてはその実施につき報告を求め、また必要ある
場合には大学設置審議会の審査に附するものとする。

九五 短期大学設置認可指令書等受領書

受 領 證

大學學部學科増設變更認可指令書
大學學部學科増設變更認可通知書
短期大學設置認可指令書
短期大學設置認可通知書

右の書類をたしかに受領致しました

昭和二十五年五月二十六日

大學名 立命館短期大學
官 職 財團法人立命館理事長
氏 名 北川 敏 夫

文部省管理局長 久保田 藤 麿 殿

追伸 なお學校名「立命館短期大學」として申請し、總會でもそのとおり可決されましたが、本日受領しました設置認可指令書には「立命館大學短期大學部」とありましたので、御訂正を願いたいと存じます

九六 立命館短期大学学則

立命館短期大学学則

第一章 総 則

- 第一條 本大學は、立命館短期大學と称する。
- 第二條 本大學は、高等学校の教育の基礎の上に法政学、商学、文学、及び工学に関する二年の実際的な専門職業教育に重きを置く大學教育を施し、優秀な社会人を育成することを目的とする。
- 本大學は、一般教養との密接な関連において、前項の各部門の職業に必須な専門教育を授ける完成教育機関なると同時に、大學教育の普及と成人教育の充実を計ることをもつて使命とする。
- 第三條 本大學に法政学科、商学科、文学科及び工学科を置く。
- 第四條 本大學の授業は、これを分つて第一部(昼間)第二部(夜間)とする。但し学科により、第一部又は第二部のみの授業をすることがある。
- 第五條 本大學に図書館その他の付属施設を置く。

第二章 職員組織

- 第六條 本大學に学長・教授・助教授・講師・助手及びその他の職員を置く。教職員の定員は別にこれを定める。
- 第七條 学長は、立命館大學総長がこれに任ずる。
- 第八條 学長は校務を掌り、所属教職員を統督する。
- 教授は学生を教授し、その研究を指導し、且つ研究に従事する。
- 助教授は教授の職務を助ける。
- 助手は、教授及び助教授の職務を助ける。

第三章 教授会

- 第九條 本大學に教授会を置く、教授会は専任および兼任の教授をもつて組織する。
- 教授会は学長がこれを招集してその議長となる。
- 学長に支障があるときは、その指名により他の教授が代行する。

教授会は必要に応じ助教授等の教員を参加若しくは列席させ、またその他の職員を列席させることがある。
教授会は、次の事項を審議決定する。

- 一、学科課程及び学科考査に関する事項
- 二、学生の資格認定及びその身分に関する事項
- 三、教授、助教授、講師及び助手の進退に関する事項
- 四、学則の変更に関する事項
- 五、その他重要な事項

第四章 入学、退学、休学、転学

第十一條 本大学に入学できる者は、高等学校を卒業した者、若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）又は本大学がこれと同等以上の学力があると認めたとする。
学生の定員は別にこれを定める。

第十二條 本大学に入学を志願する者は所定の手続を履まなければならない。
入学の手続は別にこれを定める。

第十三條 本大学の入学の通常時期は毎年四月とする。

第十四條 病気その他やむをえない事由により退学又は休学しようとする者は、保証人の連署をもつて願出で許可を受けなければならない。

前項により退学した者が保証人の連署をもつて復学を願出たときはこれを復学させることがある。

第十五條 他の大学から本大学に転学し、あるいは本大学から他の大学に転学しようとする者は、所定の手続を履まなければならない。
転学に関する規定は別にこれを定める。

第五章 学期及び休業日

第十六條 本大学は学期制をとる。学期は、毎年四月一日から十月十五日までを前学期とし、十月十六日から翌年三月三十一日までを後学期とする。

第十七條 国の定める休日、本学園の記念日及び日曜日は休日とする。

春期、夏期及び冬期において各一定期間の休日进行を設ける。

第六章 履修方法及び課程修了認定に関する通則

第十八條 各学期毎に、十五週の授業を行う、講義は一週一時間十五週を以て一単位とし、演習は一週二時間十五週を以て一単位とし、実験、体育実技は一週三時間十五週を以て一単位とする。
各学期の終りに於いて各々その履修科目につき試験を行う。

第十九條 本大学の修業年限は二年（四学期）とする。

本大学に二年（四学期）以上在学し、所定の単位を履修してその試験に合格した者は得士（仮称）と称することができる。

一学期以上在学し、所定の単位を履修しその試験に合格したる者に対しては、必要があるときは、学期修了証書を授与する。

履修すべき科目及び単位については、各学年別に第十一章においてこれを定める。

第七章 学 資

第二十條 入学金、授業料その他学生の負担すべき金員及びその納付方法は別にこれを定める。

前項の金員を納付した者には学生証を交付する。貸与費については別にこれを定める。

第八章 厚生、保健施設

第二十一條 本大学に寄宿舎及び医务局を附設する。
寄宿舎及び医务局に関する規定は別にこれを定める。

第九章 賞 罰

第二十二條 学長は本学則並に別に定める規定に従つて学生の賞罰を行う。

第十章 委託生、聴講生及び外国人学生

第二十三條 公共団体その他の機関から本大学に特定の学科につき修学を委託されたものがあるときは、選考の上これを受託し、委託の目的に合致する学科課程について授業を行う。

前項の学科課程およびその単位は、委託者の希望を考慮して教授会においてこれを決定する。

第二十四條 本大学の学科目につき聴講しようとするものがあるときは選考の上これを許可する。

聴講料については別にこれを定める。

第二十五条 委託生及び聴講生の入学資格はこれを制限しない。

委託生および聴講生は、その履修した科目および単位の証明を求めることができる。

第二十六条 本大学に入学を希望する外国人は、外国公館から紹介あるものに限って選考の上これを許可する。

第二十七条 特別の規定がない限り、本学則の規定は、委託生、聴講生および外国人学生にこれを準用する。

第十一章 学科課程

第一節 法政学科

第二十八條 法政学科の学科目及び単位は左の通りとする。

一、一般教養科目			
人文関係	単位	社会科学関係	単位
哲学概論	四	法学通論	四
歴史学	四	経済学概論	四
教育学	四	生物学	四
第一外国語(英)	八	数	四
第二外国語(独)	四		
二、専門科目			
憲法	四	政治学	四
行政法	四	政治思想史	二
刑法	四	政治思想	二
民法	八	労働政策	二
商法	六	経済政策	二
労働法	四		

三、教職課程

教育心理学	四	教育行政	四	教育学	四
カリキュラム及びガイダンス	四	教育実習	四		
四、体育					
講義	一	実技	一		

第二十九条 法政学科においては左の科目及び単位を履修しなければならない。

一 一般教養科目は各系列につきそれぞれ一科目四単位以上、第一外国語(英語)八単位 合計二十四単位

二 専門科目は、選択必須科目中より三十単位以上を含めて合計四十単位以上

三 体育は講義及び実技各一単位 合計二単位

教授会において必要と認めるときは、前項の科目及び単位を適当に増減することができる。

教授会において適当と認めるときは、前條の科目中特定の科目を開講しないことがある。

第三十條 教員免許状を得ようとする者の履修科目については、別にこれを定める。

第三十一條 各学期における科目及び単位の配置は別にこれを定める。

第二節 商学科

第三十二條 商学科の学科目及び単位は左の通りとする。

一、一般教養科目			
人文関係	単位	社会科学関係	単位
哲学概論	四	法学通論	四
歴史学	四	経済学概論	四
教育学	四	数	四
第一外国語(英)	八		
		自然科学関係	単位
		生物学	四

第二外国語(独)		四	
二、専門科目			
商業通論	二	経済統計論	二
商業史	二	金融論	四
商品地理	二	経営学	六
商業英語	四	会計学	六
商業政策	二	簿記論	四
外国為替論	二	商業数学	二
三、教職課程		商	民
教育心理学	四	教育行政	四
カリキュラム及びガイダンス	四	教育実習	四
四、体育		教育学(四)	
講義	一	実技	一
外国貿易実践	四	財政学概論	二
工業政策	二	労働政策	二
民法	六	商法	六

第三十三條 商学科においては左の科目及び単位を履修しなければならない。

- 一 一般教養科目は各系列につきそれぞれ一科目四単位以上、第一外国語(英語)八単位 合計二十四単位
- 二 専門科目は、選択必修科目中より三十単位以上を含めて合計四十単位以上
- 三 体育は講義及び実技各一単位、合計二単位

教授会において必要と認めるときは、前項の科目及び単位を適当に増減することができる。

教授会において適当と認めるときは、前條の科目中特定の科目を開講しないことがある。

第三十四條 教員免許状を得ようとする者の履修科目については、別にこれを定める。

第三十五條 各学期における科目及び単位の配置は別にこれを定める。

第三節 文学科

第三十六條 文学科はこれを国語専攻、英語専攻に分ち、各専攻科の学科目及び単位は左の通りとする。

一、一般教養科目(各専攻共通)			
人文関係	単位	社会科学関係	単位
哲学概論	四	法学通論	四
歴史学	四	経済学概論	四
文学概論	四	生物学	四
(英、国語科必修)	八	数	四
外国語(独、英、仏、文、科必修)	八	自然科学関係	単位
二、国語専攻科専門科目			
日本文学史	八	国語講読II	四
国語要説	八	国語講読III	四
国語講読I	四	国語講読IV	四
国語特別講義	四	国語講読V	一二
三、英語専攻科専門科目			
英米文学史	四	英語講読(一)	八
英語学概論	四	英語講読(三)	八
英語講読(一)	八	英語講読(四)	八
英作文及英文法	八	実用英語	八
四、教職課程(各専攻共通)			
教育心理学	四	教育行政	四
カリキュラム及びガイダンス	四	教育実習	四
五、体育(各専攻共通)			
講義	一	実技	一
教育学	四	教育学	四

第三十七條 文学科においては左の科目及び単位を履修しなければならない。

- 一 一般教養科目は、各系列につき、それぞれ一科目計十二単位

及び第二外国語八単位、文学概論四単位、合計二十四単位

二 専門科目は四十単位以上

三 体育は講義及び実技各一単位、合計二単位

教授会において必要と認めるときは前項の科目及び単位数を適当に増減することができる。

教授会において適当と認めるときは、前條の科目中特定の科目を開講しないことがある。

第三十八條 教員免許状を得ようとする者の履修科目については、別にこれを定める。

第三十九條 各学期における科目及び単位の配置は別にこれを定める。

第四節 工 学 科

第四十條 工学科はこれを、応用化学専攻、電気工学専攻、機械工学専攻及び土木工学専攻に分ち、各専攻の学科目及び単位は左の通りとする。

る。

一、一般教養科目(各専攻共通)		人文関係	単位	社会科学関係	単位	自然科学関係	単位
英語	四	政治学	二	数学	六		
哲学	二	経済学	二	物理学	四		
西洋史	二	心理学	二	化学	二		
二、応用化学専攻専門科目							
有機化学	三	冶金学	二	化学機械	四		
物理化学	三	燃料学	二	電気工学	三		
分析化学	一	油脂学	二	機械工学	三		
酸アルカリ肥料	二	食糧化学	二	工場管理法	二		
電気化学	二	有機合成化学	二	製図	三		
珪酸塩	二	繊維	二	実験	八		
三、電気工学専攻専門科目							

電気理論	六	応用電気工学	二	機械工学	三
電気磁気測定法	二	通信工学	二	電気法規	一
電気計器	二	無線通信工学	四	工場管理法	二
電気機器	六	電力応用	四	設計製図	三
発送配電	六	電気材料	二	電気実験	三
電気工学	二				

四、機械工学専攻専門科目

工業力学	二	機械運動学	二	電気工学	三
材料力学	四	精密測定	三	設計製図	四
機械設計法	四	工作機械	二	材料実験	二
工業材料	四	工場管理法	二	分析実験	二
金相学	五	原動機	三	機械実習	二
機械製作法	四				

五、土木工学専攻専門科目

製造力学	二	道路工学	四	コンクリート	四
(演習ヲ含ム)	六	橋梁工学	四	耐震工学	二
測量(演習ヲ含ム)	六	河川工学	四	水工学	二
水理学	二	鉄道工学	四	設計製図	二
材料学	二	発電工学	四		

六、教職課程(各専攻共通)

教育心理学	四	教育行政	四	教育学	四
カリキュラム及びガイダンス	四	教育実習	四		

七、体育(各専攻共通)

講義	一	実技	一		
----	---	----	---	--	--

第四十一條 工学科においては左の科目及び単位を履修しなければならない。

一 一般教養科目は、各系列につきそれぞれ一科目四単位以上計

二十単位

二 専門科目は、四十単位以上

三 体育は講義及び実技各一単位、合計二単位

教授会において必要と認めたとときは、前項の科目及び単位を適当に増減することができる。

教授会において適当と認めたとときは、前條の科目中特定の科目を開講しないことがある。

第四十二條 教員免許状を得ようとする者の履修科目については、別にこれを定める。

第四十三條 各学期における科目及び単位の配置は別にこれを定める。

第四十四條 附 則 本學則は、昭和二十五年四月一日からこれを実施する。

九七 立命館短期大学學則（教職課程カリキュラムを中心とする

改正）

立命館短期大学學則（抄）

第一章 総 則

第一條 本大學は、立命館短期大學と稱する。

第二條 本大學は、高等學校の教育の基礎の上に、法政、商業、文學及び工業に関する二年の實際的な専門職業教育に重きを置く大學教育を施し、優秀な社會人を育成し、併せて教育職員を養成することを目的とする。

本大學は、一般教養との密接な關連において、前項の各部門の職業に必須な専門教育を授ける完成教育機關であると同時に、大學教育の普及と成人教育の充實を計り併せて教育職員を養成することを使命とする。

第三條 本大學に法政科・商科・文科及び工科を置く。

第四條 本大學の授業はこれを分つて第一部（昼間）及び第二部（夜間）とする。

但し、法政科・商科及び文科の授業は第二部のみとする。

第五條 本大學に図書館その他の附屬施設を置く。

第二章 職員組織

第六條 本大學に學長・部長・教授・助教授・講師・助手及びその他の職員を置く。

教職員の定員は別にこれを定める。

第七條 學長は本大學を代表し、校務を掌り所屬教職員を統督する。

部長は學長を助け、學長事故あるときその職務を代行する。

教授は學生を教授し、その研究を指導し、且つ研究に従事する。

助教授は教授の職務を助ける。

講師は教授及び助教授に準ずる職務に従事する。

助手は教授及び助教授の職務を助ける。

第十一條 学生の定員は左の通りとする。

科又は専攻の種類	毎学年第一学年に入 学せしむべき定員数		総定員数
	一部	二部	
法政科	五〇	五〇	一部 二部
商科	五〇	一〇〇	一部 二部
文語専攻	三〇	三〇	六〇
英語専攻	三〇	三〇	六〇
応用化学専攻	四〇	三〇	七〇
電気工学専攻	四〇	三〇	七〇
機械工学専攻	四〇	三〇	七〇
土木工学専攻	四〇	三〇	七〇
合計	二二〇	三〇〇	二四〇 六〇〇

第六章 履修方法及び課程修了の認定

第二十條 本大学の修業年限は二年（四学期）とする。

本大学に二年（四学期）以上在学し、所定の単位を履行してその試験に合格したものは卒業証書を授与する。

履修すべき科目及び単位については各科別にこれを定める。

第八章 補導・厚生・保健

第二十二條 本大学に補導会議を置く。

補導会議は学生の補導・厚生及び保健に関する事項を掌理する。補導会議の組織及び運営に関する細則は別にこれを定める。

第十一章 学科課程

第一節 法政科

第三十條 法政科における科目及びその単位数は左の通りとする。

一 一般教養科目

人文科学系列科目	単位	社会科学系列科目	単位	自然科学系列科目	単位
哲学概論	四	法学通論	二	生物	四
歴史学	四	日本国憲法	二	数学	四
倫理学	四	経済学概論	四	化学	四
英語	八	社会学	四		
ドイツ語	四	教育学	四		

二 専門科目
(一) 法政部門

憲法	四	行政法	四	刑法	四
民法	八	商法	六	労働法	四
政治学	四	行政学	二	財政学	二
政治思想史	二	司法制度論	四	地方自治論	二
経済政策	二	社会思想	二	労働政策	二
		教育行政	四		

(二) 教職部門
(イ) 教科に関する専門科目

科目	目	単位	科目	目	単位	科目	目	単位
法律学	四	四	日本史	四	四	人文地理	四	四
政治学	四	四	外国史	四	四	地誌学	四	四
社会学	四	四				倫理学	四	四
経済学	四	四				公衆衛生学	二	二

教授会において適当と認めるときは法政部門の科目又はその一部を以てこれに該当する教職部門の教科に関する専門科目に代わることがある。

(ロ) 教職に関する専門科目

科目	目単位	科目	目単位	科目	目単位
必修		科目		補助科目	
教育心理学	四	教科教育法	四	教育哲学・教育史	四
教育原理	四	教育実習	四	教育行政学	四

三 体育

講義	目単位	科目	目単位
講義一		実技一	

教授会において必要と認めたときは本條に定める科目及びその単位数を適当に増減し、又は特定の科目を開設しないことがある。

第三十一條

卒業資格を得るには二年以上在学し、一般教養科目の人文科学・社会科学及び自然科学の各系列につき英語八単位、又はドイツ語四単位を含めてそれぞれ二科目六単位以上計二十二単位以上、専門科目の法政部門につき計四十単位以上、体育につき講義及び実技それぞれ一単位計二単位、合計六十四単位以上を修得しなければならない。

教育職員の資格を得ようとするものは二年以上在学し、一般教養科目の人文科学、社会科学及び自然科学の各系列につき、日本国憲法二単位を含めて、それぞれ二科目六単位以上計二十二単位以上、専門科目の法政部門と教職部門の教科に関する専門科目につき計三十単位以上、教職に関する専門科目につき計十六単位以上、体育につき講義及実技それぞれ一単位計二単位合計七十単位以上を教育職員免許法施行規則並びに別に定めるところに従つて修得しなければならない。

第二節 商 科

第三十二條 商科における科目及びその単位数は左の通りとする。

一 一般教養科目

人文科学系列科目	単位	社会科学系列科目	単位	自然科学系列科目	単位
哲学概論	四	社会学通論	二	数学	四
歴史学	四	日本国憲法	二	物理学	四
倫理学	四	経済学概論	四	生物学	四
英語	八	社会学	四		
ドイツ語	四	教育学	四		

二 専門科目

(一) 商業部門

商業通論	単位	経済統計論	単位	財政学概論	単位
商業倫理	四	金融論	四	工業政策	四
商品地理	四	経営学	四	民法	四
商業英語	四	簿記学	四	商業指	二
商業政策	四	商業数学	四	職業指導	二
外国為替論	四				

(二) 教職部門

(イ) 教科に関する専門科目

科目	目単位	科目	目単位	科目	目単位	科目	目単位
法律学	四	日本史	四	人文地理	四	哲学	四
政治学	四	外国史	四	地誌学	四	倫理学	四
社会学	四						
経済学	四						
						公衆衛生学	二

教授会に於いて適當と認めたときは商業部門の科目、又はその一部を以てこれに該当する教職部門の教科に関する専門科目に代えることがある。

(ロ) 教職に関する専門科目

科目	必修科目	科目	科目
教育心理学	四	教科教育法	四
教育原理	四	教育実習	四
		教育哲学教育史	四
		教育行政学	四

三、体育

科目	科目	科目
講義	実技	実技

教授会において必要と認めたときは本條に定める科目及びその単位数を適当に増減し、又は特定の科目を開設しないことがある。

第三十三條

卒業資格を得るには二年以上在学し、一般教養科目の人文科学・社会科学及び自然科学の各系列につき、英語四単位を含めて、それぞれ二科目六単位以上計二十二単位以上、専門科目につき商業部門の内より選択した三十単位以上を含めて計四十単位以上、体育につき講義及び実技それぞれ一単位計二単位、合計六十四単位以上を修得しなければならない。

教育職員の資格を得ようとするものは二年以上在学し、一般教養科目の人文科学・社会科学及び自然科学の各系列につき、日本国憲法二単位を含めて、それぞれ二科目六単位以上計二十二単位以上、専門科目のうち商業部門と教職部門の教科に関する専門科目につき計三十単位以上、教職部門の教職に関する専門科目につき計十六単位以上、体育につき講義及び実技それぞれ一単位計二単位、合計七十単位以上を、教育職員免許法施行規則並びに別に定めるところに従つて修得しなければならない。

第三節 文 科

第三十四條 文科における科目及びその単位数は左の通りとする。

一 一般教養科目

人文科学系列科目	社会科学系列科目	自然科学系列科目
哲学概論	社会学通論	生物学
歴史学	日本国憲法	数学
文学概論	経済学概論	生物学
英語		
ドイツ語		
フランス語		

二 専門科目

(一) 国語専攻部門

必修科目	科目	科目	選択科目
日本文学史	漢文講読	国語特別講義	国語特別講義
国語要説 (言語学を含む)		国語講読第三	国語講読第三
国語講読第一		国語講読第四	国語講読第四
国語講読第二		国語講読第五	国語講読第五

(二) 英語専攻部門

必修科目	科目	科目	選択科目
英米文学史	英語講読第一	英語講読第二	英語講読第二
英語学概論 (言語学を含む)	英文法及び英作文	英語講読第三	英語講読第三
	実用英語	英語講読第四	英語講読第四

(三) 教職部門

(イ) 教科に関する専門科目

(甲) 国語科

科	国語	科目	国文	科目
目	語学	目	文学	目
単	学四	単	学四	単
位		位		位

(乙) 英語科

科	英語	科目	英文	科目
目	語学	目	文学	目
単	学四	単	学八	単
位		位		位

教授会において適当と認めたときは国語専攻部門、又は英語専攻部門の科目またはその一部を以てこれに該当する教職部門の教科に関する専門科目に代えることがある。

(ロ) 教職に関する専門科目

科	必修	科目	科目	科目
目	心理学	目	教育法	目
単	学四	単	学四	単
位		位		位
科	教育原理	科目	教育実習	科目
目	学四	目	学四	目
単		単		単
位		位		位
科	補助	科目	科目	科目
目	哲学	目	教育史	目
単	学四	単	学四	単
位		位		位

三 体育

科	講義	科目	実技	科目
目	義一	目	技一	目
単		単		単
位		位		位

教授会において必要と認めたときは本條に定める科目及びその単位数を適当に増減し、又は特定の科目を開設しないことがある。

第三十五條

卒業資格を得るには二年以上在学し、一般教養科目の人文科学・社会科学及び自然科学の各系列につき文学概論四単位及び外国語(国語専攻のものは英語、英語専攻のものはドイツ語又はフランス語)四単位、日本国憲法二単位を含めてそれぞれ一科目六単位以上計二十二単位以上、専門科目につきそれぞれの専攻部門に属するもの計四十単位以上、体育につき講義及び実技それぞれ一単位計二単位合計六十四単位以上を修得しなければならない。

国語科又は英語科の教育職員の資格を得ようとするものは二年以上在学し、一般教養科目につき前項におけると同様にして計二十二単位以上、専門科目のうちそれぞれの専攻部門と教科に関する専門科目につき計三十二単位以上、教職部門の教職に関する専門科目につき計十六単位以上、体育につき講義及び実技それぞれ一単位計三十二単位以上を教育職員免許法施行規則に定めるところに従って修得しなければならない。

第四節 工科

第三十六條 工科における科目及びその単位数は左の通りとする。

一 一般教養科目

人文科学系列科目	単位	社会科学系列科目	単位	自然科学系列科目	単位
哲学	四	日本国憲法	二	数学	四
歴史	四	政治学	四	物理学	四
英語	四	経済学	四	化学	四

二、専門科目

(一) 応用化学専攻部門

科目	単位	科目	単位	科目	単位	科目	単位	
必修科目		選		扱		科		
無機化学	二	近代物理学	二	冶	金	二	化学機械	四

分析化学二	地質学二	燃 料 二	電機工学二
物理化学四	生 物 学 二	有機合成化学二	機械工学二
有機化学四	無機工業薬品 及び資料二	油 脂 二	設計製図二
化学実験八	応用電気化学 窯業二	織 維 二	
	食糧工業二		

(一) 電気専攻部門

電気理論第一部四	電子工学四	工業数学二	電力及び 電熱応用二
電気理論第二部 (演習三単位を含む) 五	設計製図二	電気理論第二部四	工 用 電 子 学 二
電気計測四	電気実験三	電気機器第二部六	通 信 工 学 四
電気機器第一部四		電力工学第二部四	電 気 法 規 二
電力工学第一部六		電気鉄道二	工 場 管 理 法 二
		電燈及び照明二	

(三) 機械専攻部門

微積分四	機械実験二	工業数学四	熱機関四
材料力学四	機械実習二	機械設計第二部二	工作機械二
工業材料四	※機械工作六	機械運動学二	熱 管 理 二
機械設計第一部四	※金相学六	精密測定二	工場管理法二
設計製図四		水力機械二	電気工学四

※印を附した科目はいづれか一科目を選択するものとする。

(四) 土木専攻部門

数 学 四	水 理 学 四	コ ン ク リ ー ト 学 四	発 電 工 学 四
図 学 二	材 料 学 四	水 工 学 四	耐 震 工 学 二
構造力学 (実習二単位を含む) 六	設計製図二	河 川 工 学 四	
測 量 学 八		道 路 工 学 四	
		鉄 道 工 学 四	

(五) 教職部門

(イ) 教科に関する専門科目

科 目 単 位	科 目 単 位	科 目 単 位	科 目 単 位
物 理 学 二	計 測 学 二	生 物 学 二	地 学 二
数 学 四	測 量 八	工 業 二	職 業 指 導 二

教授会において適当と認めたときは専攻部門の科目、又はその一部を以てこれに該当する教職部門の教科に関する専門科目に代えることがある。

(ロ) 教職に関する専門科目

科 目 単 位	科 目 単 位	科 目 単 位
必 修	科 目	補 助 科 目
教育心理学四	教科教育法四	教育哲学・教育史四
教育原理四	教育実習四	教育行政学四

三 体 育

講	目 単 位	科	目 単 位
義	一	実	技 一

教授会において必要と認めたときは本條に定める科目及びその単位数を適当に増減し又は特定の科目を開設しないことがある。

第三十七條

卒業資格を得るには二年以上在学し、一般教養科目の人文科学・社会科学及び自然科学の各系列につき、英語四単位を含めて、それぞれ二科目六単位以上計二十二単位以上、専門科目のうちそれぞれ専攻部門に属するものにつき計四十単位以上、体育につき講義及び実技それぞれ一単位計二単位、合計六十四単位以上を修得しなければならない。

教育職員の資格を得ようとするものは二年以上在学し、一般教養科目の人文科学・社会科学及び自然科学の各系列につき、日本国憲法二単位を含めて、それぞれ二科目六単位以上計二十二単位以上、それぞれの専攻に属する専門科目と教職部門の教科に関する専門科目とにつき計三十単位以上、教職に関する専門科目につき計十六単位以上、体育につき講義及び実技それぞれ一単位計二単位合計七十単位以上を教育職員免許法施行規則並びに別に定めるところに従って修得しなければならない。

附 則

第三十八條 本學則は昭和二十六年四月一日から施行する。

第三十九條 本學則を施行するについての経過的措施は別にこれを定める。

九八 立命館大学大学院設置認可書

校管第九十九号

立命館大学大学院設置者

財団法人 立 命 館

昭和二十五年二月二十八日付で申請の立命館大学大学院設置のことは、
大学設置審議会の答申に基いて、学校教育法第四條により、次のように
認可します。

昭和二十五年三月十四日

文部大臣 高 瀬 莊 太 郎

印

記

- 一、名 称 立命館大学大学院
 - 二、位 置 京都市上京区広小路通寺町東入中御霊町四一〇番地
 - 三、研究科 法学研究科（民法専攻）
経済学研究科（経済政策専攻）
文学研究科（東洋思想専攻）
 - 四、開設する課程 修士課程
 - 五、修業年限 全日制 一年以上
定時制 一年以上
 - 六、開設時期 昭和二十五年度
 - 七、設置認可条件
 - (一) 経済学研究科及び文学研究科の専任教員を充実すること。
 - (二) 大学院のため計画中の建物増築をできるだけ速かに完成すること。
 - (三) 経済学研究科の入学定員を三十人とすること。
- 以上の事項についてはその実施につき報告を徴し、また必要がある場合は審議会として実地視察する。
- なお

- (一) 博士課程を設ける場合は教員の資格その他本審議会が必要と認め
る事項については更めて審査するものとする。
 - (二) 研究科また専門課程を増設もしくは変更する場合は本審議会の審
査を受けなければならない。
- 備考
- 修士の名称については追つて決定する。

九九 大学院設置要項（修士課程、法学・経済学・文学研究科）

立命館大学大学院設置認可申請書（抜粋）

第一 立命館大学大学院設置要項

- 一、目的及使命
本大学院は、学部に於ける一般的並びに専門的教養の基礎の上に、廣い視野
に立つて法政・経済及び文学に関する學術の理論及び応用を研究教授して、
精深な學術と研究能力とを有する者を養成し、もつて世界文化の進展に寄与
しようとするものである。
- 二、名 称 立命館大学大学院
- 三、位 置 京都市上京区広小路通寺町東入中御霊町四百拾番地
- 四、校 地 総坪数 四二、九四〇坪
校舎研究所等建物 延 二、〇九五坪（内）大学院に充てるもの
- 五、校舎研究所等建物 延 三、〇九五坪（内）大学院に充てるもの

共用 一、一〇七坪七二

専用 二六一坪七八（教室実坪一八八坪）

計 一、三六九坪五〇

六、図書標本機械器具等施設概要

一、図書 総数一三四、五七六冊（ほかに特別資料として西園寺文庫

二、三二五冊）

内訳一般教養書

三三、二七三冊

内国書

二九、七一冊

外国書

三、五六二冊

専門図書

八〇、八六三冊

内国書

五九、四二二冊

外国書

二一、四四一冊

バックナンバー

二〇、四四〇冊

内国書

一五、三三〇冊

外国書

五、一一〇冊

二、標本

一六、六一八点

三、機械器具

四〇、三〇二点

七、大学院の組織と学部学科の組織との関係

本大学院は、それぞれ修士課程の法学研究科（民事法専攻）・経済学研究科（経済政策専攻）及び文学研究科（東洋思想専攻）から成立つ、しかしして

法学研究科は法学部の基礎の上に、又経済学研究科は経済学部の基礎の上に、更に文学研究科は文学部の基礎の上におこうとするものである。

八、研究科専門課程別学科目概要

（省 略）

九、履修方法及び学位授与概要

（省 略）

十、職員組織概要

研究科目	種 目		専任兼任	専任兼任	専任兼任	専任兼任	専任兼任	専任兼任	計
	教授	助教							
研究科目	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	計
法学研究科	五				五				七
経済学研究科	八				三				一一
文学研究科	六				一				八
計	一九				一三				二七
					五				一三

十一、研究科専門課程別学生定員

研究科目	種 目		専任兼任	専任兼任	専任兼任	専任兼任	専任兼任	計
	定時制	全日制						
研究科目	定時制	全日制	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
法学研究科	一五	三〇						
経済学研究科	一五	三〇						
文学研究科	一五	三〇						
計	四五	九〇						

※ 文学研究科東洋思想専攻に関係ある学部学科定員、文学部哲学科二〇名、文学科三五名、史学科二五名の合計数である。

十二、大学院設置者

財団法人 立命館

十三、大学院維持経営の方法概要

經常費は基本財産の果実及び授業料其他の収入をもって支弁する。

十四、大学院開院の時期

昭和二十五年四月一日

一〇〇 立命館大学学則（法学・経済学・文学研究科設置）

立命館大学学則（抄）

第一章 総 則

第三條 本大学に大学院を置く。

第六章 大学院規定

第三十七條 大学院は、学部における一般並びに専門的教養の基礎の上に広い視野にたつて法政、経済及び文学に関する学術の理論と応用を研究教授して精密な学識と研究能力とを有する者を養成しもつて世界文化の進展に寄与しようとするものである。

第三十八條 大学院に修士課程の左の研究科を置く。

- 一 法学研究科
- 二 経済学研究科
- 三 文学研究科

第三十九條 法学研究科に民法専攻を置きその科目及び単位は左の通りとする。

科目	講義その他	単位	科目	講義その他	単位
法 哲 学 講 義	講 義	四	商 法	演 習	二
私 法 法 制 史 講 義	講 義	二	勞 働 法 講 義	講 義	二
民 法 学 説 史 講 義	講 義	二	勞 働 法 講 義	講 義	二
財 産 法 講 義	講 義	六	民 事 訴 訟 法 講 義	講 義	二
財 産 法 講 義	講 義	二	民 事 訴 訟 法 講 義	講 義	二
身 分 法 講 義	講 義	四	公 法 概 論 講 義	講 義	二
身 分 法 演 習	演 習	二	公 法 概 論 演 習	演 習	四
商 法 第一部講義	第一部講義	四	外 国 法 原 書 講 讀	原 書 講 讀	八
商 法 第二部講義	第二部講義	二	(英米法、独法)		

外国私法（八単位）は英米法、独法の中、いづれか一を必修しなければならない

ない。

その他の科目は講義十四単位以上、演習八単位以上を選択履修しなければならない。

第四十條 経済学研究科に経済政策専攻を置きその科目及び単位は左の通りとする。

科目	講義その他	単位	科目	講義その他	単位
経済政策原理 講 義	講 義	四	工業政策 演 習	演 習	二
財政政策 講 義	講 義	四	農業政策 演 習	演 習	二
社会政策 講 義	講 義	二	金融政策 演 習	演 習	二
社会政策 演 習	演 習	二	金融政策 演 習	演 習	二
交通政策 講 義	講 義	二	経済政策学特論 演 習	演 習	二
交通政策 演 習	演 習	二	経済政策学特論 演 習	演 習	二
産業経済政策 講 義	講 義	四	経済政策学説史 講 義	講 義	二
商業政策 講 義	講 義	二	経済政策学説史 演 習	演 習	四
商業政策 演 習	演 習	二	経済政策学説史 演 習	演 習	二
工業政策 演 習	演 習	二	経済政策学説史 演 習	演 習	二

講義については二十単位以上、演習については十単位以上を履修すること。
演習は原則として外国経済書（英、米、独、仏、中国語）を使用してこれを行う。

第四十一條 文学研究科に東洋思想専攻を置きその科目及び単位は左の通りとする。

科 目	講義その他	単 位	科 目	講義その他	単 位
(概論部門)					
東洋思想概論	講 義	二	東洋宗教思想	演 習	二
東洋思想概論	演 習	二	(補助部門)		
東洋思想研究法	講 義	二	印度思想	講 義	二
東洋思想研究法	演 習	二	印度思想	演 習	二
東洋思想研究法	演 習	二	日本思想	講 義	二
(特殊部門)			日本思想	演 習	二
中国哲学思想	講 義	二	西洋思想	講 義	二
中国哲学思想	演 習	二	西洋思想	演 習	二
中国文学思想	講 義	二	(外国書講読)		
中国文学思想	演 習	二	英書講読	講 義	四
中国社会学思想	講 義	二	獨書講読	講 義	四
中国社会学思想	演 習	二	仏書講読	講 義	四
東洋宗教思想	講 義	二	中国書講読	講 義	四
				講 義	四

総論部門八単位を必修し、特殊部門十二単位以上、補助部門四単位以上、外国書講読八単位以上を選択履修する。但し、各科目の講義と演習は分離することができない。

第四十二條 大学院に学位論文の審査、試験その他大学院の学事管理のために、

各研究科の授業担当教授をもつて組織する大学院委員会を設ける。
第四十三條 大学院に入学できる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者のうち、大学院委員会において研究能力養成の素質があると認められた者とする。

第四十四條

各研究科に全日制と定時制を設ける。
修士の学位を得るためには、全日制にあつては一年以上、定時制にあつては二年以上在学して正規の授業を受け所定の専門科目中、三十単位以上を修得するとともに研究論文を提出し、かつ最終試験に合格しなければならない。
単位履修の認定は、各科目毎に筆答試験により担当教員が行うのを原則とする。

学位論文の審査は、専攻科目及び関連科目の教授三人以上によってこれを行う。但し必要があれば他の教員も加えることができる。最終試験は、学位論文を中心とし、これに関連ある科目について三人以上の教授によってこれを行う。但し、必要あれば他の教員を加えることができる。

第四十五條

修士の学位は、左の区別に従つて授与する。
一 法学研究科に属する者には、 法学修士
二 経済学研究科に属する者には、 経済学修士
三 文学研究科に属する者には、 文学修士

第四十六條

大学院における研究指導並びに授業は学部の教授、助教授又は講師中これに適する者が当るものとする。

第四十七條

教員の定員は別にこれを定める。
学生定員は、次の通りとする。

研究科名	専攻名	毎年入学収容定員	総学生収容定員
法学研究科	民法	四〇人	六〇〇人
	専攻 (全日制三〇人 定時制一五人)		(全日制三〇人 定時制三〇人)
経済学研究科	経済	三〇人	四〇〇人
	専攻 (全日制二〇人 定時制一〇人)		(全日制二〇人 定時制二〇人)
文学研究科	東洋思想	四〇人	六〇〇人
	専攻 (全日制三〇人 定時制一五人)		(全日制三〇人 定時制三〇人)

第四十八條

本章に特別の規定あるもののほか、「入学、退学、休学、転学」、「授業料・入学金・貸給費その他の学費」、「研究指導施設」、「厚生保健施設及び寄宿舎」、「賞罰」等に関しては、学部の規定を準用する。

附 則

本学則は、昭和二十五年四月一日から施行する。
本学則を施行するについての経過的措置は、別にこれを定める。

一〇一 昭和二五〜二七年度大学、専門学校卒業者数（調）

リツメイカン ダイガク コウユウカイ ソツネンベツ カイイン カ
 ウント リスト（抜粋）

シヨウワニ五ネンド（昭和二五年三月）

ガクブ

カイインスウ

キユウガクセイ

二、二一九

〔以下
省略〕

〔専門学校一部
八五九
専門学校二部
六一七
旧制大学一部
三八〇
旧制大学二部
二七三〕

〔新制大学
二〇二〕

ホウガク一

三〇

ホウガク二

二一

ケイザイ一

一〇一

ケイザイ二

二二八

ブンガク一

九

ブンガク二

一三

☆ゴウケイ☆

二、三三二

シヨウワニ六ネンド（昭和二六年三月）

ガクブ

カイインスウ

キユウガクセイ

二、〇八一

〔以下
省略〕

〔専門学校一部
七一六
専門学校二部
六九八
旧制大学一部
三九九
旧制大学二部
二六八〕

〔新制大学
九九二〕

ホウガク一

一九八

ホウガク二

一五三

シヨウワニ七ネンド（昭和二七年三月）

ガクブ

カイインスウ

キユウガクセイ

一四一

〔以下
省略〕

〔短期大学一部
一一一
短期大学二部
二〇〕

〔新制大学
一、五八二〕

ホウガク一

二五八

ホウガク二

二三五

ケイザイ一

三一九

ケイザイ二

一八二

ブンガク一

五七

ブンガク二

一五二

リコウ一

一九三

リコウ二

一八五

〔大学院
三〕

インホウ

一

インブン

二

☆ゴウケイ☆

一、七二五

注・一、このリストは総務部校友課が各学部卒業生名簿より作製したものである。
 二、文中（ ）内は編集者において付記したものである。

一〇三 学校法人立命館寄附行為

昭和二十六年二月十五日 組織変更認可
昭和二十六年三月十日 組織変更登記

学校法人立命館寄附行為〔抄〕

第一章 總 則

第一條（名稱）この法人は、中川小十郎の創立した財團法人立命館の組織を變更したものであつて、学校法人立命館と稱する。

第二條（事務所の所在地）この法人は、事務所を京都市上京區廣小路通一寺町東入中御靈町四百拾番地に置く。

第二章 目的及び設置する學校

第三條（目的）この法人は、教育基本法及び學校教育法に従い、私立學校を設置することを目的とする。

第四條（設置する學校）この法人は、前條に規定する目的を達成するため、左に掲げる學校を設置する。

- 一 立命館大學（大学院附置）
 - 二 立命館短期大學
 - 三 立命館高等學校
 - 四 立命館夜間高等學校
 - 五 立命館神山高等學校
 - 六 立命館中學校
 - 七 立命館神山中學校
- 〔以下省略〕

〔注〕寄附行為全文については資料集・第二集に収録〕

一〇三 大学院研究科専攻増設認可申請書

大学院研究科専攻増設認可申請書〔抜粋〕

此の度學校教育法第四條によつて設置認可（昭和廿五年三月十四日付）を頂きました立命館大學大学院法学研究科（民法法専攻）、同経済学研究科（経済政策専攻）、同文学研究科（東洋思想専攻）に更に専攻を増設し並びに工学研究科を増設したいと思ひますから御認可下さるよう別紙書類を添えて申請いたします。

昭和廿六年十月卅一日

立命館大學設置者 学校法人立命館

理事長 北川敏夫 印

文部大臣 天野貞祐 殿

立命館大學大学院研究科及び専攻増設要項

一、目的及使命

本大学院は、学部に於ける一般的並びに専門的教養の基礎の上に、広い視野に立つて法政・経済・文学及び工学に関する學術の理論及び応用を研究教授し、精深な學術と研究能力とを有する者を養成し、もつて世界文化の進展に寄与しようとするものである。

しかるに現在本大学院は法学研究科（民法法専攻）、経済学研究科（経済政策専攻）、文学研究科（東洋思想専攻）の三研究科三専攻を有するが、これら三専攻のみでは法学部、経済学部及び文学部の大学学部における課程に即応し得ないところがあり、且つこれら従来の各専攻部門の研究遂行上にも時に体系的欠陥を感ずることがあるので、学生の研究能力を深め又學識を高めるために専攻部門の増設と拡充とが必須である。又今後の日本経済においては理

工学方面の発展に俟つべきものが多大であるに鑑み、本大学院においても工学研究科の新設が要請されている。

上述のような見地から法学研究科において公法専攻、経済学研究科において経済理論専攻、文学研究科において哲学、日本史学、日本文学、地理学の五専攻を増設し、更に工学研究科として応用化学、電気工学の二専攻を新設せんとするものである。

二、名 称

立命館大学大学院

三、位 置

京都市上京区広小路通寺町東入中御霊町四百拾番地
京都市上京区等持院北町式拾八番地ノ巻

四、校 地

総坪数 一一四、〇五三坪六八

五、校舎研究所等建物

総坪数 六、三四八坪三四

内 大学院に充てるもの

学部と共用 一、五五〇坪二五

大学院専用 四四〇坪四八

計 一、九九〇坪七三

六、図書標本機械器具等施設概要

(一) 図 書

種 別	冊		数	備 考
	内 国 書	外 国 書		
一般教養図書	三六、八五六	六、四四二	四三、二九八	
専門 図書	七八、六六二	二七、七三〇	一〇六、三九二	
バックナンバー	一七、四四二	六、九三〇	二四、三七二	
計	一三二、九六〇	四一、一〇二	一七四、〇六二	

ほかに特別資料として

西園寺文庫 二、三一五冊

加古文庫 七、一七九冊

白楊荘文庫 二、四五六冊

(二) 標 本

文学研究科 一三、七七五点

工学研究科 二、八五二点

計 一六、六二七点

(三) 機 械 器 具

文学研究科 四六二点

工学研究科 四〇、二二七点

計 四〇、六八九点

七、大学院の組織と学部学科の組織との関係

本大学院は、それぞれ修士課程の法学研究科（公法専攻、民法専攻）、経済学研究科（経済理論専攻、経済政策専攻）、文学研究科（東洋思想専攻、哲学専攻、日本史学専攻、日本文学専攻、地理学専攻）及び工学研究科（応用化学専攻、電気工学専攻）から成立つ。しかして法学研究科公法専攻、民法専攻は法学部の基礎の上に、経済学研究科経済理論、経済政策の両専攻は経済学部の基礎の上に、文学研究科東洋思想、哲学、日本史学、日本文学、地理学の各専攻は文学部哲学、史学、文学、地理学各科の基礎の上に、工学研究科応用化学、電気工学の両専攻は理工学部化学、電気工学両科の基礎の上に基く。

八、研究科専門課程別学科目概要

(以下省略)

法専攻に於ては、外国私法（八単位）は英米法・独法の中の何れか一を必修しなければならない。

その他の学科目は講義十四単位以上、演習八単位以上を選択履修しなければならない。

但し、右単位中希望により四単位は他の研究科及び専攻の講義を以つて、これに代えることが出来る。

第四十一條 文学研究科に東洋思想専攻、日本文学専攻を置く。各専攻の科目

及び単位は左の通りである。

〔「東洋思想専攻」省略〕

専攻	科目	講義その他	単位	科目	講義その他	単位
日本文学専攻	（専攻部門）					
	日本文学原論	講義	四	日本文学作品研究	講義	四
	日本文学史	講義	四	日本文学作品研究	演習	四
	日本文学特殊問題I	講義	四	（補助部門）		
	日本文学特殊問題I	演習	四	中国文学思想	講義	四
	日本文学特殊問題II	講義	四	西洋文芸思潮	講義	四
国語学特殊問題	講義	四	中国詩文研究	講義	四	

東洋思想専攻に於いては、概論部門八単位を必修とし、特殊部門十二単位以上、補助部門四単位以上、外国書講読八単位以上を選択履修する。

日本文学専攻に於いては、専攻部門より二十八単位以上、補助部門より四単位以上を選択履修する。但し、各専攻とも講義と演習とを兼ね持つ科目に於いては、これを切り離すことは出来ない。

第四十二條 工学研究科に応用化学専攻、電気工学専攻を置く。各専攻の科目及び単位は左の通りとする。

専攻	科目	講義その他	単位	科目	講義その他	単位
応用化学専攻	物理測定法	講義	二	応用電気化学特論	講義	二
	原子物理学	講義	四	工業微生物学	講義	二
	物理学特論	講義	二	纖維化学	講義	二
	理論化学特別講義	講義	二	工業窯炉及耐火物	講義	二
	有機化学特別講義	講義	二	金属学特論	講義	二
	化学工学特論	講義	二	応用化学実験	実習	六
	有機製造化学特論	講義	四	セミナー論文輪講	演習	二
	珪酸塩工業化学特論	講義	二			
	電学特論	講義	四	強電流工学特論	講義	四
	物理学特論	講義	四	電気機器特論	講義	四
電気工学専攻	電気理論特論	講義	四	弱電流工学特論	講義	四
	電気回路論	講義	二	電子工学特論	講義	四
	電気材料特論	講義	二	電気工学実験	実験	四
	セミナー論文輪講	演習	四			

応用化学専攻は物理測定法、原子物理学、物理学特論及び応用化学実験、セミナー論文輪講の十六単位を、電気工学専攻は、数学特論、物理学特論及び電気工学実験、セミナー論文輪講の十六単位を必修とし、それぞれの専攻に属する他の科目中より十四単位以上を選択履修しなければならない。但し、所定の手続を経てこの十四単位のうち四単位は工学研究科の他の専攻に属する科目中より選択履修してもよい。

第四十五條 法学研究科、経済学研究科及び文学研究科に全日制と定時制を設

け、工学研究科に全日制を設ける。

修士の学位を得るためには、全日制にあつては一年以上、定時制にあつては二年以上在学して正規の授業を受け、所定の専門科目

中、法学研究科、工学研究科にあつては三十単位以上、経済学研究科、文学研究科にあつては三十二単位以上を修得するとともに、研究論文を提出し、かつ最終試験に合格しなければならぬ。

単位修得の認定は、各科目毎に、筆答試験により担当教員が行うのを原則とする。

学位論文の審査は、専攻科目及び関連科目の教授三人以上によつてこれを行う。但し、必要があれば他の教員を加えることができる。

最終試験は学位論文を中心とし、これに関連ある科目について三人以上の教授によつてこれを行う。但し必要があれば、他の教員を加えることができる。

第四十六條

修士の学位は、左の区別に従つて授与する。

- 一、法学研究科に属する者には 法学修士
- 二、経済学研究科に属する者には 経済学修士
- 三、文学研究科に属する者には 文学修士
- 四、工学研究科に属する者には 工学修士

第四十八條

学生定員は次の通りとする。

研究科名	専攻名	毎年入学収容定員		総学生収容定員	
		全日制	定時制	全日制	定時制
法学研究科	公 法	一〇	一〇	二〇	三〇
法学研究科	民法	三〇	一五	四五	三〇
経済学研究科	経済政策	二〇	一〇	三〇	二〇
文学研究科	東洋思想	一〇	一〇	二〇	二〇
文学研究科	日本文学	一〇	一〇	二〇	三〇
工学研究科	応用化学	五	一	五	一
工学研究科	電気工学	五	一	五	一
				計	計
				一〇	一〇

附 則

本学則は、昭和二十七年四月一日から施行する。

一〇六 経済学部組織変更認可申請書

経済学部組織変更認可申請書〔抜粋〕

この度学校教育法第四条によつて設置認可（昭和廿三年三月廿五日付）を頂き
ました立命館大学経済学部の組織を変更致したいと思ひますから御認可下さる
よう別紙書類を添えて申請いたします

昭和廿七年十月十日

設置者 学校法人 立 命 館

理事長 北 川 敏 夫 (印)

文部大臣 岡 野 清 豪 殿

立命館大学経済学部組織変更要項

一、目的及び使命

(一) わが経済学部は教育基本法、学校教育法の精神に基き、経済及び経営に
関する理論とその応用を教授し、学問的教養と実際的能力に豊かな有為の
人材を養成し、併せて経済及び経営諸部門の専門的研究を行い、以つて文
化日本の建設に貢献することを目的としている。

この目的に従つてわが経済学部は経済理論、経済史、経済政策の基本的
諸部門に大きな力を注ぐとともに、他方企業経営の実際を処理し得べき実
証的乃至技術的部門を設け、彼此相俟つて複雑な経済社会の中で正しい見
透しに立った経済活動を可能ならしめるような教育を行っている。

しかるに学生には素質上理論又は政策部門に適する者があり、また実際
部門に適する者もあるから、わが経済学部では昭和廿六年度から
経済学部を第一課程（経済学を主として履修するもの）、第二課程（経営学

を主として履修するもの、の両コースに分ち、この必要に応じてきた。

(二) しかしこのように経済学部を経済学、経営学の両コースに分つただけでは
両部門の学問上の要請に未だ十分即応し得ない感みがあり、また現在の経
済学部の学生定員数では就学志願者の増加に対応できなくなつており、い
まや経済学、経営学の両学科を確立することは刻下の必要事となつてい
る。

しかも両学科を確立すべき諸條件は十分備つていと思われ。即ち—
(1) 経済学部は現在既にその学科課程を経済学、経営学の両コースに分け
て授業を行っている。

(2) わが経済学部は旧制立命館大学商学科において、立命館短期大学商科
において、また立命館高等商業学校において、経営学に関する教学上の
経験を蓄積している。

(3) 昭和廿八年度から立命館短期大学を廃止する予定であるから、その教
授陣容及び研究施設をわが経済学部へ補強することができる。

(4) 現在広小路学舎に五階建（地上四階地下一階）の新学舎を新築中であ
り、明春完成の暁には教室が多数増設される。

(三) かくしてわが経済学部は昭和廿八年度から従来の経済学、経営学の両コ
ースを拡充してそれぞれ経済学、経営学の両学科に確立し、学科課程、教
授陣容及び研究施設を充実、完備し、以つて刻下の要請に応えらるとともに、
経済学部本来の目的をより完全に遂行したいのである。

二、名 称

立命館大学経済学部経済学科

同 右 経営学科

三、位 置

京都市上京区広小路通寺町東入中御霊町四百拾番地

四、校 地

総坪数 一一四、三五九坪

専 用 一、四一二坪

共 用 九二、三六〇坪

五、校舎等建物

九、履修方法及び学士号の附与

原則として第一年度においては一般教育科目を課し、専門科目は第二年度から配当し、漸次その数を増すが、第四年度において特殊専門科目を配当履修させ、経済及び経営の専門家を養成する方針で、その間学生各自の性能に応じ、任意選択の自由が与えられている。

経済学科に属する課程を修得した者には経済学士を経営学科に属する課程を修得した者には経営学士の称号を与える。

- 一〇、職員組織概要
 - 教員 事務員 技術員 使丁
 - 六八 一六 二 一八
- 一一、学科別入学学生定員

学 科	第一歩(昼間)		第二歩(夜間)		計
	計	計	計	計	
学 科	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	四〇〇
経済学科	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	二〇〇
経営学科	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	六〇〇

- 一二、設置者 学校法人 立命館
- 一三、維持経営の方法概要
 - 經常費は基本財産の果実及び授業料その他の収入をもつて支弁する。
- 一四、学部組織変更開設の時期
 - 昭和二十八年四月一日
- 一五、開設学年
 - 第一、第二、第三学年

六、図書標本機械器具等施設概要

(一) 図書 (広小路学舎関係のみ)

専用 五三、七七五冊

共用 一二五、三六〇冊

(二) 標本 (広小路学舎関係のみ)

総数 二二五点

共用 二二五点

(三) 機械器具 (広小路学舎関係のみ)

総数 三三八点

専用 三三三点

共用 三〇五点

(四) 施設

電気 燈 数 一〇七二

瓦斯 瓦 斯 柱 数 三二

水道 給 水 栓 数 八〇

消 火 栓 数 一〇

七、経済学部組織並びに附属施設

(一) 組織

経済学科

経営学科

(二) 附属施設

立命館大学 図書館

立命館大学 人文科学研究所

運動場

医務室

八、経済学部学科目概要

(省略)

一〇七 立命館大学学則（経済学部規定改正）

立命館大学学則（抄）

第三章 経済学部規定

第二十八條 経済学部にて経済学科及び経営学科を置く。

第二十九條 経済学部の科目及び単位は、左の通りとする。

一、一般教育

人文科学関係	単位	社会科学関係	単位	自然科学関係	単位
哲学	四	法学(憲法二単位含む)	四	数学	四
倫理学	四	政治学	四	物理学	四
文学	四	経済学	四	化学	四
歴史学	四	社会学	四	地学	四
心理学	四	教育学	四	生物学	四
		社会科学	四	人類学	四

二、経済学科専門科目（数字は単位を示す）

A 経済学部

- 経済原論一部 四、経済原論二部 四、経済学史 四、経済哲学 四、国際経済学 四、金融経済論 四、景気変動論 四、経済地理学 四、経済学特殊講義 四

B 経済史部門

- 経済史概論 四、日本経済史 四、西洋経済史 四、経済思想史 四、社会思想史 四、経済史特殊講義 四

C 政策部門

- 経済政策原論 四、農業政策 四、工業政策 四、配給論 四、交通政策 四、社会政策 四、経済政策特殊講義 四

D 財政部門

- 財政学総論 四、財政学各論 四、財政学特殊講義 四

E 統計学部門

- 統計学 四、経済統計論 四、統計学特殊講義 四

F 経営学部門

- 経営経済学総論(商業二単位を含む) 四、会計学 四、簿記論 四、監査論 四、税務会計論 四、保険論 四、銀行信託論 四、証券市場論 四

G 法学部門

- 民法 六、商法 六、経済法 四、労働法 四

H 演習講読及び外国語部門

- 演習 四、外国経済書講読 四、第一外国語 八、第二外国語 四

I 教職部門

- 日本史 二、外国史 二、地誌学 二、人文地理 二、哲学 二、倫理学 二、公衆衛生学 二、教育心理学 二、青年心理学 二、教育原理 四、各科教育法 四、教育実習 四、教育哲学教育史 四、教育行政学 四、職業指導 二、体育原理 二、運動生理学 二、個人及び公衆衛生 二、学校保健管理 二、体育実習 二

三、経営学科専門科目

A 経営学部

- 経営経済学総論(商業二単位を含む) 四、経営経済学各論 四、経営経済学特殊講義 四、会計学 四、簿記論 四、原価計算論 四、監査論 四、税務会計論 四、会計学特殊講義 四、銀行信託論 四、保険論 四、証券市場論 四、外国貿易及び為替論 四、外国貿易実践 四、商品地理学 四、商業数学 四、商業特殊講義 四

B 経済学部門

- 経済原論 四、経済学史 四、国際経済学 四、金融経済論 四、景気変動論 四、経済地理学 四、経済特殊講義 四

C 経済史部門

- 経済史概論 四、日本経済史 四、西洋経済史 四、経済思想史 四、社会思想史 四、経済特殊講義 四

D 政策部門

経済政策原論 四、農業政策 四、工業政策 四、配給論 四、交通政策 四、社会政策 四、経済政策特殊講義 四

E 財政学部門

財政学総論 四、財政学各論 四、財政学特殊講義 四

F 統計学部門

統計学 四、経営統計論 四、統計学特殊講義 四

G 法学部門

民法 四、商法 八、経済法 四、労働法 四

H 演習講読及び外国語部門

演習 四、外国経済書講読 四、第一外国語 八、第二外国語 四

I 実習部門（随意科目）

英会話、珠算、タイプライティング等

J 教職部門

日本史 二、外国史 二、地誌学 二、人文地理 二、哲学 二、倫理学 二、公衆衛生学 二、教育心理学青年心理学 四、教育原理 四、各科教育法 四、教育実習 四、教育哲学教育史 四、教育行政学 四、職業指導 二、体育原理 二、運動生理学 二、個人及び公衆衛生 二、学校保健管理 二、体育実習 二

四、体育科目

学科 二、実技 二

専門科目中、経済原論、経済哲学、国際経済学、金融経済論、景気変動論、経済史概論、経済政策原論、農業政策、工業政策、交通政策、財政学総論、統計学、経営経済学総論、会計学の十四科目は講座に準ずるものとする。教授会において必要と認めるときは、科目及びその単位を増減することができる。

第三十條 経済学士若しくは経営学士の称号を得るためには少くとも左に示す

単位数を履修しなければならない。

第一 一般教育科目

人文科学関係、社会科学関係及び自然科学関係の各系列に亘り、それぞれ三科目以上、合計九科目、三十六単位以上

第二 専門科目

専門科目の履修は、学科別に従って左の通りとする。

(一) 経済学科

(イ) 経済学部門 二十四単位、経済史部門 八単位、経済政策部門

八単位、財政学部門 四単位、統計学部門 四単位、経営学部門

八単位、法学部門 八単位、演習講読及び外国語部門 十六単位

(外国経済書講読 四単位、第一外国語 八単位、第二外国語 四単位)

以上八十単位

(ロ) 以上の外に前條専門科目の各部門に属する任意の科目二十単位以上

(ハ) 特殊講義、外国経済書講読についてはそれぞれ四単位だけは(イ)における八十単位の中の単位数として認める。それ以上の履修単位数は(ロ)に属する単位として認める。

(二) 経営学科

(イ) 経営学部門 三十二単位、経済学部門 八単位、経済史部門 四

単位、経済政策部門 四単位、財政学部門 四単位、統計学部門

四単位、法学部門 八単位、演習講読及び外国語部門 十六単位

(外国経済書講読 四単位、第一外国語 八単位、第二外国語 四

単位)以上八十単位

(ロ) 以上の外に前條専門科目の各部門に属する任意の科目二十単位以上

(ハ) 特殊講義、外国経済書講読についてはそれぞれ四単位だけは、(イ)における八十単位の中の単位数として認める。それ以上の履修単位

数は(ロ)に属する単位として認める。

第三 体育に関する科目

学科、実技各二単位、計四単位以上

第四 実習部門（随意科目）はこれを単位に計算しない。
附 則（経済学部経営学科増設に伴う改正 昭和二十八年一月三十一日認可）

本学則は、昭和二十八年四月一日から施行する。

一〇八 立命館大学学則（大学院博士課程法学研究科民法専攻、修士課程文学研究科哲学・日本史学専攻増設に伴う改正）

立命館大学学則（抄）

第三十九條 法学研究科に修士課程及び博士課程を置く。

一、（省略）

二、博士課程に民法専攻を置く、その科目及び単位は左の通りとする。

科 目	講義その他	単 位	科 目	講義その他	単 位
民法特殊講義(一)	講 義	四	民事訴訟法特殊講義	講 義	四
民法特殊講義(二)	講 義	四	文献研究(一)(民法)	研究指導	八
民法特殊講義(三)	講 義	四	文献研究(二)(民法)	研究指導	八
労働法特殊講義	講 義	四	文献研究(三)(労働法)	研究指導	八
商法特殊講義	講 義	四			

講義十二単位以上、研究指導八単位以上を選択履修しなければならない。

第四十一條

文学研究科に修士課程の東洋思想専攻、哲学専攻、日本史学専攻、日本文学専攻を置く。各専攻の科目及び単位は、左の通りとする。

〔東洋思想専攻〕(省略)				〔日本文学専攻〕(省略)			
専攻	科 目	講義その他	単 位	科 目	講義その他	単 位	科 目
哲 学 専 攻	(専攻部門)						
	近代哲学の主要問題	講 義	四	近代哲学の主要問題	演 習	四	近代哲学の主要問題
	古代哲学の主要問題	演 習	四	古代哲学の主要問題	講 義	四	古代哲学の主要問題
	哲学史研究法	講 義	四	哲学特殊問題 I	講 義	四	哲学特殊問題 IV
史 学 専 攻	(専攻部門)						
	歴史学原論	講 義	四	歴史学原論	講 義	四	日本思想史
	古代特殊問題	講 義	四	古代特殊問題	講 義	四	日本思想史
	中世特殊問題	演 習	四	中世特殊問題	演 習	四	日本思想史
日 本 史 学 専 攻	(専攻部門)						
	歴史学原論	講 義	四	歴史学原論	講 義	四	日本思想史
	古代特殊問題	講 義	四	古代特殊問題	講 義	四	日本思想史
	中世特殊問題	演 習	四	中世特殊問題	演 習	四	日本思想史
哲 学 専 攻	(専攻部門)						
	近代哲学の主要問題	講 義	四	近代哲学の主要問題	演 習	四	近代哲学の主要問題
	古代哲学の主要問題	演 習	四	古代哲学の主要問題	講 義	四	古代哲学の主要問題
	哲学特殊問題 I	講 義	四	哲学特殊問題 I	講 義	四	哲学特殊問題 I
哲 学 専 攻	(専攻部門)						
	社会心理学研究	講 義	四	社会心理学研究	講 義	四	社会心理学研究
	歴史哲学研究	講 義	四	歴史哲学研究	講 義	四	歴史哲学研究
	社会学研究	講 義	四	社会学研究	講 義	四	社会学研究

東洋思想専攻に於ては概論部門八単位を必修とし、特殊部門十二単位以上、補助部門四単位以上、外国書講読八単位以上を選択履修する。
他の専攻に於ては専攻部門より二十八単位以上を補助部門より四単位以上を選択履修する。但し、各専攻とも講義と演習とを兼ね持つ科目に於ては、之を切り離すことはできない。なお選択科目中の四単位は、他の専攻に属する科目中から履修してもよい。

第四十四條

大学修士課程に入学できる者は、大学を卒業した者又は、これと同等以上の学力があると認められた者のうち、大学院委員会において研究者たりうる素質がありと認めたと者とする。
 大学院博士課程に入学できる者は、修士の学位を有する者、若しくは修士課程に二年以上在学して、その科目三十単位以上を修得した者のうち、大学院委員会において研究者及び研究指導者たりうる素質があると認めたと者とする。

第四十五條

修士の学位を得るためには、二年以上四年以内在学して正規の授業を受け、所定の専門科目中、法学研究科、経済学研究科及び工学研究科にあつては、三十単位以上、文学研究科にあつては三十単位以上を修得するとともに、学位論文を提出し、かつ最終試験に合格しなければならない。但し、特別の事情があると認められるものについては、大学院委員会の議を経て、在学期間を延長することができる。

博士の学位を得るためには、三年以上六年以内在学して正規の授業を受け、所定の専門科目中二十単位以上を修得するとともに、独創的研究に基づく学位論文を提出し、かつ最終試験に合格しなければならない。但し、学位論文は、在学期間経過後においても、これを提出することができる。

単位修得の認定は、各学科目毎に、筆答試験により担当教員が行うのを原則とする。

学位論文の審査は、専攻科目及び関連科目の教授三人以上によってこれを行う。但し、必要があれば、他の教員も加えることができる。

最終試験は学位論文を中心とし、これに関連ある科目について三人以上の教授によってこれを行う。但し、必要があれば他の教員も加えることができる。

学位の授与は、大学院委員会においてこれを決定する。

第四十六條

修士の学位は、左の区別に従つて授与する。

第四十八條

学生総定員は、次の通りとする。

- 一、 法学研究科に属する者には、 法学修士
 - 二、 経済学研究科に属する者には、 経済学修士
 - 三、 文学研究科に属する者には、 文学修士
 - 四、 工学研究科に属する者には、 工学修士
- 博士の学位は、左の区別に従つて授与する。
- 一、 法学研究科に属する者には、 法学博士

研究科名	博士課程		修士課程	
	専攻名	総定員	専攻名	総定員
法学研究科	民法	二七	公法	四〇
経済学研究科			民法	六〇
			経済政策	八〇
			東洋思想	三〇
			哲学	三〇
文学研究科			日本史学	三〇
			日本文学	三〇
			応用化学	一〇
工学研究科			電気工学	一〇

附 則
 大学院法学研究科に民法専攻、文学研究科に哲学、日本史学専攻増設に伴う改正 昭和二十八年三月三十一日 認可

本学則は、昭和二十八年四月一日から施行する。

一〇九 立命館大学（新制）学位規程

立命館大学（新制）学位規程

（学位の授与）

第一條 学校教育法第六十八條第一項の規定により本学において授与する学位は、博士及び修士とする。

（博士の学位授与の基準）

第二條 博士の学位は、独創的研究によつて新領域を開拓し學術水準を高め文化の進展に寄与するとともに専攻の学問分野について研究を指導する能力を有する者に授与するものとする。

（修士学位授与の基準）

第三條 修士の学位は、広い視野に立つて専攻の学問分野について精深な学識と精深な研究をする能力とを有する者に授与するものとする。

（博士の種類）

第四條 本大学において授与する博士の種類は、法学博士とする。

（修士の種類）

第五條 本大学において授与する修士の種類は、次の通りとする。

法学修士、経済学修士、文学修士、工学修士

（博士の学位授与の要件）

第六條 左の各号に該当する者には、博士の学位を授与することができる。

一、博士課程に三年以上在学して所定の専門科目中二十単位以上を修得したること

二、本規定第八條に定める博士論文の審査及び試験に合格したこと

(2) 博士の学位は、大学院の課程を経ない者であつても本規程第八條に定める博士論文の審査及び試験に合格し且つ前項第一号に該当する者と同等以上の学力があると認められた者にも授与することができる。

（修士学位授与の要件）

第七條 左の各号に該当する者には、修士の学位を授与することができる。

（論文の審査及び試験）

第八條 第六條第一項の二号及び同條第二項に規定する博士論文の審査及び試験並びに第七條第二号に規程する修士論文の審査及び試験は、左の手續によつて行ふ。

一、修士課程に二年以上在学して所定の専門科目中三十単位（文学研究科は、三十二単位）以上を修得したこと。

二、本規程第八條に定める修士論文の審査及び試験に合格したこと。

(2) 学位論文の審査を請求する者は、自著論文三通に履歴書及び所定の学位論文審査願書を添え総長に提出するものとする。

(3) 総長は、これを受理するとともに当該研究科委員会に審査を委嘱する。

(4) 研究科委員会は、論文につき審査の価値があると認めるときは、審査委員を選定し審査に当らしめる。

審査委員は、専攻科目及び関連科目の教授三人以上とする。但し、必要があれば他の教員も加えることができる。

審査委員は、互選によつて主査委員を定める。

(5) 審査委員は、論文を受理した後修士の学位は二ヶ月、博士の学位は一ヶ年以内に論文の審査をしなければならぬ。

(6) 最終試験は、学位論文を中心とし、審査のあと或は審査の中途にあつては口頭若くは筆頭によつて行ふ。

本規程第六條第二項に規定する者に対する試験に於ては、前項の外に原則として外国語二種類を課するものとする。

(7) 研究科委員会は、委員の三分の二以上出席し、博士はその三分の二、修士は過半数の同意をもつて論文及び試験の可否を決定する。票決は、無記名投票とする。

(8) 当該研究科委員会に於て合格が判定されたときは、大学院委員会に附する。

大学院委員会は、委員の三分の二以上出席しその三分の二以上の同意をもつて学位授与の可否を決定する。但し、修士の学位の授与

は決議を要しない。

(9) 審査手数料

博士の学位を請求する者は、審査手数料金壹萬円を納付しなければならない。

(記録の保存)

第九條 大学は、研究科ごとに学位授与台帳を作成しこれを保存するものとする。

(学位記)

第十條 学位授与を受ける者には、所定の学位記をもつてこれを証明する。

学位には、「……………修士(立命館大学)」又は、「……………博士(立命館大学)」と本大学名を明記するものとする。

(博士論文要旨等の公表)

第十一條 博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から三ヶ月以内にその論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

第十二條 博士の学位の授与を受けた者は、当該博士の学位を受けた日から一年以内にその論文を印刷公表するものとする。但し、学位を受ける前すでに印刷公表したときは、この限りではない。

第十三條 博士の学位を授与した時は、当該博士の学位を授与した日から一ヶ月以内に左に掲げる事項を記載した書類に当該博士論文及び授与を受けた者の氏名、本籍、現住所、生年月日、最終卒業学校名その他の必要事項を記載した履歴書を添えて文部大臣に報告するものとする。

一、授与した博士の学位の種類

二、授与した年月日

三、文部省令第九号学位規則第五條第一項又は、第二項の何れの規定によるかの別

四、論文審査及び試験の結果の要旨

五、論文審査及び試験を担当した機関に関する事項

(学位の名称)

第十四條 本規程により修士及び博士の学位の授与を受けた者は、学位の名称

を用いるときは、本大学名を附記するものとする。

附 則

- 1 本規程は、昭和二十八年十一月一日より、これを実施する。但し、本規程第四條第二項に規定する博士の学位の授与は、同條第一項に規定する博士課程を経た者に対する博士の学位が授与されたあとにおいて取扱うものとする。
- 2 旧学位令による立命館大学学位規程(昭和八年七月五日制定)は、本規程に拘らず有効とする。

二〇 立命館専門学校廃止認可申請書

立学發第一五五号

立命館専門学校廃止認可申請書

この度立命館専門学校を廃止したいと思っておりますので、御認可下さるよう別紙書類を添えて申請いたします。

昭和廿八年三月廿五日

学校法人 理事長 北川 敏夫 (印)
立命館

文部大臣 岡野 清 豪 殿

一、名 称 立命館専門学校

二、位 置 京都市上京区広小路通寺町東入中御霊町四百拾番地

三、設置者 学校法人立命館

四、廃止理由 新学制への転換が終つたから

五、校舎その他処分方法

イ、校舎及びその他設備

新制大学に転換

ロ、生徒の処置

本科生は昭和廿四年度から学生募集を停止したので同廿六年三月を以て卒業（卒業できない者は新制大学二回生に転換）させた。また別科生は昭和廿七年度を以て学生募集を停止し今春修了できない者は除名した。

ハ、職員の処置

新制大学に転換

二、学籍簿の保管

残務継承機関である新制大学の学部にて次の通り保管整理する

法政経済学科法政科——法 学 部

同 経済科——經 済 学 部

文 学 科——文 学 部

工学科及び理学科——理 工 学 部

ホ、廃止年月日

昭和廿八年三月卅一日

二 立命館大学大学院学則（大学学則より分離制定、修士課程文学研究科地理学専攻増設）

立命館大学大学院学則

第一章 総 則

第一條 本大学院は、学部における一般並びに専門的教養の基礎の上に、広い視野に立って、法学、経済学、文学及び工学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与しようとするものである。

第二條 本大学院に修士課程及び博士課程を置く。

第三條 修士課程に次の研究科及び専攻を置く。

一、法学研究科（公法専攻・民法専攻）

二、経済学研究科（経済政策専攻）

三、文学研究科（東洋思想専攻・日本文学専攻・哲学専攻・日本史学専攻・地理学専攻）

四、工学研究科（応用化学専攻・電気工学専攻）

第四條 博士課程に次の研究科及び専攻を置く。

一、法学研究科（民法専攻）

第五條 本大学院の研究科及び専攻別学生の収容定員は左の通りとする。

研究科名	修士課程		博士課程	
	専攻名	収容定員	専攻名	収容定員
法学研究科	公法専攻	二〇		
	民法専攻	三〇	民法専攻	九
経済学研究科	経済政策専攻	六〇		
		一〇		二七
文学研究科	東洋思想専攻	一五		
	日本文学専攻	一五		
	哲学専攻	一五		
	日本史学専攻	一五		
		三〇		

計	工学研究科		地理学専攻	
	電気工学専攻	応用化学専攻	計	計
一九五	五	五	三〇	
三九〇	一〇	一〇		
			計	九
				二七

第六條 大学院修士課程に入学できる者は、大学を卒業した者、又はこれと同等以上の学力があると認められた者のうち、大学院委員会において研究者たりうる素質があると認めたと認めた者とする。

第七條 大学院博士課程に入学できる者は、修士の学位を有する者、又は修士課程に二年以上在学して、その学科目三十単位以上を修得した者のうち、大学院委員会において研究者及び研究指導者たりうる素質があると認めたと認めた者とする。

第八條 修士の学位を得るためには、二年以上四年以内在学して正規の授業を受け、所定の専門科目中、法学研究科、経済学研究科及び工学研究科にあつては三十単位以上、文学研究科にあつては、三十二単位以上を修得するとともに、学位論文を提出し、且つ最終試験に合格しなければならぬ。但し、特別の事情があると認める者については、大学院委員会の議を経て在学期間を延長することができる。

第九條 博士の学位を得るためには、三年以上六年以内在学して正規の授業を受け、所定の専門科目中、二十単位以上を修得するとともに、独創的研究に基づく学位論文を提出し、且つ最終試験に合格しなければならぬ。但し、学位論文は在学期間経過後においても、これを提出することができる。

第十條 単位修得の認定は、各学科目毎に筆答試験により担当教員が行うのを原則とする。
学位論文の審査は、専攻科目及び関連科目の教授三人以上によつてこれを行う。但し、必要があれば他の教員も加えることができる。
最終試験は、学位論文を中心とし、これに関連ある科目について三人以上の教授によつてこれを行う。但し、必要があれば他の教員を

加えることができる。

学位の授与は、大学院委員会においてこれを決定する。

第十一條 修士の学位は、左の区別に従つて授与する。

- 一、法学研究科に属する者には 法学修士
- 二、経済学研究科に属する者には 経済学修士
- 三、文学研究科に属する者には 文学修士
- 四、工学研究科に属する者には 工学修士

第十二條 博士の学位は左の区別に従つて授与する。

- 一、法学研究科に属する者には 法学博士

第十三條 本大学院の目的を達成し、学生の研究指導を行うため、各研究科にその専攻部門に応じて研究室を置く。

研究室に関する規定は別にこれを定める。

第十四條 大学院委員会において修業の見込がないと認めた学生は、これを除籍することができる。

第十五條 本章に特別の規定あるもののほか「入学・退学・休学・転学」「授業料・入学金・貸給費その他の学費」「厚生保健施設及び寄宿舎」「賞罰」等に関しては、本大学学則の規定を準用する。

第二章 職員組織

第十六條 本大学院に、学位論文の審査・試験その他、大学院の学事管理のために、大学院の授業担当教授をもつて組織する大学院委員会を設ける。

委員長は、学長これを兼ねる。

第十七條 本大学院各研究科に研究科科長を置く。

第十八條 本大学院各研究科に当該研究科の授業担当教授をもつて組織する研究科委員会を置く。

委員長は、研究科科長がこれに当る。

第十九條 研究科委員会は、次の事項を審議する。

- 一、学科課程及び学科考査に関する事項
- 二、学生の資格認定及びその身分に関する事項

三、学位論文審査に関する事項

四、学科目担当者に関する事項

五、学則の変更に関する事項

六、その他研究科に関する重要な事項

第三章 研究科

第一節 法学研究科

第二十條 法学研究科各専攻の科目及び単位は左の通りとする。

修 士										課程	
攻 専 法 事 民					攻 専 法 公					専攻	
法	私	私	身	商	法	憲	憲	法	法	法	科
哲	法	法	法	法	事	比	憲	史	史	哲	目
学	制	制	說	說	学	憲	法	学	学	学	講義その他
講	史	史	史	史	講	法	講	講	講	講	単位
義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	科
四	二	二	二	二	四	二	二	四	二	四	目
財	財	身	身	民	外	政	政	國	國	刑	目
産	産	分	分	事	國	治	治	際	際	事	講義その他
法	法	法	法	法	書	学	学	法	法	法	単位
講	講	講	講	講	講	講	講	講	講	講	
義	義	義	義	義	講	義	義	義	義	義	
六	二	四	四	四	八	二	四	四	二	四	
法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	
論	論	論	論	論	論	論	論	論	論	論	
義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	
四	二	二	二	二	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
論	論	論	論	論	義	義	義	義	義	義	
義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	
四	二	二	二	二	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
論	論	論	論	論	義	義	義	義	義	義	
義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	
四	二	二	二	二	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
論	論	論	論	論	義	義	義	義	義	義	
義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	
四	二	二	二	二	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
論	論	論	論	論	義	義	義	義	義	義	
義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	
四	二	二	二	二	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
論	論	論	論	論	義	義	義	義	義	義	
義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	
四	二	二	二	二	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
論	論	論	論	論	義	義	義	義	義	義	
義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	
四	二	二	二	二	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
論	論	論	論	論	義	義	義	義	義	義	
義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	
四	二	二	二	二	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
論	論	論	論	論	義	義	義	義	義	義	
義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	
四	二	二	二	二	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
論	論	論	論	論	義	義	義	義	義	義	
義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	
四	二	二	二	二	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
論	論	論	論	論	義	義	義	義	義	義	
義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	
四	二	二	二	二	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
論	論	論	論	論	義	義	義	義	義	義	
義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	
四	二	二	二	二	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
論	論	論	論	論	義	義	義	義	義	義	
義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	
四	二	二	二	二	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
論	論	論	論	論	義	義	義	義	義	義	
義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	
四	二	二	二	二	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
論	論	論	論	論	義	義	義	義	義	義	
義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	
四	二	二	二	二	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
論	論	論	論	論	義	義	義	義	義	義	
義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	
四	二	二	二	二	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
論	論	論	論	論	義	義	義	義	義	義	
義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	
四	二	二	二	二	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
論	論	論	論	論	義	義	義	義	義	義	
義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	
四	二	二	二	二	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
論	論	論	論	論	義	義	義	義	義	義	
義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	
四	二	二	二	二	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
論	論	論	論	論	義	義	義	義	義	義	
義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	
四	二	二	二	二	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
論	論	論	論	論	義	義	義	義	義	義	
義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	
四	二	二	二	二	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
論	論	論	論	論	義	義	義	義	義	義	
義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	
四	二	二	二	二	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
論	論	論	論	論	義	義	義	義	義	義	
義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	
四	二	二	二	二	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
論	論	論	論	論	義	義	義	義	義	義	
義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	
四	二	二	二	二	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義	義	義	義	
論	論	論	論	論	義	義	義	義	義	義	
義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	
四	二	二	二	二	義	義	義	義	義	義	
法	法	法	法	法	義	義	義				

程						課						士													
攻 専 学 理 地			攻 専 学 史 本 日			攻 専 学 哲			攻 専 学 文 本 日																
人口地理学	地理学研究法	地理学研究法	地理学研究法	自然地理学	自然地理学	日本資本主義史	近世特殊問題	近世特殊問題	中世特殊問題	中世特殊問題	古代特殊問題	古代特殊問題	歴史学原論	(専攻部門)	社会学研究	哲学特殊問題I	哲学史研究法	主要問題	古代哲学の主要問題	近代哲学の主要問題	(専攻部門)	国語学特殊問題	日本文学特殊問題II	日本文学特殊問題I	日本文学史
講義	演習	演習	演習	演習	演習	講義	演習	演習	演習	演習	演習	講義	講義	講義	講義	演習	演習	演習	演習	講義	講義	演習	演習	講義	講義
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
東洋歴史地理	地誌研究二	地誌研究一	歴史地理学	政治・経済地理学	集落地理学	西洋文化史研究	東洋社会発達史	ヨーロッパ社会	日本古文書学	日本古文書学	(補助部門)	日本思想史	日本思想史	日本資本主義史	歴史哲学研究	社会心理学研究	(補助部門)	哲学特殊問題IV	哲学特殊問題III	哲学特殊問題II	(補助部門)	中国詩文研究	西洋文芸思潮	中国文学思想	(補助部門)
講義	講義	講義	講義	講義	講義	講義	講義	講義	演習	演習	演習	講義	講義	講義	講義	講義	講義	講義	講義	講義	講義	講義	講義	講義	講義
四	四	四	四	四	四	四	四	四	二	二	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四

東洋思想専攻においては概論部門八単位を必修とし、特殊部門十二単位以上、補助部門四単位以上、外国書講読八単位以上を選択履修する。
 地理学専攻においては必修科目二十四単位のほか八単位以上を選択履修する。
 他の専攻においては専攻部門から二十八単位以上、補助部門から四単位以上を選択履修する。

但し、各専攻とも講義と演習とを併せ置く科目においては、これを切り離して履修することはできない。

なお選択科目中の四単位は他の専攻の講義をもつてこれに代えることができる。
 第二十三條 工学科研究科各専攻の科目及び単位は左の通りとする。

攻 専 学 工 気 電		攻 専 学 化 用 応		専 攻	
科目		科目		科目	
電気工学実験	電子工学特論	強電流工学特論	物理学特論	数学特論	物理学特論
講義	講義	講義	講義	講義	講義
四	四	二	四	四	四
セミナー論文輪講	電気回路論	電気理論特論	弱電流工学特論	電気機器特論	電気理論特論
演習	講義	講義	講義	講義	講義
四	二	四	四	四	四
珪酸塩工業化学特論	有機製造化学特論	有機化学特別講義	理論化学特別講義	物理化学特別講義	物理化学特別講義
講義	講義	講義	講義	講義	講義
二	四	二	二	二	二
セミナー論文輪講	応用化学実験	金属学特論	工業窯炉及耐火物	繊維化学	工業微生物学
演習	講義	講義	講義	講義	講義
二	六	二	二	二	二

応用化学専攻は物理測定法、原子物理学、物理学特論及び応用化学実験、セミナー論文輪講の十六単位を、電気工学専攻は、数学特論、物理学特論及び電気工学実験、セミナー論文輪講の十六単位を必修とし、それぞれの専攻に属する他の科目中より十四単位以上を選択履修しなければならない。但

し、所定の手続を経てこの十四単位のうち四単位は工学研究科の他の専攻に属する科目中より選択履修してもよい。

第四章 委託生、聴講生及び外国人学生規定

第二十四條 公共団体その他の機関から本大学院の特定の学科につき修学を委託された場合は、選考の上、これを受託し、委託の目的に合致する学科課程について授業を行う。

前項の学科課程及びその単位は委託者の希望を考慮し、研究科委員会においてこれを決定する。

第二十五條 本大学院の特定の学科目につき聴講しようとする者があるときは、各研究科委員会において選考の上これを許可する。

聴講を許可し得る学科目は一年度につき、十二単位以内とする。

第二十六條 委託生及び聴講生の入学資格は、大学卒業者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

委託生及び聴講生は、その履修した学科目及び単位の証明を求めることができる。

第二十七條 本大学院に入学を希望する外国人は、外国公館から紹介ある者に限り各研究科委員会において選考の上、これを許可する。

第五章 特別研究生

第二十八條 本大学院は優秀な研究者を養成し、もつて學術の興隆に寄与するため大学院に特別研究生制度を設け、研究費を給与する。

特別研究生の規定は、別にこれを定める。

附 則

本學則は昭和二十九年四月一日から実施する。

二三 立命館短期大学廃止認可申請書

立大庶発甲才三五号

立命館大学短期大学部廃止認可申請書

この度、立命館大学短期大学部を廃止したいと思えますから、御認可下さるよう別紙書類相添え申請いたします。

昭和二十九年四月八日

学校法人 立命館

理事長 北川 敏夫

文部大臣 大 達 茂 雄 殿

一、名 称

立命館大学短期大学部

二、位 置

京都市上京区広小路通寺町東入中御霊町四一〇番地

京都市上京区等持院北町二八番地の一

高都市上京区小山西上総町二二番地

三、設置者

学校法人 立命館

四、廃止理由

新制大学の拡充期に伴い教職員及び研究施設を増強して新制大学教育の充実をはかるためこれに転換

五、校舎その他処分方法

(イ) 校舎及びその設備

立命館大学（新制大学）及び立命館高等学校の校舎と設備を併用していた関係上、夫々新制大学並に高等学校に転換
(ロ) 学生の処置
昭和廿七年度から一般学生の募集を停止したので同廿八年三月を以て卒業させた。

また、単位不足等により生じた卒業未了学生については昭和廿九年三月を以て卒業させた。

(ハ) 教職員の処置
新制大学に転換

(ニ) 学籍簿の保管

残務継承機関である新制大学の学部にて次の通り保管整理する。

法 政 学 科 法 学 部
商 学 科 経 済 学 部
文 学 科 文 学 部
工 学 科 理 工 学 部

(ホ) 廃止年月日

昭和二十九年三月三十一日

注・立命館大学短期大学部とあるが、二六八頁、資料「短期大学設置認可指令書等受領証」にある通り正式名称は立命館短期大学である。

二三 大学院専攻増設要項（博士課程法学研究科公法専攻）

昭和二十九年十月三十日提出

立命館大学大学院専攻増設要項（抜粋）

一、目的及び使命

本大学院は、学部における一般的並びに専門的教養の基礎の上に、広い視野に立つて、法学、経済学、文学及び工学に関する学術の理論及び応用を教授研究して、その深奥を究め、もつて文化の進展に寄与しようとするものである。しかるに現在本大学院は法学研究科（博士課程）——民法専攻、修士課程——公法専攻、民法専攻）経済学研究科（修士課程——経済政策専攻）文学研究科（修士課程——東洋思想専攻、日本文学専攻、哲学専攻、日本史学専攻、地理学専攻）工学研究科（修士課程——応用化学専攻、電気工学専攻）の四研究一一専攻を有するが、大学院修士課程及び大学の課程に於てその体系的欠陥の一部を補正拡充するために、ここに法学研究科博士課程に公法専攻を増設しようとするものである。

二、名称

立命館大学大学院法学研究科博士課程公法専攻

〔以下省略〕

二四 立命館大学大学院学則（博士課程法学研究科公法専攻増設に伴う改正）

立命館大学大学院学則（抄）

第一章 総 則

第四条 博士課程に次の研究科及び専攻を置く。

一、法学研究科（公法専攻、民法専攻）

第五条 本大学院の研究科及び専攻別学生の収容定員は左の通りとする。

研究科目	修士課程			博士課程		
	専攻名	毎年入学収容定員	総定員	専攻名	毎年入学収容定員	総定員
法学研究科	公法専攻	二〇	四〇	公法専攻	六	一八
	民法専攻	三〇	六〇	民法専攻	九	二七
	経済政策専攻	六〇	一二〇			
	東洋思想専攻	一五	三〇			
	日本文学専攻	一五	三〇			
	哲学専攻	一五	三〇			
	日本史学専攻	一五	三〇			
文学研究科	計			計		
工学研究科	電気工学専攻	一〇	三九〇			
	応用化学専攻	一〇	三〇			
	地理学専攻	一五	三〇			
	計	一五	四五			

第三章 研究科
第一節 法学研究科

第二十条 法学研究科各専攻の科目及び単位は左の通りとする。
〔「修士課程」省略〕

課程	専攻	博士課程		専攻	単位
		科目	単位		
公法専攻	憲法特殊講義	憲法特殊講義	講義その他	憲法特殊講義	四
		行政法特殊講義	講義		
		公法特殊講義	講義		
		行政学特殊講義	講義		
民法専攻	民法特殊講義(一)	民法特殊講義(一)	講義	民法特殊講義(一)	四
		民法特殊講義(二)	講義		
		民法特殊講義(三)	講義		
		民法特殊講義(三)	講義		
国際法専攻	国際法特殊講義	国際法特殊講義	講義	国際政治論	四
		行政学特殊講義	講義		
		文獻研究(一)	講義		
		文獻研究(二)	講義		
労働法専攻	労働法特殊講義	労働法特殊講義	講義	労働法特殊講義	四
		商法特殊講義	講義		
		民事訴訟法	講義		
		民事訴訟法	講義		
専攻	専攻	専攻	講義	専攻	四
		専攻	講義		
		専攻	講義		
		専攻	講義		

専攻	文獻研究(一) (民法)	研究指導	三	文獻研究(三) (労働法)	研究指導	三
	文獻研究(二) (民法)	研究指導	三			

講義八単位以上、研究指導十二単位以上を選択履修しなければならない。

〔注・昭和三十年四月一日施行〕

二五 大学院専攻増設要項（博士課程文学研究科地理学専攻）

昭和三十年十一月三十日提出

第一、立命館大学大学院専攻増設要項〔抜粋〕

一、目的及び使命

本大学院は、学部における一般的並びに専門的教養の基礎の上に、広い視野に立つて、法学、経済学、文学及び工学に関する学術の理論及び応用を教授研究して、その深奥を究め、もつて文化の進展に寄与しようとするものである。しかるに、現在本大学院は、法学研究科（博士課程）——公法専攻・民法専攻、修士課程——公法専攻・民法専攻（修士課程）——経済学研究科（修士課程）——経済政策専攻（修士課程）——東洋思想専攻・日本文学専攻・哲学専攻・日本史学専攻・地理学専攻）工学研究科（修士課程）——応用化学専攻・電気工学専攻）の四研究科十二専攻を有するが、大学院修士課程及び大学の課程に対応して、文学研究科修士課程地理学専攻の内容を深め且つ高めるために、ここに博士課程地理学専攻を増設しようとするものである。

二、名 称

立命館大学大学院文学研究科博士課程地理学専攻

〔以下省略〕

二六 立命館大学大学院学則（博士課程文学研究科地理学専攻増設に伴う改正）

立命館大学学則〔抄〕

第一章 総 則

第四条 博士課程に次の研究科及び専攻を置く。

- 一、法学研究科（公法専攻、民法専攻）
- 二、文学研究科（地理学専攻）

第五条 本大学院の研究科及び専攻別学生の収容定員は左の通りとする。

研究科名	修 士 課 程			博 士 課 程			
	専攻名	毎年入学 収容定員	総定員	専攻名	毎年入学 収容定員	総定員	
法学研究科	公法専攻	二〇	四〇	公法専攻	六	一八	
	民法専攻	三〇	六〇		民法専攻	九	二七
	経済政策専攻	六〇	一二〇				
文学研究科	東洋思想専攻	一五	三〇				
	日本文学専攻	一五	三〇				
	哲学専攻	一五	三〇				
工学研究科	日本史学専攻	一五	三〇	地理学専攻	五	一五	
	地理学専攻	一五	三〇				
	応用化学専攻	一〇	一〇				
計	電気工学専攻	五	一〇	計	二〇	六〇	
計		一九五	三九〇				

第二十二條 文学研究科各専攻の科目及び単位は左の通りとする。

〔修士課程〕省略

課程	博士課程	専攻	地理学	科目	自然地理学 特殊地理学	講義その他	単位	科目	地図学特殊講義	講義その他	単位
特種	特種	特種	特種	特種	特種	特種	二	特種	特種	特種	二
講義	講義	講義	講義	講義	講義	講義	二	講義	講義	講義	二
(二)学	(一)学	義学	義学	(二)学	(一)学	義学	二	研究	研究	研究	二
地誌	地誌	地誌	地誌	地誌	地誌	地誌	二	研究	研究	研究	二
特殊	特殊	特殊	特殊	特殊	特殊	特殊	二	指導	指導	指導	二
講義	講義	講義	講義	講義	講義	講義	二	指導	指導	指導	二
(二)学	(一)学	義学	義学	(二)学	(一)学	義学	二	指導	指導	指導	二

研究指導十単位は必修、他に講義十単位以上を選択履修する。

(注・昭和三十一年四月一日施行)

二七 文学部史学科西洋史学専攻増設要項

昭和三十一年十月一日提出

立命館大学文学部史学科西洋史学専攻増設要項(抜粋)

一、設置の目的と使命

大学における史学科としては、日本史学、東洋史学、西洋史学の三者の完備することが理想であるが、本学には従来、日本史学、東洋史学の二専攻を有するのみであり、西洋史学専攻の設置を意図しながら今日まで実現することができなかつた。一方歴史学の進歩は、戦後とくに世界的見地に立つ研究の必要を強く要求し、ますます史学科充実のために西洋史学専攻設置の必要に迫られるに至つた。さいわいに教授陣を構成する適当なる候補者を得たので、講義体系もいままでの各大学における西洋史学科のそれに追隨することなく、現代世界史の研究に対応し得る独自の形式をとることとし、日本史学、

東洋史学の両専攻とつねに密接な交流を保ちつつ史学科充実の目的を達成したい。

二、名称

立命館大学文学部史学科西洋史学専攻

(以下省略)

二八 立命館大学学則(文学部西洋史学専攻増設に伴う改正)

立命館大学学則(抄)

第四章 文学部規定

第三十二条 文学部に哲学科(哲学専攻、心理学専攻)、文学科(日本文学専攻、中国文学専攻、英米文学専攻)、史学科(日本史学専攻、東洋史学専攻、西洋史学専攻)、地理学科(地理学専攻)を置く。

第三十三条 各専攻の科目及び単位は、左の通りとする。

一、一般教育科目

人文科学関係	単位	社会科学関係	単位	自然科学関係	単位
哲学	四	法学(憲法二単位を含む)	四	数学	四
倫理学	四	政治学	四	物理学	四
心理学	四	経済学	四	化学	四
歴史学	四	社会学	四	地学	四
文学その一	四	地理学	四	生物	四
文学その二	四	教育学	四	人類学	四

二、体育に関する科目

体育学科、二単位 体育実技、二単位

三、外国語

第一外国語（英語又は独語）八単位 第二外国語（独、仏、中国語）四単位

四、専門科目

(イ) 史学科西洋史学専攻

卒業論文	専攻科目			補助科目単位
	史学研究法部門 単位	一般史部門 単位	特殊研究部門 単位	
	史学概論 四	西洋史概説 第一史部 四	西洋史特殊講義 (古代・中世) 四	西洋哲学史 四
	西洋史学説 四	西洋史概説 第二史部 四	西洋史特殊講義 (イギリス史) 四	社会学 四
	史学研究法 四	日本史概説 第一史部 四	西洋史特殊講義 (フランス史) 四	美学及美術史 四
		日本史概説 第二史部 四	西洋史特殊講義 (ドイツ史) 四	英米文学史 四
		東洋史概説 第一史部 四	西洋史特殊講義 (アメリカ史) 四	史前学 四
		東洋史概説 第二史部 四	西洋史特殊講義 (東洋史) 四	人文地理学 四
			西洋史の演習 四	歴史地理学 四
			西洋史の演習 二 四	世界地誌 四
			外国書講読 四	
			日本史特殊講義 四	
			東洋史特殊講義 四	

第三十四条

文学士の称号を得るためには、各専攻を通じて少くとも左に示す単位数を履修しなければならない。

第一 一般教育科目

人文学科、社会科学及び自然科学の各系列にわたり、それぞれ三科目以上合計九科目三十六単位以上

第二 外国語

第一外国語 八単位 第二外国語 四単位

第三 専門科目

専攻科目より十五科目六十単位以上、補助科目より三科目計十二単位以上計十八科目七十二単位以上

なお二回生迄に外国語六単位以上、一般教育科目各系列について三科目計十二単位以上合計九科目三十六単位以上を修得しない場合は三回生以上に準備された専門科目を履修することができない。但し特別の事情ある者については、以上のうち二科目八単位以内は次年度に修得することを認める。

第四 体育に関する科目

体育学 二単位、体育実技 二単位

各専攻を通じて最終年度に卒業論文を提出しなければならない。卒業論文は専門科目の単位に加算するものとする。

(注・昭和三十三年四月一日施行)

二九 立命館大学大学院学則（文学研究科修士課程英文学専攻、博

士課程東洋文学思想専攻増設に伴う改正）

立命館大学大学院学則（抄）

第一章 総 則

第三条 修士課程に次の研究科及び専攻を置く。

一 法学研究科（公法専攻、民法法専攻）

二 経済学研究科（経済政策専攻）

三 文学研究科（東洋思想専攻、日本文学専攻、英文学専攻、哲

学専攻、日本史学専攻、地理学専攻）

四 工学研究科（応用化学専攻、電気工学専攻）

第四条 博士課程に次の研究科及び専攻を置く。

一 法学研究科（公法専攻、民法法専攻）

二 文学研究科（東洋文学思想専攻、地理学専攻）

第五条 本大学院の研究科及び専攻別学生の収容定員は左の通りとする。

研究科名	修士課程		博士課程	
	専攻名	収容定員	専攻名	収容定員
法学研究科	公法専攻	二〇	公法専攻	六
	民法法専攻	三〇	民法法専攻	九
経済学研究科	経済政策専攻	六〇	東洋思想専攻	五
		二二〇		一五
文学研究科	日本文学専攻	一五		
	英文学専攻	一五		
	哲学専攻	一五		
	日本史学専攻	一五		
	地理学専攻	一五	地理学専攻	五
工学研究科	応用化学専攻	五		
	電気工学専攻	五		
計		二一〇	計	二五
		四二〇		七五

第三節 文学研究科

第二十二條 文学研究科各専攻の科目及び単位は左の通りとする。

〔「修士課程東洋思想専攻同日本文学専攻」省略〕

課程	専攻	科目	講義その他	単位	科目	講義その他	単位
修 士 文 学	英 文 学	（専攻科目）					
		英文学特殊問題Ⅰ	講義	四	英文学特殊問題Ⅴ	講義	四
		英文学特殊問題Ⅱ	講義	四	英文学特殊問題Ⅵ	演習	四
		英文学特殊問題Ⅲ	演習	四	（比較文学）	講義	四
英 文 学	英 文 学	英文学特殊問題Ⅳ	演習	四	（補助科目）	講義	四
		英文学特殊問題Ⅴ	講義	四	英語音韻論	講義	四
		英文学特殊問題Ⅵ	演習	四	英語講義	講義	四
		英文学特殊問題Ⅶ	演習	四	独文学講義	講義	四

〔「修士課程哲学専攻、同日本史学専攻、同地理学専攻」省略〕

東洋思想専攻においては概論部門八単位を必修とし特殊部門十二単位以上補助部門四単位以上外書講読八単位以上を選択履修する。

地理学専攻においては演習十二単位を必修とし、そのほか演習または講義二十四単位以上を選択履修する。他の専攻においては専攻部門から二十八単位以上補助部門から四単位以上を選択履修する。

なお、選択科目中の四単位は他の専攻の講義をもってこれに代えることができる。

昭和三十五年全学協議会確認事項

確認事項 (抜粋)

昭和三十五年十月から十二月にかけて八回にわたる全学協議会において討議を行った結果、学校・組合・学生の三者は次の諸事項について相互に了解したことを確認する。

(一七、省略)

八 全学的立場及び教学と経営の統一の立場からする学園発展の重要な一環として新学部設置に努力する。

(九、省略)

昭和三十六年一月十六日

全学協議会の席上にて

学校代表 末川 博

組合代表 前島 省三

学生代表 丸谷 興市

〔注・全文は資料集第三集に収録〕

新学部設置問題についてのまとめ

新学部設置問題についてのまとめ (抜粋)

一、国民的教育の目標

(省略)

二、課題克服と新学部設置

しかし立命館の現状は、相対的に誇りうるものをもちながらそれが十分に発揮されておらず、私学危機の大勢におし流され、教学財政ともに極めて困

難な事態に直面している。われわれは昨年以来の継続的討議の中で、今こそ問題を根底から掘り下げ根本的に学園の全学的長期的計画を樹立しなければならぬことを了解した。この観点から全学の教学体制を国民的要求の立場から充実し、その裏付けとしての財政の確立を図らねばならない。

教学の充実のためには、最近における急激な人件費、物件費、施設費の騰貴に対応する財政の確立が緊急の必要となり、さらに最近における経営学の発展に対応するためにも経営学部の増設が必要となって来た。このような教学と財政の統一の立場からの全学的長期計画に基づく学園運営の重要な一環として経営学部の増設が不可欠の問題となって来たのである。

経営学部増設の趣旨は以上の如くであるから、経営学部に過大の財政的依存をさせてはならずその結果経営学部を増設しても、他方既存学部の学生数を安易に増大してはならないとしているので、なお数千萬円の赤字が生ずる。この赤字の克服は既存教学体制の刷新と経営努力による節減と増収に期待している。この期待の実現は簡単ではないが、その遂行には国民的要求に基づく全学的教学体制の刷新という大きな希望が含まれている。また学生数の理工七五〇、法・経・経営各五五〇、文四五〇という数字は教学と財政との接点としての経験的な適正数字であって、ここにも大きな積極的な教学の意味が含まれている。なお理工と文の学生数については教学条件の討議遂行と関連させて今後討議すべきものがあると考えている。

以上の如く、大学の危機とくに私学の危機、その中での立命館の危機の打開を教学体制の充実重点をおき、同時に財政の確立を図ろうとするものであって、新学部の増設も、そのような危機打開のための全学的長期的計画の重要な一環として位置づけられるものである。

三、研究教育の方向、内容——共同化、現代化

(省略)

四、二部問題

(省略)

〔注・全文は資料集第三集に収録〕 (一九六一年七月四日)

二二三 経営学部設置認可書

校大第一五号

学校法人 立命館

昭和三十六年九月三十日付で申請のあつた立命館大学学部増設のことは、下記のとおり認可します。

昭和三十七年一月二十日

文部大臣 荒木 萬壽夫 印

記

- 一、増設学部 経営学部経営学科 入学定員 総定員
三〇〇名 一一〇〇名
- 二、位 置 京都市上京区河原町通荒神口上ル東桜町二十五番
地
- 三、修業年限 四年
- 四、開設年次 第一年次、第二年次
- 五、開設時期 昭和三十七年度

二四 経営学部設置要項

昭和三十六年九月三十日提出

立命館大学経営学部設置要項〔抜粋〕

- 一、名 称 立命館大学経営学部一部
- 二、位 置 京都市上京区河原町通り荒神口上ル東桜町二五

三、目的及び使命

生産技術の著しい発達と社会的生産力の著しい増大とは、生産の社会的性格をますます明確にしつつある。そのような基礎の上で、学問の新しい分野として、管理の学問が多岐にわたって発展しはじめている。しかも、それによって経済学の内容が豊富にされるだけでなく、近接諸科学にも問題を提起しつつある。これらの諸科学を包摂的に研究する場として、従来の経済学部経営学科を拡大充実にして経営学部の新設が必要となった。

また、以上の如き経済的諸事情により、生産の管理に関する理論と技術を身につけた人材を、社会が大量に要求しつつある。この時代の進運にともなう国民的要求に積極的に応えるためにも、経営学部の新設が必要となったのである。

四、校 地

- 総 坪 数 一一九、六二九、三四坪
- 専 用 一一九、六二九、三四坪
- 共 用

五、校舎等建物

- 総 坪 数 一九、七四二、一四坪
- 専 用 一九、七四二、一四坪
- 共 用

六、図書標本機械器具等設備概要

(一) 図 書

- 総 数 一三七、五八四冊
- 専 用 一三七、五八四冊
- 共 用

(二) 標 本

- 総 数 四五〇点
- 専 用 四五〇点
- 共 用

(三) 機械器具

總数 一〇五點
專用 一〇五點
共用 一〇五點

(四) 施設

七、学部及び学科の組織及び附属施設

(一) 本大学は法学部・経済学部・経営学部・文学部・理工学部の五学部より成立ち、文学部には哲学専攻、心理学専攻、文学専攻、中国文学専攻、英米文学専攻、史学科(日本史学専攻、東洋史学専攻、西洋史学専攻)、地理学科(地理学専攻)の四学科九専攻を、また理工学部には数学物理学科、化学科、電気工学科、機械工学科及び土木工学科の五学科を設置している。

なお、この各学部の上に大学院修士課程の法学研究科(公法専攻、民法専攻)、経済学研究科(経済政策専攻)、文学研究科(東洋思想専攻、哲学専攻、日本文学専攻、英文学専攻、日本史学専攻、地理学専攻)、工学研究科(応用化学専攻、電気工学専攻)及び博士課程の法学研究科(公法専攻、民法専攻)、文学研究科(東洋文学思想専攻、地理学専攻)を設置している。

(二) 附属施設

- 立命館 大学 図書館
- 立命館 大学 人文科学研究所
- 立命館 大学 理工学研究所
- 立命館 大学 診療所
- 八、経営学部学科目 (省略)
- 九、修業年限、履修方法及び学士号 (省略)
- 十、経営学部の職員組織概要

(1) 教員

身分別	教員		講師		助手		計
	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	
合 計	一六	一一	一一	三	七	九	三四
専門科目	一〇	五	八	三	三	四	二二
小計	六	六	三	三	四	五	一三
保健体育科目	一				一		二
外国語科目	三		二		一	四	六
一般教育	二	六	一	三	二	一	五
学科目別	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任
計	一六	一一	一一	三	七	九	三四
計	一〇	五	八	三	三	四	二二
計	六	六	三	三	四	五	一三
計	一				一		二
計	三		二		一	四	六
計	二	六	一	三	二	一	五
計	一六	一一	一一	三	七	九	三四
計	一〇	五	八	三	三	四	二二
計	六	六	三	三	四	五	一三
計	一				一		二
計	三		二		一	四	六
計	二	六	一	三	二	一	五
計	一六	一一	一一	三	七	九	三四
計	一〇	五	八	三	三	四	二二
計	六	六	三	三	四	五	一三
計	一				一		二
計	三		二		一	四	六
計	二	六	一	三	二	一	五
計	一六	一一	一一	三	七	九	三四
計	一〇	五	八	三	三	四	二二
計	六	六	三	三	四	五	一三
計	一				一		二
計	三		二		一	四	六
計	二	六	一	三	二	一	五
計	一六	一一	一一	三	七	九	三四
計	一〇	五	八	三	三	四	二二
計	六	六	三	三	四	五	一三
計	一				一		二
計	三		二		一	四	六
計	二	六	一	三	二	一	五
計	一六	一一	一一	三	七	九	三四
計	一〇	五	八	三	三	四	二二
計	六	六	三	三	四	五	一三
計	一				一		二
計	三		二		一	四	六
計	二	六	一	三	二	一	五
計	一六	一一	一一	三	七	九	三四
計	一〇	五	八	三	三	四	二二
計	六	六	三	三	四	五	一三
計	一				一		二
計	三		二		一	四	六
計	二	六	一	三	二	一	五
計	一六	一一	一一	三	七	九	三四
計	一〇	五	八	三	三	四	二二
計	六	六	三	三	四	五	一三
計	一				一		二
計	三		二		一	四	六
計	二	六	一	三	二	一	五
計	一六	一一	一一	三	七	九	三四
計	一〇	五	八	三	三	四	二二
計	六	六	三	三	四	五	一三
計	一				一		二
計	三		二		一	四	六
計	二	六	一	三	二	一	五
計	一六	一一	一一	三	七	九	三四
計	一〇	五	八	三	三	四	二二
計	六	六	三	三	四	五	一三
計	一				一		二
計	三		二		一	四	六
計	二	六	一	三	二	一	五
計	一六	一一	一一	三	七	九	三四
計	一〇	五	八	三	三	四	二二
計	六	六	三	三	四	五	一三
計	一				一		二
計	三		二		一	四	六
計	二	六	一	三	二	一	五
計	一六	一一	一一	三	七	九	三四
計	一〇	五	八	三	三	四	二二
計	六	六	三	三	四	五	一三
計	一				一		二
計	三		二		一	四	六
計	二	六	一	三	二	一	五
計	一六	一一	一一	三	七	九	三四
計	一〇	五	八	三	三	四	二二
計	六	六	三	三	四	五	一三
計	一				一		二
計	三		二		一	四	六
計	二	六	一	三	二	一	五
計	一六	一一	一一	三	七	九	三四
計	一〇	五	八	三	三	四	二二
計	六	六	三	三	四	五	一三
計	一				一		二
計	三		二		一	四	六
計	二	六	一	三	二	一	五
計	一六	一一	一一	三	七	九	三四
計	一〇	五	八	三	三	四	二二
計	六	六	三	三	四	五	一三
計	一				一		二
計	三		二		一	四	六
計	二	六	一	三	二	一	五
計	一六	一一	一一	三	七	九	三四
計	一〇	五	八	三	三	四	二二
計	六	六	三	三	四	五	一三
計	一				一		二
計	三		二		一	四	六
計	二	六	一	三	二	一	五
計	一六	一一	一一	三	七	九	三四
計	一〇	五	八	三	三	四	二二
計	六	六	三	三	四	五	一三
計	一				一		二
計	三		二		一	四	六
計	二	六	一	三	二	一	五
計	一六	一一	一一	三	七	九	三四
計	一〇	五	八	三	三	四	二二
計	六	六	三	三	四	五	一三
計	一				一		二
計	三		二		一	四	六
計	二	六	一	三	二	一	五
計	一六	一一	一一	三	七	九	三四
計	一〇	五	八	三	三	四	二二
計	六	六	三	三	四	五	一三
計	一				一		二
計	三		二		一	四	六
計	二	六	一	三	二	一	五
計	一六	一一	一一	三	七	九	三四
計	一〇	五	八	三	三	四	二二
計	六	六	三	三	四	五	一三
計	一				一		二
計	三		二		一	四	六
計	二	六	一	三	二	一	五
計	一六	一一	一一	三	七	九	三四
計	一〇	五	八	三	三	四	二二
計	六	六	三	三	四	五	一三
計	一				一		二
計	三		二		一	四	六
計	二	六	一	三	二	一	五
計	一六	一一	一一	三	七	九	三四
計	一〇	五	八	三	三	四	二二
計	六	六	三	三	四	五	一三
計	一				一		二
計	三		二		一	四	六
計	二	六	一	三	二	一	五
計	一六	一一	一一	三	七	九	三四
計	一〇	五	八	三	三	四	二二
計	六	六	三	三	四	五	一三
計	一				一		二
計	三		二		一	四	六
計	二	六	一	三	二	一	五
計	一六	一一	一一	三	七	九	三四
計	一〇	五	八	三	三	四	二二
計	六	六	三	三	四	五	一三
計	一				一		二
計	三		二		一	四	六
計	二	六	一	三	二	一	五
計	一六	一一	一一	三	七	九	三四
計	一〇	五	八	三	三	四	二二
計	六	六	三	三	四	五	一三
計	一				一		二
計	三		二		一	四	六
計	二	六	一	三	二	一	五
計	一六	一一	一一	三	七	九	三四
計	一〇	五	八	三	三	四	二二
計	六	六	三	三	四	五	一三
計	一				一		二
計	三		二		一	四	六
計	二	六	一	三	二	一	五
計	一六	一一	一一	三	七	九	三四
計	一〇	五	八	三	三	四	二二
計	六	六	三	三	四	五	一三
計	一				一		二
計	三		二		一	四	六
計	二	六	一	三	二	一	五
計	一六	一一	一一	三	七	九	三四
計	一〇	五	八	三	三	四	二二
計	六	六	三	三	四	五	一三
計	一				一		二
計	三		二		一	四	六
計	二	六	一	三	二	一	五
計	一六	一一	一一	三	七	九	三四
計	一〇	五	八	三	三	四	二二
計	六	六	三	三	四	五	一三
計	一				一		二
計	三		二		一	四	六
計	二	六	一	三	二	一	五
計	一六	一一	一一	三	七	九	三四
計	一〇	五	八	三	三	四	二二
計	六	六	三	三	四	五	一三
計	一				一		二
計	三		二		一	四	六

第五類 単位	第六類 単位	外国書講読 単位	演習 単位
経済原論 (I又はII) 四 金融論 四 国際経済学 四 経済政策 四 財政学 四 景気変動論 四 中小企業論 四 労働問題 四 労働組合論 四 計画経済論 四 外国経済事情 四 経済史(近代) 四	財産法 四 (総則、法I 商行為、法II 商行為、手形) 二 経済法 二 労働法 四	外国書講読 四	演習 四

第三十八条 経営学士の称号を得るためには、少くとも左に示す単位数を履修しなければならない。

一 一般教育科目

人文科学、社会科学、自然科学の各系列にわたり、それぞれ三科目、合計九科目 三十六単位以上

二 外国語科目

第一外国語 八単位以上、第二外国語 四単位以上 計十二単位以上

三 保健体育科目

講義 二単位、実技二単位 計四単位

四 専門科目

八十単位以上

第一類より十二単位以上、第二類より八単位以上、第三類より十二単位以上、第四類より八単位以上、第五類より八単位以上、第六類より八単位以上、外国書講読より四単位以上を履修しなければならない。但し、特殊講義は四単位までとする。

なお、以上のほかに各級の専門科目及び演習より二十単位以上を履修しなければならない。但し、特殊講義及び演習は四単位までとする。
 附 則 (経営学部増設に伴う改正 昭和三十七年一月二十日認可)
 本学則は昭和三十七年四月一日から施行する。

二二六 二部対策要綱

二部対策要綱〔抜粋〕

一、二部対策確立を必要とする客観的の主体的諸条件

〔省略〕

一、二部学生の特異性

〔省略〕

一、二部教育の再編成

二部学生の大部分は、昼間勤務し、夜間勉学するという困難な条件のなかにおかれている。しかるに、従来の二部教育は、その対象である学生の実況に必ずしも適合したものとはいえないから、この際勤務者たる二部学生に適合した教育を確立し、同時に、教育の現代化を進めて行くことが必要である。

具体的には

(イ) 現代的課題と現代的視点を追求し実践的知識を把握させること。

(ロ) 学問の専門化と総合化の有機的な結合をはかること。

(ハ) 教科目およびその履修方法の思い切った集中化と簡素化を行うことである。

一、教科の改編

二部教育の充実を図るためには、教科目を一般教育科目、共通専門科目、専門科目の三本建とし、それぞれの性格とそれらの有機的関連を明らかにしなければならぬ。

(イ) 一般教育科目

一般教育科目は学問の諸分野における、ものの見方、考え方、つまり基礎的な概念・方法・視点を明らかにし、合わせて全人格的教養を身につけさせることを目標とする。

(ロ) 共通専門科目

共通専門科目は一般教育科目によって培われた自然・社会・人間に関する基礎的な知識のうえにたち、他方専門科目によって養われる専門的な理論および技能を生かしながら、現代的な重要な主題を設定し、それを統合

的に把握しようとするものである。この科目をつうじて、専門化の入りかたを分断的な認識の弊害を除くとともに、総合的な認識を与えることを企図する。

(ハ) 専門科目

専門科目は、一般教育科目及び共通専門科目との緊密な関連を保ちながら、社会の各領域の理解と、実践に不可欠の専門的な理論および技能を与えることを目指す。

以上の如く、一般教育科目、共通専門科目、専門科目の企図する教育目的を実現するための方法はいろいろ考えられるが、これらの方法の研究と実施は二部の責任ある教学体制の確立にまつところが大きい。

一、勉学諸条件の改善

〔省略〕

一、二部教育の責任体制の確立

〔省略〕

一、理工学部二部対策について

〔省略〕

〔注・全文は資料集第三集に収録〕

〔大学協議会一九六二年（昭三七）三月二日〕

二二七 文学部人文学科増設協議書

立命館大学文学部第二部人文学科増設協議書〔抜粋〕

立大庶務第三四号

昭和三十七年九月二十七日

学校法人 立命館

設置者 理事長 小田 美奇穂

文部大臣 荒 木 万寿夫 殿

このたび、左記の通り学科を増設したいので別紙協議書類を添えてお届けいたします。

記

文学部第二部人文学科

学生入学定員 一五〇名 総定員 六〇〇名

なお、従来の文学部第二部哲学科、文学科、史学科、地理学科は昭和三十一年度から募集を停止する。

一 学科増設の事由

本来第二部（夜間）の教育は勤労者を対象として設置された教育機関であるが、二部教育の実状は、学科の置き方や、教科目の編成において学問を分化し専門化する方向で発展をはかってきた一部の教育に從属し、時間的制約や勉強条件の困難な二部教育の特殊性がややもすれば看過され勝ちであった。しかしながら時代の推移とともに現代社会の要請は、従来のごとき狭い専攻分野の専門知識もさることながら、むしろ幅広い教養人が必要とされるに至り、すでに実社会において勤勞しつつある二部学生には殊にこのことが望まれるようになった。

ここにおいて本学は、文学部第二部の従来の四学科を募集停止するとともにこれらの隣接諸学科を統合して新たに人文学科を増設し、学問の共同化と綜合化をはかるとともに教育を現代化し、幅広い人文諸科学を研究教授して、将来社会生活の各分野において清新な文化人として民主的社會の福祉と文化に寄与する有能な市民の育成を旨として新たに人文学科を設置しようとするものである。

二 学科増設の時期

昭和三十八年四月一日

三 学科増設に関する理事会の決議録および教授会の議事録の写し

別紙

〔以下省略〕

二二八 立命館大学学則（文学部二部人文学科増設に伴う改正）

立命館大学学則（抄）

第一章 総則

第十六条 本大学の学部及び学科別学生収容定員は左の通りとする。

合 計	学部又は学科の種類										総定員					
	計	土木工学科	機械工学科	電気工学科	化学工学科	数学物理学科	人文学科	地理学科	史学科	文学科	哲学科	経営学部	経済学部	法学部	第一部	第二部
一、五二五	三八五	七〇	七〇	七〇	一〇五	七〇	二四〇	四〇	八〇	八〇	四〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	一、二〇〇	八〇〇
七四三	一九三	三五	三五	三五	五三	三五	一五〇	一五〇	三三〇	三二〇			二〇〇	一、二〇〇	二〇〇	
六、一〇〇	一、五四〇	二八〇	二八〇	二八〇	四二〇	二八〇	九六〇	一六〇	三三〇	三二〇	一六〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	八〇〇	
二、九七二	七七二	一四〇	一四〇	一四〇	二二二	一四〇	六〇〇	六〇〇								

第五章 文学部規定

第四十六条 文学部第一部に哲学科（哲学専攻・心理学専攻）、文学科（日本文学専攻・中国文学専攻・英米文学専攻）、史学科（日本史学専攻・東洋史学専攻・西洋史学専攻）、地理学科（地理学専攻）を置き、

第二部人文学科を置く。

第五十条

文学部第二部人文学科の科目及び単位は左の通りとする。但し、教授会において二部協議会の議に基き必要と認めるときは変更することができる。

二 外国語科目

必修外国語 (英語)

随意外国語 (独語、仏語、中国語、英会話及び英作文) 各四単位

三 保健体育科目

講義 二単位

実技 二単位

一 一般教育科目

人文科学関係	単位	社会科学関係	単位	自然科学関係	単位
哲学	四	法学(憲法二単位を含む)	四	生物学	四
文学	四	政治学	四	数学	四
歴史学	四	経済学	四	自然科学概論	四
倫理学	四	社会学	四	統計学	四

四 専門科目

共通専門科目	科目	単位	固	有	専	門	科	目
	科目	単位						
現代心理学	社会学概論	四	第I類	第II類	第III類	講読演習部門	科目	単位
	現代文化論	四						
現代史	心理学概論	四	日本文化論	東洋文化論	西洋文化論	講読I	科目	単位
	現代思潮	四						
技術論	文学概論	四	日本思想	東洋思想	欧米思想	演習I	科目	単位
	芸術史	四						
労働問題	人文地理論	四	中国文学史	中国文学史	欧米文学史	演習II	科目	単位
	国際関係論	四						
現代企業論	日本語学	四	東洋文学史	中国文学史	欧米文学史	演習II	科目	単位
	経済構造論	四						
現代国家論	日本地誌	四	特殊講義	特殊講義	特殊講義	演習II	科目	単位
	現代国家論	四						

第五十一条 文学部第二部において文学士の称号を得るためには、少くとも左に示す単位数を履修しなければならない。

一 一般教育科目

人文科学、社会科学、自然科学の各系列にわたりそれぞれ三科目、合計九科目、三十六単位以上

二 外国語科目

英語 八単位

三 保健体育科目

講義 二単位

実技 二単位

計 四単位

四 専門科目

七十六単位以上、但し、七十六単位は共通専門科目から十六単位以上、概論部門から十六単位以上、特別部門から三十六単位以上及び講読、演習部門から講読、演習各四単位以上履修するものとする。

第五十二条 文学部第二部において教員免許状を取得しようとする者のために

第五十条に掲げる科目の他に左の学科目をおく。

一 教科に関する専門科目

科目	単位	科目	単位
法学	四	英文学	四
社会学	四	英文学史	四
政治学	四	英会話	四
		英文作	四

二 教職に関する専門科目

科目	単位	科目	単位
教育原理	四	教育哲学	四
青年心理学	四	教育社会学	四
社会科教育法	四	同和教育	二
国語科教育法	四		
英語科教育法	四		
道徳教育の研究	二		
教育実習	二		

附 則 (二部改組並びに文学部及び教員養成課程学則一部変更に伴う改正)

この学則は、昭和三十八年四月一日から適用する。

修 士 課 程		西 洋 史 学 専 攻	
(専攻部門)	歴史学原論	講義	四
	古代・中世史	講義	四
	特殊研究	講義	四
	近世史特殊研究	講義	四
	I(イギリス)	講義	四
	II(フランス)	講義	四
	III(ドイツ)	講義	四
	IV(アメリカ)	講義	四
	近代・中世史I	講義	四
	(ヨーロッパ)	講義	四
	近代・中世史II	講義	四
	(近東)	講義	四
	近世史I	演習	四
	(ヨーロッパ)	演習	四
	近世史II	演習	四
	(アメリカ)	演習	四
	史料研究	演習	四
	(補助部門)	演習	四
	西洋思想史	講義	四
	西洋科学史	講義	四
	日本社会経済史	講義	四
	東洋社会経済史	講義	四

〔修士課程地理学専攻〕省略)

第二十七条

前条の科目及び単位は左の方法により履修しなければならない。
 心理学専攻においては専攻部門から二十四単位以上補助部門から八単位以上を選択履修する。
 東洋思想専攻においては概論部門八単位を必修とし、特殊部門十二単位以上補助部門四単位以上外書講読八単位以上を選択履修する。

西洋史学専攻においては専攻部門から講義十六単位以上演習十二単位以上補助部門から四単位以上を選択履修する。

地理学専攻においては演習十二単位を必修とし、そのほかに演習または講義二十単位以上を選択履修する。

他の専攻においては専攻部門から二十八単位以上補助部門から四単位以上を選択履修する。

なお各専攻とも選択科目中の四単位は他の専攻の講義をもつてこれに代えることができる。

第四節 理工学研究科

第三十条 理工学研究科各専攻の科目及び単位は左の通りとする。

修 士 課 程		物 理 学 専 攻	
(選択科目)	流体力学特論I	講義	二
	流体力学特論II	講義	二
	量子力学特論I	講義	二
	量子力学特論II	講義	二
	原子核物理学I	講義	二
	原子核物理学II	講義	二
	物性物理学I	講義	二
	物性物理学II	講義	二
	物性物理学III	講義	二
	物性物理学IV	講義	二
	物理学特殊講義	講義	二
	(必修科目)	物理学特殊研究	二
	ゼミナリI	特殊研究	一
	ゼミナリII	特殊研究	六

〔修士課程応用化学専攻、同電気工学専攻〕省略)

修 士 課 程		機 械 工 学 専 攻		木 工 学 専 攻		土 工 学 専 攻			
(甲類科目)	弾性塑性力学	講義	四	橋梁工学特論	講義	四	建設機械学特論	講義	二
	材料工学特論	講義	四	コンクリート	講義	四	防災工学特論	講義	二
	構造力学特論	講義	四	工学特論	講義	四	振動論	講義	二
	潤滑工学特論	講義	四	交通工学特論	講義	四	構造力学特論	講義	四
	流体機械特論	講義	四	土質工学特論	講義	四	河海工学特論	講義	二
	(乙類科目)	工業力学特論	講義	衛生工学特論	講義	四	(必修科目)	土木工学特殊	六
	応力測定特論	講義	二	工業数学特論	講義	二	土木工学特殊	六	
	(乙類科目)	自動制御特論	講義	弾塑性工学	講義	二	実験及演習I	六	
	機械工学特殊	実験	六	工業数学特論	講義	二	実験及演習II	六	
	精密測定法特論	講義	二	熱工学特論	講義	二	流体力学特論	講義	二
	工業数学特論	講義	二	流体力学特論	講義	二	流体機械特論	講義	二
	塑性加工特論	講義	二	工業数学特論	講義	二	工業力学特論	講義	二
	実験工学特論	講義	二	弾性塑性力学	講義	二	材料工学特論	講義	二
	工業数学特論	講義	二	構造力学特論	講義	二	構造力学特論	講義	二
	精密測定法特論	講義	二	交通工学特論	講義	二	交通工学特論	講義	二
	熱工学特論	講義	二	土質工学特論	講義	二	衛生工学特論	講義	二
	流体力学特論	講義	二	衛生工学特論	講義	二	工業数学特論	講義	二
	自動制御特論	講義	二	工業数学特論	講義	二	弾塑性工学	講義	二
	(必修科目)	実験	六	弾性塑性工学	講義	二	工業数学特論	講義	二
	機械工学特殊	実験	六	工業数学特論	講義	二	弾性塑性工学	講義	二

第三十一条

前条の科目及び単位は左の方法により履修しなければならない。物理学専攻においては必修科目二十単位を必修とし、選定科目から十単位以上を選択履修する。

応用化学専攻においては、物理測定法、物理学特論、ゼミナリー及び応用化学実験の十六単位を必修とし、その専攻に属する他の科目中より十四単位以上を選択履修する。

電気工学専攻においては、数学特論、物理学特論、ゼミナリー及び電気工学実験の十六単位を必修としその専攻に属する他の科目中より十四単位以上を選択履修する。

機械工学専攻においては必修科目六単位及び甲類科目中から専修科目として選択する一科目四単位を必修とし、甲類科目（専修科目を除く）及び乙類科目中から二十単位以上を選択履修する。

土木工学専攻においては必修科目十単位及び甲類科目中から専修科目として選択する一科目四単位を必修とし甲類科目（専修科目を除く）及び乙類科目中から十六単位以上を選択履修する。

なお各専攻とも選択科目中の四単位は他の専攻の講義をもってこれに代えることができる。

附 則

本学則は昭和三十八年四月一日から施行する。

二一〇 理工学部基礎工学科増設協議書

立命館大学理工学部第一部基礎工学科増設協議書（抜粋）

立大教発第五五八号

昭和三十八年九月十六日

学校法人 立命館

理事長 小田 美奇穂

文部大臣 灘 尾 弘 吉 殿

このたび、左記の通り学科を増設したので別紙協議書類を添えてお届けいたします。

記

理工学部第二部基礎工学科 学生入学定員 一〇〇名

総 定 員 四〇〇名

なお、従来の理工学部第二部数学物理学科、化学科、電気工学科、機械工学科、土木工学科は昭和三十九年度から募集を停止します。

一、学科増設の事由

本学における第二部（夜間部）は、勤労しながら大学に学ぼうとする者を対象とし、理工学部第二部においては、その学生の大半が、すでに何らかの現場の特定の部門で勤務に従事している。しかるに、従来の理工学部第二部は、学科やその学科目の編成が第一部の敷写しであり、特定の現場で勤務に従事し、時間的な制約や困難な勉強条件のもとにおかれている第二部の学生には十分適応せず、教育効果をあげ得ない憾みがあった。

しかも、近年、産業技術の飛躍的な発展、技術革新の急速な展開は、従来の大学における技術教育に多くの批判を投げかけ、その反省をひきおこしている。とくに、現代技術を構成すべき基礎的総合的な学力の充実と視野の広い技術者の養成が、よく要請されている。

右に述べた現代的要請と第二部教育の特殊性に鑑み、本学では、理工学部第二部の従来の五学科の募集を停止して新たに基礎工学科を設け、工学の基

礎となる理論的な学科目と工学の広い分野の基礎的技術を修得しうる学科目

をもって構成し、勤労しながら学ぶ学生をして、工学技術の理論的基礎を把握

させるとともに、専門的な技術の相互関連を認識せしめ、総合的な観点から

技術を理解し得る応用力、創造力を持った技術者としてこれを教育しようとするものである。

二、学科増設の時期

昭和三十九年四月一日

〔以下省略〕

二一一 立命館大学学則（理工学部第二部基礎工学科増設に伴う改正）

立命館大学学則（抄）

第一章 総 則

第十六条 本大学の学部及び学科別学生収容定員は左の通りとする。

部	学	文	学部又は学科の種類	毎年入学収容定員		総 定 員	
				一部	二部	一部	二部
部	学	文	法 学 部	三〇〇	二〇〇	一、二〇〇	八〇〇
			経 済 学 部	二五〇	二〇〇	一、〇〇〇	八〇〇
			経 営 学 部	三〇〇	二〇〇	一、二〇〇	八〇〇
			哲 学 科	四〇		一六〇	
			文 学 科	八〇		三二〇	
			史 学 科	八〇		三二〇	
			地 理 学 科	四〇		一六〇	
			人 文 学 科		一五〇		六〇〇
			計	二四〇	一五〇	九六〇	六〇〇

合 計	部	学	工	理					
	基礎工学科	土木工学科	機械工学科	電気工学科	化学科	数学物理学科			
一、四七五	三八五	七〇	七〇	七〇	一〇五	七〇			
八五〇	一〇〇	一〇〇							
五、九〇〇	一、五四〇	二八〇	二八〇	二八〇	四二〇	二八〇			
三、四〇〇	四〇〇	四〇〇							

第六章 理工学部規定

第五十六条 理工学部一部に数学物理学科、化学科、電気工学科、機械工学科及び土木工学科をおき、二部に基礎工学科をおく。

第六十条 理工学部二部基礎工学科の科目及び単位は左の通りとする。

但し、教授会において二部協議会の議に基き、必要と認められたときは変更することができる。

一 一般教育科目

人文科学関係	社会科学関係	自然科学関係	単位
哲学	法学(憲法二単位を含む)	数学	四
文学	政治学	物理学	四
歴史学	経済学	化学	四
心理学	社会学	地学	四

二 外国語科目

必修外国語(英語) 八単位
 随意外国語(独語) 四単位

三 保健体育科目

講義 二単位
 実技 二単位

四 専門科目

基礎専門科目

必修科目	単位	選択科目	単位	選択専門科目	単位
数学演習	二	工学基礎実験(電気)	二	電子工学	四
数学解析及演習	四	工学基礎実験(機械)	二	電灯及照明	二
物理学通論	四	応用数学	四	通信工学	四
力学通論及演習	四	近代物理学	四	電気計測	四
統計学	四	機器分析	二	電気機器	四
電気工学概論	四	電磁気学	四	電力工学	四
機械工学概論	四	(無機)化学工学概論	四	材料工学	四
科学技術論	四	(有機)化学工学概論	四	構造力学	四
(物理化学)工学基礎実験	二	品質管理	二	計測工学	二
		工場管理	二	熱力学	四
		現代企業論	四	熱力学関及	四
		工業材料(化学)	二	流体力学	四
		工業材料(電気)	二	化学工学	四
		工業材料(機械)	二	講義特I別	四
		交交流理論	四	講義特II別	四
		設計製図	四		
		構築工学	四		

第六十一条 理工学部二部において工学士の称号を得るためには少くとも左に示す科目及び単位数を履修しなければならない。

一 一般教育科目

人文科学、社会科学、自然科学の各系列にわたりそれぞれ三科目十二単位、合計九科目三十六単位以上。

但し、数学、物理学、化学は必修とする。

二 外国語科目

英語 八単位

三 保健体育科目

講義 二単位
実技 二単位

計 四単位

四 専門科目

八十四単位以上。但し、八十四単位は基礎専門科目の必修科目九科目、三十二単位と基礎専門科目の選択科目及び選択専門科目より五十二単位以上。

第六十二条 理工学部二部において教育職員免許状を取得しようとする者のために第六十条に掲げる科目の他に左の学科目をおく。

一 教科に関する専門科目

科	目単位
職業指導	四

二 教職に関する専門科目

科	目単位	科	目単位
教育心理学	四	教育実習	二
青年心理学	四	同	二
教育原理	四	和	二
工業科教育法	四	教育	二

附 則

この学則は昭和三十九年四月一日から適用する。
但し、昭和三十八年度以前の入学者については、昭和三十八年四月一日から適用の学則による。

一三三 経営学部第二部増設認可申請書

立命館大学経営学部第二部増設認可申請書（抜粋）

このたび、立命館大学経営学部第二部を増設したいので、学校教育法第四条の規定により認可下されるよう別紙書類を添えて申請します。

昭和三十八年九月二十七日

学校法人 立命館

理事長 小田 美奇穂

文部大臣 灘尾 弘吉殿

設置要項

事項	設置者	目的	事由
記入欄	学校法人立命館	<p>本学は法、経済、文、理工の四学部それぞれ第二部（夜間部）を併設して、二部独自の責任体制をととのえ勤労しながら大学に学ぼうと志す者のための教育を実施しているが、昭和三十七年度開設の経営学部には第二部の設置がなく、夜間、経営学の勉学を志す者にはその部門が欠けている。しかるに、現代産業社会は、夜間部についても経営学の教育をつよく要請している。この教学上の体系的な要請と社会の現代的な要請とにこたえて、このたび経営学部第一部の基礎の上に、経営学部第二部を設置しようとするものである。</p>	

一 一般教育科目

人文科学関係 哲学 文学 歴史 論理学	社会科学関係 社会学 政治学 経済学 社会学	自然科学関係 生物学 数学 自然科学概論 統計学
単位 四 四 四 四 四	単位 四 四 四 四 四	単位 四 四 四 四 四

二 外国語科目

必修外国語 (英語)

八単位

随意外国語 (独語・仏語・中国語・英会話及び英作文)

各四単位

三 保健体育科目

講義 二単位
実技 二単位
計 四単位

四 専門科目

共通専門科目	固有	専門	科目
科目 目 単位	経営学部 目 単位	経済学部 目 単位	法学部 目 単位
社会心理学 四 現代文化論 四 現代史 四 現代思潮 四 技術論 四 労働問題 四 現代企業論 四 国際関係論 四 経済構造論 四	経営学総論 四 経営財務論 四 経営労務論 四 経営史 四 公企業論 四 経営学 四 経営管理論 四 販売管理論 四 産業特殊講義論 四	経済原論 四 金融論 四 財政学 四 経済変動論 四 国際経済学 四	民法 I (総則、物権) 四 民法 II (債権) 四 商法 I (総則、手形) 四 商法 II (会社) 四 労働法 四

現代国家論 四

簿記論 四	會計学 四	原価計算論 四	監査論 四	経営分析 四	會計学 四	商業経済論 四	貿易論 四	商学特殊講義 四	外国書講読 四	演習 四
-------	-------	---------	-------	--------	-------	---------	-------	----------	---------	------

第四十七条 経営学部二部において経営学士の称号を得るためには少くとも左

に示す単位数を履修しなければならない。

一 一般教育科目

人文科学、社会科学、自然科学の各系列にわたり、それぞれ三科目、十二単位、合計三十六単位以上

二 外国語科目

英語 八単位

三 保健体育科目

講義 二単位
実技 二単位
計 四単位

四 専門科目

七十六単位以上、但し、七十六単位は共通専門科目から四科目十六単位以上、固有専門科目から六十単位以上とし、固有専門科目の六十単位については左の通り履修しなければならない。

経営学部門の固有専門科目から十一科目四十四単位以上
経済学部門の固有専門科目から二科目八単位以上

法学部門の固有専門科目から二科目八単位以上

計十五科目六十単位以上

但し、経営学部部門の外国書講読は必修とする。

第四十八条 経営学部二部において教育職員免許状を取得しようとする者のた

めに、第四十六条に掲げる科目の他に左の学科をおく。

一 教科に関する専門科目

科 目 単 位	科 目 単 位
日本史及び外国史 六	倫 理 学 四
地理学(地誌を含む) 六	職 業 指 導 四
哲 学 四	

二 教職に関する専門科目

科 目 単 位	科 目 単 位
教 育 原 理 四	教 育 哲 学 史 四
教 育 心 理 学 四	教 育 行 政 学 四
社 会 科 教 育 法 四	教 育 社 会 学 四
商 業 科 教 育 法 四	同 和 教 育 二
道 徳 教 育 の 研 究 二	
教 育 実 習 二	

附 則 (経営学部二部増設及び各学部科目増設変更に伴う改正)

この学則は昭和三十九年四月一日から適用する。

但し、昭和三十八年度以前の入学者については、昭和三十八年四月一日から適

用の学則による。

一三四 大学院経済学研究所専攻増設認可申請書

立命館大学大学院経済学研究所専攻増設認可申請書 (抜粋)

このたび立命館大学大学院経済学研究所修士課程経済学専攻並びに博士課程経済学専攻を増設したいので、学校教育法第四条の規定により認可くださるよう別紙書類を添えて申請します。

なお、従来の経済学研究科修士課程経済政策専攻は、昭和三十九年度から募集を停止し、在学生の卒業をまって廃止します。

昭和三十八年十一月二十七日

学校法人 立命館

理事長 小田 美奇穂 (印)

文部大臣

灘尾 弘吉殿

設 置 要 項

事項	設置者	備考
記 入 欄	学 校 法 人 立 命 館	
目的 または 事由	<p>本学大学院は、学部における一般的または専門的教育の基礎の上に、広い視野に立って、法学、経済学、文学及び工学に関する学術の理論と応用を教授、研究し、その深奥をきわめ、もって文化の進展に寄与しようとするものである。しかるに、本大学院は現在、法学研究科修士課程公法・民法二専攻、同博士課程公法・民法二専攻、同博士課程公法・民法二専攻、同博士課程公法・民法二専攻、経済学研究科修士課程経済政策専攻、文学研究科修士課程哲学・心理学・日本文学・東洋思想・英文学・日本史学・西洋史学・地理学八専攻、同博士課程、東洋文学思想・地理学二専攻、理工学研究科修士課程物理学・応用化学・電気工学・</p>	

名称	<p>機械工学・土木工学五専攻の四研究科修士課程十六専攻、博士課程四専攻を有するが、経済学研究科には博士課程の設置がなく、研究・教育上の体制を確立する上で、その開設がかねて懸案となっていた。</p> <p>従って、本学は、経済学研究科の基礎となるべき経済学部の実態に意を用いてきたが、昭和三十七年度における経営学部の増設もその成果の一つであって、経済学研究科に博士課程を設置する条件がととのつてきたと考えられる。</p> <p>この研究・教育上の要請にこたえ、本学は、ここに、経済学研究科修士課程経済学専攻を増設しようとするものであるが、修士課程についても、博士課程との体系的な関連に鑑み、この際あわせて従来の経済政策専攻を経済学専攻に改編しようとするものである。</p>
	<p>立命館大学大学院経済学研究科修士課程経済学専攻 立命館大学大学院経済学研究科博士課程経済学専攻</p>

(以下省略)

一三五 立命館大学大学院学則（経済学研究科修士・博士課程経済学専攻増設に伴う改正）

立命館大学大学院学則（抄）

第一章 総 則

第三条 修士課程に次の研究科及び専攻を置く。

一 法学研究科（公法専攻、民法法専攻）

二 経済学研究科（経済学専攻）

三 文学研究科（哲学専攻、心理学専攻、日本文学専攻、東洋思想専攻、英文学専攻、日本史学専攻、西洋史学専攻、地理学専攻）

四 理工学研究科（物理学専攻、応用化学専攻、電気工学専攻、機械工学専攻、土木工学専攻）

第五條 本大学院の研究科及び専攻別の学生収容定員は左の通りとする。

第四條 博士課程に次の研究科及び専攻を置く。

一 法学研究科（公法専攻、民法法専攻）

二 経済学研究科（経済学専攻）

三 文学研究科（東洋文学思想専攻、地理学専攻）

研究科名	修士課程		博士課程	
	専攻名	毎年入学 収容定員	専攻名	毎年入学 収容定員
法学研究科	公法専攻	二〇	公法専攻	六
	民法法専攻	三〇	民法法専攻	九
経済学研究科	経済学専攻	六〇	経済学専攻	一〇
文学研究科	哲学専攻	一五		
	心理学専攻	一五		
	日本文学専攻	一五		
	東洋思想専攻	三〇	東洋思想専攻	五
	英文学専攻	一五		
		三〇		
				一五

課程	修士課程										課程			
専攻	経済学										専攻			
科目	経済学										科目			
国際経済学	経済政策	経済政策	日本経済史	日本経済史	西洋経済史	経済循環論	経済循環論	経済哲学	経済哲学	経済学史	経済学史	経済原論I	経済原論I	工業経済学
講義	演習	演習	演習	演習	演習	演習	演習	演習	演習	演習	演習	演習	講義	講義
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
外国文献	社会思想史	社会思想史	経営学	経営学	労働問題	社会政策	社会統計学	経済統計学	財政学	財政学	財政学	金融論	中小企業論	交通論
原典講読	講義	講義	講義	講義	講義	講義	講義	講義	演習	講義	講義	講義	講義	講義
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四

第二十四条 経済学専攻修士課程の専攻の科目及単位は左の通りとする。

計	理工学研究科									
	土木工学専攻	機械工学専攻	電気工学専攻	応用化学専攻	物理学専攻	地理学専攻	西洋史学専攻	日本史学専攻		
二五五	五	五	五	五	五	一五	一五	一五		
五一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	三〇	三〇	三〇		
計						地理学専攻				
三五						五				
一〇五						一五				

第二十七条 前条の科目及び単位は左の方法により履修しなければならない。但し、昭和三十八年度以前の経済学研究科の入学者については従前の例による。

附則 講義八単位以上、研究指導十二単位以上を選択履修しなければならない。

課程	博士課程										課程	
専攻	経済学										専攻	
科目	経済学										科目	
国際経済学	特殊研究	特殊研究	特殊研究	特殊研究	特殊研究	特殊研究	特殊研究	特殊研究	特殊研究	特殊研究	特殊研究	農業経済学
研究指導	研究指導	研究指導	研究指導	研究指導	研究指導	研究指導	研究指導	研究指導	研究指導	研究指導	研究指導	研究指導
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
特殊研究	特殊研究	特殊研究	特殊研究	特殊研究	特殊研究	特殊研究	特殊研究	特殊研究	特殊研究	特殊研究	特殊研究	農業経済学
研究指導	研究指導	研究指導	研究指導	研究指導	研究指導	研究指導	研究指導	研究指導	研究指導	研究指導	研究指導	研究指導
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四

第二十六条 経済学専攻博士課程の専攻の科目及び単位は左の通りとする。

第二十五条 前条の科目及び単位は左の方法により履修しなければならない。履修しなければならない。但し、以上のうち四単位は他の研究科及び専攻の講義をもってこれに代えることができる。

附則 講義八単位以上、研究指導十二単位以上を選択履修しなければならない。

課程	国際経済学		農業経済学	
専攻	演習		講義	
科目	外国文献		原典講読	
四	四	四	四	四

一三六 学園振興基本要綱

学園振興基本要綱〔抜粋〕

一、学園振興五ヶ年計画実施状況の総括

〔省略〕

二、今後の課題

〔省略〕

三、課題解決の方向

(一) (二) (省略)

(四) 各学部の学生数を現在以上に増加することは教学上好ましくない。従つて学生数約二万は新しい学部の増設によつて実現すべきであるが、その増設については、次の基準によつてこれを検討すべきである。

- (1) 現代社会の国民的要請にこたえる学部であること。
 - (2) 全学的教学の立場に立ち、既存全学部が協力して相互補充的に新学部の増設に当ること。
 - (3) 新学部の増設が既存各学部の教学内容を充実するとともに、総合大学としての教学機能をいっそう發揮すること。
 - (4) 新学部の増設が経営上の基盤をいっそう強化すること。
- (五) (七) (省略)

〔大学協議会昭和三八年六月一日〕

〔注全文は資料集第三集に収録〕

一三七 産業社会学部の設置について

産業社会学部の設置について〔抜粋〕

最近における生産技術と社会的生産力のいちじるしい発展のなかで、生産の社会的性格はますます増大しており、国民生活の諸条件は大きく変化した。こ

の経済発展を軸に国民生活のあらゆる分野に、集団化、組織化の現象がすすみ、複雑、多様な問題を提起している。これに対応して従来の経済、産業、政治、法律、文化などの縦断的な学問領域を、横断的に、集団論的（社会学的）見地からとらえる学問分野が新しく展開し、多岐な面にわたつて発展しつつある。

この新しい問題領域については、一方、社会学的視点から専門的に深くとらえる必要があり、その複雑多様化とともに、ますますその必要は高まっている。そして、この新しい学問分野での問題提起と研究の開発は、既存学問分野の研究内容を豊富にし、その深化を促している。しかし、この新しい学問分野はその学問的性格からいって、経済、産業、政治、法律、文化などに関する諸学問分野の研究と切離しがたく結びついており、これらの学問的諸認識に裏付けられることを必要としている。しかも、この新しい学問分野を含め、社会、文化に関する学問諸分野の研究の共同化によつて、現代社会の複雑多様な諸現象を、総合的、全体関連的にとらえる必要もまた高まっているが、そのさいこの新しい学問分野は媒介的、嚮導的役割を演ずる学問的性格をもっている。

他方、現代社会の集団化、組織化現象を社会学的に把握するとともに、それらを広い視野において統一的総合的に認識する基礎的素養と機能を身につけ、この新しい学問上の視点に立つて、社会集団の中で広い視野をもって創造的、行動的に活動しうる人材を育成することは、新制大学に対する現代社会のいよいよ強い要請となっている。

この新しい学問的、社会的必要に対応して、本学では新しく「産業社会学部」を設置し、既存の専門別教育に新生面をひらくとともに、全学的視点に立つて、既存各学部の学科内容の専門化と総合化、現代化の課題を推進、深化させ、また各学部間の相互補完をより可能にすることによつて総合大学としての教学機能をいっそう充実発展させるよう意図する。

(一)

産業社会学部は、産業社会を主要な側面とする現代社会、とりわけそこに展開されている集団生活の諸現象を主要な対象として、主として社会学的（集団論的）見地から認識することを、研究、教育の主な領域としており、これを通じて現代社会の社会学的研究を深化・発展させるとともに、現代産業社会を社

会的（集団論的）視点から把握する基礎的素養および技能・態度をもつ人材の育成をめざしている。この観点から、社会学的研究の基礎的・一般的理論部門として、社会生活の構造と機能、およびその変動の理論を専門的に深く研究・教育する社会学的諸教科を設ける。

〔以下省略〕

（二）

〔新学部設置調査委員会、大学協議会昭和三十九年五月二三日〕

〔注・全文は資料集第三集に収録〕

一三八 新学部増設問題についてのまとめ

新学部増設問題についてのまとめ〔抜粋〕

一、経営学部設置についての総括

〔省略〕

二、学生数二万、新学部増設

（一）学生数二万

（1） 教学の充実・改善とそれを支えるべき財政との統一として、一学部一学年 学生数六六〇全学二〇、〇〇〇を置く。

（2） 教学の側面における刷新・充実を欠くときは、学生数二万は無内容な拡大政策に陥る。

（3） 教学と財政との接点は、教学の現代化、総合化による既存教学体制の刷新である。

（二）新学部増設

（1） 全学学生数二万、一学部一学年六六〇の教学上、財政上の要請を実現するために、新学部を増設する。

（2） 新学部増設が拡大政策に陥らないための保証は、新学部の教学内容が現代化、総合化の要請に應えるだけでなく、既存教学体制もまた現代

化、総合化によって刷新されることにある。

（3） 既存各学部は新学部増設を自らの教学体制刷新の契機として主体的にとらえることが必要である。

三、既存教学体制の刷新

〔省略〕

四、立地計画、財政計画

（一） 新学部の増設、教学の充実を保証すべき教学上の諸条件の設定については、これを衣笠一拠点への展望のなかに位置づけ、新制総合大学としてのあり方を確保する。

（二） 財政計画については、長期的な展望に立ち、資金計画もふくめてこれを確立したが、その一環をなす経営努力は、既存教学体制の刷新によって、これを裏づける。

五、体制的保証

〔省略〕

〔全学協議会一九六四年七月二〇日〕

〔注・全文は資料集第三集に収録〕

一三九 産業社会学部設置認可書

校大第二九四号

学校法人 立 命 館

昭和三十九年九月二十九日付で申請の立命館大学産業社会学部の設置を、下記のように認可する。

ついては、施設、設備、教員組織等に関する年次計画は、申請どおり確実に履行されたい。

昭和四十年一月二十五日

文部大臣 愛知 撥一 [印]

<p>一、名 称 立命館大学産業社会学部</p> <p>二、位 置 京都府京都市上京区河原町通り荒神口上ル東桜町二十五番地</p> <p>三、学部学科 産業社会学部産業社会学科 入学定員 収容定員</p> <p>四、修業年限 四年 三〇〇人 一、二〇〇人</p> <p>五、開設年次 第一年次</p> <p>六、開設時期 昭和四十年四月一日</p>
--

一四〇 産業社会学部設置要項

設 置 要 項 (抜粋)

事項	記 入 欄	備考
設置者	学校法人 立 命 館	
目的	生産技術と生産力のいちじるしい発展のなかで、生産の社会的性格はますます顕著となり、産業社会を軸として現代生活のあらゆる分野に集団化、組織化の現象がすすみ、複雑、多様な問題が新しく提起されている。これに対応して、従来の経済・経営・政治・法律・文化など縦断的な学問領域を、横断的に、社会学的にとらえる学問分野が発展してきた。	
事由	従って、いまや、産業社会を現代社会の主要な側面としてとりあげ、その諸現象を社会学的方法で追求するとともに	

名称	立命館大学産業社会学部産業社会学科
	<p>に、その社会学的認識を他の社会諸科学との有機的統一的連関においてとらえ、現代生活の構造と機能およびその変動の理論を専門的に且広い視野に立って明らかにすることが、学問上のつよい要請となっている。</p> <p>しかも、また、現代産業社会を右に述べた見地に立って認識しうる基礎的教養と技能を身につけ、積極的創造的に活動しうる人材を育成することは、現代社会のつよい要請となっている。</p> <p>現代社会の発展に伴う叙上の学問上社会上の要請にこたえて、ここに新しく産業社会学部を設置しようとするものである。</p>

(以下省略)

一四一 立命館大学学則 (産業社会学部増設に伴う改正)

立命館大学学則 (抄)

第一章 総 則

- 第一条 本大学は、教育基本法の規定する教育の一般的目的と方法に則り、学術の中心として広く知識を授けると共に、深く法学、経済学、経営学、社会学、文学及び理工学に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。
- 第二条 本大学に、法学部、経済学部、経営学部、産業社会学部、文学部及び理工学部を置く。
- 第十六条 本大学の学部及び学科別学生収容定員は左の通りとする。

第五章 産業社会学部規定

第四十九条 産業社会学部に左の科目を置きその単位数は次の通りとする。但し教授会において必要と認めるときは変更することができる。

学部又は学科の種別	毎年入学収容定員		総定員	
	一部	二部	一部	二部
法学部	三〇〇	二〇〇	一、二〇〇	八〇〇
経済学部	三〇〇	二〇〇	一、二〇〇	八〇〇
経営学部	三〇〇	二〇〇	一、二〇〇	八〇〇
産業社会学部	三〇〇		一、二〇〇	
哲学科	四〇		一六〇	
文学科	八〇		三二〇	
史学科	八〇		三二〇	
地理学科	四〇		一六〇	
人文学科		一五〇		六〇〇
計	二四〇	一五〇	九六〇	六〇〇
数学物理学科	七〇		二八〇	
化学科	一〇五		四二〇	
電気工学科	七〇		二八〇	
機械工学科	七〇		二八〇	
土木工学科	七〇		二八〇	
基礎工学科		一〇〇		四〇〇
計	三八五	一〇〇	一、五四〇	四〇〇
合	一、八二五	八五〇	七、三〇〇	三、四〇〇

一 一般教育科目

人文科学関係	単位	社会科学関係	単位	自然科学関係	単位
哲学	四	法学(憲法二単位を含む)	四	数学	四
心理学	四	政治学	四	物理学	四
歴史学	四	経済学	四	化学	四
文学	四	統計学	四	生物学	四
地理学	四	教育学	四	生理学	四

二 外国語

第一外国語(英語)

八単位

第二外国語(独語、仏語、中国語、スペイン語、露語)

四単位

三 保健体育科目

講義 二単位

実技 二単位

四 専門科目

社会学部門	単位	調査統計部門	単位	産業労働部門	単位	生活文化部門	単位
社会学概論	四	社会調査論	四	産業社会学	四	現代組織論	四
社会学原論	四	社会統計学	四	労使関係論	四	生活構造論	四
社会学研究法	四	推測統計学	四	労働組合論	四	生活福祉論	四
社会史	四	計量社会学	四	労働生理学	四	広告心理学	四
社会心理学	四	心理検査法	四	産業心理学	四	マスメディア論	四
社会心理学	四			職業指導論	四	現代文化論	四
集団論 I	四			労働管理論	四	現代思潮	四
集団論 II	四			産業概説	四	特殊社会論	四
社会統制論	四			産業技術論	四		
文化人類学	四						

社会問題部門	単位	関連社会科学部部門	単位	外国書講読	単位	演習	単位
社会問題	四	経済原論	四	外国書講読	四	基礎演習	四
社会保障論	四	史学概論	四			演習	四
社会病理学	四	現代経済論	四				
地域計画論	四	現代企業論	四				
集団技術論	四	民法	四				
社会教育論	四	労働法、経済法	四				
		現代政治論	四				
		国際関係論	四				
		社会思想史	四				

第五十条 産業社会学部において社会学士の称号を得るためには少なくとも

左に示す科目並びに単位数を履修しなければならない。

一 一般教育科目

人文科学、社会科学、自然科学の各系列にわたりそれぞれ三科目合計九科目三十六単位以上

二 外国語科目

第一外国語 八単位

第二外国語 四単位

計 十二単位

三 保健体育科目

講義 二単位 実技 二単位 計 四単位

四 専門科目

八十八単位以上

八十八単位のうち外国書講読四単位、演習四単位は必修とし、八十単位については基礎演習を含む全科目から履修するものとする。

但し、右のうち五十六単位については社会学部門及び産業・労働部門から各十二単位、調査統計部門、生活文化部門、社会問題部門及び関

連社会科学部門から各八単位を履修しなければならない。

第五十一条 産業社会学部において教員免許状を得ようとする者のために第四

十九条に掲げる科目の他に左の学科目を置く。

一 教科に関する専門科目

科目	目単位	科目	目単位
日本史及び外国史	六	哲学	四
地理学(地誌を含む)	六	倫理学	四

二 教職に関する専門科目

科目	目単位	科目	目単位
教育原理	四	教育史	四
教育心理学	四	教育哲学	四
青年心理学	四	教育行政学	四
社会科教育法	四	教育社会学	四
道徳教育の研究	二	同和教育	二
教育実習	二		

附則 (産業社会学部増設に伴う改正及び各学部科目変更に伴う改正)

この学則は、昭和四十年四月一日から施行する。

ただし、昭和三十九年度以前の入学者については、昭和三十九年四月一日から適用の学則による。

程	攻	専	業	技	術	特	論	演	習	科	目	講	義	単	位
経営管理特論	産業技術特論	産業技術特論	産業技術特論	産業技術特論	産業技術特論	産業技術特論	産業技術特論	演習	演習	経済政策特論	景気循環特論	国際金融特論	講義	講義	講義
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四

第二十九条 前条の科目及び単位は左の方法により履修しなければならない。

講義二十四単位以上、演習八単位以上を選択履修しなければならない。但し、以上のうち講義四単位は他の研究科の専攻の講義をもってこれに代えることができる。

第三十条 経営学研究科博士課程の専攻の科目及び単位は左の通りとする。

課程	専攻	業	企	博	士	課	程	攻	専	業	技	術	特	論	演	習	科	目	講	義	単	位		
経営経済学	経営経済学	経営経済学	経営経済学	経営経済学	経営経済学	経営経済学	経営経済学	講義	講義	産業技術特論	産業技術特論	産業技術特論	産業技術特論	産業技術特論	産業技術特論	産業技術特論	講義	講義	講義	講義	講義	講義	講義	講義
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四

第三十一条 前条の科目及び単位は左の方法により履修しなければならない。

講義八単位以上、研究指導十二単位以上を選択履修しなければならない。但し、以上のうち講義四単位は他の研究科の専攻の講義をもってこれに代えることができる。

第五節 理工学研究科

第三十八条 理工学研究科博士課程各専攻の科目及び単位は左の通りとする。

課程	専攻	業	機	械	博	士	課	程	攻	専	業	技	術	特	論	演	習	科	目	講	義	単	位	
流体固体物理学	ゼミナリ物理学	原子核物理学	物理学特殊研究	有機工業化学	有機工業化学	有機工業化学	有機工業化学	研究	研究	物理化学	物理化学	物理化学	物理化学	物理化学	物理化学	物理化学	物理化学	物理化学	物理化学	物理化学	物理化学	物理化学	物理化学	物理化学
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四

第三十九条 前条の科目及び単位は、左の方法により履修しなければならない。

物理学専攻においては、物理学特殊研究十六単位を必修とし、流体・固体物理学ゼミナリ四単位及び原子核物理学ゼミナリ四単位より一科目四単位を選択履修しなければならない。応用化学専攻においては、有機工業化学特殊研究十六単位及び無機工業化学特殊研究十六単位より一科目十六単位を選択履修し、その他の科目より一科目四単位を選択履修しなければならない。機械工学専攻においては、材料力学特殊研究十六単位及び機械設計学特殊研究十六単位より一科目十六単位を選択履修し、その他の科目より二科目四単位を選択履修しなければならない。

附 則

本学則は昭和四十一年四月一日から施行する。(経営学研究科修士・博士課程並びに理工学研究科博士課程増設に伴う改正)

但し、昭和四十年以前に経済学研究科並びに理工学研究科の入学者については従前の例による。

一四三 大学院専攻増設協議書（社会学・文学・理工学研究科専攻増設）

立命館大学大学院社会学研究科修士課程応用社会学専攻、文学研究科博士課程西洋哲学専攻及び日本文学専攻並びに理工学研究科博士課程電気工学専攻設置協議書（抜粋）

このたび立命館大学大学院社会学研究科修士課程応用社会学専攻、文学研究科博士課程西洋哲学専攻及び日本文学専攻並びに理工学研究科博士課程電気工学専攻を増設したので、立命館大学大学院設置認可の際に課せられた条件に基づき、別紙書類を添えて協議いたします。

昭和四十六年十一月二十九日

学校法人 立命館

理事長 木村 嘉一 (印)

文部大臣 高見 三郎 殿

設置要項

事項	記 入 欄	備考
設置者	学校法人 立命館	
目的	新制大学における研究・教育の体制は大学院をもって完成する。したがって、本学でも、学部の研究・教育の体制の充実を基礎として大学院を設置し、専門学術の深奥にせまるとともに研究者または研究を指導する能力を有する者の養成にあたり、ひいては学部の研究・教育水準の向上に資している。	
事由	しかるに、本学の大学院は、現在、法学・経済学・経営学・文学及び理工学の五研究科に修士課程一七専攻、博士課程九専攻を有するが、昭和四〇年度開設の産業社会学部	

名称	事由	目的
立命館大学大学院社会学研究科修士課程応用社会学専攻	<p>には未だ大学院の設置がなく、また、文学・理工学の研究科の中には修士課程があるけれども、博士課程が設けられていない専攻も存する。このことは、本学における研究・教育体制の体系的な確立にとって一つの懸案となっている。</p> <p>本学では、産業社会学部の開設以来、その教員組織と施設・設備の整備、研究・教育内容の充実につとめてきたが、学部学生の専門分野における学問研究への強い要請や衣笠キャンパスにおける産業社会学部の新校舎の完成、教員研究室、大学院教室校舎の増設着工（昭和四十七年度開設）などは、現代社会の要請と相まって、社会学研究科開設の条件を成熟せしめたとみられる。</p> <p>文学・理工学研究科についても、未だ博士課程の設置をみていない学部の各学科及び修士課程各専攻の充実をはかり、教員組織の強化、研究室、実験室、研究設備の整備を行なってきたが、ここに博士課程の専攻を増設することによって、両学部の研究・教育の体制をより一層強化するとともに社会的要請にも寄与したい。</p> <p>以上の理由にもとづいて、本学は、ここに社会学研究科修士課程応用社会学専攻、文学研究科博士課程西洋哲学・日本文学専攻並びに理工学研究科博士課程電気工学専攻を増設しようとするものである。</p>	<p>また、</p>
立命館大学大学院文学研究科博士課程西洋哲学専攻、日本文学専攻		
立命館大学大学院理工学研究科博士課程電気工学専攻		

〔以下省略〕

一四 立命館大学大学院学則

(社会学研究科修士課程応用社会学専攻、文学研究科博士課程西洋哲学・日本文学専攻、理工学研究科博士課程電気工学専攻増設に伴う改正)

立命館大学大学院学則(抄)

第一章 総 則

第三条 修士課程に次の研究科および専攻を置く。

- (一) 法学研究科(公法専攻、民法法専攻)
- (二) 経済学研究科(経済学専攻)
- (三) 経営学研究科(企業経営専攻)
- (四) 社会学研究科(応用社会学専攻)
- (五) 文学研究科(哲学専攻、心理学専攻、日本文学専攻、東洋思想専攻、英文学専攻、日本史学専攻、西洋史学専攻、地理学専攻)
- (六) 理工学研究科(物理学専攻、応用化学専攻、電気工学専攻、機械工学専攻、土木工学専攻)

第四条 博士課程に次の研究科及び専攻を置く。

- (一) 法学研究科(公法専攻、民法法専攻)
- (二) 経済学研究科(経済学専攻)
- (三) 経営学研究科(企業経営専攻)
- (四) 文学研究科(西洋哲学専攻、日本文学専攻、東洋文学思想専攻、地理学専攻)
- (五) 理工学研究科(物理学専攻、応用化学専攻、電気工学専攻、機械工学専攻)

第五条 本大学院の研究科および専攻別の学生収容定員は次のとおりとする。

研究科名	修士課程		博士課程	
	専攻名	収容定員 毎年入学	専攻名	収容定員 毎年入学
法学研究科	公法専攻	二〇	公法専攻	六
	民法法専攻	三〇	民法法専攻	九
	経済学専攻	六〇	経済学専攻	一〇
	企業経営専攻	二〇	企業経営専攻	一〇
	応用社会学専攻	一五	西洋哲学専攻	五
	哲学専攻	一五	心理学専攻	五
	心理学専攻	一五	日本文学専攻	五
	日本文学専攻	一五	東洋文学思想専攻	五
	英文学専攻	一五		
	日本史学専攻	一五		
文学研究科	西洋史学専攻	一五		
	地理学専攻	一五		
	物理学専攻	一五		
	応用化学専攻	一五		
	電気工学専攻	一五		
理工学研究科	土木工学専攻	一〇		
	機械工学専攻	一〇		
	電気工学専攻	一〇		
	応用化学専攻	一〇		
	物理学専攻	一〇		
計	二九〇	五八〇	計	五八
				一七四

第四節 社会学研究科

第三十三条 社会学研究科修士課程の専攻の科目および単位は次のとおりとする。

課程		士 修			課程
攻 専 学 会 社 用 応					専攻
		(C)	(B)	(A)	科 目
特殊社会問題III	特殊社会問題II	特殊社会問題I	社会問題論	社会心理学	社会心理学
講義	講義	講義	講義	講義	講義その他
四	四	四	四	四	単位
社会調査実習	特殊社会問題研究	社会問題討議	社会問題研究	特殊社会心理学	現代社会論
実習	演習	演習	講義	講義	講義その他
二	四	四	四	四	単位

第三十四条

前条の科目および単位は次の方法により履修しなければならない。
 演習八単位、実習二単位以上を含む三〇単位以上を選択履修しなければならない。ただし、選択科目中の四単位は他の研究科の講義をもってこれに代えることができる。

第五節 文学研究科

第三十七条 文学研究科博士課程各専攻の科目および単位は次のとおりとする。

課程		博 士			課程
攻 専 学 哲 洋 西					専攻
		科 目			科 目
古代・中世哲学特殊研究	現代哲学研究	近代哲学研究	近代哲学研究	近代哲学研究	社会心理学
講義	研究指導	講義	研究指導II	研究指導I	講義その他
四	四	四	四	四	単位
西洋文化史研究	西洋文化史研究	西洋文化史研究	西洋文化史研究	西洋文化史研究	心理学特殊研究
講義	講義	講義	講義	講義	講義その他
四	四	四	四	四	単位

課程		日 本 文 学			課程
攻 専 学 文 本 日					専攻
		科 目			科 目
特殊社会問題III	特殊社会問題II	特殊社会問題I	社会問題論	社会心理学	社会心理学
講義	講義	講義	講義	講義	講義その他
四	四	四	四	四	単位
社会調査実習	特殊社会問題研究	社会問題討議	社会問題研究	特殊社会心理学	現代社会論
実習	演習	演習	講義	講義	講義その他
二	四	四	四	四	単位

第三十八条 前条の科目および単位は次の方法により履修しなければならない。
 西洋哲学専攻においては、近代哲学研究、現代哲学研究および古代・中世哲学特殊研究から一六単位以上を必修とし、その他の科目から四単位以上を選択履修する。

〔博士課程東洋文学思想専攻、同地理学専攻〕省略〕

日本文学専攻においては、日本文学思想および日本文学特殊研究から一六単位以上を必修とし、その他の科目から四単位以上を選択履修する。
 東洋文学思想専攻においては、中国文学思想および中国文学作品研究二〇単位を必修とし、他は選択履修することができる。
 地理学専攻においては、研究指導一〇単位は必修、他に講義一〇単位以上を選択履修する。

第六節 理工学研究科

第四十一条 理工学研究科博士課程各専攻の科目および単位は次のとおりとする。
 〔博士課程物理学専攻、同応用化学専攻〕省略〕

課程		博 士			課程
攻 専 学 工 気 電					専攻
		科 目			科 目
特殊社会問題III	特殊社会問題II	特殊社会問題I	社会問題論	社会心理学	社会心理学
講義	講義	講義	講義	講義	講義その他
二	二	二	二	二	単位
特殊社会問題III	特殊社会問題II	特殊社会問題I	社会問題論	社会心理学	社会心理学
講義	講義	講義	講義	講義	講義その他
二	二	二	二	二	単位

〔博士課程機械工学専攻〕省略)

第四十二条 前条の科目および単位は、次の方法により履修しなければならない。

い。

物理学専攻においては、物理学特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ一六単位を必修とし、流体・固体物理学ゼミナリー四単位および原子核物理学ゼミナリー四単位より一科目四単位を選択履修しなければならない。応用化学専攻においては、有機工業化学特殊研究一六単位および無機工業化学特殊研究一六単位より一科目一六単位を選択履修し、その他の科目より一科目四単位を選択履修しなければならない。電気工学専攻においては、計測・制御特殊研究一六単位を必修とし、その他の科目より二科目四単位以上を選択履修しなければならない。

機械工学専攻においては、材料力学特殊研究一六単位および機械設計学特殊研究一六単位より一科目一六単位を選択履修し、その他の科目より二科目四単位を選択履修しなければならない。

附

則 昭和四六年一月二〇日社会学研究科修士課程、文学研究科博士課程西洋哲学・日本文学専攻ならびに理工学研究科博士課程電気工学専攻増設に伴う改正

この学則は、昭和四七年四月一日から適用する。

一四五 立命館大学大学院学則 (社会学研究科博士課程応用社会学専攻増設に伴う改正)

立命館大学大学院学則 (抄)

第一章 総則

第四条 博士課程に次の研究科および専攻を置く。

- (一) 法学研究科(公法専攻、民法法専攻)

第五条 本大学院の研究科および専攻別の学生収容定員は次のとおりとする。

- (一) 経済学研究科(経済学専攻)
- (二) 経営学研究科(企業経営専攻)
- (三) 社会学研究科(応用社会学専攻)
- (四) 文学研究科(西洋哲学専攻、日本文学専攻、東洋文学思想専攻、地理学専攻)
- (五) 理工学研究科(物理学専攻、応用化学専攻、電気工学専攻、機械工学専攻)

計	理工学研究科				文学研究科							社会学研究科	経営学研究科	経済学研究科	法学研究科	研究科名	修士課程		博士課程					
	土木工学専攻	機械工学専攻	電気工学専攻	応用化学専攻	物理学専攻	地理学専攻	西洋史学専攻	日本史学専攻	英米文学専攻	東洋思想専攻	日本文学専攻	心理学専攻	哲学専攻	応用社会学専攻	企業経営専攻	経済学専攻	民法法専攻	公法専攻	専攻名	専攻名	収容定員	総定員	収容定員	総定員
二九〇	五	五	五	五	五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	二〇	六〇	三〇	二〇	専攻名	専攻名	毎年入学	総定員	毎年入学	総定員
五八〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	四〇	二二〇	六〇	四〇	公法専攻	民法法専攻	六	四〇	九	二七
計		機械工学専攻	電気工学専攻	応用化学専攻	物理学専攻	地理学専攻				東洋文学思想専攻	日本文学専攻		西洋哲学専攻	応用社会学専攻	企業経営専攻	経済学専攻	民法法専攻	公法専攻			六	一八	六	一八
六三		二	二	二	二	五				五	五		五	五	五	一〇	九	六						
一八九		六	六	六	六	一五				一五	一五		一五	一五	一五	三〇	二七	一八						

一四六 大学院文学研究科・理工学研究科博士課程増設 協議書

立命館大学大学院文学研究科史学専攻博士課程ならびに理
工学研究科土木工学専攻博士課程(後期課程)設置協議書(抜粋)

昭和五十三年十一月三十日

文部大臣 砂 田 重 民 殿

学校法人 立 命 館

理事長 上 西 喜代治 (印)

このたび立命館大学大学院文学研究科史学専攻博士課程ならびに理工学研究科土木工学専攻博士課程(後期課程)を増設したので立命館大学大学院設置認可の際に課せられた条件に基づき、別紙書類を添えて協議いたします。

二の(一) 文学研究科史学専攻博士課程設置の趣旨及び理由

一、設置の趣旨

わが国における従来の歴史研究は日本史・東洋史・西洋史の三分野において独立しておこなわれてきた。本学文学部においても、学部はこの三専攻を開設し、また修士課程東洋思想(開設昭和二十五年)、日本史(同昭和二十八年)、西洋史(同昭和三十八年)を設けて、それぞれの分野において相当の研究・教育の実績をあげてきた。すなわち、修士課程を設けてより二〇年余にわたる期間に、多くのすぐれた研究成果が蓄積され、すぐれた研究者あるいは歴史教育者を生み、また他方、図書・研究諸施設も一段と充実をみるにいたった。このよ
うな実績のうえにたつて、さらに歴史研究・教育の水準をより一層引上げるべく、博士課程「史学専攻」を設置するものである。これによって、より高度の総合的研究能力をそなえた研究者・教育者が養成され、わが国の歴史研究あるいは歴史教育に寄与し、ひいてはわが国の文化の向上、国際交流の進展に大いに資することになるであろう。

二、特に設置を必要とする理由

博士課程設置にさいしてとくに「史学専攻」とした理由、ならびにその必要性はつぎの如くである。すなわち、わが国の近代歴史学の実績は、国史・東洋史を二本柱として、それに西洋史があとからつけ加わり、それぞれ別個の進歩をとげるといふ歩みをとってきたのであるが、この三分野は元来共通の歴史理論・歴史研究方法を基礎として成立しており、いわばその理論を各文化圏の研究に具体的に適用したものとすることができよう。したがって、大学院の段階にあっては、項末な地域的個別実証研究にこだわることなく、むしろ歴史全般に対する洞察力、各文化圏を比較史的にあるいは文化連関的に考察する研究方法などを会得させることに重点をおくべきであろう。ここに「史学専攻」が設けられねばならない理由の一つがある。

さらに第二にあげられねばならないのは、学問上の国際交流の活発化である。欧米諸学者による日本研究はユニークな観点と内容によって注目すべきものが多いが、これら学者の来訪および欧米からの留学生は最近とみに数を増しており、さらにアジア諸国からの、とくに中国からの留学生の来日はいま以上に活発化するであろう。あるいは欧米諸国からの日本人研究者の来訪要請、日本文化あるいは日本歴史に関する講義担当の要望もしだいに強くなっている。このような状況の中にあつては、外国人との研究交流は日常化しつつあり、三分野の枠に閉じこもるようではもはや対応することができないのが現状である。わが国の研究者自体の中でも、最近では、日本・東洋・西洋史各分野の研究成果を比較、総合プロジェクト研究がとみに盛んとなつており、以上よりして、今後の歴史研究者・教育者のあるべき姿は、狭い局地的研究に閉じこもるのではなく、たえず世界的視野・感覚・常識をして比較史的方法を身につけて、個別具体的あるいは地域的研究に従事するものでなくてはならない。このような学問的趨勢と要請からも、新設課程は「史学専攻」でなければならぬと考えられる。

第三には、教育界からの要望があげられねばならない。文学研究科の諸専攻は単に高等教育機関の研究者を養成するだけでなく、中等教育機関にあって教育・研究に従事する者をも養成する使命をおびているが、最近における中学校・

高等学校などにおける現状は、人格においてだけでなく豊かな常識において生徒から信頼されるような教員をますます要請していると思われる。そのさい、社会科を担当する教員は、教科全般にわたる内容的理解、とくに歴史全体に対する深い知識をもって教授する能力、生徒の多面的な質問に十全に答える能力、生徒の自主的な勉学を指導し促進していく能力などを備えていなければならない。従来の学部卒業程度では、とてもこれらの課題にこたえていくことができず、修士課程終了者段階でもなお一抹の不安のこる。より高度の総合的知識の修得者にして、はじめてこれらの課題に対応することができるのであり、ここにも博士課程「史学専攻」設置を必要とする積極的理由がある。なお、現場の教員から、涸渇した知識を大学院において再び充足したいという希望がききりにおこっており、本課程は可能なかぎりそうした切望にこたえていきたいと考える。

二の(二) 理工学研究科土木工学専攻博士課程(後期課程)設置の趣旨及び理由

一、設置の趣旨

本大学院は、学部教育を基礎として、修士課程にあつては、精深な学識と研究能力を養うことを目的とし、さらに、博士課程にあつては、従来の学術水準に新らしい知見を加える能力をも養うことを目的としている。大学院の設置、充実は、全学的な目標であり、すべての学部、学科、専攻において努力が払われてきた。理工学研究科においても、修士課程ならびに博士課程の設置が、逐次行なわれた結果、現在、四専攻で博士課程が設置されている。土木工学専攻については、昭和三十八年度に物理学専攻、機械工学専攻とともに修士課程が設置され、以来、すでに十五年を経過している。この間、修士課程への進学者も多くなり、多数の修了生が、大学、高専の教員や企業、官公庁などの指導的技術者として活躍している。また、この、十五年間に、優秀な教員の増員、実験・研究棟の新築、実験設備・研究室の充実など、さらに高度な土木工学の研究・教育を行ないうる条件を整えてきた。今回、一応条件が整ったと思われるので、博士課程「土木工学専攻」を設置するものである。これによって、より

高度の総合的研究能力をそなえた、研究者、教育者、技術者が養成され、わが国の土木工学の発展に寄与し、ひいては、国民生活と文化の進展に資するものと確信する。

二、特に設置を必要とする理由

(一) 近年、土木工学は、土木工事の規模の拡大、および事業量の増大にともなう、多方面で飛躍的な発展をした。これと同時に、多くの社会問題とも関連をもちはじめたため、これらを克服する高度な技術が新しい課題となつている。このため多様化、複雑化した社会に適應した新らしい土木技術の総合的研究が必要となつている。このような研究を推進する研究者を養成する機関として、この設置が必要である。

(二) 博士課程の高度な教育水準を維持し、発展させるためには、土木工学として必要な分野について、できる限り複数の専任教員が、共同研究にとりくむ体制が必要と考えられるが、一応、設置に必要な教員組織が整つたと判断している。設置によって、これらの研究の推進が期待されるだけでなく、共通の研究領域をもつ他専攻の研究、教育への効果が期待できる。

(三) 大学院修了者に対する社会の受入れ態勢も整いつつある。最近では、大学、高専等の研究、教育機関のみならず、官公庁、企業などの研究部門においても、高度の研究能力を有する技術者に対する要請が高まつている。設置によって、これらの要請にこたえたいと考えている。

(四) 現行の修士課程修了者に対する社会の評価は高く、安定してきている。また、すでに博士課程を設置している本理工学研究科の四専攻科修了者の研究、教育部門における評価が高いことや、学部学生、並びに修士課程の学生の博士課程進学希望も多いことから、設置することによって、社会の要請に十分こたえ得るものと考ええる。

(以下省略)

一四七 大学院制度の改革について

大学院制度を改革

本年四月から大学院文学研究科史学専攻博士課程（前期課程・後期課程）および理工学研究科土木工学専攻博士課程（後期課程）を開設した。その募集概要は、次項のとおり（文部大臣の承認書は次号に掲載）だが、ここでは増設に伴う大学院制度改革の経過と大学院学則の主な改正点を紹介する。

これまでの大学院制度は、学校教育法の基本的な規定と学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）のほかに、文部省による二〇数年にわたる運用のうち一定の制度として定着してきた大学院基準（二十四年大学基準協会決定）や旧大学院設置審査基準要項（二十七年大学設置審査協会決定）等の審査内規によつてかたちづけられていた。

しかし、四六年に中央教育審議会から「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」の答申があり、この答申内の「高等教育改革に関する基本講想」を具体化する方向で四七年三月、文部大臣から大学設置審議会に対し、「大学院及び学位制度の改善について」諮問がなされ、四九年三月三〇日、同審議会が文部大臣に対し、「大学院及び学位制度の改善について」の答申をした。この答申を受けて、ほぼ答申の趣旨とおりのものが大学院設置基準（文部省令第二十八号）および学位規則の一部を改正する省令（文部省令第二十九号）として四九年六月二〇日に公布され、それぞれ五〇年四月一日から施行された。

この設置基準の制定に伴い、四九年七月に、学則等学内諸規定の改正を行ない速やかに届け出するよう文部事務次官通達が各国公私立大学長宛にあったが、この設置基準の内容、趣旨は本大学がこれまでに到達してきた大学院の位置づけ、理念、教学政策に対して多くの問題点があったため、ただちに大学院学則等の改正を行わず、種々検討を行いながら今日に至つた。

しかし、昨年一月文学研究科史学専攻博士課程および理工学研究科土木工学専攻博士課程（後期課程）の増設申請に伴い、設置基準にそつて本大学大学院学則の改正を行ない、新しい大学院学則として本年四月から施行することと

なつた。学内の関係者には、新しい大学院学則等を盛り込んだ「大学院要項」（A5判七八ページ）を後日配布するので、本誌では、主な改正点を列記する。

① 博士課程の編成

従来の修士課程と博士課程をまとめて博士課程とした（ただし、文学研究科心理学専攻・英米文学専攻は従来どおり修士課程）。博士課程の修業年限は五年とし、これを二年の前期課程および三年の後期課程に区分し、二年の前期課程はこれを「修士課程」として取り扱うこととした。

② 研究科専攻の組織

従来の文学研究科修士課程日本史学・西洋史学専攻および東洋思想・東洋文学思想専攻の東洋史学の分野を統一して史学専攻博士課程とし、理工学研究科土木工学専攻博士課程（後期課程）とともに本年度四月から開設した（本年四月に日本史学・西洋史学専攻および東洋思想・東洋文学思想専攻に入学を許可した者は、史学専攻に移行―東洋思想・東洋文学思想専攻については希望者のみ―）。

③ 学生定員

従来の文学研究科修士課程日本史学・西洋史学専攻それぞれの入学定員一五名を廃止し、史学専攻博士課程前期課程の入学定員を一五名、同後期課程の入学定員を五名としたことならびに理工学研究科土木工学専攻博士課程後期課程の入学定員を二名とした。

④ 教育方法等

① 大学院の教育は、授業科目の授業および学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という）によつて行なうこととした。この場合、研究指導は原則として単位制度によらず多様なかたちで行なわれるものとなっているが本大学院では、学位論文等に関し、授業科目（開設する授業科目のうち「〇〇特別研究」がこれにあたる）の授業により指導することとした。

② 今回増設を申請した文学研究科史学専攻および理工学研究科土木工学専攻に開設する授業科目を全面的に、また、他の研究科においても若干の改正を行なつた。

④ 全研究科にわたって履修方法の改正を行なった。

⑤ 修士課程修了要件

基本的には従来と変わらないが、必要単位数（三十単位）の修得に加え、原則として単位制度によらず、種々の態様で行なわれる研究指導を受けることが必要であることを規定化した。

⑥ 博士課程修了要件

大学院に五年以上在学し、法学・経済学・経営学および社会学研究科にあっては四十二単位以上、文学研究科にあっては三十六単位以上、理工学研究科にあっては三十単位以上修得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および試験に合格することとした。

なお、本大学院学則改正とあわせて今後の本大学の大学院政策を発展・充実するための大学院政策として「大学院教学改善要項」(仮称)を全学的に検討しているが、これは本学則とともに本大学院教学の指針となるものである。

〔立命館学園広報・第九七号（一九七九年四月二〇日）〕

〔注・「大学院教学改善要綱」は資料集第三集に収録〕

一四八 立命館大学大学院学則（博士課程制による全面改正）

立命館大学大学院学則

第一章 総 則

第一条 本大学院は、法学、経済学、経営学、社会学、文学および理工学に關する學術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与しようとするものである。

第二条 本大学院に修士課程および博士課程を置く。

修士課程は、学部における一般的並びに専門的教養の基礎の上に広い視野に立って、専攻分野を研究し、精深な学識と研究能力とを養うものとする。

博士課程は、独創的研究によって、従来の學術水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与するとともに、専攻分野に關し、研究を指導する能力を養うものとする。

第三条 博士課程の修業年限は五年とし、修士課程の修業年限は二年とする。

二、博士課程は、これを二年の前期課程及び三年の後期課程に区分し、二年の前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

第四条 本大学院に次の研究科及び専攻を置く。

研究科名	専攻名	
	前期課程又は修士課程	後期課程
法学研究科	公法専攻	公法専攻
経済学研究科	民法専攻	民法専攻
経営学研究科	経済学専攻	経済学専攻
社会学研究科	企業経営専攻	企業経営専攻
	応用社会学専攻	応用社会学専攻
	哲学専攻	西洋哲学専攻
	心理学専攻	

研究科名	博士課程前期課程又は修士課程		博士課程後期課程		総定員	
	専攻名	入学定員	専攻名	入学定員		
文学研究科	計	日本文学専攻	一〇五	日本文学専攻	二五	二二〇
		東洋思想専攻	一五	東洋文学思想専攻	五	
		英米文学専攻	一五	史学専攻	一五	
		史学専攻	一五	史学専攻	一五	
		地理学専攻	一五	地理学専攻	一五	
		心理学専攻	一五	心理学専攻	一五	
		哲学専攻	一五	哲学専攻	一五	
		応用社会学専攻	一五	応用社会学専攻	一五	
		企業経営専攻	二〇	企業経営専攻	一五	
		経済学専攻	六〇	経済学専攻	一〇	
法学研究科	計	民法法専攻	三〇	民法法専攻	九	六〇
		公法専攻	二〇	公法専攻	六	
		経済学専攻	五〇	経済学専攻	一五	
		企業経営専攻	二〇	企業経営専攻	一〇	
		経済学専攻	六〇	経済学専攻	四	
		民法法専攻	三〇	民法法専攻	二七	
		公法専攻	四〇	公法専攻	一八	
		企業経営専攻	四〇	企業経営専攻	一五	
		経済学専攻	二〇	経済学専攻	三〇	
		企業経営専攻	二〇	企業経営専攻	一五	
経営学研究科	計	企業経営専攻	二〇	企業経営専攻	一五	四〇
		応用社会学専攻	二〇	応用社会学専攻	一五	
		経済学専攻	六〇	経済学専攻	一〇	
		企業経営専攻	二〇	企業経営専攻	一五	
		経済学専攻	五〇	経済学専攻	四	
		企業経営専攻	二〇	企業経営専攻	一五	
		経済学専攻	一〇〇	経済学専攻	一五	
		企業経営専攻	二〇	企業経営専攻	一五	
		経済学専攻	六〇	経済学専攻	一五	
		企業経営専攻	二〇	企業経営専攻	一五	
社会学研究科	計	応用社会学専攻	一五	応用社会学専攻	一五	三〇
		心理学専攻	一五	心理学専攻	一五	
		哲学専攻	一五	哲学専攻	一五	
		応用社会学専攻	一五	応用社会学専攻	一五	
		心理学専攻	一五	心理学専攻	一五	
		哲学専攻	一五	哲学専攻	一五	
		応用社会学専攻	一五	応用社会学専攻	一五	
		心理学専攻	一五	心理学専攻	一五	
		哲学専攻	一五	哲学専攻	一五	
		応用社会学専攻	一五	応用社会学専攻	一五	
文学研究科	計	日本文学専攻	一〇五	日本文学専攻	二五	二二〇
		東洋思想専攻	一五	東洋文学思想専攻	五	
		英米文学専攻	一五	史学専攻	一五	
		史学専攻	一五	史学専攻	一五	
		地理学専攻	一五	地理学専攻	一五	
		心理学専攻	一五	心理学専攻	一五	
		哲学専攻	一五	哲学専攻	一五	
		応用社会学専攻	一五	応用社会学専攻	一五	
		企業経営専攻	二〇	企業経営専攻	一五	
		経済学専攻	六〇	経済学専攻	一〇	
社会学研究科	計	企業経営専攻	二〇	企業経営専攻	一五	四〇
		応用社会学専攻	二〇	応用社会学専攻	一五	
		経済学専攻	六〇	経済学専攻	一〇	
		企業経営専攻	二〇	企業経営専攻	一五	
		経済学専攻	五〇	経済学専攻	四	
		企業経営専攻	二〇	企業経営専攻	一五	
		経済学専攻	一〇〇	経済学専攻	一五	
		企業経営専攻	二〇	企業経営専攻	一五	
		経済学専攻	六〇	経済学専攻	一五	
		企業経営専攻	二〇	企業経営専攻	一五	

第五条 本大学院の学生定員は次の表のとおりとする。

理工学研究科	博士課程前期課程又は修士課程		博士課程後期課程		総定員	
	専攻名	入学定員	専攻名	入学定員		
理工学研究科	計	物理学専攻	二七五	物理学専攻	七〇	七六〇
		応用化学専攻	五五〇	応用化学専攻	二二〇	
		電気工学専攻	二五	電気工学専攻	一〇	
		機械工学専攻	一〇	機械工学専攻	三〇	
		土木工学専攻	五	土木工学専攻	一六	
		物理学専攻	五	物理学専攻	二	
		応用化学専攻	五	応用化学専攻	二	
		電気工学専攻	一〇	電気工学専攻	六	
		機械工学専攻	一〇	機械工学専攻	六	
		土木工学専攻	五	土木工学専攻	一六	

第六条 本大学院博士課程前期課程又は修士課程に入学し得る者は、次の各号の一に該当し、かつ選抜試験に合格した者とする。

(一) 学校教育法第五十二条に定める大学を卒業した者

(二) 各研究科において前号の者と同等以上の学力があると認められた者

第七条 本大学院博士課程後期課程に入学し得る者は、次の各号の一に該当し、かつ選抜試験に合格した者とする。

(一) 修士の学位を有する者

(二) 外国において修士の学位に相当する学位を得た者

第八条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

第九条 本大学院において修士の学位を得るためには、博士課程前期課程又は修士課程に二年以上在学して、正規の授業を受け所定の専門科目中三十単位以上を修得するとともに、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出し、かつその審査及び最終試験に合格しなければならぬ。

第十条 本大学院において博士の学位を得るためには、博士課程に五年（博士課程前期課程又は修士課程を終了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）以上在学して、正規の授業を受け、所定の専門科目中法学研究科、経済学研究科、経営学研究科及び社会学研究科にあつては四十二単位以上、文学研究科にあつては三十

六単位以上、理工学研究科にあつては三十単位以上を修得するとともに必要な研究指導を受けた上、独自の研究に基づく博士論文を提出し、かつその審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、三年（博士課程前期課程又は修士課程を終了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

第十一条

前条に定める者のほか、本大学院の博士課程を経ずして博士の学位を得ようとする者に対し、本大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格し、かつ本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると認定されたとき、博士の学位を授与する。

第十二条

学位及びその授与については、本学則のほか立命館大学学位規程に定める。

第十三条

本大学院における在学年数は、博士課程前期課程又は修士課程にあつては四年、博士課程後期課程にあつては六年を限度とする。

第十四条

単位修得の認定は、各学科目毎に筆答試験により担当教員が行なうのを原則とする。

二、学位論文の審査は、専攻科目および関連科目の教授三人以上によつてこれを行なう。ただし、必要があれば他の教員も加えることができる。

三、最終試験は、学位論文を中心とし、これに関連ある科目について三人以上の教授によつてこれを行なう。ただし、必要があれば他の教員を加えることができる。

四、学位授与のための審査は研究科委員会が行ない、その授与は大学院委員会の議を経て学長が行なう。

修士の学位は次の区分にしたがって授与する。

第十五条

- (一) 法学研究科に属する者には法学修士
- (二) 経済学研究科に属する者には経済学修士
- (三) 経営学研究科に属する者には経営学修士

(四) 社会学研究科に属する者には社会学修士

(五) 文学研究科に属する者には文学修士

(六) 理工学研究科に属する者には理学修士または工学修士

第十六条

博士の学位は次の区分にしたがって授与する。

(一) 法学研究科に属する者には法学博士

(二) 経済学研究科に属する者には経済学博士

(三) 経営学研究科に属する者には経営学博士

(四) 社会学研究科に属する者には社会学博士

(五) 文学研究科に属する者には文学博士

(六) 理工学研究科に属する者には理学博士または工学博士

第十七条

前二条に規定する学位には「〇〇〇修士(立命館大学)」または「〇〇〇博士(立命館大学)」と本大学名を明記するものとする。

第十八条

本大学院の目的を達成し、学生の研究指導を行なうため、各研究科にその専攻部門に応じて研究室を置く。

二、研究室に関する規程は別にこれを定める。

第十九条

大学院委員会において修業の見込みがないと認めた学生は、これを除籍することができる。

第二十条

本章に特別の規定あるもののほか、「授業科目の単位の基準」「授業科目に対する課程修了の認定及び学習の評価」「入学・退学・休学・転学」「授業料・入学金・貸給費その他の学費」「厚生保健施設及び寄宿舎」「賞罰」などに関しては、本大学学則の規定を準用する。

第二章 職員組織

第二十一条

本大学院各研究科に研究科長及び研究科主事を置く。

第二十二条

本大学院各研究科に当該研究科の研究科長、研究科主事及び授業担当専任教員をもって組織する研究科委員会を置く。

二、委員長は、研究科長がこれにあたる。

第二十三条

研究科委員会は、次の事項を審議する。

- (一) 学科課程及び学科考査に関する事項

第二十四条

- (一) 学生の資格認定及びその身分に関する事項
- (二) 学位論文審査に関する事項
- (三) 学科目担当者に関する事項
- (四) 学則の変更に関する事項
- (五) その他研究科に関する重要な事項

本大学院に大学院委員会を置く。

二、大学院委員会は、各研究科長及び研究科委員会において互選した一人の委員をもって組織する。

三、大学院委員会は、学長がこれを招集してその議長となる。

四、大学院委員会は、次の事項を審議する。

- (一) 教育課程に関する事項
- (二) 大学院学則、規程及び内規の改廃に関する事項
- (三) 学位授与に関する事項
- (四) 研究科又は専攻の増設又は変更に関する事項
- (五) 大学院の教学に必要な施設、設備に関する事項
- (六) その他各研究科共通の事項

第三章 研究科

第一節 法学研究科

第二十五条 法学研究科各専攻の科目及び単位は次のとおりとする。

一、博士課程前期課程

攻 専 法 事 民											攻 専 法 公											専攻						
民法三部	民法三部	民法二部	民法二部	民法一部	民法一部	比較法	比較法	法社会学	法社会学	法史学	法史学	法哲学	法哲学	国際法	国際法	行政法	行政法	憲政法	憲政法	比較法	比較法	法社会学	法社会学	法史学	法史学	法哲学	法哲学	法科
演習	講義	演習	講義	演習	講義	演習	講義	演習	講義	演習	講義	演習	講義	演習	講義	演習	講義	演習	講義	演習	講義	演習	講義	演習	講義	演習	講義	講義その他
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	単位
民事法特別研究	外国書	民事訴訟法	民事訴訟法	国際私法	国際私法	経済法	経済法	労働法	労働法	商法二部	商法二部	商法一部	商法一部	公法特別研究	外国書	国際政治論	国際政治論	政治史	政治史	政治学	政治学	行政学	行政学	刑事訴訟法	刑事訴訟法	刑法	刑法	法科
特別研究	講義	演習	講義	演習	講義	演習	講義	演習	講義	演習	講義	演習	講義	特別研究	講義	演習	講義	演習	講義	演習	講義	演習	講義	演習	講義	演習	講義	講義その他
六	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	六	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	単位

二、博士課程後期課程

攻 専 法 事 民										攻 専 法 公										専攻				
民 事 法 専 攻										公 法 専 攻										科 目				
民法文献研究(二)	民法特殊講義(二)	民法文献研究(一)	民法特殊講義(一)	比較法文献研究	比較法特殊講義	法社会学文献研究	法社会学特殊講義	法史学文献研究	法史学特殊講義	法哲学文献研究	法哲学特殊講義	行政法文献研究	行政法特殊講義	憲法文献研究	憲法特殊講義	比較法文献研究	比較法特殊講義	法社会学文献研究	法社会学特殊講義	法史学文献研究	法史学特殊講義	法哲学文献研究	法哲学特殊講義	講義その他
特別研究	講義	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	単位
		国際私法文献研究	国際私法特殊講義	民事訴訟法文献研究	民事訴訟法特殊講義	経済法文献研究	経済法特殊講義	労働法文献研究	労働法特殊講義	商法文献研究	商法特殊講義	国際政治論文献研究	国際政治論特殊講義	政治史文献研究	政治史特殊講義	政治学文献研究	政治学特殊講義	行政学文献研究	行政学特殊講義	国際法文献研究	国際法特殊講義	刑事法文献研究	刑事法特殊講義	講義その他
		特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究
		四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	単位

第二十六条 前条の科目及び単位は次の方法により履修しなければならない。

- 一、博士課程前期課程においては、前条第一項の科目より講義十単位、演習四単位、外国書講読(二ヶ国語)八単位、特別研究六単位をふくめて合計三〇単位以上を履修しなければならない。ただし、特別研究は指導教授の指導・認定を受けるものとする。

- 二、博士課程後期課程においては、前条第二項の科目より十二単位以上を選択履修し、必要な研究指導を受けなければならない。

- 三、履修科目中の八単位は他の研究科及び専攻もしくは他の大学院の教育課程において履修したものをこれに代えることができる。

第二節 経済学研究科

第二十七条 経済学研究科経済学専攻の科目及び単位は次のとおりとする。

一、博士課程前期課程

攻 専 学 済 経										専攻	
経 済 学 専 攻										科 目	
社会主義経済学	社会主義経済学	国際経済学	国際経済学	経済変動論	経済変動論	経済学史	経済学史	経済原論II	経済原論I	経済原論I	講義その他
演習	講義	演習	講義	演習	講義	演習	講義	演習	講義	演習	講義
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	単位
		日本経済史	西洋経済史	西洋経済史	農業経済学	農業経済学	工業経済学	労働問題	労働問題	社会政策	講義その他
演習	講義	演習	講義	演習	講義	演習	講義	演習	講義	演習	講義
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	単位

攻 専 学 済 経							
金 融 論	金 融 論	財 政 学	財 政 学	経 済 政 策	経 済 政 策	統 計 学	統 計 学
演 習	演 習	演 習	演 習	演 習	演 習	演 習	演 習
四	四	四	四	四	四	四	四
	経済史特別研究	経済政策特別研究	経済理論特別研究	外国文献(二)	外国文献(一)	経済学特論	経済学特論
	特別研究	特別研究	特別研究	原典講読	原典講読	演習	講義
	六	六	六	四	四	四	四

二、博士課程後期課程

攻 専 学 済 経												専 攻				
財政学特殊研究	財政学特殊研究	経済政策特殊研究	経済政策特殊研究	統計学特殊研究	統計学特殊研究	社会学特殊研究	社会学特殊研究	国際経済学特殊研究	国際経済学特殊研究	経済変動論特殊研究	経済変動論特殊研究	経済学史特殊研究	経済学史特殊研究	経済原論特殊研究	経済原論特殊研究	科目
演 習	演 習	演 習	演 習	演 習	演 習	演 習	演 習	演 習	演 習	演 習	演 習	演 習	演 習	演 習	演 習	講義その他
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	単位
	経済史特別研究	経済政策特別研究	経済理論特別研究	経済学特論研究	経済学特論研究	経済史特殊研究	経済史特殊研究	農業経済学特殊研究	農業経済学特殊研究	工業経済学特殊研究	工業経済学特殊研究	社会政策特殊研究	社会政策特殊研究	金融論特殊研究	金融論特殊研究	科目
	特別研究	特別研究	特別研究	演 習	講 義	演 習	講 義	演 習	講 義	演 習	講 義	演 習	講 義	演 習	講 義	講義その他
	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	単位

第二十八条 前条の科目及び単位は次の方法により履修しなければならない。

- 一、博士課程前期課程においては、前条第一項の科目より講義十単位、演習八単位、原典講読四単位、特別研究六単位をふくめて三〇単位以上を選択履修しなければならない。ただし、特別研究については、指導教授の指導・認定を受けるものとする。
- 二、博士課程後期課程においては、前条第二項の科目より、十二単位以上を選択履修し、必要な研究指導を受けなければならない。

三、講義八単位を限度として、原典講読四単位並びに他の研究科及び専攻もしくは他の大学院の教育課程において履修した講義四単位をこれに代えることができる。

第三節 経営学研究科

第二十九条 経営学研究科企業経営専攻の科目及び単位は次のとおりとする。

一、博士課程前期課程

攻 専 営 経 業 企						専 攻
会计学研究	会计学研究	企業論研究	企業論研究	経営学研究	経営学研究	科目
演 習	演 習	演 習	演 習	演 習	演 習	講義その他
四	四	四	四	四	四	単位
	特別研究	外国書講読	経済学研究	商学産業論研究	商学産業論研究	科目
	特別研究	講読	講義	演習	講義	講義その他
	六	四	四	四	四	単位

二、博士課程後期課程

攻 専 営 経 業 企						専 攻
会计学特殊研究	会计学特殊研究	企業論特殊研究	企業論特殊研究	経営学特殊研究	経営学特殊研究	科目
演 習	演 習	演 習	演 習	演 習	演 習	講義その他
四	四	四	四	四	四	単位
	特別研究 III	特別研究 II	特別研究 I	商学産業論特殊研究	商学産業論特殊研究	科目
	特別研究	特別研究	特別研究	演習	講義	講義その他
	四	四	四	四	四	単位

第三十条 前条の科目及び単位は次の方法により履修しなければならない。

一、博士課程前期課程においては、前条第一項の科目より特別研究六単位をふくめて三〇単位以上を選択履修しなければならない。ただし、特別研究については、指導教授の指導・認定を受けるものとする。なお、主として専攻しようとする選択一科目については、講義・演習八単位を連続履修することができる。

二、博士課程後期課程においては、前条第二項の科目より特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ各四単位計十二単位をふくめて十二単位以上を選択履修し必要な研究指導を受けなければならない。

三、履修科目中の講義四単位は他の研究科及び専攻もしくは他の大学院の教育課程において履修したものをこれに代えることができる。

第四節 社会学研究科

第三十一条 社会学研究科応用社会学専攻の科目及び単位は次のとおりとする。

一、博士課程前期課程

応用社会学専攻										専攻	
(B)					(A)					科 目	講 義 単 位
社会学思想特論	社会学思想特論	資本主義発達史特論	現代社会学論	社会学特論(二)	社会学特論(一)	社会学特論(一)	社会学特論(一)	社会学基礎理論	社会学基礎理論		
演習	講義	演習	講義	演習	講義	演習	講義	演習	講義	現代社会学論	
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	その他	
現代政治特論	現代政治特論	現代経済特論	原典研究(二)	原典研究(一)	調査統計特論	調査統計特論	社会心理学特論	社会心理学特論	社会心理学特論	その他	
演習	講義	演習	講義	講義	演習	講義	演習	講義	演習	現代社会学論	
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	その他	

二、博士課程後期課程

応用社会学専攻										専攻	
(C)										科 目	講 義 単 位
社会学運動史特論	社会学運動史特論	社会学基礎理論	社会学問題特論(一)	社会学問題特論(一)	社会学問題特論(二)	社会学問題特論(二)	社会学問題特論(二)	社会学問題特論(二)	社会学問題特論(二)		
講義	演習	講義	演習	講義	演習	講義	演習	講義	演習	調査統計特殊研究	現代文化特論
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	調査統計特殊研究	現代文化特論
社会学運動史特論	社会学運動史特論	社会学基礎理論	社会学問題特論(一)	社会学問題特論(一)	社会学問題特論(二)	社会学問題特論(二)	社会学問題特論(二)	社会学問題特論(二)	社会学問題特論(二)	社会学問題特論(二)	その他
講義	演習	講義	演習	講義	演習	講義	演習	講義	演習	調査統計特殊研究	現代文化特論
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	調査統計特殊研究	現代文化特論

応用社会学専攻										専攻	
(C)										科 目	講 義 単 位
社会学運動史特論	社会学運動史特論	社会学基礎理論	社会学問題特論(一)	社会学問題特論(一)	社会学問題特論(二)	社会学問題特論(二)	社会学問題特論(二)	社会学問題特論(二)	社会学問題特論(二)		
講義	演習	講義	演習	講義	演習	講義	演習	講義	演習	調査統計特殊研究	現代文化特論
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	調査統計特殊研究	現代文化特論
社会学運動史特論	社会学運動史特論	社会学基礎理論	社会学問題特論(一)	社会学問題特論(一)	社会学問題特論(二)	社会学問題特論(二)	社会学問題特論(二)	社会学問題特論(二)	社会学問題特論(二)	社会学問題特論(二)	その他
講義	演習	講義	演習	講義	演習	講義	演習	講義	演習	調査統計特殊研究	現代文化特論
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	調査統計特殊研究	現代文化特論

攻専学史			学文洋東		学文本日		学哲洋西		専攻	
西洋史特別研究	東洋史特別研究	日本史特別研究		中国文学特別研究		日本文学特別研究		哲学特別研究	科目	講義
特別研究	特別研究	特別研究		特別研究		特別研究		特別研究	その他	単位
六	六	六		六		六		六		

二、博士課程後期課程

攻 専 学 理 地							攻 専 学 史					
人文地理学研究Ⅲ	人文地理学研究Ⅱ	人文地理学研究Ⅱ	人文地理学研究Ⅰ	人文地理学研究Ⅰ	自然地理学研究Ⅱ	自然地理学研究Ⅰ	自然地理学研究Ⅰ	東洋史特殊問題Ⅰ	東洋史特殊問題Ⅰ	日本史特殊問題Ⅲ	日本史特殊問題Ⅲ	日本史特殊問題Ⅲ
講義	演習	講義	演習	講義	講義	演習	講義	講義	講義	演習	講義	講義
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
地理学特別研究	地誌学研究Ⅲ	地誌学研究Ⅱ	地誌学研究Ⅱ	地誌学研究Ⅰ	地誌学研究Ⅰ	人文地理学研究Ⅳ	人文地理学研究Ⅲ		西洋史特別研究	東洋史特別研究	日本史特別研究	西洋史特殊問題Ⅲ
特別研究	講義	演習	講義	演習	講義	講義	演習		特別研究	特別研究	特別研究	演習
六	四	四	四	四	四	四	四		六	六	六	四

攻 専 学 理 地		
	地理学特別研究	特別研究
		六

第三十四条

前条の科目及び単位は次の方法により履修しなければならない。

一、博士課程前期課程又は修士課程においては各専攻ごとに前条

第一項の科目より次のとおり履修しなければならない。

(一) 英米文学専攻においては、英米文学講読八単位、特殊問

題八単位以上、英米文学特別研究六単位を含めて合計三

〇単位以上を選択履修する。

(二) 地理学専攻においては、演習八単位(ただし、自然地理

学研究、人文地理学研究、及び地誌学研究のうち二分野

以上)、地理学特別研究六単位を含めて三〇単位以上を

選択履修する。

(三) 他の専攻においては、各特別研究六単位を含めて三〇単

位を含めて三〇単位以上を選択履修する。

(四) 各専攻とも履修科目のうち八単位は、他の研究科、専攻

及び他の大学院の教育課程において履修したものをこれ

に代えることができる。

二、博士課程後期課程においては、各専攻とも前条第二項の科目

の各特別研究六単位以上を履修しなければならない。

第六節 理工学研究科

第三十五条 理工学研究科各専攻の科目及び単位は次のとおりとする。

一、博士課程前期課程

二、博士課程後期課程

攻専学工木土				攻専学工械機				攻専学工気電				攻専学化用応				学攻理物専		専攻												
地盤工学特別研究Ⅰ	コンクリート工学特別研究Ⅲ	コンクリート工学特別研究Ⅱ	コンクリート工学特別研究Ⅰ	構造工学特別研究Ⅲ	構造工学特別研究Ⅱ	構造工学特別研究Ⅰ	特別研究Ⅲ	機械設計Ⅱ	機械設計Ⅰ	材料力学特別研究Ⅲ	材料力学特別研究Ⅱ	材料力学特別研究Ⅰ	電力応用特別研究Ⅰ	計測学特別研究Ⅲ	計測学特別研究Ⅱ	計測学特別研究Ⅰ	制御工学特別研究Ⅲ	制御工学特別研究Ⅱ	制御工学特別研究Ⅰ	有機工業化学特別研究Ⅲ	有機工業化学特別研究Ⅱ	有機工業化学特別研究Ⅰ	物理化学特別研究Ⅱ	物理化学特別研究Ⅰ	物理化学特別研究Ⅰ	物理化学特別研究Ⅰ	講義	その他	単位	科目
研究	研究	研究	研究	研究	研究	研究	研究	研究	研究	研究	研究	研究	研究	研究	研究	研究	研究	研究	研究	研究	研究	研究	研究	研究	研究	研究	研究	研究	研究	物理化学特別研究Ⅲ
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	物理化学特別研究Ⅲ
特別講義	コンクリート工学特別講義	構造工学特別講義	計画学特別研究Ⅱ	計画学特別研究Ⅰ	河川工学特別研究Ⅲ	河川工学特別研究Ⅱ		工業数学特別講義	物性物理学特別講義	熱工学特別講義	材料工学特別講義	制御工学特別講義		回路工学特別講義	電力応用特別講義	計測学特別講義	制御工学特別講義	電力応用特別研究Ⅲ	電力応用特別研究Ⅱ	無機工業化学特別講義	有機工業化学特別講義	無機工業化学特別研究Ⅲ	無機工業化学特別研究Ⅱ						物理化学特別研究Ⅲ	
講義	講義	研究	研究	研究	研究	研究		講義	講義	講義	講義	講義		講義	講義	講義	講義	研究	研究	講義	講義	研究	研究						その他	
二	二	四	四	四	四	四		二	二	二	二	二		四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	単位

攻専学工木土			
地盤工学特別研究Ⅱ	地盤工学特別研究Ⅲ	河川工学特別研究Ⅰ	河川工学特別研究Ⅱ
研究	研究	研究	研究
四	四	四	四
地盤工学特別講義	河川工学特別講義	計画学特別講義	計画学特別講義
講義	講義	講義	講義
二	二	二	二

第三十六条 前条の科目及び単位は次の方法により履修しなければならない。

- 一、博士課程前期課程においては、各専攻ごとに前条第一項の科目より次の方法で履修するとともに、必要な研究指導を受けなければならない。

- (一) 物理学専攻においては、必修科目二〇単位のほか、選択科目のうちから一〇単位以上を選択履修する。
- (二) 応用化学専攻においては、必修科目一二単位のほか、選択科目のうちから一八単位以上を選択履修する。
- (三) 電気工学専攻においては、必修科目二〇単位のほか、選択科目のうちから一〇単位以上を選択履修する。
- (四) 機械工学専攻においては、必修科目八単位のほか、選択科目のうちから二二単位以上を選択履修する。
- (五) 土木工学専攻においては、必修科目一二単位のほか、選択科目のうちから一八単位以上を選択履修する。
- (六) 各専攻とも履修科目中の四単位については、他の専攻もしくは他の大学院の教育課程において履修したものをこれに代えることができる。

二、博士課程後期課程においては、指導教授の研究指導を受けなければならない。また、履修すべき授業科目については、指導教授の指導によってこれを定めるものとする。

第四章 教職課程

第三十七条 本大学院において、高等学校教諭一級普通免許状を取得しようとする者は、各研究科における授業科目より教育職員免許法および同施行規則に定める必要単位数を履修しなければならない。ただし、高等学校教諭二級普通免許状の取得資格を有するものに限る。

第三十八條 本大学院において取得できる教育職員免許状の種類は次のとおりである。

研究科名	専攻名	免許状の種類
法学研究科	公法専攻 民法専攻	高等学校 一級 社会
経済学研究科	経済学専攻	高等学校 一級 社会
経営学研究科	企業経営専攻	高等学校 一級 商業
社会学研究科	応用社会学専攻	高等学校 一級 社会
文学研究科	哲学専攻	高等学校 一級 社会
	心理学専攻	高等学校 一級 社会
	日本文学専攻	高等学校 一級 国語
	東洋思想専攻	高等学校 一級 社会
	英米文学専攻	高等学校 一級 英語
	史学専攻	高等学校 一級 社会
	地理学専攻	高等学校 一級 国語
	物理学専攻	高等学校 一級 理科
	応用化学専攻	高等学校 一級 理科
	電気工学専攻	高等学校 一級 工業
理工学研究科	機械工学専攻 土木工学専攻	高等学校 一級 工業

第五章 委託生、聴講生および外国人学生

第三十九條 公共団体その他の機関から本大学院の特定の研究科につき修学を

委託された場合は、選考のうえ、これを受託し、委託の目的に合致する課程について授業を行なう。

二、前項の課程およびその単位は、委託者の希望を考慮し、研究科委員会においてこれを決する。

第四十條 本大学院の特定の学科目につき聴講しようとする者があるときは、各研究科委員会において選考のうえこれを許可する。

二、聴講を許可し得る学科目は一年度につき、二単位以内とする。

第四十一條 委託生及び聴講生の入学資格は、博士課程前期課程又は修士課程にあっては大学卒業業者又はこれと同等以上の学力があると認められた者、博士課程後期課程にあっては修士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

第四十二條 本大学院に入学を希望する外国人の入学の許可ならびにその取扱いに関しては、別に定めるところによる。

第六章 研修生および研究生

第四十三條 本大学院の修士の学位を得たもので、さらに研究を継続し、大学の研究施設を利用しようとするものがあるときは、各研究科委員会において選考の上、研修生としてこれを許可する。

二、研修生で本大学院の特定の学科目につき聴講しようとする者があるときは、聴講生に準じて許可することができる。

三、研修生の願出を受理する時期は前期または後期始めとし、年度を超えて継続するときはその年度の学年始めに改めて願出を提出させるものとする。

第四十四條

本大学院の博士課程後期課程に三年以上在学して、正規の授業を受け所定の単位を修得して退学した者で、さらに研究を継続し、本学の研究施設を利用しようとする者があるときは、各研究科委員会において選考の上、研究生としてこれを許可する。

二、前条第二項および第三項の規定は、研究生についてもこれを準用する。

附 則

(昭和四十九年六月二十日文部省令第二十八号による大学院設置基準の制定並びに文学研究科史学専攻博士課程、理工学研究科土木学専攻博士課程(後課程)増設に伴う改正)

一、(施行期日)

この学則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

二、(文学研究科修士課程日本史学専攻・西洋史学専攻の存続に関する経過措置)

本大学院文学研究科修士課程日本史学専攻及び西洋史学専攻は、本大学院学則第四条の規定にかかわらず昭和五十四年三月三十一日に当該研究科の専攻に在学する者が当該研究科の専攻に在学しなくなる日または昭和五十七年三月三十一日までの間、存続するものとする。

三、(文学研究科修士課程日本史学専攻・西洋史学専攻の学生定員)

本大学院文学研究科修士課程日本史学専攻及び西洋史学専攻の学生定員は本大学院学則第五条の規程にかかわらず、次のとおりとする。

研究科名	課程	専攻名		総定員	
		入学定員	昭和五十四年度以降	昭和五十四年度	昭和五十五年度以降
文学研究科	修士課程	日本史学専攻	○人	一五人	○人
		西洋史学専攻	○人	一五人	○人

附 則

(昭和五十五年三月十四日理工学研究科機械工学専攻の科目の一部改正)

この学則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則

(昭和五十五年五月十六日教職課程に関する条文の新設に伴う改正)

この学則は、昭和五十五年四月一日から適用する。

附 則

(一九八二年四月九日法学研究科のカリキュラムの一部改正)

この学則は、一九八二年四月一日より施行するものとし、同年度入学の者より適用する。

附 則

(一九八三年二月二十五日応用化学専攻カリキュラムの変更に伴う改正)

この学則は、一九八三年四月一日より施行し、同年度入学の者より適用する。

立命館学制に関する資料—中学校・高等学校の部

立命館学院に関する資料——中津対・高松対の部

立命館学制に関する資料一覧—中学校・高等学校の部

年 代	事 項	資 料	掲載頁
一九〇五(明元) 九・二〇	中川小十郎「私立京都政法大学」附属普通学校として「私立清和普通学校」創立(於大学構内)。入学者五〇名。	一四九 私立清和普通学校設置御願	263
一九〇六(明元) 四・五	私立清和普通学校、中学校令により改組「私立清和中学校」に改称(認可)。	一五〇 私立清和中学校設置申請書 一五一 私立清和中学校設置並びに位置選定認可書	263 264
一九〇六(明元) 二・二四	吉田中学校解散により、清和中学校二〇〇余名転入生収容。	一五二 立命館中学沿革略 一五三 清和中学校の設立 一五四 私立吉田中学校について	265 265 266
一九〇七(明四) 三・	中学校第一回卒業式挙行、四四名卒業。		
一九三(大正) 二・二〇	財団法人「立命館」設立により私立清和中学校、「私立立命館中学」に改称。	一五五 私立立命館中学設立認可書 一五六 私立立命館中学設置者認可書 一五七 立命館中学規則 一五八 立命館中学の教育方針 一五九 立命館中学卒業生並びに生徒数 一六〇 立命館中学職員 一六一 私立立命館中学生徒募集広告 一六二 私立立命館中学生徒募集広告	266 266 267 269 270 271 271 272
一九三(大正) 八・三	北区小山西上総町に中学校舎新築、第一期工事竣工、三学年以下新校舎移転。新校舎第二期工事完成、四・五学年移転。	一六三 中学校舎新築、移転	272
一九六(昭三) 五・二	私立立命館中学、「立命館中学校」に改称。	一六四 私立立命館中学名称変更	273
一九六(昭三) 四・	「立命館商業学校」設立。	一六五 立命館中学校規則 一六六 立命館商業学校設置 一六七 商業学校の設置について	273 276 277

一九五(昭二〇)	四・九	立命館中学校、補習科(修業年限一年)設置(認可)。	一六八	立命館商業学校規則……………	278
一九七(昭三)	三・三	「立命館夜間中学」設立(認可)。	一六九	立命館中学校補習科規定……………	281
一九七(昭三)	四・一	立命館商業学校夜間部設置(認可)。	一七〇	立命館夜間中学設立認可書……………	282
一九七(昭三)	三・五	「立命館第二中学校」設立(認可)―上京区上賀茂。	一七一	立命館夜間中学規則……………	282
一九四(昭二六)	三・二五	立命館第二中学校設置(認可)―上京区上賀茂。	一七二	立命館商業学校夜間部設置認可書……………	285
一九四(昭二七)	三・三	立命館中学校、「立命館第一中学校」に改称(認可)。	一七三	立命館商業学校規則(夜間部設置に伴う改正)……………	285
一九四(昭二八)	四・二六	立命館夜間中学廃止、「立命館第四中学校」設置(認可)。	一七四	立命館第二中学校設立認可申請書……………	287
一九四(昭二八)	四・三	立命館商業学校昼間部廃止、「立命館第三中学校」設置(認可)。	一七五	立命館第二中学校学則……………	288
一九四(昭二九)	二・五	立命館商業学校夜間部廃止、「立命館工業学校」設置(認可)。	一七六	中学校名称変更認可書……………	290
一九七(昭三)	三・〇	立命館工業学校廃止、立命館第四中学校に統合(認可)。	一七七	立命館第一中学校学則……………	290
一九七(昭三)	四・一	新制「立命館中学校」「立命館神山中学校」設立。 (付) 神山中学校、洛北四ヶ村と生徒の教育事務委託契約(昭二四、四 上記四ヶ村京都市編入に伴い京都市教育委員会と契約)	一七八	立命館第四中学校設置……………	292
			一七九	立命館第四中学校規則……………	293
			一八〇	立命館第三中学校設立認可申請(追伸)……………	296
			一八一	立命館第三中学校学則……………	297
			一八二	立命館工業学校設置並びに立命館商業学校夜間部廃止申請書……………	299
			一八三	立命館工業学校規則……………	300
			一八四	立命館工業学校廃止、立命館第四中学校に統合認可書……………	303
			一八五	有償制中学校開設開申……………	303
			一八六	学制改革に伴う立命館中学校、立命館神山中学校開校……………	303
			一八七	新制中学校設置、四ヶ村と委託契約締結……………	303
			一八八	立命館中学校学則……………	304
			一八九	立命館神山中学校学則……………	306
			一九〇	立命館中学校教育方針……………	306

一九五(昭三)	四・一	立命館第一・第三中学校廃止、「立命館高等学校」設立。	一九一	立命館高等学校設置認可申請書……………	307
		立命館第二中学校廃止、「立命館神山高等学校」設立。	一九二	立命館高等学校学則……………	307
		立命館第四中学校廃止、「立命館夜間高等学校」設立。	一九三	立命館神山高等学校設置認可申請書……………	310
			一九四	立命館神山高等学校学則……………	311
			一九五	立命館夜間高等学校設置認可申請書……………	312
			一九六	立命館夜間高等学校学則……………	312
一九五(昭三六)	四・一	立命館神山高等学校、商業科設置。	一九七	立命館神山高等学校学則(商業科設置に伴う改正)……………	316
一九五(昭三七)	三・三	立命館神山高等学校、立命館夜間高等学校廃止、「立命館高等学校(全日制、定時制)」に合併統合(認可)。	一九八	立命館夜間高等学校、立命館神山高等学校及び同中学校廃止に関する認可申請書……………	316
		立命館神山中学校廃止、「立命館中学校」に合併統合(認可)。	一九九	立命館神山高校・同中学校廃止に関して父母への挨拶状……………	317
			二〇〇	中学校、小学校長に対する「学園経営合理化借置」についての挨拶状……………	317
		併統合(認可)。	二〇一	立命館高等学校学則(夜間高等学校・神山高等学校廃止、立命館高等学校合併に伴う改正)……………	318
一九五(昭三七)	三・六	神山中学校生徒の教育事務委託契約解除。	二〇二	神山中学校生徒委託契約解除の件……………	319
			二〇三	教育事務の委託解除について(京都市教育委員会)……………	320
一九六(昭四三)	三・三	立命館高等学校定時制課程廃止。	二〇四	立命館高等学校定時制課程廃止……………	320
			二〇五	立命館高等学校学則(定時制課程廃止に伴う改正)……………	320

一四九 私立清和普通學校設置御願

私立諸學校 (明治卅八年) 學務課

京都市收第三八六〇八号
 明治三十八年九月四日收受
 明治三十八年九月六日發送
 京都市役所

私立學校設置御願

今般私立清和普通學校ヲ京都市上京區廣小路寺町東
 入四百拾番地ニ設置仕度候ニ付別紙各事項書類并ニ
 圖面相添具申候間何卒御許可相成度此段願上候也

京都府下南桑田郡馬路村二百二十番戶
 當時京都市上京區河原町通廣小路上ル
 梶井町四百五拾番地

設立者 中川 小十郎 印

明治三十八年九月四日

京都府知事 大森 鐘一 殿

〔「京都府教育史」編纂者 時野谷文書写〕

一五〇 私立清和中学校設置申請書

私立中學校設置申請書 (抜粋)

今般京都市上京區廣小路通り寺町東入四百九番地へ私立中學校ヲ設置シ來年
 四月十日實施仕り度就テハ之レガ設備方法學費及ビ校舍ノ圖面等相添へ稟請仕
 リ候間御認可相成度奉願候也

京都府下南桑田郡馬路村二百二十番戶
 京都市上京區寺町今出川上ル櫻木町

明治三十八年十二月十三日

設立者 中川 小十郎 印

文部大臣 久保 田 讓 殿

- 一、名 稱 私立清和中學校
- 二、生徒定員 四百人 但シ明治三十九年度ハ百五十人ヲ限度トス
- 三、開校年月 明治三十九年四月
- 四、經費及維持ノ方法

本校々舎ハ別紙添付ノ家屋ヲ以テ之ニ充テ体操場ハ近接地タル宮内省御用
 地ヲ借用シ(但現今設立者設置ニ係ル清和普通學校ニテ借用ノモノ)教授用
 器機標本等ハ寄附金其他ニテ購買整頓ノ豫定又經常費ハ主トシテ基本金利子
 寄附金入學料授業料ヲ以テ支辨シ不足アルトキハ設立者ニヨリ之ヲ補填ス

本校開設ト同時ニ基本金ノ制ヲ設ケ寄附金及ビ年々剩餘金ヲ積立シテ漸次
 學校基礎の鞏固ヲ圖ルモノトス

三拾九年度確定豫算

- 〈收入〉
- 入學試驗料 七五 円
- 入 學 料 三〇〇 壹人金貳円トシテ百五拾人分

授業料 三三〇〇 壹人金貳円トシテ百五拾人分但シ八月分ヲ除ク

寄附金利息 五〇 稲垣貞二郎氏ヨリ本校創立費トシテ金一千円寄附セラル之ヲ銀行預トシテ年五朱ノ割

雑收 一二 下肥其他不用品賣拂代

計 三七三七

〔支出〕

教員報酬 二五二〇 七名 壹人金三拾円平均

事務員給料 四二〇 書記二人、小使二人、書記ハ拾円ツツ、小使ハ七円

五拾錢ツツ

備品費 二五〇 参考圖書及教室用具其他器具

消耗費 一一〇 薪炭油及諸用紙

雑費 九〇

計 三三九〇

五、校地其他

本校々舎ニ充用スベキ建物ハ從來私立京都法政大學ニ使用セルモノニシテ乙号建家ノ如キハ中學校ノ授業ニ適セザルモノアルヲ以テ向フ一ヶ年以内ヲ期シ二階建校舎ニ改築スベシ 但シ此ノ改築家屋ハ十九間五間ノ二階建ニシテ普通教室八個ヲ得ル見込ナリ

備考

圖中甲号ハ修身講話其他生徒ノ父兄ニ訓諭スベキ時等ニ用キ丁号ヲ特別教室ニ用キ戊号ヲ教員室圖書室及ビ機械標本室ニ用フ

尚明治四拾年度以降ノ豫算ヲ示セバ左ノ如シ

〔省略〕

學費

第一條 入學料ハ金貳圓トス

第二條 授業料ハ一ヶ月金貳圓トス 八月分ハ授業料ヲ徵集セス

第三條 授業料ハ新ニ入學セル者ハ即日ニ他ハ前月中ニ翌月分ヲ會計係ニ納ム

ベシ

第四條 授業料ハ出席ノ有無ニ拘ハラズ之ヲ納メ已ニ納附シタル分ハ之ヲ返附セズ

第五條 授業料納附ノ義務ヲ怠ル者ハ昇校ヲ停止ス 滯納三ヶ月以上ニ亘ルトキハ退學ヲ命スルコトアルベシ

〔京都府文書〕

一五二 私立清和中学校設置並びに位置選定認可書

設立者 中川 小十郎

明治三十八年十二月十三日付申請其ノ私立清和中学
校設置並位置選定ノ件認可ス

明治三十九年四月五日

文部大臣 牧野 伸 顯 印

〔京都府文書〕

一五二 立命館中學沿革略

立命館中學沿革略〔抜粹〕

本學は元私立京都法政大學普通學部と稱し法學士中川小十郎氏の創立する所にして明治三十九年四月五日文部大臣の認可を得て私立清和中學校と改稱せり當時生徒は第一二學年各一學級計五十八名なり然るに同年十一月十四日私立吉田中學校の解散に會しその第五學年以下二百餘名の轉入學者を收容したるにより同四十年三月には第一回卒業生四十四名を出すに至れり。

此に到りて校舎の新築に着手し同年六月落成七月一日新校舎に移轉爾來校運漸次發展し同四十一年二月八日徵兵令第十三條に依る認定を得るに至れり。

然るに同四十一年十二月十六日祝融の災にかゝり校舎の全部烏有に歸したれども幸にして重要書類は一も散逸することなく器械標本の大部分も亦搬出することを得たり茲に於て直に校舎の再築に着手し同四十二年五月落成同三十一日より現今の校舎に於て授業すること、なれり。本學の生徒定員は總四百名なりしが前年來既に定員に充ち尚漸次増加せんとするを以て同四十三年九月二十五日定員を五百名に増加するの認可を得たり。

斯くて大正二年十二月二日に至り設立者中川小十郎氏が京都法政大學の財産及事業の全部を提供して財團法人立命館を組織するに至りその經營する所となり校名を改めて私立立命館中學と稱すること、なり同時に校長伊村則久氏退職して京都帝國文科大學教授文學博士小西重直氏に本學々監を囑託して一切の校務を統し文學士福島亦八氏をして主事として實務の處理に當らしむること、なり。同三年十一月三日主事福島亦八本學代表者たる件認可せられ以て今日に至れり。

〔立命館學報・第一號（大正三年二月）〕

一五三 清和中學校の設立

第一編・第二章 清和中學校時代の概況〔抜粹〕

第一節 清和中學校の設立

曩に設立せられたる清和普通學校は固より私學としての中教育を目的としたれ共未だ以て純然たる中等教育の體形を具備したる者に非ざればその適當なる時機の到るを待ちて學令に準據せる正式の中學校に改造せらるべきは勿論初より豫期せしところなり 而かも所謂適當なる時期の到來意外に迅く遂に明治三十九年四月五日を以て文部大臣の認可に依り清和中學校と改稱するに至れり之即本校が始めて中學校としての存立を社會に告知したる學なり 蓋中學校に關する館長の意見は中學教育は我國學制の中心なるを以て從來以上に尙研究し改善すべき點頗る多く而して之單に公立中學の所作にのみ一任すべからず私學はその特殊の位置により煩瑣なる形式の束縛を脱して十分實績を擧ぐるの方法を攻究し實現する事を努むべしといふにありしが此意見は今日尙依然本校の方針として銳意伸張せらるゝものなり。

當時制定せられたる學則は爾後多少の變更を見たれ共大體に於ては今日尙依然として實行せらるゝものなれば本校の中學校としての體形は先此の時を以て成立したるものと見るべし。

第二節 清和中學校の發展

創立當時の清和中學校は學級數一、二學年併せて二箇生徒總數六十名教員は專任五名囑託四名にして尙微々たるの有様なりしが同年十一月私立吉田中學校の解散せらるゝ、や同校生徒五學年以下約二百名の轉入學ありて俄に發展の狀を呈し教員は專任十名兼任三名に増加し生徒は各學年合計二百九十五名學級數七を算するに至れり

〔以下省略〕

〔立命館中學の過去現在及將來〕（大正七年三月五日）

一五四 私立吉田中学校について

六、私立吉田中学校生徒の受入れ〔抜粋〕

私立吉田中学校とは、過ル明治三十四年五月九日京都府京都市上京区荒神口河原町東入ニ於テ私立開成学校ノ名ヲ以テ私立学校ヲ設置シ中学校令ニ準拠セリシモ更ニ設備ノ完成ヲ図リ同三十五年同市上京区三条通白河橋東入ニ移リシモ更ニ設備ノ完成ヲ図リ同三十五年同市上京区吉田町中大路ニ地ヲトシ（ツマ）中学校設備規則ニ拠リ校舎ヲ新築シ吉田学院ト改称ス其後同三十六年十二月八日私立吉田中学校設置ノ御認可ヲ受ケ爾來同三十七年一月開校〔京都府行政文書同校「徴兵令第十三条ニヨル等位認定申請」したものである。

〔立命館・中川小十郎研究会々報・第七号（一九七九年一月三〇日）〕

一五五 私立立命館中学設立認可書

文部省京普一三一號

私立立命館中學設立者

末 弘 威 麿

財團法人立命館理事

中 川 小 十 郎

財團法人立命館ヲ私立立命館中學設立者ト爲スノ件認可ス

大正二年十二月十六日

文部大臣法學博士 奥 田 義 人 印

省 部 文

文部省京普一二九號

私立清和中學校設立者

末 弘 威 麿

大正二年十一月二十九日附申請其ノ校名稱變更ノ件認可ス

大正二年十二月十日

文部大臣法學博士 奥 田 義 人 印

省 部 文

一五六 私立立命館中學設置者認可書

一五七 立命館中学規則

立命館中學規則

第一章 修業年限及休日

第一條 修業年限ヲ五學年トシ每學年四月一日ヲ以テ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二條 一學年ヲ分テ三學期トス

第一學期ハ四月一日ヨリ八月三十一日迄

第二學期ハ九月一日ヨリ十二月三十一日迄

第三學期ハ一月一日ヨリ三月三十一日迄

第三條 休業定日左ノ如シ

日曜日、大祭、祝日、學校記念日

夏期休業（七月二十五日ヨリ九月十日迄）

冬期休業（十二月二十五日ヨリ一月八日迄）

第二章 學科課程

第四條 學科ハ修身、國語及漢文、英語、歴史（日本、東洋、西洋）地理

（日本、外國及地文）數學（算術、代數、幾何、三角法）博物（礦

物、植物、生理、衛生、動物）物理及化學、圖畫、體操トス

第五條 各學年ノ學科及每週教授時間數左表ノ如シ

但シ各學年ニ於テ左表ノ外每週一時乃至二時増加シタル時ノ學科配當ハ臨機之ヲ定ムルモノトス

學科目	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
修身	一	一	一	一	一
國語及漢文	八	七	七	六	六
英語	六	七	七	七	八
歴史地理	三	三	三	三	四

計	體操	圖畫	物理及化學	博物	數學	
					第一學期	第二學期
二八	三	一		二	四	
二八	三	一		二	四	
二九	三	一		二	五	
三二	三	一	第一學期 第二學期 第三學期	一	二	五
三一	三		四			五

第三章 入學及退學

第六條 入學ハ學年ノ始メ三十日以内ニ於テ之ヲ許ス

但シ缺員アルトキハ第五學年ヲ除クノ外第二學期ノ始メ十日以内ニ於テ之ヲ許スコトアルヘシ

第七條 第一學年入學者ハ尋常小學校ノ課程ヲ卒ヘタル男子若クハ年齢十二

年以上ノ男子ニシテ國語、算術、日本歴史、日本地理、理科（尋常小學校卒業程度）ノ入學試験ニ合格シタルモノトス

但シ入學志望者ノ數募集定員ヲ超過スル時ハ尋常小學校ヲ卒ヘタル者ト雖モ國語算術ノ二科ニ就キ試験ヲ行ヒ入學者ヲ撰拔ス

第八條 第二學年以上ニ入學スル者ハ相當年齢ニ達シ前各學年ノ全科目ノ試験ニ合格シタル者タルヘシ

第九條 退學者ニシテ一箇年以内ニ再ヒ入學ヲ志願シタルトキハ試験ニヨラス原級ニ編入スル事アルヘシ

第十條 入學志願者ハ左記書式ニヨリ入學願書及履歷書ヲ本學事務所ニ差出スヘシ

尋常小學校卒業者ハ其卒業證書ヲ添ユヘシ

入學願書（半紙白紙）

原籍誰ノ子弟

原住所

氏名

私儀貴校第何學年ニ入學仕度候間御許可相成度仍テ履歷書相添ヘ此段相願候也

右

年月日 氏名

履歷書

族籍 氏名

學業

一 何年何月何地何校ニ入學何年何月卒業又ハ第何學年修了

一 何年何月ヨリ何年何月マテ何某ニ就キ何科修業等

賞罰

一 何年何月何所ニ於テ何事ニツキ賞罰ヲ受ク等

右ノ通り相違無之候也

年月日 氏名

第十一條 入學試験ヲ要スル者ハ出願ノ際規定ノ試験料ヲ會計係ニ納ムヘシ

第十二條 入學ノ許可ヲ得タル者ハ規定ノ入學料ヲ會計係ニ納ムヘシ

第十三條 入學ノ許可ヲ得タル者ハ左記書式ニヨリ在學證書ヲ庶務係ニ差出ス

ヘシ

保證人ハ父母若クハ近親タルヘシ保證人若シ遠隔ノ地ニ住スルトキハ京都又ハ近村ニテ一家計ヲ立ツル者ニシテ本校ノ通知ニ接シタル際直ニ登校シ得ヘキ代人ヲ設ケ置クヘシ

在學證書

本籍 誰ノ子弟

氏名

生年月日

印收參
紙入錢

右ノ者御校ニ入學御許可相成候ニ付テハ御校規則ヲ遵守セシメ同人ニ關スル一切ノ事件ハ拙者引受ケ處理致スヘク仍テ證書如斯ニ候也

原籍 現住所

年月日 生徒トノ關係 氏名

立命館中學御中

第十四條 半途退學セントスル者ハ其事由ヲ詳記シタル願書ヲ保證人ヨリ差出シ許可ヲ受クヘシ

第十五條 左ノ場合ニ於テハ退學ヲ命スヘシ

一 性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタルトキ

二 學力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタルトキ

三 引續キ一ケ年以上缺席シタルトキ

四 正當ノ事由ナクシテ引續キ一ケ月以上缺席シタルトキ

五 出席常ナラサルモノ

第四章 學業成績

第十六條 學業成績ハ平素ノ學業及ヒ試験ノ成績ニ依リ評點ヲ以テ之ヲ表示ス其評點ハ一百ヲ以テ最高點トス

但シ國語及漢文、英語、數學、圖畫、體操ニ就キテハ試験ニ由ラス其成績ヲ考査スルコトアルヘシ

第十七條 試験ヲ分チテ學年試験及ヒ學期試験トシ學年試験ハ學年末ニ於テ學期試験ハ第一第二第三學期內ニ於テ之ヲ行フ

第十八條 第一及第二學期ノ終ニ於テ各學科ノ學期評點ヲ定メ學年ノ終リニ於テ學年評點ヲ定ム

第十九條 各學科ノ學年評點ヲ平均シ之ヲ其學年成績トス

第二十條 學年成績六十點以上各學科學年評點五十點以上ヲ及第トシ他ヲ落第トス

第二十一條 正當ノ事由ニヨリ止ムヲ得ス試験ニ缺席シタル者ニハ平素ノ學業成績ニヨリ試験ヲ須ヒ又ハ試験ヲ須ヒス其及落ヲ決ス

第二十二條 第五學年及第者ニハ卒業證書ヲ授與ス

第五章 懲戒

第二十三條 懲戒ハ情狀ノ輕重ニ從ヒ左ノ項目ニ依リ行フ

- 一 誹責
- 二 謹慎
- 三 停學
- 四 退學

第六章 學費

第二十四條 入學試驗料ハ金壹圓トス

第二十五條 入學料ハ金貳圓トス

第二十六條 授業料ハ年額金參拾圓トシ各學期ノ始業後一週間以内ヲ限り金拾圓宛分納スヘシ

第二十七條 授業料ハ新ニ入學セル者ハ即日納付スヘシ但シ學期半以上ヲ過キテ入學セルモノハ半額ヲ納付スヘシ

第二十八條 授業料ハ出席ノ有無ニ拘ハラズ之ヲ納メ已ニ納付シタル分ハ之ヲ返附セス

第二十九條 授業料納付ノ義務ヲ怠ル者ハ昇校ヲ停止ス滯納三ヶ月以上ニ亘ルトキハ退學ヲ命スル事アルヘシ

第三十條 各種證明書（通學ニ要スル證明書ヲ除ク）ヲ請求スル者ハ其手数料トシテ一通ニ付金貳拾錢ヲ納付スヘシ

附則

- 一 本規則中尋常小學校トアルハ修業年限六ヶ年ノモノヲ指ス故ニ其ノ他ノ者ニ在テハ從前ノ高等小學校第二學年修了ノ者タルベシ

〔注・大正四年〕

一五八 立命館中学の教育方針

第二編・第二章 本校教育の實際〔抜粋〕

第三節 本校教育の方針

本校教育の本旨は既に述べたるが如く中川館長育英の精神に基き國家有爲の人材を養成すること勿論なるがその所謂國家有爲の人材の如何に就ては

人各見るところを異にす之その方針の分るところなり 本校の方針は法人設定發表式に於ける小西學監の演説に依りてその大要を知る事を得今左に之を摘載す。

（前略）日本は四十餘年の間に斯の如く中學教育が發達したのであります之を海外に於ける最も中學教育の進歩した國と比較して見ますとまだ遜色あるを免れないのであります 獨逸の如きは我明治三年即ち東京と京都に漸く一個の中學校が出来た頃に單に普魯西と云ふ一州に中學校の数が四百もあつたが今日では六百五十校に達して居りまして其の生徒数が九萬以上となつて居ります此生徒数の割合に多いのは我國の中學とは違ひ九歳以上の兒童が入學し修學年限九ヶ年の長きに亘つて居るからでありますが此内十五、六歳以上の生徒だけでも其數約五萬に達して居りまして兎に角我國に於て漸く中學教育を始めたる時に普魯西が已に四百の中學校と少く見積つても約五萬の生徒數を有して居つたのである 其後彼國は悠然として漸次に發達し來れる様であるが我國は之に反して頗る急速の進歩を見たのであるから何うも其内容に於ては充分鍊れて居らぬ點が少くない而して我國よりも比較的中學教育に於ては成功して居る普魯西に於てさへも中學教育上尚缺點を免れないのでありますから吾々は獨逸人以上に此中學教育に付いては研究せねばならぬ境遇に居るのであります。

千九百二年英吉利の教育年報に於けるサドラー氏の報告に依りますと獨逸では青年を判斷する際に彼は如何なる智識を持つて居るかと問ひ 佛國にては如何なる試験を通過したかと問ひ 又亞米利加は手腕の力即ち技能に重きを措いて青年を判斷して居るのである 而して英吉利では彼の品性は何うであるかを確むるのである。

此等の傾向は各國中等教育の方針を表はすものとも見る事が出来るのであるが、何れも一方に傾きたる不完全の方針である 殊に獨逸の如きは智識に重きを措くと言ふことは争はれぬ事實の様であつたが近頃は英國流に品性の教育に一層重きを置かねばならぬと主張して居る 又英國に於ても智識や技能の伴はない品性では實際社會に立つて役に立たぬから獨逸や米國の長所を取らんと苦心して居るのである 先進國に於いても斯の如く常に其缺點を反省

して改善を怠らないのである。

我國に於ても御互に努力して研究すべき點は決して尠く無いのである。日本の社會は堅實なる品性を持つて確實なる智識を備へ又腕の力即ち相當の技能をも持つ所の青年を要求すること、思ふ。而して此の要求に對する土臺を作ることが吾々の任務であるのである。生徒諸氏も其覺悟で奮發する様に希望に堪へぬのである。

夫れに付ては社會の援助を得 校友諸君の同情を得ねばならぬことは固よりであるけれども在校生徒諸氏に確と勉強して貰はねば外部の援助も同情も充分願はれ得べきものでは無い。是余が諸氏の奮勵を切望して止まぬ所以である云々。

右の如く本校は現今の我が國家社會の要求する人物の資格を次の三ヶ條に在りとし之が基礎を建設するを以て青年教育の方針となせり。

一、堅實なる品性

二、確實なる智識

三、有力なる手腕即實行の技倆

右は根本の方針なるを以て實際に當りては自ら種々の注意を要するものあれ共左の數項の如きは特に其重要なものなり。

イ、浮華虚飾を戒め眞摯着實を重すること

ロ、形式の整頓よりも寧ろ内容の充實に努むること

ハ、生徒に對し無益の束縛を除き自治自制の風を發達せしむること

ニ、勤勉刻苦の習慣を養ひ怠慢放恣の風を防止すること

ホ、自己の本分責任の觀念を發達せしむること

ヘ、怯懦輕卒を斥け沈毅勇敢を重んずること

ト、運動を奨勵し元氣を振起せしむること

チ、智識はその該博なるよりも精確なるを尙ぶこと

リ、記憶模倣よりも推理判斷を重んずること

ヌ、智識は徒に獲得に甘んぜず進みて之が應用を圖ること

尙本校は其私學としての特色を發揮し最良の教育は必しも官公學の獨占に非ず私學も亦克く有爲の人物を養成し得ること今日の英米諸國に於けるが如く又我

が國古昔の教育史上に明かなるが如き事實を立證せんことを期す。

〔立命館中學の過去現在及將來〕（大正七年三月五日）

一五九 立命館中學卒業生並びに生徒數

立命館中學卒業生並びに生徒數

立命館中學卒業生

明治三十九年度即ち明治四十年三月第一回卒業生（清和中學校）四十四名を出してより大正二年度即ち大正三年三月第八回卒業に至る迄總員四百四十八名にして各年度別員數左表の如し（立命館中學卒業生氏名参照）

卒業生員數	明治三十一年度	同三十二年	同三十三年	同三十四年	同三十五年	同三十六年	同三十七年	同三十八年	同三十九年	同四十年	同四十一年	同四十二年	同四十三年	同四十四年	同四十五年	同四十六年	同四十七年	同四十八年	同四十九年	大正元年度	同二年度	同三年度	累計
	四四	三五	三五	四七	六六	六八	七一	八二	四四八														

立命館中學學級并に生徒 各年十月一日現在學級數及生徒數を擧ぐれば左表の如し（立命館中學生徒氏名参照）

學級數	明治三十一年度	同三十二年	同三十三年	同三十四年	同三十五年	同三十六年	同三十七年	同三十八年	同三十九年	同四十年	同四十一年	同四十二年	同四十三年	同四十四年	同四十五年	同四十六年	同四十七年	同四十八年	同四十九年	大正元年度	同二年度	同三年度	
生徒數	五八	二五	三三	三〇	三三	三一	三九	四〇	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一

〔立命館學報・第二號（大正四年三月）〕

立命館中學職員及生徒〔抜粋〕

立命館中學現在職員

學監	從六位文學博士	小西重直
主事	正八位文學士	福島亦八
教員	英語	岡健夫
	英語	鶴田多八
	英語	高岡讓
	英語及國語	松本亮三郎
	物理及數學	荒井松之助
同兼生徒監	歷史地理漢文及習字	小谷時中
	數學	阪田忠次郎
	漢文及國語	本田成之
同兼舍監	英語	奥田清
	歷史地理	座田達二
同兼書記	體操	西村兵市
同兼同	體操	橋井銀之助
	國語	友技照雄
	數學	福村省三
	博物、地理	朝日直樹
	圖書	藤田喜久藏
	化學	福岡健策
	英語	西居靈證
	博物	加藤元一
	英語	サウタ
	劍道	小川金之助
學校醫		村田於克次郎

〔生徒一省略〕

〔立命館學報・第二號(大正四年三月)〕

私立立命館中學

生徒募集

- 一 本校ハ立命館大學ト同一財團法人ノ經營ニシテ京都文科大學教授文學博士小西重直氏學監トシテ教育上一切ノ施設ニ當リ且學力經驗ニ豐富ナル教員ヲ選ヒテ實際教育ニ從事セシム
- 一 本校ハ特ニ幼年生ノ爲ニ寄宿舎ノ必要ヲ認メ來四月迄ニ竣功ノ豫定ヲ以テ目下工事中ナリ
- 一 本校入學募集人員ハ第一學年一百名第二、三、四學年各若干名トス
- 一 尋常小學校卒業者ハ無試驗ニテ第一學年ニ入學ヲ許ス
- 一 第二學年以上入學志願者ハ試驗料金壹圓願書ニ添ヘ納付スベシ、入學試驗ハ四月五日ヨリ七日迄ニ執行ス
- 一 出願期限ハ第一學年ハ四月十日其他ハ四月四日迄トス

京都市廣小路通寺町東
元私立清和中學校改稱
文部省
認定

私立立命館中學

電話上二二四〇番

〔立命館學報・第二號(大正四年三月)〕

一六三 私立立命館中学生徒募集広告

文部省認定
私立 立命館中学生徒募集

- 一 募集人員 第一學年九十名 第二、第三、第四學年補缺若干名
- 一 出願期限 第一學年 四月十日迄 其ノ他ハ 四月四日迄
- 一 入學試験 第二學年以上ノ志願者ニハ左表ニヨリテ試験ヲ行ヒ四月八日午前九時成績ヲ發表ス

日	時	八時	九時	十時	十一時	十二時	零時半	一時	二時
四月	英	英	國	地	理	算	術	幾	何
五日(金)	譯	國	文	作	地	理	算	術	幾
四月	英	國	語	解	釋	博	物	圖	畫
六日(土)	文	作	國	語	解	釋	博	物	圖
四月	修	身	歷	史	代	數	英	會	書
七日(日)	履	歷	審	問	同	上	履	歷	審
	問	同	上	履	歷	審	問	同	上

- 第一學年へノ入學ハ尋常小學卒業者ニシテ滿十六歳未滿ノモノニ限リ願書受附順ニヨリテ之ヲ許可ス但都合ニヨリ試験ノ上許可スルコトアルヘシ
- 第二學年以上ノ志願者ハ試験料金壹圓願書ト共ニ納附スヘシ
- 英語數學及漢文等ノ授業時間ヲ増シ尙優等生ノ爲ニ英及數學ノ課外教授ヲ行ヒテ基礎學科ノ實力増進ニツトム
- 寄宿舎ヲ設ケテ幼年生ヲ收容ス舍監ハ舍内住宅ニアリテ監督ヲ密ニス
- 柔道劍道野球庭球角力徒歩各部ノ運動アリテ元氣ノ振作ト體力ノ増進トヲハカル
- 在學中徴兵猶豫ノ特典アリ卒業後一年志願兵ヲ出願シ又無試験ニテ判任文官タルヲ得ル資格アリ

一六三 中学校舎新築、移転

大正十一年度財團法人立命館事業報告〔抜粋〕

一、本年度ニ於ケル事業ノ經過大要

曩ニ申請シタル新大學令準據ノ大學設立ノ件未タ認可ニ至ラスト雖モ遠カラズ認可セラルヘキノ氣運ニアルヲ以テ先ツ以テ内部ノ充實ヲ計ルルヲ最大急務トシ先ツ以テ中學校舎ノ新築ヲ企劃シテ前年購入シタル上京區小山上總町四五、五四、六二、六三、ノ各番地總坪貳千四百四十四坪ノ敷地ニ對シ向フニケ年計畫ヲ以テ新築スヘク一月二十九日地鎮祭ヲ執行シ越テ四月十日工費六万五千圓ヲ投ジテ第一期工事タル木造瓦葺二階建校舎一棟(建坪約二百坪延坪三百七十坪此室數十二室)ノ建築ニ着手シ八月三十一日落成同九月六日即チ第二期初メニ於テ同學部生徒三年以下ノ各級ヲ之ニ移シ尙七月其隣接地タル小山大野六十四番、六十五番地六百坪ヲ購入シ明十二年度ニ於テ之レニ四、五年級ノ教室並ニ附屬館屋ヲ増築シ以テ中學部全部ヲ同所へ移轉セシメ其旧校舎全部ニ修理ヲ加ヘ之レヲ新設大學校舎ニ充當セントスル畫企ナリ然シテ去ル大正九年九月十七日申請ニ係ル大學令ニ依ル大學設立ノ件愈々本年六月五日付文部省京專六四號ヲ以テ認可セラレ

(以下省略)

一六四 私立立命館中學校名稱變更

名稱變更ノ儀ニ付御願

從來本學名稱ヲ立命館中學ト稱セシガ今回立命館中學校ト改メ尙代表者タル主事ノ名稱ヲ校長ト變更致度候條御認可相成度此段及御願候也

昭和三年五月十一日

財團法人立命館

理事 池田繁太郎 (印)

文部大臣 水野鍊太郎 殿

一六五 立命館中學校規則

立命館中學校規則

第一章 修業年限及休日

第一條 修業年限ヲ五學年トシ每學年四月一日ヲ以テ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二條 一學年ヲ分チテ三學期トス

第一學期ハ四月一日ヨリ八月三十一日迄

第二學期ハ九月一日ヨリ十二月三十一日迄

第三學期ハ一月一日ヨリ三月三十一日迄

第三條 休業定日左ノ如シ

日曜日 祝祭日

春季休業 三月二十五日ヨリ四月五日迄

夏季休業 八月一日ヨリ八月三十一日迄

冬季休業 十二月二十五日ヨリ一月五日迄

第二章 學科課程

第四條 學科ハ修身、公民科、國語及漢文、英語、歷史(國史、東洋史、西洋史)、地理(日本地理、外國地理及地文)、數學(算術、代數、幾何、三角法)、理科(博物、物理、化學)、圖畫、音樂、作業科、體操、實業トス

第五條 各學年ノ學科及每週教授時間數左表ノ如シ

學科目	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
修身	1	1	1	1種 2種	1種 2種
公民科	1	1	1	2	2
國語及漢文	7	6	6	6	5
英語	5	5	6	4	5
歷史地理	3	3	3	3	3
數學	3	3	5	4	5
理科	2	3	3	3	3
音樂	1	1	1	1	1
作業科	2	1	1	1	1
圖畫	1	1	1	1	1
體操	5	5	5	5	5
實業	1	1	1	3	4
計	30	30	32	36 三五	36 四三

但夏期休業ノ前後ニ於テ氣候ノ都合ニヨリ授業時間ヲ短縮スルコトアルヘシ

第三章 入學及退學

第六條 入學ハ學年ノ始メ三十日以内ニ於テ之ヲ許ス

但缺員アルトキハ第五學年ヲ除クノ外第二學期ノ始メ十日以内ニ於テ之ヲ許スコトアルヘシ

第七條 第一學年入學者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニシテ人物考查及身體検査ヲ行ヒタル上合格シタルモノニ付之ヲ許可ス

一、尋常小學校卒業者他ノ中等學校及高等學校豫科修了者

二、尋常小學校第五學年終了者ニシテ當該學校長ノ證明アル者又ハ年齡十二年以上ノモノニシテ尋常小學校卒業ノ程度ニヨル檢定ニ合格シタルモノ

第八條 第二學年以上ニ入學ヲ許可スルモノハ相當年齡ニ達シ前各學年ノ程度ニ於ケル檢定ニ合格シタル者トス

第九條 退學者ニシテ一箇年以内ニ再ヒ入學ヲ志望シタルトキハ原級ニ編入スルコトアルヘシ

第十條 入學志望者ハ左記ニヨリ入學願書及履歷書ヲ本校事務所ヘ差出スヘシ

入學願書 (半紙白紙)

原籍

現住所

戸主ノ職業及氏名戸主トノ關係

氏名

私儀貴校第何學年ニ入學致度候間許可相成度履歷書相添ヘ此段相願候也

原籍

現住所

職業及生徒トノ關係

年月日 右保證人氏名

立命館中學校御中

名印

履歷書

本籍 氏名

生年月日

學業 一何年何月何地何校ニ入學何年卒業又ハ第何學年修了

一何年何月ヨリ何年何月マテ何某ニツキ何科修業等

賞罰

一何年何月何日何所ニ於テ何事ニ就キ賞罰ヲ受ク等
右之通り相違無之候也

年月日 氏名印

第十一條 入學志望者ハ出願ノ際規定ノ考查料ヲ納ムヘシ

第十二條 入學許可ヲ得タル者ハ規定ノ入學料ヲ納ムヘシ

第十三條 入學ノ許可ヲ得タルモノハ左記ニ依リ依頼書ヲ差出スヘシ

依頼書

原籍

現住所

氏名

生年月日

右之者今般貴校ヘ入學相願ヒ御許容ヲ得候ニ就テハ本人教育方萬端貴校ヘ附託致シ度文部省ノ規定ニ依リ貴校ノ方針ニ基キ我々父兄等ニ代ツテ本人教育方御引受ケ下サレ度相願ヒ候其上ハ貴校在學中本人ニ關スル一切ノ責任ハ拙者等ニ於テ引受申スヘキハ勿論又家庭ニ於テモ貴校教育ノ方針ニ副ヒ本人督勵方十分注意致スヘク候

右保證人トシテ拙者等ヨリ本書ヲ提出致シ此段御依頼ニ及ヒ候也

年月日

原籍

現住所

原籍

現住所

正保證人 氏

名 (印)

副保證人 氏

名 (印)

立命館中學校長 殿

第十四條 轉學又ハ退學セントスル者ハ其理由ヲ記シタル書面ヲ保證人ヨリ

差出シ許可ヲ受クヘシ

第十五條 左ノ場合ニ於テハ退學ヲ命スルコトアルヘシ

一、 性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタルトキ

二、 學力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタルトキ

三、 疾病ニアラスシテ引續キ一箇年以上缺席シタルトキ

四、 正當ノ事由ナク引續キ一箇月以上缺席シタルトキ

五、 授業料納付ノ督促ニ應セサルトキ

六、 出席不規則ニシテ授業上支障ヲ來ストキ

七、 履歴ヲ詐リ又ハ不正ノ手段ニヨリ入學シタルコトヲ發見シタルトキ

ルトキ

第四章 學業成績

第十六條 學業成績ハ平素ノ學業ノ成績及出席狀況ニ依リ評點ヲ以テ之ヲ表示ス評點ハ一百ヲ以テ標準點トス

第十七條 第一及第二學期ノ終ニ於テ各學科成績考査及出席ニ據ル學期評點ヲ定メ學年ノ終ニ於テ學年評點ヲ定ム

第十八條 各學科及出席ノ學年評點ヲ平均シ之ヲ其學年成績トス

第十九條 學年成績六十點以上各學科及出席學年評點四十點以上ヲ及第トシ他ヲ落第トスヘシ修身科ノ學期及學年成績ハ合格ト不合格ト二分

チテ之ヲ定ム

第二十條 第五學年ノ課程ヲ卒ハリタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス

第五章 懲戒

第二十一條 懲戒ハ情狀ノ輕重ニ從ヒ左ノ項目ニ依リ行フ

一、 謹責

二、 謹慎

三、 停學

四、 退學

第六章 學費

第二十二條 入學考査料ハ金參圓トス

第二十三條 入學料ハ金參圓トス

第二十四條 授業料ハ年額六拾圓トシ各學期ノ始業後一週間以内ヲ限り金貳拾圓宛分納スヘシ

第二十五條 授業料ハ出席ノ有無ニ拘ハラズ之ヲ納メ既ニ納付シタル分ハ之ヲ返附セス

第二十六條 授業料納付ノ義務ヲ怠ル者ハ登校ヲ停止スルコトアルヘシ

第二十七條 各種證明書(通學ニ要スル證明書ヲ除ク)ヲ請求スル者ハ手数料トシテ一通ニ付キ金五拾錢ヲ納付スヘシ

第七章 寄宿舎

第二十八條 幼年ノ生徒ニシテ市内ニ適當ナル監督者ナキモノノ爲ニ寄宿舎ヲ設ク

第二十九條 寄宿舎ニハ舎監ヲ置ク舎監ハ舎内附設ノ住宅ニ在リテ一切ノ責ニ任ス

第三十條 寄宿舎ニ入舎シタル者ハ舍費及賄料ヲ納ムヘシ

舍費及賄料ハ別ニ之ヲ定ム

第八章 立命館中學校醫務局規定

第一條 大正九年文部省令第七號ニ依リ本校生徒ノ保健並ニ本校ノ衛生施設ノ完備ヲ期スルタメニ醫務局ヲ置ク

第二條 醫務局ニ於テハ左ノ事項ヲ取扱フ

一、 大正九年文部省令第七號ニ規定スル事項

二、校内ニ於ケル防疫

三、生徒ノ保健ニ關スル講話

四、校内ニ於ケル生徒ノ疾病若クハ負傷ニ對スル應急手當

五、生徒ノ保健ニ關シ必要ナル事項ノ研究調査

六、生徒ノ保健ニ關スル統計並ニ前項調査事項ノ報告發表

第三條

警務局ニ校醫中ヨリ主任一名及顧問若干名ヲ置ク

第九章 立命館中學校講習科規定

第一條

立命館中學校生徒ノ學力充實ヲ期スルタメニ其附屬トシテ臨時講習科ヲ設置ス臨時講習科ヲ分ツテ特別講習科普通講習科トス

第二條

特別講習科ハ四年以上ノ生徒ニシテ高等ノ學校ニ進入センコトヲ志望トスルモノニ對シ其入學試験ヲ受クルニ必要ナル課目ニツキ特別ノ講習ヲ爲スモノトス

第三條

普通講習科ハ三年以下ノ生徒ニシテ中學正科所定ノ課目ニ付其必要アリト認ムル生徒ニ對シ講習ヲ爲スモノトス

第四條

普通講習科ノ參加ハ其必要アリト認ムル者ニ對シ之ヲ命シ特別講習科ノ參加ハ本人ノ希望ニ依リ之ヲ許可ス

第五條

講習科ニ參加ヲ命シ若クハ之ヲ許可シタル者ニシテ其理由ナクシテ出席ヲ怠ル者ハ其名簿ヨリ削除ス

第六條

講習科ノ授業科目ハ每學年ノ始ニ於テ之ヲ定ムルモノトス

第七條

講習科ノ授業時間ハ平日正科授業時間外、日曜日午前若クハ春季夏季冬季休業時間ニ於テ適宜之ヲ定ムルモノトス

第八條

講習科ノ講習料ハ特別講習科ニ於テハ一學年金拾圓トシ之ヲ左期ニ分チ每學期ノ始ニ於テ前納スルヲ要ス

第九條

第一學期 參圓五拾錢
第二學期 參圓五拾錢
第三學期 參圓也

第十條

普通講習科ニ在テハ講習料ヲ徵收セス

第十一條

既ニ納付シタル講習料ハ生徒ノ都合ニ依リ出席ヲ休止スルカ若クハ除名スル場合ニ於テモ之ヲ返付セス

第九條 講習科ノ講習ヲ命セラレ若クハ許可セラレタルモノハ左記依頼書ヲ提出スヘシ

○ 依頼書

第 學年 組

氏 名

右之者今般貴校附屬臨時講習科ノ講習ニ參加致サセ候ニ就テハ貴校諸規則相守ラセ申スヘク候間本人授業方御引受相願度此段拙者ヨリ御依頼ニ及ヒ候也

年 月 日

宿 所

立命館中學校長 殿

右保證人 氏 名 印

昭 和 四 年 度 財 團 法 人 立 命 館 事 業 報 告 (抜 粹)

一六六 立命館商業學校設置

三、立命館商業學校ノ新設

立命館ニ商業學校設立ハ本館最初ヨリノ計畫ニシテ昨年本大學ニ於テ法學部ヲ改メテ法經學部ヲ主体トナシ法律學科、經濟學科ノ外ニ其ノ經濟學科ノ應用ノ一科トシテ商學科ヲ加ヘ同時ニ專門部ニモ法律學科、經濟學科ノ外ニ商學科ヲ加ヘ商業實務ニ關スル科目ヲ配置シタル關係上中學校ト相並ビテ商業學校ヲ設立スルコトハ最モ時宜ニ適スル施設ニシテ且ツ急務トスル所ナリ、本年四月入學應募者ハ忽チ定員ヲ突破シタル狀況ナリキ

次ニ立命館商業學校々舍ニツキテ報告スベシ

〔注・昭和七年〕

— 276 —

本校舎ハ本館大學ノ舊校舍ヲ移築シタルモノニシテ教室ハ木造二階建延坪四百五坪ニシテ此ノ外ニ玄關ノ増築、便所ノ新設、防火壁及渡廊下ノ増築等工費合計壹萬九千八百四拾七圓八拾七錢ヲ要スリ

一六七 商業学校の設置について

新學年に於ける新施設〔抜粋〕

中川 立命館長談

〔前略〕

次に立命館商業學校を中學校の敷地内に併置したことに ついても説がある。今日府下並に市内の實況に鑑みて、商業學校の入學志望者は頗る多いにもか、はらず、其設備の不足であることも、商業學校開校の一つの理由にあり、又大學部に於て商科を有し、専門部に於ても商科を立て、居るが爲に、諸般施設の上 に於て多大の便宜を持つて居ることも、其理由の一だが、特に之を中學と併置したことに就いては、多少の考慮を費した結果である。今日世に行はれて居る中等教育の實際に就いて見れば、中學校は高等學校程度の單なる準備教育となつて居るのであつて、租税を以て立て、居る公立學校でも、高等の學校に對する進入生の多いことを誇りとして居る。然れども之れは中學校の教育の本旨ではない。中學校の教育は高い程度に於ける國民普通教育であつて、高い學校の豫備學校ではない。中學校の教育は、其結果に於て國民の實生活に縁の近いものであらねばならぬのであつて、唯之が爲に少數の向學志望者の前途を塞いではならぬと云ふにすぎない。今日の實際はこの大なる目的を閑却して、小なる目的の爲に全力を盡くして居るのである。我立命館中學では其教育の實用化に就いて、従前から特に意を用ひて居るのであるが、近時文部當局に於てもこの點に付き特別の注意を加へらるゝに至つたのである。然るに商業學校の教育に於ては、却て餘りに職業的になりすぎて、商業學校の教育が兎もすれば、商家徒弟の養成を以て其理想として居るが如きものがないでもない。甲種商業學

校の卒業生は進んで同程の高等學校に進入する資格が與へられて居るのであるから、單なる徒弟教育の一段と見ることは出来ない。人生の第一歩として、假令ひ徒弟としてであつても、一生徒弟であるべきことは其目的ではない。何れの人、何れの場合でも、苟も向上の希望はないものはない。この希望あるが爲に勉強もするのであり、又奮發もするのである。商業學校の教育に於ては、其根本義の一つとして、この希望を満足せしむるが爲に、其基礎的の教育を與ふることを忘れてはならぬ。中學校と商業學校との併置に依つて、中學校の教育に於ける弊と商業學校の教育に於ける缺點とが、或る程度まで相互匡正が出来てあらうと考へて居る。教員の配置、教科書の選定、共同の訓育、夫等の交互作用に依つて、教育上共同の目的を達成することが出来ると思つて居る。中學校の教育は高等普通教育であつて、商業學校の教育も亦高等普通教育である。前者は一般的であるが、後者は商家の子弟に適切なる高等普通教育と云ふにすぎない。同じ中等學校でも工業學校の如き技藝教育を施すものに在つては其間趣きを異にするのが多いが、中學と商業學校とは最も近い親類關係に在るべきものと云つてよい、本來の理想から云へば、二つの別種の教育として二つの學校を立つべきものではないのだが、今日では中學校の教育が横に向きすぎた爲に、別に商業學校の教育を必要とする傾向が著しいのであるとも云へる。この點は教育當事者の考究せねばならぬ所であるが、而もそれは今日の間には合はない。現在に即して、實際に其効果を擧げんとするには、一方に於ては中學教育の弊を除き一方に於ては商業教育の缺點を補ふ工夫を爲すより致方はない。我學園に於て今回中學校の外に商業學校を新設し、而も之を同一の場所に併置して、其授業も其訓育も成るべく共同的に試みんとする計畫を立てたことは決して偶然ではない。

〔後略〕

〔立命館學誌・第一二三號（昭和四年四月）〕

一六八 立命館商業學校規則

立命館商業學校規則

第一章 總 則

第一條 本校ハ商業學校規定ニ基キ一般商業ニ従事スル男子ニ須要ナル教育ヲ施ス

第二條 本校ノ生徒定員ハ七百五十名トス

第三條 本校修業年限ハ五箇年トス

第二章 學年學期及休業

第四條 一學年ヲ分チテ三學期トス

第一學期ハ四月一日ヨリ八月三十一日迄

第二學期ハ九月一日ヨリ十二月三十一日迄

第三學期ハ一月一日ヨリ三月三十一日迄

第五條 休業定日左ノ如シ

日曜日、祝祭日

春期休業 三月二十五日ヨリ四月五日迄

夏期休業 八月一日ヨリ八月三十一日迄

冬期休業 十二月二十五日ヨリ一月五日迄

第三章 學科課程及教授時數

第六條 學科課程及每週教授時數左ノ如シ

學科目	每週時數	第一學年	每週時數	第二學年
修身	一	教育ニ關スル勸語、道德要領、作法	一	同上
國語	六	國語、漢文、作文、習字	六	同上
數學	五	珠算、算術	五	同上
理科	二	博物	二	同上
圖畫	一	自在畫	一	同上

計	體操	理科	外國語	商業法規	商業經濟	公民科	商事要項	簿記	歷史	地理	數學	國語	修身	學科目	每週時數	第三學年	每週時數	第四學年
三二	五	二	六				二	三	二	二	五	四	一		勸語行義、道德要領、作法			
	體操、教練	物理、化學	英語					商業簿記	商業歷史	商業地理	商業算術、珠算、代數	國語漢文、記事文、商業尺牘文、習字						
三四	五	二	六	二	二	二	二	四			四	四	一		戊申詔書、道德要領、作法			
	同上	同上	英語	商業法規	商業經濟	國民ノ心得		銀行簿記、商業簿記			同上	國語、漢文、報告論文、商業尺牘文、習字						

學科目	每週時數	第 五 學 年
修 身	一	戊申詔書、道德要領、作法
國 語	四	國語漢文、報告論文、商業尺牘文、習字
數 學	四	珠算、商業算術、幾何大意
簿 記	二	英文簿記、會計學大意
公 民 科	二	公民ノ心得
商 品	二	重要商品
商業經濟	二	商業經濟、商工經營
商業法規	二	商業法規
外 國 語	六	英 語
商業實踐	四	内外商業實踐
タイプライテ ング及速記	一	
體 操	五	體操、教練
計	三五	

但シ夏季休業ノ前後ニ於テ氣候ノ都合ニ依リ授業時間ヲ短縮スルコトアルヘシ

第四章 入學及退學

第七條 入學ハ學年ノ始メ三十日以内ニ於テ之ヲ許ス

但シ缺員アルトキハ第五學年ヲ除クノ外第二學期ノ始メ十日以内ニ於テ之ヲ許スコトアルヘシ

第八條 第一學年入學者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニシテ人物考査及身體檢査ヲ行ヒタル上合格シタル者ニ付之ヲ許可ス

體檢査ヲ行ヒタル上合格シタル者ニ付之ヲ許可ス

- 一、尋常小學校卒業者 他ノ商業學校修了者
- 二、尋常小學校第五學年修了者ニシテ當該學校長ノ證明アル者又ハ年齡十二年以上ノモノニシテ尋常小學校卒業ノ程度ニヨル檢定ニ合格シタルモノ
- 第九條 第二學年以上ニ入學ヲ許可スル者ハ相當年齡ニ達シ前各學年ノ程度ニ於ケル檢定ニ合格シタル者トス
- 第十條 退學者ニシテ一箇年以内ニ再ヒ入學ヲ志望シタルトキハ原級ニ編入スルコトアルヘシ
- 第十一條 入學志望者ハ左記ニヨリ入學願書及履歷書ヲ本校事務所ニ差出スヘシ

入 學 願 書 (半紙白紙)

原 籍
現 住 所

戶主ノ職業及氏名 戶主トノ關係

一、私儀貴校第何學年ニ入學致シ度候間許可相成度履歷書相添ヘ此段相願候也

原 籍
現 住 所

職業及生徒トノ關係

年 月 日 右保證人 氏 名 (印)

立命館商業學校 御 中

本籍	履歴書	氏名
學業	生年月日	名
一、何年何月何地何校ニ入學何年何月卒業又ハ第何學年修了		
一、何年何月ヨリ何年何月迄何某ニ就キ何科修業等		
賞罰		
一、何年何月何日何所ニ於テ何事ニツキ賞罰ヲ受ク等		
右之通相違無之候也		
年 月 日	氏 名	名 (印)

第十二條 入學志望者ハ出願ノ際規定ノ考查料ヲ納ムヘシ
第十三條 入學許可ヲ得タルモノハ規定ノ入學料ヲ納ムヘシ
第十四條 入學許可ヲ得タルモノハ左記ニ依リ依頼書ヲ差出スヘシ

原籍	依頼書	氏名
現住所		生年月日
右之者今般貴校へ入學相願ヒ御許容ヲ得候ニ就テハ本人教育萬端貴校へ附託致シ度文部省ノ規定ニ依リ貴校ノ方針ニ基キ我々父兄等ニ代ツテ本人教育方御引受ケ下サレ度相願ヒ候其上ハ貴校在学中本人ニ關スル一切ノ責任ハ拙者等ニ於テ引受申スヘキハ勿論又家庭ニ於テモ貴校教育ノ方針ニ則ヒ本人督勵方充分注意致スヘク候		

昭和 年 月 日	原籍	正保證人 氏名 (印)
	現住所	副保證人 氏名 (印)
	現住所	
	原籍	
	現住所	
	立命館商業學校長 殿	

第十五條 轉學又ハ退學セントスル者ハ其ノ事由ヲ記シタル書面ヲ保證人ヨリ差出シ許可ヲ受クヘシ
第十六條 左ノ場合ニ於テハ退學ヲ命スルコトアルヘシ

- 一、性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタルトキ
- 二、學力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタルトキ
- 三、疾病ニアラスシテ引續キ一箇年以上缺席シタルトキ
- 四、正常ノ事由ナク引續キ一箇月以上缺席シタルトキ
- 五、出席不規則ニシテ授業上ノ支障ヲ來ストキ
- 六、履歷書ヲ詐リ又ハ不正ノ手段ニヨリ入學シタルコトヲ發見シタルトキ

第五章 學業成績

第十七條 學業成績ハ平素ノ學業成績及出席狀況ニ依リ評點ヲ以テ之ヲ表示ス
第十八條 第一及第二學期ノ終ニ於テ各學科成績考查及出席ニ據ル學期評點ヲ定メ學年ノ終リニ於テ學年評點ヲ定ム
第十九條 各學科及出席ノ學年評點ヲ平均シ之ヲ其學年成績トス
第二十條 學年成績六十點以上各學科及出席學年評點四十點以上ヲ及第トシ他ヲ落第トスヘシ修身科ノ學期及學年成績ハ合格ト不合格トニ分チテ之ヲ定ム

第二十一條 第五學年ノ課程ヲ卒ヘタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス

第六章 懲戒

第二十二條 懲戒ハ情狀ノ輕重ニ從ヒ左ノ項目ニ依リ行フ

- 一、 譴責
- 二、 謹慎
- 三、 停學
- 四、 退學

第七章 學費

第二十三條 入學考查料ハ金參圓トス

第二十四條 入學料ハ金參圓トス

第二十五條 授業料ハ年額六拾圓トシ各學業ノ始業後一週間以內ヲ限り金貳拾圓宛分納スヘシ

第二十六條 學校ノ休業全學期ニ亘ルトキ若ハ疾病其ノ他止ムヲ得サル事項ニ因リ届出ノ上缺席全學期ニ亘ルトキハ其ノ學期分授業料ヲ徴收セス 既ニ納付シタル授業料ハ之ヲ返付セス

第二十七條 授業料納付ノ義務ヲ怠ル者ハ登校ヲ停止スルコトアルヘシ

第二十八條 各種證明書（通學ニ要スル證明書ヲ除ク）ヲ請求スルモノハ手数料トシテ一通ニ付キ金五十錢ヲ納付スヘシ

〔注・昭和七年〕

一六九 立命館中学校補習科規定

立命館中学校規則（抜粋）

第九章 立命館中学校補習科規定

第三十條 イ 中學校卒業生ノ爲メ立命館中學校補習科ヲ置き第一種及第二種ノ兩課程ニ分子生徒ヲシテ其一ヲ選修セシム

ロ 補習科ノ修業一期間ヲ一箇年トス

第三十一條 補習科ノ學科課程及教授時數ヲ定ムルコト左表ノ如シ

學科目	第一種		第二種	
	每週授業時數	課程	每週授業時數	課程
修身	一	道德ノ原理、國民道德	一	同上
公民科	二	法制、經濟、社會上ノ事項	二	同上
國語漢文	五	國語講讀、漢文講讀、作文、文法	五	同上
歴史	一	國史及外國史	一	同上
地理	一	日本地理及外國地理	一	同上
英語	四	聽方、讀方及解釋、書取、話方及作文、文法	七	同上
數學	四	代數、幾何、三角	四	同上
理科	四	博物、物理、化學	三	同上
實業	三	農業、商業		
圖畫	一	自在畫、用器畫	一	同上
作業			一	園藝
體操	三	體操、教練	三	同上
合計	二一九		二一九	

前表中總時數ヲ變更セサル範圍ニ於テ修身體操以外ノ各學科時數ヲ増減スルコトアルヘシ

歴史、地理、理科及圖畫ノ學科ハ都合ニヨリ缺講スルコトアルヘシ

第三十二條 補習科ノ一學級生徒數ハ五十人以下トス

第三十三條 補習科ノ授業料ハ年額七十七圓トシ左ノ通り毎學期初ニ納付スヘシ

第一學期 參拾圓

第二學期 參拾圓

第三學期 拾七圓

第三十四條 補習科生徒ノ出席ト學業ノ成績トニヨリテ學年末ニ修業證書ヲ交付ス

第三十五條 立命館中學校規則第一章ヨリ第八章ニ至ルウチ左ノ各條ハ補習科ニ適用ス

第一章 第二條第三條

第三章 第六條第十條第十三條第十四條第十五條

第五章 第十九條

第六章 第二十三條

第八章 第二十七條第二十八條第二十九條

(注・昭和十三年)

一七一 立命館夜間中學規則

立命館夜間中學規則

第一章 總 則

第一條 本校ハ主トシテ晝間實務ニ従事スル男子ニ對シ夜間ヲ利用シテ須要ナル高等普通教育ヲ施シ特ニ國民道德ヲ涵養スルヲ以テ目的トス

第二條 修業年限ハ五年トス

第三條 生徒定員ハ五百名トス

第二章 學年學期及休業

第四條 學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル學年ヲ分チテ左ノ三學期トス

第一學期 自四月一日 至八月三十一日

第二學期 自九月一日 至十二月三十一日

第三學期 自一月一日 至三月三十一日

第五條 休業日ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、大祭日、祝日

一、日曜日

一、春季 自三月二十五日 至四月五日

一、夏季 自八月一日 至八月三十一日

一、冬季 自十二月二十五日 至一月五日

第三章 學科課程及教授時數

第六條 各學年ノ學科課程及每週教授時數ヲ定ムルコト左表ノ如シ

一七〇 立命館夜間中學設立認可書

京都府指令二學第四一九號

財團法人 立 命 館

昭和十二年二月二十二日申請私立立命館夜間中學設立ノ件私立學校令第二條ニ依リ認可ス

昭和十二年三月三十一日

京都府知事 鈴木 敬 一



學科課程及每週教授時數表

學科目	學年				
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
修身	一 道德ノ要領作法	一 同上	一 同上	一 同上	一 同上
公民科				二 法制、經濟社會上ノ事項	二 同上
國語	六 國語講讀、作文、文法、習字	五 國語講讀、漢文講讀、作文、習字	四 國語講讀、漢文講讀、作文	三 同上	三 同上
歷史	一 國史	二 同上	二 外國史	二 外國史、國史	二 國史
地理	二 日本地理	一 同上	一 外國地理	一 同上	一 地理概説
英語	四 聽方、讀方及解釋、書取、話方及作文、習字	四 同上	五 聽方、讀方及解釋、書取、話方及作文、文法	四 同上	四 同上
數學	三 算術、代數幾何圖形	三 代數、幾何	三 同上	三 同上	四 代數、幾何、三角法
理科	二 一般理科	三 博物、物理及化學	三 同上	四 同上	三 應用理科
實業	一 商業、農業、工業	一 同上	一 同上	一 同上	一 同上
圖畫	一 自在畫	一 同上	一 自在畫、用器畫		
音樂	一 歌曲、樂曲	一 同上			
體操	二 體操、教練	二 同上	三 同上	三 同上	三 同上
合計	二四	二四	二四	二四	二四

但體操科ニハ四月、五月、六月及九月、十月、十一月ノ第三日曜日ノ晝間ニ於テ各六時間宛ノ教練ヲ實施ス

第七條 授業ハ午後五時三十分ヨリ午後九時三十分マテトス 但シ始業時刻

ハ季節ニ依リ變更スルコトアルヘシ

第四章 入學及退學

第八條 入學ハ學年ノ始メ三十日以内ニ於テ之ヲ許ス 但シ缺員アルトキハ

第二學期ノ始メ十日以内ニ於テ之ヲ許スヲ例トス

創立開校ノ場合ニ就テハ監督官廳ノ認可ヲ得テ別ニ之ヲ定ム

第五學年ニハ中學校若クハ專門學校入學者檢定規定ニ依リ指定ヲ受

ケタル學校ヨリ轉學又ハ當該學年ニ於テ退學シタル者ノ再入學ヲ除

クノ外新ニ生徒ノ入學ヲ許サス

第九條 本校ニ入學スルコトヲ得ルモノハ左ノ各號ノ一二該當スル者タルヘシ

一、第一學年ニ入學スルコトヲ得ルモノハ年齢十二年以上ニシテ尋常小學校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ學力アリト認メタル者

二、第二學年以上ニ入學スルコトヲ得ル者ハ相當年齢ニ達シ前學年ノ課程ヲ卒リタル者ト同等以上ノ學力アリト認メタル者

第十條 第一學年ノ入學志願者ニ對シテハ人物考査及身體檢査、第二學年以上ノ入學志願者ニ對シテハ更ニ學力考査ヲ行ヒ入學ヲ決定ス

第十一條 入學志願ノ際ハ第一號書式ノ願書ニ第二號書式ノ履歷書、出身各學校ノ成績證明書及入學考査料ヲ添ヘ學校長ニ差出スヘシ(書式略)

第十二條 入學ノ許可ヲ得タル者ハ規定ノ入學料ヲ納ムヘシ

第十三條 入學ノ許可ヲ得タルトキハ十日以内ニ保證人ヨリ第三號書式ノ依頼

書ヲ差出スヘシ 保證人ハ其ノ生徒ノ親權者、後見人又ハ丁年以上ノ近親者ニシテ獨立ノ生計ヲ營ム者タルヘシ

保證人遠隔ノ地ニ居住スル場合ニ於テハ京都市ニ住居シ丁年以上ニシテ獨立ノ生計ヲ營ム者ヲ更ニ副保證人トシテ依頼書ニ連署セシムヘシ

學校長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ保證人ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第十四條

保證人左ノ各號一ニ該當スルトキハ遲滞ナク改メテ保證人ヲ定メ依頼書ノ書換ヲナスヘシ

一、前條ノ要件ヲ缺キ又ハ死亡シタルトキ

一、學校長ヨリ變更ヲ命セラレタルトキ

第十五條

保證人其氏名又ハ住所ヲ變更シタルトキハ其旨遲滞ナク學校長ニ届出ツヘシ

第十六條

轉學又ハ退學セントスル者ハ其理由ヲ記シタル書面ヲ保證人ヨリ差出シ許可ヲ受クヘシ

第十七條

左ノ場合ニ於テハ學籍ヲ削除スルコトアルヘシ

一、本人ノ思想傾向著シク本校ノ教育方針ト背馳シ到底一致スヘキ見込ナシト認メタルトキ

二、本人ヲ直接監督スル所ノ父兄ノ本人ノ教育ニ對スル意見カ本校ノ教育方針ト背馳シ家庭ト學校トノ間、到底圓滿ナル連絡ヲ持シ難シト認メタルトキ

三、本人ノ性行不良ニシテ到底改善ノ見込ナク、他生徒ノタメニ共同授業ニ適セサルモノアリト認メタルトキ

四、本人學力進歩ノ狀況他ノ生徒ト共ニ學級授業ヲ施シ難シト認メタルトキ

五、疾病若クハ正當ノ事由ナク一ヶ月以上缺席スルカ、連續の缺席セサルモ出席不規則ニシテ授業上ノ秩序ヲ紊ス恐アルカ又ハ同上ノ事故ニ關スル照會ニ對シ適當ノ機會ニ回答セサルトキ

六、履歷ヲ詐リ又ハ不正ノ手段ニ依リ入學シタル事實ヲ發見スルカ

又ハ前在學校ヲ退學シタル理由カ思想上ノ問題ニ關聯シ、未タ完全ニ轉向セル事實ノ認メ難キトキ

七、授業料ノ納付ヲ怠リ、本校ノ督促ニ對シ適當ノ回答ヲナササルトキ

第十八條 (イ)

授業ハ教科書ニ依ルカ若クハ口述ニ依ル外、隨時教科書外ノ資料ヲ以テスル演習ニ依リテ之ヲ行フ演習ノ成績ハ成ルヘク迅速ニ生徒ニ指示シテ、授業上ノ適當ナル刺激ヲ與ヘ、以テ將來ノ向上ヲ期セシムヘシ

第十八條 (ロ)

學業ノ成績ハ平常ニ於ケル演習ノ成績ヲ資料トシ之ヲ審査シ、評點ヲ以テ之ヲ表示ス

特別ノ場合ニ於テハ學期末又ハ學年末ノ學科試驗ヲ行ヒ學業ノ成績ヲ檢定スルコトアルヘシ

第十八條 (ハ)

學業ノ成績ト共ニ出席ノ狀況ヲモ考慮ニ加ヘ、學期並學年ノ成績ヲ評定ス

評點ハ一百ヲ以テ標準點トナシ學業評點ハ六十點以上、出席評點ハ四十點以上ヲ及第トシ、其他ハ落第トス

第十九條

成績ノ評點ハ通常每學期ノ終リニ於テ學期間ニ於ケル演習成績ノ平均ニ依リ其學期ノ評點ヲ定メ、各學期ノ平均ニ依リ其學年ノ評點ヲ定ム

第二十條 第五學年ノ課程ヲ卒リ卒業考查ニ合格シタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス

第五章 懲 戒

卒業考查ハ學年ノ成績ニ依ル外、特別ナル筆記又ハ口述ノ試験ヲ行フカ或ハ卒業論文ヲ提出セシムルコトアルヘシ

第二十一條

懲戒ハ情狀ノ輕重ニ從ヒ左ノ項目ニ依リ行フ

一、謹 責

二、謹 愼

三、停 學

四、退 學

第六章 學 費

第二十二條 入學考查料ハ金貳圓トス

第二十三條 入學料ハ金參圓トシ、入學ヲ許可セラレタルモノハ直ニ之ヲ納付スヘシ

第二十四條 授業料ハ年額金參拾八圓五拾錢トス、コレヲ十一回ニ分割シ八月

ヲ除キ毎月七日マテニ金參圓五拾錢宛納付スヘシ

第二十五條 授業料ハ出席ノ有無ニ拘ハラズ之ヲ納付スヘシ、既納ノ授業料ハ

如何ナル場合ト雖モ之ヲ返附セス

附 則

本則ノ施行ニ關シ必要ナル細則ハ學校長之ヲ定ム

(注・昭和一三年)

一七三 立命館商業學校規則 (夜間部設置に伴う改正)

立命館商業學校規則 (抄)

第一章 總 則

第一條 本校ハ商業學校規定ニ基キ一般商業ニ従事スル男子ニ須要ナル教育ヲ施ス

第二條 本校ノ生徒定員ハ晝間部ヲ七百五十名トシ夜間部ヲ四百名トス

第三條 本校修業年限ハ晝間部ヲ五箇年トシ夜間部ヲ四箇年トス

第二章 學年學期及休業

第四條 一學年ヲ分チテ三學期トス

第一學期ハ四月一日ヨリ八月三十一日迄

第二學期ハ九月一日ヨリ十二月三十一日迄

第三學期ハ一月一日ヨリ三月三十一日迄

授業ハ二部教授トシ

晝間部 午前八時ヨリ午後四時

夜間部 午後五時半ヨリ午後九時半

第五條 休業定日左ノ如シ

日曜日、祝祭日

春期休業 三月二十五日ヨリ四月五日迄

夏期休業 八月一日ヨリ八月三十一日迄

冬期休業 十二月二十五日ヨリ一月五日迄

第三章 學科課程及教授時數

第六條 晝間部學科課程及每週教授時數左ノ如シ

(中略)

一七二 立命館商業學校夜間部設置認可書

省 部 文

京實一七號

立命館商業學校設立者

財團法人立命館代表理事 中川 小 十 郎

昭和十二年二月十五日付申請立命館商業學校夜間部設置ノ件認可ス

昭和十二年四月一日

文部大臣 林 銑 十 郎 印

夜間部學科課程及每週教授時數左ノ如シ

計	體操教練	商業實踐	商 品	簿 記	商事要項	商業經濟	商業法規	英 語	理 科	歷 史	地 理	數 學	國 語			公 民 科	修 身	學 科 目	
													習 字	作 文	講 讀				
二四	二							六		二	二	五	一	一	四		一	每週 時數	
	體操	教 練						普通英語		外國歷史	日本歷史	商業地理	珠算代數	商業算術	楷行草	普通文	講讀	普通道德	第一學年
二四	二			三	二			五	一			五	一	一	三		一	每週 時數	
	同上			商業簿記	商事要項			同上	理科大意			同上	同上	商業作文	同上		同上	第二學年	
二四	二			三	二	一	一	四	二			四		一	二	一	一	每週 時數	
	同上			銀行簿記	同上	商業經濟	民法大意	商業英語	同上			幾何	同上	同上	同上	公民常識	商業道德	第三學年	
二四	二	三	二	二		一	二	四	一			一			二	一	一	每週 時數	
	同上	內外 商業實踐	內外 重要商品	英文記帳 工業簿記		同上	商法大意	同上	同上			珠算			同上	同上	同上	第四學年	

第四章 入學及退學

第八條 第一學年入學者ハ左ノ各項ノ一ニ該當スルモノニシテ人物考查及身體検査ヲ行ヒタル上合格シタル者ニ付之ヲ許可ス

晝間部

一、尋常小學校卒業者

二、年齡十二年以上ノモノニシテ尋常小學校卒業ト同等以上ノ學力アリト認メタルモノ

夜間部

一、高等小學校卒業者

二、年齡滿十四歲以上ノモノニシテ高等小學校ト同等以上ノ學力アリト認メタルモノ

第九條 第二學年以上ニ入學ヲ許可スル者ハ相當年齡ニ達シ前各學年ノ程度ニ於ケル檢定ニ合格シタル者トス

第七章 學費

第二十一條 入學考查料ハ晝間部金五圓トシ、夜間部金二圓トス

第二十二條 入學料ハ晝間部金五圓、夜間部金三圓トシ入學ヲ許可セラレタルモノハ直ニ之ヲ納付スヘシ

第二十三條 授業料ハ晝間部年額金七十七圓、夜間部年額金五拾五圓トス、之ヲ十一回ニ分割シ八月ヲ除キ毎月七日マテニ晝間部生徒ハ一人宛

金七圓、夜間部生徒ハ一人宛金五圓ヲ納付スヘシ

(注・昭和十三年)

一七四 立命館第二中学校設立認可申請書

立命館第二中学校設立認可申請（抜粋）

京都市上京區上賀茂本山一番地同上神原町四、九、廿七番地ニ立命館第二中学校設置致度候間御認可相成度中學校令第七條ニ基キ中學校令施行規則第三十五條ニ依リ別紙書類相添へ此段及申請候也

昭和十六年三月三日

京都市上京區廣小路寺町東入ル

中御靈町四百拾番地

財團法人立命館

理事 中川 小十郎

文部大臣 橋田 邦彦 殿

設立理由書

本財團ニ於テ經營セル立命館中學校ハ京都市内ニ於ケル一私學ナルモ既ニ創立以來三十七年ノ歴史ヲ有シ國體明徴ノ教育方針ヲ以テ確固タル學風ヲ確立シ來レリ殊ニ昭和三年畏クモ 今上陛下御即位ノ大典ヲ京都御所ニ行ハセ給フヤ立命館學園ヲ舉ゲテ禁衛隊ヲ組織シ、禁闕守衛ノ微衷ヲ致シテヨリ既ニ十有餘年、近年國體明徴ノ聲盛ニ起ルヤ我禁衛隊ノ教育實踐ハ皇國教育ノ指標トシテ一世ノ認識ヲ得ルニ至レリ此ニ於テ我立命館ノ禁衛隊主義ニヨル教育ニ共鳴シテ其ノ子弟ヲ立命館中學校ニ委

託セント欲スル父兄ハ逐年増加ノ傾向ヲ示シ本年ノ入學志願者數ノ如キハ收容定員ノ數倍ニ達シ其三分ノ一ヲモ收容シ得ザル實情ニアリ尙京都市ニ於ケル公私立中學校ノ現狀ヲ見ルニ公立中學校ハ漸次増設増級ノコトアルモ猶入學志願者ノ過半ハ收容スル能ハズ然モ私立中學校ハ概ネ各種宗教團體ノ經營ナルヲ以テ募集人員並志願者數ニ自ラ限度アルベシ本財團ハカ、ル現狀ニ鑑ミ此際立命館第二中学校ヲ新設シ以テ將來益々増加ノ傾向ニアル立命館中學校入學志願者ヲ出來得ル限リ收容シ禁衛隊主義ニヨル教育ヲ普及徹底セシメント欲スル次第ナリ。

附 記

授業開始ノ件

本件校舎ハ現在立命館中學校構内ニアル同校舊木造校舎ヲ昭和十六、十七年度ノ二期ニ分チ移築スル計畫ニシテ、初年ノ移築工事ハ本年四月ヨリ六月ニ至ル三ヶ月ヲ要スルヲ以テ此ノ三ヶ月間ノ授業ハ明年度移築スベキ木造校舎百四十四坪ヲ假用シテ本年四月一日ヨリ第一學年ノ授業ヲ開始スルモノトス。

一七五 立命館第二中学校學則

立命館第二中学校學則

- 第一條 學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月卅一日ニ終ル
- 第二條 學年ヲ分チテ左ノ三學期トス
- 第一學期 四月一日ヨリ八月卅一日迄
- 第二學期 九月一日ヨリ十二月卅一日迄
- 第三學期 一月一日ヨリ三月卅一日迄
- 第三條 休業日ハ左ノ如シ
- 一、祝 日
- 一、大祭 日
- 一、日曜日
- 一、夏季休業 八月一日ヨリ八月卅一日迄
- 一、冬季休業 十二月廿五日ヨリ一月五日迄
- 一、春季休業 三月廿五日ヨリ四月五日迄
- 第四條 學科目ハ修身、公民科、國語漢文、歴史地理、英語又ハ支那語（其一ヲ選修セシム）數學、理科、圖畫、音樂、作業科、體操
- 第四學年以上ニ在リテハ第一種及第二種ノ課程ヲ編制シ其ノ一課程ヲ選修セシム
- 第五條 各學年ニ於ケル各學科目ノ課程及其ノ教授時數ハ別表ノ如シ
- 第六條 入學ハ學年ノ始メ三十日以内ニ於テ之ヲ許ス
- 但缺員アルトキハ第五學年ヲ除クノ外第二學期ノ始メ十日以内ニ於テ之ヲ許スコトアルベシ
- 第七條 第二學年以上ニ入學ヲ許可スル者ハ相當年齢ニ達シ前各學年ノ程度ニ於ケル檢定ニ合格シタル者トス
- 第八條 入學志望者ハ學校所定ノ用紙ニ記載シタル入學申込書及履歷書ヲ學校長ニ差出スベシ
- 第九條 入學ヲ許サレタルトキハ本人及其ノ保證人ハ學校長指定ノ當日出校シ學校所定ノ依頼書ヲ學校長ニ差出スベシ
- 第十條 保證人ハ入學者ノ父母又ハ尊屬トス
- 第十一條 保證人遠隔ノ地ニ住スルトキハ副保證人ヲ定メテ届出ツベシ
- 副保證人ハ市内ニ一家計ヲ立ツルモノニシテ保證人ノ責任ヲ代行シ得ベキモノタルベシ
- 第十二條 保證人並ニ副保證人不適當ト認メタルトキハ變更ヲ求ムルコトアルベシ
- 第十三條 生徒又ハ保證人並ニ副保證人其ノ氏名住所等ニ異動アリタルトキハ直ニ學校長ニ届出ツベシ
- 第十四條 病氣ノタメ缺席ニヶ月以上ニ亘ル者ニハ一箇年以内休業ヲ許可スルコトアルベシ
- 但此ノ場合ハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘテ保證人連署ノ上學校長ニ願出ツベシ
- 第十五條 轉學又ハ退學セントスルトキハ其ノ事由ヲ詳具シ保證人連署ノ上學校長ニ願出ツベシ
- 第十六條 退學者ニシテ一箇年以内ニ再ビ入學ヲ志望シタルトキハ原級ニ編入スルコトアルベシ
- 第十七條 左ノ場合ニ於テハ學籍ヲ削除スルコトアルベシ
- 一、本人ノ思想傾向著シク本校ノ教育方針ト背馳シ到底一致スベキ見込ナシト認メタルトキ
- 二、本人ヲ直接監督スル所ノ父兄ノ本人教育ニ對スル意見ガ本校ノ教育方針ト背馳シ家庭ト學校トノ間到底圓滿ナル連絡ヲ持シ難シト認メタルトキ
- 三、本人ノ性行不良ニシテ到底改善ノ見込ナシト認メタルトキ
- 四、本人ノ學力進歩ノ狀況他ノ生徒ト共ニ學級授業ヲ施シ難シト認メタルトキ
- 五、疾病若クハ正當ノ事由ナクシテ一ヶ月以上缺席スルカ出席不規則ナルカ又ハ同上ノ事故ニ關スル照會ニ對シ適當ノ機會ニ回答セザルトキ
- 六、履歷ヲ詐リ又ハ不正ノ手段ニ依リ入學シタル事實ヲ發見スルカ

又ハ前在學校ヲ退學シタル理由ガ思想上ノ問題ニ關聯シ未ダ完全ニ轉向セル事實ノ認め難キトキ

七、授業料ノ納付ヲ怠リ、本校ノ催促ニ對シ適當ノ回答ヲナサザルトキ

第十八條 各學年課程ノ修了又ハ所定ノ課程ノ卒業ハ平素ノ學業成績並ニ出席ノ狀況ヲ考慮シテ査定ス

評點ハ百點ヲ定點トシ學業評點ハ六十點以上、出席評點ハ四十點以上ヲ以テ及第トス

第十九條 所定ノ課程ヲ卒業セリト認メタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス

第二十條 學校長ハ教育上必要ト認メタルトキハ生徒ニ左ノ懲戒ヲ加フ

一、謹責
二、謹慎
三、停學

第二十一條 校有物ヲ毀損又ハ亡失シタル者ニハ現品若クハ金員ヲ賠償セシムルコトアルベシ

第二十二條 入學考査料ハ金五圓トス
一旦納入シタル入學考査料ハ之ヲ返附セズ

第二十三條 入學料ハ金五圓トス
第二十四條 授業料ハ年額金七拾七圓トシ、之ヲ十一回ニ分割シ八月ヲ除キ毎月七日迄ニ金七圓宛納付セシム

第二十五條 授業料ハ出席ノ有無ニ拘ラズ之ヲ納付スベシ
但休學ノ許可ヲ得テ全月出校セザル月ハ之ヲ徴收セズ
既納ノ授業料ハ如何ナル場合ト雖モ之ヲ返附セズ

學科目課程及每週時數表

計	體操	作業科	音樂	圖畫	實業	理科	數學	外國語 (英語又ハ支那語)	歷史地理	國語漢文	公民科	修身		
													第一學年	第二學年
三〇	五	二	一	一		二	三	五	三	七	一	一	第一學年	
三〇	五	二	一	一		三	三	五	三	六	一	一	第二學年	
三二	五	一	一	一		三	五	六	三	七	一	一	第三學年	
三二	五	一		一	三	四	三	四	三	五	二	一	第一種	第四學年
三二	五	一	一	一		四	四	六	三	五	二	一	第二種	第四學年
三二	五	一		一	三	四	三	四	三	五	二	一	第一種	第五學年
三二	五	一	一	一		四	四	六	三	五	二	一	第二種	第五學年

注・昭和十六年四月一日施行
注・「立命館第二中学校(新制)學則」は「立命館第一中学校學則」に同じ

一七六 中学校名称変更認可書

省 部 文

京普一〇號

立命館中學校設立者

財團法人 立 命 館

昭和十七年二月三日申請名稱變更ノ件認可ス

昭和十七年三月三十一日

文部大臣 橋 田 邦 彦 [印]

〔注・立命館中學校を「立命館第一中學校」に改称認可〕

一七七 立命館第一中學校學則

立命館第一中學校學則

第一章 學年學期及休業日

- 第一條 修業年限ヲ四年トシ毎年四月一日ニ始リ翌年三月卅一日ニ終ル
- 第二條 學年ヲ分チ左ノ三學期トス
- 第一學期 四月一日ヨリ七月卅一日迄

- 第二學期 八月一日ヨリ十二月卅一日迄
- 第三學期 一月一日ヨリ三月卅一日迄
- 第三條 休業日ハ左ノ如シ
 - 一 祝日
 - 一 大祭日
 - 一 日曜日

- 第四條 本校ニ於テハ左ノ教科及修練ヲ課ス
 - 第二章 教科及修練課程並ニ授業日時數

春季夏季並ニ冬季ニ於テ其ノ教科及修練ノ進捗ノ結果ニ依リ毎季十日以内ノ休業ヲナスコトアルヘシ

教科ハ國民科、理數科、體練科、藝能科、實業科及外國語科トス

修練ハ日常行フ修練 毎週定時ニ行フ修練及學年中隨時ニ行フ修練トス

- 第五條 各學年ニ於ケル教科及修練ノ課程並其ノ教授日時數ハ別表ノ如シ
- 第六條 入學ハ學年ノ始メ三十日以内ニ於テ之ヲ許ス但シ缺員アルトキハ第二學期ノ始メヨリ十日以内ニ臨時入學ヲ許スコトアルヘシ

第四學年ニハ轉學又ハ當該學年ニテ退學シタル者ノ再入學ヲ除クノ外新ニ入學ヲ許サス

- 第七條 第一學年ニ入學ヲ許ス者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニシテ入學選拔考查ニ合格シタル者トス
 - 一 國民學校初等科ヲ修了シタル者
 - 二 國民學校令第十一條ノ規定ニ依リ國民學校初等科ノ課程ト同等以上ト認メラレタル課程ヲ修了シタル者
 - 三 滿十二歳以上ニシテ中學校ニ於テ行フ國民學校初等科修了ノ程度ニ依ル檢定ニ合格シタル者

- 第八條 第二學年以上ニ入學ヲ許スル者ハ相當年齢ニ達シ前各學年ノ程度ニ於ケル檢定ニ合格シタル者トス

第九條 入學志望者ハ學校所定ノ用紙ニ記載シタル入學申込書、履歷書及戶

籍抄本又ハ戶籍證明書ヲ學校長ニ差出スヘシ

第十條 入學ヲ許サレタルトキハ本人及其ノ保證人ハ學校長指定ノ當日出校

シ學校所定ノ依頼書ヲ學校長ニ差出スヘシ

第十一條 保證人ハ入學者ノ父母又ハ尊屬トス

第十二條 保證人遠隔ノ地ニ住スルトキハ副保證人ヲ定メテ届出ツヘシ

副保證人ハ市内ニ一家計ヲ立ツルモノニシテ保證人ノ責任ヲ代行シ

第十三條 保證人並ニ副保證人不適當ト認メタルトキハ變更ヲ求ムルコトアル

得ヘキモノタルヘシ

第十四條 生徒又ハ保證人或ハ副保證人ニシテ其ノ氏名住所等ニ異動アリタル

トキハ直チニ學校長ニ届出ツヘシ

第十五條 病氣ノタメ缺席ニヶ月以上ニ亘ル者ニハ一箇年以内休學ヲ許可スル

コトアルヘシ但シ此ノ場合ハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘテ保證人連署ノ上

學校長ニ願出スヘシ

兵役ニ服スル生徒ニ對シテハ其期間休學ヲ命ス

第十六條 轉學又ハ退學セントスルトキハ其ノ事由ヲ詳具シ保證人連署ノ上

校長ニ願出ツヘシ

第十七條 退學者ニシテ一箇年以内ニ再ヒ入學ヲ志望シタルトキハ退學當時ト

同一學年以下ノ學年ニ編入スルコトアルヘシ

第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ退學ヲ命ス

一 品行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者

二 學力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者

三 正當ノ事由ナクシテ出席常ナラサル者

前項ニ依リ退學ヲ命シタルトキハ學校長ニ於テ其ノ事由ヲ具シ知事

ニ開申ス

第十九條 左ノ場合ニ於テハ學籍ヲ削除スルコトアルヘシ

一 本人ノ思想傾向著シク本校ノ教育方針ト背馳シ到底一致スヘキ

見込ナシト認メタルトキ

二 本人ヲ直接監督スル所ノ父兄ノ本人教育ニ對スル意見カ本校ノ

教育方針ト背馳シ家庭トノ間到底圓滿ナル連絡ヲ持シ難シト認

メタルトキ

三 履歷ヲ詐リ又ハ不正ノ手段ニ依リ入學シタル事實ヲ發見スルカ

又ハ前在學校ヲ退學シタル理由カ思想上ノ問題ニ關聯シ未タ完

全ニ轉向セル事實ノ認メ難キトキ

四 授業料ノ納付ヲ怠リ本校ノ督促ニ對シ適當ノ回答ヲナササルトキ

第四章 課程ノ修了及卒業

第二十條 各學年課程ノ修了又ハ所定ノ課程ノ卒業ハ平素ノ成績ヲ考查シテ

之ヲ定ム

各科目ノ成績ハ秀、優、良、可、不可ノ區別ニ依ル

第二十一條 所定ノ課程ヲ卒業セシ者ニハ卒業證書ヲ授與ス

第五章 懲戒

第二十二條 學校長ハ教育上必要アリト認メタルトキハ左ノ懲戒ヲ加フ

一 譴責

二 謹慎

三 停學

第六章 學費

第二十三條 入學考査料ハ金五圓トス

一旦納入シタル入學考査料ハ之ヲ返附セス

第二十四條 入學料ハ金五圓トス

第二十五條 授業料ハ月額七圓トス保證人ハ之ヲ毎月七日迄ニ納付スヘシ但休

學ノ許可ヲ得テ全月出校セサル月及學校ノ都合ニヨリテ全月授業

セサル月ハ之ヲ徴收セス

第二十六條 授業料ハ出席ノ有無ニ拘ラス之ヲ納付スヘシ

但シ既納授業料ハ如何ナル場合ト雖モ之ヲ返附セス

第二十七條 校有物ヲ毀損又ハ亡失シタル者ニハ現品若クハ金員ヲ賠償セシム

ルコトアルヘシ

教科及修練每週授業時數表

教科	國民科		理科			體練科			藝能科			實業科	外國語科	修練	每週授業總時數
	國語	歷史	地理	數學	生物	物理	化學	體操	武道	音樂	書道				
第一學年	五	三	四	四	四	三	四	四	一	一	二	四	三	三五	
第二學年	五	三	四	四	四	三	四	四	一	一	二	四	三	三五	
第三學年	五	三	四	四	六	三	三	三	三	三	三	(四)	三	三六	
第四學年	五	三	四	五	五	三	三	三	三	三	三	(四)	三	三六	

二、授業日數

授業日數ハ最高學年ニ在リテハ二百三十日以上トシ其ノ他ノ學年ニ在リテハ每學年二百五十日以上トス但シ特別ノ事情ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

(注・昭和一九年四月施行)

一七八 立命館第四中學校設置

法人申請報告書「昭和十八年三月三十一日立案

夜間中學々則改正ノ件

新制中等學校令實施ニ伴ヒ立命館夜間中學々則ヲ別案通り改正方文部大臣ヘ認可申請相成リ然ルベキヤ

別案

別紙ノ通り

一、名稱

立命館第四中學校

二、位置

京都市上京區小山西上總町二十二番地

三、修業年限及入學資格

修業年限 三ヶ年
入學資格

(一) 第一學年ニ入學シ得ル者

(イ) 國民學校高等科ヲ修了シタル者

(ロ) 中學校規程第三十五條ニ該當スルモノ

(ニ) 第二學年以上ニ入學ヲナシ得ル者

相當年齢ニ達シ前學年ノ課程ヲ修了シタルモノト同等以上ノ學力ヲ有シ學校ニ於テ行フ檢定ニ合格シタル者

四、生徒定員

三百名

但シ昭和十八年度ヨリ昭和二十一年度迄ハ左ノ通りノ臨時定員トス
昭和十八年度

第一學年トシテ本年度募集セル者百名

舊制立命館夜間中學第一學年修了者中國民學校高等科ヲ修了シタル者五十名

同シク立命館夜間中學第二學年修了者百名
右計二百五十名ヲ第一學年ニ收容ス
昭和十九年度

第一學年トシテ該年度募集スル者百名
舊制立命館夜間中學第二學年修了者五十名
右計二百五十名ヲ第一學年ニ收容シ

第二學年二百五十名トヲ合シテ四百名トス
昭和二十年年度

前記四百名ニ第一學年百名ヲ合シテ五百名トス

昭和二十一年年度

前記五百名中二百五十名ノ卒業者ヲ除キ、第一學年百名ヲ加ヘ
テ三百五十名トス

昭和二十二年年度

所定ノ定員ニ達ス

五、開校年月日

昭和十八年四月

六、學則

別紙ノ通り

七、經費維持方法

別紙ノ通り

理由書

立命館夜間中學ハ昭和十二年三月三十一日設立認可セラレ同年四月一日ヨリ開校セシトコロ今般昭和十八年一月二十日勅令第三十六號中等學校令第六條ニ基キ立命館第四中學校ニ改組シ立命館夜間中學ハ昭和二十年三月三十一日ヲ以テ之ヲ廢止セント欲スル次第ナリ

生徒處分方法

立命館夜間中學廢止ニ伴フ在學生徒ニツイテノ處分ヲ左ノ通りニス
昭和十八年度ニ於テ

一、第一學年修了者中ノ國民學校初等科修了シテ入學シタルモノ五十名ハ舊制夜間中學第二學年トス

二、第一學年修了者中國民學校高等科修了シテ入學シタルモノ五十名ハ新制第四中學校ノ第一學年ニ收容ス

三、第二學年修了者ハ全部新制第四中學校ノ第一學年ニ收容ス

四、第三學年修了者ハ舊制夜間中學ノ第四學年トス

五、第四學年修了者ハ舊制夜間中學ノ第五學年トス

昭和十九年度ニ於テ

一、第二學年修了者五十名ハ全部新制第四中學校第一學年ニ收容ス

二、第四學年修了者ハソノマ、舊制夜間中學第五學年トシ昭和二十年三月ヲ以テ卒業セシム

右ヲ以テ立命館夜間中學ノ生徒ノ處分ヲ終ル

一七九 立命館第四中學校規則

立命館第四中學校規則〔抄〕

第一章 總 則

第一條 本校ハ主トシテ晝間實務ニ従事スル男子ニ對シ夜間ヲ利用シテ皇國

ノ道ニ則リテ高等普通教育ヲ施シ國民ノ練成ヲ爲スヲ以テ目的トス

第二條 修業年限ハ三年トス

第三條 生徒定員ハ三百名トス

第二章 學年學期及休業日

第四條 學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル 學年ヲ分チテ左

ノ三學期トス

第一學期 自四月一日 至七月三十一日

第二學期 自八月一日 至十二月三十一日

第三學期 自一月一日 至三月三十一日

第五條 休業日ヲ定ムルコト左ノ如シ

體練科		理數科		國民科			科目 時數	學年
武道	教練 體操	生物 象	數學	地理 歷史	國語	修身		
一	二	三	四	三	四	一	每 週 授 時 數	第一學年
〔省略〕		〔省略〕		〔省略〕			課 程	
一	二	五	三	二	四	一	每 週 授 時 數	第二學年
〔省略〕		〔省略〕		〔省略〕			課 程	
一	二	四	四	二	三	二	每 週 授 時 數	第三學年
〔省略〕		〔省略〕		〔省略〕			課 程	

一 祝日
一 大祭日
一 日曜日

春季、夏季並ニ冬季ニ於テ其ノ學科授業ノ進捗ノ結果ニ依リ毎季十日以内ノ休業ヲナスコトアルベシ

第三章 教科及修練課程並ニ授業日時數

第六條 各學年ノ教科及修練課程トソノ授業日時數ヲ定ムルコト左表ノ如シ

教科及修練課程並每週授業時數表

合計	修練	外國語			實業科	藝能科		
		支那語	獨語	英語	商業	工圖	書道	音樂
二四	不定時	四				二		
		〔省略〕						
二四	不定時	(四)			(四)	二		
		〔省略〕						
二四	不定時	(四)			(四)	二		
		〔省略〕						

修練

修練ハ日常行フ修練、定時ニ行フ修練、及學年中隨時ニ行フ修練トス
〔省略〕

本教科中體練ハ右配當時間以外ニ、四月、五月、六月及九月、十月、十一月ノ三日曜日ノ晝間ニ於テ各六時間宛教練ヲ實施ス

第七條 授業日時數ハ最高學年ニ在リテハ二百三十日以上トシ、其他ノ學年ニ在リテハ二百五十日以上トス但シ特別ノ事情ニ依リ文部大臣ノ認可ヲウクル場合ハ此ノ限リニ非ラズ

第八條 授業ハ午後五時三十分ヨリ午後九時三十分マデトス、但シ始業時刻ハ季節ニ依リ變更スルコトアルベシ

第四章 入學及退學

第九條 入學ハ學年ノ始メ三十日以内ニ於テ之ヲ許ス、但シ缺員アルトキハ

第二學期ノ始メ十日以内ニ於テ之ヲ許スヲ例トス

創立開校ノ場合ニ於ケル入學ニ就テハ監督官廳ノ認可ヲ得テ別ニ之ヲ定ム

最高學年ニハ中學校規定ニ基リ轉學又ハ當該學年ニ於テ退學シタル者ノ再入學ヲ除クノ外新ニ生徒ノ入學ヲ許サズ

第十條 本校ニ入學スルコトヲ得ル者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者タルベシ

一、第一學年ニ入學スルコトヲ得ルモノハ、年齢十四年以上ニシテ國民學校高等科ヲ修了シタル者

二、國民學校令第十一條ノ規定ニ依リ國民學校高等科ノ課程ト同等以上ト認メラレタル課程ヲ修了シタル者

三、滿十四歳以上ニシテ中學校ニ於テ行フ國民學校高等科修了ノ程度ニ依ル檢定ニ合格シタルモノ

四、第二學年以上ニ入學スルコトヲ得ル者ハ相當年齢ニ達シ前學年ノ課程ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力アリト認メタル者

第十一條 第一學年ノ入學志願者ニ對シテハ人物考査及身體檢査第二學年以上ノ入學ノ入學志願者ニ對シテハ更ニ學力考査ヲ行ヒ入學ヲ決定ス

第十二條 入學志願ノ際ハ第一號書式ノ願書、履歷書、出身各學校ノ成績證明書及入學考査料ヲ添ヘ學校長ニ差出スベシ

第十三條 入學ノ許可ヲ得タル者ハ規定ノ入學料ヲ納ムベシ

第十四條 入學ノ許可ヲ得タルトキハ十日以内ニ保證人ヨリ第二號書式ノ依頼書ヲ差出スベシ、保證人ハ其ノ生徒ノ親權者、後見人、又ハ丁年以上ノ近親者ニシテ獨立ノ生計ヲ營ム者タルベシ、保證人遠隔ノ地ニ居住スル場合ニ於テハ京都市ニ住居シ、丁年以上ニシテ獨立ノ生計ヲ營ム者ヲ更ニ副保證人トシテ依頼書ニ連署セシムベシ

學校長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ、保證人ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第十五條 保證人左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ遲滯ナク改メテ保證人ヲ定メ

依頼書ノ書換ヲナスベシ

一 前條ノ要件ヲ缺キ又ハ死亡シタルトキ

一 學校長ヨリ變更ヲ命ゼラレタルトキ

第十六條 保證人其ノ氏名又ハ住所ヲ變更シタルトキハ其ノ旨遲滯ナク學校長ニ届出ツベシ

第十七條 病氣ノ爲缺席ニヶ月以上ニ亘ル者ハ一箇年以内休學ヲ許可スルコトアルベシ

但シ此ノ場合ハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘテ保證人連署ノ上願出ツベシ

兵役ニ服スル生徒ニ對シテハ其ノ期間休學ヲ許可スベシ

第十八條 中學校規定ニ基ク轉學又ハ退學セントスル者ハ其ノ理由ヲ明記セル願書ヲ保證人ヨリ差出シ學校長ノ許可ヲ受クベシ

第十九條 願書ヲ保證人ヨリ差出シ學校長ノ許可ヲ受クベシ

第二十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ退學ヲ命ズ

一 品行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者

二 學力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者

三 正當ノ事由ナクシテ出席常ナラザル者

四 履歷ヲ詐リ、又ハ不正ノ手段ニ依リ入學シタル事實ヲ發見スルカ又ハ、前在學校ヲ退學シタル理由ガ思想上ノ問題ニ關聯シ未ダ完全ニ轉向セル事實ヲ認メ難キトキ

五 授業料ノ納付ヲ怠リ、本校ノ督促ニ對シ適當ノ回答ヲナサザルトキ

六 學校長前項ノ規定ニ依リ生徒ニ退學ヲ命ジタルトキハ其ノ理由ヲ具シ遲滯ナク地方長官ニ開申ス

第六章 懲戒

第二十一條 學校長ハ教育上必要アリト認ムルトキハ生徒ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得

懲戒ハ情狀ノ輕重ニ從ヒ左ノ項目ニ依リ行フ

一 譴責

二 謹慎

三 停學

四 退學

第七章 學費

第二十二條 入學考査料ハ金貳圓トス

第二十三條 入學料ハ金參圓トシ、入學ヲ許可セラレタル者ハ直チニ之ヲ納付スベシ

スベシ

第二十四條 授業料ハ月額金參圓五拾錢トス、毎月七日迄ニ納付スベシ
但シ休學ノ許可ヲ得テ全月出席セザル月、及學校ノ都合ニ依リ全月授業セザル月ハ之ヲ徴收セズ

第二十五條 授業料ハ出席ノ有無ニ拘ラズ之ヲ納付スベシ、既納ノ授業料ハ如何ナル場合ト雖モ之ヲ返附セズ

附則

一、本則施行ニ關シ必要ナル細則ハ學校長之ヲ定ム

二、本規則ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一八〇 立命館第三中學校設立認可申請（追申）

昭和十八年四月十三日

京都市上京區廣小路通り寺町東入中御靈町四百拾番地

財團法人立命館理事 中川 小十郎

文部大臣 岡 部 長 景 殿

一、立命館第三中學校設立認可申請ノ件追申

昭和十八年一月四日附ヲ以テ申請候立命館第三中學校設立認可申請ノ件ハ都合ニ依リ昭和十九年四月一日開校ノコトニ變更致度候ニツイテハ特別ノ御詮議ヲ以テ御認可相成度此段及

追申候也

追而本件關係書類ノ中中等學校令ノ施行ニ件ヒ舊中學校令ニ依リ調製セルモノニシテ新規程ニ合セザルモノハ之ニ合スルヤウ變更シ右ニ依ル經費設備等ノ増減モ責任ヲ以テ新規程ノ趣旨ニ副フヤウ致スベキニツキ右ノ次第御含ミノ上御詮議相煩度

二、立命館商業學校第一本科廢止ニ關スル稟申ノ件追申
昭和十八年一月四日附ヲ以テ申請候標記ニ關スル稟申ハ都合ニ依リ昭和十九年四月一日ヨリ實施ノコトニ變更致シ度候ニツキ特別ノ御詮議ヲ以テ右様變更御認可相成度追申候也

一、名稱

立命館第三中學校

二、位置

京都市上京區小山上總町廿貳番地

三、修業年限及入學資格

修業年限 四年

入學資格 國民學校初等科ヲ修了シタル者

中學校規程第三十四條ニ該當スル者

四、生徒定員

六百名

五、開校年月日

昭和十九年四月一日

六、學則

別紙ノ通り

七、經費及維持ノ方法

別紙ノ通り

一八一 立命館第三中学校學則

立命館第三中學校學則〔抄〕

第一章 學年學期及休業日

第一條 修業年限ヲ四年トシ毎年四月一日ニ始リ翌年三月卅一日ニ終ル
第二條 學年ヲ分チ左ノ三學期トス

第一學期 四月一日ヨリ七月卅一日迄
第二學期 八月一日ヨリ十二月卅一日迄
第三學期 一月一日ヨリ三月卅一日迄

第三條 休業日ハ左ノ如シ

一 祝日
一 大祭日
一 日曜日

春季夏季並ニ冬季ニ於テ其ノ教科及修練ノ進捗ノ結果ニ依リ每季十日以内休業ヲナスコトアルヘシ

第二章 教科及修練課程並ニ授業日時數

第四條 本校ニ於テハ左ノ教科及修練ヲ課ス

教科ハ國民科 理數科 體練科 藝能科 實業科及外國語科トス
修練ハ日常行フ修練 毎週定時ニ行フ修練及學年中隨時ニ行フ修練トス

第五條 各學年ニ於ケル教科及修練ノ課程並其ノ教授日時數ハ別表ノ如シ

第三章 入學及退學、休學、轉學

第六條 入學ハ學年ノ始メ三十日以内ニ於テ之ヲ許ス但シ缺員アルトキハ第二學期ノ始メヨリ十日以内ニ臨時入學ヲ許スコトアルヘシ

第四學年ニハ轉學又ハ當該學年ニテ退學シタル者ノ再入學ヲ除クノ外新ニ入學ヲ許サス

第七條 第一學年ニ入學ヲ許ス者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニシテ入學選

一、國民學校初等科ヲ修了シタル者

二、國民學校令第十一條ノ規定ニ依リ國民學校初等科ノ課程ト同等以上ト認メラレタル課程ヲ修了シタル者

三、滿十二歳以上ニシテ中學校ニ於テ行フ國民學校初等科修了ノ程度ニ依ル檢定ニ合格シタル者

第八條 第二學年以上ニ入學ヲ許可スル者ハ相當年齡ニ達シ前各學年ノ程度ニ於ケル檢定ニ合格シタル者トス

第九條 入學志望者ハ學校所定ノ用紙ニ記載シタル入學申込書、履歷書及戶籍抄本又ハ戸籍證明書ヲ學校長ニ差出スヘシ

第十條 入學ヲ許サレタルトキハ本人及其ノ保證人ハ學校長指定ノ當日出校シ學校所定ノ依頼書ヲ學校長ニ差出スヘシ

第十一條 保證人ハ入學者ノ父母又ハ尊屬トス

第十二條 保證人遠隔ノ地ニ住スルトキハ副保證人ヲ定メテ届出ツヘシ
副保證人ハ市内ニ一家計ヲ立ツルモノニシテ保證人ノ責任ヲ代行シ得ヘキモノナルヘシ

第十三條 保證人並ニ副保證人不適當ト認メタルトキハ變更ヲ求ムルコトアルヘシ

第十四條 生徒又ハ保證人或ハ副保證人ニシテ其ノ氏名住所等ニ異動アリタルトキハ直チニ學校長ニ届出ツヘシ

第十五條 病氣ノタメ缺席三ヶ月以上ニ亘ル者ニハ一箇年以内休業ヲ許可スルコトアルヘシ但シ此ノ場合ハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘテ保證人連署ノ上學校長ニ願出スヘシ

第十六條 兵役ニ服スル生徒ニ對シテハ其期間休業ヲ命ス
轉學又ハ退學セントスルトキハ其ノ事由ヲ詳具シ保證人連署ノ上學校長ニ願出ツヘシ

第十七條 退學者ニシテ一箇年以内ニ再ヒ入學ヲ志望シタルトキハ退學當時ト同一學年以下ノ學年ニ編入スルコトアルヘシ

第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ退學ヲ命ス

一 品行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者
二 學力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者

三 正當ノ事由ナクシテ出席常ナラサル者

前項ニ依リ退學ヲ命シタルトキハ學校校長ニ於テ其ノ事由ヲ具シ知事ニ開申ス

第十九條

左ノ場合ニ於テハ學籍ヲ削除スルコトアルヘシ

一 本人ノ思想傾向著シク本校ノ教育方針ト背馳シ到底一致スヘキ見込ナシト認メタルトキ

二 本人ヲ直接監督スル所ノ父兄ノ本人教育ニ對スル意見カ本校ノ教育方針ト背馳シ家庭トノ間到底圓滿ナル連絡ヲ持シ難シト認メタルトキ

三 履歷ヲ詐リ又ハ不正ノ手段ニ依リ入學シタル事實ヲ發見スルカ又ハ前在學校ヲ退學シタル理由カ思想上ノ問題ニ關聯シ未タ完全ニ轉向セル事實ノ認メ難キトキ

第四章 課程ノ修了及卒業

第二十條 各學年課程ノ修了又ハ所定ノ課程ノ卒業ハ平素ノ成績ヲ考查シテ之ヲ定ム

各科目ノ成績ハ秀、優、良、可、不可ノ區別ニ依ル

第二十一條 所定ノ課程ヲ卒業セシ者ニハ卒業證書ヲ授與ス

第五章 懲 戒

第二十二條 學校長ハ教育上必要アリト認メタルトキハ左ノ懲戒ヲ加フ

- 一 譴 責
- 二 謹 慎
- 三 停 學

第六章 學 費

第二十三條 入學考査料ハ金五圓トス

一旦納入シタル入學考査料ハ之ヲ返附セス

第二十四條 入學料ハ金五圓トス

第二十五條 授業料ハ月額七圓トス保證人ハ之ヲ毎月七日納付スヘシ但休學ノ許可ヲ得テ全月出校セサル月及學校ノ都合ニヨリテ全月授業セザ

ル月ハ之ヲ徴收セス

第二十六條

授業料ハ出席ノ有無ニ拘ラス之ヲ納付スヘシ但シ既納授業料ハ如何ナル場合ト雖モ之ヲ返附セス

第二十七條

校有物ヲ毀損又ハ亡失シタル者ニハ現品若クハ金員ヲ賠償セシムルコトアルヘシ

教科及修練課程並ニ授業日時數

一、教科及修練毎週授業時數表

教科	國民科				理數科			體練科			藝能科				實業科	外國語科	修練	每週授業總時數
	修身	國語	歷史	地理	數學	生物	物理	數學	體操	武道	音樂	書道	圖畫	工作				
第一學年	一	五	三	三	四	四	四	四	三	四	一	一	二			三	五	
第二學年	一	五	三	三	四	四	四	四	三	四	一	一	二			三	五	
第三學年	二	五	三	三	四	四	四	四	三	三			三		(四)	三	六	
第四學年	二	五	三	三	五	五	五	五	三	三			三		(四)	三	六	

二、授業日數

授業日數ハ最高學年ニ在リテハ二百三十日以上トシ其ノ他ノ學年ニ在リテハ每學年二百五十日以上トス但シ特別ノ事情ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

〔注・昭和十九年四月一日施行〕

一八二 立命館工業學校設置並びに立命館商業學校夜間部廢止申請書

立命館工業學校設置並ニ立命館商業學校夜間部廢止

申請書〔抜粋〕

昭和十八年十二月二十五日

京都市上京区廣小路寺町東入中御靈町四一〇番地

財團法人立命館

理事 中川 小 十 郎

文部大臣子爵 岡 部 長 景 殿

立命館工業學校設置並ニ立命館商業學校夜間部廢止ニ

關スル件

今般立命館工業學校ヲ別記ノ通り設置並ニ立命館商業學校夜間部ヲ廢止致シ度ニ付御認可相成度此段及申請候也

立命館商業學校夜間部廢止ニ就テ

立命館商業學校夜間部ハ昭和十九年四月募集ヲ停止シ、同年第三學年、第二學年生各一〇〇名ヲ立命館工業學校第三學年及第二學年ニ編入シ特別ノ教育ヲ施スコトトナシ之ニ依リ立命館商業學校夜間部ハ昭和十九年度ヲ以テ廢止トナル

一、立命館工業學校設立理由

立命館商業學校ニアリテハ昭和十九年四月ヨリ晝間部生徒募集ヲ停止シ昭和二十二年三月限り之ヲ廢止スベク、ステニ昭和十八年四月三十日附ヲ以テ認可ヲ得タリ然ルニ同夜間部ハ依然トシテ存續ノ予定ナリシモ教育ニ關スル戰時非常措置方策ニ基キ昭和十九年四月ヨリ之ガ生徒募集ヲ中止シ之ニヨリテ生ジタル餘剩ノ人的資源並ニ立命館大學專門學部工學科〔晝間授業〕ノ諸施設ヲ活用シテ立命館工業學校ヲ設立以テ國家ノ要請ニ應ヘントス

二、名稱及位置

名 稱 立命館工業學校

位 置 京都市上京區等持院北町四十八番地

立命館大學專門學部工學科内

三、修業年限、入學資格及學科

修業年限 四箇年

入學資格 一、國民學校高等科修了者

二、國民學校令第十一條ノ規定ニ依リ國民學校高等科ノ課程ト同等以上ト認メラレタル課程ヲ

修了シタル者

三、滿十四歳以上ニシテ實業學校ニ於テ行フ國民

學校高等科修了ノ程度ニ依ル檢定ニ合格シタル者

學 科 機械科及土木科

四、學級數及生徒定員

別紙ノ通り

五、開校年月日

昭和十九年四月一日

〔以下省略〕

(別紙) 完成年度迄ノ各學年學級數及生徒定員

年度	組別		第一學年		第二學年		第三學年		第四學年		計
	學年	人員	學級數	人員	學級數	人員	學級數	人員	學級數	人員	
昭和十九年度	機械科	二	二	一	二	一	二	一	六	三〇〇	二 一〇〇
	土木科	二	二	一	一	一	一	一	六	三〇〇	
同二十年度	機械科	二	二	一	二	一	二	一	八	四〇〇	四 二〇〇
	土木科	二	二	一	一	一	一	一	四	二〇〇	
同二十一年度	機械科	二	二	二	二	二	二	二	八	四〇〇	八 四〇〇
	土木科	二	二	二	二	二	二	二	六	三〇〇	
同二十二年度	機械科	二	二	二	二	二	二	二	八	四〇〇	八 四〇〇
	土木科	二	二	二	二	二	二	二	八	四〇〇	

備考一、定員八〇〇名、内譯 機械科四〇〇名、土木科四〇〇名

二、昭和十九年度ニ於テハ立命館商業學校夜間部第二學年生徒一〇〇名ヲ機械科第二學年ニ、第三學年生徒一〇〇名ヲ機械科第三學年ニ各編入ノ上特別教育ヲ施スモノトス

一八三 立命館工業學校規則

立命館工業學校規則

第一章 學年學期及休業日

第一條 修業年限ヲ四年トシ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二條 學年ヲ分子左ノ三學期トス

第一學期 四月一日ヨリ七月三十一日迄

第二學期 八月一日ヨリ十二月三十一日迄

第三學期 一月一日ヨリ三月三十一日迄

第三條 休業日ハ左ノ如シ

一、祝日

一、大祭日

一、日曜日

春夏夏季並ニ冬季ニ於テ其ノ教科及修練ノ進捗ノ結果ニ依リ毎季十日以内ノ休業ヲナスコトアルヘシ

第二章 教科及修練課程並ニ授業日時數

第四條 本校ニ於テハ左ノ教科及修練ヲ課ス

教科ハ國民科、實業科、理數科、體練科、藝能科、修練トス

修練ハ日常行フ修練、毎週定時ニ行フ修練、及學年中隨時ニ行フ修練トス

第五條 各學年ニ於ケル教科及修練ノ課程並ニ其ノ教授日數ハ別表ノ如シ

第三章 入學及退學、休學、轉學

第六條 入學ハ學年ノ始メ三十日以内ニ於テ之ヲ許ス但シ缺員アル時ハ第二學期ノ始メヨリ十日以内ニ臨時入學ヲ許スコトアルヘシ

第四學年ニハ轉學又ハ該學年ニテ退學シタル者ノ再入學ヲ除クノ外入學ヲ許サス

第七條 第一學年ニ入學ヲ許ス者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニシテ入學選抜考査ニ合格シタル者トス

一、國民學校高等科修了者

二、國民學校令第十一條ノ規定ニ依リ國民學校高等科ノ課程ト同等以上ト認メラレタル課程ヲ修了シタル者

三、滿十四歳以上ニシテ實業學校ニ於テ行フ國民學校高等科修了ノ程度ニ依ル檢定ニ合格シタル者

第八條 第二學年以上ニ入學ヲ許ス者ハ相當年齢ニ達シ前學年ノ課程ヲ修了シタル者ト同等ノ學力ヲ有スル者ニシテ入學選抜考査ニ合格シタル者

第九條 入學志願者ハ學校所定ノ用紙ニ記載シタル入學申込書、履歷書及戸籍抄本又ハ戸籍證明書ヲ學校長ニ差出スヘシ

第十條 入學ヲ許可サレタルトキハ本人及其ノ保證人ハ學校長指定ノ當日出

校シ學校所定ノ依頼書ヲ學校長ニ差出スヘシ

第十一條 保證人ハ入學者ノ父兄又ハ尊屬トス

第十二條 保證人遠隔ノ地ニ住スルトキハ副保證人ヲ定メ届出ツヘシ

副保證人ハ京都市ニ一家計ヲ立ツルモノニシテ保證人ノ責任ヲ代行シ得ヘキモノタルヘシ

第十三條 保證人並ニ副保證人不適當ト認メタルトキハ變更ヲ求ムルコトアルヘシ

第十四條 生徒又ハ保證人並ニ副保證人其ノ氏名住所等ニ移動アリタルトキハ直チニ學校長ニ届出ツヘシ

第十五條 病氣ノタメ缺席ニケ月以上ニ亘ル者ニハ一箇年以内休學ヲ許可スルコトアルヘシ但シ此ノ場合ハ醫師ノ診断書ヲ添ヘテ保證人連署ノ上學校長ニ願出ツヘシ

第十六條 轉學又ハ退學セントスルトキハ其ノ事由ヲ詳具シ保證人連署ノ上學校長ニ願出ツヘシ

第十七條 退學者ニシテ一箇年以内ニ再ビ入學ヲ志望シタルトキハ同一學年以下ノ學年ニ編入スルコトアルヘシ

第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ退學ヲ命ス

一、 性行不良ニシテ改善ノ見込ミナシト認メタル者

二、 學力劣等ニシテ成業ノ見込ミナシト認メタル者

三、 正當ノ理由ナクシテ出席常ナラサル者

前項ニ依リ退學ヲ命シタルトキハ學校長ニ於テ其ノ事由ヲ具シ地方法長官ニ開申ス

第十九條 左ノ場合ニ於テハ學籍ヲ削除スルコトアルヘシ

一、 本人ノ思想傾向著シク本校ノ教育方針ト背馳シ到底一致スヘキ見込ミナシト認メタルトキ

二、 本人ヲ直接監督スル所ノ父兄ノ本人教育ニ對スル意見カ本校ノ教育方針ト背馳シ家庭トノ間到底圓滿ナル連絡ヲ持シ難シト認メタルトキ

三、 履歷ヲ詐リ又ハ不正ノ手段ニ依リ入學シタル事實ヲ發見スルカ

又ハ前在學校ヲ退學シタル理由カ思想上ノ問題ニ關聯シ未タ完全ニ轉向セル事實ノ認メ難キトキ

四、 授業料ノ納付ヲ怠リ本校ノ督促ニ對シ適當ノ回答ヲナササルトキ

第四章 課程ノ修了及卒業

第二十條 各學年課程ノ修了又ハ所定ノ課程ノ卒業ハ平素ノ各科目ノ成績ヲ考查シテ之ヲ定ム

各科目ノ成績ハ秀、優、良、可、不可ノ區別ニ依ル

第二十一條 所定ノ課程ヲ卒業セリト認メタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス

第五章 懲戒

第二十二條 學校長ハ教育上必要アリノ認メタルトキハ左ノ懲戒ヲ加フ

一、 譴責

二、 謹慎

三、 停學

第六章 學費

第二十三條 入學考查料ハ金三圓トス
一旦納入シタル入學考查料ハ之ヲ返附セス

第二十四條 入學料ハ金五圓トス

第二十五條 授業料ハ月額金五圓トス

保證人ハ之ヲ毎月七日迄ニ納付スヘシ但シ休學ノ許可ヲ得テ全月出席セサル月及學校ノ都合ニ依リテ全月授業セサル月ハ之ヲ徴收セス

第二十六條 授業料ハ出席ノ有無ニ拘ラス之ヲ納付スヘシ

但シ既納授業料及實習費ハ如何ナル場合ト雖モ之ヲ返附セス
校有物ヲ毀損又ハ亡失シタル者ニハ現品若クハ金員ヲ賠償セシムルコトアルヘシ

第二十七條

教科及修練每週授業時數配當表

機械科

每週授業總時數	修練計	藝能科	體練科			理科			實業科							國民科			教科科目 學科			
			武道	體操	教練	生物	物象	數學	工場管理	電氣	原動機	機械材料	機械設計	精密測定	機械工作	實習製圖	工業概説	地理		歷史	國語	修身
二五	一四 (第三日曜日 四時間)	一	三			四	三							二	五	一	二		二	一	第一學年	
二五	一四 (同上)	一	三			二	三				一	二		二	六		一		二	一	第二學年	
二五	一四 (同上)	一	三			一	一	三		一	二	一	二	二	六				一	一	第三學年	
二五	一四 (同上)	一	三			一	一	一		二	三	二	一	六	六	一			一	一	第四學年	

土木科

每週授業總時數	修練計	藝能科	體練科			理科			實業科							國民科			教科科目 學科			
			武道	體操	教練	生物	物象	數學	電氣	機械	構造設計	通路	水工	測量	土木施工	實習製圖	工業概説	地理		歷史	國語	修身
二五	一四 (第三日曜日 四時間)	#一	三			四	三						一	一	五	一	二		二	一	第一學年	
二五	一四 (同上)	一	三			二	三		一	一		二	二	二	五		一		二	一	第二學年	
二五	一四 (同上)	一	三			一	一	三		一	一	二	二	一	二	五			一	一	第三學年	
二五	一四 (同上)	一	三			一	一	一		四	一	四			五		一		一	一	第四學年	

一、授業日數

授業日數ハ最高學年ニ在リテハ二百三十日以上トシ其ノ他ノ學年ニ在リ

テハ毎學年二百五十日以上トス。但シ特別ノ事情ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ非ス

〔注・昭和一九年四月一日施行〕

一八四 立命館工業学校廃止、立命館第四中学校に統合認可書

京學八號

經	二學第一一五	京都府
由	昭和二十二年四月十六日	

財團法人立命館

昭和二十一年十二月二十七日附申請の立命館工業学校を廢止し立命館第四中学校の生徒定員を變更することはこれを認可する

昭和二十二年三月二十日

文部大臣 高橋誠一郎

印

一八五 有償制中学校開設開申

有償制中学校開設開申

京都市上京區小山西上總町二十二番地立命館第一中學校に左記の通り有償制中学校開設致しますから此段開申致します

昭和二十二年四月一日

京都市上京區廣小路寺町東入中御靈町四百十番地

財團法人 立命館理事

岡 善 吉

京都府知事 山本義章 殿

記

- 一、校名 立命館中學校
- 二、開設の日時 昭和二十二年四月一日
- 三、開設の場所 京都市上京區西上總町二十二番地

一八六 学制改革に伴う立命館中学校、立命館神山中学校開校

昭和二十二年五月

學制改革ニ伴ヒ立命館中學校、立命館神山中學校ノ二新制中學校設立ノ件認可セラレ五日開校シタ

〔立命館創立五十年史（昭和二八年三月三十一日）〕

一八七 新制中学校設置、四カ村と委託契約締結

財團法人立命館理事會決議録一〔抜粹〕

一 開會日時、場所

昭和二十二年五月二十日午後二時 中川會館公室

〔中略〕

末川學長

一 學制改革に伴ひて學園に於ても新制中學校を設立すること、なり鳥丸頭に有償制一ヶ校を併設して立命館中學校と名づけ、又立命館第二中學校に一ヶ校を併設して立命館神山中學校と名づけ岩倉村、鞍馬村、靜市野村及び八瀬村の四ヶ村の委託を受け開校すること、し、委託について諸般に亘り之が契約を締結し五月五日入學式を舉行したと報告

〔以下省略〕

一八八 立命館中学校學則

立命館中學校學則

第一章 總 則

第一條 本校は教育基本法に則り、小學校に於ける教育の基礎の上に、心身の發達に應じて、中等普通教育を施すことを目的とする。

第二條 本校は立命館中學校と稱する。

第三條 本校の位置は京都市上京區小山西上總町二二番地とする。

第四條 本校は財團法人立命館が經營する。

第二章 修業年限、學年、學期及び休業日

第五條 本校の修業年限は三箇年とし、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

第六條 學年を分ち左の三學期とする。

第一學期 四月一日から八月三十一日まで

第二學期 九月一日から十二月三十一日まで

第三學期 一月一日から三月三十一日まで

第七條 休業日を左の通りに定める。

一、國民の祝日

二、日 曜 日

三、夏季・冬季・學年末及び監督廳が定めた日

四、創立記念日

第八條 非常變災其他急迫の事情があると校長が認定した場合は授業を行わないことがある。

第三章 教育課程、授業日數及び授業の終始

第九條 教育課程は別に定める。

第十條 生徒が身體の狀況によつて履修することの出来ない教科はこれを課さないことが出来る。

第十一條 教科用圖書は文部大臣の檢定又は認可を経たもの、或は文部大臣が著作権を有するものを使用する。

但し教科用圖書以外の圖書其の他の教材で有益適切なものはこれを使用することが出来る。

第十二條 本校の授業日數は、毎學年二百十日以上とする。

第十三條 本校の授業終始の時刻は季節に應じて校長がこれを定める。

第四章 成績評價及び課程修了の認定

第十四條 各學年の課程の修了又は卒業を認めるにあつては、生徒の平素の成績を評價してこれを定める。評價規定は別にこれを定める。

第十五條 校長は中學校の全課程を修了したと認めた者には卒業證書を授與する。

第十六條 校長は毎學年の終りに、その全課程を修了した生徒の氏名を速かにその生徒の居住する區域の市町村長に報告しなければならない。

第五章 收容定員及び教員組織

第十七條 本校の收容定員は六百名とする。

第十八條 一學級の生徒數は五十人以下を標準とする。

第十九條 本校には校長、教諭及び必要に應じて助教諭、事務職員を置く。校長は校務を掌り、所屬職員を監督する。

助教諭は生徒の教育を掌る。

助教諭は教諭の職務を助ける。

事務職員は事務に従事する。

第二十條 各學級毎に教諭二人を置くことを基準とする。

第二十一條 學校教育法第七十五條に規定する特殊學級はこれを置かない。

第六章 入學、轉學、退學、休學及び卒業

第二十二條 本校は小學校六ヶ年の課程を修了し、卒業證書を授與せられた最初の學年の生徒に就いて、詮衡の上第一學年に入學を許可する。

但し入學の許可は原則として、入學志願者が入學者選抜に合格し、入學式に出席した場合にこれを行うものとする。所定の手續を怠り、故なくして入學式に出席しなかつた者は、合格を取り消されることがある。

第二十三條 本校の入學は校長がこれを許可する。

第二十四條 入學を許可せられた者は保證人一名を定め、誓約書に署名して完全に本校生徒としての義務を果さねばならない。

保證人は生徒の父母又は其の他の尊屬とする。保證人が遠隔の地に住む時には市内に副保證人一名を定めて届け出でなければならぬ。

副保證人は一家の生計を営み、保證人の責任を代行し得る者であることを要する。

第二十五條 副保證人を不適當と認められた時には、校長はこれが變更を求めるところが出来る。

第二十六條 保證人、副保證人の身上の異動は速かに届け出でなければならぬ。入學後其の生徒の保護者は校長の入學に關する承諾書を添え、その居住する區域の市町村長に届け出でなければならぬ。

第二十七條 在學中の生徒にして正當の理由なく引きつづき七日間欠席した場合は、その保護者に對して校長は生徒を出席させる様に通知し、尙引き續き七日以上出席させない時は、その旨を、その生徒の居住する市町村長に通知しなければならない。

第二十八條 生徒が退學した場合は、校長及び生徒の保護者は、その旨をその生徒の居住する區域の市町村長に届け出でなければならぬ。

第二十九條 生徒が傳染病にかかり、若しくはその虞れあるときは、その保護者に對して、校長は生徒の出席停止を命ずる事が出来る。

第三十條 學年相當の學力があると認められ、相當年令に達した者が、本校への臨時入學又は他の中學校からの轉學を志望する場合は、詮衡の上これを許可することが出来る。その時期及び人数に就いては校長がこれを決定する。

第三十一條 他の中學校に轉學を志望する生徒のあるときは、校長は、正當の理由があると認められた場合には、その事由を具し、生徒の在學證明書を轉學先の校長に送付しその了解の上で轉學を許可することが出来る。生徒の轉學又は進學した場合に於ては、生徒の指導要録を轉學又は進學先の校長に送付すると共に、その抄本を作製して

第三十二條 學校に保存しなければならない。

第三十三條 病氣のため長期の休養を必要とする場合は、一ヶ年以内の休學を許可する事が出来る。

但しこの場合は醫師の診斷書を添えて、保證人連署の上、校長に願ひ出でなければならぬ。

第三十四條 轉學又は退學をしようとする時は、保證人連署の上願ひ出で校長の許可を得なければならぬ。

第三十五條 卒業を認めた生徒の氏名はこれを卒業生氏名台帳に登録する。登録番號は逐年追番號とする。

第三十六條 本校を卒業した者は高等學校の入學資格を有する。

第三十七條 授業料は毎月定められた日に必ず本校會計課に納入しなければならない。

第三十八條 入學料は入學を許可せられた上でその定められた日に本校會計課に納入しなければならない。

第三十九條 その他諸費用徴収に關してその定められた日に本校會計課又はその定められた取扱者に納入しなければならない。

第四十條 休學を許可せられた者も休學期間中授業料その他定められた義務金は免除されない。

第四十一條 既納の授業料、入學料、その他徴収金はこれを返付しない。

第四十二條 授業料、入學料、その他諸費用の納入を怠り、またはこれに應じない者に對しては、校長はその生徒の出席を停止し、若しくは本校に在學することを拒絶する。

第四十三條 本校所有の財物を毀損又は亡失した生徒に對しては、現品若しくは代金を以てその一部又は全額を賠償させることがある。

第八章 賞 罰

第四十四條 校長及び教員は教育上必要があると認めるときは、監督廳の定めるところにより、生徒に懲戒を加えることが出来る。

但し休罰を加える事は出来ない。

第四十五條

左の各項の一に該当する場合に限り、校長はその生徒に退學を命ずる事が出来る。

- 一、品行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二、學力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三、正當の理由がなくて出席常でない者

四、學校の秩序を亂し、その他生徒としての本分に反した者

第四十六條

左の各項の一に該当する生徒に對しては、これを職員會に諮つて校長は表彰することが出来る。

- 一、教育上著しく他の生徒によい感化を與えたと認められる者
- 二、生徒として表彰するに足りる行爲のあつた者
- 三、皆勤者、精勤者

但し皆勤とは出席すべき日數中欠席、遅刻、欠課、早退の皆無であつたこと

精勤は定められた基準に準據して精勤と認められるものをいう。

立命館中學校教育課程表

學 年		一	二	三
		年	年	年
必 修 教 科	國語	5	5	5
	習字	1	1	
	社會	4	4	4
	國史		1	1
	數學	4	4	5
	理科	4	4	4
	音樂	2	1	1
	圖畫、工作	2	2	2
	保健體育	3	3	3
	職業、家庭	2	2	2
必修教科計		27	27	27
選擇教科	英語	5	5	5
教科總計		32	32	32

(注・昭和二年四月一日施行)

一八九 立命館神山中學校學則

注・「第三條本校の位置は京都市上京區上賀茂本山町一番地とする」他は「立命館中學校學則」と同文につき省略。

一九〇 立命館中學校教育方針

立命館中學校教育方針〔抜粹〕

一、本校教育の目標

本校教育の目標を次の通り定める。

- 1 人格の陶冶と豊かな個性を伸ばすことに努める。
- 2 平和な國家及び社會を作りあげるに役に立つ人間として眞理と正義を愛する心がけを養う。
- 3 個人の權威を尊び勤勞と責任を重んずる習慣をつける。
- 4 自主的精神に充ちた心身に健康な國民を育成する。
- 5 中學から大學まで一貫した進學を予想して教育すると共に、中學を卒業しただけでも、直ちに社會人として役に立ち得る人物を育てあげる。
- 6 教師と生徒とは敬愛と信頼とを以て結ばれ、學園をあげてアットホームの和やかな憩いの場所であると同時に知性を磨き知識を身につける教育の場たらしめる。

二、本校教育を徹底するために特に左の点に努力する

- 1 教育のよりどころ
中學校教育は、小學校に於ける教育を基礎としてその上に各人の心身の發達を考慮して行われなければならない。故に本校に於ては入學時に生徒各人の教育的環境と資質とを十分に調査して教育のよりどころを樹てる。
- 2 學習のねらい
(以下省略)

〔立命館中學校學則〕冊子付録(昭和二年四月一日)

一九二 立命館高等学校設置認可申請書

立命館高等学校設置認可申請書〔抜粋〕

昭和二十三年三月三十一日

京都市上京區廣小路寺町東入中御靈町四百拾番地

財団法人 立命館

理事 岡 善吉

京都府知事 木 村 惇 殿

昭和二十二年法律第二十六號「學校教育法」昭和二十二年文部省令第十一號「學校教育法施行規則」及び昭和二十三年文部省令第一〇號「高等學校設置基準」に基いて高等學校を設置致し度いので別紙書類を具して認可申請に及びます。

一、目的

本校は明治三十八年九月に京都法政大學の附屬として普通學部を設置し中等程度の普通教育を施したのがその創始である。其後同三十九年四月に之を獨立せる一中學校とし清和中學校と名づけた。大正二年財団法人立命館成るに際し立命館中學校と改め大正十一年北大路室町の新校舎に移轉した。昭和十八年四月立命館第一中學校となし同十九年四月立命館第三中學校が設立された。然して現在に到る間、社會に多數の有爲な人材を送り出し來つたのである。本校は新學制の實施に伴ひ右各校を廢校し立命館高等學校に轉換昭和二十三年四月一日より開校新發足しようとするものであるが本校の特色となす所は昭和二十三年四月に設立された併設の立命館中學校より昭和二十三年四月に設立された新制立命館大學に至る一貫したる教育を終始本財團の一經營の下に實施し得る点である。本校の目的とする所は日本國憲法の精神に則り、教育基本法

及び學校教育法に基く高等普通教育を一貫したる教育方針に従つて行ひ、個性を確立し、人格を高め知識、教養を養ひ以て個人の完成に努め、人類社會の有爲なる人材を養成すると共に文化の創造と發展に貢献せんとするものである。

二、名稱

立命館高等學校

三、位置

京都市上京區小山西上總町二十三番地

四、學則

〔以下省略〕

一九二 立命館高等学校學則

立命館高等學校學則

第一章 總 則

第一條 本校は教育基本法に則り中學校における教育の基礎の上に心身の發達に應じて高等普通教育を施すことを目的とする

第二條 本校は立命館高等學校と稱する

第三條 本校の位置は京都市上京區小山西上總町二十二番地とする

第四條 本校は財団法人立命館の經營に係るものとする

第二章 修業年限學期及び休業日

第五條 本校の修業年限は三年とする

第六條 學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第七條 學期は三學期に分ける

一 第一學期 四月一日から八月三十一日まで

二 第二學期 九月一日から十二月三十一日まで

第三學期 一月一日から三月三十一日まで

第八條 休業日は次の通りとする

一 一月一日及び國が定める祭日、祝日

二 日曜日

三 夏季、冬季學年末その他において監督廳が定めた日

尚非常變災その他急迫の事情により校長が必要と認めた場合には臨時に授業を行わないことがある

第三章 部科の組織

第九條 本校には普通科のみを設ける

第四章 教科課程及び授業日時數

第十條 本校の教科は必修教科と選擇教科に分ける

第十一條 各學年における教科と授業日時數は別表の通りである

第五章 試験課程修了及び卒業の認定

第十二條 各學年の課程の修了及び卒業は平素の成績を考查してこれを定める
前項に關する規定は別にこれを定める

第十三條 定められた全課程を卒業した者には卒業證書を授與する

第十四條 本校の全課程を卒業した者は大學入學の資格を有する

第六章 收容定員及び職員組織

第十五條 本校の收容定員は七百二十人とする

但し特別な場合においてはこの定員を超えることがある

第十六條 一學級の生徒數は四十人以下を標準とする

但し特別な場合においてはこの標準を超えることがある

第十七條 本校には校長、教諭、事務職員、實習助手及び養護職員を置く、尙

校長は校務を掌り所屬職員を監督する
この外助教諭その他必要な職員を置くことがある

教諭は生徒の教育を掌る 事務職員は事務に従事する

實習助手は實習を助ける 養護職員は生徒の養護に當る

助教諭は教諭の職務を助ける

第七章 入學、休學、轉學及び退學

第十八條 入學の期は毎學年の始めとする、但し缺員のあるときには第二學期

の始めにおいて臨時入學を許可することがある

第十九條 第一學年に入學を許可する者は左の各號の一に該當する者で詮衡の

結果合格した者とする

一 中學校若しくはこれに準ずる學校を卒業した者

二 監督廳の定めるところによつて右と同等以上の學力があると認められた者

第二十條 入學志願者が定員を超過した場合には入學試験を行うことがある

入學志願の手續及び入學試験に關する規定は別にこれを定める

第二十一條 第二學年以上に入學を許可する者は相當年令に達し前各學年の課

程を修了した者と同等以上の學力があると認められた者とする

前項の入學の學力はその學年の程度でこれを檢定する

第二十二條 入學を許可せられた者は規定の誓約をなし父兄又はこれに代わる

者を保證人として保證書を差出さなければならぬ

保證人が遠隔の地に住むときには市内に一家計を立てる者を副保

證人として願出る必要がある

第二十三條 保證人は本人在學中その身上一切の事件について責任を負い副保

證人は保證人の責任を代行するものとする

第二十四條 保證人又は副保證人が身上及び住所を變更した場合には速かに届

出でなければならぬ

第二十五條 病氣又は已むを得ない事由のため休學を願出る者には一箇年以内

これを許可することがある

この場合には診斷書又は理由書を添え保證人連署の休學願を提出

しなければならぬ

第二十六條 轉學又は退學しようとする者はその事由を詳記し保證人連署の上

その旨を願出るものとする

第二十七條 退學後一箇年以内に再入學を志望する者は退學當時と同一學年

以下の學年に編入を許可することがある

第二十八條 左の各號の一に該当する者は退學を命ずる

- 一 品行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二 學力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三 正當の理由がなくて出席常でない者

第八章 入學料、授業料その他の費用の徴收

第二十九條 入學を許可せられた者は入學料を定められた日に納付しなければならぬ

第三十條 本校に在學する者は授業料その他の諸費用を定められた日に納付しなければならぬ

第三十一條 休學を許可せられた者も授業料その他の諸費用はこれを免除せられない

第三十二條 本校所屬の物品を毀損又は亡失した者はこれを賠償しなければならない

第九章 賞 罰

第三十三條 左の各號の一に該当する者はこれを表彰することがある

- 一 學校の名譽を發揚した者
- 二 他によい影響與えたと認められた者
- 三 學業性行が特に優秀であると認められた者
- 四 皆勤又は精勤した者

第三十四條 本校生徒としての本分に背く者はその輕重によつて左の懲戒を加えることがある

- 一 譴 責
- 二 謹 愼
- 三 停 學

第三十五條 左の場合には學籍を削除することがある

- 一 生徒又はその父兄の思想及び行動が本校の教育方針に背馳すると認められるとき
- 二 授業料その他の諸費用を納付しないとき

第十章 寄 宿 舎

第三十六條 本校に於いては當分の間寄宿舎は設置しない

第十一章 生徒心得

第三十七條 本校生徒は常にその個性に則し自主自律の精神を養うとともに相協力して明朗闊達な校風の樹立につとめ心身ともに健全な國民としての資質を作るよう心掛けなければならない

第三十八條 本校生徒は常に端正な服装を保ち真摯な態度を失わず生徒としての面目を維持するよう心掛けなければならない

第三十九條 本校生徒は入學の始めに指導教官を定め在學中各方面の指導を受け各自の向上を圖らなければならない

第四十條 本校生徒は毎學年の始めに居住所その他必要事項を届出でなければならない

第四十一條 前項に關して變更があつたときには又直ちに届出でる必要がある

第四十二條 缺席、缺課及び遅刻をしたときにはその當日から三日以内に定められた様式に従い事由を詳記して届出でなければならない 病氣 缺席一週間以上に亘る場合には診斷書を添附する必要がある

第十二章 附 則

第四十二條 校長教職員生徒及び父兄は教育上その他必要と認められる場合には適當な組織又は會をつくる事が出来る

〔別表省略〕
前項の組織又は會についての規定は別にこれを定める。

〔注・昭和二三年四月一日施行〕

一九三 立命館神山高等学校設置認可申請書

立命館神山高等学校設置認可申請書〔抜粋〕

昭和廿二年法律第廿六號「學校教育法」昭和廿二年文部省令第十一號「學校教育法施行規則」及び昭和廿三年文部省令第一號「高等学校設置基準」に基いて高等学校を設置したいので別紙書類を添へて認可申請に及びます

昭和廿三年三月卅一日

京都市上京區廣小路寺町東入中御靈町四百拾番地

財團法人 立命館

理事 岡 善 吉

京都府知事 木 村 惇 殿

一、目的

新學制の實施に伴ない立命館第二中學校を廢止して立命館神山高等學校を設置し中學校における教育の基礎の上に心身の發達に應じて高等普通教育を施すことを以て目的とする

二、名稱

立命館神山高等學校

三、位置

京都市上京區上賀茂本山町一番地同上神原町四、九、廿七番地

四、〔省略〕

五、教員組織表（二十三年度）

立命館神山 中學校
高等學校

一、生徒數及學級數

高等學校	中 學 校	學 校 別 年 別		
		一 年	二 年	三 年
170名 (3組)	90名 (2組)			
155名 (3組)	140名 (3組)			
	240名 (4組)			
325名 (6組)	470名 (9組)			
795名 (15組)				合 計

二、教員

(一) 高等學校

定數 十五名

現在數十六名

專任十名

兼任六名

有資格者十名
無資格者〇

有資格者六名
無資格者〇

(二) 中學校

定數 十七名（一學級一八人）

現在數 十八名

專任一二名

兼任 六名

有資格者十一名
無資格者一名

有資格者〇六名
無資格者〇

(三) 總計二十八名（實人員）

一九四 立命館神山高等学校則

立命館神山高等学校學則〔抄〕

第一章 總 則

第一條 本校は教育基本法に則り中學校における教育の基礎の上に心身の發達に應じて高等教育を施すことを目的とする。

第二條 本校は立命館神山高等学校と稱する。

第三條 本校の位置は京都市上京區上賀茂本山町一番地。

第四條 本校は財團法人立命館の經營に係るものとする。

第二章 修業年限、學年、學期及び休業日

〔省略〕

第三章 部科の組織

第九條 本校には、普通科のみを設ける。

第四章 教科課程及び授業日時數

〔省略〕

第五章 試験、課程修了及び卒業の認定

〔省略〕

第六章 收容定員及び職員組織

第十五條 本校の收容定員は二百四十人とする。

但し特別な場合においてはこの定員を超えることがある。

第十六條 一學級の生徒數は四十人以下を標準とする。但し特別な場合においては、この標準を超えることがある。

第十七條 本校には校長、教諭、事務職員、實習助手及び養護職員を置く。尚

この外助教諭その他必要な職員を置くことがある。

校長は、校務を掌り、所屬職員を監督する。

教諭は、生徒の教育を掌る。事務職員は事務に従事する。

實習助手は、實習を助ける。養護職員は、生徒の養護に當る。

助教諭は、教諭の職務を助ける。

第七章 入學、休學、轉學及び退學

〔省略〕

第八章 入學料、授業料その他費用の徴收

〔省略〕

第九章 賞 罰

〔省略〕

第十章 寄 宿 舎

〔省略〕

第十一章 生徒心得

〔省略〕

第十二章 附 則

〔省略〕

〔別表〕

教科課程

年 度	學 科 目	
	必修科目	選 擇 科 目
第一學年	5	國語、社會、職業、物理、化學、生物、外國、工作、圖畫、音樂、幾代、何數、 <small>西歐入學 事文 洋文 地理 史地 史論</small>
第二學年	5	5
第三學年	5	5
合計	15	15

〔注〕昭和二十三年四月一日施行

一九五 立命館夜間高等学校設置認可申請書

昭和二十三年三月三十一日

京都市上京區廣小路寺町東入中御靈町四百十番地

財団法人 立命館

設置者 理事 岡 善吉

京都府知事 木 村 惇 殿

立命館夜間高等学校設置認可申請書

昭和二十二年法律第二十六號「學校教育法」昭和二十二年文部省令第十一號「學校教育法施行規則」及び昭和二十三年文部省令第一號「高等学校設置基準」に基いて立命館夜間高等学校を設置致し度いので別紙書類を具して認可申請に及びます。

一、目的

本校は昭和十二年四月夜間中學(五年制)、並に商業學校夜間部(四年制)として設立開校、昭和十八年四月前者を立命館第四中學校(四年制)に、昭和十九年四月後者を立命館工業學校(四年制)に夫々轉換し、以て現在に至つたが其の間社會に幾多の有爲な人材を送り出して來た本校は、此度新學制の實施に伴ひ右兩校を廢校し夜間高等学校として轉換、昭和二十三年四月一日より開校、發足しようとするものであるが、本校の大きな特色は高等学校より本財團經營に係る新制大學に至る迄夜間を通じて進學出来るところの一貫性を有して居る點にあり、本校の目的とする所は主と

して晝間實務に従事する勤勞青年に對して夜間を利用して日本國憲法の精神に則り教育基本法及び學校教育法の趣旨に基く高等普通教育を行ひ、國家及び社會の有爲な形成者として必要な資質を養ひ、一般的な教養を高め、個性の確立に努めると共に文化の創造と發展に貢献することを以て目的とする。

二、名稱 立命館夜間高等学校

三、位置 京都市上京區小山西上總町二十二番地

四、學則 別紙の通り

一九六 立命館夜間高等学校學則

立命館夜間高等学校學則

第一章 總 則

第一條 本校は學校教育法の規定による高等学校とする

第二條 本校は日本國憲法の精神に則り主として晝間實務に従事する男子に對して夜間を利用して教育基本法及び學校教育法の趣旨に基く高等普通教育を行うことを目的とする

第三條 本校は立命館夜間高等学校と稱する

第四條 本校の位置は京都市上京區小山西上總町二十二番地とする

第五條 本校は財團法人立命館の經營に係るものとする

第二章 修業年限、學年、學期及休業日

第六條 修業年限は四年とする

第七條 學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る學年を分けて左の三學期とする

第一學期 自四月一日 至 七月三十一日

第二學期 自八月一日 至 十二月三十一日

第三學期 自一月一日 至 三月三十一日

第八條 休業日を定めること左の通り

一、一月一日及び國の定める祭日、祝日

一、日曜日

一、夏季、冬季、學年末、その他において監督官廳が定めたる日

尚ほ非常變災其の他急迫の事情に依り校長が必要と認めたる場合には臨時に授業を行わないことがある

第三章 教科課程及び授業日時數

第九條 本校の教科は必修教科と選擇教科とに分ける

第十條 各學年の教科課程と其の授業日時數を定めること左表の通り

區別	必修科目		準必修科目			選擇科目					合計	備考		
	國語	社會	數	物	英	地	漢	美術	生物	自由研究			歴史	習字
一年	三	五	一・二	一・二	三	地一學	一	一	一	一	一	一	二四	自由研究は英・數・物・國の何れかとする
二年	四		二	四	四	人文地一	一	一	一	一	一	一	二四	
三年	四		二	四	四	人文地一	(-)	(-)	(-)	(-)	一	一	二四	
四年	四		二	四	四	人文地一	(-)	(-)	(-)	(-)	一	一	二四	
計	一五	五	九	一五	一五	四	四	四	四	三	三		九六	

一、自由研究科目は英語・數學・物象・國語の中何れかを選ぶものとする

二、必修科目の單位數を左の通り定める

國語 一五單位(四ヶ年)

社會 一〇單位

三、進級單位數(各學年)を左の通り定める

第一學年 二三單位以上

第二學年 二三單位以上

第三學年 二一單位以上

第四學年 二〇單位以上

卒業單位數は四ヶ年合計八十五單位以上とする

第十一條 授業日數は每學年二百三十五日以上とする

但し特別の事情によりて文部大臣の認可を受ける場合は此の限りではない

第十二條 授業は午後五時より午後九時まで四時間授業とする

但し始業時刻は季節によつて變更することがある

第四章 試験及び課程修了の設定

第十三條 學業の成績は平常の演習成績を資料として之を審査すると共に學期末又は學年末に學科考査を行つて學業の成績を檢定するものとする

第十四條 第四學年の課程を卒り卒業考査に合格した者には卒業證書を授與する

卒業考査は學年の成績に依る外特別な筆記又は口述の考査を行うか

或は卒業論文を提出させることがある

第五章 收容定員及び職員組織

第十五條 生徒定員は六四〇名とする

第十六條 一學級の生徒数は五十人以下を標準とする但し特別な場合においてはこの標準を超えることがある

第十七條 本校には校長、教諭及び事務職員をおく

尚ほこの外助教諭その他必要な職員を置くことがある。

校長は校務を掌り所屬職員を監督する

教諭は生徒の教育を掌る

事務職員は事務に従事する

助教諭は教諭の職務を助ける

第十八條 本校においては各學級毎に教諭二人を置くことを基準とする

第六章 退學及び轉學

第十九條 入學は學年の始め三十日以内に於て之を許可する

但し缺員のあるときは第二學期の始め十日以内に於て臨時入學を許可することがある

最高學年には轉學又は當該學年に於て退學した者の再入學を除く

の外新に生徒の入學を許可しない

第二十條 本校に入學することの出来る者は左の各號の一に該當する者とする

一、第一學年に入學することの出来る者は年齢滿十五歳以上にして新制中學校の卒業者若しくは此れと同等以上の學力があると認めたる者とする

二、第二學年以上に入學することの出来る者は相當年齢に達し前各學年の課程を修了した者と同等以上の學力があると認めたる者とする

第二十一條 入學志願者が定員を超過した場合には入學試験を行うことがある
入學試験は學科並びに人物考査を行い其の結果を綜合して入學を決定する

第二十二條 入學志願の際は規定の願書に履歷書出身各學校の成績證明書及び入學考査料を添へて學校長に差出すものとする

第二十三條 入學の許可を得たる者は規定の入學料を納付するものとする

第二十四條 入學の許可を得た時は十日以内に保證人より規定の誓約書を差出すものとする。保證人は生徒の親権者後見者又は丁年以上の近親者で獨立の生計を営んでゐる者でなければならぬ、保證人が若し遠隔の地に居住してゐる場合に於ては京都市に居住し丁年以上で獨立の生計を営む者を更に副保證人として誓約書に連署させること

第二十五條 學校長に於て必要があると認めるときは保證人の變更を命ずることがある

第二十六條 保證人左の各號の一に該當するときは遲滞なく改めて保證人を定め誓約書の書換を爲さねばならぬ

一、前條の要件を缺き又は死亡したとき

一、學校長より變更を命ぜられたとき

第二十七條 保證人が其の氏名又は住所を變更したときは其の旨遲滞なく學校長に届出ること

第二十八條 病氣の爲缺席一週間以上に及ぶものは醫師の診断書を添へ保證人連署の上届出ること

第二十九條 他の高等學校に轉學を志望する者は其の理由を明記した願書を保證人より差出して學校長の許可を受けるものとする

校長は正當の事由があると認められた場合其の事由を具し生徒の在學證明書及び學籍簿の謄本を轉學先の校長に送付し轉學先の校長は缺員のある場合轉學を許可することがある

第三十條 退學しようとする者は其の理由を詳記した願書を保證人連署の上差出し學校長の許可をうけるものとする

退學後一ヶ年以内に再入學を志望する者には退學と同一學年以下の學年に編入を許可することがある

第三十一條 左の各號の一に該當する者には退學を命ずる

一、性行不良にして改善の見込がないと認めたる者

二、學力劣等にして成業の見込がないと認めたる者

三、正當の事由なくして出席不良の者

- 四、履歴を詐り又は不正の手段により入學した事實を發見するとき
- 五、授業料の納付を怠り本校の督促に對して適當の回答をしない時
- 六、學校長が前項の規定により生徒に退學を命じたときは其の理由を具して遲滞なく地方長官に開申するものとする

第七章 授業料、入學料其他

- 第三十二條 本校の授業料は月額金百五十拾圓とする
- 第三十三條 入學考査料は金百圓とする
- 第三十四條 入學金は金參百圓、入會金は金百圓とし入學を許可せられた者は直ちに之を納付するものとする
- 第三十五條 父兄會費は月額金七拾圓とし毎月授業料と同時に納付するものとする

第八章 賞 罰

- 第三十六條 左の各號の一に該當する者はこれを表彰することがある
 - 一、學校の各譽を發揚した者
 - 二、他によい影響を與へると認められた者
 - 三、學業性行が特に優秀であると認められた者
 - 四、皆勤又は精勤した者
- 第三十七條 學校長は教育上必要があると認める時は生徒に懲戒を加へることがある

懲戒は情狀の輕重に従ひ左の項目に依りて行ふものとする

- 一、譴責
- 二、謹慎
- 三、停學
- 四、退學

第九章 寄宿舎

第三十八條 本校に於ては當分の間寄宿舎は設置しない

第十章 生徒心得

第三十九條 本校生徒は常に自主自律の精神を養うと共に相協力して明朗闊達な校風の樹立につとめ心身ともに健全なる國民としての資質を作らう心掛けなければならない

第四十條 本校生徒は常に端正な服装容儀を保ち本校生徒としての面目を維持するよう心掛けなければならない

第四十一條 本校生徒は毎學年の始めに其の居住所を届け出なければならないこれを變更したときには又直ちに届出る必要がある

第四十二條 缺席缺課及び遅刻をしたときには其の當日から三日以内に事由を詳記して届け出なければならない。病氣缺席一週間以上に亘る場合には診断書を添付する必要がある

附 則

- 一、本學則施行に關して必要な細則は學校長が別に之を定めるものとする
- 二、本學則は昭和二十三年四月一日より之を施行する
- 三、校長教職員生徒及び父兄は教育上その他必要と認められる場合には適當な組織又は會を作ることが出来る これらの組織又は會についての規定は別に之を定めるものとする

一九七 立命館神山高等学校学則（商業科設置に伴う改正）

昭和二十六年二月三日理事会議事録（抜粋）

議案第四号

一 立命館神山高等学校学則中次のように改正する。

昭和二十六年 月 日

財団法人立命館

理事長 北川 敏 夫

第一條中「高等普通教育」の次に「及び専門教育」を加へる

第九條中「普通科のみ」を「普通科及商業科」に改める

（参照）現行学則第一條 本校は、教育基本法に則り、中学校における教育の基礎の上に心身の発達に應じて高等普通教育を施すことを目的とする。

第九條 本校には普通科のみを設ける。

一九八 立命館夜間高等学校、立命館神山高等学校及び同中学校
廃止に関する認可申請書

昭和廿七年二月八日

學校法人 立 命 館

理事長 北川 敏 夫

京都府知事 蛭 川 虎 三 殿

夜間高等学校、高等學校及び中學校の廃止に關する認可申請書

標記の件につき立命館夜間高等学校、立命館神山高等学校及び立命館神山中學校を廢止したいから御認可下さいませよう左記の通り必要事項（關係書類添付）を具し申請いたします

記

一、廢止しようとする事由

1、近時諸物價は昂騰の一途をたどり人件費、物件費とも逐次激増して私學の經營は漸次困難の度を加えつ、あり、この際本法人に於ても經營の合理化により圓滑な運営を斷行する必要に直面したから私學としての重點的特色ある經營を企圖して夜間高等学校の獨立制を廢し高等學校の授業課程を二部制とする事として教員並びに設備の交流、併用を行うと共に一面これによる餘剩力をあけて私學として特色あり充實した教育に傾注する。

2、前記經營上の觀點から京都市の僻地に位置しているため交通の便が悪い關係上有爲の志願者を充足し難く年々赤字經營を餘儀なくしている立命館神山高等学校及び立命館神山中學校を廢してこの餘剩力を活用しもつて現在設置している立命館高等学校及び立命館中學校教育へ總力を集中する。

二、生徒の處置

廢止しようとする學校名	在籍生徒數 (二月五目現在)	處 置 方 針
立命館夜間高等学校	八八二	立命館高等学校(定時制、夜間)に收容する
立命館神山高等学校	三九一	立命館高等学校に收容する
立命館神山中學校	三一九	1. 委託生三〇八名は京都市へ移管する 2. 區外生十一名及び委託生中の希望により立命館中學校に收容する

三、學校備付諸帳簿の處置

帳簿の名稱	冊 數	處 置 方 針
學 籍 簿	一九	京都市からの委託生に關係あるものは市に引續ぎその他のものは一切立命館高等学校、立命館中學校に引續ぐ
卒業 者 臺 帳	九	以下右に同じ
成 績 簿	一二	
その他重要簿冊	四六	

四、教職員の處置

立命館高等学校、立命館中学校に統合後の教職員中剰員となる者の見込數約十九人であるが、この剰員は學内配置轉換、轉退職等自然減により一年中に適正人員に減ずる見込である。

従つて統合に際し本人の意思によらない退職は行なはない。

五、關係書類（別紙添付）

1. 評議員會議事録
2. 理事會議事録

一九九 立命館神山高校・同中学校廃止に関して父母への挨拶状

拝啓 余寒なお厳しい折柄各位愈々御清祥の段大慶に存じ上げます。

さて神山高等学校並に神山中学校の経営につきましては、平素多大の御援助と熱心な御協力をいただき、まことにあり難く深謝しております。

御承知のごとく、同校は昭和十六年開設以来、些か高等学校及び中学校の教育に貢献して参りましたのでありますけれども、戦後中学教育が義務制化され、また同校はせつかく教育上最も理想的な環境にありながらも交通不便という現実の悪條件をになつておりますために、関係教職員諸君のなみなみならぬ努力にもかかわらず、本学園全体の経営から申しますと、これを維持経営することが困難となりました。そこで今般学園経営合理化の必要上まことに遺憾ながら、昭和二十七年より神山高等学校はこれを北大路の立命館高等学校と合併して両校の教職員を一体とする充実した教員組織を以つてよりよい教育を行うことといたします一面、神山中学校在学生の中委託生はこれを京都市の経営に引継ぎますが希望せられる方は北大路の立命館中学校に転じていただくように取り計らいたいと存じます。

就きましては、せつかく御入学をいただきました御大切の御子弟に対しましてはもちろん、多年にわたる各位の御支援と御協力に対しまして、御迷惑をお

掛けすることとなり、全く申訳なく存じておりますが、前記の事情をお汲み取り下さいまして、何卒御諒承いただきますよう、切にお願い申し上げます。

実は、早速各位に御参集を願ひまして親しく諸般の事情を御聴取いただくべき筈でありますけれども、御多端のこと、も存じ、とりあえず書面をもつて御挨拶を申上げると共に、右事情御報告御諒承をお願い申上げる次第でございます。

昭和二十七年二月二十二日

敬具

立命館 総長 末川 博

学校法人立命館 理事 長 北川 敏夫

神山高等学校 父兄母姉各位
神山中学校

二〇〇 中学校、小学校長に対する「学園経営合理化措置」についての挨拶状

学園経営合理化措置についての御挨拶

拝啓 余寒なおきびしい折柄、貴校益々御隆昌の段慶賀の至りに存じます。

さて、本学園の経営につきましては、従来多大の御協力御支援をいただき、関係者一同深く感謝している次第であります。お蔭をもちまして、学園も年々向上発展の道をたどつて参りましたが、今般経営合理化を行い、より充実した教育を実施し、一層皆様方の御期待にそつよう努力することになりました。その一環として、高等学校、中学校の教育は、北大路学舎において集中的に行うことに決定し、これまで経営して参りました立命館高等学校、立命館夜間高等学校、立命館神山高等学校、立命館中学校、立命館神山中学校の五校を、昭和二十七年より、立命館高等学校（全日制、定時制）、立命館中学校の二校に合併統合することとし、生徒募集もこの二校に限定することと致しました。立

立命館高等学校（全日制）の選抜検査は、すでに二月二十四日、二十五日に終了し六百名に及ぶ志願者のうちから選考中ですが、統合その他に関連して各方面の要望もありますので、収容の余地を工夫して第二次検査を実施することとし、立命館高等学校（定時制）および立命館中学校の入学検査と併せて、別記の通り三月中に行う予定であります。

各位の御理解をいたゞき、従来にもまして一層の御後援あらんことを切に御願ひ致します。

右、御願ひ少々御挨拶申し上げます次第であります。

記

敬具

（学 校 名）

（考 査 期 日）

立命館中学校（男子のみ）

三月十五日（土）十六日（日）

立命館高等学校

全 日 制（男子のみ）

第二次 三月二十日（木）二十一日（金）

定 時 制（男女共学）

推薦入学（書類選考） 三月十日（月）
一般入学 三月三十日（日）

詳細は京都市上京区北大路室町 立命館高等学校、中学校事務室（電西陣一八二・一六〇一・七一四〇）に御問合せ願います。

昭和二十七年二月二十五日

学校法人立命館

理 事 長 北 川 敏 夫
総 長 末 川 博
高等学校校長 松 尾 一 徳
中学校校長

中 学 校 校 長 殿
小 学 校 校 長

二〇一 立命館高等学校学則（夜間高等学校・神山高等学校廃止、立命館高等学校合併に伴う改正）

立命館高等学校学則（抄）

第一章 総 則

第三條 本校に、通常の課程と定時制の課程を置く。

第四條 本校の位置は、京都市上京区小山西上総町二十二番地とする。

第二章 修業年限、学年、学期及び休業日

第六條 本校の修業年限は、通常の課程にあつては三年、定時制の課程にあつては四年とする。

第三章 部科の組織

第十條 本校には普通課程を置く。但し当分の間商業課程を併置する。

第六章 収容定員及び職員組織

第十五條 本校の収容定員は、当分の間次のとおりとする。

一、通常の課程 七五〇人

二、定時制の課程 八〇〇人

第十六條 本校には別に定めるところにより校長、副校長、教諭、事務職員、教務助手、養護職員、その他必要な職員を置き、定時制には主事を置く。

附 則

- 1、この学則施行に必要な規則は、別に定める。
- 2、校長、教職員、生徒及び父兄は、教育上その他必要と認められる場合に適當な組織又は会を作ることができる。これらの組織又は会についての規程は、校長が定めるものとする。
- 3、この学則は昭和二十七年四月一日から適用する。

(別表二)教科課程度及授業(日)時数(定時制)

教科	国語		社会			数学		理科			保健体育	芸能		外国語	計	単位外活動	履修単位計	授業(日)時数						
	国語(甲)	国語(乙)	漢文	一般社会	日本史	世界史	人文地理	時事問題	解析I	幾何		解析II	物理					化学	生物	地学	体育	図画	書道	英語
一学年	③	1	2	④				3	3		2	2	2		③	1	1	4	23	1	23	32	時805	時3220
二学年	②	1	2	①	5	5	5	2	2		3	3	3		②	1	1	4	23	1	23			
三学年	②	2	1			5	5			2	2	3	3		②	1	1	4	23	1	23			
四学年	②	2	1			5		5		3	3	2	2		②	1	1	3	23	1	23			
備考																				クラブ活動				

二〇三 神山中学校生徒委託契約解除の件

昭和廿七年三月十二日

学校法人 立命館

理事長 北川 敏夫

京都市教育委員会

教育長 不破 治殿

神山中学校生徒委託契約解除の件

本人の経営に係る神山高等学校及び神山中学校は従来年々赤字を出しつつ、も
 大学との関連に於て経営を続けて来たのでありますが最近諸般の事情上本学園
 全般の経営合理化の為に昭和廿七年三月中を以て愈々右両校を廃校すること、
 なり曩に之に伴う寄附行為の改正につき理事会、評議員会の決議を経まして予
 て貴市より委託を受けていました同中学校の委託生徒も本年度限りを以て御辞
 退申上げたたく口頭を以て申出でて置きました次第であります

就きましては所轄庁からも近く学校廃止につき認可の見込みであり本法人とし
 ましたも明年度の準備等の都合もありますので右申出の点御承諾賜わります様
 御願ひ申し上げます

尚同校地、校舎は本法人としても目下の処格別用途も定めて居りませんが父兄
 会に於きましては出来ますなれば貴市中学校として引続き御経営願いたいの
 希望も申述べて居り事情尤の事とも存じますので此の際貴市で有姿の儘御買取
 頂けば洵に好都合ではありますが若し御買取出来ませぬ場合はその儘適当の料
 金で御使用願つてもよろしく何分共御考慮御願ひ申し上げます

二〇三 教育事務の委託解除について（京都市教育委員会）

發教施第一四号

昭和二十七年三月二十六日

京都市教育委員会

学校法人立命館 理事長 北川 敏 夫 殿

教育事務の委託解除について

本市教育委員会と貴学校法人との間に締結中の本市
中学校生徒の教育事務の委託は三月十二日付御申出
の通り本年度をもつて解除すること、なりましたか
ら御了承願います。

二〇四 立命館高等学校定時制課程廃止

昭和四二年度第二〇回理事会（昭和四三年三月二日）議事録〔抜粋〕

- 一、議案第三九号 立命館高等学校定時制課程廃止の件
- 二、議案第四〇号 立命館高等学校学則改正の件

一括上程

高橋常務理事から、議案第三九号の定時制課程の廃止は、生徒数の減少によりその目的を達成することが困難となつた為、去る昭和三九年一月一三日の理事会において、昭和四十年から、生徒募集停止の措置をとり定時制課程を廃止することについての承認を得、本年三月三日在校生全員の卒業を了したので、来る三月三十一日をもつて廃止することにした旨、指導要録等の保存その他の措置について、また、議案第四十号の学則改正は、これに伴うものである旨配布の議案書により説明があり、原案通り承認可決。

〔以下省略〕

二〇五 立命館高等学校学則（定時制課程廃止に伴う改正）

立命館高等学校学則〔抄〕

第一章 総 則

第三條 本校に、通常の課程を置く。

第六條 本校の修業年限は、通常の課程にあつては三年とする。ただし、同

一の学年に三年以上在学することができない。

第十七條 本校の収容定員は、次の通りとする。

通常の課程 一、二〇〇人

第十八條 本校には校長、副校長、教諭、事務職員その他必要な職員を置く。

附 則

この学則は、昭和四三年四月一日から施行する。

別表Ⅱ 教育課程表 立命館高等学校（定時制）削除

学祖・歴代総長・学長、演説・祝辞・論説集

二〇六 西園寺公望・財団法人立命館設立及び名称変更発表式
祝辞

祝 辭

明治の初年余私學を京都に開き名を命じて立命館と曰ひ學を講じ道を論じて世の進運に裨補せんことを期せり其後故ありて中絶し其名虚しく存せるのみ數年前丹波中川小十郎君京都法政大學を創むるに當り余に其匾額に題せんことを求む余仍りて立命館の三大字を書して之を與へ且附するに數言を以てし君の力に依りて其實の擧がるを喜ぶの意を表せり匾額は不幸祝融の災に罹りて滅せりと雖も校運は益隆昌に向ひ次で中學を附設し稍其體を成せり今次其組織を改め財團法人と爲すに及びて余が前きに書せし所の題字を采りて其名稱と爲せり余は是に於て乎益其名實俱に永く存するを喜ぶ思ふに今日の學は開物成務を以て要と爲すと雖も修身立命の工夫亦閑却すべからず必ず忠信の行ありて實用の才始めて其功を成すことを得自今斯校に遊ぶ者深く思を此に致さば其違はざるに庶幾からん法人立命館の成立に際し聊か其名稱の由來を叙し以て祝辭と爲す
大正二年十二月十三日

正二位勲一等 侯爵 西園寺 公望

(立命館學報・第一號(大正三年二月))

二〇七 西園寺公望・創立三十五年記念祝賀會祝電

貴學創立三十五年記念祝賀會ヲ開カルル由ヲ聞キ喜ビニ堪ヘズ。明治ノ初メニ於テ余ガ建設セル立命館ノ名稱ト精神ヲ繼承セル貴學ガ益々發展シテ國家ノ進運ニ貢獻スルコト大ナルベキヲ祈ル。關係者諸君ノ自重努力ヲ希望ス。

公爵 西園寺公望

(立命館學誌・第一八六號(昭和一〇年二月二十五日))

二〇八 中川小十郎館長・財団法人立命館設立及び名称変更発表式演說

法人設定發表式に於ける
創立者中川氏の演說

閣下并に諸君、茲に各位の御臨席を辱ふし立命館の法人組織設定を發表することを得ますのは私の最も光榮とする所でござります、回顧しますと、今より十四年前の事です、京都法政大學の前身たる京都法政學校の設立認可を得ましたのは實に明治三十三年五月でありました、夫れから七箇年後即ち明治三十九年に至りまして清和中學校をも増設致したのであります、而して今日に至る迄の間には幾度か變遷はござりましたが幸ひにして何等の蹉跌をも見ませずして順當に發展を爲すことを得まして今日微力ながら法人組織を設立して發表を致すことを得るに至りました

内外同情者
に對し謝辭

之れは全く外、本學の爲に厚き同情を寄せられたる前の京都帝國大學總長木下先生及京都府歴代知事の援助と内、本學の講師又は教員として親しく講義若くは授業を擔當せられたる諸君の御盡力に依る次第であります、此一事は私が今、法人組織を發表するに方り第一に此等の各位の御高情に付て篤く御禮を申上げ、又茲に出席の學生諸君に對しては以上諸先生が本學の爲に盡力せられたることを長く念頭に存して忘れざらんことを希望する次第であります

私は學校經營の重大なる責任を負ふて居りますにも拘はらず、常に他地方の勤務に服して居るのでありまして即ち大阪、東京特に最近五六年間は北は樺太廳より南は臺灣銀行に就職して居るのでありますから、本學教務の側は主として井上法學博士を煩はし夫れから内部の事務は學校創立の當初に於きましては今、京都の市會議員たる山下好直氏を煩はし其後末弘威磨君を煩はし殊に明治三十九年内閣書記官に轉任してよりは全然末弘君の御盡力に依つた譯であります

す、斯くの如く私一己の經營と云ふものの實は名許りでありまして以上諸君の御盡力に依りて學校も順當に發展することを得ました譯であります之を茲に申し述べて此等諸君に對して謝意を表する次第であります

本學設 立事情

今日は斯く多數の諸君の御來會を得ましたるに依り此機會に於きまして本學が設立された當初の事情を申し述べたいと存じます、之を説明致すには矢張り京都帝國大學創立の事情に及ばざればならないのであります實に本學の出來ましたのは京都帝國大學創設の副産物でありまして御承知の通り東京の外關西に於て京都又は大阪に今一つ學問の中心を置かうと云ふのは夙に政府の方針であつた様に思はれます次第で明治十二年には大阪に専門學校を設置せられ明治十八年には之れを改めて大學分校の名稱を附し理學、文學を本科とし尚ほ豫科をも附設せられたのであります、高等中學の制度改正に伴ひ十九年に中學校令の發布を見まして第三高等中學校の組織に改められまして二十二年に之を京都に移し別に法學部をも設置されました、昨年の事かと思ひますが祝融の災に罹つた京都帝國大學化學教室は實に當時の建築物でありまして之れは森有禮氏が文部の當局であつた時代に出來たのである、あの煉瓦造りの建物は森文部大臣の設計に成り英國大學の形式に倣ふて設計せられたと云ふことで當時森文部大臣の意中に於かれては之を他日大學に改造せんとするの意圖を有し居られたのであると云ふことを聞いて居ります、當時の當局者が已に其の時分から大阪若くは京都に今一つの學問の中心を置くことを考へて居られたことは分るのであります、其後明治二十七年に至りまして井上毅氏が文部大臣となられて高等中學校を廢して高等學校と爲し専門部を設け大學豫科を以て附設の形と爲すの案を立て其第一着に京都の第三高等學校を改革し法學部、工學部、醫學部を設けて大學豫科を全廢されました、蓋し各地に在る高等學校を以て程度の低い分科大學と爲し東京帝國大學を以て其の上の大學院と爲さんとするものでありますと察します、所が此議は井上子爵の意見通り實行を見るに至らないで止みまして高等學校の改革は再び逆行して大學豫科をも主體とする舊制に復したのであります、此の如く幾多の紆餘曲折を見ましたが東京の外京都若くは大阪

に即ち關西にも學問の中心を置くことは政府のみならず民間の有力者間にも唱說せらるゝこと、なりまして明治二十六年の帝國議會に於て今日の政友會の前身たる自由黨に屬する代議士長谷川泰氏外三十二名提出の京都に大學設置の建議となりましたが其大學設置に要する經費としては既設文部省直轄學校の内を廃止して之れに充用しても差支無きを以て必ずや實行してもらいたいと云ふのであります、此建議が帝國議會に現はれました時分には今日此立場に御臨席を得ました雨森氏及田中氏も議席に居られ其通過に御盡力ありしこと、存じまする兎に角從來關西に學問の中心を置くことと云ふことが輿論となつて居りました所へ此の自由黨に屬する代議士三十三名の建議に依りまして此の京都に更に一の大學を置くことと云ふことが極まつたのであります夫れから間もなく日清戰爭が起りました大捷の後西園寺侯爵が文部大臣となられて初めて京都帝國大學設置の議を決定せられ明治三十年六月勅令を以て其旨を發令せられたのであります、其の實行に關しましては文部省内に創立委員なる者を定められ今の外相牧野氏、前京都帝國大學總長木下氏、元第三高等學校長折田氏、會計課長永井久一郎氏でありまして其當時私も亦文部省の一員として今の高等工藝學校長中澤岩太氏と俱に諸般の調査に従事しまして東京帝國大學に對して新なる一の地歩を占めんが爲に大學内部の組織に關し中澤博士と共に幾多の新案を立てまして之を通則中に定めらるゝことに致したのであります

此の如く東京の外關西に更に一の學問の中心を置くことは夙に政府の考慮に上ほり幾度か實現せんとして決せなかつた所へ自由黨に屬する代議士の建議に依りまして京都に帝國大學を置くことと云ふ大勢を決し西園寺侯の文相に就任せらるゝや愈々之が實行を確定せられたのであります其の建議の趣意は明かに天下學問の中心を二所に置き彼此互に競争の態度を以て學問の研鑽大勢に努むべきことを主張したのであります先づ理工科大學を設置せられ次で明治三十二年に法科大學を開設せられたのであります

京都法政 大學創立

當時民間有志者の間に於きまして政府に於て官立帝國大學を京都に建設せられたる以上は民間に於ても之を利用し之れに據りて私學を興し關西の學生を

京都に集め京都をして事實東京に對して更に一の學問の中心となる様に盡力せざるべからずとて京都に私立の法律學校を設置せんとするの議が各方面に唱へられました、其時恰も私は官を辭し大阪に在て實業に従事して居つたのでありますが此の京都帝國大學の創立に干與せし縁故もあり法科大學教授諸氏は舊友であり當地民間有志の方々も多くは知合の方であつて私が此の計劃の中心に立つて盡力することが頗る便利である關係がありましたので自ら進んで之れに當らんと欲しまして先づ

木下總長と
協議の上着手

木下總長に懇談致しました所が夫れは大學としても大學教育の擴張と認めて之を喜ぶが併し東京の私立法律學校に比し一つ新しい地位を占める考を以て東京より進歩したものを拵へる様盡力すべき旨の御話もありましたので愈々奮發しまして自ら進んで創立維持の責任を負ふの決意をなし其衝に當つた次第であります

京都法政
大學の沿革

そこで先づ第一番に御相談しましたのが今京都市長である井上博士と滿鐵理事である岡松博士と茲に列席せらるゝ、法科大學教授の織田博士の三君でありまして彼是協議の末設置維持の事即ち財政上の事は自分が擔任し教授上の事は三君の御盡力に依り法科大學の教授諸氏に於て講義を擔任せらるゝ、ことになつて學長は京都出身の法學大家にして吾々の恩師たる富井博士に御依頼し教頭は井上博士に願ひ取敢ず三本木の三階樓を借り受けて授業を開始したので實に明治三十三年の六月でありました其後現今の敷地の一部を購求し京都府廳舎建築の一部則ち舊京都府中學校舎の一部たりしもの、拂下を受けて一棟三教室の教場となして移轉し始めて稍學校らしき體裁をなすことが出来たのであります、爾來幸に校運の隆昌に向ふことを得て更に京都府に願出で五條警察署の舊建物全部の拂下を受けまして之を移築し大講堂圖書室なども夫々設備することが出来て學校として大體備はることを得たのであります但其建物は私が樺太に往つた初めの年即ち明治四十一年の十一月に偶然火災に罹りまして今回改稱するに

至りました立命館の匾額は當時已に西園寺侯より賜はつて居りましたのでありますが同時に火災に罹り誠に遺憾の至りであります、其後更に新築の業を興し四十二年中に出来しましたのは現在の建物であります爾來關係者を相戒めて此の苦き經驗を忘れぬ様にして居るのでありますすが火災の當時私は任地に在りて校舎は可なり大建築物でありますから定めて四隣に禍を及ぼしたに相違なく學校として未だ大なる効績を挙げざるに不注意の爲めに他人に迷惑を懸くる様にては相濟まざる次第なりとし類焼の迷惑をかけて居る様ならば學校は斷然閉鎖する考へてありましたが少しも他に累を及ぼさなんだのは誠に不思議で實に不幸中の幸でありました學生諸氏に於ても本校が此の苦がき經驗を嘗めた云ふ事を念頭に存して不注意の無き様にして貰ひたいのであります

東方語學校
の附設

茲に今は全然過去の事實となつて居る本校の事業で特に報告して置くべきことがあります、夫れは明治三十五六年の頃に至り東方風雲の急なるものあるや時の外務當局者と相談致しまして本學内に東方語學校なるものを附設し露西亞語及清國語の速成的教授を開始しまして其後日露戰爭の勃發するに方りまして數十名の露清通譯を供給することを得ました事であります日露戰役中に幾分の御用を勤め其後此の語學校を閉ちましたが國家の大戦役に際し本學が斯くの如く通譯として滿韓方面に於て働くべき人物を出すことを得て多少とも此大戦役に貢献することを得ましたのは窃に満足する所であります

清和中學
校の附設

其後明治三十九年に至りまして清和中學校を附設し其授業を開始しました中學校に置きましたは市内に數校の存在を見ることなれば此上増加の必要はなき様な感じをする方もあるでせうが中學教育は我國學制の中心でありまして研究を加へ改善すべき點が頗る多いのであります私共は微力ではありますが、多年教育界に身を置きました關係より多少の意見も持つて居りますので本校の發展に依り他の公私中學校に裨補する所がないまでもあるまいと信ずる次第であります

本大學の成績

法政大學創立以來の成績の概要を擧摘んで報告致しますと本學卒業者の數は明治三十六年第一回卒業生を出しましてから今年で第十一回に及び五百三十五名でありまして内譯を申しますと法律科四百名經濟科百名行政科三十五名であります此内にて試験を受けました者で高等文官試験に及第したる者二名辯護士試験に及第したる者六名判檢事試験に及第したる者五名合計十三名であります其他の者も諸官衙及諸會社、銀行商店等に就職致しまして何れも相當の位置を占めて居ります更に卒業生を場所別に別ちて申しますと京都に居るものが百五十名東京に五十名大阪に三十名を主として全國各地方到る處數名の卒業生を見ぬと云ふことはありませぬ特に、樺太、臺灣、朝鮮の如き新附領土に於ても六七名の校友を見る次第でありまして即ち朝鮮には判事其外數名の者が居ります臺灣には四五名の校友ありて或は役人となり或は實業に従事せる外樺太にも六七名の校友が官職を奉じて居ると云う次第でありますから此五百餘名の卒業者は必ずしも多しと云ふ程ではありませぬけれども其之を京都帝國大學法科大學の卒業者八百名に比較して取て少しと云ふことは出来まいと思ひます、官立大學の如く卒業生の學力は平均はして居りませぬが、少數者の頗る優等の者がないでもありませぬ、特に大學の程度は他の同種の學校に比して高い方でありますから卒業生も亦其學力は低い方ではないと思ひます

清和中學の成績

更に清和中學の成績を報告致しますと本校は明治三十九年以來毎年卒業生を出し總員三百六十六名に達して居りまして其の多くは高等學校及各種専門學校に入學致した者であります、既に帝國大學を卒業して學士の稱號を有するものもあります、此の過去の成績を報告するに方り本學の施設中餘り世人の注意を惹かないで其實多大の成功を収めつゝ、あるものは大學豫科の成績であります

大學豫科の成績

斯の大學豫科は中學を卒業したる者に對し高等の教育を受けんとするに必要

なる準備を與ふることを目的とするものでありまして常に數百餘名の在學者を有する次第でありまして其入學準備即ち授くる學科の内に在りても大に見る所がありまして其中心學科として特に外國語と數學とに重きを置きまして何れも教授に堪能なる教師を聘して授業に當らしむることにして居ります、夫れで各高等學校なり同程度の各種専門學校の入學者を見ますと本學大學豫科出身者が最も多き割合を占めて居ることは他に比を見ないのであります、此の大學豫科の如きは中學校と高等學校の間に於ける連絡關係が克く整頓すれば必ずしも永續すべき必要はないかも知れませぬが、高等教育に於ける設備の充實せざるため又其性質上競争入學の事實存在する間は中等學校卒業生に對して特種の準備教育を與ふるの機關が必要を見る次第にして本學大學豫科の如きは一時的必要に基きて其隆昌を極むるが如きも是亦現今の學制上一機關たるを免れざる所以と存じます

財産狀態

夫れから財産狀態を一寸申します、此度び寄附行爲を爲すに付て學校に屬する財産として提供致したるもの即ち本財團法人の主體として提供したる資産は七萬數百圓即ち地所四萬貳千圓、建物貳萬貳千餘圓及器具器械六千餘圓之れは實際の價額より低く計算したもので建物等は火災保險の評價額に據つたものでありまして其主たるものは千餘坪の敷地と數百坪の建築物のみに止まります譯で未だ其事業に對し永久の財源と爲すべき基本財産は無いのであります、此點から云ひますと本財團の前途は猶頗る遼遠たる感を懐かざるを得ないのであります、世間に於ける例より見れば或は富豪に依頼し其の寄附を受け或は又外國の特志家に向つて助力を乞ふて相當成功して居るものもありますけれども本學に在ては今日まで此等の例に依り廣く資金の募集を企劃したることもないであります、即ち學校に何等の縁故の無い人から寄附金を受けたこともなく又受けんとしたこともありません、唯住友男爵其他一二の篤志に依る援助を受けただとがあるのみです、此の基本財産を積立てますことに關しては私も亦今後其れが爲めに力を致すことを辭さない考へでありまして即ち其意志を表白せん爲めに今回少額の貯金を提供致しました次第であります其方法を講じまして基本

金の積立に着手せしことを希望する次第であります、此の點に付ては私は特に本學出身校友諸君の盡力に依らんことを切望するのである、前に一言致した通り世間の例に依れば或は外國の富豪に訴へて資金の寄附を求め或は内地の成功者に請ふて寄附を求むる等其方法種々ありますけれ共私は之を以て最上の方法とは思ひません、唯本學設立に付直接に責任を有する私共と本學出身校友諸君が其徳に報ゆるの美なる心より之れに力を盡さる、の一事は誠に私の深く切望して止まない所でございます、此事は現在學校に學びつ、ある、學生諸君も深く念頭に入れて貰ふて諸君も本學を卒業し社會に立つて優等の地位を占め徐々に此學校の爲めに骨を折つて貰ふことの出来る時節到來を切望する次第であります、私も今後微力の許す限り大學の爲めに力を致さんことを誓つて置く次第であります

本學の 財政狀態

本學の財政狀態現在の學校の財政狀態は一年の收入約貳萬八千五百圓支出約貳萬七千六百圓でありまして之れは誠に少額なりと雖も之れで以て千人餘の在學生を教養する爲めに此の學校の維持に充て、居る次第であります、此れが若しも官立又は公立の學校であれば却々其倍額以上の經濟になるかも知れないけれ共本學は私學でありますからして節約に節約を加へ此の如き少額にて千人餘の在學生を教養し得らる、のであります、事務所の組織の簡易でありまして之れが爲めに餘計の經費を費して居ないことは尙に本學の誇りとして居る所でありす

寄附行爲 の梗概

夫れから今回認可を得まして財團法人立命館を設立するに付ての寄附行爲の梗概を擧げて申しますれば其の最も主要なる點は三ヶ條あります。

第一、本財團は法律、政治、經濟、文學等の諸學科及び高等普通教育の普及を圖る爲に學校を設置維持するを以て目的とすること

第二、本財團の創立者は其の生涯本財團の理事として責任を負ふこと

第三、本財團を解散するに至りたるときは其所屬財産の全部を擧げて京都帝

國大學に寄附すること

寄附行爲の項目は二十二ヶ條もありますけれど其要點は此三ヶ條であるのであります、其の第一の財團の目的として居る學校は現在に於ては法政經濟に限りて居りますけれ共時期到來せば文學に屬する諸學科も之れを設置致したい考がへを以て居りますので文學の二字を加へて置いたのであります、又第二は創立者たる私が今後則ち私の生存中は本財團の理事として其の爲に盡力すること辭さない意思を宣言致しましたる次第でありまして今回の法人組織に依りて一度は責任を免る、様な關係となりますが私の心では立命館の爲めには今後に於ける私の微力の大部分を捧げるも辭さない決心を以て居るのであります又第三點の解散の場合に於ける始末と致しまして之れを京都帝國大學に寄附すべきことを定めしたるは既に述べた通り本學は京都帝國大學の出來ましたる爲に其副産物として成立致しましたので又今日あるを得たるは大學總長の厚意と法科大學教授諸君の御援助とに依りたることでありますから解散の場合に之れを帝國大學に寄附するのは當然の次第かと考へます尤も此條項を加へて置きましたのは萬一の場合を見たるに過ぎないので、事實に置きましては本學存在の必要を見ないと云ふが如き場合は絶対にないことを確信して居るのであります、官立學校の設備が如何に充實しても私立の存在を必要とせぬ様になることは決してありません

私學の 位置

私は官學の外に私學は獨立の必要を有することを信ずるものですからして本學の永く其存立を維持して報國の一端に供し且社會の爲に貢献せんことを期するものであります、官學を以て國家教育の全系統を占有すべきを以て理想と致しまして意見を立つる者がありますけれども是れは單純なる空想であつて何時之が實行を期すべきかを斷言することは恐らく容易な事でありませぬ、現今官學公學に於きましては一定の資格を定めて入學せしむることを要件としませぬからして此資格を有せざる者は遂に其門戸に這入ることが出來無いと云ふ遺憾なる事があります、而も私學に在りては必ずしも其の資格を嚴重に定むる事を要しないので幾分就學の自由を認むる事情がありますので官學公學に這入る

財團の機關

此財團法人の機關として骨を折つて貰ひます人の名前を報告しますと

一、理事 之れは此財團法人の創立者たる私に於て自ら之れに任ずる外今一名は從來本學の事業に功績多い所の末弘威磨君を推して其の承諾を得たのであります

二、協議員 之れは本學創立以來盡力せられたる京都法科大学教授の内より井上、石坂、仁保、戸田、織田、岡村、勝本、田島の諸博士と今回中學部の事業に付責任者たることを快諾せられたる小西文科大學教授と校友代表者として第一回卒業にして稅務官たる貫名彌太郎君とを撰任致しまして都合十名に致し何れも其承諾を得たのである

三、本財團の事業及び會計事務を監査すべき監事として協議會の決議に依りまして田島博士を煩はすことになりました

四、協議員會長は協議員の互選に依り仁保博士を煩はすことになりました
五、本財團の事業に屬する立命館大學中學の幹部は協議員會の決議を経て左の通り定めました即ち

立命館大學長	法學博士	富井政章君
同 教 頭	法學博士	仁保龜松君
同 學 監	法學博士	石坂音四郎君
立命館中學學監	文學博士	小西重直君
同 主 事	文學士	福島亦八君
大學豫科學監	文學博士	小西重直君
同 主 事		小泉伊之助君

右にて夫々承諾を得ましたので、法人の機關、大中學の機關も適任なる諸君の御快諾を得て組織することを得て私は深く感謝の意を表します、就ては今後諸氏が充分の御盡力に依り本學事業の一層進展するに至らんことを希望する次第であります

こと能はざる者も亦學問に従事することを得るの機會を逸することなきを得られます、加之、又天才教育を發揮せしむるに於て私學が必要なる機關となつて居ります、而して官公立の一般學制に依りて修學することの出来ない一種の階級の中には非常なる人物を出すことあるは歴史の證據立つる所でありまして古來の偉人中には其實例は決して尠くは無いのであります、斯くの如き偉人物を一人出すことは平凡なる人物を多數出すことと相比して國家に對する功績を云へば同日の論ではありますまい、學制の要は如何なる階級の者にも教育を受ける機會を與ふる様にするのが要點でありまして此意味に於て私學は官學に對して獨立の存在の必要を持つて居るのであります、本學の事例を以て云へば本學の學生中には晝間小學校の教員となり又は官公衙の官公吏となりて奉職する傍ら夜間本學に來りて法政の學を修むる者も多々あるので現に數年前には京都府の小吏であつて本學卒業後高等文官となつて五等官以上に出身して居る者もあり又市内の小學教員であつた者で判事檢事となり又は高等文官試験に及第した者もあるものであります此くの如きは出身の機會を各方面の者に均等に與ふるものでありまして此等の職務に従事して居る人々に對しても前途の光明を見ることを得しむるものにして自然の結果として志ある有爲の青年を當地方に引き付けること、もなり其の効果は尠く無いこと、考へます

更に經費の點より見れば官公學に於ては巨額の經費を要するも私學に於ては諸種の關係上僅少の經費を以て其の實績を挙げ得るの事實あることは御承知の通りであります、現に本學の事業の如きも之を爲すに官公立の場合を以てせば中々以て貳萬や參萬の少額にては之を爲すことは出来無いのであつて必らずや拾萬内外の經費を要すること、思ひます、尤も本學の如きは帝國大學の教授の餘力に依りて其授業を施すものなれば大學なければ此便宜を得ざる次第なれども巨額の經費を支出して帝國大學を維持して居ります以上は之を利用することの出来るだけ利用するのが國益であつて之れに依りて幾分國家が大學を設立して居る目的を補成する事が出来たならば是れ亦國家の爲に喜ぶべき事であると思ひます、教授の内職云々を以て大學の門戸を閉鎖して一定の學生以外の者に大學教育を受くるの機會を與へざらんことを主張せんとする者あるが如きは是れ大體に通ぜざるの俗論と云ふも不可はないと存じます

大學名稱
の變更

次に御披露すべきことは財團法人及所屬學校の名稱に立命館を稱するの一事であります。此の立命の語は諸君の御承知の通り孟子の盡心章の一句に

孟子曰盡其心者知其性也知其性則知天矣存其心養其性所以事天也殫壽不貳脩身以俟之所以立命也。とあるに據り

たるものでありまして、天命に屬することは之れを天命として疑ひ惑はず、自家本分に據りて覺悟を定め人力を盡すことが肝要であつて、身を修めて徳を積むの心懸けを爲すは、天命に安んずる所以であるもので、之れは當然の理を言明されたものであります。之を本學に名づけました理由は別に存するのであります。夫れは明治の初年に於きまして前の内閣總理大臣西園寺侯爵が當時天下の形勢に鑑みられて京都に立命館なる私學を開設せられ侯爵の御自邸を以て之れに充てられまして當時の知名の硯學大家を網羅して各藩の志士を集めて教育を施さんとせられました事は豫て私が親しく侯爵から拜聞致しました所でありまして明治維新當時に於きましては開國の國是は既に定められたけれども唯之れに應ずべき人才の缺乏を歎息せられ新に人物を養成するの必要を感じて御自身の屋敷御所内の白雲神社の邊りが舊邸でありましたから其所に立命館なる一の學校を設けられ主として梁川星巖先生一派の學者を集めて天下の浪士に教育を施すことを始められたので其の當時に在りては實に破天荒のことでありました、で門閥に依りて樞機に參與すべき重要な位地に居らる、侯爵が而も二十歳前後の青年にして自ら私邸を開放して學校を開き天下の人才を教育せんとせらる、の一事は實に容易なることでは無く當時天下の耳目を聳動したのは當然のことであります。果して一二年の後彈正臺の方で問題として彼は注意する所となりましたが、丁度、侯爵の外遊せらる、ことに相成つた爲に其の事業も中途にして廢するの止む無きに至りました私は此話を承はりまして常々遺憾に存じて居りましたが嘗て此名稱を繼承することの御許可を得て居りまして今回之を繼承發表するの時機に立至つたのであります。西園寺侯爵が明治初年に立命館を御拵へになつたのは開國の國是先づ定められて維新の大業も將さに緒に就かんとするの時期に際し此の開國の宏業を遂行せんとして之れに任ずべき人物の

缺乏せる實況に鑑みて自ら率先して人材養成の事業を企てられたのに外ならぬ次第であります。私は已に明治の御治世を送り大正の御新政に入らんとして居る今日に於て時節こそ四十餘年の相違はあれども其形勢の頗る相似たるものあるを感じる次第であります。維新當初以來國家の各方面に立ちて公私の事務に従事した人々は已に頽齡に屬して其後繼承者たるべき壯年者は未だ十分の經驗を積むに至らざるに

先帝陛下の御崩御に依りて國家の形勢は急轉直下して一朝にして國家上下の重責は壯年者の双肩に掛らんとしつ、あるの實況にあらずや、斯る場合に於て西園寺侯が嘗て幾多の苦心を加へられたる立命館の名稱を繼承するは逆に云へば又其の事業を繼承する次第であつて西園寺侯が當時に於て致された盡力と同様の盡力を此事業に對して致さねばならぬと云ふ様な感じを惹起す次第であります。私共が本學を經營することは之れを西園寺侯が維新早々の際立命館を起されたに比することは出来ないが其志に於ては之を倣はんことを期する次第でありまして本學の經營が多少共時勢の要求に對して貢獻することが出来たらば本懐之れに過ぎざるは無き次第であります。本學在學の學生諸君に於ても私の微意のある所を諒知せられんことを希望する次第であります

茲に此報告を終るに際し本學の改善に付ては澤柳京都帝國大學總長が御同情を寄せられて先きに法科大學からして大學の爲に教授諸氏が御盡力を辱ふると同じ様に爾今立命館中學の爲に文科大學からして教育學擔任の教授小西氏が特に中學の學監として御盡力くださることは全く澤柳總長の御厚配に依るものであります之れより當中學も益々發展を見ること、思ひますから之を報告旁々總長に向つて感謝の意を表します

以上長々しく御清聴を煩はし誠に恐縮致す次第であります。茲に謹て來臨諸君に對して厚く御禮を申し上げます

(立命館學報・第一號(大正三年二月))

二〇九 中川小十郎館長・立命館大学昇格祝賀会演説

祝賀會に於ける中川館長の演説

學外の諸先生及學内の諸君、

本大學が大正七年の新大學令に依る大學として認許せられましたに就て茲に祝賀會を開きましたところ諸先生及諸君が多數御出席下され如斯く盛大なる祝賀會を催す事の出来ましたのは洵に感謝に禁へない次第であります。謹で御禮申し上げます。

立命館大學は明治三十三年五月に創立致しましたので即ち京都帝國大學法科の出来ました翌年のことであります。而して今日に至る迄二十三年の春秋を經過致し大學部に於て九百何十名中學部に於て一千何十名の卒業生を出し現在在學生全部を合せ二千數百名と云ふ現狀に達したのであります。

本大學が新大學令に依る大學として認められました主な理由は此の大學が創立以來二十何年を経て社會の爲相當なる貢獻を致しました事實と内に在つては相當なる設備及基金等の準備も出来、其基礎が大體立つて居つて將來に向つて發展する素地が出来たと云ふ此の二つの點で昇格を認許せられたのであります。

此の過去二十餘年の間本大學の事業は主として京都帝國大學法科の諸先生の御盡力に據りましたので之は私の特に御禮を申す次第であります。それから又一般學外からも幾多物質上の後援を與へられたことも大に謝意を表さねばなりません。特に本大學出身の校友諸君が此の基金を醸出する爲前年來非常なる盡力を致され只今も申した通り相當なる基金を有するに至り尚將來昇格に必要な供託基金を醸出するの準備の出来た次第であります。是れ一に校友諸君の深甚なる援助の結果であります。私は學校經營者側を代表致しまして今京大教授諸君に御禮を申上ると同時に校友諸君に對して謝意を表し尚此の上一層の後援を御願致す次第であります。

抑々昇格問題は近來の大問題でありまして茲に臨席せらる、衆議院議長閣下の如きは校友會の幹部者として此問題の爲には相應御心配になつた次第でありまして、特に貴族院に於きましては此問題の爲に非常なる論議を盡され、今日に於ては一の政治問題と成つたのであります。乍併此の新大學令適用の結果

より見ますれば其論議せらる、要點は新大學令全部に就ての事ではなくして、ただ最も喧しい論點は高等師範學校を大學令に依つて大學とするの可否が問題であるのであります。即ち言葉を変えれば一層程度の高い師範教育を大學の一組織として存在せしむることの可否如何と云ふ論議と單純なる應用工學の教授を目的として居る高等工業學校の如きを大學組織とするの適否如何等が問題となつて遂には文部大臣の二枚舌云々を以て時の文相を攻撃するに至つたのであります。然れども此新大學令の要點は實は過去數十年間常に論議せられた所でありまして今日に突發した問題ではありませぬ。私共の識つて居る所では是れは井上毅先生が文部大臣であつた時に大學制度に一大改革を加へんと試みられたことがありまして、京都大學第一世の總長木下博士は實は其改革案の起草者でありまして之れが爲に木下先生は第一高等學校長より本省に入りて専門學務局長となられ、先頃逝かれた岡松博士と私は共に同局の屬官となつて其下に調査事務に従事して居つたのであります。目的は二つありまして、一は學問の蘊奥を究むることであつて一は諸般の實務に従事すべき有用なる人物を養成することでありました。此二つの目的を一の大學に於て達成することは本來頗る六ヶ敷いことでありまして實際に於て種々無理が出来ます此困難を除却せんとして計畫されたのが井上文相の大學制度改革案でありまして現在の帝國大學の外に地方大學なるものを設置し帝國大學は専ら外國語によりて教授をなし學問の蘊奥を究むることを目的とし、地方大學に在ては主として邦語に依りて教授をなし學術應用を援くることを目的とし専ら國家の須要に適應すべき有用の人材を養成することを期するの趣旨でありまして高等學校の大半を改造して所謂地方大學となすの案でありました。蓋し我國の専門教育に於て頗る難事とすることは外國語の修業であつて特に外國語の學習に不得手なる我青年をして學問の上より見れば單に方便に過ぎない語學の練習に精力を費さしめ之れが爲に學年の延長を來し社會に出て實務に就くの年齢を後れしむることは亦實に國家の大損失と云はねばならぬ。井上文相の地方大學案は實に此缺點をも除去せんとするものでありまして帝國大學に入學する者には二ヶ國以上の外國語を必要科目とする高等豫備教育を施すも、地方大學に入る者に就ては尋常中學卒業程度の普通教育を其資格と定められたのであります。

勃興の氣運最も急であつた當時にあつて成るべく在學年數を少くして語學の爲に無用の犠牲を拂はしむることなくして出来るだけ多くの學生を養成して國家の需要に應ぜんとする此案は有力なる世間の具眼者から一般に歓迎せられた様でありましたが不幸にして帝國大學側の反對に會し各分科大學教授會より反對の意見を提出されて遂に其實行を見るに至らなかつたのであります。而して其理由とする所は如斯基案は帝國大學を敬遠するものであつて帝國大學の程度より低い教育程度を以てしては國家有用の人材を養成することは出来ないと言ふ主として感情上の理由で葬られ去つたのであります。此の案が多少形を變へて實行されましたのが高等學校の専門部でありまして當地の第三高等學校に法學部と工學部とが設置せられましたが此制度も僅かに一回の卒業生を出した位で廢止せられたのであります。此の學者の養成と有用人材の養成との二つの目的を眼目として我國の大學制度を如何に改造すべきであるかの問題は爾來數十年間の懸案となつて居つたのであります。官公私各種専門學校は此間に異數の發達をなし事實の上に於て井上文相の所謂地方大學の位置を占むるに至つたので高等の専門學校に對しては大學の名稱すら許容して居つたのであります。が此事實を法文の上に明示したのは實に大正七年の新大學令であります。

即ち新大學令は井上文相の一度び失敗したる大學改革案を實現したものであると云ふて差支へはないのであつて、決して中橋文相が速成された新案ではないのであります。實に數十年間自由に發達せしめられたる教育機關に對して適當に命名せんとするものであつて原因ではなくして結果に外ならぬのであります。然るに世の所謂教育家を以て任ずる人々が先んじて之れに反對せんとするが如きは其の真意の孰れにあるやを知るに苦しまざるを得ない次第であります。己に之れを一の政治問題として反對せんが爲に反對を試むるが如きは實に吾々の諒解に苦しむ所であります。

新大學令の第一條には學問を研究して其蘊奥を究むると云ふこと、又學術の應用を授けて人格の陶冶を重んずることが規定してありますが、大學の形式に於きましては綜合大學と單科大學との二つに區別を立て綜合大學制を原則として單科大學制を例外として認めてある様に思はれます。更に之れを立法の精神

の上から解釋を試むるならば學問を學問として其蘊奥を研究することは綜合大學の事業であつて學問の應用を教授することは之れを單科大學の事業としてゐる様に思はれます。學問の研究と云ふ見地から見れば綜合大學でなければ其極の目的を達することは出来ないものであります。茲に帝國大學の諸先生を前にして自分の如き門外漢が敢へて大學制度のことを説くは甚だ鳴謝がましき次第でありまして御叱正を受けること、思ひますが、凡ての學科が備つて居つて彼此自由に講義に出席することが出来、又各種の研究を遂行するに他の何れの學科をも參考にすることの出来る便宜があることが學問の研究には須要の條件であります。例へば文科大學の哲學に屬する諸學科を研究しまするに理科の生理學化學生物學天文學等が必要である如く又法科大學の法律に屬する諸學科及び經濟に屬する諸學科を研究するに文科大學の諸學科の知識が必要であります。特に近年法學研究の趨向は哲學と親しむの傾向が一層著しきものあるに至つたことは吾々の常に聞く所ではあります。社會科學を研究するに文科大學の諸學科の知識が必要であり、又科學を基礎とする學問の研究は理學を基礎とせねばならぬことは申す迄もないのであります。學問の研究に諸學科の連絡協調の便宜を得んとするには必ず綜合大學による外はないのであります。如何なる科目でも二學科を備ふれば以て綜合大學と稱することを得るものとして考へて居る人々がある様であります。が綜合大學の特色は此くの如き淺薄なるものではないと考へます。單純なる單科大學を二つ置いたのと綜合大學とは同一ではないのであります。綜合大學を成す單科大學の間には學問研究上の連絡のあるものでなければならぬのであります。然れども此の如き意味に於ける綜合大學の大成は容易なることではなく國家の力を以てして漸く之れを成すことを得るのであります。京都帝國大學に於ても理科大學の出来たのは創立後すつと後のことであります。綜合大學として大成したのは近年のことであり創立の當時には外國の學者等より理科大學のなき綜合大學は如何にして成立することを得るやなど批評せられたこともあつたのであります。公立大學や私立大學が徒に其輪廓を大にして綜合大學の形式を備へんことを重んずるが如きは必ずしも賛成すべきことではなく、寧ろ之れを國家の事業として今日の帝國大學を猶一層改善して完成の域に達せんことを希望する次第であります。然れども學術の

應用の教授を主とする單科大學に在りては特別な必要に依り又種々の沿革によりて之れを公立又は私立によりて設置し而も之れを相當の程度まで完成して克く大學令所定の目的を達成するに至らんことが出来たならば必ずしも國家之れに依りて國家の要する人物を教育することが出来たならば必ずしも國家の力を以て之れを爲すの必要はありません、新大學令に於て公立私立の大學を認めたのは國家實際の状態に適應した立場であると考へます。これは決して我立命館が新大學令に依る大學として認許せられたるが爲に云ふではありません。

以上大學令の解釋に亘り大學制度の沿革に及びまして數言を費しましたのは實は之れに依りて我が立命館大學の將來の教育方針を如何に定むべきかを考究する必要があるに依る爲めでありまして、又本大學に關係を有せらるる、諸君に於きましても我立命館大學が帝國の最高教育機關なる一大學として將來如何なる地位に立つべきものであるかの點に付十分に了解せられんことを望むが爲めに外ならぬのであります。我が立命館大學が他日關係の近き學科を増設するに至りましても學術の應用を教授することを目的とする單科大學として其大成を期したいと考へて居るのであります。則ち學問的研究としては之れを京都大學に譲り國家の實務に従事する者として有用なる人材の養成を以て本大學の目的と致したいと考へて居るのであります。法學及び經濟學に屬する諸學科の應用を教授して國家の行政官となり司法官となり辯護士となり若くは諸般會社の従事員となつて學問の素養があり人物が堅固であつて社會より有力適才と認めらるる、が如き卒業生を出すことを目的と致したいのであります。學問の研究の點に於きましては京大に之れを譲りますも實際役に立つ人物養成の點に於きましては寧ろ本大學の本領として帝國大學にも譲らぬ覺悟を以て進み度いと思つて居ります。特に大學令第一條の末項に在る人格の陶冶と國家思想の涵養に就ては本大學の教育方針として最も重きを置きたいと考へて居るのであります。近時高等教育の弊として専ら學術の教授に重きを置き人格教育を闕却するの結果學問は相應に出來ても其品性の下劣にして道德的修養の備はらざるが爲に之れを重用することの出來ない様な實例が多々ある様であります。學問を研究する學者として世に立つ者に在りては少々人物は變つて居つても一方に人の及ば

ぬ學問があれば人は之れを容るす場合もありますが社會の實務に従事する者に在つては相當の手腕はあつても之れに伴ふ人格の修養が出來て居らないならば多數の同輩と相伍して行くことは出來ない特に其等の人々の上に立つて位置を保つことは六ヶ敷い。從來の實例を云へば帝國大學の出身者に在つては人格の修養は大体に於て出來た人が多い様に思はれるが他の高等專門學校の内に於ては必ずしも相伴はぬものもないとは云へない様である。私立學校の場合に就て見れば學校の方針として徒に多數の學生を收容するのであるから人格教育などは思ひも及ばぬことであつて只講師の講義を筆記せしむることだけが學校の仕事となつて居る様な場合のものがないでもない。此くの如きは學校自身の方針でも主義でもあるまいけれども多數の學生が集り來るに對し之れに満足を與へんとするが爲に已むを得ずここに至るのではあらうけれども教育上より見れば誠に遺憾の次第であると云はねばなりません。甚しきに至つては國家に對して捨て置く事の出來ない様な思想を有する者が輩出して不穩な事件がある度に其出身者を見るが如きこともあるので是れは誠に憂ふべきこと、云はねばなりません。學政當局者が大學の目的の一として人格の養成と國家思想の涵養とを特に之れを加へて明記されたるは教育上から見れば云はずもがなることであるけれども其明記を必要とするの事實がある爲めであつて將來の爲に大に留意すべきことであります。

此點に於きまして我立命館大學は二の長所を持つて居ります其一中學校を附設せることであつて立命館中學と大學豫科と相連絡して教育を施すことが出来るのでありますから人格修養の如きも七年の長きに亘つて之れを考慮するの餘地があるのであります。單に二年乃至三年の大學豫科のみを以てしては之れを行ふことは頗る難事でありませう。本學主唱の一であつた七年制の高等學校の教育を施すことを得る次第でありまして中學校を附設して居らざる他の大學に對して特に一の長所と云ふことが出來ます。其二は本大學は京都にあることでありまして之れが爲に京都大學の諸先生方の薰陶を受けることの出来るのは本大學成立の長所であり、それが京都に在ること即ち東京にあらざるが本大學の長所であると思ひます、それは近來東京は多數の學生の集まり來りて之れに對して教育機關の施設は十分でないために教育機關があつても不完全のもの

が多き爲に學生の風儀は次第に悪化しつゝ、ある實情であつて識者の大に憂ふる所であります。如何に學問の修業が望ましいからと云つても思想の定まらない青年の學生を此くの如き土地に出學せしむることは頗る危険の次第であつて學生の父兄の側より云つても又國家の人物教育の上より見ても之れを東京の如き土地にのみ吸集せしむるよりは之れを適當に地方に散在收容することが必要であります。高等學校の設置が各地方にあるのも此邊の考慮より出でたことでありませう、只私立學校に於ては地方に在つては完全なる講師を得ることが六ヶ敷いのが一の缺點であります。我立命館に在つては其の京都に在るが爲に京都大學の諸先生の教授を受け薫陶に接することが出来るのであるから是れは確かに本大學の特長として説くことが出来るのであります。此等の長所に據りて本大學の教育方針を實行して其目的を達成せんことを期したいと考へて居る次第であります。

以上は立命館大學の教育方針として私の考へて居る要點であります。本日臨席せらる、諸先生に於きましても克く之れを諒とせられ今後本大學の事業の爲に直接間接の援助を興へられんことを切に御願致します。特に本大學の校友諸君及び立命館中學の出身者諸君に於ては今後本大學の目的を達成せんが爲に本學の支持者となつて大に援助せられんことを希望する次第であります。即ち本大學は其教授を主として京都大學の諸先生に願ひ將來の支持を校友諸君に托したいと希望して居るのであります。其實行の一として今回大學教授の方より一名校友より一名として二名の理事を撰任囑託することになりまして山田博士と池田繁太郎君とに御依頼することになりましたのであります。尚協議委員會も其規程を改正致しまして大學の諸先生側と校友側とより夫々數名を御依頼することに定めて居ります。是れは本大學設立の事情と校友諸君が常に本學の爲に非常なる盡力をせらるゝ事實に鑑みて當然の事でありますが私は此くの如くして諸先生及び諸君方の御努力に依りて本大學の日を逐ふて隆盛に向はんことを祈る次第であります。

最後に此席に出席せる本大學の學生諸君及び中學部の生徒諸君に向け一言を述べたいと思ひますが、本大學が大學令に依るものとして認許せられ其規程に準じて諸施設を充實するに至りましても此等は眞の成功ではない、其の眞の成

功は學生諸君が熱心なる勉強によりて諸君自身の成功を得らるゝ、事が即ち本學の成功であつて又本學の價值が世間に認めらるゝ、所以であります。如何に昇格があつても施設が充實しても諸君に於て學問に熱心向上の氣力なく只所定の科目を修了するのみを以て止むが如きであつたならば何千人の卒業者を出しても本大學の價值は認められない、之れを要するに本學の成功するとせざるとは一に諸君の熱心攻學如何に歸するのであります。私は在學の學生諸君に熱心勉強を希望するの一語を以て此演説の結語と致したいと存じます。(文責在記者)

(立命館學誌・第五三號(大正一一年八月一五日))

二二〇 中川小十郎館長・昭和四年度大學卒業式演説

卒業生諸君に告ぐ

中川小十郎 演説

去る三月二十三日に於て行はれた大學部卒業式の節 中川館長が演説されたものの筆記である

私はこれまで適當な機會があることに、我々は生涯學徒である考を以てやらねばならぬと云ふことをお話致して居るのである。生涯學徒たるべしと云ふことは、その言葉は簡單であるが實行は容易ではない。私なども學校の門を出てから、相應の年月を経て來たのだが、その門を出ると殆んど同時に學問上の研究を廢し、新しい書物の如きも、全然これを手にすることなく、唯其日々と機械的に事務的に活動して來たのである。今にしてこれを憶へば眞に遺憾に堪へないものがあるが、「今日既老矣、餘生不足云」として諦めるより外はない。せめては諸君に於ては我等の轍を踏まないやうにしてもらひたいものである。諸君は本日をして一應本學を去られるのであるけれども、何時までも本學の一學徒であると思つて、書物と縁を切らないやうにしてもらひたい。それは必ら

ずしも本學の學徒でなくとも宜しい、兎に角生涯を通じて讀書人であつて欲しいのである。一體人間は欲望に支配されるものと云ふから、學問上の向上を以てその欲望として、生涯一學徒として立つてゆくことが出来るならば、人生此上の意義あることはなく、高尚な心事を以て、愉快に一生を送ることが出来るだらうと思ふ。又人の成功不成功は僅々たる學校教育の數年の効果にのみ依るべきではない、一生を通じての研究、一生を通じての勉強、一生を通じての努力に依つて、これを收むるの覺悟がなければならぬ。而してこの覺悟の先決問題として、先づ我々は生涯學徒であるべき決心を持たねばならぬのである。

私のこの思想は私の發明する所ではない、實は諸君から教へられたのである。諸君に於て既に持つて居らるゝ所の思想、諸君が本學に在つて既に實行して居らるゝ所の作事、失敬ながらこれを拜借して私の思想となし、私の作事となし、更に一層これをエンフアサイズして、諸君に返却せんと欲するのである。蓋し諸君の大半、特に専門部に學ばれた諸君は、一たびはいづれかの學校を卒業して、既に世に出てていづれかの業務に従事しながら、更に本學の一學徒となつて、新しい専門の一學科を修められたのである。そこで私の云つてゐる所は、諸君が今日まで持つて居られた思想と、今日まで實行して居られた所作とを、今後も引續いてこれを持ちこれを行ふことにして、而も諸君の一生が結了するその時まで持續してもらひたいと云ふのが、私の希望する所であります。現在の立命館はこんな思想を持つて居る諸君のために、幾分かは役立つて、その存在の意義をなしてきたのである、三十餘年前に法律經濟の學問を修めんとする特志者のために、夜學制の専門學校を以て出發したのであるが、今日に在ては更に文學科に及び、又夜間制の大學教育にも及んで居るのである。過去の本學園に於て何等かの成功があるとすれば、それはこれらの特志者のために、學問の門戸を開放して、それらの諸君のために向上榮達の上に機會を均等に與へたことでありましょう、過去に於て然るばかりでなく、將來に於ても本學園が他の學園に對して異色を放つのは正しく又この點に於てであらうと思ふ、私はこれを本學園の異彩として支持せんと欲するばかりでなく、本學を出てゆかる諸君の異彩として、我々が諸君と共に最後の成功を期するための旗印として押し立ててゆきたいのである。

私は生涯學徒たれと云ふことを一の理想として述べて居るのであるが、近來に於ける世相の實際は、遂にこれを強要せんとしつゝ、あるやうにも思はれる。

それは就職難である。諸君は學校を卒業されても、その資格を以て直に世に出て何かの職業に就かれることに中々困難であつて、當分は厭でも應でも一の學徒として書見でもして時節の到來を待たねばならぬのであらう。學校を卒業して直に相當の位置に就き榮達の方向に向はるゝのも固より結構であるが、就職の便宜を得られないために止むを得ず學徒の境遇を脱出することが出来ずして、止むを得ず一生を學徒で終らるゝやうなことがあつても、それは決して不幸でもなく又不成功でもなく、或は一層より大なる成功となるのかも知れない。今日の就職難は必ずしも怨むるに及ばない、逆にこれを利用して、これに依つて別の意義に於ける大成功を得るの工夫をなすことは賢者の道であらう。物質的の満足を得て、俗人的の榮達を期して、男子の志成るとしてゐるものもないことはないが、今日の如き徹底的不景氣の時代では彼等の身の上也亦怒むべきものと云つてよい。情實に安んじて學問を樂しみとするならば、世の景氣不景氣の如きは強ちに心配するにも及ばないであらう。物質的の満足を得るの成功は一見羨むべきに似て居るも、それがためには壽命をも縮め、何一つ仕事も功績も遺すことなくして一生を結了するもの比々皆是れである。生涯學徒たるべき覺悟を以てするならば、この點に於ても更に發明する所のものがあるであらう。人生の不幸、成功不成功、果してこの一語を以て我々の畢生の努力の跡方を批判せんとするならば、その意義は而かも簡單なものであつてはならぬ。我々の成功不成功は他人のお世話にはならずとも、我輩自らこれを斷定するの權力を持つてゐなければならぬ。これが我等の主義である。

數十年の昔日のことではあるが、我輩等が學校を卒業した頃は、こちらからの「採つてくれ」ではなくして、先方から「来てくれなやか」と云つてくるのだから、今日とは餘ほど事情が異つてゐた。今日でも學科に依つては、そんな場合があるかも知れないが、一般的の就職難には同情せざるを得ない。尤もこの就職難と云ふことも考へて見れば又止むを得ないと思はるゝ、點がないでもない。昔のやうに卒業證書一枚で天下に横行することは出来ないが、それは平凡な普通の人物に就いて云はるゝのであつて、若しもそれが優秀な人物であるな

らば、必ずしも左ほど喧しく云ふほどの門戸閉塞ではないやうだ。其上に今日卒業したと云はる、學校の實際を見れば、それは不思議にも數十年前と大差はない、やはり三學年で法律經濟の學問を修める専門部か、五年か六年でやる大學部と云ふわけだ。それなれば世間の進歩に伴ふた進歩と云ふものは全くないのである。三十年前には賣れたが、今日では賣れないと云ふだけのことだ。三十年後の今日では賣る品物も少し向上進歩してゐなければならぬのではない、からうか。學校の組織は三十年前と比して、何等進歩と認むべきものがない、その進歩してゐない學校を卒業して、非常に進歩してゐる世の中に出て、適當な位置が得られないと云つて、徒に不平を云ふのは妙しく蟲がよいやうにも思はれる。學校の仕組も進歩せねばならぬ。學生も一層勉強をせねばならぬ、そして世の進歩に後れぬやうにせねばならぬ。この準備、この覺悟をして、猶位置が得られないならば、それは世間が無理であらうが、その準備もなく、その覺悟もなく、唯昔のままの學校を今日卒業したと云ふだけでは、餘り大聲で不平を云ふ資格はないと云はれても仕方がないだらう。今回の卒業は本學所定の課目の修了を意味するものではあるが、諸君各自の學問の向上から見れば、正しく始めであると云はねばならぬ。まあ今日はまだ満足を云々すべき時でもない、又不平を云々すべき時節でもない。卒業も何もしない考で引續き勉強せられんことを希望する次第である。

以上述べた生涯學徒の心懸けを以て研究を持續することの他に、更に一ヶ條の申しのぶべきことがある。それは健康の保持である。朝に道をきいて夕に死すとも可なりなど云つて、力んでゐる先生方もあるが、朝に道をきいても夕に猶死さない工夫をすることが當世向きであらう。私自身が頽齡になつたためか知らないが、近年特に健康上のことが心配になつて堪へられない。それでも中學部の教育に於ても體育の獎勵に力を入れ、醫務局を創設して遺漏なきを期して居る次第である。人生の勝敗はやはり最後の五分間で決定されるのだから、學問上の研究も必要だが、體力の支持も亦大切である。結局非常に優れたものとしてではなく、似たり寄たりの仲間競争であるから、體力の強壯なものが最後の勝利を得ることになるのである。手近かな一事例を以て云ふも、この學園の創立に關係した諸先生は多くは亡くなつて、一番最初の關係者としては織田先

生と我輩位のもので、田島先生や跡部先生は一二年後からだと思つてゐる。この結果から云へば我輩は生き残つて成功者の名を私くして居るやうな次第である。又卒業生の上で見ても、貫名彌太郎君や、高井賢三君の如き諸君が、今日まで健康であつてくれたならば、必ず本學を代表するに足る成功者となつて居られたであらう。其他の校友に於ても棋木の將に朽ちんとするものも頗る多い。四時は止息することなく、年去て又來る、萬物は代謝することあれども、九天は朽摧することなし、東は明け又西は暗い、花落ちて復花開く、唯黄泉の客のみあつて、冥々として去つて廻へらず。生き残つて猶馬屋を柱ふるに堪へたりとの嘆をなすものも憐むべきだが、折角學問を修めて世に出て、大に爲す所あらんとして、事志と違ひ、中道にして斃れたる人々に對しては、轉々悲痛に堪へないものがある。希くは勉強もしておもらひいたしたいが、どうか健康保持のために仔細の注意を怠らないようにして、以て最後の成功を最大の量に於て獲得せられんことを。

私のお話を結ぶために、西園寺公爵が八十二歳の高齡でありながら、今日猶讀書を廢せられざる一の例をお話ししやう。それは先月のことであつた、坪井九馬先生の「我國民國語の曙」と題する一書を得て、これを一閱して頗る興味を感じたので、更に一書を求めてこれを公爵に獻じた。其後十數日餘にして再び伺候せしに、公はその書を全篇一閱されたことを告げられ、更に興味のある一節の物語をせられた。それは明治三十年第五回目の歐洲旅行をされて、先づ佛國に入られた時、公のために最も斡旋の勞を取つたのは、有名なアノトー氏であつて、公のために一夕の宴を張つた折、卒爾として日本人は何人種であつて、どの方面から來たのかを尋ねた。公は直に日本人は馬來人種の一族であつて、安南方面から日本へ移つて來たものだらうと答へられた。然るに公の隣席に坐を得てゐた、加藤垣忠氏が、公の位置に在つてかかる重大な問題をかく簡単に斷案を下すことは宜しからずと注意を與へしに對し、アノトー氏は單に公個人の意見を求むるものであつて、公個人の意見でなければ故に聞く必要もなく、公個人の信する所を聞いて満足せり、他に何の交渉もあるべき筈はないと答へたことを今に記憶して居る。當時公はこの答をなすにつき何等學問上の材料を持つてゐたのではなかつた。然るに數十年後の今日、坪井博士の書を得て、

當時の余の意見の誤りでなかつたことを知り得て、更に新しい愉快を感じる次第であると云はれた。蓋し坪井氏の書は我國各地に残れる地名の固有名詞の語源を歸納して、それが馬來族に遺れるもの、語源と同一なることを演繹して、日本人が移り來つた徑路を説明したものである。我輩はかゝる學問には全然門外漢ではあるが、如何にも學問的研究を盡くしたものであつて、大に信用すべきものと考へたのである。この書は可成りの洪濤なものであるにかかはらず、公がこれを一閱されたことを知つて、八十二歳の老公に於てかくの如きであれば、我々に於て大に努力する所がなければならぬ次第である。

最後に田中文字相は所謂危險思想に對する對抗法として、批判主義に依る外はなく、其批判の材料を學生に附與することに留意せねばならぬと云はれて居るが、我立命館學園に於ては既にこの主義を採用し、學園内に於て出来るだけの準備をして、批判の材料を諸君に提供することにして居る、其一是米人バトリック氏の著「社會改造運動の心理學的考察」と題するものであり、其二是ストグド氏の著「文明に對する叛逆」と題するものである。今回卒業の諸君に對しては右バトリック氏の書を餞別として各位に一本を贈呈することにした。直にこれを續いて一讀せられたい。そして其書には記念として一々私の自署をなし、諸君のお名前を記した。只記したのではない。一々鄭重に記したのであつて、これを記すに際して、私の黙禱を捧げて、諸君が各自御健康であつて、兎く最後の成功を獲得せられんことを祈念しつゝ、一々鄭重に記したのである。これは私の諸君に對する誠意である。諸君が本書を續いて私の自署を見らるゝ場合、諸君の身に添ふて諸君の御成功を祈つて居る私がいづも諸君の側に居ることを知つておもらい、たしたい。これが私の諸君に對する誠意であり、この場合に於ける私の餞別である。尙文學科卒業の諸君に對しては私の叔父中川周順が畢世の力をこめて著はし、これを木版に附して天覽に供し奉つた、「大日本皇國體要論」を一本宛贈呈することにした。これに自署をなし、お名前を記したことは前と同様である。

最後に本日茲に御臨席下された來賓各位に對して謹みてお禮を申し、猶失禮ではあるが前に申し述べたストグド氏の「文明に對する叛逆」と題する一書を贈呈することにした。希くば御清閑のせつ一閱せられて、本學微意の在る所を

諒志せられんことを願ふ。

〔立命館學誌・第一三三號（昭五年四月）〕

三二 中川小十郎總長・昭和八年度新入生訓示

新入學生諸君に次ぐ

立命館總長 中川 小十郎

茲に本學年新入の學生諸君に對して、私の一言を述ぶることを得るのは私の仕合とする所でありませぬ。私は本學園に於ける唯一の責任者であることを先づ以て御承知を願ひたい。今から三十餘年前にこの大學の前身である京都市政學校を創立したのは私でありまして、それから京都市政大學となり、更に大學令に依る大學としての立命館大學の設立となる迄は、この私が一己の私事業として經營し來つたのであります。即ち本學の創立者であり經營者であつたのであります。即ちその創立が明治三十三年であつてその組織を變更して財團法人を設定し、學園の諸施設を擧げてその法人の經營に移管したのは大正二年の十二月であります。これらの轉末に就いては本學要覽に委はしく記載されて居りますから、之に就いて御覽を願ひます。

法人設定の寄附行爲の條項に認めてある要項中殊に諸君の御留意を願つておきたいことは、その一は私が本學の設立維持に關する一切の財産を提供して財團法人が設定されると同時に私が生涯を期間とする理事となりつゝ、あることで、その他の理事も亦私の選任する所であるから、學園に於ける諸施設に關して最も重要な位置を占めつゝ、あるものは實にこの私であるのであります。私は創立以來三十有餘年間必らずしも當地に在任してはなかつたのであります。が、終始一貫その責任を負ひ來つて、微力ながら私の力の限りを盡くしてきてしたのであります。又今後に於ても十分本學の爲に盡力を致すことを吝まないの

でありました。併しかく申せば事は頗る簡單でありますが、私の意見は常に諸君等から尊重されねばならぬ關係にあるのであつて、不幸にして何等かの場合に諸君の意見と私の意見とが多小相違するやうなことがあつても、私の位置は堅牢不拔であつて、本學の學生諸君がその全部の力を以てするも、私の位置は動かすことは出来ないものであることを御承知を願つておきたい。かく云へばとて私が諸君に對抗しての位置を主張せんとする闘争的意志を以てのことではない。私は諸君のためには一個の忠實なる學僕を以て任ずるものであつて、私の一舉一動は諸君の爲に便宜を與へんとするものである、この點は特に御諒解を願つておきたい。

私の寄附行爲中、諸君の御注意を願ふべき他の一項は、本學對京大の關係を規定する點にある。若し立命館學園の事業を持続經營するの必要がなくなつた場合には、この財團に屬する全財産を擧げて京大に寄附して以てこの財團の解消をなすべき事となつて居る。蓋し私が本學を創立せんとする際一番最初に相談をいたしたるは京都帝國大學第一世總長の木下廣次先生であつて、諸般に亘つて其指導を受けたのであります。こんな關係からして、創立當初以來京大法律科の先生方の援助を得て開講しつゝ、來つたのであつて、この點は確に本學の他の學校に比して一の強い點であります。然れども既に一個の私立大學として設立しておく以上は、又その獨立性に鑑みて専任教授の制を立て、有力なる教授を得ねばならないのでありますから有力な候補者を得て、數年の外國留學を終つて、本學の専任教授として現に講座を擔任して居らるゝ方もありますが、其外に京大に於て停年に達して退職せられた方で本學の専任教授となつて盡力して居らるゝ方もあります。學長の田島先生や跡部先生がそれでありまして、一個の大學として最も大切な要素は適當なる教授その人を得ることでありまして、本學は京大との關係に於て特別なるものがあるので、この點に於て頗る有利な立場に在ることはお分りになるでございましょう。

財團法人の創設と同時にその名稱を改めて立命館の名を冠するに至つたことに就いて一言せねばなりません。立命館とは西園寺公爵が明治の初年にその御宅を開放して家塾とせられた時の名であります。當時明治維新の大業を翼賛する爲には人材の養成が最大急務であるべきことを考へられて卒先してこの教育

事業を興されたのでありますが、不幸にして幕府の忌諱にふれ閉鎖せざるを得ぬこと、なつて、爾來數十年間其儘になつてゐたのであります。我學園に於ても國家有用の人材を養成して國家の需要に應ぜんとする點に於ては其目的を一にし、殊に私の父兄等が明治維新の際西園寺公の旗下に馳せ參じて勤王の從軍を爲せし緣故に依りて、私は大學卒業後間もなく西園寺公の秘書官を勤めたのであります。時には在官、時には在野、必ずしも一筋ではありませなんだが今日まで一貫して公に仕へて居るのであります。これらの關係因縁に依つて公の意義深い歴史的の名稱である立命館を本學の名稱として繼承すること許され、爾來大小種々の御援助を得て居るのであります。この事に就いて私の心持ちを申せば、維新當初に於て有爲の人物を養成せんとせられたのと同じ意義に於て、今日に於ける有用適切な人物を養成せんと欲する點に於て其志を一にするものであります。私は固より微力の者ではあります。本學の爲に盡すことを以て、私の父兄等が維新の際に國事に奔走致しましたのと同じ意義あるものと考へて、その盡力を致して居るのであります。どうか微衷のある所を諸君に於て御諒察下されんことを希望する次第であります。

本學の目的は國家有用の人材を養成するに在りて申しましたが、その意味は學問の研究を唯一の目的として居ると云ふのではなく、寧ろ人物養成の教育機關の一たらんことを期するものであつて、學問上の研究機關ではなく、人物養成の教育機關を以て任ずるものであると云へる。尤も大學令第一條には、「大學ハ國家ニ須要ナル學術ノ理論及應用ヲ教授シ并其ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶及國家思想ノ涵養ニ留意スベキモノトス」と書いてあつて、我國の官公私立大學は皆この目的の下に經營されて居るのであるから、教育機關だとか、研究機關だとか、自ら求めて其目的を狭くし、強いて他と其方角を異にすべきではないが、既に相當數の大學がある以上は、それが孰れも同一同様であらねばならぬ理由はなく各自獨特の長所を發揮して、それぞれ一種特別のものであり得ることが、實際上國家の爲に頗る有利であると云べきであらう。打ち明けて云へば、學術の理論と應用とを教授することは、現在多數の私立大學でやつて居る所であるが、學術の蘊奥を攻究するの一段に至つては一般の私學では事が頗る面倒である。その代りに人格の陶冶とか、國家思想の涵養とか

云ふことに就いては、大組織を以てしつゝ、ある所の官學よりも、小計畫ではあつても萬事が教育的に行届くことの出来る私學の方が寧ろ其成績を挙げ得るに庶幾いものがあるべきだと云へる。いくつもある官學に於ては何等の特殊な點をも見出すことは出来ないが、若干の私學に於ては明に各自獨有の秀れたる或る物を認めることの出来るが如きは、實にこれを證據立て、居ると云つてよい。然り而して我立命館に於ては學校を卒業して世に出て、社會の實務に従事して、實際的に役に立つ人物を作り出すことを重んじて居るのであつて、必らずしも高尚な學理や新しい理論と稱せらるゝものを受け若しくは研究せしむるが如きことは考へてゐないのである。だから學校に於て定めた課目に就いて、世に出てから實際上の役に立つ程度の教授をなすものであつて、學ぶ者の立場から云つて、學問の獨立とか、研究の自由とか云ふやうなことは之を云々する必要はないのである。尤もこれは我立命館に於て云ふのであつて、學問の獨立研究の自由を以て唯一の頼りとして攻學の途をたどらんとする者に對しては、本學以外の他の孰れかの然るべき學校に學ばるゝのが適當だらうといふのである。誤解のないやうにしてみたい。

立命館は人物の養成を重んずるものと云つても、他にそんな例のある如く、我々に於て特別な小さな型を豫見して、有爲であるべき將來を持つて居らるゝ諸君を、その小さな型に入らしめんとするものではない。人物を重んずるが人物の型は我々の貧弱な見解を以て勝手に定めるやうな潜在的な企ては全然持つてゐない。我々は人物の養成に資するための資料は提供するが、この資料を利用して諸君自らが諸君の型を造られるべきものであると考へて居る。型を作るのは諸君であつて、立命館はどんな型の人間でもこれを容れることの出来る廣さと寛大を以て居る。能く立命館精神とは何ぞやなど問はるゝことがあるが、その精神はこちらにあるのでなく、そちらにあるのである。この學園に學んで制規の期間を経過せらるゝ間に、識らず／＼の際に出来るべきものであらう。一能一藝に熟達すれば自ら堂々たる威風が備つて、一個獨自の人格が備はるものだと云はれて居る。大體の法律學を修め、經濟學の原論に通じ、猶附隨する所の諸學科を習得するに於ては、その間に一の何者かが諸君の身上に出来てくることは勿論である。この何者なるものが、それぞれどんなに形は相異してゐて

も、その精神の樞機がどんなに違つてゐても、それは我立命館のスピリットであらねばならぬのである。立命館の教育の目的に於て、人物の型と精神とに就いてはこんな風に考へて居るのである。どうかこの點も能く御考量を願ひたい。立命館に禁衛隊なるものがあります。そしてこの中央講堂には明治大帝の聖像を奉安して居ります。若し諸君に於て形の上に現はれて居る立命館の何者かを求めらるゝならば、確にこれらは一の目標となるものであらう。今上陛下御即位の大禮を行はせられんが爲に、京都御所に御駐輦遊ばざる、時に際し、我學園の位置が餘りに御所の間近にあることに鑑みて、我等三千の學徒等、大御心のいと安らげくあらせられんことを祈り奉つて、晝夜の御警護を申し上げたことに因縁して居るのである。この事たるや誠に單純な動機に出て簡單に行はれたのであるが、學徒全員に通ずる一片の至誠の心の現はれである所に言説の上に説明することの出来ない一の強い力のあることを知らねばならぬ。現在の最高學年の諸君だけはこの盛舉に參與されたのであるから、この私の數言に依りて當時の事どもを思ひ出さるゝならば、そこに偉大なる或る者を感じられるであらうし、この或者が明治維新の當時にありて幾多の志士をして身を捨て、邦家の爲に活躍せしむるに至つた所のその者と同じであることを知らねばならぬ。

それから明治大帝の聖像を茲に奉安するに至つたことに就いても、何等深い説明を要する何物もないのである。一日全學々生徒が茲に集つて、我々の心の守護を祈らんが爲に、學園守護の神を得て奉祀せんことを提議したるに對し、その席に在りし最少の一青年が直に手を舉げて「ソレハ明治大帝テアラネバナラヌ」ことを提唱し、滿堂の全員拍手して賛成を表し事は即時に一決したのである。そして我々は時に臨んでこの聖像を奉拜して、教育勅語を奉讀する事を學園の一行事として居るのである。而も教育勅語は之を折にふれ時に臨んで奉讀して居るばかりでなく、本學の名譽總長織田萬先生の筆に成るものを木額に刻して茲に掲げてあることは諸君の御覽の通り、更に明治大帝の偉業に對して忠勤の功を樹てたる岩倉公、大村少輔、伊藤公、徳大寺公、西園寺公の寫眞を掲げて、毎日茲に其風容に接するの思を偲びつゝ、あるのである。そしてこの講堂の設備が出来たことを聞こし召されて、東久邇宮殿下が最初に奉安せられ、

學園全員の閣兵と分列式とを親しく取り行はせられたのであつた。それから陸軍大臣の荒木氏も同様に聖像を奉拜せられて閣兵と分列式とを行はれ、建禮御門の前に於て壯烈なる訓示を與へられたのも昨のことである。

我立命館の過去と現在とは大體斯くの如きものであり、簡単な説明では其全班を盡くすことは出来ないが、以上私の説明し來つた所のものに就いて、靜に考量を加へらるゝならば、我學園その者が如何なるものであるかを、自ら了得せられるであらう。

(以上は本學年の新入生に對して、數回に亘りて話されたる所の、中川總長訓示の概要を略記したものである。)

(立命館學誌・第一六二號(昭和八年六月一日))

三三三 中川小十郎總長・昭和十一年度卒業式演説

卒業式に於ける

中川總長の演説

この機會に私は一言お禮を申したいことがあります。それは茲にお集まり下さる諸君に、本學の教職員諸君、校友諸君、學生諸君、それから私が平素御懇誼を蒙つてゐる諸先生方の深甚なる御同情に依りて、中川會館が立派に出來上つたことについてであります。今から十餘年前、私が還暦の齡に達した時、校友諸君から私のために銅像を立て、下さるべき御提案があつたのでありますが、元來私は銅像は嫌ひであるので固くお断はりを致しましたが、私が古稀の齡に達しました時又同様のお話があつたのでありますが、私がお断はりしたために、銅像の代りに中川會館を建設せらるゝの議が起りまして本學三十五周年記念として、又私の古稀のお祝ともして、中川會館を建設せらるゝ案が校友諸君から發議せられまして、これに對して、教職員並に學生諸君の御賛成があつて、そ

れに私の友人方が參加せられて、この立派な中川會館が竣工するに至つたのであります。私はかゝる立派な記念物が出來たことにつきまして衷心欣喜に堪へないのであります。謹みてお禮を申し上げる次第であります。この會館の建設は本學の壯觀を加ふるばかりでなく、その實際の利用が本學の教育上の進展に異常なる便宜を與ふること、なつたのであります。第一階は出版部と學生研究室に充てられたのでありますが、二階は主として大學部の各科の研究室に充てられ、三階は總長公室として私のための記念室と學長室と、校友集會所の外に特別な講演室が出來たのであります。何よりもその大部分が研究室に充用せらるゝに至つたことは眞に喜ぶべきことであります。建物が壯觀であつてもその實用が伴はないものであるならば、一種無用の長物たるにすぎないのであります。本學に於て現今の施設で缺けてゐる研究室に充てらるゝ一事は、實にこの會館の價値を一層高むるものであります。學園の記念物とは云へ、又私の記念物であるこの會館が最も適切なる利用を以て迎へらるゝことは眞に喜ぶべきことであります。私はこの會館、私の姓を附し家紋をも加へられたるこの會館が、私のためにせらるゝ無用の長物ではなくして、本學園のために最も緊要なる一施設となりつゝ、あることは、私として眞に感謝に堪へない所であります。

序に申し述べますが、三十五周年の記念事業として發表された中で、建設物に屬するものは、大學部では中川會館と研究室と若干教室の増しと、中學部ではその全校舎即ち中學と商業とのすべてのものを包含する木造の全建物を鐵筋コンクリート三階建に改築するものでありますが右に述べた如く中川會館がその内容に於て研究室であること、なつたので、研究室一棟は當分會館を以て間に合はすこと、なつたのでこれを削除し、若干教室の増しは三階建を寺町通まで延長するのであるが、その敷地の買収意の如くならず、當分中止するの餘儀なきに至り、中學商業の全校舎改築は既に着手して、目下工事進行中であり、本年中にはその竣工を見るべき事となつてゐる。記念建築物の豫定價格は大體五十萬圓とされてゐるが、殆んどその全額に達せんとして居るのである。故に三十五周年記念事業の中でその建築物に屬する部分はこれでその大體を成しあげ得たことになるのである。その事柄の内容は暫く措き、兎に角一度發

表した所の計畫が、大體豫定通りに遂行されたことは私どもの窃に快事として居る所であります。旁以て私は全館の出來たことや、三十五周年記念事業が大體遂行されたことについて、關係諸君子に對して謹で謝意を表するものであります。

本日の卒業式の御挨拶が飛んだ横途に入つて恐れ入りますが、私はお定まりの祝詞を申し述ぶる代りに、學園の最近の事情に就て、而も特別な場合の外お話す機会のないやうな事項について、少し申し述べたいと思ひます。卒業生諸君が今や學園を去らんとせらるゝに際し、學園の内部的實情がどんなものであるかを承知してもらふことは、必ずしも意義のないことではなからうと思ふためであります。その第一は本學園財團の寄附行爲の改正であります。現行の寄附行爲は私が明治三十三年以來自力を以て經營し來りし私一個の私有物であつたこの學園所屬の全財産を寄附して法人を設定した時、大正二年十二月文部省の認可を得たものでありまして、幸に今日までもその經營の實際に従事しつゝ、あるのでありまして、種々の點に於て氣付いたこともあり、又世の中も餘ほど變つてきたので、私自身としてもこの寄附行爲に多少の變更を加へたき事もあり、文部省に於ても亦改正を希望せらるゝ事もあつたので、その指示に依り改正を計畫し不日認可せらるゝ、ばかりになつて居るのであります。その要點を申しますれば、従前のものは唯簡單に國家有用の人材を養成するを以てその目的としてゐたのを、別に宣言する所の私の抱懐する主義方針に依り國家有用の人材を養成するを以て目的とすることに改正したのであります。私の主持する帝室中心主義を以て永久に學校の主義方針とすべきことを明確に規定したものであります。乃ち國體明徴の趣旨を明文上に於て明に規定したものであります。これは何でもないことであり、又當然のことではあります。この方針を明文を以て規定したことは學園の教育の上に重大なる關係を持つことであります。學内に於て學問研究の自由はこれを認むるも、それはこの主義方針の下に於てでなければならぬのであります。帝室に關する我々の思想は二千五百年來培はれ來つた所の一の信念でありまして、如何なる場合と雖どもこれに背反するが如きことのあるを容すべきではないのであり、私は日本人としてのこの通有の信念は又學問研究の上に於ても決して抵觸するものではないと考へて居る

のであります。次に寄附行爲の今回の改正に於ては學問の教授に従事する教授は法人の役員を兼ねることを得ざるの方針を確立して居るのであります。教授が經營の事務を兼ねることは種々弊害のあることでありまして、その實例は他の二三の私立大學にあるのであつて、私どもは苦々しきこと、思つてゐたのであります。長い間學長をしてゐられた故富井政章先生も、このことを頗る重大視せられ、その學長を罷めらるゝ際特にこの事を注意されたのであります。立命館では兼て來この方針を持し來つゝ、あるのであります。又次に法人の役員にその候補者を本學卒業生にして、本學擁護の功績あるものを以て第一の候補者とすることを定めた點であります。私の方針としては在學中の學生諸君が時に學園の政治に干與せんとするものがあるが如きはこれを容さぬこと、してゐるのであります。一旦卒業された上はその中から經營者を物色するの方針を定めたのであります。これに對して私の子孫にして果して相應の人物がある場合には經營者の候補とすることを得ることにしてあります。これは校友諸君中有力なる人々から會て建議せられてゐた所の趣旨を採用したのであります。又次ぎには教授は教場に於て講義を擔任する外、自ら自分の専攻の學問の研究に従事することを以てその義務として明文の上に規定を立てたのであります。小なりと雖ども苟も一個の大學である以上はその大學の仕事として學問の研究に従事する所がなければならぬのでありまして、その研究の結果が學位論文となり、著書となり、學術雜誌の上に於ける發表ともなるべきものであつて、これあるが爲に世間に對して大學の權威を持することも出来るのであります。故に本學におきましては圖書館の充實に力を入れ、特に學生諸君の協力を得て年々二百圓内外の學術雜誌や新刊書の購求を實行しつゝ、あるのであります。これらの施設は學生諸君に對してと云ふよりも教授方のためにしてゐることであるのは申すまでもないことであります。前に述べたる如く、研究室が中川會館に設けらるゝこと、なつたので、事務室の上の三階はこれを圖書館の擴張に利用すること、なつて、間接には圖書館の擴張ともなるのでありまして、私はこれらのことに就いても將來大に望を持して居るのであります。圖書館や研究室の充實は大學の經營上最も緊要とすべき所でありまして、本學に於てはこれらの點に深

く注意を試みつ、あるのでありますが、蓋しかくの如きは教授諸君をして十分に研究的に進展する所あるべきを希望するために外ならぬのであります。

今回改正の寄附行為には本學將來のために信託預金の制度を利用して長期の信託を以て基本財産蓄積の方法となし、學園百年の大計を樹立すべきことを定めたことは、他の私學には未だその例を見ざる所であつて文部當局に於てもこれを頗る重く視られてゐるのである。先づ一昨年の三十五周年記念として私が一萬圓を提供して百年の信託に附したことをも條文に規定し、又根本基金積立法に依りて年々若干の醸出を實行し、これを五十年以上の信託に附すべきことを定めたのである。一昨年の一萬圓は百年の信託であるが、昨年の根本基金積立法に依りて得たる一萬圓は之を五十年の信託に附したのである。この方針に依りて年々この例を遂行するに於ては、百年先きの將來に於ては本學經營上甚大の利便を得べきことを考ふるべきとき、私は苟に快心の感を催さざるを得ないのである。私は學校の經營は尠くとも百年の將來を眼中に置かねばならぬことを期して居るのであるが、私の他の例を云へば、私は本學の施設を充實するに於て、何時も先づ敷地を買収し、建物は鐵筋コンクリートとなすを方針とし、既に大學部の諸建物はその全部を鐵筋に改築し、今又中學商業をも鐵筋となすために着工中であるのである。これがためには現に財政上大なる苦心せざるを得ないのであるが、他の大學の如きは今後年々建物の改築をなさねばならぬのであつて、將來の負擔は決して軽いものではないが、獨り本學の場合は現在に於ては多少の重荷を感ずるも、五年先き十年先きには供託の納付は完了され、長期の債務は整理され、そこには大なる財源の新經營に利用さるべきものを見るに至るのである思ふて茲に至れば本學の將來は洋々たるものと云ふべきである。私の百年主義は着々として實行されんとして居るのであつて、この點に於ては私は諸君の共鳴を得るに相違ないことを信するのであります。

この外學則の改正に於ても新に考慮を加へたる點あり、將來大に見るべき結果を招來すべきことを信するものもあるも、それは茲には細説を避くるも、謝恩資金の規則を定めて本學の事業に一身を賭する人々のために恩給の法を立てたことは、年來の懸案を解決したものであると云つてよい。基金を積立てその利子を以て恩給資金の財源とせんとするの案は諸私學の一般に考ふる所であつ

て本學に於ても長い間この方針の下に苦慮しつ、あつたのであるが、現に整理すべき長期の債務を有して苦心慘摺たるものにおいて、恩給制のために巨額の積立をなすことは容易なことにあらず、その上に年々低利の形勢を馴致しつある事なれば、利子を目的としての基金積立は一層困難事とならんとするるのである是に於て私は基金を積立つる代りに蒐集し得たる現金を直に利用するの現金主義を採用すること、して一案を得たのである。それは一年間に一萬圓内外の資金を集めて積立てそれを直に恩給仕拂の資源となして一個の制度を立て、支給をなし、その剩餘金はこれを積み立て、他日の爲にする基金となすの案である。この案の實行に於てはその資金を集むる方法の適切なるものを得ることが肝要である。そこで考へたのは毎年卒業してゆく學生諸君から一定額の謝恩金を提供せしめ、これを主たる財源として、教職員方からも一定の積立をしてもらひ、又それに學校からも若干の補助をなし、先づ我學園の實際を標準として出来るべきことを考へて、先づ卒業生諸君からは十圓宛の醸出をし、もらひ、先生方からは収入の百分の一に相當する金額の醸出を願ひ、これに對し學校からは先生方の醸出されるものの二分の一に相當する金額の支出を爲すことに定めたのである。卒業生の十圓宛の負擔ではないと云ふ説があるかも知れないが、従前は何等かの名義を附して若干の寄附を求めてゐたのであるから、今後は名義の判然しない寄附はすべてこれを廢することとしてこの謝恩資金だけとするならば、十圓は必ずしも高額なりとも云へないであらうと思ふ。而も先生方に對してはその就任の當初から計算して一ヶ年の勤務を俸給の半月分として最後の俸給額を標準として算出して、先生方の退職の場合にこれを贈呈することにするのであつて、官吏の退官賜金の例を襲用することに定めたのである。そして二十年以上勤続して退職される方に對しては本俸の三分の一、本俸の定めなき給與を受くる人に對してはその五分の一を標準とする金額を終身年金として贈呈することに定めたのである。その金額の上から云へば眞に不十分究まるものでありますが、先づこれだけの程度に於ても實行を致したいと考へて居るのであります。新卒業生諸君の醸出金は一人十圓と定めて出金を求めて居りますが、古い卒業の諸君にもこの趣旨を傳へて一人五圓の割で醸出を求めて居るのであります。これで私の概算では約一萬圓の財源を得るこ

とが出来て、支出は當分はその半額程度で宜しいやうに考へてゐますが、その
殘餘金はこれを以て公債を買得し、その公債を日本銀行の登録預けとすることに
定めて居るのでありますが、これが實際に於ては將來の恩給基金となるべき
ものであります。普通考へられてゐる基金制度から見れば固より不完全なもの
でありませんが、完全を期するためには容易に實行されない代りに稍不完全であ
るとしても即時實行の出来る點に實際の便利があるのであります。右の如き趣
旨でありますから、新卒業生諸君並舊卒業の校友諸君に於てもその實行に付き
援助を吝まされざらんことを願ひ致す次第であります。

それから政府へ供託すべきもの、残りはまだ五十萬圓に達せず、十二年度よ
り十五年度までの四年間に十二萬圓を納付せねばならぬのでありますが、これ
に對しては既納供託金の利子を基礎としてその準備を立て、居り、建築資金等
のために出来た長期年賦の債務についても、それぞれ整理方法を確立して、今
後五ヶ年位の間には完全に始末がつくやうになつてゐるのであります。日常の
會計に屬する收支の關係から離れて、本學園全體の經理を掌理するために本學
財務部を設置して、微力ながら私がその部長を引き受けて、大に努力を致して
居るのであります。現に私の任じてゐるのは主として學園の財的方面でありま
すが、以上申し述べたるが如く、それぞれその整理の方法を立て堅實なる歩み
をなしつゝ、あるのであります。端的に申しますれば學園に於ける私の財政々策
を容易に立て、且つこれを容易に實行することの出来るのは、學園各部がいづ
れも隆盛であるからであります。それは教授諸君の學生に對する教授と指導と
が熱心に行届くためでありまして、又教授諸君が教壇の講義の外に各自が熱心
なる研究を持続せられ、「法と經濟」若くは「立命館文學」の誌上に發表して、
私學の權威を示されし結果に外ならぬのであります。二つには多數の本學卒
業生諸君が穩健なる歩みをなしつゝ、堅實なる進展を得つゝ、あることが又間接の
原因となつてゐることを忘れることは出来ないであります。他の學校には反
對の場合の實例もあるやうであります。我立命館に於ては過去に於ても思想
問題その他のために世の問題となつたことは一度もないのであります。却て我
禁衛隊の趣旨最近更に世の認むる所となりつゝ、あることは、諸君と共に喜ぶべ
きであると存じます。新卒業生諸君に於てもこの點に留意せられ、古い卒業生

の立場、今後の新らしい卒業生の立場、又學園經營に任じてゐる私共の立場、
細く云へば限りもないが、御自分の榮達を得るために充分の努力を吝まされざ
べきは勿論であります。又學園關係のことどもにも十分顧慮せられんことを
希望する次第であります。これは諸君に對してお祝ひの言葉でも何でもありま
せぬが、この場合に於て特に私より御依頼致す次第であります。

〔立命館學誌・第一九九號（昭和二年四月二十五日）〕

二三 富井政章學長・財団法人立命館設立及び名称変更発表
式祝辭

祝 辭

財団法人立命館成る是れ中川小十郎氏が創立經營に係る京都法政大學及清和
中學の事業と資産とを提供して組織を新たにしたるものなり氏が育英事業に心
を致し力を盡すや久し今や其の個人經營に屬する學校事業を以て團體經營に移
し以て永久に事業の基礎を鞏固にせんことを期す而して其の事業に屬する資産
を擧げて團體に附屬す其慮や遠く其の志や美なり亦是大中兩學事業の一進運た
り

余は此の進運に會して事業の爲に之を祝し且氏の爲に之を祝す孟子曰く妖壽
貳はず身を修め以て之を俟つ命を立つる所以なりと財団法人の命名蓋此に出づ
るか館命徒爾ならず亦能く氏の志を明らかにし得たり蕪辭一章聊以て祝意を表
す。

大正二年十二月十三日

私立立命館大學長 法學博士 富 井 政 章

(立命館學報・第一號(大正三年二月))

三四 田島錦治學長・昭和四年度卒業式祝辭
學 長 式 辭

本日をして以て立命館大學法經學部第三回專門學部第二十八回の卒業式を舉行す
るにあたり、多數の朝野名士諸賢の御臨席を得たことを光榮と存ずる。今日卒
業さる、諸君は社會に立つて活動する人々であるから、來賓諸賢の御引立によ
る所多い次第を考へて、私から今後の御引立を御願ひする。又列席の館長閣下
並びに講師諸君に感謝する。不肖は乏きを學長に受けて何等お役に立たぬが諸
君の御援助により職責を盡してきたのである。

さて、卒業生諸君、三年以上多年の螢雪の功を積まれた今日、卒業の榮譽を擔
はれたことは我々の喜び且つ嬉しく感ずる次第である。諸君は卒業されて或は
社會に立ち、或は更に深く學理を研究する事であらうと思ふ。何れにしても學
校にあると同じく眞面目にやつて頂きたい。古諺に「十里を行く者七里を以て
半ばとす」と言ふことがある。西洋の經濟思想では之を苦痛遞増の法則で表し
てゐる。諸君の多年の研鑽も吾輩六十四才の老漢からこれを見れば十里の半に
も到つてゐない。唯二三里位のものである。苦痛も諸君の前途に於いて益々増
加するであらう。然し此の苦痛を忍び最善の効果を收められる事を望む。苦痛
はあつても其れを樂に變じなければならぬ。吾輩若い時は毎朝冷水を浴びた
ものである。それは初め苦しいものであつたが段々に樂になつた。又學生時代
は舟を漕いだものである。それも初は苦しいものであつたが後には樂になつて
來た。それで自分を樂水生と呼んだ。古語に「智者は水を樂む」と云ふことが
ある。自ら智者を以て任ずるものではないが智者の端に坐せんとする希望から
であつた。これは些細な事であるが諸君は之を大きく解して樂しく世を送つて
頂きたい。吾輩經濟原論を講じた時に限界效用説、苦痛遞増法則を述べた。今
之を再びこゝに繰返す事をしないが此の言葉を以て驢となすのである。

(立命館學報・第一三二號(昭和五年四月))

二五 佐々木惣一学長・昭和九年度専門部第二部入学式訓話

専門部第二部入学式場に於て

佐々木學長訓話

新入學生諸君。諸君は今や本學に於ける學生生活の道に入つたのである。その前途にあつて、私は學長として一言注意したい。

諸君がこれから進んで行く道は可成長いのであるから、諸君の目標に到達するには出發の始にあつて用意する所がなくてはならぬ。

所で本學に於て行はれる學生生活は學問を修める事即ち修學及び修學以外の方法に依て修養する事であるから、諸君は此の両面に於て用意を必要とする。

第一に修學の事から述べる。要するに、事物の本質を明にする事である。吾々は或事物を知つてゐると思つてゐるが、實はそれを眞に知つてゐるのではなく、その影を見てゐると云ふ場合が多い。

事物を眞に知ることは事物の本質を明に擱んだ時に、換言すれば學問を修めることに依つてのみ出來得るのである。故に諸君は本學に於て眞に事物を知るの工夫を學ぶのである。

併し學問を修めると云ふ事は、無爲にしては出來ない、種々の心掛を要する。その中の主な根本的のものとして、余は學問を愛すると云ふ事及び學問の道程に於て不斷に反省をなすと云ふ事の二點を挙げたい。

一、先づ學問を愛しなくてはならない。學問を愛するとは事物を判断するに當て學問即ち事物の本質を明にするると云ふ事に價値を認めて學問以外に存する何等かの意圖の手段として判断を左右しない事である。

學問以外の或意圖の手段として判断を左右することは、所謂曲學であつて、曲學は決して修學の道ではないのである。昔から學問は自己の爲にするもので、人の爲にするものではない、と戒められてゐるがそれには學問は事物の本質を明にし事物を眞に知つて自己の人格を充實する所以であつて、決してそれ以外の或意圖の爲に判断を下すの工夫ではないといふ事を含ましてもよいと思ふ。此の意味に於ては自己の爲に學問をするのは、即ち學問を愛するのである。

學問を愛すると云ふ事の必要は、學問の程度如何を問ふものでなく、從て自然科學、社會科學の兩者に通ずることであるが、社會科學については特に注意しなくてはならない。社會科學即ち社會現象を考察の對照とする學たる法律學、經濟學、商學の如き、又文學の如きもそうであるが、此等社會現象の研究に在ては畢竟するに、研究者自らが研究の對照となつてゐるのである、それ故に研究者は一般社會現象として物事を考察するに當つても、其の個人的感情や利害に因はれて、意識的にか無意識にか事物の本質に合はざる判断を爲すの弊に陥り易い、自然科學は自然現象を對照とする關係上研究者は比較的容易に右のやうな弊に陥ることを避け得るが、社會科學の研究者に向くは、それは中々困難である。故に學問を愛すると云ふ事は社會科學の研究者に於て特に心がくるの必要があるのである。

二、次に學問の道程に於て不斷に反省しなくてはならない。學問をなすに當つては、もとより或判断を下すを要する。併し之に就て次の用意を必要とする。其の判断は、慎重なる考察の上で下すべきである。妄断してはならない。或判断を下すまでには考慮に入れる點を成るべく網羅して考慮に入れることを怠てはならない斯くて或判断を下した後に於ても學問から見れば、それは一應の見解たるに過ぎない。故に研究者は斷へず自己の一應立てた見解を反省することゝを要する。而して自ら自己の見解の誤れることを發見した場合、又他人に依て其の誤れることを指摘せられた場合には、直に深く其の見解を改むべきである。一度自己の立てたる見解だからとて強て之を維持しやうとするが如き態度は修學の方法としては絶対に排斥しなくてはならない。此の意味に於ては學問の研究者は極めて謙遜なる氣持を持つてゐる事を必要とする。尤も苟も慎重の考察の上得たる判断を正しと思ふ限りは之に就て固い信念を持つべき事勿論である。右の事も總ての學問に付て均しく云へるが、社會科學については矢張り特に注意を要する。社會科學の研究の判断は社會生活に何等かの影響を及ぼすものであるから、其の判断を下すに當つては社會生活上考ふべき種々の點を考へることを忘れてはならない。此の事は彼の醫學の如き自然科學の研究に於ても同様であつて、醫學上の一つの學説を立つるに當つては、その學説を立てるまでには、可成り久しい間實驗をなすのである。これはその學説を立てることが人間

の身體生命の取扱方に影響を及ぼすから慎重に判断するのである。社會現象の研究が前述の如く社會生活と云ふ人間全般に影響を及ぼすものである以上、その判断を慎重にすべきこと當然である。且社會科學の研究に於ては自然科學の研究に於ける實驗に相當するものはあり得ない。故に研究者自身の考察の態度其のものに於て、特に細心の注意を要するのである。い、かげんに妄断するが如きことは絶対に慎むべきである。又一應下したる判断をも不斷に反省すべきである。斯る學問上の反省の必要は、學問を任務とする學者に在ても、在學中の學生に在ても同じである。併し苟も學者たる者は研究の道程の夫々の階段に於て自己の見解を立てなくてはならない。徒に反省のみして一應の見解をも立てずして斯る事は許されない。之に反して、學生は、在學してゐる間は、常に反省して進む事を許されてゐる。諸君の在學期間は學問上の反省期間と云ふてよい。諸君は之から歩まんとする學問の道程に於て決して動かさないと云ふ見解を早く立てる必要はない。又或見解を立てたとしても、斷へず反省して行くがよい。此の意味で諸君の在學期間を活用して貰ひたい。

これに就て社會科學を研究する諸君に向つて特に云ふべきことがある諸君が之から研究する社會現象については諸君は、入學前から相當多くの知識をもつてゐる。然し諸君の知識が果して事物の本質を明かにしてゐるもの即ち眞の知識であるかどうかは疑しい。こゝで諸君は本大學に來て從來の知識を一切投げ出して大學と云ふるつばに入れて、みなほすのである。其の上で眞の知識が出来る。大學に來る前に持つてゐた常識が大學へ來てから學校となる故に諸君が從來もつてゐるものをすべてここで、一應棄て、かゝるの覺悟が必要である。況して諸君が修學を道程に於て、一應立てたるに過ぎざる判断を、社會に於て直に實現せんとするところの實際行動の如きは諸君の輕々しく行ふべきものでない。この事は云ふまでもない。以上は諸君が修學の方面に於て有すべき根本的用意であるが、此の用意さへあらば、諸君の日常行ふべき行動は自ら定まるのであるが、念の爲一言注意したい。諸君は力めて、講義に出席しなくてはならない。病氣や特殊の境遇などの爲に出席不定の止むを得ざる人は別だが、一般の諸君に向つては、私は切に出席を望む。講義に於ては、教授諸先生から一般の學問的態度及び個々の問題の解決について、直接に感銘を與へられるも

のであつて、決して著書を読む場合の比ではない。尤も本學の制度としては、出席を強制する場合もあり、強制しない場合もある。強制しない場合は、唯諸君が強制されずとも、自ら心意を認めて、出席するだらうことを信頼してゐるのである。第二に、修學以外の方法に依て修養することについて一言する。

修養は要するに、吾々が人物としての内容を向上せしめる事であるが人物としての内容には、事物の本質を明らかにするの能力即ち、識見を有することを以て、一の重大な要素とするから、修學其のことが修養であるが、其の以外の點についても諸君は本學に於て修養に心掛なくてはならない。諸君が個人的に心身の修養を爲すが爲には諸君は本學に於て諸君に與へられたる機會を利用して或は運動、或は宗教、其の他の精神訓練、或は學問の相互討究、或は藝術、其の他高尚なる趣味の涵養を爲すことを計るがよい。又諸君が社會人としての訓練を爲すには、我が學校其のものが、諸君の社會的修養の舞臺である。學校に苟も在學する諸君の皆が、一樣に學の目的を達するが爲に、存在してゐる。故に諸君の個々の人は、單に各自に其の目的を達することをもつて満足すべきでなく、他人も自己と共に其の目的を達する様に心掛けねばならない。例は教室で讀書中、他人と話したり、新聞を讀んだりするが如きは、自分が目的を達する方法でないのみでなく、他人にめい、わくを與へ、他人の目的を達することを妨げるものである。此の類の事がかなり多くある。諸君は、本學に於て、一人修學修養するのではなく、他人と一緒にしてゐると云ふことを忘れてはならないそれが學校に於ける訓練である。

以上は諸君が諸君の目的を達するが爲にもつべき用意であるが、學校の側に於ても諸君をしてその目的を達せしむる爲に、一定の方針を立て其の方針を行ふに必要な秩序を設ける。併し學校の秩序は、諸君自身が之を守るの態度をとる場合に於て始めて維持せられる。即ち結局、諸君の自律的態度を前提とする。且學校の設ける秩序なるものは、決して一切の事項を網羅し得るものではない。學校の設けた秩序以外に於て、諸種の事項に圖して、必要な秩序は、諸君自身が學校の設けた秩序と一致する範圍に於て考慮すべき場合が多い。これは全く諸君の自律的態度を前提とする。諸君は諸君自ら本學の學生生活に秩序を保たしめると云ふ自律的精神をもつべきである。

二六 織田萬學長・昭和十一年度卒業式式辭

卒業式に於ける

織田學長の式辭

貴賓各位

本日朝野諸賢の御光臨を仰ぎ、第三十五回卒業式を舉行することを得ますことは、本學の欣幸とする所でありまして、此に先づ本學を代表して厚く御禮申上げます。

本年卒業生はお手許に差上げてあります印刷物にて御覽願ひました通り、大學部甲班百三十四名、乙班七十六名、専門學部一部百三十六名、二部百六十四名、合計五百十名であります。大學部は法律學科、經濟學科及び商學科の三學科、専門學部は法律學、經濟學科の外、高等商業學科、文學科を含んであります。そうして大學部の甲乙、専門學部の一部二部は要するに晝間部と夜間部の區別に過ぎません。私立大學の沿革に徴すれば、元來専門學部の夜間授業を専らとしたのであります。時勢の進運に従ひ、現今は獨り大學部のみならず、専門學部にも晝間授業を行ふことになつたのであります。

此等諸學科の開設には時の先後があつて必ずしも同時に開設されたものではありません。法律學科、經濟學科の二學科は本學創立以來並置されて今日に及んでありますが、創立以後昨年に至るまでの諸學科卒業生總數は四千五百三十一名の多き上つてゐます。東京の古い私立大學に比すればその數に於ては無論遜色ありますが、質實を貴び浮華を避くるが本學創立の時より不變の方針でありまして、卒業生に就いても敢て量の多寡を問題とせず、質の良否を問題とし、假令ひ數に於ては劣るとも質に於て優る所あらんことを努めてゐるのであります。さうして此等の卒業生は今日各方面に於て相當活動いたしてゐまして、中には各位の御眷顧を辱してゐるものも少くなからうと存じます。尚ほ此上にも宜しく御引立を願ひます。

立命館學園は一昨年を以て創立三十五周年を迎へて、その記念式を挙げました。學園の機構は今日相當複雑になつていますが、本學就中法律經濟に關する

學部の創立は學園の創立と時を同うするのであります。今年第三十五回の卒業式を行ふ所以はこゝに在るのであります。さうして此の創立三十五周年の記念こそ本學に取つては、内容外觀の整備に付いて、實に畫期的のものであつたと申して差支ありません。内容に於ては授業科目の廢置分合を行ひ成るべく社會の需要に適切にして且つ有効なる授業方法を取ると同時に、有力なる専任教授並に講師を聘用し、互に相切磋し相琢磨して學理の研究に努めていたゞくことにしました。その研究の一端が發表せられてある本學の雜誌は、同種の専門雜誌中出色のものとして、學界に重きを成してゐます。更に新しい施設としては從來の外國法即ち英獨法の授業に一層の力を入れて、眞に參考料たるの實績を擧ぐると共に佛法科を新設して英獨佛鼎立の形を取る事にしたのであります。蓋し佛國の文化は希臘、拉丁の舊文化を繼承して近世の文化と調和したるものであつて、歐洲の文化を研究するには第一位に置くべきであり、又佛國法は近世法の率先たる上に、現代社會の趨勢に伴うて生新の氣に満ちてゐることは、英獨法以上であるので、佛國文化と佛國法との研究を等閑に付するのは、我が邦に取つては大きな缺漏であります。是れ本學が豫科に佛語部、外國法に佛法科を新設するに至つた所以であります。外觀に於ては、學舎その他の設備も從來一と通り出來上つてゐた上に、御覽の通り中川總長の記念館が建設され、これに依つて從來不足を告げてゐた研究室や特別講義室も當分間に合ふことになりました。尚ほ此の外二三教室の増築計畫中であります。規模の大と輪輿の美とを以てすれば、東京の私立大學殊に慶應、早稲田など、は比較にならないが、前に申述べました本學の方針が、専ら質實を旨とする上からは、徒に他を羨むにも及ぶまいと存じます。本學が此の如く今日一應の完成を見るに至つたことは來賓各位の深き御同情と厚き御援助とに依る所多いのであります。此の機會に於て謹んで感謝の意を表すると同時に、將來必要なる擴張は之を避けるわけに行きませんから、此の上にも相變らずの御同情御援助を切望して己まない次第であります。

卒業生諸君、

諸君が多年學業を精勵せられた結果として、本日卒業の光榮を擔はれた事は、

誠におめでたい事であつて諸君自身は申すまでもなく、父兄の方々も喜びであらうし、又諸君を今日あらしめた本學の喜びは特別であります。凡そ卒業を喜ぶには二つの意味に考へて見られると、私はかねがね思つてゐます。一つは多年螢雪の勞が酬いられたと云ふ意味に於て喜ぶのであり、一つは是れから社會の活舞臺に立つて一人前の役目を背負ふ資格が得られたと云ふ意味に於て喜ぶのであります。第一の意味は普通であらうが、この意味からは卒業をえらくめでたがることもないやうに思はれる。學校で教はつたことを或る程度まで覚えてさへをれば誰れでも卒業は出来るわけのもので別段手柄とする程のものではありません。之に反して諸君が是から社會の活舞臺に立つには、教はる先生があるのではなく、教科書もなければ参考書もない。諸君は何處までも自力を以て世の荒波を乗切つて行かねばならないのであるから、諸君は是に於てこそ眞に始めて一人前の男子となつたのであつて、人間の一生に於て是れ程喜ばしいことはないのであります。

然らば諸君が今後社會の活舞臺に立つて一人前の働きをするには、どうしたら可いかと云ふに、それは謂はゆる處世訓として、諸君が食傷する程聞かされてゐることであつて、私がこゝに改めて事々しく述べる必要はない。私は唯一言立命館の指導精神をお忘れになるなど申上げて置きます。立命館の指導精神は、諸君が熟知せられる通り、立命館の起源と禁衛隊の編制がその象徴となつてゐて、一つは絶えざる修養によつて自己の人格を完成すること、一つは一意奉公の誠を盡すことをその精神としてゐるのであります。諸君がどんな地位に立ち、どんな仕事をするにも、此の二つの指導精神さへ失はなければ、諸君が一人前の男子としての役目は必ず果たされるに違ひない。成敗利鈍は固より問ふ所ではありません。この精神さへ貫徹すれば假令失敗に終るやうなことがあるつても、男子としての面目は立派に發揮されるのである。さうして立命館卒業生としての面目も亦保たれるのである。故に私は前の一言を以て今日諸君の門出を送る臆といたします。

〔立命館學誌・第一九九號（昭和十二年四月一五日）〕

〔注・田中昌太郎學長、松井元興學長については現在資料不詳。〕

二七 末川博學長・「民主主義と學園生活」

民主主義と學園生活

末川 博

すべての個人が、それぞれその個性を力限り生かして最大限度に張切つて成長し、政治的に社會的のびのびと活躍し得る世界、そしてそこでは知的な批判と行動とに對する人間の能力への信頼と信仰とによつて誘導され支配される生き方が爲される世界。さういつたやうなところに民主主義と呼ばれるもの共通の地盤が見出されるのだとすれば、學園においてはまさに民主主義が榮えねばならぬ。

知的な批判と行動、それは個々人の個性的な理性に發するけれどもやがてまた人間が宿命的に形成する集團生活において超個人的な共同の理性に歸するのだから、集團生活のうちで本質的に最も知的な要素を貴ぶ學園においてこそ先づ民主主義が榮えねばならぬのである。本紙の前號で私が、今や學徒は理性をそしてその知的な現はれとしての悟性ないし理智をとり戻して批判力を養ひ創造力を高めまた組織力を強めることが切實に要求されてゐる、と強調したゆゑんはそこにある。むろん民主主義の擔ひ手であり推進者であるべき者は學徒に限られてゐるわけではないけれども、さういふ者の一方の選手たるべき者が學徒でなければならぬことも言をまたない。すなはち民主主義の重要な因素が、人民によつて人民の爲めに、といふ手段と目的とによつて與へられてゐるとしても、それは衆智を通じて大衆の文化的向上を目指すのであるから、衆愚によることを得ないのは勿論であり、デモクラシーがセツプクラシーであつてはならぬことはいふまでもないとするならば、知識の淵藪たる學園において先づ民主主義が最も徹底せしめられることが當然であり必要であるのはおのづから明かであらう。

斯やうに學園においてこそ先づ民主主義が本當に確立され適正に進展されねばならぬのであるが、實際今日の現状をみるとなほ前途遙けく道遠しいとふ感が深い。といふのは新聞などで傳へられるあちこちの學校における學生大會

とか同盟休校とかいふやうなことにしても民主主義の機構要件たる多数決ないし代表の原理さへ辨へないで爲されてゐるのではないかと疑はれることが少くないからである。すなはち學生大會といふ以上、その學校の全學生の一定數例へば四分の三とか五分の三とか出席して自由に討議するのてなければ成り立たぬことは當然自明の事であるにも拘らず極く少數の者が集つてわいらい騒ぎ立てたてに輕卒にも附和雷動する輩が何の批判も加へずに拍手を送つて決議をしたといふ形をとる例があるやうに聞いてゐる。

そしてそのいはゆる決議と呼ぶものに從つて、譯もわからずに同盟休校したといふやうな例さへあると傳へられる。しかしこんな風に勝手な形で學徒が輕舉妄動することにおいて民主主義があると考へるならば、それは實に悲むべく、また恐るべきことであると共に民主主義を冒瀆する民主主義の敵だといはねばならぬ。元來會議體において民主主義が發露する場合には、そこに出席する者の數即ち量に於いて制約があると共に出席者の言論ないし、行動、即ち質についても、制約があることはいふまでもないのだから、一部少數の者が集合して冷靜な批判も加へないで一方的な獨斷に基く決議や宣言をする如きは、まさしく民主主義の原理を無視し民主主義の正常な發展を阻害するものだといはねばならぬ。しかもさういふ、一部少數者の爲すところやそれに追從する者の心意には極めて封建的な卑屈な考へ方が潜み多數の名の影にかくれて自分の責任をのがれようとする唾棄すべき卑劣な態度がみられることが多い。

そこに民主主義の名において斷呼排撃せらるべきものが存するといふ理由がある。

學園においては理知をみがき道義を高めることが第一義とせられる。そしてそこでは民主主義の本質的な要請たる正しい自由とそれに伴ふ責任と規律とが純眞な學徒により且つ國と民族との將來を擔ふべき學徒のために實踐的に訓練されることを要する。だから右に例示したやうな一部少數者による民主主義への妨害ないし反逆は徹底的に排除されることを要すると共に、正常な民主主義の發展に資するやうな訓練が爲されねばならぬ。そのために私は今後學生大會の如きはしばしば開かれてよいしまた必要であると考へる。けだし學徒が正しい意味を以て、正しい方向で眞の民主主義の理解のもとに政治的の訓練をする

機會をもつには學生大會の如き集會を自主的に開くのが最も望しいと思ふからである。幸にわが立命館學園に於ては最近この正しい傾向においての學生大會が開催されまた學友會ならびに各部門の自治的な會が設立され殊に學生大會を開くについての手續なども極めて合理的に定められるに至つてゐるのであつて、まことよるこぶべきことだと思ふ。學徒諸君はさういふ機會に自由活潑に明朗な態度で論議しあつてお互に批判力を養ひ、創造力と組織力とを強める工夫を爲すべきである。そしてそれは諸君が現在進展しつつあるわが國の民主化へ寄與するゆゑであると同時に諸君が將來民主主義文化の擔ひ手ないし推進者として社會のために活動すべき素地を作るよい訓練にもなるわけである。なほこれはいふまでもないことだが諸君は學徒たる矜持を失はず自治の精神を體してどこまでも建設的な方向において學園を愛する立場から堂々と理論を展開し着々實踐をせよとらひたい。さもなくて徒らに破壊的な論議を好み非現實的な風潮をかますならばそれこそ自らを侮り、學園の名をはぶかしめる結果となり、やがては社會に害毒を流すことにもなるのである。とにかく學園にあつては學園にふさはしい民主主義的の態勢が打ち建てられ發展せしめられねばならぬのであつて、そのことに關しては色々考ふべきものがあるが、その一環として學徒諸君が自主的に自律性と積極性とを昂揚されるやうに希ふ次第である。なほ序に附言しておくが、私は今後毎週一定の日時を面會日と定めて學徒諸君と隨意なく自由に語りあふ機會をもつことにした。どうぞ諸君は希望でも相談でも、何でも構はぬから遠慮なくしたしく話をしていただき度い。そしてそれがなにかが學園の明朗化ないし民主化に役だつならば私の仕合せとするところである。

知的な批判と行動と、そしてそれに基づく合理的なしかも明朗な集團生活。それを社會の一場面としての學園に横溢せしめることを吾々は一日も忘れてはならぬ。

その方途や機構または運営については諸種の視角から勘考すべきものも多々あるけども思ひつくままにその一端を筆にしてとり敢へずこの稿を終つておく。

二八 末川博総長・「未来を目指し前進」

未来を目指し前進—学園をめぐって回顧と展望—

総長 末川 博

かえりみると、まさに七年たった。あのおろかな戦争であのみじめな敗退をした一九四五年の秋十一月、全くはからずも私が立命館学園の教学にたずさわることになってから七年。あるいは長くも思われ、あるいは短かくも感じられる。

占領軍の進駐、それに伴う不安と焦慮。経済生活の荒乱、そして虚脱と混迷。学園もまた社会の一環として、そういう無秩序の状態におかれていた。そこへ私は、強いて求められるまゝに、何の用意もなく飛びこんで大きな責任を引き受けることになったのである。それから今日まで学園をめぐって生じたさまざまなことを回顧すると、全く感慨無量というほかはない。そしてそういう感慨にふけるに当って、先ず思い出されるのは、学園の変転と消長であるが、それは当然にわが国教育界の一般的な移り変りに関係している。

私が就任した当時には、大学は法、経、文を統合した一学部から成る単科大学でありそれにつながる予科が設けられ、別に法、経、文、理、工の五学科に分れた専門学校があった。そして五年制の中学校が北大路と上賀茂とに三つもあったのである。ところで、ここに学んでいた生徒の大半は、戦時中あるいは戦場にあるいは工場にかり立てられていたのであるが、私が就任したところから、ヨレヨレの軍服や油のじんだ国民服を身にまとい心身共につかれ切った姿で学園に帰る者がふえた。そしてその多くは戦時中の体制で法、経、文の人文科学系に属する生徒であったから急速に教室の整備を行わねばならぬことになった。広小路学舎にあった理学科の設備を等持院に移すという大仕事が行われたのもそのためであるが、これによって自然科学系統の理工学部が今日のように等持院に集中することになったわけである。そして等持院にあった予科の教室は広小路に帰り来た。このようにして生徒の復員に伴い急激に学園の様相は変わったけれども、更に日本の教育制度全体をゆるがすような転換が行われ

ることになった。

日本の民主化。それがあらゆる面で推進される。そしてそれは、教育の面では、従来の制度の根幹をゆるがす六・三・二・二・四の制度となってあらわれ、わが学園でも、先ず中学校を分けて新制の中学校と高等学校となし、次いで予科と専門学校を廃し、旧制の学部を新制の四年制に改め、昭和二十三年度から広小路に法、経、文の三学部、翌二十四年度から等持院に理工学部が置かれることになった。そして更に最高の研究機関として法、経、文、工にわたる大学院が設けられるに至っている。まことに大きな推移であり発展であるといわねばならない。

かように終戦後わずかの間にわが学園には実に大きな変転がもたらされた。それは、もちろん日本の全体的な動きにそい、ことに一般教育制度の改革に伴うてなされたものである。だが、このような変転はただ形式的な制度の上だけのことではない。また前述のように理学科の教室や設備が等持院に移って理工学部という立派な学部となり、文学部の校舎が河原町の東側に新たにそびえ、大学院の最新様式の建物がととのい、更に近く四階建の大教室の建築が完成しようとしているというごとき形態の上の発展だけのことでもない。実に、わが学園における学問の府としての実質的内容ともいべきものが、これらの制度上の体系や設備の充実に即応して拡大され強化されて来ているというところに、大きな意味があるのである。

終戦後間もなく学園の教学をあずかることになった私は、戦時中英語を敵性語だとして教えられないでいたような学問から絶縁された生徒諸君が戦場から銃剣をすて工場からハンマーをすてて帰って来たのを前にして、これをいかに教育すべきか迷わざるを得なかった。また占領軍の方では学園が戦時中軍国主義的色彩をおびていたということに疑惑の眼を向けて来るので、これにいかに対処すべきか、なやまされることが少くなかった。

しかも世を挙げていわゆる虚脱の状態におちいり民主主義というかけ声は高くさげられるけれども、なお生徒がおちついて勉学をするフイキを作り出すことを妨げるのみであった。当時のことを思うと、よくもあの混迷を切りぬけて来たのだと、不思議のように感じられる。だが、しばらくにして反省と建設

の時代が来た。そして民主主義と平和主義を国の建て前とする新憲法の線にそ
うて新しい文化国家の建設ということが学園をよみがえらすことにもなった。
わが学園も、前述のように新しい体制をととのえて、内容形式を拡充する方向
にまっしぐらに進展することになったのである。

新しい理念にもえて立ちあがったわが学園は、半世紀にわたる歴史と伝統を
基盤として教育界ならびに学界に大きく浮びあがって来た。そして今や全国各
地から遠近を問わず来り学ぶ学徒の数、大学だけで一万に及び、高校中学校の
三千有余を加えれば、実にわが国屈指の大学園を形成している。すなわち立命
館学園は全国的な学園となつて、卒業生の数また三万五千に余り、各界各方面
に活躍している。しかもなお設備を拡大し教授陣営を強化することにつとめて、
前進を続けているのである。

このように回顧すれば、私自身としても実に感慨深いものがあるけれども、しか
し、教育のことは常に将来にかかっている。若い世代の人たちを、社会に適應せ
しめるように、そして各自の人間性を完成せしめるように、育成して行くのが
教育の本義であるとするならば、教育は将来の社会を自ざし将来に効果を期待
しなければならぬ。だから若い学徒諸君が未来を信じ未来に生きようとする
ごとく、学園もまた将来を信じ将来を自ざして前進を続けなければならない。
しかし若い世代の人たちを適應せしむべき社会は今おそろしく混乱し、時代の
歴史ははげしく動揺している。学園の前途も決して平々たんたるものでは
あり得ない。だが、わが立命館学園は将来を見つめながらあえてこの容易なら
ざる道を前進するであらう。ここにわが学園の大きな抱負があり、わが学園の
かがやかしい展望がある。

わが学園の指導理念と根本方針とは、常に明るく朗かな空気の中に青壯の
気をたぎらせて、学徒各自の個性を健やかにのばし学びつつ批判力を養い習い
つつ創造力と組織力を強めるように、学徒の人間性を完成することにある。す
なわち自律性と積極性を高めて連帯生活における責任を自覚した人間、そして
日本の内に世界を見ようとするような偏狭な人間ではなくて世界の内に日本を
見るような高い識見を有する人間、従つてどのような歴史の激変にもめげぬた
くましい人間、そのような人間を育成することがわが学園の使命である。だか

ら立命館学園においては物的施設を整備することも期するが、更に人的の面
において教授陣を強化すると共に学徒の自主的な活動を健全な方向へ促進するこ
とに最も力をそそいでいるのである。わが学園は、かくて、永遠に学問の研究
と教育の大道を邁進するであらう。(一九五一、一一、二六——私事であるが、
還暦の誕生日を迎えて一週間目に当る日しるす)

(立命館学園新聞・第六二〇号(昭和二十七年二月一日))

進め真実の大道

入学生諸君の情熱に大きな期待を寄せる

総長 末川 博

わが立命館学園は、ここに全国各地から多数の清新はつらつたる青年学徒諸君を迎えて、新しい学年をはじめめる。年々歳々同じようなことをくりかえしている様にも思われるのだが、人は歳とともに変り、世は年とともに転ずるのであるから、新たな学徒諸君を迎える毎に、私は、感激を新たに、新たな希望と期待をもち、そこに私自身の生きがいを感じてさえているのである。

歴史の形成者たれ

諸君は若い。これからの社会は、諸君によってつくられるのであり、これからの歴史は、諸君によって形成されるのである。その社会を立派な住みよいにするために、その歴史をかがやかしいものにするために、その諸君の若い青春の数年をさいてわが学園に來り学ぶことになったはずである。すなわち、諸君は、いずれの学部にも属するといずれの学科を修めるとを問わず、みずから人間性を完成して将来に備えるところあるを期しているはずであって、わが学園が諸君を迎えるゆえんもまた、教育基本法にいうごとく「人格の完成をめざし平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して」いるからにはかならない。

ところで、大学は、人材を養う教育の場であるとともに、真理を探求する学園の府である。そして大学における教育は、学問を基盤として学問の上に立ち学問を通じて行われるところに本質的な特長がある。だから、大学本来の使命は、真理を究め真実を伝える学問の研究にあるのであって、学問を離れては大学の教育というものは考えられない。もちろん、今日の実情についてみれば、大学は、就職のための手段的な存在となつていふところが多い。しかし、それ

にしても、大学の卒業生が人間としてそれぞれの個性に適應するシツカリしたものを備えた上に学問を身につけているからこそ、社会がそれ相應の地位を与えるわけであり、またみずから独立して生きて行くことができるわけであつて学問を抜きにしての大学卒業生といふことがナンセンスであるのはいうまでもない。いずれにしても、諸君は、大学にはいつた以上学問をするといふことが、諸君のこれからの本領であることを忘れてはならないのである。

だが、学問をするといふことは、学問というものが文化の進展にもなつて実に多岐にわたる複雑になつていふ今日では、ひとり学園における教室のみでなされるのではなくて、あらゆる社会的な場面においてなされねばならないのであり、わけても、大学においては、与えられるものを受けとるだけではなく、学徒みずから進んで自主的に学びとる用意がなければならぬ。そういう意味で、諸君は、読書会や研究会など、おたがいの間で研究し討論しあう機会をつくり、学問を自分たちでかちとる工夫をしていただきたい。

卒直にいうと、わが学園は、まだ建設充実の途上にあり、いわば未完成の状態にある。人的にも物的にも十全を誇り得る施設を完備してはいない難い点があるので、あるいは、諸君が大きく期待して入学したところにそい得ないものがあるかと、私は、おそれている。しかし、諸君が学問に對する情熱をもちやして向学の志を失わぬ限り、わが学園は、それに應じて、学問をするにふさわしい雰囲気をつくり、諸君の志をのべ得るよう努力するであらう。そしてこれから諸君の協力を得ていよいよわが学園を大きく発展させたいと希望している。すなわち、わが学園は、諸君と同じように、若いのだから、未来を信じ未来に生きようとするとともに、学園全体にわたつて生命の躍動を感じている次第である。これから何を学ぶか。それは、諸君がそれぞれ選んだコースによつてちがうであらう。また、いかに学ぶか。それとも、諸君の専攻するところによつて異なるであらう。だが、何のために学ぶかといふことになれば、諸君のすべてに共通する問題としてとりあげられてよいと思う。すなわち、諸君がわが学園に入つて学ぶのは、いつた何のためであるか、この問題については、諸君がいちおう考えておくべきである。そしてこのことはまたいかに学ぶかといふことにも、何を学ぶかといふことにも関連している。

めざせ平和の世界

何のために学ぶか。こうたずねられたら、諸君は、あるいは就職のためにか、あるいは好きで面白いからとかいろいろの答をするであろう。個人的にみれば、それでよく、また当座の答としては、それでまちがいない。だが、もっと広くもっと高い立場から考えてみることも必要である。がんらい、諸君が選ばれて大学の門に入るといことは、諸君自身のためにのみあるのではなく、実に国家社会が諸君の将来に期待するところがあるためなのだから、諸君は、その期待にそうために学ぶのだと考えねばならない。そしてそのように考えることは、同時に諸君自身のためでもある。

しからは、そのような意味で、諸君は、大学に入って何のために学ぶのであるか。それは、要するに、人類の幸福と世界の平和に寄与するためにほかならない。今日の教育の目的が「平和的な国家及び社会の形成者として」の人間をつくるにあるというのも、そのことを意味する。すなわち、諸君は諸君の貴い未来と将来をまもってそれをたのしむことができるような平和な世の中を諸君の力によってきずきあげるために学ぶのだという確信と心がまえを固く持たなければならぬのである。

ところが、現下の諸情勢は、真理を究め真実を伝える学問に対して圧迫を加え良心の自由、思想の自由、言論の自由、学問の自由のとき自由を抑圧しようとする傾向を強め、再軍備やそれともなう憲法改正への道をまっしぐらに進もうとしている。そしてまさに日本は岐路に立ち、世界は大きな転換期に直面している。したがって、諸君が何のために学ぶかという課題は、現実には実に解決至難な状態にお込まれようとしているのみか、諸君の貴い未来と生命は、いつ奪い去られるかも知れない危機にさらされているのである。

独立心こそ必要

かように、諸君の前面には、岐路に立つ日本が転換期にある世界の国際情勢を反映して諸君の学問への道をふさぎ、諸君の貴い未来と生命をおびやかそうとさえしているものが横たわっている。だが諸君は、決しておそれてはなら

ない、ひるんではならない。真実を愛し真実を求める者は、必ず勝つ。諸君は、真実の勝利を信じてわが学園で心ゆくばかり学びとってもらいたい。わが立命館学園では、自主的精神に充ちた心身ともに健康な社会人を育てあげたいと念じているがゆえに、自由と自治を尊重している。しかし、それは学徒諸君の自律を高め独立心を養い共同生活における連帯責任感を育てるためであるから、卑屈な態度を排し不正な行為をにくむとともに、明朗活達で規律を厳守する堂々の行動を要求する。

新たにわが学園に入り来った諸君は、立命館大学生なる誇りをもって、二十世紀後半の社会をにないそこがやかしい歴史をきずく抱負をいだいて、日々一歩ずつ真実の大道を進んでいただきたい。これが、諸君を迎えるに当っての私の切なる願いである。

(立命館学園新聞・第六五六号(昭和二十九年四月一日))

三〇 末川博総長・昭和四十年卒業式祝辞

輝かしい未来のために

総長 末川 博

ここに、有為の青年学徒が多数わが学園を去ってゆく。まことに慶賀にたえないところであつて、心から諸君の洋々たる前途を祝福する。年ごとに、三月には卒業生を送り、四月には新入生を迎えることをくりかえしている私ではあるが、そのような送り迎えをするたびに、感激を新たにしようこびを大きくすることは、年とともに深くなつてゐる。

およそ、学校を卒業するということは、長い人生行路において一つの区切りをつけて新しい段階の生活にはいることなのだから、そこには、過去についての回顧と将来への展望がともなうのは、人の情として当然だといわねばなるまい。わけても、卒業後、就職する諸君にとっては、学園生活にいわば終止符を打つことになるのだから、ひとしお感慨の深いものが胸中を往来するにちがいないと思ふ。

就職したり家業を手伝つたり、その他いろいろの形で実社会と呼ばれる世の中に出てゆく。そのことは、いわば理論の世界から実践の世界へ進出することの意味しているのだが、その世界は、今日、まことに多岐多面にわたつて複雑きままる様相を呈しているとともに、そこでは、諸君が学園ではまつたく予想しなかつたようなことに出会うこともあれば、諸君が遇するに必ずしも寛容でなくて、時には冷たくきびしいこともあるであらう。

わけても、現今のように、大量生産、大量消費そして大量伝達（マス・コミ）というふうな大量が動き、したがつてまた大衆が動かされている大衆社会と呼ばれるような世の中では、個々の人間の存在は、無視されたり軽視されたりしているかのように思われて、いわゆる人間疎外がはなはだしく、諸君は、自分というものを見失つて途方にくれることもあるであらう。そして自暴自棄でやけくそになる危険もないとはいえない。しかし、大衆は、個々の人間が集まっ

て形成しているのであつて、個人を離れては存在しない。したがつて、個人の力はいかに小さく思われても、これを過小に評価してはならない。もちろん、個人の力を自ら過大に評価して自大野郎となることは許されなければ、さらに個人の力を自ら過小に評価して自らを棄ててやけになるようなことほどおろかなことはない。

私がいつもいふように、未来は若い諸君のものである。諸君がこれからなすべきことやなさねばならぬことは、実に多い。大きいえば、これからの世の中は、若い諸君のきすくものであり、これからの歴史は、若い諸君によつて切りひられるものである。諸君をとりまいてゐる現実はいかに冷たくきびしくとも、諸君がもつてゐる若さは何物にもかえがたい偉大な力である。しかも、歴史は、いま世界的にも世界的にも急速なテンポで動いてゐる。この激動する歴史のなかで諸君がはたすべき任務は、私などのような老人どもが過去数十年にわたつて行なつてきたところとはまったくちがった方向で、新しい理念のもとにかがやかしいものとならうとしてゐる。世界の平和と人類の幸福のために諸君が誇りと自信をもつて前進するならば、個々の人間の力はいかに小さく見えても、必ずかがやかしい歴史は展開するにちがいない。

一九六六年三月に諸君がわが立命館大学を卒業したということは、諸君の長い人生行路における一段階である。その段階をわが学園でふんでくれたことに對して、私は敬意と謝意を表するのであつて諸君の前途を祝福する。しかし、他方からいへば諸君の人生のすべては、ここから発足するともいえるのだからせつかく学園で身につけた学習もまた、今後引き続きいてやっていたきたい。すなわち、人間としての教養を高めたり専門的な学問技術を習得したりする工夫は、終生の業として、これからもさらに自主的に強化する必要がある。しかも、今日、志ざえあれば学習の機会はいたるところに見出されるのだから、若い諸君は、あらゆる機会をとらえてたえず学習を続けるように心がけてもらいたいものである。

半世紀近くも教師をして、いつも若い諸君を相手に暮してきた私は、現代の若い諸君は実によい時代に生きていて、立派に育つてゐると考えてゐる。ことに、わが立命館大学で学んだ諸君は、ここで学んだことについて自信と誇りを

もっていると思つてゐる。だから自分というものを過小に評価しないで、何でもよいから諸君の生きがいを感じるようなことを何かやってもらいたいと念願しているのである。そして私たち老人が育つた戦前の時代のように、ひとしく日本人ではあつても、偏狭な日本の日本人にはならないで視野の広く識見の高い世界的日本人になつてもらいたいと思つたのである。

未来を信じ、未来に生きる。そこに若い諸君の生命がある。そして二十一世紀につながる歴史を平和なすばらしいものとすることができるとは、諸君の若い意欲にもえる力の結集である。諸君のめいめいが持つ力は、いかに小さく思われても、それを結集することによつてこれからの歴史はすばらしくかがやかしいものとなつて展開される。未来は、諸君のもの。わが学園を去るに當つて、諸君は、その未来に生きる希望を、胸ふくらませて、高く大きく心にえがいていただきたい。

今日諸君が立命館大学を卒業するということは、わが大学にとつては、大学の使命としました社会的な責務としてゐるところを果たしたという意味で、大きなよろこびである。そしてそのことは、諸君各自にとつては、これからの長い人生行路においていつまでも立命館大学の出身者として恥ずかしくないような行動をしていただきたいという期待をかけられていることを意味している。諸君の自重と自愛を望み、諸君の健康を祈るゆえんである。

(立命館学園新聞・第一〇三〇号(昭和四一年三月二日))

三三 武藤守一総長事務取扱・全教職員、学生への訴え

新春を迎え全教職員・学生諸君に訴える

一、まえがき

全教職員・学生諸君、私は三十余年にわたる立命館大学での教員生活のうちで、この一年間ほどみじめな思いをしたことはありません。いわゆる「全共斗」を名のる学生は何らの積極的な具体的提案らしいものもなく、ただ大学解体・理事會総辞職と叫ぶだけで、大学ならびに教職員・学生に与えた物質的・精神的さらに肉体的被害は測り知れないほど甚大であり、深刻でありました。

立命館大学の戦後の急激な発展過程を顧みますとき、教職員・学生諸君からの積極的な問題提起、それを実行に移す理事會の誠意ある姿勢、これがあつたからこそ発展し得たのだと考えています。しかるにこの一年間は、大学の解体・日本の変革・世界の革命などと、彼らの言葉だけは誠に勇ましかったが内容があつたわけがなく、しかも彼らの行動は封鎖・破壊・暴行・傷害・糾弾となつて現われ、それを当然のことと主張しました。革命は謙虚な人々でなければできない筈と思つていましたが、彼らには思い上つた態度しかありませんでした。彼らの思想の貧困さが、思い上つた態度となり、粗暴な行動とならざるを得なかつたのであります。

しかし、私は彼らのみを責めるものではありません。彼らの誤つた思想と行動が何に基因するかを科学的に分析し、その上に立つて打開のための具体的方策を講じ、彼ら自身を反省させ、さらに大学を正常化し、充実発展させる道を追求する責任がわれわれにあると考えています。

二、いわゆる大学紛争の根源

全教職員・学生諸君、昨年の当初、他の大学で紛争が起きた頃、率直にいつて、それが起きる理由がわかるように思いました。戦後資本主義のもとから諸矛盾によつて世界は激動しつつあり、世界のどこかで戦闘が行なわれ、非人道的な残虐行為が続けられています。国内では技術革新・高度経済成長と

謳われていますが、それを支えているのは独占価格と増税とインフレ政策であり、一方では外資につらなる大資本の支配力はいよいよ強まり、他方ではその負担は全面的に大衆に転嫁されています。それは結局において軍事化と戦争に向う危険があります。それにともなつて教育の反動化と民主主義の抑圧が強められています。敏感な青年学生が疎外感・不満感・不安感を抱くに至るのも、ここにその根源があるのではないのでしょうか。

このような内外の情勢において、真実を追求し真実を教えるべき大学が、果して学生の期待に応え得ていたでしょうか。大学はその体制において、さらにその研究教育の内容において、旧態依然たるものがなかったといえましようか。殊に大学として最も恥ずべき不明朗な事件がどこにもなかったといえましようか。このような矛盾の上に改革の火が燃え上り、日頃の不満感が爆発するに至つたのも避け難いことのように思われました。

ところで、立命館大学といえども内外の諸事情から生ずる多くの矛盾をかかえております。しかし、立命館大学では他の大学とは異り、多年にわたつて築き上げて来た民主主体制があり、教面での苦心と努力があり、いわんや不明朗な事件などあり得る筈ありません。したがつて矛盾を改革する火が燃え上るとしても、他の大学とは異なる手段方法が採られるものと確信していました。この期待は破られ、そこには内容のない罵声と封鎖・破壊・暴力・傷害・糾弾という物理力のみでありました。私は憤りだけでなく、淋しさをさえ感じました。

三、いわゆる大学紛争打開の道

全教職員・学生諸君、以上のように大学紛争の根源は、大学自体にもありますが、より根源的には大学をとりまいて現在の社会的諸矛盾の深刻さにあることを見失つてはなりません。したがつて、大学紛争を打開するためには、次の二つのことを関連させて考えねばなりません。まず第一は、反動文教政策に対する徹底的な批判の上に立つことであります。研究教育に対する反動攻勢は、最近とくに強まってきました。それは大資本の支配から生ずる諸矛盾を、上からの圧力によつておおいかくそうとするものであります。だから、反動文教政策に対する批判は、大資本の支配そのものに対する批判でもあつて、その

変更を迫ることは容易なことではありません。それは一大学だけでできることではなく、大学が連繫し、大学問題を国民運動にまで昂める必要があります。

次に、そのような問題を大学が提起するためには、大学自身が体制を民主化し、教職員・学生の総力を結集する必要があります。さらに大学の研究教育条件を整備し、その内容を充実し発展させねばなりません。これは大学内部の努力でできることが多く、この努力さえせずして何をかいわんやであります。

この努力の積み重ねを無視して、一挙に大学解体を叫んでも、後に何が残るであろうか。それよりも大学解体論の根底にある「ブルジョア社会の大学は独占資本のための労働力再生産工場である」という、全く機械的で一面の浅薄極まる考え方を打破する必要があります。大資本は大学に企業に役立つ知識と企業への奉仕の精神をもつたものを養成してほしいと希望するでありましようが、真実を追求することを使命とする大学は、彼らの期待とは逆に、大資本の批判の上に新しい社会体制の成立の必然性を証明するでありましよう。大学は解体すべきではなく、充実発展させねばなりません。大学解体論は根本的に誤っているために、その主張を貫徹しようとするれば、その手段方法はおのづから暴力的になり、二重の誤りを重ねる結果とならざるを得ないことになつたと考えます。このように誤つた機械的・一面的な大学解体論やその他のブチブチ的な急進主義に基づく暴論を主張し、「全共斗」に迎合し、多くの学生を誤らせた一部の間違った文化人の無責任さに限りない怒りを覚えます。

四、立命館大学の当面する問題とその打開策

全教職員・学生諸君、われわれは多くの難問をかかえ、そのうちのいくつかはすでに実行に移し、残された問題も早急に解決しようと日夜努力しております。(1) 一連の大学紛争の中で提起された多くの諸要求のうち、大学の民主化問題が大きな比重を占めていました。戦後日本の民主化運動の中で、大学の民主化は十分に進まず旧態依然たるものを残しました。いま反動攻勢の強まる情勢では、早急に大学を民主化し、教職員・学生の総力を結集することが必要であり、それなくして大学の自治は守れないし、教学の発展があり得ないことはいふまでもありません。

この点については、立命館大学では戦後一貫して先進的役割を果し、すでに四九年以来総長選挙に学生参加を認め、さらに大学運営上の基本問題については、教職員組合ならびに学友会等と全学協議会あるいは学園振興懇談会を通じて話し合いで事を進めてきました。学部の実行についても学部教授会と学生自治会とで討議してきました。この方式は、いわゆる立命館方式と称され、大学の民主的運営方式として、高く評価されてきました。

この立命館方式も形骸化したという批判が、すでに数年前からありました。その原因はいろいろあるとしても、六〇年以前の学生運動上の統一を阻む諸事情が最も大きかったと思います。その間にも全学協・学振懇を正常化しようとする努力が続けられましたが、その成果が得られないままに、立命館方式解体の動きとして燃え上ってしまいました。民主的と自他ともに許す立命館大学においても、制度的ならびに運営面でお民主化すべき多くの問題をかかえていたことはいまでもありません。

われわれは立命館大学における一層の民主化を進めるために全学的討議をまき起し、改革案を作成するだけでなく、すでに多くの点では実行に移しましたし、今後も努力を続けます。例えば、④総長選挙規程等については旧規程でも学生参加を認めていましたが、新規程では一層民主化されたものとして成立しました。⑤学部長公選制もすでに、各学部職員の学部長候補者決定投票への参加および学生の拒否投票を含めた制度を全学生に提示し、その討議をへて決定しようとしております。⑥教授会の民主化は、人事教授会の廃止、専任講師の職名廃止、助手の教授会参加などを決め、すでに実施しています。⑦大学における事務職員の重要な位置づけを明確にし、そのために職場討議を保障することにしました。⑧全学協・学振懇・五者会談の再建とその民主的運営の確立も、すでに実質的には実現されています。

(2) 大学問題の真の解決は、何よりも研究教育を充実発展させることが前提であります。その最重点として、われわれは小集団教育の一回生から四回生までの体系化、それと専門科目・一般教育科目・外国語との有機的関連性の確立、要するに各学部における全カリキュラムの全面的再検討に取組みました。その中でゼミ二年制を来年度から具体的にどのように実施するか、それと関

連して教員の定員増、施設充実についても討議は最終段階にあります。

その他、大学院問題、教員の共同研究ならびにその条件整備についてなど、多くの問題をかかえています。すでに「討議資料」として基本的方向を提起しており、今後とも問題を大胆に提起し、全学的討議をふまえて逐次解決を図る決意でおります。

(3) 産業社会学部移転の問題は「全共斗」によって恒心館が破壊されて以来、その教学条件を回復するために焦眉の急務でありました。同時に、これは全学にかかわる問題として立命館の長期計画にも重大な影響をもつ問題でありました。そのため切迫した問題でありながら全学的討議を待つため、予定よりは遅れたがすでに決定をみました。産社の広小路からの移転と衣笠での新校舎建設により、従来の窮屈な施設条件が改善されることになりましたので、それを活用して全学的に教職員・学生の研究条件ならびに勉学条件を一段と改善できると考えています。

(4) 従来の学寮に改善すべき問題点があったことは否定できません。しかし、「寮連合」の問題提起の内容には了承し難い点があり、いわんや要求貫徹のためと称して彼らの採った封鎖・破壊・暴行・傷害・糾弾などという手段方法は、大学として何としても容認することはできません。「寮連合」は大学解体を主張し学内での暴力を肯定する「全共斗」と表裏一体の関係にあり、彼らは都合によって両者を使いわけて来たことは一月以来の経過で明らかであります。彼らは少数意見を尊重せよというが、少数が多数を暴力で抑圧している苦はありません。寮は多額の大学経費、したがって一般学生の負担で運営されているのであるから、全学の意思を無視し、舎費なし、水光熱費大学負担など寮生だけの要求を暴力的に貫徹しようとして、「全共斗」の方針を支持するものだけを入寮させるという思想・信条の自由をおびやかすような思い上がった態度は許されません。多数学生の基盤に立たない要求貫徹のために、暴力を肯定するが如きは言語道断であり、いわんやそのような彼らが革命を云々するに至っては笑止千万であります。

一月以来彼らによって破壊された大学の施設設備の損害は億を越える巨額に達し、これらはすべて卒業生および在学生の負担したものであるから、彼

らはそれを賠償する責任を免れることはできません。さらに彼らによって傷つけられた千名にもおよぶ重軽傷者に対して、彼らはどう謝罪することができるとしようか。にもかかわらず、彼らには反省の兆しさえ見出すことができません。

われわれは優柔不断との批判を受けながらも、寮生の反省と自覚を何か月も待ちに待ちました。しかし事態は悪化するばかりであり、もはや学内だけの問題ではなく、社会に対しては猶予できない段階にまで立ち至りました。

誠に遺憾ながら、一時寮寮さえも含む退寮勧告という非常手段を採ることが、却って寮生を立ち直らせる最後の手段であると考えざるを得なくなりました。しかし、彼らも反省さえすれば救済措置を講じており、寮は廃止するのではなく、一時的休寮であり寮の再建をすでに具体的に討議し、早急に実現いたします。寮の正常化と再建は、今後の立命館の民主的改革に大きな比重を占めていると考えております。

(5) 五月二十日、恒心館から機動隊に追われた二百余名の「全共斗」は、広小路学舎に入って破壊と暴行を行い、反戦平和のシンボル「わだつみ像」を引き倒し引きずり、ハンマーで片腕をもぎとり頭に大穴をあけました。彼らはいく、「わだつみ像」は虚像であり、真の反戦平和運動を阻害する存在となったので打ち壊すべきであると。このような馬鹿げた主張を支持する一部の文人すらあります。

教職員、学生諸君、「わだつみ像」はわだつみの嘆きを再び繰り返すなという大衆の悲願を芸術的に表現したものです。したがって、それを虚像とするか否かは「わだつみ像」に罪があるのではなく、それを受け止めるわれわれ自身の姿勢如何にかかっているのです。だから、「わだつみ像」を虚像と主張する者は、彼ら自身が虚像と見ていたのであり、みずから反戦平和の運動をしていなかったことを証明しただけではありませんか。打ち壊わさるべきものは、実は彼ら自身の頭であったのです。ある人はいう、戦争中に生きた者は、何らかの意味で戦争協力者であり加害者であって、「わだつみ像」について語る資格はない。何という思い上がった独断的な主張であろうか。われわれも加害者であることを全面的に否定しないが、大衆は国家のためと称して戦場に駆り出された

被害者でもあります。しかもいまでは加害者としての側面を深刻に反省し、再びわだつみの嘆きを繰り返してはならないと誓い、「わだつみ像」の前に絶えず決意を新たにすることが、なぜ悪いでしょうか。これらの愚論を主張する者の多くは、地道な反戦平和の運動など行つたこともない連中でありましょう。

われわれは「わだつみ像」を再建せよという学園の内外から寄せられる期待に応えるために、さらに立命館大学の教学の理念である平和と民主主義のシンボルとしても、「わだつみ像」の再建を是非とも実現しなければなりません。内外の厳しい情勢を考えると、その必要は一層切実です。反対者や批判者は、その主張が結果としては戦争勢力に加担することになることを少しでも考えたことがあるのでしょうか。すでに新しい「わだつみ像」は手近なところに保管されています。それをいつ校庭に建てるかは、それを打ち壊すという頑迷な連中をいつなくし得るかというわれわれの努力にかかっています。平和と民主主義の体制を固めましょう。

五、むすび

教職員・学生諸君、この一年間はまことに苦難の連続でありました。しかし、反面教師という言葉もある如く、われわれは甚大な打撃のうちに学ぶところもまた多くありました。さらに、かつてなく学内では討議が行われ、多くの改革を実行してきました。この経過の中で、われわれ自身の正しさを確信することができました。文字通り、禍を転じて福にしたいと考えています。この全学的努力を続けて、立命館大学をさらに充実した大学に発展させましょう。これはただ立命館大学だけの問題ではなく、日本の大学問題解決への推進力としての役割を果たすという自覚をもつことが必要です。さらに、これは単に大学だけの問題ではなく、日本の平和と民主主義の発展のための推進力としての役割を果たす重大な問題にもかかわるのだという自覚と誇りを持ちましょう。七〇年代は反動の圧力がいよいよ強まるものと考えねばなりません。これに対する全学的決意なくして立命館大学を守り発展させることはできません。

全教職員・学生諸君、最後に私は立命館大学の正常化と発展のために、全学の奮起を訴えます。同時に、私は一連の紛争過程で傷つけられた多くの諸君に

心からお詫びを申し上げねばなりません。また、過失を犯した諸君には一日も早く正常に戻ることを願わずにはおられません。そして、苦難はなお続くであろうが、光明を見出す決意をもって一九七〇年代を迎えましょう。

一九七〇年一月

立命館大学総長事務取扱 武藤 守一

〔注・この「訴え」は同時に在校生父母へも送付した文書である。〕

三三 武藤守一総長・父兄への挨拶

あいさつ

——立命館大学の目標は何か——

総長 武藤 守一

父兄母姉のみなさん

一昨年以来、日本の大学は大きな試練に直面し、大学として生きる道を求めながら大きく動いてまいりました。その中でも立命館大学は他の大学とは異った特徴をもちつつ大きく変化し発展しようと努力してまいりましたので、この機会に近況を御報告申し上げたいと存じます。最近の如く問題の多い大学に御子弟を進学させられている皆さんには御懸念のことも多かろうと思ひ、常日頃から詳細に御報告をと存じながら、御無沙汰ばかりしておりますことを深くお詫び申し上げる次第であります。

かく申す私は去る二月三日立命館大学総長（学長兼務）に就任して以来まだ日も浅いので簡単に自己紹介をさせていただきます。私は立命館大学を卒業し、教員として勤務すること三十五年になります。一昨年から再度の経済学部長勤務中にいわゆる紛争が立命館大学にも波及してまいりました。立命館大学は民主的の大学として自他ともに許されていると確信してまいりましたので、わが大学に封鎖・破壊・暴行が生ずることは予想さえしなかつた不明をいまでは恥ずるの

でありませんが、それでもなお他大学とは非常に異った特徴—その一つとして紛争の間でも講義を休んだことは少しもない—のあったことで自からを慰めているのであります。

この紛争が波及する前から、戦後二十五年間にわたる立命館大学を育てて来られた末川前総長が任期満了の時には辞めたいと辞意を表明されていたので、かねてから討議して来た総長選挙規程の改正を行い、後任総長を選挙する予定にしておりました。それが紛争のため成しないうちに末川前総長の任期満了となり、昨年四月以来私が総長事務取扱とならざるを得なかつたのであります。やがて総長選挙規程が改正され、去る二月一日の選挙によって私が当選就任となつたのであります。

民主的な立命館大学の総長選挙規程でありますから、それはどの大学よりも民主的であつて、選挙に学生が参加することは、最近学生参加が論議されるようになって決まつたのではなく、すでに昭和二十四年からのことでもあります。今回の改正では、従来よりも一層民主的にするのが趣旨であつて、①学生参加の比重を高める（二七・三％）、②推薦立候補制を採り、その選挙にも学生参加を認める、③リコール制を採るなどが主要な点であります。この規程に基いて就任以来まだ日は浅いのでありますが、立命館大学の現況ならびに今後の方向について、主要な点を御報告申し上げたいと存じます。

さて父兄母姉のみなさん

立命館大学がいわゆる大学紛争の波に捲き込まれ始めたのは一昨年十二月ごろからであります。もちろん、それまでも紛争の要因は徐々に蓄積されてきたわけであり、突発的ではなかつたのですが、具体的には「学園新聞社事件」として現われました。この事件も簡単には申せませんが、学友会と反学友会との対立の現われであり、それが仮に起らなかったとしても総長選挙規程改正をめぐって何かが起きたであろうと思われまふ。それにしても立命館大学はどこよりも民主的であり、学生の自治活動は広汎に認められていますので、封鎖・破壊・暴行という手段を採る必要はない筈だと考えていたわれわれは甘かつたと反省しております。

ところで数年来寮連合（七寮、四百余名寮生の自治組織）と大学との間で折

衝が行われていたが、相互の主張が大きく対立し、昨年一月十六日未明に
大学本部のある中川会館が寮連合によって封鎖されてしまいました。それは折
衝が決裂したから封鎖となったというよりも、十一日には封鎖予告のビラが出
たし、十三日には屋上に多数のゲバ棒が運び込まれていだし、同一時期に京大
学生部が封鎖されていますので、彼らの一連の運動として予定の行動であつた
と考えられます。だから要求についての折衝も、それへの過程に過ぎなかつた
のでしよう。

したがって寮連合の要求は、何としても容認し難いものばかりが列挙してあ
りました。寮費は取るべきではない、水光熱費は大学負担、理事総辞職、大学
解体等々、現実社会を空想社会と混同しているのです。二万余名の学生の学費
のうちから数千万円を割いて四百余名取容の寮を運営している現状において、
さらに一般学生の負担において—その中には寮生と同様に生活に苦しんでいる
のが何倍もいるのです—寮生だけをこれ以上特別扱いすることは、公平の原則
からして許されないことではないでしょうか。

大学を解体せよというが、その理由として、大学は独占資本の労働力再生産
工場に過ぎないからという。彼らは大学の本質を全く誤解しており、批判に値
する主張ではありません。しかも解体せよといひながら自分は在籍して卒業し
ようと考えている。試験粉碎と叫びながら自分だけは受験している。入学試験
粉碎と叫んで後進に門戸を閉ざそうとする。彼らの論理は誤っているし、一貫
しないし、あまりにもエゴイズム過ぎる。だから、大学としては彼らの主張を
容認することはできませんでした。

大衆団交に応じよというので、何回も、何十時間も応じましたが、それは決
して話し合いの場ではなく、いま述べたような容認できないことを容認せよ、
イエスカノーかだけだと、一方的糾弾に過ぎませんでした。彼らのいう大衆団
交は害あつて益なしと考へ、昨年二月以来応じないことにしています。相互尊
重の条件がない限り話し合いは無意味と考へています。それは今後とも絶対に
話し合わないという意味ではありません。

思想が誤つておれば、自ずから行動も誤つてきます。封鎖・破壊・暴行に訴
えて大学問題が解決できないことは明らかです。すべてが卒業生ならびに在学

生の学費によって作られた建物や器物を破壊して彼らは何と考へているか。そ
れにもまして多くの学友や教職員を傷つけた償うことのできない行為を彼らは
何と考へているか。私は傷つけられた学生ならびに父兄母姉にお詫びの言葉も
ごさいません。その彼らは革命の起爆剤になるのだとうそぶき、悲壮に叫び、
あるいは革命家気どりしているようです。革命とはそのようなものではないでし
ょうし、革命家はそのような傲慢であつてはならず、人一倍謙虚な人格者であ
つたことは歴史が証明しているのではないのでしょうか。

だから、彼らの運動は次第に一般学生から見離され、孤立化せざるを得ませ
んでした。立命館大学では昨年二月の入試ごろがピークであつて、それ以後は
漸次平静化を続けていまして、昨年以来今日に至るまで講義が妨害されたこと
はありません。私は学生大衆を信頼しております。極く一部特定のものがな
残っていることも事実であります。もはや大勢を動かすことは明らかで
あります。したがって本来やるべきこととして、大学を民主化し、研究・教育
を充実発展させることに本腰を入れて努力することが何よりも大切なことであ
ると考へております。

父兄母姉のみなさん

立命館大学はどの大学よりも民主的で自由な大学であると確信しています。
しかるに一部特定の者は逆に非民主的で自由がないと主張します。彼らは立命
館大学をアウシュビッツの如くに非難していますが、果して彼らはその意味を
知っているのでしょうか。その彼らこそ法令も大学の規則をも踏みにじつて自
由自在に行動し、学友を傷つけても一片の反省さえいたしません。自由放任に
過ぎるという批判さえ出ているのであります。

それにしても民主化がまだまだ不徹底な面のあることを否定するものではな
く、昨年以來全学的討議の上で、多くの民主化を実現して来ました。①先に述
べた総長選挙規程の民主化実現、②学部長選挙に学生参加を実現、③人事教授
会を廃止し、助手を含めた教員会議で人事を行うことを実現、④事務職場会議
の保障、⑤全学協議会・学園振興懇談会・学部五者会議の再建充実等々。しか
し、なお多くの問題が残されていることを自覚し、その改善のために討議を続
行しております。

世間では、大学改革も大学紛争の間だけで、いまでは改革論議は停滞あるいは後退しつつあるともいわれているが、立命館大学では大学改革を真剣に受け止めずでに多くを実現して来たし、今後とも改革を進める努力を怠りません。それができるところに立命館大学の特徴があるのであり、大学改革の推進力にならうと自負している次第であります。

ところで、大学における改革の中心問題は研究・教育の充実発展を図ることではなければなりません。これについても、この数年来いろいろの討議を積み重ねて改善に努めてきました。戦後における大学の特徴はいろいろありましようが、その一つは大学の大衆化であります。大学は一部特定の人だけのものではなくてはなりません。しかし大衆化は大学の質的低下であってはならず、大学教育を国民教育の一環として位置づけ、広汎な人々に大学教育を受け得るようにすることでありませう。

戦後、大学数も学生数も急激に増加しました。結果としてはマスプロの弊害を避け得ませんでした。われわれはその弊害除去のために小集団教育を重点におきようやく一回生から四回生までの小集団教育を体系化いたしました。もちろん、これは内容の面からみれば今後さらに検討を要する多くの問題点をもっています。これの充実発展が大学教育のもつ弊害の除去に大きく役立つものと期待しております。

しかも、この小集団教育と専門科目・一般教育科目・外国語・保健体育とをどのように有機的に関連づけるかという問題があり、結局において全カリキュラムの改革を進めているわけでありませう。これは重大な問題であり、大学教育のあり方の基本にもかかわり、今後ともに慎重に検討し、同時に大胆に採り入れていきたいと考えております。

大学は研究に基づく教育でなければなりません。研究は個人研究を尊重しながらも共同研究を拡充する必要があります。それは一部グループの共同研究、学部学生の共同研究、全学的共同研究、各大学を連ねた共同研究などいろいろの形態があり得るけれども、共同研究の重要性にかんがみ、早急に具体化を図らねばならないと考えております。

父兄姉姉のみなさん

研究・教育の充実発展には、人件費および物件費の増をとまいません。しかるに私学においてはすでに経営危機に迫られておりまして、これ以上の教員増および施設設備の充実を要する経費をどうして賄うかが大問題であります。学費増をも考えねばなりません。それが父兄に対する負担増となり、教育の機会均等を狭め、学生出身階層の変化など複雑で重要な問題がでて来ますので慎重にしなければなりません。

元来、私学の経営を困難にした最大の原因はインフレ政策であります。インフレ政策は日本の経済高度成長を支える主要な柱でありませうが、それが国民生活を圧迫し、私学経営を危機に陥れているのです。立命館大学の経営は全くのガラス張りでありまして、誰にでも見ていただけますが、節減の余地のないほど切りつめた経営をしています。しかも大学教育の約三分の二は私学によって行われていることを考える時、私学に対する国庫助成をさらに大幅にすべきことは当然のことではないでしょうか。

大学問題の解決は、いうまでもなく大学の当事者であるわれわれ―それは理事者・教職員・学生を含む―がまず努力すべきであります。国家もまた研究・教育の面ならびに資金面で協力する文教政策の確立が必要であります。社会もまた大学問題の根源がどこにあるかを十分に考えて協力する姿勢がなければ、大学問題の解決は極めて困難なことであると考へます。どこをみても生活不安、さらに戦争の危険が迫っている情勢のままで、学生にだけ落ちついて勉強せよといっても効果があるとは考へられません。大学問題は社会をよくする運動と不可分の関係にあります。

父兄姉姉のみなさん

立命館大学はまだ多くの不備欠陥をもっていることを知っています。しかし、あらゆる面で何一つ秘密がないことを誇りとし、全く自由に意見を述べ得るといふ民主的の大学であることを誇りとしています。しかも大学を改革しようとする多くの教職員学生が熱意をもって取組んでいます。そして新しい大学のビジョンを実現したいと努力しております。みなさんの御協力と御支援をお願いして報告いたします。

〔学園通信（一九七〇年父兄版）〕

三三 細野武男総長・「教学の現状と課題」

教学の現状と課題

総長 細野 武男

一、はじめに

立命館大学における「教学の現状と課題」について、三月二四日大学協議会案が決定され、全学の討議に付されることになっている。この案は、戦後立命館大学が蓄積してきた教学の到達点を踏まえながら、他方各学部、二部協議会、一般教育センター、保健体育教室、その他で具体的に検討されたほう大なまとめを土台にして仕上げられたものである。したがって、立命館大学教学の現状と課題はこれにつきるし、現段階ではこれ以上のものを述べることはできないと言える。しかし、わたくしはわたくしなりにこの大学協議会案に拠りながら、概括的にいくつかのことを述べて見たい。

立命館大学の教学理念が憲法・教育基本法に沿い、平和と民主主義にあることは変りはない。この点は判り切っているだけにはつきりさせておく必要がある。とくに一九七〇年代における大学をめぐる情勢も、全般的情勢に対応して、民主主義を軸として展開することは明らかであるだけに、本学の教学理念の堅持は基本的な課題である。すなわち、一九六九年八月に強行採決された「大学の運営に関する臨時措置法」によって開かれた大学自治への介入の道は、一九七〇年五月に発表された、大学制度の全面的改変を提案している「高等教育の改革に関する基本構想」(中間報告)によって補強されようとしている。

「基本構想」は「専門化」の名のもとに一般教育の軽視あるいは解体を合理化して、職業教育への方向づけを強め、「効率化」の名の下に教育と研究を分離し、「多様化」の名のもとに大学間の格差を拡大し、固定化しようとしている。この基本構想が全体として志向するものは大学民主化の支柱である、学問の自由これを保障するものとしての大学の自治を破壊する危険性を有っている。

こうした大学の民主主義に対する危険が強まろうとする時期にあるだけに、平和と民主主義に立つ学問の研究教育を強めるという課題を具体的に、また日

常的に追求することが重要になる。

二、学問の現代化・共同化・総合化

わたくしたちは教学内容の現代化、共同化、総合化を中心目標としてきた。しかし、この現代化、共同化、総合化は単に教学内容にとどまらず、これを支える条件やこれを推進する体制を貫く目標であることは言うまでもない。しかし、当面教学内容に限って見る必要がある。

現代化は四つの内容を有っている。第一に学生の実態に即して学問の研究・教育を進めること、第二に現代的課題を積極的に設定すること、第三に現代的観点を踏まえること、第四に現実社会で必要になる学力を念頭に置くこと、がその内容としてあげられよう。

第一の「学生の実態把握」については、いろいろの方法がありうる。学生の要求や批判をアンケートによったり、教室や自主的サークル活動で聞いたりする方法もあろうし、その方法は多様である。従来からもこの実態把握が進められて来ているが、この点の追求が一層進められなければならない。

第二の「現代的課題の設定」は教科内容のなかで、まだ課目の改定をつうじて行なわれてきたが、今後ますます検討されなければならない。第三の現代的観点の確立についても、また第四の現実社会で必要となる学力の検討についても同じことが言える。

こうした教学内容の現代化はばらばらに行なわれてはならないし、また一人で行なえるものではない。そこから共同化・総合化の要請が設定されたし、その点の追求が進められなければならない。

各教科間、専門科目と一般教育科目はそれぞれ独自性を有っており、独自性を明らかにするとともに相互の関連が明らかにされなければならない。とくに相互の関連を明らかにすることによって強く要求されている系統性が保障せられよう。

三、小集団教育を軸とする専門教育

教学の方針の一つとして小集団教育を軸とする学部教学の改善があげられる。小集団教育は本学独自のものではないが、それに積極的な意義を認め、継続の努力を払っている点では特色のあるものである。小集団教育にたいして、いさ

さか過大な課題が課せられてきた嫌いがある。しかし、その課題すなわち、(イ)小集団による学生の自発的研究により、能動的学習態度を身につけさせる、(ロ)内容的に密度の高い知識を身につけさせる、(ハ)討議を中心とした授業システムにより、思考力・表現力・発表力を養う、(ニ)学問を通じて教員と学生、学生同士との交流をはかり、人間形成に資する、(ヘ)学問を通じて教員と学生、学生同士との交流をはかり、人間形成に資する、(ヘ)学問を通じて教員と学生、学生同士相互に関連しているものであり、どれか一つでも実現できれば、他も実現できるものだと考える必要があると思う。すくなくとも一回生から四回生に至るまでの小集団教育の体系化が進められてきたし、ようやく定着を見つつある。

もちろん小集団教育万能主義は警戒されなければならない。小集団教育によって大教室や中教室で行なわれる講義が生きて来るのであり、一般的な講義を踏まえて小集団教育の目ざす諸々の課題も遂行できるのである。

小集団と言っても、まだまだその規模は過大であるし小集団を担当する教員の共同研究の弱さ、学生の参加の不活発さという弱点がある。しかし、これらの弱点があるからと言って、小集団教育の意義と成果は減少するわけではない。

四、自主的学習態度の養成

学問にかぎらず、何事についてもわたしたちの主体的な自主的意欲が必要である。大学教育は学問を背景にして、人間を形成する仕事であるが、学問というのは比較的まとまった知識と言っている。知識はわたしたちに与えられているけれども、それを知らうとする主体的意欲がなかったら無縁な路傍の石と同じである。

あらゆる事は問題としようとするわたしたちの問題意識がなければ問題にもならない。公害問題もこれをわたしたちが問題にしようとしなければ問題にならない。問題にしようとするれば、公害問題を知ろうとする活動が起るし、そうなれば公害についての実情や理論的説明を学ぼうとするようになる。極論すれば、知識・認識のまとまったもの、学問の習得は主体的意欲にかかっていると云える。

このような主体的な自主的意欲を圧殺する諸要因が一杯あるし、自主的意欲の欠けるというのが現代人の特徴となっており、学生もわたしたちもその例外ではない。それだけにこれらの諸要因を取り除き、学問への意欲を燃やすよ

うにしなければならぬ。じつはこれこそが現在の最大の課題と言っても言いすぎではない。

五、一拠点の実現

立命館大学は広小路と衣笠の二拠点になっている。しかし、総合大学としての機能を十分に発揮するためには衣笠一拠点の早期実現が必要になっているし、それに向って進もうとしている。しかし、一拠点実現は総合大学として有っているあらゆる利点を生かそうとするために行なわれるものであって、その実現は総合的計画的に進められなければならない。われわれは立命館大学を中規模大学として規定したが、それは同時に学部規模の検討を土台にするものでもある。一拠点実現は同時に学部規模の再検討を要求している。

こうした画期的に重要な課題を遂行する力は学内構成諸要素、学生・教職員・理事会の組織されたエネルギーによらなければならない。立命館に確立されている民主的な組織や運営がフルに運転されるばあいにはじめて、この仕事は実行せられる。しかも、このエネルギーの動員はいうまでもなく、あらゆる層の要求に立ち、要求をつき合せることによって可能となる。

ここでもまた問題は問題意識とそれに取り組もうとするわたしたちの主体的な意欲にかかるといえる。

(立命館学園広報・通巻第九号(一九七二年四月二〇日))

三三 細野武男総長・「学園運営と財政民主化について」

理解を」

学園運営と財政民主化について理解を

総長 細野武男

学校は各段階を問わず広い意味の学問の研究と教育の場所であることはいう

までもない。施設・設備をはじめとする物的条件も、また教授会、職場会議などの管理運営をめぐる組織的条件も、さらにこれらを支える財政的条件もすべては学問を進めるといふ基本的な仕事・目的のための手段であることは何度でも強調しておかなければならない点である。

中学・高等学校・大学をもつ総合学園として、立命館もこの点については変りはないばかりではなく、このことを中心に奮闘してきたことを誇りにしている。教学・財政・管理を切り離すことなく、関連させ、統一的にとらえることはとくに戦後のわが学園の歴史の中味をなしてきたし、今後ともそうであり続けるであろう。

これら三つの領域を結びつける基本的な環もすではつきり示されている。憲法・教育基本法の路線の堅持、平和と民主主義の推進、自分の頭で考え、自分の足で動く自主性と仲間とともに考え、仲間とともに動く集団性の体得がその環としてあげられよう。もつと簡潔にいえば、民主化の徹底ということになる。

私たちは民主化の一側面である財政民主化のために紆余(うよ)曲折を経ながら一定の到達点にきている。財政の公開、財源の確保、財源の支出について、民主化の方策を、またこの方策を実行する民主的な方法を、実施してきた。まず私たちは、これらの歴史的に積み重ねられてきた経験的蓄積を理論としてまとめ、今後の創意工夫の出発点として明らかにしようと考えている。

しかし、先にも述べたように、財政の民主化は教学の民主化のためにこそあるのだから、財政の民主化との係わり合いにおいて教学の民主化がどのように進められてきたか、その結果、課題は何にあるかを明らかにしたい。

教学との係わりで進められてきた財政民主化ではあるが、それでは財政そのものの実態、すなわち財政の歴史的経過と現在の財政の仕組みの状況や将来の方向および課題はどうなのか、それを示したい。

私たちは、戦後における文教政策、財政を中心とする経済政策のなかで、学園の民主化のために奮闘してきた。政府の政策は、学校教育を中心とした教育についてきわめて貧しいものであったことは異論のないところである。この貧困さは高等教育、とくに私学のばあい集中的に表われており、それは度重な

る学費の引き上げに端的に示される。学費はたんに財政の問題にとどまるものではなく、民主主義的な研究・教育のあり方にかかわる問題である。そうであればこそ、学費改定問題での全学あげでの取り組みによって、学園のあらゆる領域にわたる民主化は前進したといっても言いすぎではない、と私は考える。

こんにち、進行している、いな推進されているインフレーション政策は、多くの国民の生活破壊をもたらしているばかりではなく、いろいろの事業体のなかでも、とくに教育・研究の事業体である学校に、さらに学校のなかでも私学の仕事に破壊的影響をおよぼしていることは、これまた多くの学校関係者が認めるところである。

昭和四十八年(一九七三)十月二十日から翌年一月十八日に至る間、私たち立命館大学の構成要素である学生・教職員・役員がそれぞれの立場から取り組んだ学費改定問題は、こんにちでも続いていると考えることも、とても大切である。全学協議会における確認事項の実行に取り組むことは、同時に学費問題に取り組むことであると私は思う。

全学協議会確認事項のなかにある幾多の課題の集約点が大幅な公費助成の実現の課題であることも、わが学園の構成バートの責任あるものの一一致した見解である。民主主義教育の原則である教育の機会均等、公教育公共負担からいって、公費助成が教育・研究の仕事を営む学校の民主化のための基本的課題である。

私たちの公費助成問題をめぐる思想、方針、組織、運動はいま前進しつつあるし、全国の私学に誇り得るものと考えてよい。私たちはこの運動の深まりと拡がりをどう実現するか、そのために公費助成運動について、明らかにしたい。

これらの課題の解明に努力して私たちなりのまとめを提示するためにつくったのがこの学園通信特別号である。もちろん、この「通信」は財政の民主化の視点からアプローチしているもので、そのために問題解明の制約もっている。

しかし、私たちは思いつきでこれを提示しているのではなく、この「通信」の所論は立命館学園の歩んできた歴史を背景にしているし、また立命館学園内の見解を基礎にしているから、そのかぎり私たちの恣意や主観をかなり排除できている、と私は考える。この「通信」が共通の見解をつくり出し、学園の民主

化の推進のための手掛かりになることを願ってやまない。

〔立命館学園通信・特別号（昭和四九年六月一五日）〕

三三 細野武男総長・新学年度挨拶

新学年度を迎えて

総長 細野武男

昭和五〇年度の新学年を迎えて、学園のみなさんに一言ごあいさつを申し上げます。

一九七〇年代も後半に入り、六〇年代の高度経済成長の諸矛盾が七〇年代前半に一挙に噴出した後、七〇年代後半はこれらの諸矛盾の深化を見ていることはみなさんの御承知のとおりです。不況とインフレーションの同時的存在を特徴とするスタグフレーションが今日の状況だとすれば、ある意味では、この状況ははじめての経験だと言つていいでしょう。

就職問題

立命館学園、そこで生活している教職員・学生もこの状況から脱するわけにはいきません。不況から私が今年、一番懸念するのは学生の就職問題です。一九三〇年代の前半に大学を出た私は当時の不況の集中的な表現であった就職難、失業苦を身にしみるほど経験しただけに、就職難の到来が予想される今年は、私たち教職員がこの問題に真剣に取り組まねばならない、と考えます。高度成長時代にはあまり問題にならなかったことが顕在化するのが現在の特徴と言えますが、青少年諸君が働く仕事を有ち得ないことほど、みじめなことはありません。一時帰休の形で仕事を休まされている青年社員が不安、退屈、味気なさ、働くことから来る心身の安定、を語っているのを聞くにつけても、定職に就いて働くことの大切さがわかります。労働のなかで休息の楽しさは、本物となる

のでしよう。採用取り消し、自宅待機はいままででは例外現象だったし、昭和四九年度卒業生の場合かなりこの現象が出ましたが、それでも多くなつた程度だと言えましよう。五〇年度には採用そのものが減少すること必至です。このよ
うな状況をなくするためには、国の政策を確立しなければならぬでしょう。
しかし、だからと言って、私たち学園関係者は手を拱いてはなりません。
就職問題の好転を実現するため、あらゆる方策をきめ細かく進めること、これが重要な今年度の課題だ、と私は考えます。

公費助成運動

インフレーションが現に存在していることは部分的な物価の低落、安定にもかかわらず、否定できません。インフレーションの進行は学校とくに私学を危地に追い込んだし、私学は今日、この危地に落ち込んだままです。立命館の場合も同様で、経常収入の七〇%（いずれもこれらの数字は五〇年度予算による）近くが学生生徒納付金によってまかなわれているが、この財源は国や地方自治体の税収入よりも固定したもので、逆に言えば弾力性のないものです。営利事業のように事業活動によって増えることもありえないものです。学生生徒納付金の増加を計ろうとするのは、相対的低学費の積極的な意義を確認している本学ではきわめて慎重を期さなければなりません。補助金は一八・七%で微々たるものです。公教育公共負担、教育の機会均等など、民主主義的原则の実現からもまた私学危機の基本的な打開方策としても、国や地方自治体による私学助成の飛躍的発展を期す公費助成運動を進める以外に私学危機を打開する方法はないし、五〇年度も私どもの中心的課題はここに集約されましよう。

財政問題と学園課題

収入財源が固定しているのに支出はインフレーションによって増加するばかりです。教育・研究の仕事は人間が中心であり、その点人間を大切にする必要があります。あるばかりではなく、この人間が研究・教育を進める条件整備を計ること、これは学園の最も重要な課題です。経常支出の七六%以上を占める人件費、二四%になる物件費の比率はともあれ、これらすべては貧困な文教政策から言つて貧弱なものである上に、インフレーションによって現状を維持するだけでも支出増をしなければならぬし、少しでも前進を計ろうとすれば大きな金を要

します。

私たちは衣笠一揆点を展望しながら建設事業を進める課題を有っているし、五〇年度には理工新館建設、セミナーハウスの統合を前提とした宇多野セミナーハウスの開設、用地の取得を実行しています。この財源は学生納付金と寄付借入金であるが、これらの財源確保を困難にしている元凶もまたインフレーションと不況です。売ろうとすれば安く、買おうとすれば高いという現状での資産売却による財源に多くを期待することはむづかしい状態です。

学園の財政は教育と研究を支えるためのものだが、また財政的支柱がなければ教育・研究は一步も進められません。また財政的苦況が教育・研究を崩壊させてしまつところに、私たちは立っています。金だけで人間の営みが決定されるものとは、私は考えません。しかし、金は人間の生活を円滑にする手段です。そのため収入増を計ること、支出を効率的にすること、に全力をあげるよう、私も頑張りたいと思いますが、みなさんの協力をお願いします。

立命館学園は創立七五周年を迎えます。この七五年は二〇世紀の七五年であり、第一次世界大戦、一九二九年の大恐慌、第二次世界大戦という三大事件を頂点にした激動の七五年でしたが、内外の激動のなかを生き抜いてきた力量をわが学園は有っている、と私は確信します。いま述べたようなきびしい条件の中でも生き通し、前進するための最大の要因、原動力は役員・教職員・学生という直接学園の仕事に参加している人びとや一一万を越す校友、父兄母姉を中心とした多くの国民のまとまった力だと言えましょう。こうした力があればどんな難問も解決できるし、こうした力がなければ何もできない、というのがいつの場合でも私の結論です。

実態把握について

私どもの学園は戦後一貫して平和と人権、民主主義を追求し、そのための方策を実行してきましたが、当面の具体化として提示されたものが一九七三年度全学協議会確認事項にはかなりません。その詳細はすでに本学園広報にも収録されており、ここでは繰り返しません。要はその着実な実行にある、と言えましょう。ただ一つだけ念のため述べておきたいと思ひます。

学園の仕事が学問の研究と教育にあることは何度でも言わなければならぬ

点です。しかし、学問の前進にとつて何をいっても必要なのは積み重ねであり、前進は着実になければなりません。その意味で、大学を中心にした改革は慎重に、実態を踏まえたものとならざるをえません。実態の把握がいろいろの形で、たえず主張されている理由の一半もここにあります。実態を掴むのに最も有効な方法は学園を構成している各領域の人びとが研究、労働をつうじて作り、提起してくる諸要求を聞き、これと取り組むことである点も再三述べてきたところです。改革は各パートから出されてくる要求に根ざしたものでなければならぬと言つのは、学問の研究と教育の前進の有つ基本的性格から来るものです。私どもが中教審路線にかならずしも賛成できないばかりではなく疑問を多く有つのも、学問に従事している現場の実態に根ざし、仕事に従事している人びとの要求に根ざしているとは考えられないからにほかなりません。

教学の現代化について

私たちは、学園内に改善されるべきたくさん問題を抱えています。たとえば、私たちは教学内容の改善の方針として現代化を掲げていますし、その中味を具体化してきたと言えます。今日、小・中・高の教育課程のなかで問題になっている点の一つは教材の整理ですが、大学でもこの点が現代化の課題として日程に上つて来なければならぬでしょう。また学力の養成にしても基礎学力を、と言われていますが、大学の場合でも同じようにこれの検討を進めなければならぬでしょう。

このほか、問題はいくらかでも取り上げられようし、どれも解決を迫られていると言えます。しかし、問題にはその軽重があるばかりではなく、その軽重をはっきりさせなければ問題のジャンクルの中で途を踏み迷うのが落ちです。五〇年度最重点の問題、環となる問題を私は私なりに逐次全学に明らかにしたいと考えていますが、その提起はいろいろの交渉の過程でしたいと思つています。なお、本学園広報は非常勤の先生方にも読んでいただくと思つて、本学の考えていること、行なっていること、を理解していただくと同時に批判もして下さるよう末尾ながら付け加えさせていただきます。

三六 天野和夫総長・一九七八年度卒業式祝辞

天野和夫総長祝辞

(1) ここに一九七八年度の卒業式を行なうにあたり、今日多数ご出席下さいました卒業生の父兄母姉の方々に、まずお祝いとお礼を申し上げる次第であります。皆さんのご子弟が本学へ入学されて以来、精神的あるいは経済的に、いろいろご苦労があったであろうと拝察いたします。この春、本学を巣立つ諸君は総計四、〇〇〇余名であります。これだけ多数の若人をこの学園から送り出すことができますことを、私も学園関係者は皆さんとともに心から喜びたいと存じます。これは、父兄母姉の方々に学園のあり方についてご理解をいただくとともに、それぞれの子弟を励ましていただいた結果と、厚くお礼を申し上げる次第であります。

さて、卒業生諸君、入学から卒業に至るまで学園生活の中でさまざまな思い出を持ち、また一人ひとりが自分の成長の跡を自覚しているかと思いが、卒業式にあたって私の感懐を若干申し述べ、はなむけの言葉といたします。学園における諸君の生活と、これから社会に出て以後の生活との間には非常に大きな隔たりがあるかと思えます。諸君は、学生であるということによって、ある意味で特権的な学生生活を送ってきたという一面があります。しかし現実の社会に出ていくと今まで家庭において、あるいはまた学園において諸君が処しておったような具合にはなかなかいきにくいのであり、厳しい現実に直面しなければなりません。ここは、大学生活の中で諸君が培ってきた力量によって突破し、各人が自分の前途を自分で切り開いて行くという積極的な気持で、社会に巣立つてほしいと思えます。

諸君がこれから活躍しようとする社会の状況は、必ずしも平坦な道ではありません。国際的に見てもイランの政情の問題であるとか、あるいはバレスチナをめぐる中東の問題であるとか、さらに中ソの対立、中越紛争、こういうふうな諸問題があり、それが同時に日本国内の政治や経済の動向に直接影響を及ぼしてくるという時代であります。そして、国内の政治、経済の状況

を見て、若く、清純な気持をもった諸君が、そのままなじめるような社会情勢ではありません。むしろ、諸君の正義感からすると反発を感ずる政界、財界の汚職というふうな問題があります。そして、今後日本は経済的にかなり長い時期にわたる不況を乗り越えて行かなければなりませんし、革新自治体が誕生することによって国の政治にも一定の革新がもたらされるかと思われたわけですが、道は必ずしも明るいだけではなく、政治も経済も混乱の状況の中にあると言わなければなりません。しかし、私は諸君がそういう困難な社会情勢の中でも、それぞれの道を歩んでもらえるものと確信しています。

諸君が本学で学んできたところは、必ずしも少なくありません。大学における正課の授業に身を入れた諸君は、自分の日常的な勉学を通して、一般的な教養、さらに専門的な知識においてかなりの力量をもって社会に出て行くわけです。また、大学生活を学芸、学術あるいは体育という課外の活動と取り組んできた諸君は、それなりに自分で得たものがあるかと思っています。こういう大学生活で得たものを、社会の中で充分に発揮してくれるよう念願する次第です。

また、本学では入学から卒業に至るまで、各学部それぞれのカリキュラムに沿って、小集団教育というものを行ってきました。諸君は、そういう小集団教育の中でクラスの活動に自主的に参加し、クラスの中での集団性を培うことに努めて来たかと思えます。このことを、これから社会に出て、一層前向きに押し進めてほしいと思えます。社会生活の中で、他人の後ろに隠れているというのではなく、自主的に課題に取り組んでいく、同時に一人だけで仕事をするといいのでなくて、集団的に、協同的にやっていくという姿勢を伸ばして、積極的に立ち向かってほしいと思えます。

さらに、本学では、諸君に日常厳しい受講態度を求めてきました。課外の活動についても、大学生活の中であるべき方向というものを常に考えながらやってきてもらいました。諸君が本日卒業するというについても、厳しい試験を通して、この日を迎えたわけでありました。したがって、諸君の力量は、決して他の大学の卒業生に劣るものではありません。そういう意味で、立命

館大学卒業生として誇りと自信を持って、堂々と社会へ巣立ってほしいと思います。

(2) さて、本学では戦後三〇有余年の間、亡くなられた末川博先生が総長に就任されて以降、「平和と民主主義」という憲法と教育基本法に基づく教育理念を掲げて、学園の発展を図り、教育、研究に当たってきたわけです。この理念を、立命館の教学精神として、諸君に持って卒業してほしいと思います。現在の社会の中には、政治的にも、あるいは文化的にも、いろいろな思想、イデオロギーの対立状況があります。私は、憲法および教育基本法で謳われている「平和と民主主義」の精神こそ、そうした思想的、イデオロギー的な対立の中にあつて、人間として生きるひとつの大きな基準にならうと考えています。

そして、このことと関連して、私は本日とくに人間の尊厳、人間の尊さということを諸君の胸の中に深く刻みこんでほしいと考えます。諸君が在学中に、仲間の何人かが病氣、不慮の事故で倒れ、あるいは自ら生命を断つというまことに不幸な出来事がありました。前途のある青年にとつて、これほど痛ましいことはないと思います。

今日の社会は、いわゆる近代市民社会として、同時に近代国家を伴って成立、発展してきたわけでありませうけれども、その生成期に、アメリカの独立宣言第一項は次のように述べています。「自明の真理として、すべての人間は平等に作られ、創造者によって一定の譲渡すべからざる権利を付与されていること、それらの中に生命、自由および幸福追求が含まれていることを信ずる」と。また、フランスの人権宣言もその第一条で「人間は自由、かつ権利において平等なものとして生まれ、かつ生存する」と謳っています。この考え方は、第二次世界大戦後、国際的には「世界人権宣言」、さらに「国際人権規約」というふうな新しい形で確認されてきましたし、わが国では憲法第十三条の「すべての国民は個人として尊重される」という規定、また教育基本法の前文に「われらは、個人の尊厳を重んじ真理と平和を希求する人間の育成を期する」という文言によって、明確に規定されてきたわけでありませう。

人間の尊厳については、このようないわゆる人権保障を謳った法律的な宣

言ないし制度に掲げられているだけではありません。むしろ、多くのすぐれた思想家たちが、人間の本質とは何であるか、またどのようにすることが人間の尊厳、人間の尊さを保障するゆえんであるかということについて、一層根本的な論究をしてきたと思います。たとえば、近代初期の代表的な哲学者であるカントは、彼の理性哲学の立場から、人間の尊厳を人格の尊厳として基礎づけようとした。彼の著した『道徳形而上学原論』という書物がありますが、その中でカントは、それぞれの人格における人間性が常に目的として取り扱われなければならない、単に手段として用いられてはならないということを要求しています。カントにとつて、物は単に手段になるけれども、人格として捉えられた人間は単に手段にされてはならないのだという意味であります。このカントを先駆者とするドイツの観念論哲学を批判して、独自の政治経済学を展開したマルクスは、その初期の『経済学・哲学手稿』の中で、「疎外された労働」という問題を提起しました。そこにおいて、労働や生産的活動こそが人間の本質であり、人間を人間たらしめるものであるけれども、疎外された労働は人間からこの本質を奪い去り、労働を単なる肉体的生存の手段にしてしまう、ということを描いています。このような疎外を克服するためには、今日の現代的な社会で言いますと、単にコンピュータの指令によって労働するというふうなことでなくて、労働の目的や手段が労働そのものとの内的に関連づけられる、そういう意味で人間の本質が回復されなければならない、そのためには社会の変革が進められなければならない、こういうことを言っているのであろうと思います。

カントやマルクスの理論を今日の具体的な社会状況の中でどのように評価するか、またこれらの理論を諸君がどのように生かすかは、各人それぞれに考えてもらうほかにはないと思います。しかし、いずれにしても、私は卒業される諸君に自分の人間的尊厳、とりわけ生命の尊さを大事にしてもらいたい、同時に他人の人間的尊厳も大事にしてほしい、諸君が社会に出入されるにあつて、このことを強く要望しておきたいと思ひます。

(3) 私が、前総長の細野武男先生にかわつて総長に就任してから、だいたい九カ月を経過しようとするわけですが、この間各地で活躍しておられる本学の

三三七 天野和夫総長・広小路学舎閉校祭典挨拶

総長 挨拶

本日、立命館大学広小路学舎の閉校式典にあたり、ご招待申し上げた各方面から、お忙しいなか、またご遠方にもかかわらず多数の方がたのご臨席を得、本学の役員、教職員、学生とともに、このような形で式典を催すことができずのを衷心ありがたく存じます。本学を代表して、ご来賓各位に厚くお礼を申し上げます次第です。

本学では、この広小路校地に置かれた各学部を漸次衣笠校地に転移し、全学を統合するとともに、施設、設備の更新、改善を図る長期計画を立て、これを実施に移してまいりました。実際は、なかなか当初の計画どおり進まず、若干の紆余曲折はありましたが、一九六五年の一部（昼間）経済、経営両学部の転移に始まり、この三月に予定している一部（昼間）法学部の転移によって、十数年にわたる転移事業を完了することになりました。その間、困難な諸問題、諸条件を克服して、この長期計画を完成することができたという意味では、本学関係者の喜び、これに過ぎるものはありません。しかし、学園草創期以来のまなびやであり、ほぼ八〇年の風雪に耐えて、これまでに多くの校友が勉学にいそしみ、また役員、教職員、学生が協力して守ってきたこの広小路学舎を閉じることは、寂寥の感とともに、惜別の念ひとしおのものがあります。

顧みると、この学舎は、一九〇一年、明治三四年暮れに当時の京都市法政学校の校舎として建てられた一棟三教室のごく簡素な建物から出発いたしました。その後、戦前、戦後を通じ、時に応じて校地の拡充あるいは校舎の新築、増築が行なわれ、今日のような姿に整備されてきたわけであり、専門学校から大学への昇格、校舎の焼失と再建、また現在の立命館中学校の前身である清和中学校の設立をこの学舎は見てまいりました。その意味で、広小路学舎は、立命館発展史の証人であり、

本学は、戦前時代の波にもまれ、ことに昭和年代にはいつて軍国主義とファシズムの嵐に揺り動かされました。しかし、京大事件のさい学問の自由、大学

卒業生に会いました。その中で、年配の人々は政界、財界、あるいは法曹界、教育界その他の分野の第一線で活躍しておられます。また、それよりも若い中堅、若手の人々も非常に活力に満ちた生き方をしておられるということも深く感じました。これら本学の同窓の人々に共通して窺えるのは、誠実さということだと思います。同時に、野草の根性ということであろうと思います。本学は、いわゆる有名校ではありませんでした。むしろ、戦後十年間くらいは全国的にもそれほど知られなかつた大学であつたと思います。それが、今日のような発展を見ることになつたのは、本学の役員、教職員、学生が一丸となつて努力をした結果ではありませんけれども、同時に卒業生の皆さんが社会で大きな成果をあげておられる、それぞれの人柄を、また仕事を認められてきた成果であろうと思います。諸君にも、そういう意味での立命館大学卒業生の伝統を受け継いでほしいと思います。

本学は今、衣笠で本部棟および新三号館の建設を進めていますが、今年から来年、再来年と、この二、三年のうちに広小路に残っている法学部棟や体育諸施設も衣笠に移転して、ここに一拠点を完成します。これは、単に学舎がひとつになるというだけの意味ではなくて、そのことによって大学における教学の充実、進展を期するという方向を旨ざしているわけです。さらに、諸君が在学中に亡くなられた故末川先生を記念し、また末川先生の事業を引き継ぎ、発展させるために、末川会館というものの建設も計画しています。卒業した後、母校のそういう動きについても理解を持ち、また後輩を励ましてほしいと思います。

最後に、ここに学窓を離れられる諸君の洋々たる前途とご健康を祈つて、本日卒業式にあたってのはなむけの言葉といたします。

〔立命館学園広報・第九七号（一九七九年四月二〇日）〕

の自治のため辞職した十数人の教授を迎え入れ、あるいは官学に容れられなかった学生を入学させるなど、私学として独自の道を歩み、戦後における本学発展の基礎を築きました。学園の創立者である中川小十郎初代総長は、本学設立の趣旨として自由で清新な私学、そして「浮華を斥け堅実を旨とする」ことを説いております。この建学の精神は、今後も本学の伝統として長く受け継がなければならぬものと考えます。

さて、戦後の立命館は、末川博総長のもとに再建、復興の道を進み、憲法および教育基本法にもとづく平和と民主主義を教学理念とするともに、民主的な学園、また国民のための私学づくりに全学あげて努力してまいりました。形の上だけを見ても、戦後一九四八年に新制大学として発足した当時、法学、経済学、文学の三学部によって構成されていた大学は、四九年に理工学部を加え、六二年に経営学部、六五年に産業社会学部を増設し、今日の一部（昼間）六学部、二部（夜間）五学部、そして大学院六研究科、さらに人文科学、理工学の二研究所をもつ大きな教育、研究機関として成長するに至りました。

この間、広小路学舎では、五三年に反戦、平和の象徴である「わだつみ像」を迎えるさいの荒神橋事件、また七〇年前後のいわゆる学園紛争など、本学関係者にとって忘れることのできない試練の時期がありました。当時、学園のため奮闘された卒業生、名誉教授をはじめ旧教職員の方がたには、学舎を閉じるにあたり心からお礼を申し上げたいと存じます。

ところで、この学舎は、御所の東、河原町通りに面するという立地条件に恵まれ、ただ本学の教育、研究の場としてだけでなく、多くの市民の方がたに「土曜講座」などでなじんでいたとき、時に全国的あるいは地域的な大衆集会の会場にもなりました。学舎の周辺には、南に府立文化芸術会館、東に府立医科大学、北に同志社大学、同志社女子大学等の文教施設があり、さらに学生の下宿、食堂、喫茶店、また書店、文具店などで、一つの大学街、学生街としてのふんい気が作られてまいりました。そして、近隣町内の皆さんには、大学である、また学生であるということ、寛容に見守っていただいたところが、少なくともかろうと思えます。学舎の閉校にあたって、これら各方面の方がたの長年にわたるご厚誼に対し、深く謝意を表したいと存じます。

本学は、これから衣笠校地を中心にして、八〇年代、さらに九〇年代につながる発展に向け飛び立とうとしています。私たちは、学園の現状をふまえると同時に、この広小路学舎で繰り広げられた歴史に学び、先人の足跡を教訓として、新しい学園創造のため前進したいと思えます。この校地には、現在、私たちの立ち去り難い中川会館、存心館、尽心館、研心館、清心館等の建物があり、かつては河原町通りを越えて恒心館、寺町通りの向こうに有心館がありました。それぞれの建物に思い出をもつ皆さんとともに、この学舎との別離を惜しみつつ、お世話になった各方面の方がたには、これまでと変わらないご支援、ご鞭撻をお願いして、閉校式典にあたってのご挨拶とします。

〔立命館学園広報・第一一七号（一九八一年二月二〇日）〕

三三八 天野和夫総長・立命館学園創立八十周年、大学衣笠移転完成記念式典式辞

式 辞

総長 天野和夫

ここに立命館創立八十周年ならびに大学の衣笠移転完成を記念する式典を挙げるにあたりまして、まず学界、教育界だけでなく、政界、財界、官界その他を代表されるご来賓各位にご列席いただきましたことを、深く感謝申し上げます。次に、校友の皆さん、各地の校友会支部をまとめていただき、また日ごろ学園をご支援くださった上、本日は式典のためわざわざ駆けつけていただきました。厚くお礼を申し上げます。さらに、名誉役員、名誉教授の方がたをはじめ旧教職員の皆さん、皆さんの長年にわたるご尽力が実を結んで、本学は今日の喜びの日を迎えることになりました。ご在任中、またご在職中のご苦勞を思い、心からお礼を申し上げます。こうして、ご来賓をはじめご招待申し上げた皆さん

んとともに、本学の役員、教職員、学生が一堂に会し、記念の式典を催すことができますのを、私どもはたいへん有難いことと思ひます。

さて、本学は明治三三年、すなわち一九〇〇年の創立であります。したがって、暦年で申しますと、今年は一周年を迎えることにならうかと思ひます。しかし、一九六三年に策定した大学の衣笠一拠点化を目ざす長期計画が、今春の一部（昼間部）法学部の移転によって完了することになりました。この長期計画は、本学の戦後の発展のなかできわめて大きな意義をもつものであり、当初の計画から見ると、その後教学上あるいは財政上の諸問題を考慮し、若干計画の手直し、練り直しを行いました。すなわち、六三年に立てた第一次長期計画は七一年からの第二次長期計画になり、それは細野武男前総長、そして西村幸雄前総務・財務担当常務理事在任中の時期に鋭意推進され、現在見るような形で完了することになりました。そこで、このような大学の衣笠移転完成と合わせ、本学創立八〇周年を記念する式典を挙げ、またそれを祝賀することにしたわけでありませう。

本学が、「京都法政学校」として発足した当時、法律科および政治科の二学科から成り、在籍学生数一五八名というごく小規模の学園でありました。その後八〇年の星霜を踏み、時に学園規模を拡大し、あるいは時に縮小しつつ、幾多の学制改革を経て、今日では大学において一部（昼間部）六学部、二部（夜間部）五学部、大学院六研究科、それに人文科学および理工学の二研究所を加え、さらに高等学校、中学校を擁し、新年度の在籍学生、生徒数合わせて二万二千五五三名という大きな総合学園に成長するに至りました。そして、今春までに本学を巣立った卒業生は、大学において一四万一千余名、高等学校、中学校において二万八千余名、合わせて約一七万名であります。このような八〇年の歩みを顧みると、それぞれの時期の関係者のご協力、ご支援に対し、深く敬意と謝意を表したいと思ひます。

ところで、本学八〇年の歴史は、第二次世界大戦の終結を境にして、おおよそ戦前の四五年と戦後の三五年とに区分することができようかと思ひます。

このうち戦前の歴史については、時が移ろい人も変わり、学園関係者の記憶が次第に薄らぎ、あるいは関係者の間に時の流れに追隨した年月を記憶の外に押

しやりたいという一半の気持があることも否めません。事実、わが国の軍国主義とファシズムへの胎動が始まった昭和年代の初期、一九二八年には「禁衛隊」が結成され、三九年には今日の理工学部の前身である「立命館高等工科学校」が「立命館日滿高等工科学校」に名称を変え、転換しました。ことに日本が太平洋戦争に突入したのち、本学の教学は当時の「東亜法政科」「東亜経済科」という名称が示すとおり、急速に右傾化しました。しかし、本学はこのような時期に、三三年のいわゆる京大事件のさい、学問の自由と大学の自治のために辞職した十数名の教授を迎え入れ、また治安維持法違反で旧制高等学校を退学させられた生徒を受け入れるなど、私学として独自の道を歩みました。戦前の私学は、私どもが今日想像するよりもはるかに、官学の補完物のように見られ、差別され、統制されていきました。当時のことについては、関係者の方がたの間、いろいろなご意見があろうかと思ひますが、私は、創立者である中川小十郎初代総長がこうした困難な時代に本学を私学として存続させ、教学の充実を図るため苦心された、その足跡を想起するとともに、創立当初の精神である自由で清新な学風、また質実の教えを忘れてはならないと思ひます。

戦後の本学は、いうまでもなく末川博総長のもとに再建、復興の道を進み、憲法および教育基本法の精神である平和と民主主義を教学理念として、教育、研究の水準の向上、学園の民主化、さらに学園としての社会的役割の遂行に全学あげて取り組んでまいりました。もともと、その道は必ずしも平坦ではありませぬ。私どもは教学優先の原則を掲げましたけれども、私学として教学と財政との接点をどこに求めるかというむずかしい問題があります。さらに、そうした事情のなかで、学園の将来の発展を期さなければなりません。そこで、一方では大学における経営学部、産業社会学部の新設に踏み切り、他方では高等学校、中学校の統廃合を行いました。ここには、新しいものを産み出す苦しみ、それ以上に歴史的経過をもつものを整理する苦しみがありました。また、学費問題一つを取ってみても、その解決はなかなか容易なものではありません。ことに一九七〇年前後のいわゆる学園紛争は、私どもも本学関係者にとつて、大きな試練の時期であつたと思ひます。まことに残念なことですが、紛争は多くの施設の破壊とともに、教職員、学生に一千有余名の重軽傷者を出しま

した。当時学園を守るために奮闘した教職員、学生の身体には、今でも古傷が残っています。さらに、身体の傷跡だけでなく、心の傷跡、心の亀裂が残っています。これは、紛争から既に十年余を経過した今日、根本的に修復されなければならぬものと考えます。いずれにしても、このような試練を経て、本学は現在、学園の体制および運営において、また教学のあり方において、そして財政のあり方において、日本の私学の一つの存立のしかたを提示するところまで到達したと確信しております。同時に、教育および学術研究に対する寄与も少なくなかったと自負しております。

本学八〇年の歩みは、わが立命館学園を私学として相当の水準に押し上げました。そして、長年の念願であった大学の衣笠一拠点化の長期計画も基本的に完了しました。私は、これを一つの画期として、本学が新たな将来展望をもって再出発しなければならない時に際会していると思います。

今日私学をめぐる情勢は、きわめてきびしいものがあります。政治の動きのなかでは、憲法の問題、日本の安全保障の問題、また教育の問題が焦点になっています。あるいは、行政改革とかかわって私学助成補助金の行方が今後どうなるかという問題があります。さらに、国・公立大学における共通一次試験の実施は、偏差値による大学の格づけをもたらし、それは私大の独自性、自主性を脅かしつつあります。しかも、一部私大の不正入試、寄付金入学、成績原簿の改ざん、教職員子弟に対する優遇措置などが社会的批判を浴びています。このような事態に当面して、私どもは当惑し、畏縮するのではなく、大胆に、しかし着実に進路を切り開く必要があると思います。同時に、批判に対して単に反発するのではなく、これを謙虚に受け入れ、あるいは対岸の火事と見るのではなく、他山の石としてみずからを顧み、戒める姿勢が大事だと思っています。

本学は、社会的評価において、最近かなりの高まりを見せています。しかし、そのことが、もし学園関係者に安堵感を与え、学内に安定ムードを漂わせているとすれば、今後の発展は期せられませんか。学問の教育、研究は、一日怠れば、それを回復するのに多くの年月を要すると思います。学園の全構成員が、他の私学と切磋琢磨しながら、本学独自の道を追求する努力を怠ってはならないと考えます。

最後に、本日の記念式典にかわり二、三のことをご紹介申し上げます。その一つは、ご来賓はじめ関係者の皆さんに、中川総長が揮毫した「形影相訪」という文字を額皿にし、記念品として差し上げたことであります。この言葉の意味は、常に親交を深め、お互いに語り合って、学園の発展のために尽くそうというようなことでありますが、現代風にいえば教育、研究の共同化、あるいは相互理解と相互批判という言葉に通ずると思います。私どもは、このような創立者の教えを引き継ぎ、今後の本学の発展に資さなければならぬと考えております。次に、正門に入って右側にある植込みのなかに、戦後の再建、復興の中心であった末川総長の筆になる「未来を信じ、未来に生きる」という言葉の記念碑を建てたことであります。先生は、学徒出陣のさい教え子や戦場に送り、その多くがふたたび学窓に戻らなかったことを、しばしば痛恨と哀惜の念をこめて語られました。平和を願い不戦を誓って、青年の未来を守れということとは、青年の真の生命、その学問的、人間的発展を凶れということであり、それは同時にわが学園の生命を守ることになると思います。さらに、近日立命館史編纂委員会を発足させ、本学の正確な歴史の編纂事業を進めることにいたしました。私どもは、単に中川、末川両総長の精神に学ぶだけでなく、諸先輩が築き上げてきた学園の体制・運営、教育、学術研究の成果に学び、それを今後に生かさなければならぬと考えるからであります。この編纂事業は、五年を目途にしてまとめられるよう期待しています。

私どもは、ここに創立八〇周年の記念式典を挙げていますが、戦後の最も困難な時期に責任のある役職者として学園の発展のために尽くされ、一九六八年一月に亡くなられた小原広勝元教学担当常務理事、七〇年三月に亡くなられた高橋良三元教学担当常務理事、そして同年九月に亡くなられた武藤守一元総長、そのほか故人になられた方々がたに對して、また今日の式典を心待ちにしながら、去る三月下旬に急逝された上西喜代治前理事長に對して、改めて私どもの謝意と哀悼の気持を捧げるとともに、心からご冥福をお祈りしたいと存じます。

八〇年の風雪に耐えた本学の歴史は、教職員、学生、その周囲に役員、さらに広く校友、これら学園関係者が一致して事に当たれば、必ず前途が開かれることを教えています。私どもは、戦前、戦後の伝統と諸先輩の遺産を受け継ぎ、

二十一世紀につながる次代の立命館を創造したいと考えます。このような私どもの決意を述べ、将来への飛躍を誓い、本日ご列席いただきました各位には、これまでと変わらないご批判とご叱正、またご鞭撻とご支援をお願いして、式辞といたします。

〔立命館学園広報・第二二二号（一九八一年六月二〇日）〕

立命館史編纂委員会名簿

委員長 岩井 忠熊 教授

委員 池田 誠 教授

後藤 靖 教授

衣笠 安喜 教授

(以上常任委員)

寺島 平 教授

小林 幸男 教授

貞広 太郎 教授

橋本二三男 教諭

伊藤 昭 総務部長

栗山 崇 広報課長

(事務局) 総務部 総務課

(編纂室) 主任 金井 直彦

崩場 弘

立命館八十五年史資料集・第一集

一九八六年一月二七日発行

編集
発行 立命館史編纂委員会

京都市北区等持院北町五六―一
学校法人立命館総務部総務課
電話(〇七五)四六三一一―三三(代)

印刷・はいづか印刷
